ＰＣＴ
国際調査及び予備審査
ハンドブック

特許庁
JAPAN PATENT OFFICE

序

特許協力条約（Patent Cooperation Treaty，PCT）は、特許にかかる国際出願制度を創設して、単一の出願手続で多数の国への出願を可能とすることを主な目的としており、受理官庁、国際調査機関及び国際予備審査機関が共通した手続に従い、国際出願にかかる業務を進めることを求めています。

この国際出願の手続については、国際的には、特許協力条約、規則、実施細則等によって定められており、また我が国においては、特許庁と出願人との間における手続を定めるために、「特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律」、施行令、施行規則等が制定されています。審査官は、これらの条約、法律等に基づいて、国際段階の業務、すなわち、国際調査及び国際予備審査の業務を行ってきました。

PCT に基づく国際出願件数は飛躍的に増加しており、国際調査機関及び国際予備審査機関における業務手順や判断基準等を明確化して、公開する必要性が高まっています。また、近年は、我が国特許庁を受理官庁とする国際出願だけでなく、外国特許庁を受理官庁とする国際出願についても、我が国特許庁が国際調査機関及び国際予備審査機関として国際調査及び国際予備審査の業務を担う機会が増えており、業務手順や判断基準等の情報を外国出願人に向けて発信することの重要性も一段と増しています。

これらの状況を踏まえ、今般、国際調査機関及び国際予備審査機関としての我が国特許庁における審査官業務の適正かつ円滑な運用を促進させるとともに、その手続の透明性及び予見性を一層向上させることを目的として、「PCT 国際調査及び予備審査ハンドブック」を作成しました。

本ハンドブックにより、国際出願にかかる手続の適正かつ円滑な運用が行われるとともに、国際的に信頼される国際調査及び国際予備審査の実施を通じて、国際出願制度の発展に寄与することを確信する次第です。

平成 27 年 9 月

特許技監　小柳　正之

PCT 国際調査及び予備審査ハンドブック

目次

凡例

第 1 章　PCT 制度の概要
第 2 章　国際調査業務
第 3 章　国際予備審査業務
第 4 章　国際段階における実体的要件の判断基準
第 5 章　国際段階におけるその他の業務

別紙 A　引用文献のカテゴリー
別紙 B　引用文献の記載要領
別紙 C　補正が行われた場合の国際予備審査の基礎の決定
別紙 D　IPER の附属書類の添付に関する事例

凡例

（1）官庁・機関等

WIPO	世界知的所有権機関 World Intellectual Property Organization
IB	国際事務局 International Bureau
RO	受理官庁 Receiving Office
ISA	国際調査機関 International Searching Authority
IPEA	国際予備審査機関 International Preliminary Examining Authority
DO	指定官庁 Designated Office
EO	選択官庁 Elected Office
JPO	日本国特許庁 Japan Patent Office
RO/JP	受理官庁としての日本国特許庁
ISA/JP	国際調査機関としての日本国特許庁
IPEA/JP	国際予備審査機関としての日本国特許庁
DO/JP	指定官庁としての日本国特許庁
EO/JP	選択官庁としての日本国特許庁

（2）ISA 又は IPEA が作成する書類

ISR	国際調査報告 International Search Report
ISA 見解書	国際調査機関の見解書 Written Opinion of the International Searching Authority（WO/ISA）
IPEA 見解書	国際予備審査機関の見解書 Written Opinion of the International Preliminary Examining Authority（WO/IPEA）
IPER	国際予備審査報告 International Preliminary Examination Report
IPRP	特許性に関する国際予備報告 International Preliminary Report on Patentability

(3) 参照条文等

a. 特許協力条約（PCT）・規則・実施細則

[A1(a)]	特許協力条約：第 1 条 (a) Patent Cooperation Treaty (PCT): Article 1(a)
[R1.1(a)]	特許協力条約に基づく規則：規則 1.1(a) Regulations under the PCT: Rule 1.1(a)
[S101(a)]	特許協力条約に基づく実施細則：第 101 号 (a) Administrative Instructions under the PCT: Section 101(a)

〈テキスト〉（WIPO ウェブサイト）
英語原文： http://www.wipo.int/pct/en/texts/
日本語仮訳： http://www.wipo.int/pct/ja/texts/

b. PCT 国際調査及び予備審査ガイドライン

[GL1.01]	PCT 国際調査及び予備審査ガイドライン：1.01 項 PCT International Search and Preliminary Examination Guidelines: Paragraph 1.01

〈テキスト〉（WIPO ウェブサイト・特許庁ホームページ）
英語原文： http://www.wipo.int/pct/en/texts/gdlines.html

c. 国際出願法・施行令・施行規則

[法第 1 条]	特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（国際出願法）：第 1 条
[令第 1 条]	国際出願法施行令：第 1 条
[省第 1 条]	国際出願法施行規則：第 1 条

〈テキスト〉（法令データ提供システム（総務省行政管理局））
国際出願法： https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=353AC0000000030
施行令： https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=353CO0000000291
施行規則： https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=353M50000400034

d.　特許・実用新案審査基準（国内審査基準）

JPGL 第 I 部第 1 章	特許・実用新案審査基準（国内審査基準）：第 I 部第 1 章
	国内審査基準へのハイパーリンク
[F, A]	「F」（Full Text）：国内審査基準の全文へのリンク
[F]	「A」（Abstract）：第 4 章の各節に記載された「関連する国内審査基準の概要」へのリンク

〈テキスト〉（特許庁ホームページ）

日本語原文：　https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/index.html

英語仮訳：　https://www.jpo.go.jp/e/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/index.html

（4）本ハンドブック内の参照

→ § 1.1	本ハンドブック 1.1 節参照
→ § 1.1.1	本ハンドブック 1.1.1 項参照

第１章

PCT 制度の概要

第 1 章　PCT 制度の概要

目次

[PCT 制度の基礎的事項]

1.1　PCT の沿革……1
　1.1.1　PCT の成立 ……1
　1.1.2　PCT 制度改正の経緯 ……1
1.2　PCT 制度の特徴……2
1.3　PCT における優先権制度……5
　1.3.1　パリ条約に基づく優先権 ……5
　1.3.2　自己指定された国際出願における優先権（国内優先権） ……5
　1.3.3　優先日 ……8
　1.3.4　優先権書類の提出 ……9
1.4　PCT で規定される官庁・機関……11
　1.4.1　国際事務局（IB） ……11
　1.4.2　受理官庁（RO） ……11
　1.4.3　国際調査機関（ISA） ……12
　1.4.4　国際予備審査機関（IPEA） ……12
　1.4.5　指定官庁（DO） ……13
　1.4.6　選択官庁（EO） ……13
1.5　RO、ISA 及び IPEA の管轄……15
　1.5.1　管轄 RO ……15
　1.5.2　管轄 ISA ……16
　1.5.3　国際調査のための翻訳文 ……17
　1.5.4　管轄 IPEA ……18
　1.5.5　国際予備審査のための翻訳文 ……18
　1.5.6　JPO における管轄 ……19
1.6　PCT 制度に関する条約・国内法令等……22
　1.6.1　PCT 制度に関する条約、規則、ガイドライン等 ……22
　1.6.2　日本国における PCT 制度に関する法令 ……24

（2017.01）

[PCT 国際出願に関する手続の概要]

1.7　PCT 国際出願に関する手続の全体像……25
1.8　RO での手続 ……26
1.8.1　方式要件の点検 ……26
1.8.2　手数料の納付確認 ……26
1.8.3　IB 及び ISA への国際出願の送付 ……27
1.9　国際調査段階……29
1.9.1　ISR 及び ISA 見解書の作成 ……29
1.9.2　ISR 及び ISA 見解書の利用 ……30
1.10　19 条補正及び非公式コメント……32
1.10.1　19 条補正 ……32
1.10.2　非公式コメント ……34
1.11　国際公開 ……36
1.11.1　国際公開の時期 ……36
1.11.2　国際公開の言語 ……37
1.11.3　国際公開の内容 ……37
1.11.4　国際公開の効果 ……39
1.11.5　ISA 見解書及び非公式コメントの第三者への提供 ……40
1.12　国際予備審査段階……41
1.12.1　国際予備審査の請求 ……41
1.12.2　34 条補正及び答弁書 ……41
1.12.3　IPEA 見解書 ……43
1.12.4　IPER の作成 ……44
1.12.5　IPER の利用 ……45
1.13　国内段階移行……47
1.13.1　国内段階移行手続 ……47
1.13.2　IB から DO 又は EO への送達 ……48
1.13.3　国内段階における審査 ……53

1.1　PCT の沿革

1.1.1　PCT の成立

特許協力条約（Patent Cooperation Treaty，PCT）は、工業所有権の保護に関するパリ条約（以下「パリ条約」という。）第 19 条の「特別の取極」として定められた条約である。PCT は、1970 年 6 月 19 日にワシントンで作成され、1978 年 1 月 24 日（PCT 第二章は 1978 年 3 月 29 日）に発効した。正式名称として、国内法令では「千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約」（昭和 53 年 7 月 15 日条約第 13 号）と表記されている。

日本国は 19 番目の PCT 締約国であり、PCT は 1978 年 10 月 1 日から日本国において効力を生じている。

1.1.2　PCT 制度改正の経緯

PCT に基づく国際出願制度（PCT 制度）は、これまで、国際出願手続の改善を目的として、多くの制度改正が行われてきた。近年実施された主な制度改正を以下に示す（記載した年月は発効年月）。

- 2002 年 4 月　国内段階移行期限を一律 30 か月に変更 [1]
  （→ § 1.13.1（1））
- 2004 年 1 月　みなし全指定手続の導入（→ § 1.4.5）
- 2004 年 1 月　ISA 見解書の導入（→ § 1.9.1）
- 2007 年 4 月　補充手続の拡充 [2]（→ § 5.13）
- 2007 年 4 月　優先権の回復手続の導入 [3]（→ § 5.14.2）
- 2014 年 7 月　IPEA によるトップアップ調査の導入（→ § 3.6）
- 2014 年 7 月　国際公開時での ISA 見解書の公開（→ § 1.11.5）

---

[1] 日本国では、当該規定が国内法令と適合しないことから経過措置を適用していたが、その後、国内法令の改正が行われた（2002 年 9 月施行）。
[2] 同上（2012 年 10 月施行）。
[3] 同上（2015 年 4 月施行）。

1.2　PCT 制度の特徴

PCT 制度は、出願人が複数の国に特許出願の手続をしなければならない煩雑さ、非効率さを改善するために設けられた国際的な特許出願制度である。

PCT 制度の特徴として、以下の 4 つの事項が挙げられる（図 1-1 参照）。

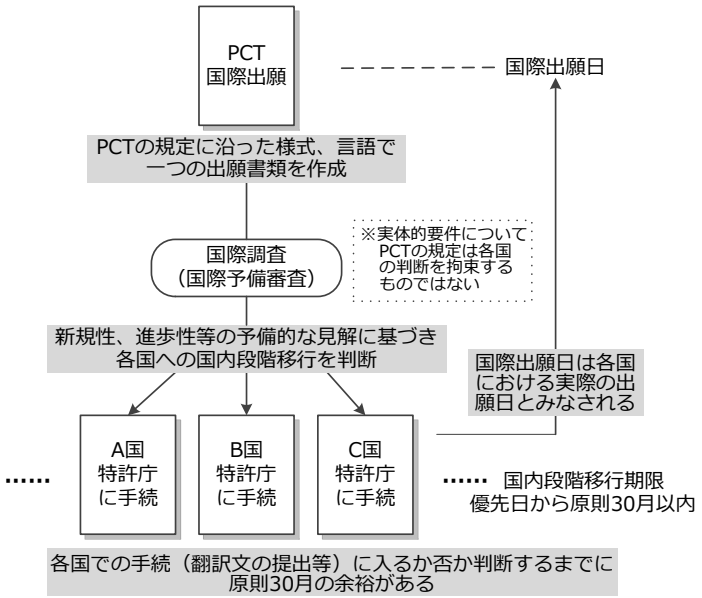

図 1-1　PCT 制度の特徴

(i)　**一つの出願様式で出願できる**

出願人は、PCT の規定に沿った統一された様式を用い、RO が指定した言語で、一つの出願書類を作成し RO に出願（国際出願）すれば、全ての締約国において正規の国内出願があったものとみなされる。国ごとに異なった様式で出願書類を作成する必要がない。

(ii)　**全ての PCT 締約国に対して出願日を確保できる**

国際出願をした日（国際出願日）は、全ての締約国における実際の出願日とみなされる。国際出願が受理され、国際出願日が認定されれば、出願日確保のために各国で手続する必要はない。

(iii)　**特許性（新規性、進歩性等）の有無について予備的な見解が得られる**

国際出願では国際調査が行われ、また、出願人が請求する場合には、国際予備審査が行われる。この調査・審査結果は、出願人にとって、各国への手続の継続（国内段階移行）の可否を判断するための基礎となる。特許性の見解が否定的なものである場合には、出願人は、

各国での特許取得を断念することを選択でき、この場合には、出願経費（各国の特許庁への手数料、現地代理人への手数料、翻訳費用等）を抑えることができる。

国際調査・国際予備審査の結果が、各国特許庁での調査・審査において活用されることにより、各国特許庁の調査・審査業務の重複排除の効果が期待される。しかし、国際調査・国際予備審査の結果は、各国での調査・審査の参考とされるにすぎず、その国での実体審査を何ら拘束するものではないことに注意が必要である。PCT 制度は、国際的な特許出願制度であるといえるが、国際的な特許を付与する制度ではない。

（iv）　**各国での手続（翻訳文の提出等）までに原則 30 月の余裕がある**

各国への国内段階移行の期限は、優先日（→ § 1.3.3）から原則 30 月である（→ § 1.13.1（1））。それまでに各国特許庁に提出する翻訳文を用意すればよいので、時間的な余裕が得られる。

国際出願をする際には、まず自国特許庁に出願（先の出願）を行い、先の出願を基礎とする優先権の主張をして国際出願をする場合（→ § 1.3）と、優先権の主張をせずに直接国際出願をする場合（→ 図 1-1）がある。後者は「ダイレクト PCT 出願」と呼ばれている。

〈PCT ルートとパリルートの比較〉

出願人が同一の発明について複数国での特許権取得を目指す場合には、出願人は、「パリ条約ルート（パリルート）」又は「PCT ルート」のいずれかを選択することが一般的である。パリルートと比較すると、PCT ルートのメリットとして、表 1-1 に示す事項が挙げられる。

表 1-1　PCT ルートのメリット（パリルートとの比較）

観点	PCT ルート	パリルート
様式及び言語	PCT の規定に沿った統一された様式を用い、RO が指定した言語で、一つの出願書類を作成し、RO に出願すればよい。	各国で異なる様式に合わせ、各国の言語で、複数の出願書類を作成し、各国特許庁に出願する必要がある。
出願日の確保	RO に PCT 出願することによって、全ての PCT 締約国に対して出願日を確保できる。	各国特許庁に出願手続を行わなければ、それぞれの国での出願日を確保できない。
予備的な見解	特許性（新規性、進歩性等）の有無について予備的な見解が得られ、その結果に基づき各国での手続を進めるか否か判断できる。	先の出願に対する調査・審査結果は、通常は、優先期間内には得られない[1]。
各国での手続までの期間	各国での手続（翻訳文の提出等）に入るか否か判断するまでに原則 30 月の余裕がある。	優先期間である 12 月以内に出願書類を翻訳して各国に出願する必要がある。

PCT ルートでは、国際出願で各官庁・機関（→ § 1.4）に支払う手数料と各国特許庁への手数料とを考えると、1 国当たりの手数料は、一般に、権利取得を希望する国数が多くなるほど安価となる。さらに PCT ルートでは上記（iii）で述べた出願経費節約の可能性もある。他方、権利取得を希望する国数が少ない場合には、PCT ルートよりパリルートを選択する方が安価となることが多い。

出願人は両ルートの特徴を考慮の上、権利取得を希望する国、権利取得の希望時期（早期の権利取得が必要か否か）、権利取得のための予算等に応じて、いずれのルートを選択するかを戦略的に決定する。

[1] ただし、先の出願をした第一国の制度によっては、早期に調査・審査結果を得られる場合がある。

1.3　PCT における優先権制度

国際出願は、優先権の主張を伴う出願とすることができる。以下、PCT における優先権制度について説明する。

1.3.1　パリ条約に基づく優先権

(1) パリ条約による優先権制度の概要

パリ条約による優先権制度とは、パリ条約の同盟国である国（第一国）において特許出願をした者が、その出願の出願書類に記載された内容について第一国出願から 12 月以内に他のパリ条約の同盟国（第二国）に特許出願する場合において、新規性、進歩性等の判断に関し、第二国出願について、第一国出願の日に出願されたのと同様の取扱いを受ける制度である。

(2) 国際出願におけるパリ条約に基づく優先権の主張

国際出願は、パリ条約に基づく優先権の主張を伴うことができる［A8(1), (2)(a)］。国際出願におけるパリ条約に基づく優先権の主張においては、第二国出願が、特定の第二国への出願ではなく国際出願となる。パリ条約に基づく優先権の主張を伴う国際出願は、通常は、全ての指定国（→ § 1.4.5）において、新規性、進歩性等の判断に関し、当該国際出願について、第一国出願の日に出願されたのと同様の取扱いを受ける。

(3) 先の国際出願を基礎とする優先権の主張

国際出願は、パリ条約にいう「正規の国内出願」とされる［A11(4)］。パリ条約第 4 条 A(2) の規定では、「正規の国内出願」とされる全ての出願は、優先権を生じさせるものと認められるので、先の国際出願をパリ条約に基づく優先権の主張の基礎として、特定の第二国出願や国際出願をすることができる。

1.3.2　自己指定された国際出願における優先権（国内優先権）

(1) 自己指定

国際出願では、いずれかの締約国において出願された先の出願に基づく優先権の主張を伴う国際出願の指定国として、当該締約国を含めること（自己指定）ができる［A8(2)(b)］。

自己指定された国際出願における当該指定国での優先権の主張の条件及び効果は、当該指定国の国内法令の定めるところによる［A8(2)(b)］。

(2) 日本国において自己指定された国際出願

a. 国内優先権

日本国では、自己指定された国際出願における優先権の主張は、特許法第 41 条に規定される特許出願等に基づく優先権、いわゆる国内優先権の主張として扱われる。

国内優先権制度とは、既に出願した自己の出願（以下「先の出願」という。）の出願内容について、先の出願の出願日から 1 年以内に優先権を主張して出願をする場合において、新規性、進歩性等の判断に関し、出願の時を先の出願の時とするという優先的な取扱いを認める制度である。

b. 先の出願のみなし取下げ

パリ条約に基づく優先権制度とは異なり、国内優先権制度では、国内優先権の主張の基礎とされた先の出願は、原則として、その出願の日から 16 月を経過した時に取り下げられたものとみなされる［特許法第 42 条第 1 項，特許法施行規則第 28 条の 4 第 2 項］。

日本国でした先の出願を優先権の主張の基礎とする国際出願は、通常は、みなし全指定（→ § 1.4.5）により指定国に日本国が含まれているので、自己指定となる。この場合には、日本国における先の出願は国内優先権の規定が適用されるため、先の出願の出願日（優先日）から 16 月を経過した時にみなし取下げとなる（図 1-2 参照）。

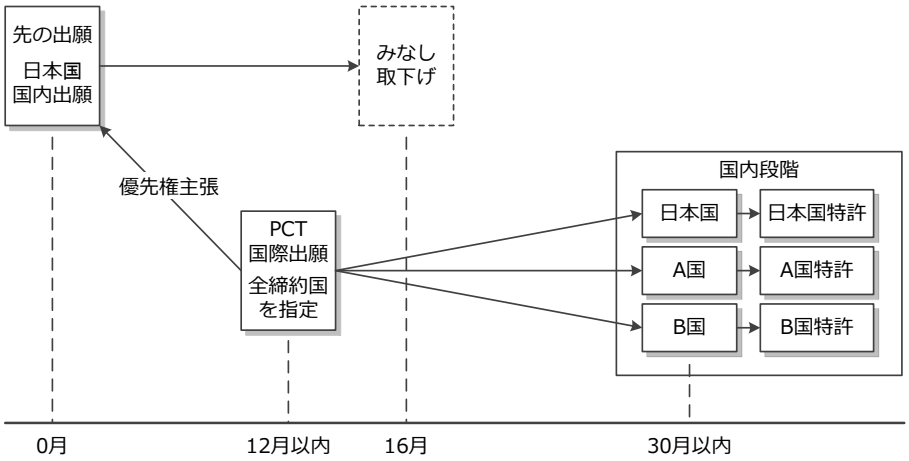

図 1-2　日本国について自己指定した場合

(3) 日本国の指定の除外・取下げ

日本国でした先の出願を優先権の主張の基礎とする国際出願において、出願人が、国際出願ではなく、先の出願によって日本国での権利取得を希望する場合には、願書において日本国の指定を除外する（図 1-3 参照）[R4.9(b)]、又は先の出願がみなし取下げとなる前に日本国の指定を取り下げる [R90 の 2.2] 必要がある。

V	国の指定	
V-1	この願書を用いてされた国際出願は、規則4.9(a)に基づき、国際出願の時点で拘束される全てのPCT締約国を指定し、取得しうるあらゆる種類の保護を求め、及び該当する場合には広域と国内特許の両方を求める国際出願となる。	
V-2	V-2欄は、特定の国の指定を除外するときに使用することができ、この指定を除外することができるのは、出願の際若しくは規則26の2.1により上記の特定の国における先の国内出願を基礎とする優先権を国際出願の第VI欄で主張する結果、その国の国内法令に基づいてこの先の国内出願の効果が消滅するのを避けるのを目的とする場合に限る。しかし、いったん除外した指定は、それを変更することはできない。	JP

V	DESIGNATIONS	
V-1	The filing of this request constitutes under Rule 4.9(a), the designation of all Contracting States bound by the PCT on the international filing date, for the grant of every kind of protection available and, where applicable, for the grant of both regional and national patents.	
V-2	Item V-2 may only be used to exclude (irrevocably) the designations concerned if, at the time of filing or subsequently under Rule 26bis.1, the international application contains in Box No. VI a priority claim to an earlier national application filed in the particular State concerned, in order to avoid the ceasing of the effect, under the national law, of this earlier national application.	JP

図 1-3　願書において日本国の指定を除外した例（願書第 V 欄の抜粋）

ただし、願書において特定の国の指定を除外した場合には、当該国際出願は当該国における正規の国内出願とはみなされない [A11(3)]。また、特定の国の指定を取り下げた場合には、当該指定国における当該国際出願の効果（正規の国内出願の効果）は、当該指定国における国内出願の取下げの効果と同一の効果をもって消滅する [A24(1)(i)]。したがって、日本国の指定を除外又は取り下

げた場合には、当該国際出願を日本国へ国内段階移行させることができなくなる（図 1-4 参照）。

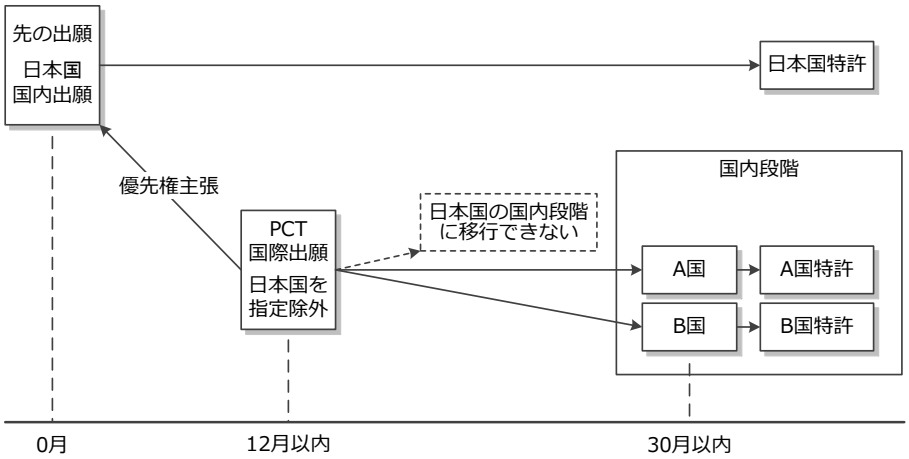

図 1-4　日本国の指定を除外した場合

1.3.3　優先日

PCT では、優先日が以下のとおり定義されている [A2(xi)]。優先日は、優先権の主張の有無によって、「優先権の主張の基礎となる出願の出願日」と「国際出願日」のいずれかとなる（図 1-5 参照）。

（i）　国際出願が一の優先権の主張を伴う場合：
　　優先権の主張の基礎となる出願の出願日
（ii）　国際出願が二以上の優先権の主張を伴う場合：
　　優先権の主張の基礎となる二以上の出願のうち最先の出願の出願日
（iii）　国際出願が優先権の主張を伴わない場合：
　　国際出願日

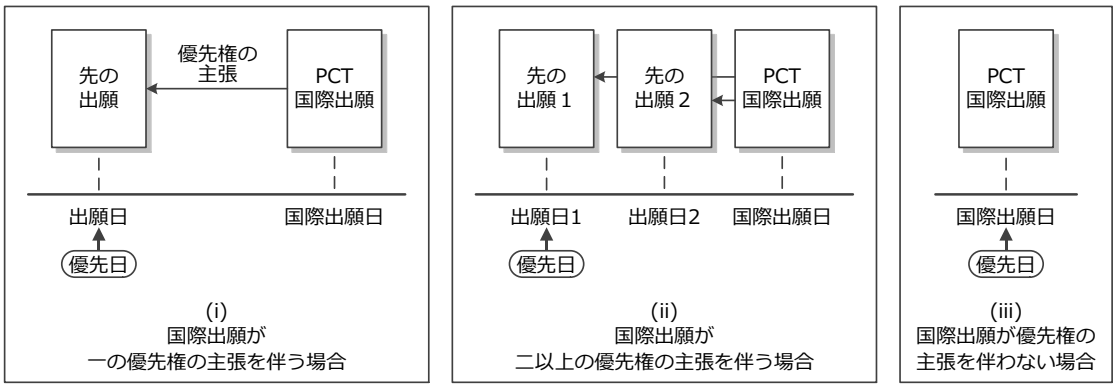

図 1-5　優先日

優先日は、PCT で規定される様々な期間の計算上の起算日として用いられている（例えば、ISR の作成期間 [R42.1]、国際公開の時期 [A21(2)(a)]、国内段階への移行期限 [A22(1)]）。

1.3.4　優先権書類の提出

国際出願が先の国内出願又は先の国際出願に基づく優先権の主張を伴う場合には、出願人は、その国内出願又は国際出願を受理した当局が認証した当該国内出願又は国際出願の謄本（優先権書類）を提出する必要がある [1] [R17]。国際段階における優先権書類の提出は、下記（1）の基本的な提出方法以外に、（2）又は（3）による代替方法がある。

（1）IB 又は RO への優先権書類の提出

出願人は、優先日から 16 月以内に、優先権書類を IB 又は RO に提出する [R17.1(a)]。RO に提出された優先権書類は IB に送付される [S323(a)]。

[1] 国際段階において優先権書類が提出されていない場合であっても、DO は、事情に応じて相当の期間内に出願人に優先権書類を提出する機会を与えた後でなければ、優先権の主張を無視することはできない [R17.1(c)]。また、先の出願が国内官庁としての DO に出願されている場合、又は DO が DAS（→（3））を利用して優先権書類を入手可能である場合には、当該 DO は、優先権の主張を無視することはできない [R17.1(d)]。

（2）RO に対する優先権書類の送付請求

優先権書類が RO により発行される場合には、出願人は、優先日から 16 月以内に、優先権書類の提出に代えて、RO に対し、優先権書類を IB に送付するよう請求することができる［R17.1(b)］。

（3）デジタルアクセスサービス（DAS）の利用

WIPO のデジタルアクセスサービス（Digital Access Service，DAS）は、パリ条約に基づく優先権の主張を伴う出願における優先権書類の提出手続を簡素化するために、DAS に参加する複数の特許庁又は機関の間での優先権書類の電子的交換を可能とするサービスである。

IB が DAS を利用して優先権書類を国際公開日前に入手可能である場合には、出願人は国際公開日前に、優先権書類の提出に代えて、IB に対し、DAS を利用して当該優先権書類を入手するよう請求することができる［R17.1(b の 2)］。

1.4　PCT で規定される官庁・機関

PCT では、国際出願の手続に関係する官庁・機関が規定されている。PCT で規定される官庁・機関及びその主な役割を以下に概説する（表 1-2 参照）。

表 1-2　PCT で規定される機関等の主な役割

	名称及び略称	主な役割
国際段階	国際事務局 IB	・PCT の管理業務 ・国際公開 ・国際出願の DO 又は EO への送達 ・RO としての役割
	受理官庁 RO	・国際出願の受理 ・方式要件の点検 ・手数料の納付確認 ・国際出願の IB 及び ISA への送付
	国際調査機関 ISA	・国際調査の実施並びに ISR 及び ISA 見解書の作成
	国際予備審査機関 IPEA	・国際予備審査の実施及び IPER の作成
国内段階	指定官庁 DO	・指定国（国際出願に基づく特許取得のために出願人が願書で指定した国）における特許審査
	選択官庁 EO	・選択国（出願人が国際予備審査を請求するときに、IPER が送達される国として、指定国の中から出願人が選択した国）における特許審査

1.4.1　国際事務局（IB）

PCT の管理業務は、WIPO の国際事務局（International Bureau，IB）によって行われている［A55(1)］。PCT に基づく国際出願の手続における IB の主な役割には、国際公開［A21］（→ § 1.11）、DO 又は EO への国際出願の送達［A20, A36］（→ § 1.13.2）がある。また、IB は RO としての役割も有している［R19.1(a)(iii)］（→ § 1.5.1（1））。

1.4.2　受理官庁（RO）

国際出願の出願人は、受理官庁（Receiving Office，RO）に国際出願を出願する［A10, A2(xv)］。出願人の国籍及び住所によって、国際出願の受理を管轄する RO が定められている。この RO を管轄受理官庁（管轄 RO）

（→ § 1.5.1）という。出願人は、管轄 RO の中から、国際出願の出願先となる RO を選択し、国際出願を出願する。

RO の主な役割として、国際出願の受理のほか、国際出願の方式要件の点検［A10］及び国際出願日の認定［A11］、手数料の納付確認［A14(3)］、並びに IB 及び ISA への国際出願の送付［A12(1)］がある（→ § 1.8）。

1.4.3　国際調査機関（ISA）

国際出願は国際調査の対象となり［A15(1)］、国際調査機関[1]（International Searching Authority，ISA）が国際調査を行う［A16(1)］。ISA は、ISR 及び ISA 見解書[2]を作成する［A18(1), R43 の 2.1(a)］（→ § 1.9）。

各 RO は、当該 RO に出願された国際出願の国際調査を行う ISA を特定する［A16(2)］。この ISA を管轄国際調査機関（管轄 ISA）（→ § 1.5.2）という。二以上の管轄 ISA が存在する場合には、出願人が選択した ISA が国際調査を行う［R35.2(a), R35.3(b)］。

1.4.4　国際予備審査機関（IPEA）

国際出願は、出願人が国際予備審査の請求をすることにより、国際予備審査の対象となり［A31(1)］、国際予備審査機関（International Preliminary Examining Authority，IPEA）が国際予備審査を行う［A32(1)］。IPEA は、IPER を作成する［A35(1)］（→ § 1.12）。

各 RO は、当該 RO に出願された国際出願の国際予備審査を行う IPEA を特定する［A32(2)］。この IPEA を管轄国際予備審査機関（管轄 IPEA）（→ § 1.5.4）という。二以上の管轄 IPEA が存在する場合には、出願人が選択した IPEA が国際予備審査を行う［R59.1(a), R35.2］。

---

[1] 総会で選定され、IB との取決めが締結されている ISA の一覧は、WIPO ウェブサイトで確認できる。
「ISA and IPEA Agreements」
http://www.wipo.int/pct/en/access/isa_ipea_agreements.html

[2] 請求の範囲の全体を国際調査における除外対象（→ § 2.3.5）とした場合には、ISA は、ISR を作成せず、ISA/203（ISR を作成しない旨の決定）及び ISA 見解書を作成する［A17(2)(a), R43 の 2.1(a)］。

1.4.5　指定官庁（DO）

国際出願に基づく特許取得のために指定された国を指定国という[A4(1)(ii)]。願書を提出することによって、国際出願日に PCT に拘束される全ての締約国が指定されたことになる[1] [R4.9(a)]。これを「みなし全指定[2]」という。

指定国の国内官庁（特許を与える任務を有する締約国の政府当局［A2(xii)]）を指定官庁（Designated Office，DO）という［A2(xiii)]。各指定国の国内段階に移行するためには、出願人は、各指定国の DO に対し所定の期間内に手続（国際出願の翻訳文の提出等［A22]）を行う必要がある（→ § 1.13）。

1.4.6　選択官庁（EO）

出願人が国際予備審査を請求するときに、国際予備審査の結果が利用される（IPER が送達される）国として、指定国の中から選択された国を選択国という［A31(4)(a)]。国際予備審査請求書を提出することによって、指定国であって PCT 第二章（国際予備審査）の規定に拘束される全ての締約国が選択されたことになる[3] [R53.7]。

選択国の国内官庁を選択官庁（Elected Office，EO）という［A2(xiv)]。各選択国の国内段階に移行するためには、出願人は、各選択国の EO に対し所定の期間内に手続（国際出願の翻訳文の提出等［A39]）を行う必要がある（→ § 1.13）。

---

[1] 願書の第 V 欄「国の指定」に、国際出願日に PCT に拘束される全ての締約国を指定する旨が表示されている。したがって、出願人は願書において指定国を記入する必要はない。

[2] 国際出願における優先権の主張の基礎となる先の国内出願がみなし取下げになることを避けるために、出願人は、当該国の指定を除外することを願書に表示できる[R4.9(b)]。また、出願人は、優先日から 30 月を経過する前にいつでも、指定国の指定を取り下げることができる［R90 の 2.2］
（日本国の指定の除外・取下げ　→ § 1.3.2（3)）。

[3] 国際予備審査請求書の第 V 欄「国の選択」に、指定国であって PCT 第二章の規定に拘束される全ての締約国を選択する旨が表示されている。したがって、出願人は、国際予備審査の請求書において選択国を記入する必要はない。また、出願人は、優先日から 30 月を経過する前にいつでも、選択国の選択を取り下げることができる［R90 の 2.4]。

（参考）

■ **国際段階及び国内（広域）段階**

PCT に基づく国際出願の手続において、DO 又は EO での手続は「国内段階」（national phase）と呼ばれ、RO に対する出願手続から国内段階に移行するまでは「国際段階」（international phase）と呼ばれている。

国際出願が国際段階を経て、広域特許［A2(iv), A45］を与える任務を二以上の国から委任されている政府間当局に移行される場合において、当該政府間当局での手続は「広域段階」（regional phase）と呼ばれている。また、当該政府間当局は、PCT 第 2 条(xii) で定義される「国内官庁」（national Office）に含まれるが、特に「広域官庁」（regional Office）と呼ばれており、以下の 4 つの広域官庁が存在する[1]（2015 年 9 月 1 日現在）。

- アフリカ広域知的所有権機関（ARIPO）
- ユーラシア特許庁（EAPO）
- 欧州特許庁（EPO）
- アフリカ知的所有権機関（OAPI）

[1] 各広域官庁が与える広域特許に関する PCT 締約国の情報は、WIPO ウェブサイトで確認できる。
「PCT Contracting States for which a Regional Patent can be Obtained via the PCT」
http://www.wipo.int/pct/en/texts/reg_des.html

1.5　RO、ISA 及び IPEA の管轄

RO、ISA 及び IPEA は、それぞれ規定により管轄が定められている。RO、ISA 及び IPEA の管轄に関する規定、並びに JPO における管轄について、以下に説明する。

1.5.1　管轄 RO

（1）出願人の国籍及び住所による RO の管轄

RO は、国際出願の出願人の国籍及び住所によって管轄が定められている。出願人は、RO として次のいずれかを選択して出願する [1] [R19.1(a)]。

（i）　出願人がその居住者である締約国の国内官庁又はその締約国のために行動する国内官庁
（ii）　出願人がその国民である締約国の国内官庁又はその締約国のために行動する国内官庁
（iii）　IB（出願人がいずれの締約国の居住者又は国民であるかを問わない。）

複数の出願人が存在する国際出願は、出願人の少なくとも一人が、その居住者又は国民である締約国の国内官庁又はその締約国のために行動する国内官庁に対して行うことができる [R19.2]。

（2）国際出願の言語

国際出願は、RO が国際出願のために認める言語 [2] で行う [R12.1(a)]。また、願書は、国際公開の言語（→ § 1.11.2）のうち、RO が認める言語で提出する [R12.1(c)]。

---

[1] 締約国は、他の締約国又は政府間機関との間で、自国の国内官庁に代わって、当該他の締約国の国内官庁又は政府間機関が、自国の居住者又は国民である出願人のための RO として行動することについて合意することができる [R19.1(b)]。この場合には、当該締約国の居住者又は国民である出願人は、当該他の締約国の国内官庁又は政府間機関を RO として選択することができる。

[2] 各 RO の情報（国際出願のために認める言語を含む。）は、PCT Applicant's Guide（PCT 出願人の手引）の International Phase（国際段階）Annex C 参照。
http://www.wipo.int/pct/en/appguide/

(3) 管轄 RO ではない国内官庁に国際出願した場合

国際出願が管轄 RO ではない国内官庁にされたとき、又は RO としての国内官庁が認める言語ではない言語で当該国内官庁に国際出願がされたときは、RO としての IB（RO/IB）[R19.1(a)(iii)] に代わって当該国内官庁が受理したものとみなされる [R19.4(a)]。当該国際出願は RO/IB に速やかに送付され、送付された国際出願は、当該国内官庁がその国際出願を受理した日に、RO/IB が受理したものとみなされる [R19.4(b)]。ただし、送付手数料、国際出願手数料及び調査手数料の支払期限は、当該国内官庁が国際出願を受理した日ではなく、国内官庁から送付された国際出願を RO/IB が実際に受理した日から起算される [R19.4(c)]。

1.5.2　管轄 ISA

(1) RO が国内官庁である場合

各 RO は、ISA と IB との間で締結された取決め（→ § 1.6.1（4））に従い、国際調査を管轄することとなる一又は二以上の ISA を特定する [A16(2)]。この ISA を管轄 ISA という。各 RO は、特定した管轄 ISA を IB に通知しており、IB はその通知を公表している [1] [R35.1, R35.2]。

RO は、国際出願の特定の種類（例えば、言語）ごとに、一又は二以上の管轄 ISA を特定することができる [R35.2(a)(ii)]。

(2) RO/IB の場合

国際出願が RO/IB にされた場合には、出願人の国籍及び住所によって定められた RO（IB を除く。）に出願したならば管轄したであろう ISA が、当該国際出願についての管轄 ISA となる [R35.3(a)]。

例えば、RO/IB に対し、日本国に国籍及び住所を有する出願人が単独で出願した国際出願については、RO としての JPO（RO/JP）に出願したならば管轄したであろう ISA である、JPO、欧州特許庁（EPO）、シンガポール知的所有権庁（IPOS）、インド特許庁（IPO）が管轄 ISA となる（→ § 1.5.6（1）c.）。

---

[1] 各 RO における管轄 ISA の情報は、PCT Applicant's Guide（PCT 出願人の手引）の International Phase（国際段階）Annex C 参照。
http://www.wipo.int/pct/en/appguide/

(3) 管轄 ISA が複数ある場合の出願人の選択

二以上の管轄 ISA が存在する場合には、出願人が国際調査を行う ISA を選択する [R35.2(a), R35.3(b)]。出願人は、自己の選択する ISA を願書に記載する [R4.14の2]。

1.5.3　国際調査のための翻訳文

(1) 翻訳文の提出及び送付

国際出願の言語が、RO により受理が認められる言語であっても、国際調査を行う ISA が認める言語でなければ、出願人は RO に国際出願の翻訳文を提出しなければならない [R12.3(a)]。出願人が国際出願の翻訳文を提出した場合には、RO から ISA に、願書の写しと翻訳文の写しが送付される [R23.1(b)]。RO から ISA に送付される翻訳文の写しは、調査用写し [A12(1)] とみなされる。RO は、ISA に送付される翻訳文の写しの最初のページの左上隅に、「SEARCH COPY – TRANSLATION (RULE 12.3)」と記入する [S305 の 2]。

(2) 翻訳文が提出された場合の ISA における取扱い

ISR 及び ISA 見解書は、通常は、国際出願の国際公開に用いられる言語で作成されるが、RO から ISA に国際出願の翻訳文が送付された場合には、ISA は、当該翻訳文の言語で ISR 及び ISA 見解書を作成できる（→ § 1.9.1 (2)）。同様に、ISA による発明の名称の決定及び要約の作成においても、国際出願の翻訳文が送付された場合には、ISA は、当該翻訳文の言語で発明の名称の決定又は要約の作成を行うことができる [R37.2, R38.2]。

出願人が ISA に提出する書簡又は文書は、国際出願の言語と同一の言語で作成しなければならないが、RO から ISA に国際出願の翻訳文が送付された場合には、当該翻訳文の言語を用いなければならない [R92.2(a)]。

(3) 翻訳文が提出された場合における国際公開の言語

国際出願が国際公開に用いられる言語（→ § 1.11.2）でされた場合には、当該言語で国際公開が行われるが [R48.3(a)]、国際出願が国際公開に用いられる言語でされず、かつ、国際調査のための翻訳文が国際公開に用いられる言語で提出された場合には、当該翻訳文の言語で国際公開される [R48.3(b)]。

1.5.4　管轄 IPEA

各 RO は、IPEA と IB との間で締結された取決め（→ § 1.6.1（4））に従い、国際予備審査を管轄することとなる一又は二以上の IPEA を特定する [A32(2)]。この IPEA を管轄 IPEA という。各 RO は、特定した管轄 IPEA を IB に通知しており、IB はその通知を公表している[1] [A32(2), R59.1(a)]。

管轄 IPEA の規定は、管轄 ISA（→ § 1.5.2）と同様に定められている。

1.5.5　国際予備審査のための翻訳文

（1）翻訳文の提出及び送付

国際出願の言語及び当該国際出願の国際公開の言語のいずれもが、国際予備審査を行う IPEA が認める言語でない場合には、出願人は、IPEA が認める言語での国際出願の翻訳文を IPEA に対し提出しなければならない [R55.2(a)]。ただし、IPEA が ISA と同一である場合には、出願人が国際調査のための国際出願の翻訳文を RO に提出し [R12.3(a)]、当該翻訳文が RO から ISA に送付されていれば [R23.1(b)]、出願人は IPEA に対し翻訳文を提出する必要はない。この場合には、出願人が IPEA に対し国際出願の翻訳文の提出 [R55.2(a)] をしない限り、国際予備審査は、RO から ISA に送付された国際調査のための翻訳文に基づいて行う [R55.2(b)]。

（2）翻訳文が提出された場合の IPEA における取扱い

IPER は、通常は、国際出願の国際公開に用いられる言語（→ § 1.11.2）で作成されるが、国際予備審査が国際出願の翻訳文に基づいて行われる場合 [R55.2] には、当該翻訳文の言語で作成される [R70.17]（→ § 1.12.4（3））。

補正書（差替え用紙及び書簡）を除いて、出願人が IPEA に提出する書簡又は文書は、国際出願の言語と同一の言語で作成しなければならない。しかし、国際予備審査において国際出願の翻訳文が必要とされる場合 [R55.2] には、当該翻訳文の言語を用いなければならない [R92.2(a)]。

---

[1] 各 RO における管轄 IPEA の情報は、PCT Applicant's Guide（PCT 出願人の手引）の International Phase（国際段階）Annex C 参照。
http://www.wipo.int/pct/en/appguide/

1.5.6　JPO における管轄

（1）RO/JP の管轄

RO としての JPO（RO/JP）の管轄について、以下に説明する（表 1-3 参照）。

表 1-3　RO/JP の管轄

出願人の国籍又は住所 （出願人の少なくとも一人）	日本国
RO/JP が受理する 国際出願の言語	日本語 英語
RO/JP の管轄 ISA	JPO EPO（国際出願の言語が英語の場合のみ） IPOS（国際出願の言語が英語の場合のみ） IPO（国際出願の言語が英語の場合のみ）
RO/JP の管轄 IPEA	JPO（JPO が国際調査を行う場合のみ） EPO（EPO が国際調査を行う場合のみ） IPOS（IPOS が国際調査を行う場合のみ） IPO

（2022 年 6 月 1 日現在）

a.　出願人の国籍・住所

RO/JP に対して国際出願をすることができるのは、出願人の少なくとも一人に、日本国民又は日本国の居住者が含まれている場合である。

b.　受理する国際出願の言語

RO/JP が受理する国際出願の言語は、日本語及び英語である。日本語及び英語は、ISA としての JPO（ISA/JP）が認める言語であって、かつ国際公開の言語（→ § 1.11.2）である。

c.　管轄 ISA

RO/JP にされた国際出願についての国際調査を管轄する ISA は、JPO、欧州特許庁（EPO）、シンガポール知的所有権庁（IPOS）、インド特許庁（IPO）である。ただし、EPO、IPOS、IPO が管轄 ISA として認める言語は英語のみである。

d.　管轄 IPEA

RO/JP にされた国際出願についての国際予備審査を管轄する IPEA は、JPO、EPO、IPOS、IPO である。ただし、JPO が IPEA として管轄するのは JPO が国際調査を行う場合であり、EPO が IPEA として管轄するのは EPO が国際調査を行う場合であり、IPOS が IPEA として管轄するのは IPOS が国際調査を行う場合である。

（2）JPO が管轄 ISA となる場合

ISA/JP の管轄は、JPO と IB との取決め（第 3 条及び附属書 A）（→ § 1.6.1（4））に定められている。例えば、表 1-4（i）欄に示す RO に出願された国際出願であって、当該国際出願の言語が同表（ii）欄に示す言語であり、かつ、当該国際出願の言語又は翻訳文の言語が同表（iii）欄に示す言語であるとき、JPO は当該国際出願についての管轄 ISA となる。

表 1-4　JPO が管轄 ISA となる場合

(i)		(ii)	(iii)	(iv)
JPO を管轄 ISA とする RO 又は締約国		(i) 欄の RO が受理する国際出願の言語	JPO が管轄 ISA として認める言語	JPO が国際調査を行う言語
日本	JP	日本語、英語	なし	日本語、英語
大韓民国	KR	韓国語、英語、日本語	日本語のみ	日本語
フィリピン	PH	フィリピン語、英語	英語のみ	英語
タイ	TH	タイ語、英語	英語のみ	英語
ベトナム	VN	英語	英語のみ	英語
シンガポール	SG	中国語、英語	英語のみ	英語
マレーシア	MY	英語	英語のみ	英語
インドネシア	ID	英語	英語のみ	英語
アメリカ合衆国	US	英語	英語のみ	英語
ブルネイ	BN	英語	英語のみ	英語
カンボジア	KH	クメール語、英語	英語のみ	英語
インド	IN	ヒンディー語、英語	英語のみ	英語
サウジアラビア	SA	アラビア語、英語	英語のみ	英語
ウルグアイ	UY	スペイン語	英語のみ	英語
ラオス[1]	LA	—	—	日本語、英語
国際事務局（→ § 1.5.2（2））	IB	あらゆる言語	出願人の国籍及び住所による[2]	日本語、英語

（2025 年 3 月 1 日現在）

（3）JPO が管轄 IPEA となる場合

IPEA/JP の管轄は、JPO と IB との取決め（第 3 条及び附属書 A）（→ § 1.6.1（4））に定められており、JPO が国際調査を行う場合に限り、JPO は管轄 IPEA となる。

[1] ラオス知的財産局は RO としての機能を有していないため、IB が受理したラオスの国民又は居住者からの国際出願を管轄。

[2] 表 1-4 の管轄国への出願要件を満たす出願人は、IB へ出願し、ISA として JPO を選択することも可能。ただし、JPO が管轄 ISA として認める言語は、表 1-4 の韓国以外の国への出願要件を満たす出願人の場合は日本語又は英語、韓国への出願要件を満たす出願人の場合、日本語のみ。

1.6　PCT 制度に関する条約・国内法令等

PCT 制度に関する規定として、まず、PCT 及び PCT に基づく規則並びに実施細則がある。また、PCT では、ISA 及び IPEA は、IB との間で取決めを締結することが定められている。

以下、PCT 制度に関する条約・国内法令等の概要について説明する。

1.6.1　PCT 制度に関する条約、規則、ガイドライン等

（1）特許協力条約（PCT）

PCT には、主に、国際出願の国際段階での手続、及び国内段階移行手続についての規定が設けられている。国内段階移行後の各締約国における手続については、当該締約国の国内法令の規定に基づく（→ § 1.6.2（2））。

PCT からの委任に基づいて、PCT 規則（Regulations）及び実施細則（Administrative Instructions）が定められている。

（2）特許協力条約に基づく規則（PCT 規則）

PCT 規則には、次の事項に関する規定が設けられている［A58(1)］。

（i）　PCT において、PCT 規則に明示的にゆだねられている事項又は所定の事項であることが明示的に定められている事項
（ii）　業務の運用上の要件、事項又は手続
（iii）　PCT の規定を実施するために有用な細目

（3）特許協力条約に基づく実施細則（PCT 実施細則）

PCT 実施細則には、次の事項に関する規定が設けられている［A58(4), R89.1(a)］。

（i）　PCT 規則において、PCT 実施細則に明示的にゆだねられている事項
（ii）　PCT 規則の適用についての細目

(4) ISA 及び IPEA と IB との取決め [1]

ISA 及び IPEA として選定される国内官庁は、選定の条件として、IB との間で取決めを締結しなければならない [A16(3)(b), A32(3)]。

各国内官庁と IB との取決めにおいて、国内官庁は、基本的義務として、PCT、PCT 規則、PCT 実施細則及びこの取決めに従い、国際調査及び国際予備審査その他 ISA 及び IPEA の任務を遂行しなければならないことが規定されている。また、取決めでは、国内官庁が国際調査及び国際予備審査を行うに当たり、PCT 国際調査及び予備審査ガイドライン（→ (5)）を指針としなければならないことが規定されている。

〈JPO と IB との取決め〉

JPO と IB との取決めでは、ISA/JP 及び IPEA/JP における、基本的義務（第 2 条）、管轄（第 3 条）、国際調査又は国際予備審査を要しない対象（第 4 条）、手数料及び料金（第 5 条）、分類（第 6 条）並びに通信の言語（第 7 条）が定められている [2]。

(5) PCT 国際調査及び予備審査ガイドライン

ISA 及び IPEA が国際調査及び国際予備審査において従うべき指針として、PCT 国際調査及び予備審査ガイドライン（PCT International Search and Preliminary Examination Guidelines[3]）が作成されている。このガイドラインは、ISA 及び IPEA との協議を経て IB が作成したものである。

(6) PCT 受理官庁ガイドライン

RO が従うべき指針として、PCT 受理官庁ガイドライン（PCT Receiving Office Guidelines[3]）が作成されている。このガイドラインは、RO との協議を経て IB が作成したものである。

---

[1] 各官庁と IB との取決めは、WIPO ウェブサイトで確認できる。
「ISA and IPEA Agreements」
http://www.wipo.int/pct/en/access/isa_ipea_agreements.html

[2] JPO と IB との取決めは、WIPO ウェブサイトで確認できる。
http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/texts/agreements/ag_jp.pdf

[3] ガイドライン（英語）は、WIPO ウェブサイトに掲載されている。
「Guidelines for Authorities and Offices」
http://www.wipo.int/pct/en/texts/gdlines.html

1.6.2　日本国における PCT 制度に関する法令

PCT、PCT 規則、PCT 実施細則及び JPO と IB との取決めの規定に基づき、日本国の国内法令（国際出願法、特許法、実用新案法等）において、国際段階及び国内段階での手続が規定されている。

（1）国際出願法

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（通称「国際出願法」と呼ばれている。）は、PCT 国際段階における、PCT に基づく国際出願、国際調査及び国際予備審査に関し、RO、ISA 及び IPEA としての JPO（RO/JP、ISA/JP 及び IPEA/JP）と出願人（日本国民等[1] [法第 2 条]）との間における手続を定めたものである [法第 1 条]。

国際出願法からの委任に基づいて制定されている政令及び省令として、国際出願法施行令及び施行規則がある。

（2）特許法・実用新案法

特許法第 9 章及び実用新案法第 7 章には、国際出願に係る特例（主に国内段階移行の手続）が規定されている。

国際出願日が認められた国際出願であって、指定国に日本国を含むものは、その国際出願日にされた特許出願又は実用新案登録出願とみなされ [特許法第 184 条の 3 第 1 項, 実用新案法第 48 条の 3 第 1 項]、特許法又は実用新案法に基づいて手続が進められる。

国際出願に係る特例は、特許法及び実用新案法の施行令、施行規則等にも規定されている。

[1] なお、国際出願法第 21 条には、国際出願法の規定は、この法律の規定の適用を受ける者（日本国民等 [法第 2 条]）以外の者に関し、PCT に規定される RO、ISA 又は IPEA としての事務を行うことを妨げるものではないことが規定されている。

1.7　PCT 国際出願に関する手続の全体像

PCT 国際出願（優先権の主張を伴う場合）における一般的な手続の全体像を図 1-6 に示す。この図に沿って、各手続を以下に説明する。

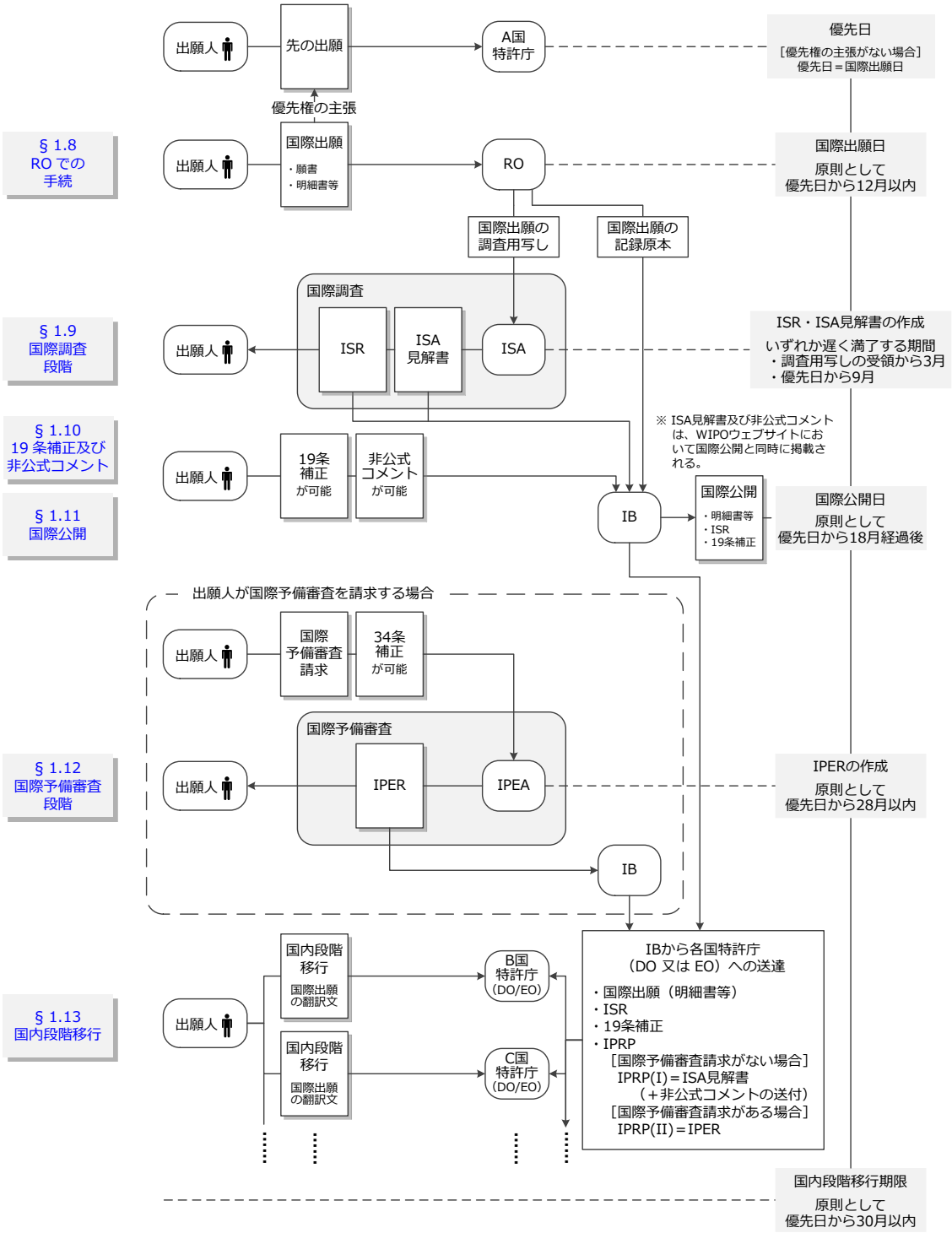

図 1-6　PCT 国際出願に関する手続の全体像

1.8　RO での手続

出願人は、RO に対して国際出願をする［A10］。国際出願を受理した RO では、主な手続として、方式要件の点検、手数料の納付確認、並びに IB 及び ISA への国際出願の送付を行う。

以下、RO での手続の概要について説明する。

1.8.1　方式要件の点検

国際出願を受理した RO は、国際出願の方式要件を点検する［A10］。方式要件は大別して、国際出願日の認定要件とそれ以外の方式要件に分けられる。

（1）国際出願日の認定要件

国際出願日の認定要件を満たしている国際出願は、各指定国において国内出願としての効果を有し、認定された国際出願日が各指定国における実際の出願日とみなされる［A11(3)］。したがって、国際出願日の認定要件は、国際出願にとって必須の要件である。

（2）国際出願日の認定要件以外の方式要件

RO は、国際出願に所定の欠陥が含まれていないかどうかを点検し、欠陥を発見した場合には、出願人に対し所定の期間内に国際出願の補充をすることを求める［A14(1)］。出願人が補充をしなかった場合には、その国際出願は取り下げられたものとみなされ、RO は、その旨を宣言する［A14(1)(b)］。

1.8.2　手数料の納付確認

RO は、国際出願の際に必要な手数料が納付されたことを確認する［A14(3)］。RO は、RO のための手数料である送付手数料［R14］の納付確認に加え、IB のための手数料である国際出願手数料［R15］、及び ISA のための手数料である調査手数料［R16］も納付確認を行う（→ 表 1-5）。

RO は、規定された支払時期までに所定額の手数料が支払われていない場合には、1 月以内に手数料の支払を求める［R16 の 2.1(a)］。この求めに対して出願人が手数料を支払わなかった場合には、RO は、当該国際出願は取り下げられたものとみなす旨の宣言をする［A14(3)(a), R16 の 2.1(c)］。

表 1-5　国際出願の主な手数料

手数料	手数料の目的	徴収 （納付先）	納付時期
国際出願手数料 International Filing Fee	IB のための手数料 [R15]	RO [R15.1, R15.3, R14.1(a), R16.1(b)]	国際出願の受理の日から 1 月以内 [R15.3, R14.1(c), R16.1(f)]
送付手数料 Transmittal Fee	RO の任務の遂行に係る手数料 [R14]		
調査手数料 Search Fee	ISA の任務の遂行に係る手数料 [R16]		
追加手数料 （国際調査） Additional Fee	発明の単一性の要件を満たしていない場合に ISA が求める手数料 [A17(3)(a)]	ISA [R40.2(b)]	追加手数料を求めた日から 1 月以内 [R40.1(ii)]
取扱手数料 Handling Fee	国際予備審査における IB のための手数料 [R57]	IPEA [R57.1, R58.1(c)]	通常、国際予備審査請求書の提出日から 1 月以内又は優先日から 22 月の期間のうちいずれか遅く満了する期間内 [R57.3(a), R58.1(b)]
予備審査手数料 Preliminary Examination Fee	IPEA の任務の遂行に係る手数料 [R58]		
追加手数料 （国際予備審査） Additional Fee	発明の単一性の要件を満たしていない場合に IPEA が求める手数料 [A34(3)(a)]	IPEA [R68.3(b)]	追加手数料を求めた日から 1 月以内 [R68.2(iii)]

1.8.3　IB 及び ISA への国際出願の送付

（1）記録原本

RO は、国際出願日の認定要件を満たしている国際出願について、国際出願の受理の後速やかに記録原本（record copy）を IB に送付する [A12(1), R22.1(a)]。RO は、いかなる場合にも、優先日から 13 月を経過する時までに IB に到達するように記録原本を送付しなければならない [R22.1(a)]。

記録原本は、国際出願の正本とされる [A12(2)]。IB は、記録原本を含む国際出願の一件書類を、記録原本の受理の日から少なくとも 30 年間保存する [R93.2(a)]。

（2）調査用写し

RO は、国際出願の調査用写し（search copy）を ISA に送付する [A12(1)]。

調査手数料が支払われている場合には、RO は、遅くとも記録原本を IB に送付する日と同日までに、調査用写しを ISA に送付する。調査手数料が支払われていない場合には、RO は、調査手数料が支払われた後速やかに調査用写しを送付する [R23.1]。

(3) 受理官庁用写し

RO は、国際出願の受理官庁用写し（home copy）を保持する [A12(1)]。

なお、RO は、受理官庁用写しを含む国際出願に関する記録を、国際出願日から少なくとも 10 年間保存する [R93.1]。

1.9　国際調査段階

RO から国際出願の調査用写しを受領した ISA は国際調査を行い、ISR 及び ISA 見解書を作成して、出願人及び IB に送付する。

国際調査における手続は、国際予備審査における手続と対比して、「国際調査段階」（International Search Stage）と呼ばれている。以下、国際調査段階の概要について説明する。

なお、ISA が行う国際調査業務の詳細は、第 2 章において説明する。

1.9.1　ISR 及び ISA 見解書の作成

（1）作成内容

ISA は、関連のある先行技術、すなわち、請求の範囲に記載されている発明が新規性及び進歩性を有するものと認められるかどうかの判断に役立ち得る先行技術を発見することを目的として国際調査を行い［A15(2), R33.1(a)］、ISR を作成する[1]［A18(1)］。ISR には、前記の関連のある先行技術が開示された文献を列記する［R43.5(a)］。

また、ISA は、ISR の作成と同時に ISA 見解書を作成し、請求の範囲に記載されている発明が新規性、進歩性及び産業上の利用可能性を有するものと認められるかどうか、並びにその他の要件についての見解を示す［R43 の 2.1(a)］。

（2）作成言語

ISR 及び ISA 見解書は、通常は、国際出願の国際公開に用いられる言語（→ § 1.11.2）で作成される［R43.4, R43 の 2.1(b)］。ただし、RO から ISA に国際出願の翻訳文（→ § 1.5.3）が送付された場合には、ISA は、当該翻訳文の言語で ISR 及び ISA 見解書を作成できる［R43.4(i), R43 の 2.1(b)］。

（3）作成期間

ISR 及び ISA 見解書は、次の期間のうちいずれか遅く満了する期間までに作成しなければならない［R42.1, R43 の 2.1(a)］。

---

[1] 請求の範囲の全体を国際調査における除外対象（→ § 2.3.5）とした場合には、ISA は、ISR に代えて、ISA/203（ISR を作成しない旨の決定）を作成する［A17(2)(a)］。なお、この場合であっても、ISA は、ISA 見解書を作成する［R43 の 2.1(a)］。

（i）　ISA による調査用写しの受領から 3 月
（ii）　優先日から 9 月

RO は、遅くとも優先日から 13 月を経過する時までに調査用写しを ISA に送付することが規定されているので [R22.1(a)]、ISR 及び ISA 見解書は、通常は、優先日から 16 月までに作成される。

ISA は、ISR 及び ISA 見解書を作成後速やかに、出願人及び IB に送付する [A18(2), R44.1]。

1.9.2　ISR 及び ISA 見解書の利用

（1）出願人による利用

ISR 及び ISA 見解書を受領した出願人は、国際調査の結果を踏まえ、その後の出願手続を進めるか否かを検討する。例えば以下の対応が考えられる。

（i）　国際段階から各指定国の国内段階に移行する（→ § 1.13）。
- 国際段階において、請求の範囲について 19 条補正又は非公式コメントの提出を行うことができる（→ § 1.10）。
- 各指定国の国内段階に移行後、所定の期間内に、請求の範囲、明細書及び図面について補正を行うことができる（→ § 1.13.1（2））。

（ii）　国際予備審査の請求を行う（→ § 1.12）。
- 国際予備審査の請求を行った場合には、請求の範囲、明細書及び図面について 34 条補正又は答弁書の提出を行うことができる（→ § 1.12.2）。

（iii）　国際調査の結果から、当該国際出願での権利取得可能性が低いと判断し、国内段階移行手続を行わない。

（2）DO での利用

IB に送付された ISR 及び ISA 見解書は DO に送達され（→ § 1.13.2）、DO における審査の参考として利用される。

なお、IPER が作成された場合又は作成される予定の場合を除き、ISA 見解書と同一の内容で IB が作成した「特許性に関する国際予備報告（特許協力条約第一章）」（IPRP (I)）が DO に送達される（→ § 1.13.2（3）a.）。

(3) 第三者による利用

ISR は、国際公開の対象となっており、国際出願とともに公開される（→ § 1.11.3）。

ISA 見解書は、国際公開の対象とはなっていないが、ISR の国際公開と同時に、WIPO ウェブサイトに掲載され、第三者に利用可能となる（→ § 1.11.5）。

1.10　19 条補正及び非公式コメント

国際調査の結果、ISA から特許性について否定的見解を示された出願人は、各指定国の国内段階に移行する前、すなわち国際段階において、請求の範囲についての補正（19 条補正）、ISA 見解書に対する反論である非公式コメントの提出、又はその両方を行うことができる。

以下、19 条補正及び非公式コメントの概要についてそれぞれ説明する。

1.10.1　19 条補正

出願人は、ISR を受け取った後所定の期間内（→（2））に 1 回に限り、請求の範囲について補正をすることができる[1] [A19(1)]。この補正は、PCT 第 19 条に規定されているため、一般に「19 条補正」と呼ばれている。なお、国際予備審査を請求した場合に可能となる 34 条補正の概要、及び 19 条補正と 34 条補正の主な相違点については後述する（→ § 1.12.2（1））。

（1）19 条補正の対象

19 条補正の対象となるのは、請求の範囲のみである。34 条補正とは異なり、明細書又は図面について補正することはできない。

補正は、出願時における国際出願の開示の範囲を超えてはならない [A19(2)]。

（2）19 条補正書の提出先及び 19 条補正ができる期間

19 条補正書の提出先は IB である [A19(1), R46.2]。19 条補正ができる期間は、次に示す期間のうちいずれか遅く満了する期間である [R46.1]。

（i）　ISA による IB 及び出願人への ISR の送付の日から 2 月
（ii）　優先日から 16 月

ただし、当該期間満了後であっても、19 条補正書が、国際公開の技術的な準備が完了する前に IB に到達した場合には、当該期間の末日に IB が受理したものとみなされる [R46.1]。

---

[1] ISA が ISR を作成しない場合には、出願人は 19 条補正をすることができない [A19(1)]。

(3) 19 条補正書の形式

a.　差替え用紙

19 条補正をする場合には、出願人は、出願当初の請求の範囲と差し替えるために、補正後の請求の範囲の全文を記載した差替え用紙を提出しなければならない [R46.5(a)]。

19 条補正書を受理した IB は、19 条補正書の各差替え用紙の上部右隅に国際出願番号及び受理した日付を記入し、下部余白の中央に「AMENDED SHEET (ARTICLE 19)」の語句を記入する [S417(b)]。

b.　書簡

19 条補正書の差替え用紙には、以下の内容を記載した書簡を添付する [R46.5(b)]。

(i)　出願当初の請求の範囲と補正後との請求の範囲の相違についての注意喚起

(ii)　当該補正の根拠となる出願当初の国際出願（明細書等）の記載箇所の表示

(4) 19 条補正についての説明書

出願人は、19 条補正書と同時に、補正の内容並びに補正が明細書及び図面に与える影響について、簡単な説明書を提出することができる [A19(1)]。

当該説明書では、補正された請求項に関し、ISR において引用された当該請求項に関連する文献について言及することができる [R46.4(b)]。

当該説明書は、英語の場合又は英語に翻訳した場合に 500 語を超えてはならない [R46.4(a)]。当該説明書の見出し（タイトル）は、「Statement under Article 19(1)」の語句、又は説明書の言語における同義の語句（日本語では「第 19 条（1）の規定に基づく説明書」）を用いることが望ましい [R46.4(a)]。

(5) 19 条補正書及び 19 条補正についての説明書の言語

19 条補正書の差替え用紙及び 19 条補正についての説明書の言語は、当該国際出願の国際公開に用いられる言語である [R46.3, R46.4(a)]。

(6) 19 条補正書の公開及び DO への送達

19 条補正書及びその説明書は、国際公開の対象であり、国際出願及び ISR とともに公開される（→ § 1.11.3）。

また、19 条補正書及びその説明書は、国際出願及び ISR とともに DO に送達される（→ § 1.13.2（1））。

1.10.2　非公式コメント

出願人は、国際予備審査請求をしない場合であっても、ISA 見解書に対して IB にコメントを提出することにより、国際段階において反論を示すことができる。このコメントは、PCT 及び PCT 規則等に規定されていないため、「非公式コメント」と呼ばれている [1]。

(1) 非公式コメントの提出先及び提出ができる期間

非公式コメントの提出先は IB である。非公式コメントの提出期限は規定されていない。しかし、非公式コメントが IPRP (I) とともに DO に送付される（→（3））ためには、非公式コメントを優先日から 28 月以内に提出をすることを IB では推奨している。

(2) 非公式コメントの形式

非公式コメントの様式及び言語に制限はないが、非公式コメントを受領する IB が判別できるように、見出し（タイトル）を「Informal Comments」と明示する必要がある。19 条補正とは異なり、非公式コメントは国際公開されないため、19 条補正と同時に非公式コメントを提出する場合には、非公式コメントの用紙と 19 条補正書の用紙とが分かれていることが必要である。

---

[1] 非公式コメントの取扱いに関する情報は、以下のウェブサイトに掲載されている。
- WIPO ウェブサイト「PCT Newsletter, No. 10/2004」（特に「Practical Advice」（p. 7-8）参照）
  http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2004/pct_news_2004_10.pdf
- 特許庁ホームページ「PCT 国際調査見解書に対する出願人のコメント（いわゆる非公式コメント）の提出について」
  https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/unofficial_comment.html

(3) 非公式コメントの DO への送付及び取扱い

非公式コメントは、IPRP (I) の送達とともに IB から DO に送付される（→ § 1.13.2（3）a.（d））。非公式コメント提出後に国際予備審査請求を行った場合には、非公式コメントは IPEA 及び EO には送付されない。

DO における非公式コメントの参酌は、各 DO の判断に委ねられている。

〈DO としての JPO（DO/JP）における非公式コメントの取扱い〉

DO としての JPO（DO/JP）においては、非公式コメントが日本語の場合には、上申書と同様に取り扱い、審査の参考資料として参酌する。

非公式コメントが外国語であり、DO/JP に対してその翻訳文が上申書で提出された場合には、DO/JP では、非公式コメントの原文と翻訳文との内容の一致性については判断せず、翻訳文を審査の参考資料として参酌する。

(4) 非公式コメントの第三者への提供

非公式コメントは、ISA 見解書と同様に、国際公開以後に WIPO ウェブサイトに掲載され、第三者に利用可能となる（→ § 1.11.5）。

1.11　国際公開

国際出願は、IB によって国際公開される［A21(1)］。国際公開では、国際出願の明細書等とともに ISR も公開される。以下、国際公開の概要について説明する。

1.11.1　国際公開の時期

（1）公開時期の原則

国際出願は、原則として優先日から 18 月を経過した後速やかに、IB によって国際公開される［A21(1), (2)(a)］。ただし、国際公開の技術的な準備が完了する前に国際出願が取り下げられ又は取り下げられたものとみなされる場合には、国際公開は行われない［A21(5)］。

（2）出願人の請求による早期公開

出願人は、優先日から 18 月の経過前に、早期の国際公開を行うことを IB に請求できる［A21(2)(b)］。

〈指定国による国際公開についての留保〉

いずれの国も、自国に関する限り、国際出願の国際公開を行う必要がないことを宣言することができ［A64(3)(a)］、優先日から 18 月を経過した時に、国際出願の指定国にこの宣言を行っている国のみが含まれている場合には、当該国際出願の国際公開は行われない［A64(3)(b)］。PCT 締約国でこの宣言を行っている国は米国のみである（2015 年 9 月 1 日現在）[1]。

ただし、国際出願の指定国がこの宣言を行っている国のみの場合であっても、出願人から IB に当該国際出願の国際公開の請求があったときは、IB は、当該国際出願の国際公開を行う［A64(3)(c)(i)］。また、当該国際出願が当該国の国内段階に移行し、公表されたときは、その公表後速やかに（ただし、優先日から 18 月経過後に）、IB は、当該国際出願の国際公開を行う［A64(3)(c)(ii)］。

---

[1] 留保を行う締約国の情報は、WIPO ウェブサイトで確認できる。
「PCT Reservations, Declarations, Notifications and Incompatibilities」
http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html

1.11.2　国際公開の言語

(1) 国際出願が国際公開の言語でされた場合

国際出願が以下に示す言語（「国際公開の言語」という。）でされた場合には、当該言語で国際公開が行われる [R48.3(a)]。

〈国際公開の言語〉

- アラビア語
- 中国語
- 英語
- フランス語
- ドイツ語
- 日本語
- 韓国語
- ポルトガル語
- ロシア語
- スペイン語

(2) 国際出願が国際公開の言語でされなかった場合

国際出願が国際公開の言語で出願されず、国際調査のための翻訳文 [R12.3] 又は国際公開のための翻訳文 [R12.4]（これらの翻訳文は国際公開の言語で提出することが規定されている。）が出願人から提出された場合には、当該翻訳文の言語で国際公開が行われる [R48.3(b)]。

(3) 英語以外の言語で国際公開される場合

国際出願の国際公開が英語以外の言語で行われる場合には、ISR（又は ISR を作成しない旨の宣言）、発明の名称、要約及び要約とともに公表する図に係る文言は、当該言語及び英語の双方で国際公開が行われる。これらの英語への翻訳は、出願人が提出した国際調査のための翻訳文 [R12.3] が英語である場合を除き、IB によって行われる [A18(3), R48.3(c)]。

1.11.3　国際公開の内容

国際公開には、文献種別を示すコードとともに国際公開番号が付与される [S404]。表 1-6 に、国際公開の文献種別コードとその内容を示す。国際出願とともに ISR が公開された場合の文献種別コードは A1 である。

表 1-6　国際公開番号の文献種別 [1]

ST.16 コード [2]	文献種別
A1	国際出願及び ISR の公開
A2	国際出願の公開（ISRなし又はISRを作成しない旨の宣言とともに）
A3	国際公開（A2）後の ISR の公開（改訂された表紙とともに）
A4	国際公開後の 19 条補正書（及び 19 条補正についての説明書）の公開（改訂された表紙とともに）
A8	国際出願の公開（表紙の書誌事項の訂正のため再公開）
A9	国際出願又は ISR の公開（訂正、変更又は補充のため再公開）

国際公開には、一般的な事項として、次のものが含まれる［R48.2(a)］。

（i）　表紙（フロントページ）　［R48.2(a)(i), (b)］
- 書誌的事項［R48.2(b)(i)］
- 要約［R48.2(b)(iii)］
- 要約とともに公表する図（該当する場合）　［R48.2(b)(ii)］

（ii）　明細書［R48.2(a)(ii)］

（iii）　請求の範囲［R48.2(a)(iii)］

請求の範囲について 19 条補正書が提出された場合には、国際公開には出願時における請求の範囲の全文及び 19 条補正後の請求の範囲の全文（及び 19 条補正についての説明書）が含まれる［R48.2(f), (a)(vi)］。

国際公開の技術的な準備の完了の時に 19 条補正をするための期間が満了していない場合には、その旨が国際公開の表紙に掲載される。また、その後に 19 条補正書（及び 19 条補正についての説明書）が提

[1] 各庁が発行する特許文献の文献種別の例は、WIPO ウェブサイトで確認できる。
「WIPO Handbook on Industrial Property Information and Documentation, Part 7.3.2, Inventory of kinds of patent documents listed according to the issuing industrial property office」
http://www.wipo.int/standards/en/

[2] 各庁が発行する特許文献に付与する文献種別コードの標準は、WIPO 標準 ST.16 で定められている。
「WIPO Standard ST.16: Recommended Standard Code for the Identification of Different Kinds of Patent Documents」
http://www.wipo.int/export/sites/www/standards/en/pdf/03-16-01.pdf

出された場合には、19 条補正書の受理後速やかに、改訂された表紙とともに 19 条補正後の請求の範囲の全文（及び 19 条補正についての説明書）が公開される［R48.2(h)］。この場合の国際公開番号の文献種別コードは A4 となる。

（iv）　図面（該当する場合）［R48.2(a)(iv)］

（v）　ISR（又は ISR を作成しない旨の宣言）［R48.2(a)(v)］

国際公開の技術的な準備の完了時に ISR をまだ利用することができない場合には、国際公開の表紙には、ISR を利用することができなかった旨、及び ISR を利用することができるようになったときに改訂された表紙とともに ISR が公開される旨が掲載される［R48.2(g)］。この場合の国際公開番号の文献種別コードは A2 となる。

ISR を作成しない旨の宣言が行われた場合には、その旨が国際公開の表紙に掲載され、要約及び要約とともに公表する図のいずれも表紙には掲載されない［R48.2(c)］。この場合の国際公開番号の文献種別コードは A2 となる。

1.11.4　国際公開の効果

国際公開の指定国における効果は当該指定国における審査を経ていない国内出願の強制的な国内公開と同一であり、言語が異なる場合等にその効果の生じる時期を、当該指定国内の国内法令において定めることができる［A29］。

〈日本国における国際公開の効果〉

日本国においては、以下の時に国内出願の出願公開と同一の効果が生じることが規定されている［特許法第 184 条の 10］。

（i）　日本語特許出願[1]（日本語でされた国際特許出願[2]）：
国際公開があった時

（ii）　外国語特許出願[3]（外国語でされた国際特許出願）：
国内公表（→ 参考）があった時

---

[1] 特許法第 184 条の 6 第 2 項

[2] 特許法第 184 条の 3 第 1 項の規定により、日本国における特許出願とみなされた国際出願を「国際特許出願」という［特許法第 184 条の 3 第 2 項］。

[3] 特許法第 184 条の 4 第 1 項

（参考）

■ **日本国における国内公表及び再公表**

国際特許出願（日本国における特許出願とみなされた国際出願［特許法第 184 条の 3 第 2 項］）が日本国の国内段階に移行した場合には、当該国際特許出願は、日本国において国内公表又は再公表される。国内公表及び再公表の時期は、原則として、国内書面提出期間（優先日から 30 月）の経過後である。

- **外国語特許出願の国内公表**

  外国語特許出願（外国語でされた国際特許出願）は、外国語で国際公開されるため、その内容について日本語で日本国民に広く知らしめる必要がある。このため、日本国の国内段階に移行し、明細書等の日本語による翻訳文が提出された外国語特許出願については、当該翻訳文が国内公表される（ただし、特許掲載公報が発行されたものを除く。）［特許法第 184 条の 9］。国内公表は、JPO が発行する「公表特許公報」によって行われる。

- **日本語特許出願の再公表**

  日本語特許出願（日本語でされた国際特許出願）は、日本語で国際公開されているため、国内公表の対象ではない。しかし、先行技術調査に必要な技術情報の提供を目的として、日本国の国内段階に移行した日本語特許出願は、「再公表特許」として再公表される。

  再公表特許は、特許法で規定される「特許公報[1]」ではない。しかし、JPO では、公開特許公報[2]及び公表特許公報とともに、再公表特許を発行することによって、先行技術調査の便宜を図っている。

1.11.5　ISA 見解書及び非公式コメントの第三者への提供

ISA 見解書は、ISR の国際公開と同時に、IB によって WIPO ウェブサイトに掲載される。また、非公式コメント（→ § 1.10.2）も、国際公開以後に WIPO ウェブサイトに掲載される。

なお、IPRP (I) 及びその英語による翻訳文（→ § 1.13.2（3）a.）が WIPO ウェブサイトに掲載されるのは、優先日から 30 月を経過して DO へ送達された後である。この掲載によって、ISA 見解書の英語による翻訳文が第三者に入手可能となる。

1　特許法第 193 条

2　日本国における国内出願の出願公開［特許法第 64 条］を行う公報

1.12　国際予備審査段階

国際予備審査は、出願人が請求することによって行われる。この請求は出願人の任意である。国際予備審査の請求により、出願人は国際段階において、34 条補正をすることが可能となり、また、答弁書を提出することが可能となる。

国際予備審査は IPEA が行う。IPEA は、IPER を作成し、出願人及び IB に送付する。

国際予備審査における手続は、国際調査における手続と対比して、「国際予備審査段階」（International Preliminary Examination Stage）と呼ばれている。以下、国際予備審査段階の概要について説明する。

なお、IPEA が行う国際予備審査業務の詳細は、第 3 章において説明する。

1.12.1　国際予備審査の請求

国際出願は、出願人が国際予備審査の請求をすることにより、国際予備審査の対象となる［A31(1)］。

出願人が国際予備審査を請求するケースとしては、例えば、国際調査の結果、特許性について否定的な判断を示された出願人が、国際段階において肯定的な見解を得た上で各選択国の国内段階に移行することを希望する場合が挙げられる。

国際予備審査の請求は、IPEA に対して行われる［A31(6)］。国際予備審査の請求は、次の期間のうちいずれか遅く満了する期間までにすることができる［R54 の 2.1(a)］。

（i）　ISR 及び ISA 見解書の出願人への送付から 3 月
（ii）　優先日から 22 月

なお、上記の予備審査請求期間の経過後にされた国際予備審査の請求は提出されなかったものとみなし、IPEA は、その旨を宣言する［R54 の 2.1(b)］。

1.12.2　34 条補正及び答弁書

国際予備審査において、出願人は、34 条補正をすることができ、また、IPEA 見解書に対する答弁書の提出をすることができる。以下、34 条補正及び答弁書の概要についてそれぞれ説明する。

（1）34 条補正

国際予備審査では、出願人は、請求の範囲、明細書又は図面について補正をすることができる［A34(2)(b)］。この補正は、PCT 第 34 条に規定されているため、一般に「34 条補正」と呼ばれている。表 1-7 に、19 条補正（→ § 1.10.1）と 34 条補正の主な相違点を示す。

表 1-7　19 条補正と 34 条補正の主な相違点

比較事項	19 条補正	34 条補正
補正の対象	請求の範囲	請求の範囲、明細書及び図面
補正書の提出先	IB	IPEA
補正ができる期間	次のうちいずれか遅く満了する期間 ・ ISR の送付の日から 2 月 ・ 優先日から 16 月	国際予備審査請求書の提出の時から IPER が作成されるまでの間
回数の制限	1 回限り	なし

a.　34 条補正の対象

34 条補正の対象となるのは、請求の範囲、明細書及び図面である［A34(2)(b)］。他方、19 条補正の対象は請求の範囲のみであり、この点で 34 条補正は 19 条補正と異なっている。

補正は、出願時における国際出願の開示の範囲を超えてはならない［A34(2)(b), GL A4.05[1]］。

b.　34 条補正書の提出先及び 34 条補正ができる期間

34 条補正書の提出先は IPEA である。34 条補正ができる期間は、国際予備審査請求書の提出の時から IPER が作成されるまでの間である［A34(2)(b), R66.1(b)］。ただし、IPEA は、IPEA 見解書又は IPER の作成を開始した後に補正書を受理した場合には、IPEA 見解書又は IPER のために当該補正書を考慮に入れることを必要としない［R66.4 の 2］。

c.　34 条補正書の形式

（a）差替え用紙

34 条補正をする場合には、補正前の用紙と差し替えるための差替え用紙を提出する［R66.8(a)］。ただし、請求の範囲を補正する場合には、補正前

の請求の範囲の全文と差し替えるために、補正後の請求の範囲の全文を記載した差替え用紙を提出しなければならない [R66.8(c), R46.5(a)]。

34 条補正書を受理した IPEA は、34 条補正書の各差替え用紙の上部右隅に国際出願番号及び受理した日付を記入し、下部余白の中央に「AMENDED SHEET」の語句、又は国際予備審査請求の言語によるその同義語（日本語では「補正された用紙」）を記入する [S602(a)(ii)]。

（b）書簡

34 条補正書の差替え用紙には、以下の内容を記載した書簡を添付する [R66.8(a), (c), R46.5(b)]。

（i）　補正前と補正後との相違についての注意喚起
（ii）　当該補正の根拠となる出願当初の国際出願（明細書等）の記載箇所の表示

d.　34 条補正書の言語

国際出願が国際公開に用いられる言語以外の言語により行われた場合には、34 条補正書（差替え用紙及び書簡）は、当該国際出願の国際公開に用いられる言語で提出しなければならない [R55.3(a)]。ただし、国際予備審査において国際出願の翻訳文が必要とされる場合（→ § 1.5.5（1））には、34 条補正書は当該翻訳文の言語で提出しなければならない [R55.3(b)]。

（2）答弁書

出願人は、IPEA 見解書（→ § 1.12.3）に対して答弁書を提出することができる [A34(2)(d)]。

また、ISA 見解書は、原則として、IPEA 見解書とみなされるため（→ § 1.12.3）、出願人は、ISA 見解書に対して答弁書を提出することができる。国際予備審査請求時に、ISA 見解書に対する答弁書が IPEA に提出されることが一般的である。

1.12.3　IPEA 見解書

IPEA は、請求の範囲に記載されている発明が新規性、進歩性及び産業上の利用可能性について否定的な見解がなく、その他の要件についても満たされて

いると認められる場合を除き、少なくとも 1 回、出願人に対し IPEA 見解書を通知しなければならない [A34(2)(c), R66.2]。

ただし、ISA 見解書は、原則として[1]、IPEA 見解書とみなされるため [R66.1 の 2(a)]、必ずしも IPEA 見解書は作成されない。

IPEA 見解書を通知する場合には、IPEA は、答弁のための期間として相当の期間を指定し、答弁書、及び必要な場合には補正書を提出することを出願人に求める [R66.2(c), (d)]。

1.12.4　IPER の作成

（1）作成内容

IPEA は、請求の範囲に記載されている発明が新規性、進歩性及び産業上の利用可能性を有するものと認められるかどうかについての予備的なかつ拘束力のない見解を示すことを目的として国際予備審査を行い [A32(1), A33(1)]、IPER を作成する [A35(1)]。IPER には、各請求項について、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性の基準に適合していると認められるかどうか、並びにその他の要件について記述する [A35(2)]。

（2）IPER の附属書類の添付

IPEA は、補正書（差替え用紙及び書簡）を IPER の附属書類として添付する [A36(1), R70.16]。

複数回の補正があった場合には、後の補正によって差し替えられた補正書は添付されず、最新の補正書が IPER の附属書類として添付される。ただし、最新の補正が新規事項を含むと IPEA が認めた場合には、新規事項を含む最新の補正書とともに、この補正によって差し替えられた補正書も附属書類として添付される [R70.16(b)]。IPEA は、当該差し替えられた補正書の下部余白の中央に、差替え用紙には「SUPERSEDED REPLACEMENT SHEET (RULE 70.16(b))」、書簡には「ACCOMPANYING LETTER (RULE 70.16(b))」の語句を記入し [S602(a)(iv)]、IPER の附属書類として添付する。

---

[1] IPEA は、特定の ISA が作成した ISA 見解書について、IPEA 見解書とはみなさないことを IB に通告することができる。ただし、この通告は、IPEA である国内官庁自らが ISA として ISA 見解書を作成する場合には適用されない [R66.1 の 2(b)]。

(3) 作成言語

IPER は、通常は、国際出願の国際公開に用いられる言語（→ § 1.11.2）で作成される。ただし、国際予備審査が国際出願の翻訳文（→ § 1.5.5）に基づいて行われる場合には、IPER は当該翻訳文の言語で作成される [R70.17]。

(4) 作成期間

IPER は、次の期間のうち最も遅く満了する期間までに作成しなければならない [R69.2]。IPEA は、作成した IPER を、出願人及び IB に送付する [A36(1), R71.1]。

(i)　優先日から 28 月
(ii)　国際予備審査の開始 [R69.1] の時から 6 月
(iii)　IPEA が国際出願の翻訳文（→ § 1.5.5）を出願人から受理した日から 6 月

1.12.5　IPER の利用

(1) 出願人による利用

IPER を受領した出願人は、国際予備審査の結果を踏まえ、その後の出願手続を進めるか否かを検討する。例えば以下の対応が考えられる。

(i)　国際段階から各選択国の国内段階に移行する（→ § 1.13）。
- 各選択国の国内段階に移行後、所定の期間内に、請求の範囲、明細書及び図面について補正を行うことができる（→ § 1.13.1（2））。

(ii)　国際予備審査の結果から、当該国際出願での権利取得可能性が低いと判断し、国内段階移行手続を行わない。

(2) EO での利用

IB に送付された IPER は EO に送達され（→ § 1.13.2（3）b.）、EO における審査の参考として利用される。

(3) 第三者による利用

国際出願の選択国に、第三者への IPER の提供を EO に代わって IB が行うことを IB に請求している国又は政府間機関が含まれる場合には、優先日から

30 月が経過し、IPER が IB から EO に送達（→ § 1.13.2（3）b.）されると、当該国際出願の IPER は IB によって WIPO ウェブサイトに掲載され、第三者に利用可能となる。　→ 参考

（参考）

■ IPER の WIPO ウェブサイトでの掲載

IB 及び IPEA は、いかなる時においても、いかなる者又は当局（IPER の作成後は、EO を除く。）に対しても国際予備審査の一件書類につき知得される［A30(4)］ようにしてはならない（ただし、出願人の請求による場合又はその承諾を得た場合は、この限りでない。）［A38(1)］。つまり、IPER の作成後であっても、IB 及び IPEA には国際予備審査に関する秘密保持の義務が課されているが、IPER が送達される EO には秘密保持の義務は課されていない。

そして、EO が適用する国内法令が第三者に対し国内出願の一件書類の利用を認めている場合には、当該 EO は、国際出願が国際公開された後、国際出願に関する一件書類中の文書（国際予備審査に関する文書を含む。）の利用を、国内出願の一件書類の利用について国内法令が定める程度と同様の程度まで認めることができると規定されている［R94.3］。さらに、IB は、EO により請求[1]された場合に、当該 EO に代わり IPER の写しを提供することが規定されている［R94.1(c)］。IB は、IPER を WIPO ウェブサイトに掲載することで、この提供を行っている。

したがって、国際出願の選択国に、第三者への IPER の提供を EO に代わって IB が行うことを IB に請求している国又は政府間機関が含まれる場合には、優先日から 30 月が経過し、IPER が IB から EO に送達されると、IPER は WIPO ウェブサイトに掲載され、第三者に利用可能となる。

[1] IB は、当該請求を行っている国又は政府間機関を公表しており、この一覧は、WIPO ウェブサイトで確認できる。なお、日本国も当該請求を行っている。
「States and Organizations which have requested the IB under Rule 94.1(c) to furnish to third parties copies of the IPER on their behalf」
http://www.wipo.int/pct/en/texts/access_iper.html

1.13　国内段階移行

各締約国において国際出願による権利取得を行うためには、出願人は、所定の期限内に当該締約国における国内段階に移行する手続をしなければならない。

出願人は、国際段階での国際調査・国際予備審査の結果を受けて、国内段階移行の要否を判断し、所定の期限までに、権利取得が必要な締約国に対し移行手続をする。

国内段階移行後は、指定国の国内官庁である DO 又は選択国の国内官庁である EO において特許性の審査がされる。その際、IB から送達される国際調査（及び国際予備審査）の結果が参考にされる。

以下、国内段階移行手続の概要について説明する。

1.13.1　国内段階移行手続

（1）移行期限

出願人は、原則として優先日から 30 月を経過する時までに、DO 又は EO に対し、国内段階に移行するための手続（国際出願の翻訳文の提出等）をしなければならない [1] [A22(1), A39(1)(a)]。ただし、指定国又は選択国の国内法令は、当該国への国内段階に移行する期間として、優先日から 30 月よりも遅い時に満了する期間を定めることができる [2] [A22(3), A39(1)(b)]。

出願人が所定の期間内に、指定国又は選択国における国内段階に移行しなかった場合には、当該指定国又は選択国における当該国際出願の効果（正規の国内出願とみなされるという効果）[A11(3)] は、当該指定国又は選択国における国内出願の取下げの効果と同一の効果をもって消滅する [A24(1)(iii), A39(2)]。

---

[1] PCT 第 22 条（1）と国内法令との不整合により、経過措置が適用され、国際予備審査請求をしない場合には優先日から 30 月よりも早く国内段階に移行しなければならない締約国が存在する。当該締約国の情報は、WIPO ウェブサイトで確認できる。
「PCT Reservations, Declarations, Notifications and Incompatibilities」
http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html

[2] 例えば、欧州特許機構（EP）への広域段階移行期限は 31 月である [EPC 規則 159(1)]。各国における国内段階移行期限の情報は、WIPO ウェブサイトで確認できる。
「Time Limits for Entering National/Regional Phase under PCT Chapters I and II」
http://www.wipo.int/pct/en/texts/time_limits.html

〈日本国の国内段階への移行期限〉

(i)　**国内書面の提出**

国際特許出願（日本国における特許出願とみなされた国際出願［特許法第 184 条の 3 第 2 項］）の出願人は、優先日から 30 月（「国内書面提出期間」という［特許法第 184 条の 4 第 1 項］。）以内に、当該国際特許出願の書誌事項を記載した国内書面を特許庁長官に提出しなければならない［特許法第 184 条の 5 第 1 項］。

(ii)　**国際出願日における明細書等の翻訳文の提出**

外国語特許出願（外国語でされた国際特許出願［特許法第 184 条の 4 第 1 項］）の出願人は、原則として、国内書面の提出と同じく、国内書面提出期間内に国際出願日における明細書等の日本語による翻訳文を提出しなければならない。しかし、特例規定が設けられており、国内書面の提出が国内書面提出期間の満了前 2 月から満了の日までの間であった場合には、国内書面の提出の日から 2 月（「翻訳文提出特例期間」という。）以内に、当該翻訳文を提出することができる［特許法第 184 条の 4 第 1 項］。例えば、国内書面提出期間の満了の日に国内書面を提出した場合には、当該翻訳文の提出期間は、優先日から 32 月まで延長されることになる。

(2) 国内段階移行における補正

出願人は、各指定国又は選択国の国内段階への移行における所定の期間内に、請求の範囲、明細書及び図面について補正をする機会が与えられている[1] [A28, R52.1, A41, R78.1]。

補正は、出願時における国際出願の開示の範囲を超えてはならない。ただし、指定国又は選択国の国内法令が認める場合は、この限りでない［A28(2), A41(2)］。

1.13.2　IB から DO 又は EO への送達

IB は、DO 又は EO に対し、国際出願等の書類を送達する（表 1-8 参照）。以下、各書類の送達について説明する。

---

[1] 国際出願を日本国の特許出願として国内段階移行する場合において、明細書等について補正ができる期間は、通常の国内出願と基本的に同様である［R52.1(b), R78.1(b)］。ただし、当該期間の開始について特例が設けられている［特許法第 184 条の 12］。

表 1-8　IB から DO 又は EO へ送達される書類

<table>
<tr><th>DO への送達</th><th>EO への送達</th><th>送達の
時期的制限</th></tr>
<tr><td colspan="2">国際出願（明細書等）（→（1））
ISR（及びその英訳）（→（1））
19 条補正書（及び 19 条補正についての説明書）（→（1））</td><td rowspan="2">原則として
国際公開後</td></tr>
<tr><td colspan="2">優先権書類[1]（→（2））</td></tr>
<tr><td>IPRP (I)（及びその英訳）
（→（3）a.）</td><td rowspan="2">IPRP (II) 及び附属書類
（並びにその英訳、ただし
附属書類は英訳されない）
（→（3）b.）</td><td rowspan="2">原則として
優先日から
30 月経過後</td></tr>
<tr><td>非公式コメント[2]
（→（3）a.（d））</td></tr>
</table>

（1）国際出願、ISR 及び 19 条補正書の送達

IB は、国際出願（明細書等）及び ISR（又は ISR を作成しない旨の宣言）を DO に送達する［A20(1)(a), R47.1］。

請求の範囲について 19 条補正がされた場合には、送達される書類には、出願時における請求の範囲の全文に加えて、19 条補正後の請求の範囲の全文及び 19 条補正についての説明書が含められる［A20(2)］。

また EO に対しても、上記の DO への送達の規定が準用されている［R76.5］。

a.　送達される国際出願の言語

送達される国際出願の言語は、当該国際出願の国際公開に用いられる言語である［R47.3(a)］。つまり、IB から送達されるのは国際公開された国際出願の書類（明細書等）である。

国際公開の言語が当該国際出願の言語ではない場合には、IB は、DO の要請により、出願当初の国際出願の写しを当該 DO に提供する［R47.3(b)］。

[1] 優先権書類は、PCT 第 20 条に規定されている送達される書類には含まれないが、IB から DO 又は EO に提供される書類である。
[2] 非公式コメントは、PCT 第 20 条に規定されている送達される書類には含まれないが、IB から DO に送付される書類である。

b.　国際調査報告の英語による翻訳文の送達

ISR は、英語で作成されていない場合には、IB によって英語に翻訳され [A18(3), R45.1]、DO からの要求によって DO に送達される［A20(1)(b), R47.1(d)]。

c.　送達される時期

送達は、DO からの請求によって行われる［R93 の 2.1]。この送達は、原則として、国際公開より前に行うことはできない［R47.1(a)]。ただし、国際公開前に、出願人が DO に対し当該国際出願の審査開始を明示的に請求した場合［A23(2), A40(2)］には、IB は、当該 DO 又は出願人からの請求により、当該 DO に対し送達を速やかに行う［R47.4, R76.5(v), R61.2(d)]。

19 条補正ができる期間内（→ § 1.10.1（2)）に IB が受理した 19 条補正書が、送達された書類に含まれていなかった場合には、IB は、当該補正書を DO に速やかに送達し、出願人にその旨を通知する［R47.1(b)]。

(2) 優先権書類の提供

IB は DO の明示の要請に応じて、国際公開後速やかに、優先権書類を当該 DO に提供する［R17.2(a)]。出願人が国際公開前に DO に対し当該国際出願の審査開始を明示的に請求した場合［A23(2)］には、IB は、DO からの明示的な要請に応じて、優先権書類の受理後速やかに、当該 DO に提供する [R17.2(a)]。

(3) 特許性に関する国際予備報告（IPRP）の送達

IB は、特許性に関する国際予備報告（International Preliminary Report on Patentability，IPRP）を DO 又は EO に送達する。国際予備審査請求の有無により、DO への IPRP (I) の送達、又は EO への IPRP (II) の送達が行われる。IPRP (I) と IPRP (II) との比較を表 1-9 に示す。

以下、IPRP の送達を、DO への送達と EO への送達に分けて説明する。

表 1-9　IPRP (I) と IPRP (II) の比較

比較事項	特許性に関する国際予備報告 （特許協力条約第一章） IPRP (I)	特許性に関する国際予備報告 （特許協力条約第二章） IPRP (II)
内容	表紙（様式PCT/IB/373） + ISA 見解書	IPER
附属書類	なし	補正書 （差替え用紙及び書簡）
作成条件	国際予備審査が 請求されなかった場合	国際予備審査が 請求された場合
作成機関	IB （見解の作成：ISA）	IPEA
英語による 翻訳文	指定国からの要求により IB が作成	選択国からの要求により IB が作成 （附属書類は英訳されない）
送達先	DO	EO
送達の 時期的制限	原則として、優先日から 30 月を経過する前であってはならない	

a.　DO への送達

（a）特許性に関する国際予備報告（特許協力条約第一章）

IPER が作成された場合又は作成される予定の場合を除き、IB は、ISA 見解書と同一の内容である、「特許性に関する国際予備報告（特許協力条約第一章[1]）」（International Preliminary Report on Patentability (Chapter I of the Patent Cooperation Treaty)，IPRP (I)）を ISA に代わって作成する［R44 の 2.1(a), (b)］。なお、IB は、作成した IPRP (I) を速やかに出願人に送付する［R44 の 2.1(c)］。

（b）送達される時期

IB は、DO からの請求によって IPRP (I) を送達する。この送達は、原則として、優先日から 30 月を経過する前であってはならない［R44 の 2.2(a), R93 の 2.1］。ただし、出願人が DO に対し当該国際出願の審査開始を明示的に請求した場合［A23(2)］には、IB は、当該 DO 又は出願人から

[1] PCT 第 1 章には、国際出願及び国際調査に関する規定が設けられている。

の請求により、当該 DO に対し ISA 見解書の写しの送達を速やかに行う [R44 の 2.2(b)]。

なお、ISA 見解書は、ISR の国際公開と同時に、IB によって WIPO ウェブサイトに掲載される（→ § 1.11.5）。したがって、ISA 見解書は優先日から 30 月を経過する前であっても入手可能である。しかし、IPRP (I) 及びその英語による翻訳文が WIPO ウェブサイトに掲載されるのは、優先日から 30 月を経過して DO へ送達された後である。

（c）英語による翻訳文の送達

指定国は、自国の国内官庁の公用語以外の言語によって IPRP (I) が作成された場合には、IPRP (I) の英語による翻訳文を要求することができる [R44 の 2.3(a)]。当該翻訳文は IB によって作成され [R44 の 2.3(b)]、IPRP (I) とともに DO に送達される [R44 の 2.3(c), (d)]。

（d）非公式コメントの送付

出願人から IB に非公式コメント（→ § 1.10.2）が提出されている場合には、非公式コメントは IPRP (I) の送達と同時に DO に送付される。なお、非公式コメント提出後に国際予備審査が請求された場合には、非公式コメントは EO には送付されない。

b.　EO への送達

（a）特許性に関する国際予備報告（特許協力条約第二章）

IPEA が作成する IPER には、「特許性に関する国際予備報告（特許協力条約第二章 [1]）」（International Preliminary Report on Patentability (Chapter II of the Patent Cooperation Treaty)，IPRP (II)）という表題が付される [R70.15(b)]。つまり、IPRP (II) は IPER と同一である。

（b）送達される時期

IB は、EO からの請求によって IPRP (II) を送達する。この送達は、原則として、優先日から 30 月を経過する前であってはならない [A36(3)(a), R73.2(a), R93 の 2.1]。ただし、出願人が EO に対し当該国際出願の審査開

[1] PCT 第 2 章には、国際予備審査に関する規定が設けられている。

始を明示的に請求した場合［A40(2)］には、IB は、当該 EO 又は出願人からの請求により、以下の送達を速やかに行う［R73.2(b)］。

(i)　IPER が IB に既に送付されている場合：
IPRP (II)（＝IPER）
(ii)　IPER が IB に送付されていない場合：
ISA 見解書の写し

(c) 英語による翻訳文の送達

選択国は、自国の国内官庁の公用語以外の言語によって IPRP (II) が作成された場合には、IPRP (II) の英語による翻訳文を要求することができる［R72.1］。当該翻訳文は IB によって作成され［A36(2)(b)］、IPRP (II) とともに EO に送達される［A36(3)(a)］。

IPER の附属書類（補正書の差替え用紙及び書簡）［R70.16］は、IB によって英語に翻訳されず、原語の附属書類が送達される［A36(2)(b)］。附属書類のうち差替え用紙の翻訳文は、出願人が、EO への国内段階移行手続の期限内（→ § 1.13.1（1））に EO に送付する［A36(3)(b), R74.1(a)］。

1.13.3　国内段階における審査

(1) 国際出願に係る発明の特許性に関する実体的な要件

PCT 及び PCT 規則のいかなる規定も、各締約国が特許性の実体的な条件を定める自由を制限するものではない。いずれの締約国も、国際出願に係る発明の特許性を判断するに当たって、特許性の条件に関する国内法令上の基準を適用する自由を有する［A27(5)］。

締約国は、請求の範囲に記載されている発明が自国において特許を受けることができる発明であるかどうかを決定するに当たっては、国際予備審査で適用される新規性、進歩性及び産業上の利用可能性の基準に対し、追加の又は異なる基準を適用することができる［A33(5)］。

(2) 国際出願の形式又は内容についての要件

国際出願の形式又は内容（例えば、方式的要件）については、原則として、国内法令は、PCT 及び PCT 規則に定める要件と異なる要件又はこれに追加する要件を満たすことを要求してはならない［A27(1)］（ただし、特定の要件について例外規定がある［A27, R51 の 2］。）。

指定国の国内法令が、国内出願の形式又は内容につき、PCT 及び PCT 規則に定める要件よりも出願人の立場からみて有利な要件を定めている場合には、当該指定国においては、PCT 及び PCT 規則に定める要件に代えて当該国内法令に定める要件を適用することができる［A27(4)］。

第 2 章

国際調査業務

第２章　国際調査業務

目次

2.1　序論……1
　2.1.1　国際調査の目的……1
　2.1.2　国際調査段階の手続の全体像……1
　2.1.3　優先日・基準日……4
　2.1.4　最小限資料（Minimum Documentation）……5
　2.1.5　秘密保持……6
2.2　国際調査段階における審査官の具体的な業務手順……8
2.3　国際調査開始に当たっての検討……9
　2.3.1　スケジュールの確認……9
　2.3.2　書誌的事項の確認……9
　2.3.3　国際調査の基礎の確認……10
　2.3.4　「先の調査等の結果の利用」に関する検討……10
　2.3.5　国際調査における除外対象の検討……10
　2.3.6　国際調査段階において作成すべき書類の確認……11
2.4　中間指令に関する検討……13
　2.4.1　追加手数料の納付命令（発明の単一性）……13
　2.4.2　明らかな誤りの訂正請求命令……14
　2.4.3　使用してはならない表現等に関する通知……15
　2.4.4　配列表の提出命令……16
2.5　国際調査における調査対象の決定……17
2.6　先行技術調査……19
　2.6.1　先の調査等の結果の利用……19
　2.6.2　先行技術調査の実施……19
　2.6.3　先行技術調査の終了……22
2.7　ISR 及び ISA 見解書の作成に当たっての検討……23
　2.7.1　共通の検討事項……23
　2.7.2　ISR に関する検討事項……27
　2.7.3　ISA 見解書に関する検討事項……30
2.8　ISR の作成要領……37

2.9　ISA 見解書の作成要領……49
2.10　ISR 等の送付の通知書（ISA/220）の作成要領……63
2.11　ISR 及び ISA 見解書の作成完了後の業務……64

2.1　序論

2.1.1　国際調査の目的

国際調査の目的は、関連のある先行技術を発見することである［A15(2)]。

したがって、ISA は、可能な限り多くの関連のある先行技術を発見するよう努めるものとし、いかなる場合においても、PCT 規則 34.1 に定義される「最小限資料」（→ § 2.1.4）を調査する［A15(4), R34.1, GL15.01]。

（参考）

- 「関連のある先行技術」とは、先行技術のうち、請求項に係る発明の新規性及び進歩性を判断するに当たって役立ち得る全てのものを意味する［R33.1(a)]。
- 「先行技術」とは、世界のいずれかの場所において、基準日（→ § 2.1.3（2））前に、書面による開示（図面その他の図解を含む。）によって公衆が利用可能となった全てのものを意味する［R33.1(a), R64.1(a), GL11.01]。なお、インターネット又はオンライン・データベースで開示された情報も、先行技術に含まれる［GL11.01, GL11.13]。

2.1.2　国際調査段階の手続の全体像

国際調査段階における一般的な手続の全体像を、図 2-1 に示す。国際調査段階における手続は、大きく以下の 3 つの段階に分けられる。以下では、各段階の概略を説明する。

- 国際出願の調査用写しの受領　→（1）
- 中間指令　→（2）
- ISR 及び ISA 見解書の作成　→（3）

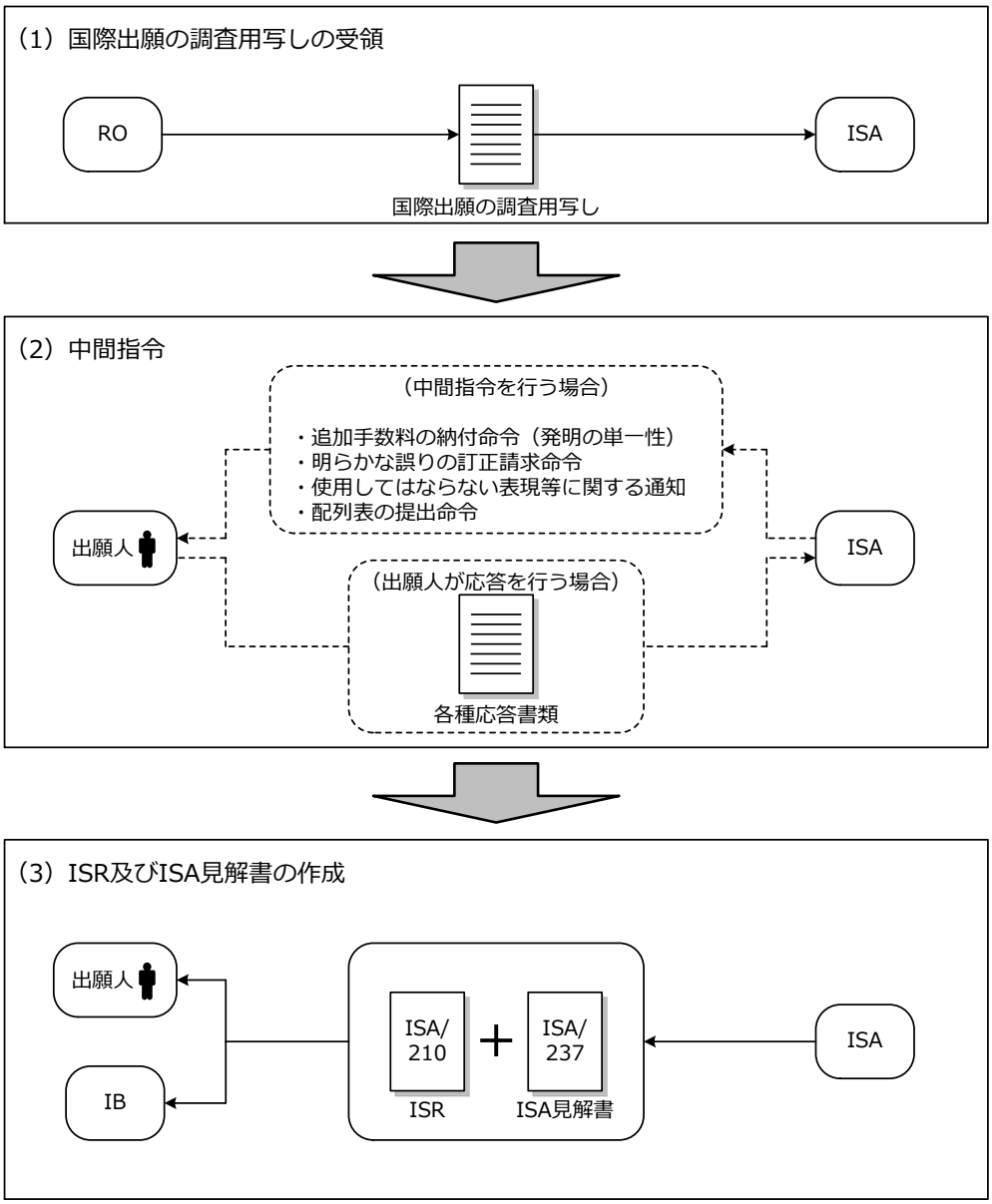

図 2-1　国際調査段階の手続の全体像

（1）国際出願の調査用写しの受領

ISA は、RO から送付された国際出願の調査用写しを受領する［A12(1), R23.1］。　→ § 1.8.3（2）

（2）中間指令

ISA は、以下の（i）から（iv）までのいずれかに該当する場合には、必要に応じて出願人に対して中間指令を行う。　→ § 2.4

（i）　発明の単一性の要件を満たさない場合
→ 追加手数料の納付命令［A17(3)(a), R13, R40］
（ii）　明らかな誤りが含まれる場合
→ 明らかな誤りの訂正請求命令［R91.1(h)］
（iii）　使用してはならない表現等が含まれる場合
→ 使用してはならない表現等に関する通知［R9］
（iv）　所定の基準を満たす配列表が提出されていない場合
→ 配列表の提出命令［R13 の 3.1, S208, PCT 実施細則附属書 C］

（3）ISR 及び ISA 見解書の作成

ISA は、所定の期間内に ISR[1]及び ISA 見解書を作成し、出願人及び IB に送付する［A18, R43 の 2.1(a), R44.1］。

a.　ISR の概要

ISR には、先行技術調査の結果発見された、関連すると認められる文献を、アルファベット文字によるカテゴリー（→ § A.1）を付して列記する［R43.5, S505, S507, GL16.63］。

b.　ISA 見解書の概要

ISA 見解書には、請求の範囲に記載されている発明が、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性を有するものと認められるか否かについての見解を記載する［A35(2), R43 の 2.1, GL17.02］。

c.　ISR 及び ISA 見解書の作成期間満了日

ISR 及び ISA 見解書を作成するための期間の満了日は、次のうちいずれか遅く満了する日である［R42.1, R43 の 2.1(a)］。

（i）　ISA による調査用写しの受領から 3 月
（ii）　優先日から 9 月

[1] 請求の範囲の全体を国際調査における除外対象（→ § 2.3.5）とした場合には、ISR に代えて、ISA/203（ISR を作成しない旨の決定）の作成（→ § 5.6）及び送付を行う［A17(2)(a)］。なお、この場合であっても、ISA 見解書は作成する［R43 の 2.1(a)］。

2.1.3　優先日・基準日

(1) 優先日

国際出願の優先日とは、以下の（i）から（iii）までのいずれかの日を意味する（→ § 1.3.3）[A2(xi)]。

（i）　国際出願が一の優先権の主張を伴う場合[1]：
　　優先権の主張の基礎となる出願の出願日
（ii）　国際出願が二以上の優先権の主張を伴う場合：
　　優先権の主張の基礎となる二以上の出願のうち最先の出願の出願日
（iii）　国際出願が優先権の主張を伴わない場合：
　　国際出願日

上記のとおり、国際出願が優先権の主張を伴う場合には、ISA が当該優先権の主張の効果を認めるか否かによらず、優先権の主張の基礎となる出願の出願日に基づいて、優先日が決定される。

(2) 基準日

基準日とは、以下のとおり、先行技術の定義や、進歩性に関する規定において用いられており、新規性及び進歩性の判断において基準となる日である。

[1] 優先権の主張が、RO 又は IB によって無効とみなされた場合、若しくは出願人が優先権の主張を取り下げた場合には、当該優先権の主張は行われなかったものとして取り扱う[R26 の 2.2(b), R90 の 2.3]。

〈先行技術の定義〉
　世界のいずれかの場所において、**基準日前**に、書面による開示（図面、図解を含む。）によって公衆が利用可能となった全てのもの［R33.1(a), R64.1(a), GL11.01］。なお、インターネット又はオンライン・データベースで開示された情報も、先行技術に含まれる［GL11.01, GL11.13］。

〈新規性に関する規定〉
　請求項に係る発明は、**先行技術**のうちに該当するものがない場合には、新規性を有するものとする［A33(2)］。

〈進歩性に関する規定〉
　請求項に係る発明は、**基準日**において、当業者にとって先行技術からみて自明のものではない場合には、進歩性を有するものとする［A33(3), R65.2］。

　ISR の基準日は、常に国際出願日である［R33.1(a), GL11.03］。他方、ISA 見解書の基準日は、通常、優先日（→（1））である[1]［R64.1(b), R43 の 2.1(b), GL11.04］。
　審査官は、ISR と ISA 見解書で、基準日が異なり得る点に留意する［GL11.02］。

2.1.4　最小限資料（Minimum Documentation）

　ISA は、国際調査において、以下の最小限資料を調査しなければならない［A15(4), R34.1］。

（1）特許文献

a.　国内特許文献

(i)　アメリカ合衆国、スイス（ドイツ語及びフランス語のものに限る。）、旧ソヴィエト連邦、旧ドイツ特許庁、日本国、フランス及び連合王国（イギリス）によって 1920 年以後に発行された特許

[1] 国際出願が優先権の主張を伴う場合には、ISA は、必要に応じて優先権の主張に関する検討を行う。検討の結果、ISA 見解書の基準日が、優先日以外の日になることがある。→ § 2.7.3（1）

（ii）　大韓民国、ドイツ連邦共和国、中華人民共和国及びロシア連邦によって発行された特許

（iii）　（i）及び（ii）に掲げる国において 1920 年以後に公表された特許出願

（iv）　旧ソヴィエト連邦によって発行された発明者証

（v）　フランスによって発行された実用証及び公表された実用証の出願

（vi）　1920 年以後に他の国によって発行された特許及び他の国において公表された特許出願のうち、英語、スペイン語、ドイツ語又はフランス語のものであって優先権の主張を伴わないもの（ただし、当該他の国の国内官庁がこれらの文献を抽出して各 ISA が自由に利用することができるようにする場合に限る。）

b.　その他の特許文献

公表された国際出願、特許及び発明者証の公表された広域出願並びに公表された広域特許及び広域発明者証

（参考）

- 出願が複数回公表される場合には、ISA は、最小限資料にそれらの全ての種類を保持する義務を負わない [R34.1(d)]。
- ISA としての JPO においては、中華人民共和国、大韓民国、ロシア連邦若しくは旧ソヴィエト連邦の特許文献又はスペイン語による特許文献のうち、英語の要約が一般に利用することができるもののみが最小限資料に含まれ、それ以外は含まれない [R34.1(e)]。

（2）非特許文献

公表された非特許文献のうち、IB が公表する一覧表に記載されているもの [1]

2.1.5　秘密保持

ISA は、国際出願の国際公開が行われる前に、いかなる者又は当局に対しても国際出願が知得されるようにしてはならない [A30(1)]。

[1] 詳細は、以下の URL を参照。なお、最小限資料に含まれる非特許文献は、一覧表に記載された非特許文献のうち、ISR の作成時から 5 年以内に発行されたものに限る。
http://www.wipo.int/export/sites/www/standards/en/pdf/04-02-01.pdf

ここで、「知得されるようにする」とは、手段のいかんを問わず第三者が知ることができるようにすることをいい、個別に通報すること及び一般に公表することを含む [A30(4)]。

ただし、出願人の請求による場合、又はその承諾を得た場合には、この限りではない [A30(1)]。

2.2　国際調査段階における審査官の具体的な業務手順

国際調査段階において審査官が行う一般的な業務手順を図 2-2 に示す。以下では、各手順における具体的な業務内容について解説する。

図 2-2　国際調査業務の一般的な手順

2.3　国際調査開始に当たっての検討

2.3.1　スケジュールの確認

JPO では、各国際出願について、審査官による期間管理のためにスケジュール票を作成している。

審査官は、国際出願の調査用写しの受領後、速やかに国際調査段階のスケジュール票に示されている期限を確認し、期限を徒過しないよう適切に期間管理を行う。

2.3.2　書誌的事項の確認

ISA が国際出願の調査用写しを受領（→ § 2.1.2（1)）した後であっても、出願人の手続により、国際出願日や優先日等の書誌的事項が変更されることがある。以下の a. 又は b. に該当する場合には、審査官は、書誌的事項の変更について確認する。

a.　補充（correction）及び引用補充（incorporation by reference）

以下のいずれかの書類が RO から送付された場合には、国際出願日や国際出願の明細書等に変更を伴うことがある。詳細については、第 5 章を参照。→ § 5.13

- 様式 PCT/RO/126　「国際出願に関して後に提出された用紙に関する通知」
- 様式 PCT/RO/114　「要素又は部分を引用により含まれることの確認に関する決定の通知」

b.　優先権の主張の補充等

以下のいずれかの書類が RO 又は IB から送付された場合には、優先権の主張に変更が伴うため、優先日が変更されることがある。詳細については、第 5 章を参照。　→ § 5.14.1

- 様式 PCT/RO/111　「優先権の主張に関する通知書」
- 様式 PCT/RO/136　「取り下げの通知書」
- 様式 PCT/IB/318　「Notification Relating to Priority Claim」
- 様式 PCT/IB/317　「Notification of Withdrawal of Priority Claim」

2.3.3　国際調査の基礎の確認

審査官は、原則として、国際出願の調査用写しを基礎として国際調査を行う[1] [GL15.10]。

2.3.4　「先の調査等の結果の利用」に関する検討

国際出願が、以下の（i）又は（ii）のいずれかに該当する場合には、先の調査等の結果を利用できるか否かについて検討する。具体的な検討手法の詳細については、第 5 章を参照。　→ § 5.1

（i）　願書の第 VII 欄において、先の調査等の結果の利用請求がされている場合
（ii）　本願における優先権の主張の基礎となる先の出願[2]として、ISA が JPO である先の国際出願が存在する場合

なお、検討結果によっては、国際調査の開始前に、願書の第 VII 欄に記載された国内出願の審査等、又は先の国際出願の国際調査を行う必要が生じる場合がある。

2.3.5　国際調査における除外対象の検討

審査官は、国際調査における除外対象について検討する。

請求の範囲に、以下のいずれかに該当するものが含まれる場合には、それらは国際調査における除外対象となり得る。審査官は、各参照先の記載に基づき、国際調査における除外対象を判断する。

- 調査をすることを要しない対象　→ § 4.1.1
- 明細書、請求の範囲又は図面が記載要件を満たさない結果、有意義な調査を行うことができない発明　→ § 4.1.2
- 入手可能な配列表が存在しないため、有意義な調査を行うことができない発明　→ § 4.1.3

---

[1] ISA が明らかな誤りの訂正を許可した場合や、RO に補充又は引用補充が提出された場合には、それらの差替え用紙も考慮する。
[2] 優先権の主張の基礎となる出願は、通常は、願書の第 VI 欄に記載されている。ただし、本願出願後における優先権の主張の補充、追加又は取下げ（→ § 5.14.1）によって、願書の第 VI 欄の記載から優先権の主張に変更が生じる場合がある点に留意する。

上記判断の結果、特定の請求項を除外対象とした場合や、特定の請求項について調査対象を限定した場合には、以下の業務において考慮する。

- 国際調査において作成すべき書類の確認[1]　→ § 2.3.6
- 中間指令に関する検討における発明の単一性についての判断[2]　→ § 2.4.1
- 国際調査における調査対象の決定[3]　→ § 2.5
- ISR 及び ISA 見解書における国際調査における除外対象等の指摘[4]
  → § 2.7.1（1）

2.3.6　国際調査段階において作成すべき書類の確認

国際調査段階において作成すべき書類は、請求の範囲の全体を除外対象とした場合とそれ以外の場合とで異なる。審査官は、「国際調査における除外対象の検討」（→ § 2.3.5）における検討結果に応じ、表 2-1 に照らして、国際調査段階において作成すべき書類を確認する。また、必要に応じて、これら以外の書類も作成する。

なお、ISA としての JPO においては、国際出願の言語が日本語であれば日本語で書類を作成し、国際出願の言語が英語であれば英語で書類を作成する[5] [R43.4, R43 の 2.1(b)]（→ § 1.9.1（2））。

---

1 請求の範囲の全体を除外対象とした場合には、国際調査段階において作成すべき書類が通常の場合と異なる（→ § 2.3.6）。

2 発明の単一性は、除外対象とした請求項を除いた後の請求の範囲に基づいて判断する（→ § 2.4.1）。

3 国際調査における調査対象は、除外対象とした請求項を除いた後の請求の範囲に基づいて決定する（→ § 2.5）。

4 特定の請求項を除外対象とした場合は、ISR 及び ISA 見解書において指摘する。特定の請求項について調査対象を限定した場合には、ISA 見解書において指摘する（→ § 2.7.1（1））。

5 国際出願の言語が日本語でも英語でもない場合には、国際出願の翻訳文（→ § 1.5.3）の言語に基づいて作成する書類の言語を決定する。

表 2-1　国際調査段階で作成する書類

書類名 【使用する様式：作成要領】	通常の場合	請求の範囲の全体を除外対象とした場合
国際調査報告（ISR） 【様式 PCT/ISA/210：→§2.8】	○	―
国際調査報告を作成しない旨の決定（ISA/203） 【様式 PCT/ISA/203：→§5.6（3）】	―	○
国際調査機関の見解書（ISA 見解書） 【様式 PCT/ISA/237：→§2.9】	○	
国際調査報告及び国際調査機関の見解書又は国際調査報告を作成しない旨の決定の送付の通知書（ISA/220） 【様式 PCT/ISA/220：→§2.10】	○	
先の調査等の結果の利用状況に関する通知書（番外 2） 【様式番外 2：→§5.1（3）】	△ 「先の調査等の結果の利用」を検討した場合（→§2.3.4）のみ作成する	

○：必ず作成する
△：必要な場合に作成する
－：作成しない

（参考）
ISR を作成しない国際出願は、極めてまれであり、ほとんどの国際出願では、ISR を作成する。

2.4　中間指令に関する検討

審査官は、以下の（i）から（iv）までの中間指令について、その必要性を検討する。

（i）　追加手数料の納付命令　→ § 2.4.1
（ii）　明らかな誤りの訂正請求命令　→ § 2.4.2
（iii）　使用してはならない表現等に関する通知　→ § 2.4.3
（iv）　配列表の提出命令　→ § 2.4.4

審査官は、中間指令が必要と判断した場合には、国際調査段階のスケジュール票（→ § 2.3.1）に示されている期限までに必要な書類を作成する。

2.4.1　追加手数料の納付命令（発明の単一性）

審査官は、中間指令に関する検討として、国際出願の発明の単一性について判断する[1]。発明の単一性についての判断に当たっては、必ずしも先行技術調査を行う必要はないが、必要に応じて、部分的に先行技術調査を行ってもよい。

検討の結果、国際出願が発明の単一性の要件を満たさないと判断した場合には、出願人に対し、「追加発明」の数（「主発明」以外の発明の数）に対応する追加手数料の納付を求める［A17(3)(a)］。この際、様式 PCT/ISA/206 を用いて、「追加して納付すべき手数料及び異議申立手数料（該当する場合）の納付命令書」（ISA/206）を作成する[2]［R40.1, GL10.60］。また、「主発明」について部分的に先行技術調査を行った場合には、部分的な調査報告を作成し、ISA/206 に添付することができる［GL10.61］。

ただし、全ての「追加発明」について、全く又はほとんど負担なく国際調査を行うことが可能であると審査官が判断した場合には、ISA/206 を作成しない

---

[1] 「国際調査における除外対象の検討」（→ § 2.3.5）において特定の請求項を除外対象とした場合には、当該請求項を除いた後の請求の範囲に基づいて発明の単一性を検討する。　→ § 4.2

[2] 出願人に対して追加手数料の納付を求めた結果、必要な追加手数料の全部が納付されるとともに、追加手数料異議の申立てがされる場合がある。追加手数料異議の申立てがあった場合の対応については、第 5 章を参照。　→ § 5.2.3

[1] [GL10.65]。

発明の単一性の要件の判断基準、及び発明の数の算定方法については、第 4 章を参照。　→ § 4.2

ISA/206 の作成要領等、追加手数料の納付命令に関する詳細については、第 5 章を参照。　→ § 5.2.1

2.4.2　明らかな誤りの訂正請求命令

審査官は、国際出願の明細書、請求の範囲又は図面に明らかな誤りがあることに気付いた場合には、出願人に対してその誤りの訂正のための請求をするよう求めることができる [R91.1(h)]。

国際出願の明細書、請求の範囲又は図面の誤りが、明らかな誤りに該当するか否かについては、以下の判断基準に基づいて判断する。

〈明らかな誤りに該当するか否かの判断基準〉

国際出願の明細書、請求の範囲又は図面の誤りが、明らかな誤りに該当するものであるためには、以下の両方の条件を満たす必要がある [R91.1(c)]。

(i)　誤りが生じていることが、当業者にとって明らかであること。
(ii)　審査官が提示する訂正が、出願人が本来意図していた記載であることが、当業者にとって明らかであること。

なお、上記判断は、誤りが含まれる書類が提出された日を基準として行う [R91.1(c), (f)]。

ただし、このような明らかな誤りは、国際調査を行う上で妨げにはならないため、審査官が、明らかな誤りの訂正のための請求を出願人に求めることは、通常は想定されない [GL8.13]。

明らかな誤りに関する中間指令を行う際には、審査官は、様式 PCT/ISA/216 を用いて、「明らかな誤りの訂正請求命令書」（ISA/216）を作成する。

---

[1] なお、この場合であっても、ISR 及び ISA 見解書において、発明の単一性の要件を満たさないと判断した旨を指摘する [GL10.65]。

ISA/216 の作成要領等、明らかな誤りの訂正請求命令に関する詳細については、第 5 章を参照[1]。　→ § 5.4.1

2.4.3　使用してはならない表現等に関する通知

審査官は、国際出願において使用してはならない表現、図面又は記述（以下「使用してはならない表現等」という。）が使用されていることに気付いた場合には、出願人に対して、自発的に訂正するように示唆することができる[R9.2]。

国際出願で「使用してはならない表現等」が使用されているか否かについては、以下の判断基準に基づいて判断する。

〈使用してはならない表現等に該当するか否かの判断基準〉

以下の（i）から（iii）までのいずれかに該当する表現等は、「使用してはならない表現等」に該当する[2] [R9.1]。

（i）　善良の風俗に反する表現又は図面
（ii）　公の秩序に反する表現又は図面
（iii）　出願人以外の特定の者の生産物、方法又は出願若しくは特許の利点若しくは有効性を誹謗する記述

ただし、審査官がこれらの表現等について指摘する際には、以下の点に留意する。

- PCT 規則 9（使用してはならない表現等に関する規定）は、暴動や治安の混乱を引き起こすような事項、犯罪や一般的に攻撃的な行為をもたらすような事項の記載を禁止することを目的としている。この規則が審査官によって行使されることは極めてまれである [GL4.29]。

---

[1] ISA/216 に対する応答として、出願人から「明らかな誤りの訂正請求書」が提出された場合には、審査官は、様式 PCT/ISA/217 を用いて、「明らかな誤りの訂正請求についての決定の通知書」（ISA/217）を作成する。また、「明らかな誤りの訂正請求書」は、出願人から自発的に提出されることもあり、その場合も、審査官は ISA/217 を作成する。ISA/217 の作成に関する詳細については、第 5 章を参照。　→ § 5.4.2

[2] PCT 規則 9.1 には、国際出願に記載してはならないものとして、上記（i）から（iii）まで以外に、「(iv) 状況からみて明らかに関連性のない又は不必要な記述又は他の事項」が挙げられている。しかし、ISA としての JPO においては、このような記述については、「使用してはならない表現等」として指摘しないものとする [R9.2]。

- 請求の範囲に公序良俗を害するおそれがある発明（特許法第 32 条に規定される不特許事由に該当する発明）が含まれる場合であっても、国際出願で使用されている表現等自体が公序良俗に反していないのであれば、（i）や（ii）には該当しない。
- 商標又は登録商標が国際出願に含まれているという理由では、（i）から（iii）までに該当するとは判断しない。
- 先行技術との単なる比較は、それ自体では、（iii）には該当しない。

使用してはならない表現等に関する中間指令を行う際には、審査官は、様式 PCT/ISA/218 を用いて、「国際出願において使用してはならない表現等に関する通知書」（ISA/218）を作成する [1]。なお、ISA/218 の内容は、RO 及び IB にも通知される [R9.2, GL15.35]。

ISA/218 の作成要領等、使用してはならない表現等の通知に関する詳細については、第 5 章を参照。 → § 5.7

2.4.4　配列表の提出命令

国際出願がヌクレオチド又はアミノ酸配列の開示を含む場合には、審査官は、配列表の確認を行う。 → § 5.5.1

確認の結果、所定の基準[2]を満たす配列表が提出されていない場合には、審査官は、その提出を出願人に求めるか否かについて検討する。提出を求める場合には、様式 PCT/ISA/225 を用いて、「ヌクレオチド及び／又はアミノ酸配列表提出命令書並びに遅延提出手数料の支払命令書」（ISA/225）を作成する。

ISA/225 の作成要領等、配列表の提出命令に関する詳細については、第 5 章を参照。 → § 5.5.2

---

[1] ISA/218 は、国際調査段階のスケジュール票に示されている中間指令の期限までに作成することが望ましいが、期限の経過後でも作成できる。審査官は、期限の経過後に、「使用してはならない表現等」が国際出願で使用されていることを指摘する場合には、可能な限り速やかに ISA/218 を作成する。

[2] PCT 実施細則附属書 C [S208] に定める基準、及び、言語依存フリーテキストの言語要件（英語で記載しなければならない。）

2.5　国際調査における調査対象の決定

審査官は、中間指令に関する検討における発明の単一性についての判断（→ § 2.4.1）の結果、中間指令として ISA/206（追加手数料の納付命令書）を通知したか否かに応じて、以下のとおり、国際調査における調査対象を決定する。

ただし、「国際調査における除外対象の検討」（→ § 2.3.5）において、特定の請求項を除外対象とした場合には、当該請求項を除いた後の請求の範囲に基づいて調査対象を決定する。

a.　中間指令として ISA/206 を通知しなかった場合

審査官は、全ての請求項を調査対象とする [1]。

b.　中間指令として ISA/206 を通知した場合

審査官は、ISA/206 の通知に対する出願人の応答の内容に応じて、以下のとおり調査対象を決定する。

（a）必要な追加手数料の全部が納付された場合

審査官は、全ての請求項を調査対象とする [2]。

（b）必要な追加手数料の一部又は全部が納付されなかった場合

審査官は、以下の請求項を調査対象とする。

（i）　ISA/206 において「主発明」に区分した請求項

（ii）　ISA/206 において「追加発明」に区分した請求項のうち、出願人から追加手数料が納付された「追加発明」[3]に区分した請求項

---

[1] 中間指令として ISA/206 を通知しなかった場合には、発明の単一性の要件を満たさないと判断した場合であっても、全ての請求項を調査対象とする。

[2] 必要な追加手数料の全部が納付された場合には、出願人から追加手数料異議の申立てがされたとしても、全ての請求項を審査対象とする。

[3] 必要な追加手数料の一部のみが納付された場合には、納付された手数料で充当し得る数の「追加発明」について、請求の範囲における記載の順序に従って手数料が納付されたものとみなす［省第 46 条］。

　ただし、追加手数料が納付されなかった「追加発明」に区分した請求項であっても、追加の作業が全く又はほとんど必要でない場合には、それらの請求項を調査対象に加える [GL10.64]。

2.6　先行技術調査

2.6.1　先の調査等の結果の利用

審査官は、先の調査等の結果を利用できると判断した場合（→ § 2.3.4）には、これを利用して先行技術調査を実施する。

2.6.2　先行技術調査の実施

（1）先行技術調査における調査用資料

審査官は、少なくとも PCT 規則 34.1 に定義される「最小限資料」（→ § 2.1.4）のうち、請求の範囲に記載されている発明に直接関連する全ての技術分野の資料を調査用資料に含める［A15(4), R33.2(a), R34.1(b), GL15.45］。

（2）先行技術調査における調査対象

審査官は、国際調査における調査対象に決定した請求項（→ § 2.5）について、先行技術調査を行う。

（3）先行技術調査において発見すべき文献

国際調査の目的は、関連のある先行技術（→ 参考）を発見することである［A15(2), GL15.01］。

また、国際調査の他の目的としては、国内段階における追加調査を回避すること、又は最小限に抑えることが挙げられる［GL15.04］。

したがって、審査官は、先行技術調査に当たり、以下の点に留意しつつ、表 2-2 に示す（i）から（iv）までに該当する文献を発見するための調査を行う。

- ISA 見解書の第 V 欄において、調査対象とした全ての請求項に対して、新規性及び進歩性についての見解の根拠となる先行技術を提示しなければならない[1, 2]［GL17.42］。

---

[1] 肯定的な見解を示す場合（新規性及び進歩性を否定しない場合）にも、見解の根拠となる先行技術を提示する。

[2] 不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立てがある場合の取扱いについては、第 5 章を参照。　→ § 5.15

- ISA 見解書の第 V 欄においては、ISR における E 及び O 文献は見解の根拠となる先行技術文献としては使用できない。また、ISR における P 文献も必ずしも見解の根拠となる先行技術文献として使用できるとは限らない[1]。

（参考）
- 「関連のある先行技術」とは、先行技術のうち、請求項に係る発明の新規性及び進歩性を判断するに当たって役立ち得る全てのものを意味する［R33.1(a)］。
- 「先行技術」とは、世界のいずれかの場所において、基準日（→ § 2.1.3（2））前に、書面による開示（図面その他の図解を含む。）によって公衆が利用可能となった全てのものを意味する［R33.1(a), R64.1(a), GL11.01］。なお、インターネット又はオンライン・データベースで開示された情報も、先行技術に含まれる［GL11.01, GL11.13］。

[1] ISR における P 文献は、優先権の主張の効果が認められない場合にのみ、ISA 見解書の第 V 欄において、見解の根拠となる先行技術文献として使用できる。　→ 図 2-3

表 2-2　先行技術調査で発見すべき文献

(i)	X 文献 Y 文献 A 文献	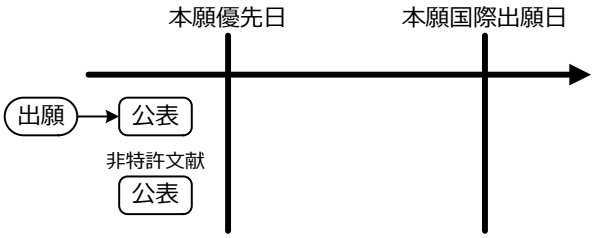
(ii)	P, X 文献 P, Y 文献 P, A 文献	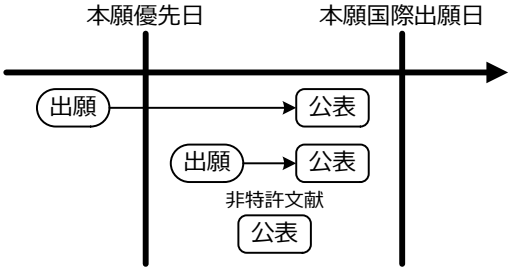
(iii)	E, X 文献 ※　主として、本願が日本国に国内移行した場合に、特許法第 29 条の 2 又は同法第 39 条の拒絶理由の根拠となる先願を公開する E, X 文献[1]を発見するための調査を行う[2]。	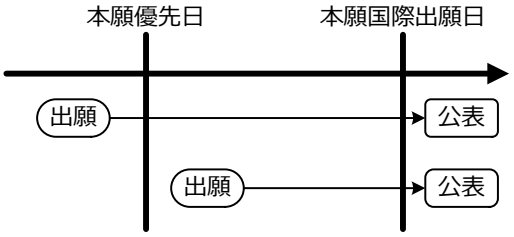
(iv)	O, X 文献 O, Y 文献 O, A 文献	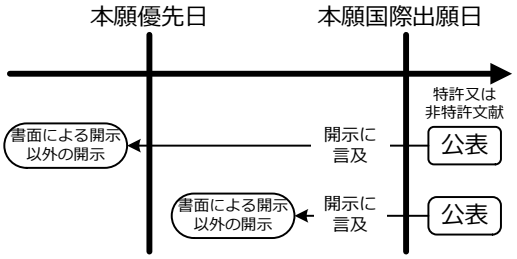

※　上記（出願）は、優先権の主張を伴う場合には、その優先権の主張の基礎となる先の出願を意味する。

※　引用文献のカテゴリー記号（X，Y，A 等）については、別紙 A を参照。　→ § A.1

---

[1] E, X 文献が国際公開の場合には、その国際公開によって公開された以下のような国際出願は、特許法第 29 条の 2 の規定に基づく拒絶理由の根拠となり得る点に留意が必要である［特許法第 184 条の 3，同法第 184 条の 4，同法第 184 条の 13］。
- 日本語でされた国際出願のうち、指定国として日本国を含むもの
- 外国語でされた国際出願のうち、指定国として日本国を含み、かつ、所定期間内に明細書及び請求の範囲の翻訳文が提出されたもの

[2] 調査の結果、E, Y 文献又は E, A 文献が発見された場合には、審査官がそれらを引用することが有用であると判断すれば、ISR 及び ISA 見解書で引用してよい。

(4) インターネットを用いた先行技術調査

ウェブサイトやオンライン・データベースによって開示された情報も、書面による開示と同等に扱われる [GL11.01, GL11.13]。したがって、先行技術調査に当たっては、インターネットを用いた先行技術調査が必要となる場合がある。

しかしながら、インターネットを用いた先行技術調査では、検索情報が流出して、検索式や検索語等から当該出願に係る発明が第三者に漏えいする可能性がある。

国際調査は、通常、国際出願が国際公開される前に行われる。国際公開前においては、ISA には秘密保持義務（→ § 2.1.5）が課されているので、インターネットを用いて先行技術調査を実施するに当たっては細心の注意を払う必要がある [GL15.56-15.59]。

2.6.3　先行技術調査の終了

以下のいずれかに該当すれば、審査官は、先行技術調査を終了してもよい[1] [R33.3(b), GL15.61]。

- 請求の範囲に含まれる、又は補正後の請求の範囲に含まれるであろうと合理的に予測される事項（subject matter）の全体について、より関連する先行技術を発見できる蓋然性が極めて低いと判断されたとき
- 請求の範囲に含まれる、又は補正後の請求の範囲に含まれるであろうと合理的に予測される事項の全体について、単独で新規性又は進歩性を否定できる文献を発見したとき

したがって、審査官は、請求の範囲に記載されている発明の実施様態の一部のみについて新規性を否定できる先行技術を発見したとしても、先行技術調査を終了すべきではない。

[1] 先行技術調査の終了について検討するに当たっては、国際調査において、少なくとも最小限資料（→ § 2.1.4）を調査しなければならない点に留意する [A15(4), R34.1]。

2.7　ISR 及び ISA 見解書の作成に当たっての検討

2.7.1　共通の検討事項

審査官は、ISR 及び ISA 見解書を作成するに当たっての共通の検討事項として、以下の点について検討を行う。

- 国際調査における除外対象等を指摘する様式・欄　→（1）
- 発明の単一性　→（2）
- 国際調査の基礎とした配列表　→（3）

（1）国際調査における除外対象等を指摘する様式・欄

「国際調査における除外対象の検討」（→ § 2.3.5）における判断の結果、以下の a. 又は b. のいずれかに該当する場合には、審査官は、その旨を ISR、ISA 見解書において指摘する [1]。

a.　特定の請求項を除外対象とした場合 [2]

ISR の第 II 欄及び ISA 見解書の第 III 欄において指摘する。

b.　特定の請求項について調査対象を限定した場合

ISA 見解書の第 V 欄や第 VIII 欄において指摘する。

例 1：特定の請求項を除外対象とはしないものの、有意義な調査を行うことができる部分に限定して調査を行った場合

例 2：特定の請求項を除外対象とはしないものの、補正後の請求項に含まれるであろうと合理的に予測される事項に基づいて調査を行った場合

上記 a. 及び b. のいずれについても、上記除外又は限定の理由に応じて、指摘する欄の詳細が異なるので、審査官は、ISR、ISA 見解書の作成に先立って、表 2-3 を確認する。

---

[1] 請求の範囲の全体を国際調査における除外対象（→ § 2.3.5）とした場合には、ISA/203（ISR を作成しない旨の決定）（→ § 5.6）及び ISA 見解書の第 III 欄においてその旨を指摘する。なお、この場合には、ISR は作成しない。

[2] 請求項中の特定の選択肢を除外対象とした場合（→ § 4.1 留意点）を含む。

表 2-3　国際調査における除外対象等を指摘する様式・欄

ケース	除外又は限定の理由	様式・欄 指摘すべき事項
a. 特定の請求項を除外対象とした場合	a.1 ・「調査をすることを要しない対象」 （→ § 4.1.1）	（様式・欄） ISR　第 II 欄 1. ISA 見解書　第 III 欄 （指摘すべき事項） ・除外対象とした請求項の番号 [1] ・除外対象とした具体的な理由
	a.2 ・「明細書、請求の範囲又は図面が記載要件を満たさない結果、有意義な調査を行うことができない発明」（→ § 4.1.2） ・「入手可能な配列表が存在しないため、有意義な調査を行うことができない発明」（→ § 4.1.3）	（様式・欄） ISR　第 II 欄 2. ISA 見解書　第 III 欄 （指摘すべき事項） ・除外対象とした請求項の番号[1] ・除外対象とした具体的な理由
b. 特定の請求項について調査対象を限定した場合 例 1： 特定の請求項を除外対象とはしないものの、有意義な調査を行うことができる部分に限定して調査を行った場合 例 2： 特定の請求項を除外対象とはしないものの、補正後の請求項に含まれるであろうと合理的に予測される事項に基づいて調査を行った場合	b.1 ・「明細書、請求の範囲又は図面が記載要件を満たさない結果、有意義な調査を行うことができない発明」（→ § 4.1.2）	（様式・欄） ISA 見解書　第 VIII 欄 [2] （→ 解説） （指摘すべき事項） ・調査対象の具体的な範囲 ・調査対象を限定した具体的な理由 （限定の原因となった記載要件違反の具体的な内容）
	b.2 ・「調査をすることを要しない対象」 （→ § 4.1.1）	（様式・欄） ISA 見解書　第 V 欄 （→ 解説） （指摘すべき事項） ・調査対象の具体的な範囲 ・調査対象を限定した具体的な理由

[1] 原則として、除外対象に該当するか否かの判断は請求項ごとに行う（→ § 4.1 留意点）。なお、請求項中の特定の選択肢を除外対象とした場合には、請求項の番号の指摘に加えて、除外対象とした選択肢も指摘する。

[2] 調査対象の具体的な範囲については、第 VIII 欄に記載した上で、第 V 欄にも記載してよい。

（解説）
上記表 2-3 の b.1 の場合には、特定の請求項について調査対象を限定した理由が、「重要かつ関連する問題」を伴う記載要件違反に由来しているため、ISA 見解書の第 VIII 欄（国際出願についての意見）において指摘する[1]（→ § 4.7（2））。他方、特定の請求項について調査対象を限定した理由がそれ以外の場合（上記表 2-3 の b.2 の場合）には、ISA 見解書の第 VIII 欄においては指摘せず、第 V 欄において新規性や進歩性の判断について言及する際に、併せて指摘する。

（2）発明の単一性

審査官は、通常、中間指令に関する検討時の発明の単一性についての判断（→ § 2.4.1）に基づいて、ISR 及び ISA 見解書を作成する。ただし、必要に応じて、それまでに行った先行技術調査の結果を踏まえて、発明の単一性についての判断に関して再検討してもよい[2] [GL10.08]。また、出願人から追加手数料異議の申立てがなされた場合には、ISA/212（追加手数料異議の決定）における判断結果に従う[3]。

発明の単一性の要件の判断基準、及び発明の数の算定方法については、第 4 章を参照。　→ § 4.2

発明の単一性についての判断結果は、必要に応じて、ISR の第 III 欄及び ISA 見解書の第 IV 欄に記載する。審査官は、表 2-4 に照らして、ISR 及び ISA 見解書を作成する際に、これらの欄を使用するか否かを確認する。

---

[1] 上記表 2-3 の a. の場合には、除外対象とした具体的な理由が、「重要かつ関連する問題」を伴う記載要件違反に由来する場合であっても、ISA 見解書の第 III 欄において指摘する。したがって、ISA 見解書の第 VIII 欄において重畳的に指摘することは要しない。

[2] 再検討の結果、中間指令に関する検討時の発明の単一性についての判断（→ § 2.4.1）とは異なる判断結果が得られた場合には、再検討後の判断結果を ISR 及び ISA 見解書に記載する。ただし、再検討後の判断結果によらず、国際調査における調査対象は、「国際調査における調査対象の決定」（→ § 2.5）に基づいて決定される点に留意する。

[3] 追加手数料異議の申立てがなされた場合の対応については第 5 章を参照。　→ § 5.2.3

表 2-4　発明の単一性についての判断結果を指摘する様式・欄

<table>
<tr><th colspan="2">ケース</th><th>ISR
第 III 欄
（→ § 2.8（3））</th><th>ISA 見解書
第 IV 欄
（→ § 2.9（5））</th></tr>
<tr><td rowspan="2">a. 中間指令として ISA/206（追加手数料の納付命令書）を通知しなかった場合</td><td>a.1
ISR 作成時に発明の単一性の要件を満たすと判断した場合</td><td colspan="2">使用しない</td></tr>
<tr><td>a.2
ISR 作成時に発明の単一性の要件を満たさないと判断した場合</td><td colspan="2">使用する
※ 発明の単一性の要件を満たさないと判断した理由等を記載する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">b. 中間指令として ISA/206 を通知した場合</td><td>b.1
ISA/212（追加手数料異議の決定）において、発明の単一性の要件を満たすと判断された場合</td><td>使用しない
→ 解説</td><td>使用する
※ 3. において「満足する。」の□にチェックする。</td></tr>
<tr><td>b.2
発明の単一性の要件を満たさないと判断した場合</td><td colspan="2">使用する
※ 発明の単一性の要件を満たさないと判断した理由等を記載する。</td></tr>
</table>

（解説）

ISR の第 III 欄は、中間指令として ISA/206 を通知したか否かに関わらず、国際出願が発明の単一性の要件を満たさない場合にのみ使用する。他方、ISA 見解書の第 IV 欄は、ISA/206 を通知した場合、又は ISA/206 を通知しなかったが、国際出願が発明の単一性の要件を満たさない場合に使用する。

したがって、上記表 2-4 の b.1 の場合には、ISA 見解書の第 IV 欄は使用するが、ISR の第 III 欄は使用しない。

（3）国際調査の基礎とした配列表

国際出願がヌクレオチド又はアミノ酸配列の開示を含む場合には、審査官は、以下の業務を行う。

- 配列表の確認　→ § 5.5.1
- 国際調査の基礎とした配列表についての記載事項の確認　→ § 5.5.3

2.7.2　ISR に関する検討事項

審査官は、ISR を作成するに当たり、先行技術調査で発見された文献の評価（引用文献のカテゴリーの検討　→ § A.1）を行う。
それ以外に、以下の点について検討を行う。

- 発明の名称　→（1）
- 要約　→（2）
- 要約とともに公表される図　→（3）

（1）発明の名称

a.　国際出願の願書に発明の名称が記載されている場合

審査官は、国際出願の願書の第 I 欄に記載された発明の名称を検討する。上記名称が、以下の規定に従っていないと認めた場合には、新たな発明の名称を作成する。それ以外の場合には、上記名称を承認する［R37.2］。なお、審査官は、発明の名称が以下の規定に従っているか否かについて、厳格な判断を行う必要はなく、上記の検討を行うに当たっては、出願人の記載した発明の名称を可能な限り尊重する。

〈発明の名称に関する規定〉
発明の名称は、短くかつ的確なものでなければならない（英語に翻訳した場合に 2 語以上 7 語以内であることが望ましい。）［R4.3］。
なお、発明の名称がこの規定に従っているか否かの判断に当たっては、以下の点を考慮する［GL16.35］。

- 発明の技術的内容を明確かつ簡潔に示さなければならない。
- 個人名や商号、又は発明を特定するのに役立たない非技術的な性質の用語は使用しない。
- 発明の技術的内容を明確かつ簡潔に示すため、単に「手段」、「装置」、「化合物」のような名称のみを用いない。

発明の名称の認否、及び審査官が新たな発明の名称を作成した場合にはその名称を、ISR の第 1 ページの 4. に記載する［R44.2］。　→ § 2.8（1）

b.　国際出願の願書に発明の名称が記載されていない場合

審査官は、国際出願の願書に発明の名称が記載されていない場合には、上述の規定に従うように発明の名称を作成する［R37.1, R37.2, GL16.37］。

ただし、審査官が ISR を作成する前に、出願人が提出した発明の名称の補充を RO から受領した場合には、その補充された発明の名称について、上記 a. と同様の検討を行う。

（2）要約

a.　国際出願に要約が含まれている場合

審査官は、国際出願に含まれる要約を検討する。上記要約が、以下の規定に従っていないと認めた場合には、新たな要約を作成する。それ以外の場合には、上記要約を承認する［R38.2］。なお、高品質な要約を提出することは、主に出願人の責任である[GL16.43]。したがって、審査官は、要約が以下の規定に従っているか否かについて、厳格な判断を行う必要はなく、上記の検討を行うに当たっては、出願人の提出した要約を可能な限り尊重する。

〈要約に関する規定〉

要約は、発明の属する技術分野における調査のための選別手段として利用される。したがって、要約は、国際出願自体を調べる必要性の有無を判断するために役立つように、以下の規定に従って作成される［R8.1, R8.3, GL16.41, GL16.42］。

- 要約には、明細書、請求の範囲及び図面に含まれている発明の概要を記載する。
- 要約には、発明の属する技術分野を表示し、技術的課題、発明による技術的課題の解決方法の要点及び発明の主な用途が理解できるように記載する。
- 発明に化学式が関連する場合には、化学式のうち発明の特徴を最もよく表すものを記載する。
- 要約はできる限りにおいて簡潔なものとする。目安としては、英語翻訳時に 50 語以上 150 語以内（日本語で約 400 字以内）で作成することが望ましい。
- 要約には、請求の範囲に記載されている発明の不確実な効果又は用途について記載してはならない。
- 要約に記載された主要な技術的特徴であって、国際出願の図面に示されているもののそれぞれには、括弧付きの引用符号を付する。

要約の認否は、ISR の第 1 ページの 5. に記載する［R44.2］。

→ § 2.8（1）

また、審査官が新たな要約を作成した場合には、その要約を、ISR の第 IV 欄に記載する [R44.2]。　→ § 2.8（4）

なお、出願人は、ISR の送付の日から 1 月以内に、要約に対する修正案[1]、意見又はその両方を提出することができる [R38.3]。修正案や意見が提出された場合の対応の詳細は、第 5 章を参照。　→ § 5.8

b.　国際出願に要約が含まれていない場合

審査官は、国際出願に要約が含まれていない場合には、上記の規定に従うように要約を作成する [R38.1, R38.2]。

ただし、審査官が ISR を作成する前に、出願人が提出した要約の補充を RO から受領した場合には、その補充された要約について、上記 a. と同様の検討を行う。

(3) 要約とともに公表される図

審査官は、願書の第 IX 欄を確認しつつ、要約とともに公表される図を検討する。要約とともに公表される図は、国際出願に添付された図面の中から、発明の特徴を最もよく表すと認めるものを選択する [R8.2(a)]。多量の文字を含む図は通常避けるべきである[GL16.49]。なお、要約の理解に役立つ図がないと認めた場合には、どの図も選択しない [R8.2(b)]。

上記の検討結果は、表 2-5 に照らして ISR の第 1 ページの 6. に記載する。→ § 2.8（1）

なお、上記の検討を行うに当たっては、出願人による選択を可能な限り尊重する。

[1] ISR において審査官が要約を承認した場合であっても、出願人は要約に対する修正案を提出することが可能である [R38.3]。

表 2-5　要約とともに公表される図の記載要領

ケース			要約とともに公表される図	チェックボックス
国際出願に図面が添付されている場合	出願人が願書の第 IX 欄に「要約とともに提示する図の番号」を示している場合	その図が発明の特徴を最もよく表していると認められる場合	出願人が示した図	「出願人が示したとおりである。」
		その図より他の図の方が発明を特徴付けていると認められる場合	審査官が選択した図	「本図は発明の特徴を一層よく表しているので、国際調査機関が選択した。」
		図面中いずれの図も要約の理解に役立たないと認められる場合	空欄	「要約とともに公表される図はない。」
	出願人が願書の第 IX 欄に「要約とともに提示する図の番号」を示していない場合	発明を特徴付けていると認められる図を選択できる場合	審査官が選択した図	「出願人は図を示さなかったので、国際調査機関が選択した。」
		図面中いずれの図も要約の理解に役立たないと認められる場合	空欄	「要約とともに公表される図はない。」
国際出願に図面が添付されていない場合			空欄	どこにもチェックしない [GL16.50]

（参考）
　他の方法では必要な情報を伝えることができないといった例外的な場合には、出願人は、二以上の図を示すことができる [R3.3(a)(iii), GL16.49]。
　推奨はされないが、一の図で発明の特徴を表すことができないときには、審査官は、二以上の図を選択してもよい [GL16.51]。

2.7.3　ISA 見解書に関する検討事項

　審査官は、ISA 見解書を作成するに当たり、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性について判断する。それぞれの判断基準については、第 4 章を参照。

- 新規性　→ § 4.4
- 進歩性　→ § 4.5

- 産業上の利用可能性　→ § 4.6

これらの判断に加えて、必要に応じて、以下の点について検討を行う。

- 優先権　→（1）
- ISA 見解書における文献の取扱い　→（2）

（1）優先権

a.　優先権の主張に関する検討の必要性

ISR において、以下の（a）から（c）までのいずれかに該当する文献を引用した場合には、審査官は、その文献の ISA 見解書における取扱いを決定するために、優先権の主張に関する検討を行う必要がある（→ 解説）。他方、それ以外の場合には、優先権の主張に関する検討を行わない［GL6.06, GL17.28］。

（a）　P 文献（→ 図 2-3（i）から（iii）まで）
（b）　E 文献のうち、出願日（該当する場合には優先日）が、本願優先日以後である文献（→ 図 2-3（v））
（c）　O 文献のうち、書面による開示以外の開示が行われた日付が本願優先日以後である文献（→ 図 2-3（vii））

（解説）
優先権の主張の効果が認められるか否かに応じて、ISA 見解書の基準日（→ § 2.1.3（2））は変化する。これに伴い、上記（a）から（c）までのいずれかに該当する文献を ISR において引用した場合には、それらの文献の ISA 見解書における取扱いも変化し得る（→ 図 2-3）。したがって、このような場合には、審査官は、ISA 見解書の作成に当たって、優先権の主張に関する検討を行うことが必要となる。

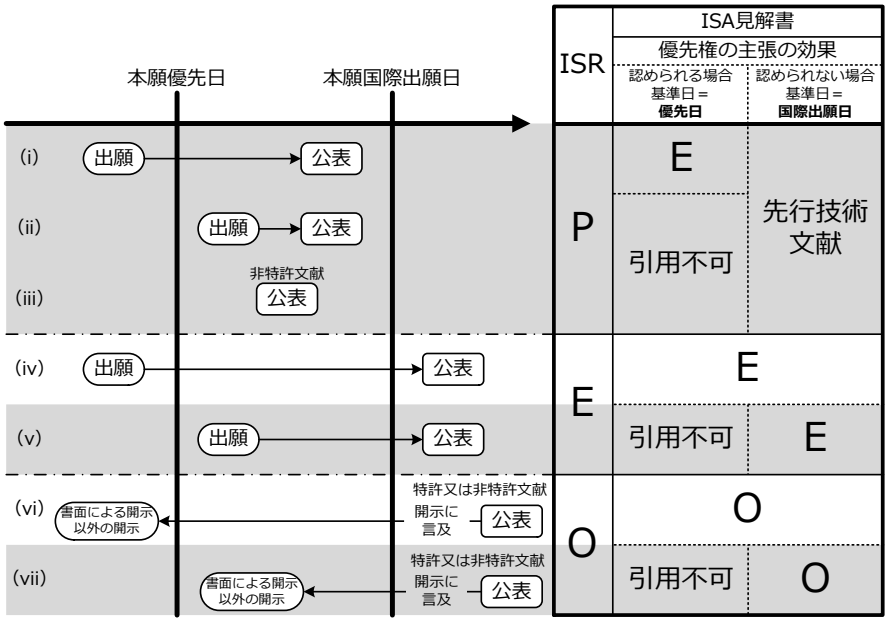

注１　（i）～（iii）、（v）又は（vii）のケース（網掛け部分）では、ISA見解書を作成するに当たり、優先権の主張の効果が認められるか否かの検討が必要となる。

注２　上記（出願）は、優先権の主張を伴う場合、その優先権の主張の基礎となる先の出願を意味する。

図 2-3　優先権の主張に関する検討が必要となる文献

b.　優先権の主張に関する検討

優先権の主張に関する検討が必要な場合には、審査官は、優先権の主張の効果が認められるか否かについて判断する。

まず、願書の記載事項を確認し（→（a））、願書の記載事項に不備が発見されなかった場合には、優先権の主張の効果が認められるか否かの実体的判断を行う（→（b））。ただし、国際調査段階においては、先の出願の内容を確認できない場合には、上記実体的判断を行うことを要しない（→（c））。

なお、国際出願が二以上の先の出願に基づく優先権の主張を伴う場合には、最先の出願に基づく優先権の主張から順に検討を行う。

（a）願書の記載事項の確認

審査官は、願書の第 VI 欄を確認し、以下の（i）から（iii）までのいずれかに該当する場合には、願書の記載事項に不備があるため、優先権の主張の効果を認めることなく、ISA 見解書を作成する[1]。

（i）　先の出願の出願日、出願番号又は国名等[2]が記載されていない
（ii）　先の出願の出願日、出願番号又は国名等[2]が不適切[3]（例：対応する出願が存在しないことを確認した場合[4]）
（iii）　先の出願の出願日から本願の国際出願日までの期間が 14 月[5]を超えている

（b）優先権の主張の効果についての実体的判断

審査官は、願書の記載事項に不備が発見されなかった場合には、先の出願の内容を確認し、優先権の主張の効果が認められるか否かについて実体的判断を行う。

優先権の主張の効果が認められるか否かについての実体的判断における具体的な判断基準は、第 4 章を参照。　→ § 4.9

（c）先の出願の内容を確認できない場合

先の出願が以下のいずれにも該当しない場合には、国際調査段階においては、通常、先の出願の内容を確認できない。

---

1 なお、先の出願の出願人名と本願の出願人名が一致しない場合であっても、願書の記載事項に不備があるとは判断しない。

2 「国名等」とは、先の出願の種類に応じて、それぞれ以下を意味する [R4.10(a)]。
- 先の出願が国内出願である場合には、出願がされた国の国名
- 先の出願が広域出願である場合には、適用される広域特許条約に基づき広域特許を与える任務を有する広域官庁の名称
- 先の出願が国際出願である場合には、出願がされた RO の名称

3 米国、英国及びオーストラリアにおける仮出願（provisional application, provisional specification）制度における仮出願は、当該国において正規な国内出願とされているので、優先権の主張の基礎とすることができる。

4 対応する出願が存在するか否かを確認できない場合（「先の出願の内容を確認できない場合」（→（c））と一致する。）には、（ii）に該当するとは判断しない。

5 正確には、優先期間（12 月）に 2 月を加えた期間である [R64.1(b)(iii)]。この期間を正しく計算するためには、RO の閉庁日等を考慮する必要があるので、上記（iii）に該当すると判断するに当たっては確認が必要である。詳細は第 5 章を参照。　→ § 5.14.2

- 日本国の国内出願
- JPO が RO 又は ISA である国際出願 [1]

したがって、先の出願が上記のいずれにも該当しない場合には、審査官は、優先権の主張の効果が認められるか否かの実体的判断（→（b））を行うことを要しない [2]。優先権の主張の効果が認められるか否かの実体的判断を行わない場合には、審査官は、優先権の主張の効果が認められるものと仮定して ISA 見解書を作成する［GL6.17, GL17.29(b)］。

（d）優先権の主張に関して指摘すべき事項

上記（a）から（c）までにおける検討の結果、以下のいずれかに該当する場合には、審査官は、その旨を ISA 見解書の第 II 欄において指摘する。

- いずれかの優先権の主張の効果を認めなかった場合（→（a），（b））
- いずれかの優先権の主張の効果が認められるものと仮定した場合（→（c））

c.　優先権の主張に関する検討結果に応じた ISA 見解書の基準日の決定

審査官は、優先権の主張に関する上記検討結果に応じ、表 2-6 に照らして、ISA 見解書の基準日を決定する［R64.1, R43 の 2.1(b)］。

なお、優先権の主張の効果の判断は、原則として請求項ごとに行う（→ § 4.9）ので、ISA 見解書の基準日は、請求項ごとに異なる場合がある。

---

[1] JPO が RO でない国際出願（国際出願番号が「PCT/JP…」ではない国際出願）であっても、JPO が ISA として国際調査を行っている場合（→ § 1.5.6（2））には、その内容を確認することが可能である。

[2] ただし、ISR の作成期限の満了までの時間が十分にある場合には、IB に対して先の出願の写し（優先権書類）を要請することができる［R66.7(a), R43 の 2.1(b), GL18.16］。優先権書類を入手できた場合には、その内容を確認し、優先権の主張の効果が認められるか否かの実体的判断（→（b））を行う。

表 2-6　ISA 見解書の基準日

優先権		基準日
国際出願が**一の**優先権の主張を伴う場合	先の出願に基づく優先権の主張の効果が**認められる**場合	優先日
	先の出願に基づく優先権の主張の効果が**認められない**場合	国際出願日
国際出願が**二以上の**優先権の主張を伴う場合	**最先の出願**に基づく優先権の主張の効果が**認められる**場合	優先日
	最先の出願に基づく優先権の主張の効果は認められないが、**最先でない先の出願**に基づく優先権の主張の効果が認められる場合	当該先の出願の出願日
	全ての先の出願に基づく優先権の主張の効果が**認められない**場合	国際出願日

(2) ISA 見解書における文献の取扱い

ISR と ISA 見解書では、基準日が異なり得るため、文献の取扱いも異なり得る。

審査官は、上記検討により決定した ISA 見解書の基準日（→（1）c.）に基づき、図 2-4 に照らして、ISA 見解書における文献の取扱いを確認する。

なお、確認の結果、引用する文献が先行技術文献に該当する場合には、ISA 見解書の第 V 欄において引用する。また、引用する文献が、ISA 見解書における E 又は O 文献に該当する場合には、ISA 見解書の第 VI 欄において引用する。

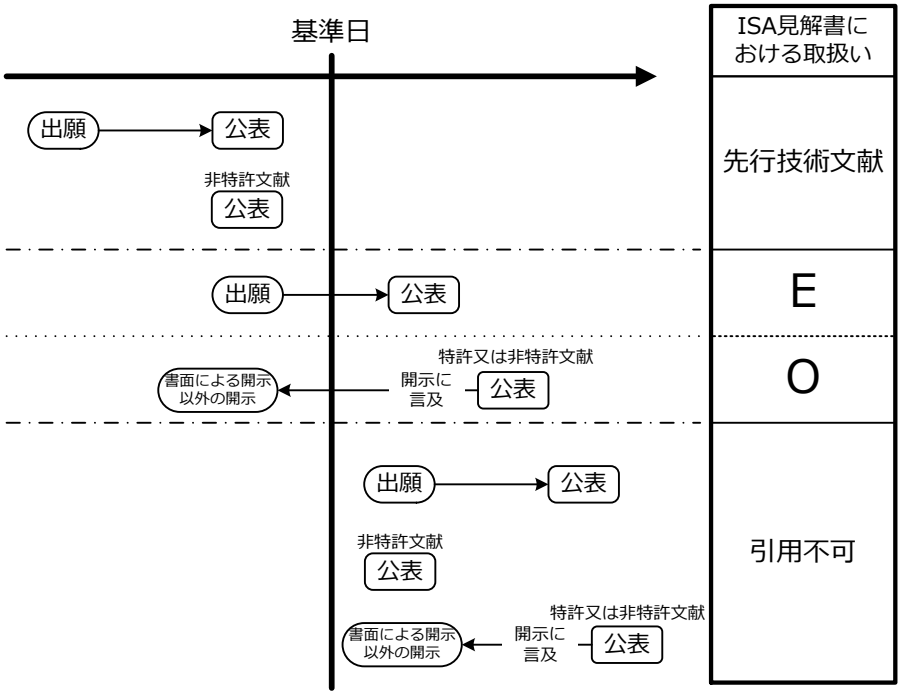

※　上記(出願)は、優先権の主張を伴うものである場合、
その優先権の主張の基礎となる先の出願を意味する。

図 2-4　ISA 見解書における文献の取扱い

2.8　ISR の作成要領

ISR を構成するページ一覧は、表 2-7 に示すとおりである。以下、(1) から (7) までにおいて、ISR のページごとに作成要領を示す。

表 2-7　ISR を構成するページ一覧

ページ	主な記載事項	使用の条件	作成要領
第 1 ページ	・書誌的事項 ・ISR の基礎 ・発明の名称、要約及び図面についての審査官の判断	必ず使用する。	→ (1)
第 1 ページの続葉 (1)	・国際調査の基礎とした配列表（第 I 欄）	国際出願がヌクレオチド又はアミノ酸配列を含む場合に使用する。	→ (2)
第 1 ページの続葉 (2)	・国際調査において除外対象とした請求項（第 II 欄） ・発明の単一性の要件を満たさないと判断したときの意見（第 III 欄）	特定の請求項を国際調査における除外対象（→ § 2.3.5）とした場合、又は発明の単一性の要件を満たさないと判断した場合に使用する。	→ (3)
第 1 ページの続葉 (3)	・審査官が作成した要約（第 IV 欄）	審査官が要約を作成した場合に使用する。	→ (4)
第 2 ページ	・発明の属する分野の分類 ・調査を行った分野 ・関連すると認められる文献	必ず使用する。	→ (5) → (6)
パテントファミリー用別紙	・パテントファミリーに関する情報	引用文献のパテントファミリーに関する情報を記載する場合に使用する。	→ (7)

（1）第 1 ページ

必ず使用して、ISR に含める。

出願人の氏名又は名称を記載する。→ a.

願書に記載されている場合のみ記載する。（他の書類の作成要領においては、説明を省略する。）

ISR のページ数を記載する。続葉ページも数える。使用しなかったページは数えない。

優先日を記載する。→ b.

通常、上側の☐にチェックする。国際出願の翻訳文（→§ 1.5.3）に基づいて国際調査を行った場合には、下側の☐にチェックして、下線部に翻訳文の言語を記載する [R43.4]。

ISA が認めた又は ISA に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して ISR を作成した場合（→§ 5.4.2（2）c.）にチェックする [R43.6 の 2(a)]。

国際出願がヌクレオチド又はアミノ酸配列を含む場合（→§ 5.5.3）にチェックする。また、第 I 欄に必要事項を記載する。→（2）

特定の請求項を除外対象とした場合（→§ 2.7.1（1））にチェックする。また、第 II 欄に必要事項を記載する。→（3）

発明の単一性の要件を満たさないと判断した場合（→§ 2.7.1（2））にチェックする。また、第 III 欄に必要事項を記載する。→（3）

該当する☐にチェックする（→§ 2.7.2（2））。なお、下側の☐にチェックした場合には、第 IV 欄に作成した要約を記載する。→（4）

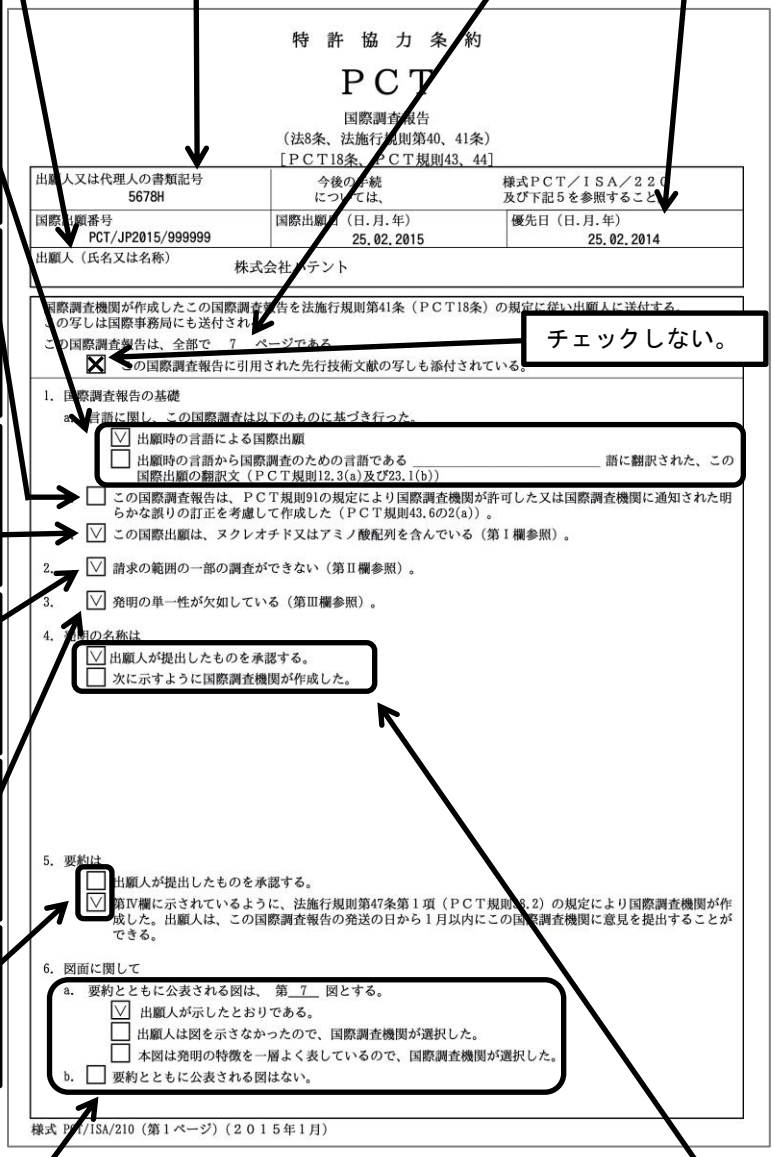

チェックしない。

該当する☐にチェックする（→§ 2.7.2（3））。また、要約とともに図を公表する場合には、当該図の番号も記載する。なお、国際出願に図面が添付されていない場合には、いずれの☐にもチェックしない [GL16.50]。

該当する☐にチェックする（→§ 2.7.2（1））。なお、下側の☐にチェックした場合には、テキストエリアに作成した名称を記載する。

a.　出願人（氏名又は名称）[1]

願書に最初に表示された出願人の氏名又は名称を、願書に表示されているとおりに記載する。出願人が複数いる場合であっても、それ以外の出願人の人数（「外○名」）を記載する必要はない [S105]。

b.　優先日[1]

優先権の主張を伴う場合には、優先日（→ § 2.1.3（1））を記載する。ただし、国際出願が優先権の主張を伴わない場合には、空欄にする [R43.2]。

なお、日付は、日.月.年（西暦）の順に記載する。日と月は 2 桁、年は 4 桁で表示する（例：2015 年 1 月 23 日 → 23.01.2015）。

（参考）

■ **日付の表示方法**

本項目以外で日付を記載する場合も、日.月.年（西暦）の順に記載し、日と月は 2 桁、年は 4 桁で表示する。

ただし、引用文献（特許文献）の公表日の日付は、日.月.年(年-月-日)と記載し、年は 4 桁、日と月は 2 桁で表示する。詳細は別紙 B を参照。　→ 別紙B

[1] 以下、他の書類の作成要領（第 2 章、第 3 章及び第 5 章）においては、「出願人」及び「優先日」の説明は省略する。これらについての説明は上記 a. 又は b. と同様である。

（2）第 1 ページの続葉（1）

国際出願がヌクレオチド又はアミノ酸配列を含む場合（第 1 ページの項目 1. の c. にチェックした場合）に使用する。使用しない場合には ISR に含めない。

国際調査の基礎とした配列表について記載する。

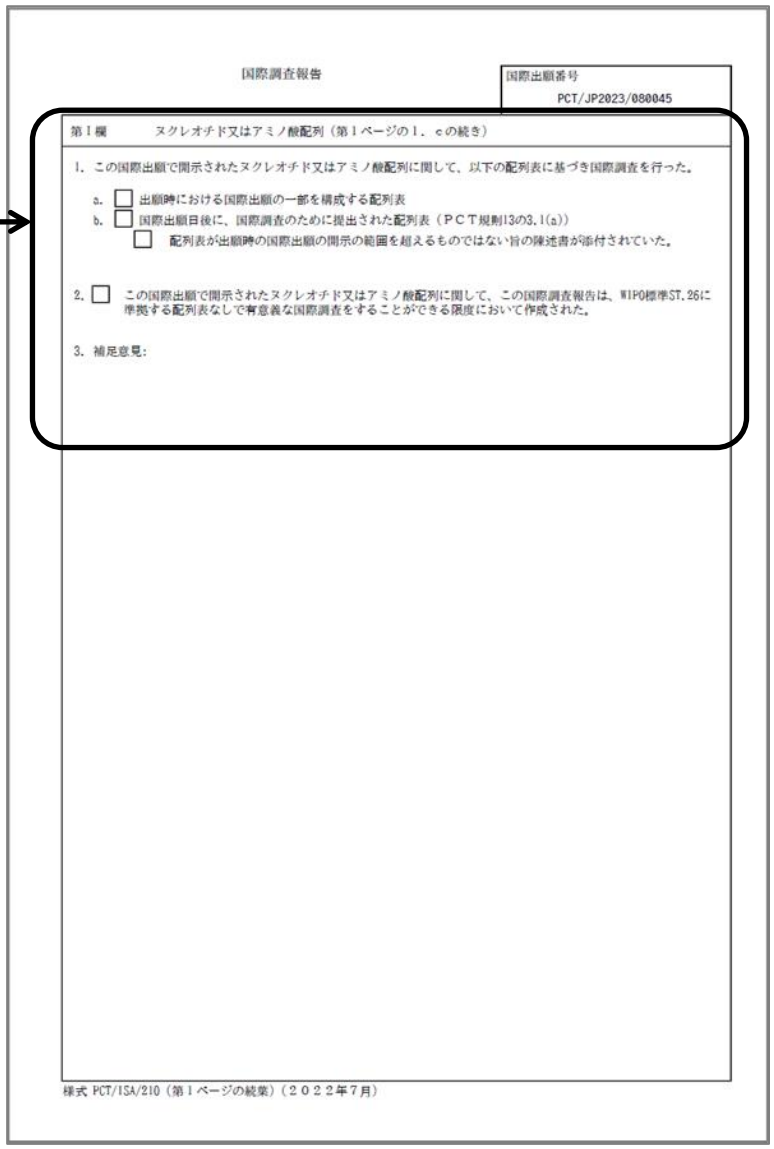

国際調査報告

国際出願番号
PCT/JP2023/080045

第Ⅰ欄　ヌクレオチド又はアミノ酸配列（第１ページの１．ｃの続き）

1. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき国際調査を行った。

a. ☐ 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
b. ☐ 国際出願日後に、国際調査のために提出された配列表（ＰＣＴ規則13の3.1(a)）
☐ 配列表が出願時の国際出願の開示の範囲を超えるものではない旨の陳述書が添付されていた。

2. ☐ この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、この国際調査報告は、WIPO標準ST.26に準拠する配列表なしで有意義な国際調査をすることができる限度において作成された。

3. 補足意見:

様式 PCT/ISA/210（第１ページの続葉）（２０２２年７月）

（3）第 1 ページの続葉（2）

特定の請求項を国際調査における除外対象（→§2.3.5）とした場合（第 1 ページの項目 2. にチェックした場合）、又は発明の単一性の要件を満たさないと判断した場合（※1）（第 1 ページの項目 3. にチェックした場合）に使用する。使用しない場合には ISR に含めない。

チェックしない。JPO では、3. の理由により請求項を除外対象とはしない。

特定の請求項を除外対象とした場合（→§2.7.1（1））には、該当する□にチェックする。
また、以下の内容を記載する。
（i）除外対象とした請求項の番号（※2）
（ii）除外対象とした具体的な理由

発明の単一性の要件を満たさないと判断した場合には、以下の事項を記載する。
（i）請求の範囲に含まれる発明の数
（ii）各発明に区分した請求項の番号
（iii）発明の単一性の要件を満たさないと判断した理由

中間指令として ISA/206（追加手数料の納付命令書）を通知した場合には、1.、3. 又は 4. のいずれか該当する□にチェックする。
3. 又は 4. の□にチェックした場合には、国際調査において調査対象とした請求項の番号（→§2.5）を記載する（※3）。

本欄の 1. の□にチェックした場合には、追加手数料異議の申立て（→§5.2.3）の有無をチェックする。
なお、JPO では異議申立手数料を求めていないので、2 番目の□にはチェックしない。

国際調査報告

国際出願番号
PCT/JP2015/999999

第Ⅱ欄　請求の範囲の一部の調査ができないときの意見（第１ページの２の続き）

法第8条第3項（ＰＣＴ17条(2)(a)）の規定により、この国際調査報告は次の理由により請求の範囲の一部について作成しなかった。

1. ☑ 請求項 8
は、この国際調査機関が調査をすることを要しない対象に係るものである。つまり、

2. ☑ 請求項 21
は、有意義な国際調査をすることができる程度まで所定の要件を満たしていない国際出願の部分に係るものである。つまり、

3. ☒ 請求項
は、従属請求の範囲であってＰＣＴ規則6.4(a)の第2文及び第3文の規定に従って記載されていない。

第Ⅲ欄　発明の単一性が欠如しているときの意見（第１ページの３の続き）

次に述べるようにこの国際出願に二以上の発明があるとこの国際調査機関は認めた。

中間指令として ISA/206（追加手数料の納付命令書）を通知しなかったが、ISR 作成時に発明の単一性の要件を満たさないと判断した場合には、2. の□にチェックする。

1. ☑ 出願人が必要な追加調査手数料をすべて期間内に納付したので、この国際調査報告は、すべての調査可能な請求項について作成した。

2. ☐ 追加調査手数料を要求するまでもなく、すべての調査可能な請求項について調査することができたので、追加調査手数料の納付を求めなかった。

3. ☐ 出願人が必要な追加調査手数料を一部のみしか期間内に納付しなかったので、この国際調査報告は、手数料の納付のあった次の請求項のみについて作成した。

4. ☐ 出願人が必要な追加調査手数料を期間内に納付しなかったので、この国際調査報告は、請求の範囲の最初に記載されている発明に係る次の請求項について作成した。

追加調査手数料の異議の申立てに関する注意
☑ 追加調査手数料及び、該当する場合には、異議申立手数料の納付と共に、出願人から異議申立てがあった。
☒ 追加調査手数料の納付と共に出願人から異議申立てがあったが、異議申立手数料が納付命令書に示した期間内に支払われなかった。
☐ 追加調査手数料の納付はあったが、異議申立てはなかった。

様式 PCT/ISA/210（第１ページの続葉）（２０１５年１月）

※1　審査官が中間指令に関する検討時に、発明の単一性の要件を満たさないと判断した場合であっても、ISA/212（追加手数料異議の決定）において、国際出願が発明の単一性の要件を満たすと判断された場合には、本欄は使用しない。
※2　請求項中の特定の選択肢を除外対象とした場合（→§4.1 留意点）には、請求項の番号として「請求項　○の一部」等と記載するとともに、どの選択肢を除外対象としたかを指摘する。
※3　発明の単一性について、中間指令に関する検討時とは異なる判断結果を記載する場合には、国際調査における調査対象が、「国際調査における調査対象の決定」（→§2.5）に基づいて決定される点に留意しつつ、どの請求項を調査対象としたかを出願人が理解できるように説明する。

（4）第 1 ページの続葉（3）

審査官が要約を作成した場合（第 1 ページの項目 5. の下側の□にチェックした場合）に使用する。使用しない場合には ISR に含めない。

国際調査報告

国際出願番号
PCT/JP2015/999999

第Ⅳ欄　　要約（第１ページの５の続き）

審査官が作成した要約を記載する。
（要約の作成要領　→§ 2.7.2（2））

様式 PCT/ISA/210（第１ページの続葉）（２０１５年１月）

(5) 第 2 ページ

必ず使用し、ISR に含める。

関連すると認められる文献（※1）について、以下の（i）から（iii）までの情報を記載する。

（i）引用文献のカテゴリー → § A.1

（ii）引用文献名 → 別紙 B（※2）

（iii）関連する請求項の番号 → e.

その際には、以下の点にも留意する。

- 一つの文献を複数のカテゴリーについて引用するときは、「引用文献のカテゴリー」と「関連する請求項の番号」の行を揃える[S508(b)]。
- 最も関連が高いと考えられる文献から順に列挙することが好ましい。
- 関連する Y 文献は、なるべく並べて記載する。
- ISA 見解書において引用する文献は、ISR においても必ず引用する。

本願発明の属する分野の国際特許分類、FI 及びファセット分類記号を記載する。→ a.

調査を行った最小限資料以外の資料を記載する。→ c.

調査を行った最小限資料の属する分野の国際特許分類を記載する。→ b.

調査に使用した商用データベースを記載する。→ d.

このページに全ての引用文献を記載しきれない場合にチェックする。

「パテントファミリーに関する別紙」を使用する場合にチェックする。

審査官は記載不要。発送日の欄は、発送時に記入される。（他の書類の作成要領においては、説明を省略する。）

ISR の作成日を記載する。

審査官名、技術単位コード、審査官コード及び電話番号を記載する。

国際調査報告

国際出願番号 PCT/JP2015/999999

A. 発明の属する分野の分類（国際特許分類（ＩＰＣ））
H04M 3/00(2006.01)i
FI: H04M3/00 A

B. 調査を行った分野
調査を行った最小限資料（国際特許分類（ＩＰＣ））
H04M3/00

最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの
日本国実用新案公報　１９２２－１９９６年
日本国公開実用新案公報　１９７１－２０１９年
日本国実用新案登録公報　１９９６－２０１９年
日本国登録実用新案公報　１９９４－２０１９年

国際調査で使用した電子データベース（データベースの名称、調査に使用した用語）
WPI & キーワード： lithium, battery, mobile

C. 関連すると認められる文献

引用文献のカテゴリー*	引用文献名　及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する請求項の番号
Y	JP 2010-555555 A (有限会社XX) 15.07.2010 (2010-07-15) 段落[0026]-[0030], 図7	1-7
Y	段落[0035]-[0040], 図1	9-10
A	段落[0054]-[0068], 図1	11-20
Y	JP 8-799999 A (XXインコーポレイテッド) 25.06.1996 (1996-06-25) 段落[0040]-[0055], 図1	9-10
Y	JP 3333333 U (XX産業株式会社) 16.01.2014 (2014-01-16) 段落 [0006] - [0016], 図1-2	10
P, Y	EP 8888888 A1 (XX CORP.) 13.08.2014 (2014-08-13) 段落[0030] - [0040], 図1-4	1-7,9-10
E, X	JP 2015-999999 A (XX株式会社) 23.03.2015 (2015-03-23) 段落[0020] - [0030], 図1-2	1-3
O, X	BROWN, Thomas et al., The Property of XX, The XYZ Journal, 2015.03.21, Vol. 1, No. 2, p. 40-45, ISSN 1111-2222 特にp. 43, 第５行 - p. 44, 第10行	1-3

☑ C欄の続きにも文献が列挙されている。

☑ パテントファミリーに関する別紙を参照。

* 引用文献のカテゴリー
"A" 特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの
"E" 国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以後に公表されたもの
"L" 優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献（理由を付す）
"O" 口頭による開示、使用、展示等に言及する文献
"P" 国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願の日の後に公表された文献
"T" 国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と抵触するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの
"X" 特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの
"Y" 特に関連のある文献であって、当該文献と他の１以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの
"&" 同一パテントファミリー文献

国際調査を完了した日　25.04.2015

国際調査報告の発送日

名称及びあて先
日本国特許庁(ISA/JP)
〒100-8915
日本国
東京都千代田区霞が関三丁目4番3号

権限のある職員（特許庁審査官）
9999　新崎　純 9Z 9999

電話番号 03-3581-1101 内線 XXXX

様式 PCT/ISA/210（第２ページ）（２０１５年１月）

※1　パテントファミリーに複数の言語の文献が含まれている場合には、国際出願の言語と同じ言語の文献を優先して引用し、その他の文献をパテントファミリー文献としてパテントファミリー用別紙に記載する[GL15.69]。→ § B.1

※2　上記（ii）の情報を記載するに当たっては、特に参照すべき箇所を特定する点に留意する。→ 別紙B

a.　発明の属する分野の分類

本願発明の属する分野の国際特許分類（IPC）を、以下の要領で記載する[R43.3, GL16.52]。

- 国際出願の記載が不明瞭な場合であっても、可能な限り分類を付与する[GL7.06]。
- 請求の範囲に記載されている発明には、発明の単一性の要件を満足しているか否かにかかわりなく、全ての分類を付与する [GL7.07]。
- 国際公開時において有効な IPC のバージョン[1]を採用し [S504(d)]、サブグループまで記載する。
- バージョン情報を記載し、発明情報[2]であれば i、付加情報[3]であれば n を付記する。
- ISR を作成する段階で、先行技術調査の結果を踏まえ、必要に応じて、国際調査開始前に付与した分類を再検討する [GL7.04]。

記載例：　B63B21/02(2006.01)i, B63B21/04(2006.01)n

また、本願発明の属する分野の FI[4]及びファセット分類記号[5]も併せて記載する[R43.3, S504(b)(c)]。

b.　調査を行った最小限資料

調査を行った最小限資料の属する分野の国際特許分類（IPC）を、以下の要領で記載する [R43.6(a), GL16.54]。

---

[1] ISR 作成時と国際公開時において、有効な IPC のバージョンが異なる場合には、可能な限り、国際公開時に有効なバージョンの IPC を記載する。
[2] 従来技術への付加を表す、国際出願全体の完全な開示中にある技術情報。
[3] それ自体は従来技術への付加を示していないが、サーチャーに有用な情報を構成すると考えられる重要な技術情報。
[4] IPC を基礎として、日本独自に細展開した分類。
[5] FI の所定の範囲を、FI とは異なる観点から展開した分類記号。

- ISR 作成時において有効な IPC のバージョンを採用し、サブグループまで記載する。
- バージョン情報は記載しない。

記載例：　B63B21/02-B63B21/04

c.　最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの [1]

最小限資料に含まれない特許、実用新案等について国際調査を行った場合には、当該国際調査を行った文献の種類、国、期間及び言語を記載する [R43.6(b), GL16.55]。

記載例：　最小限資料以外の資料として日本国の実用新案公報について調査を行った場合

日本国実用新案公報	1922-1996 年
日本国公開実用新案公報	1971-（調査をした）年
日本国実用新案登録公報	1996-（調査をした）年
日本国登録実用新案公報	1994-（調査をした）年

d.　国際調査で使用した電子データベース

調査で使用した商用データベース名を記載する。調査に使用したサーチターム（キーワード）は、情報として有用な場合には記載する [R43.6(c), GL16.58-16.61]。

記載形式：　データベース名 & キーワード：A, B, C（検索に使用した用語）

記載例 1：　WPI & キーワード：lithium, battery, mobile

記載例 2：　JSTPlus/JMEDPlus/JST7580 (JDreamIII) & キーワード：カートリッジ、メモリ、記憶、及びそれに類する用語 [2]

記載例 3：　CAplus/REGISTRY (STN)

---

[1] 第三者情報提供があった場合にも、この欄を使用することがある。　→ § 5.16（2）b.
[2] 使用したキーワードが多い場合には、そのうち代表的なものを記載するだけでよい [GL16.59]。

e.　関連する請求項の番号

関連する請求項の番号を、以下の要領で記載する [S508(a)]。

- 数の小さいものから順に並べる。
- 連続する二以上の請求項の番号は、最初と最後の番号をハイフン（横棒）で結ぶ。
- 連続しない二以上の請求項の番号は、コンマで区切る。

記載例：　「2」、「1-15」、「2-3」、「1, 7, 10」、「1-6, 9-10, 12-15」、「1, 3-4, 6, 9-11」

（6）第 2 ページ（2 枚目以上になる場合）

関連すると認められる文献（※1）について、以下の（i）から（iii）までの情報を記載する。

（i）引用文献のカテゴリー
→ § A.1

（ii）引用文献名
→ 別紙 B（※2）

（iii）関連する請求項の番号
→（5）e.

その際には、以下の点にも留意する。

- 一つの文献を複数のカテゴリーについて引用するときは、「引用文献のカテゴリー」と「関連する請求項の番号」の行を揃える[S508(b)]。
- 最も関連が高いと考えられる文献から順に列挙することが好ましい。
- 関連する Y 文献は、なるべく並べて記載する。
- ISA 見解書において引用する文献は、ISR においても必ず引用する。

国際調査報告

国際出願番号
PCT/JP2015/999999

C.　関連すると認められる文献

引用文献のカテゴリー*	引用文献名　及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する請求項の番号
A	US 2014/7777777 A1 (JOHNSON) 20.02.2014 (2014-02-20) 段落[0010]-[0020], 図1	1-7, 9-15
A	日本国実用新案登録出願4-12222号(日本国実用新案登録出願公開5-23333号)の願書に添付した明細書及び図面の内容を記録したCD-ROM (XX工業株式会社) 19.10.1993 (1993-10-19) 全文, 図1-3	16-20

様式 PCT/ISA/210（第２ページ）（２０１５年１月）

※1　パテントファミリーに複数の言語の文献が含まれている場合には、国際出願の言語と同じ言語の文献を優先して引用し、その他の文献をパテントファミリー文献としてパテントファミリー用別紙に記載する[GL15.69]。→ § B.1
※2　上記（ii）の情報を記載するに当たっては、特に参照すべき箇所を特定する点に留意する。
→ 別紙B

(7) パテントファミリー用別紙

引用文献のパテントファミリーに関する情報を記載する場合に使用する。使用しない場合には ISR に含めない。

英語以外の特許文献を引用する場合には、英語のパテントファミリー文献が存在するのであれば、そのうち少なくとも 1 つの文献において、特に参照すべき箇所を特定する [GL15.69]。→ § B.1

国際調査報告
パテントファミリーに関する情報

国際出願番号
PCT/JP2015/999999

引用文献	公表日	パテントファミリー文献	公表日
JP 2010-555555 A	15.07.2010	US 2010/9876543 A1 段落[0020]-[0025], 第7図 EP 9988776 A1 WO 2010/876543 A1	
JP 8-799999 A	25.06.1996	CN 8999999 A KR 10-0699999 B1	
JP 3333333 U	16.01.2014	(ファミリーなし)	
EP 8888888 A1	13.08.2014	(ファミリーなし)	
JP 2015-999999 A	23.03.2015	(ファミリーなし)	
US 2014/7777777 A1	20.02.2014	JP 2014-777777 A	
JP 5-23333 U1	19.10.1993	(ファミリーなし)	

引用文献

引用文献の公表日

パテントファミリー文献

パテントファミリー文献の公表日は記載しない。

様式 PCT/ISA/210 (パテントファミリー用別紙) (２０１５年１月)

2.9　ISA 見解書の作成要領

ISA 見解書を構成するページ一覧は、表 2-8 に示すとおりである。以下、（1）から（10）までにおいて、ISA 見解書のページごとに作成要領を示す。

表 2-8　ISA 見解書を構成するページ一覧

ページ	主な記載事項	使用の条件	作成要領
表紙	・書誌的事項	必ず使用する。	→（1）
第 I 欄	・見解の基礎	必ず使用する。	→（2）
第 II 欄	・優先権の主張に関する判断	優先権の主張に関して指摘すべき事項（→§2.7.3（1）b.（d））がある場合に使用する。	→（3）
第 III 欄	・新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解を作成しなかった理由	特定の請求項を国際調査における除外対象（→§2.3.5）とした場合に使用する。	→（4）
第 IV 欄	・発明の単一性についての意見	中間指令として ISA/206（追加手数料の納付命令書）を通知した場合、又は ISA/206 を通知しなかったが、ISR 作成時に発明の単一性の要件を満たさないと判断した場合に使用する。	→（5）
第 V 欄	・新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についての見解、それを裏付ける文献及び説明	通常、使用する。ただし、ISA/203（ISR を作成しない旨の決定）を作成した場合には使用しない。	→（6）
第 VI 欄	・ある種の引用文献	ISA 見解書における E 又は O 文献（→§2.7.3（2））を引用する場合に使用する。	→（7）
第 VII 欄	・形式又は内容の欠陥	形式又は内容の欠陥を指摘する場合に使用する。	→（8）
第 VIII 欄	・「重要かつ関連する問題」を伴う記載要件違反	「重要かつ関連する問題」を伴う記載要件違反を指摘する場合に使用する。	→（9）
補充欄	・他のページの補充	他のページの続きを記載する場合に使用する。	→（10）

（1）表紙

必ず使用し、ISA 見解書に含める。

代理人等（代理人がついていない場合には筆頭出願人）の氏名（名称）・あて名を記載する。
（他の書類の作成要領においては、説明を省略する。）

本願発明の属する分野の国際特許分類、FI 及びファセット分類記号を記載する。→ a.

第 I 欄の□には、必ずチェックする。

第 II 欄から第 VIII 欄までのうち使用する欄の□にチェックする。また、使用する欄に必要事項を記載する。

ISA 見解書を作成した日付を記載する。

特　許　協　力　条　約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先
代理　任　様
〒000-0000
日本国
東京都□□区△△ ○ー○ー○

PCT

国際調査機関の見解書

（法施行規則第40条の2）
［PCT規則43の2.1］

発送日（日.月.年）		
出願人又は代理人の書類記号 5678H	今後の手続については、下記２を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2015/999999	国際出願日（日.月.年） 25.02.2015	優先日（日.月.年） 25.02.2014
国際特許分類（ＩＰＣ） H04M 03/00(2006.01)i FI: H04M3/00 A		
出願人（氏名又は名称） 株式会社パテント		

1. この見解書は次の内容を含む。
- ☑ 第Ｉ欄　見解の基礎
- ☑ 第II欄　優先権
- ☑ 第III欄　新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- ☑ 第IV欄　発明の単一性の欠如
- ☑ 第Ｖ欄　新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのＰＣＴ規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明
- ☑ 第VI欄　ある種の引用文献
- ☑ 第VII欄　国際出願の欠陥
- ☑ 第VIII欄　国際出願についての意見

2. 今後の手続

国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がＰＣＴ規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式ＰＣＴ／ＩＳＡ／２２０を送付した日から３月又は優先日から２２月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式ＰＣＴ／ＩＳＡ／２２０を参照すること。

名称及びあて先	見解書を作成した日	権限のある職員（特許庁審査官）
日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目４番３号	25.04.2015	9999 新崎　純 9Z 9999 電話番号 03-3581-1101 内線 XXXX

様式 PCT/ISA/237（表紙）（２０１５年１月）

審査官名、技術単位コード、審査官コード及び電話番号を記載する。

a.　国際特許分類

本願発明の属する分野の国際特許分類（IPC）を、以下の要領で記載する[R70.5(a), R43 の 2.1(b)]。

- 国際出願の記載が不明瞭な場合であっても、可能な限り分類を付与する[GL7.06]。
- 請求の範囲に記載されている発明には、発明の単一性の要件を満足しているか否かにかかわりなく、全ての分類を付与する [GL7.07]。
- 国際公開時において有効な IPC のバージョン[1]を採用し [S504(d)]、サブグループまで記載する。
- バージョン情報を記載し、発明情報[2]であれば i、付加情報[3]であれば n を付記する。

- ISA 見解書を作成する段階で、先行技術調査の結果を踏まえて、必要に応じて、国際調査開始前に付与した分類を再検討する。

記載例：　B63B21/02(2006.01)i, B63B21/04(2006.01)n

また、本願発明の属する分野の FI[4]及びファセット分類記号[5]も併せて記載する[R43.3, S504(b)(c)]。

---

[1] ISR 作成時と国際公開時において、有効な IPC のバージョンが異なる場合には、可能な限り、国際公開時に有効なバージョンの IPC を記載する。
[2] 従来技術への付加を表す、国際出願全体の完全な開示中にある技術情報。
[3] それ自体は従来技術への付加を示していないが、サーチャーに有用な情報を構成すると考えられる重要な技術情報。
[4] IPC を基礎として、日本独自に細展開した分類。
[5] FI の所定の範囲を、FI とは異なる観点から展開した分類記号。

（2）第 I 欄

必ず使用し、ISA 見解書に含める。

通常、上側の☐にチェックする。
国際出願の翻訳文（→§ 1.5.3）に基づいて国際調査を行った場合には、下側の☐にチェックして、下線部に翻訳文の言語を記載する [R43.4, R43 の 2.1(b)]。

ISA が認めた又は ISA に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して ISA 見解書を作成した場合（→§ 5.4.2（2）c.）にチェックする [R43.6 の 2(a), R43 の 2.1(b)]。

国際調査の基礎とした配列表について記載する。

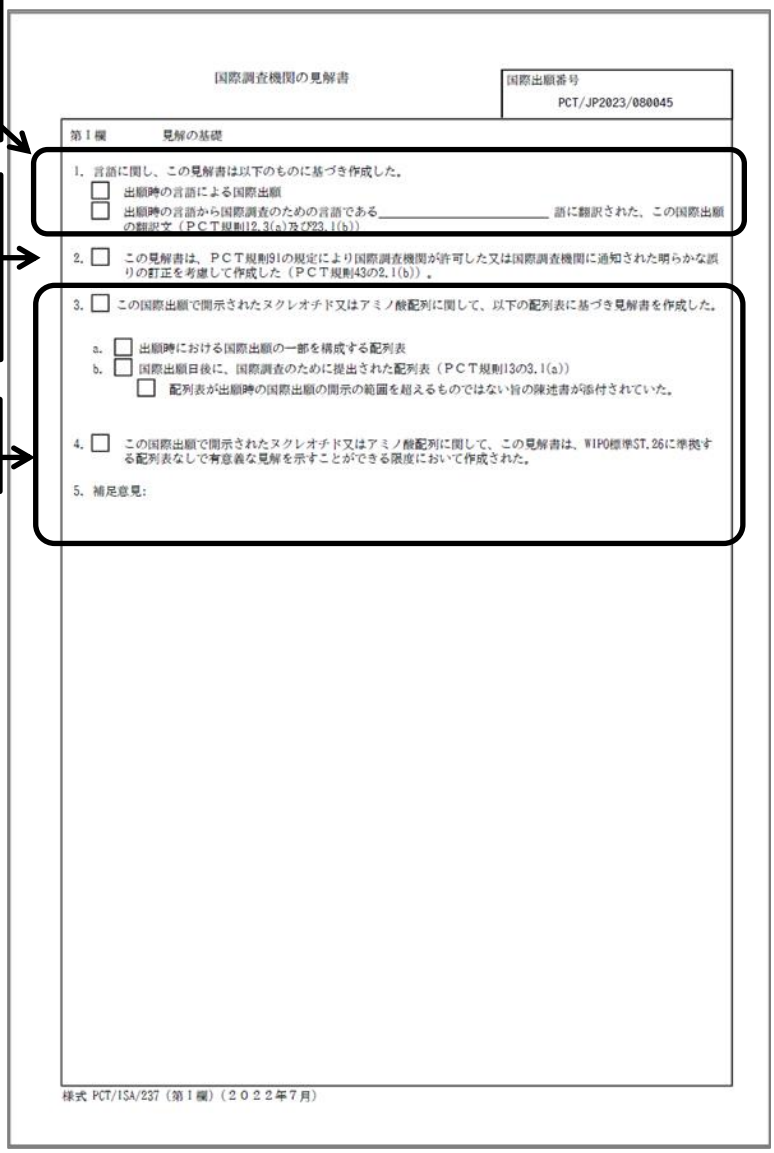

国際調査機関の見解書

国際出願番号
PCT/JP2023/080045

第 I 欄　見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
☐ 出願時の言語による国際出願
☐ 出願時の言語から国際調査のための言語である＿＿＿＿＿＿＿＿ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（ＰＣＴ規則12.3(a)及び23.1(b)）

2. ☐ この見解書は、ＰＣＴ規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（ＰＣＴ規則43の2.1(b)）。

3. ☐ この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
a. ☐ 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
b. ☐ 国際出願日後に、国際調査のために提出された配列表（ＰＣＴ規則13の3.1(a)）
☐ 配列表が出願時の国際出願の開示の範囲を超えるものではない旨の陳述書が添付されていた。

4. ☐ この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、この見解書は、WIPO標準ST.26に準拠する配列表なしで有意義な見解を示すことができる限度において作成された。

5. 補足意見:

様式 PCT/ISA/237（第 I 欄）（２０２２年７月）

(3) 第 II 欄

優先権の主張に関して指摘すべき事項（→§2.7.3（1）b.（d））がある場合（表紙の 1. の「第 II 欄」にチェックした場合）に使用する。使用しない場合には ISA 見解書に含めない。

先の出願の内容が確認できないために、優先権の主張の効果が認められるか否かについて実体的判断を行わなかった場合において、優先日が ISA 見解書の基準日であると仮定して ISA 見解書を作成したとき（→§2.7.3（1）b.（c））にチェックする。

全ての優先権の主張に関して願書の記載事項に不備があるため、いずれの優先権の主張の効果も認めなかった場合（→§2.7.3（1）b.（a））にチェックする [GL17.30]。
なお、優先権の主張の効果を認めなかった場合であっても、願書の記載事項に不備がなければチェックしない。

国際調査機関の見解書

国際出願番号
PCT/JP2015/999999

第Ⅱ欄　優先権

1. ☑ 国際調査機関が優先権主張の基礎となる先の出願の写し、又は、要求される場合には、先の出願の翻訳文を受領しなかったため、優先権主張の有効性を検討しなかった。しかしながら、出願人の主張する優先日が基準日であると仮定してこの見解書を作成した（ＰＣＴ規則43の2.1及び64.1）。

2. ☐ この見解書は、優先権の主張が無効であると認められるので、優先権の主張がされなかったものとして作成した（ＰＣＴ規則43の2.1及び64.1）。したがって、この見解書においては、上記国際出願日を基準日とする。

3. 追加の意見（必要ならば）

様式 PCT/ISA/237（第Ⅱ欄）（２０１５年１月）

1. 又は 2. に該当しない場合であって、優先権の主張の効果を認めないときに使用する。本欄を使用する際には、優先権の主張に関する審査官の判断を、出願人が理解できるように具体的に説明する。

〈3. を使用する場合の例〉
- 優先権の主張の効果が認められるか否かについて実体的判断を行った結果、いずれかの請求項について優先権の主張の効果が認められない場合（※）（→§2.7.3（1）b.（b））
- 特定の優先権の主張に関して願書の記載事項に不備があるが、他の優先権の主張の効果が認められるため、国際出願日以外の日が、ISA 見解書の基準日になると判断した場合（→§2.7.3（1）c.）

※　実体的判断の結果、いずれかの請求項について優先権の主張の効果が認められない場合には、その旨を第 II 欄ではなく、第 V 欄に新規性等に関する見解の説明とともに記載してもよい。

（4）第 III 欄

特定の請求項を国際調査における除外対象（→§2.3.5）とした場合（表紙の 1. の「第 III 欄」にチェックした場合）に使用する。使用しない場合には ISA 見解書に含めない。

通常、下側の☐にチェックする（※1）。

該当する☐にチェックする。また、以下の内容を記載する。

（i）除外対象とした請求項の番号（※2）
（ii）除外対象とした具体的な理由

「入手可能な配列表が存在せず…」の☐にチェックした場合には、点線枠内の一番上の☐にチェックする（※3）。

補充欄を使用する場合にチェックする。

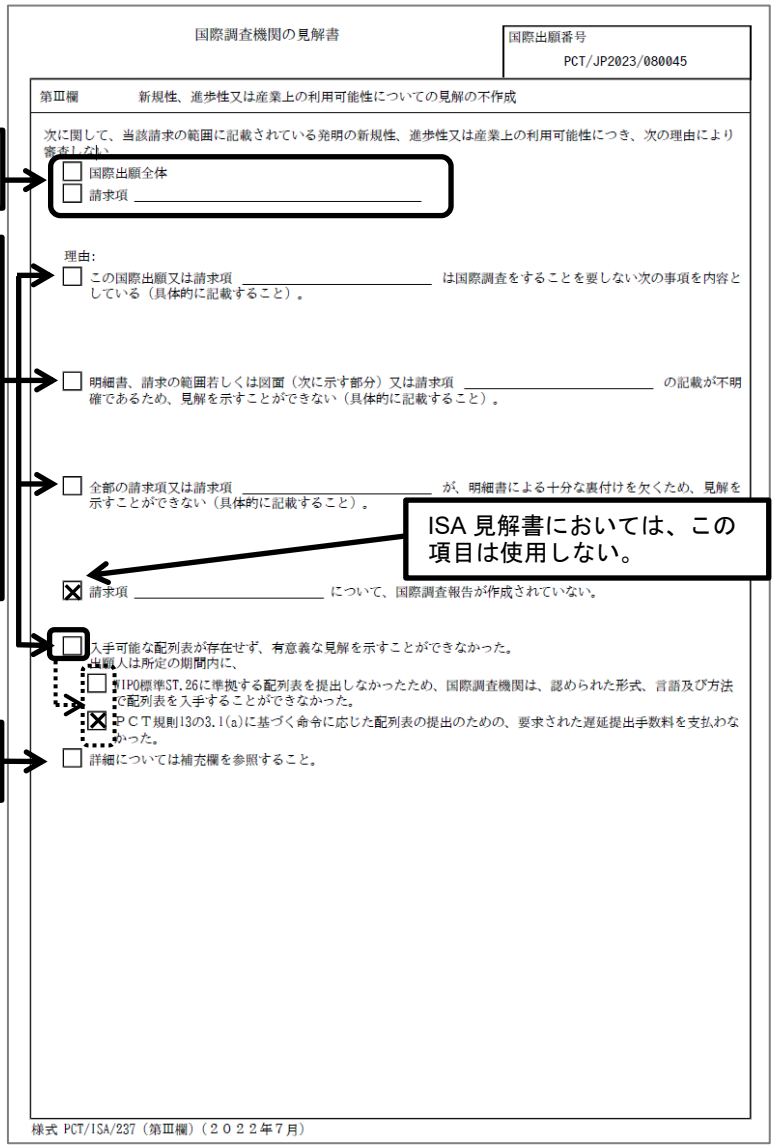
国際調査機関の見解書

国際出願番号
PCT/JP2023/080045

第Ⅲ欄　新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成

次に関して、当該請求の範囲に記載されている発明の新規性、進歩性又は産業上の利用可能性につき、次の理由により審査しない

☐ 国際出願全体
☐ 請求項 ＿＿＿＿＿＿

理由:

☐ この国際出願又は請求項 ＿＿＿＿＿＿ は国際調査をすることを要しない次の事項を内容としている（具体的に記載すること）。

☐ 明細書、請求の範囲若しくは図面（次に示す部分）又は請求項 ＿＿＿＿＿＿ の記載が不明確であるため、見解を示すことができない（具体的に記載すること）。

☐ 全部の請求項又は請求項 ＿＿＿＿＿＿ が、明細書による十分な裏付けを欠くため、見解を示すことができない（具体的に記載すること）。

☒ 請求項 ＿＿＿＿＿＿ について、国際調査報告が作成されていない。

☐ 入手可能な配列表が存在せず、有意義な見解を示すことができなかった。
出願人は所定の期間内に、
☐ JPO標準ST.26に準拠する配列表を提出しなかったため、国際調査機関は、認められた形式、言語及び方法で配列表を入手することができなかった。
☒ PCT規則13の3.1(a)に基づく命令に応じた配列表の提出のための、要求された遅延提出手数料を支払わなかった。

☐ 詳細については補充欄を参照すること。

様式 PCT/ISA/237（第Ⅲ欄）（２０２２年７月）

ISA 見解書においては、この項目は使用しない。

※1　ISA/203（ISR を作成しない旨の決定）を作成した場合（→§2.3.6）のみ、上側の☐にチェックする。
※2　請求項中の特定の選択肢を除外対象とした場合（→§4.1 留意点）には、請求項の番号として「請求項　○の一部」等と記載するとともに、どの選択肢を除外対象としたかを特定する。
※3　JPO では、遅延提出手数料を求めていないので、点線枠内の一番下の☐にはチェックしない。

（5）第 IV 欄

中間指令として ISA/206（追加手数料の納付命令書）を通知した場合（※1）、又は ISA/206 を通知しなかったが、ISR 作成時に発明の単一性の要件を満たさないと判断した場合（表紙の 1. の「第 IV 欄」にチェックした場合）に使用する。使用しない場合には ISA 見解書に含めない。

中間指令として ISA/206 を通知した場合にチェックする。チェックした場合には、ISA/206 に対する出願人の応答の内容に応じて、点線枠内の 4 つの☐（3 番目の☐は除く）のうち、該当するものにチェックする。
なお、必要な追加手数料の一部のみが納付された場合には、「追加手数料を納付した」にチェックする。

中間指令として ISA/206 を通知しなかったが、ISR 作成時に発明の単一性の要件を満たさないと判断した場合にチェックする。

通常、下側の☐にチェックする。
ただし、ISA/212 において、発明の単一性の要件を満たすと判断された場合には、上側の☐にチェックする。

国際調査機関の見解書

国際出願番号
PCT/JP2015/999999

第Ⅳ欄　発明の単一性の欠如

1. ☑ 追加手数料の納付命令書（様式ＰＣＴ／ＩＳＡ／２０６）に対して、出願人は、規定期間内に、
- ☐ 追加手数料を納付した。
- ☑ 追加手数料及び、該当する場合には、異議申立手数料の納付と共に、異議を申し立てた。
- ☒ 追加手数料の納付と共に異議を申し立てたが、規定の異議申立手数料を支払わなかった。
- ☐ 追加手数料を納付しなかった。

2. ☐ 国際調査機関は、発明の単一性の要件を満たしていないと判断したが、追加手数料の納付を出願人に求めないこととした。

3. 国際調査機関は、ＰＣＴ規則13.1、13.2 及び13.3 に規定する発明の単一性を次のように判断する。
- ☐ 満足する。
- ☑ 以下の理由により満足しない。

発明の単一性の要件を満たさないと判断した場合には、以下の事項を記載する。
（i）請求の範囲に含まれる発明の数
（ii）各発明に区分した請求項の番号
（iii）発明の単一性の要件を満たさないと判断した理由
また、どの発明について ISA 見解書を作成したかを特定する。

4. したがって、国際出願の次の部分について、この見解書を作成した。
- ☐ すべての部分
- ☑ 請求項　1-7, 9-20　に関する部分

様式 PCT/ISA/237（第Ⅳ欄）（２０１５年１月）

該当する☐にチェックする。下側の☐にチェックした場合には、国際調査において調査対象とした請求項の番号（→ § 2.5）を記載する（※2）。

※1　ISA/212（追加手数料異議の決定）において、国際出願が発明の単一性の要件を満たすと判断された場合であっても、本欄を使用する。
※2　発明の単一性について、中間指令に関する検討時とは異なる判断結果を記載する場合には、国際調査における調査対象が、「国際調査における調査対象の決定」（→ § 2.5）に基づいて決定される点に留意しつつ、どの請求項を調査対象としたかを、本欄の 3. において出願人が理解できるように説明する。

（6）第 V 欄

通常、使用する（表紙の 1. の「第 V 欄」にチェックする。）。ただし、ISA/203（ISR を作成しない旨の決定）を作成した場合（→ § 2.3.6）には使用せず、ISA 見解書に含めない。

国際調査において調査対象とした全ての請求項（→ § 2.5）について、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性の有無に関する見解を示す。→ a.

1. で示した見解の根拠となる先行技術文献を記載する。

- 審査官は、国際調査において調査対象とした全ての請求項（→ § 2.5）に対して、新規性及び進歩性についての見解の根拠となる先行技術文献を提示しなければならない（※1, ※2）[GL17.42]。
- 引用する先行技術文献を全て列挙する（周知技術を示す文献を引用する場合も含む。）。
- 先行技術文献の記載要領は、ISR における引用文献の記載要領と同様である（※3）。→ 別紙B

1. で示した見解についての説明を記載する。→ b.

国際調査機関の見解書

国際出願番号
PCT/JP2015/999999

第Ｖ欄　新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのＰＣＴ規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性（N）	請求項	9-20	有
	請求項	1-7	無
進歩性（IS）	請求項	11-20	有
	請求項	1-7,9-10	無
産業上の利用可能性（IA）	請求項	1-7,9-20	有
	請求項		無

2. 文献及び説明:

文献1:JP 2015-555555 A（有限会社XX）15.07.2010(2010-07-15)
段落[0026]-[0068],図1,図7
& US 2010/9876543 A1 段落[0020]-[0025],図7
& EP 9988776 A1 & WO 2010/876543 A1

文献2:JP 8-799999 A（XXインコーポレイテッド）25.06.1996(1996-06-25)
段落[0040]-[0055],図1
& CN 8999999 A & KR 10-0699999 B1

文献3:JP 3333333 U（XX産業株式）16.01.2014(2014-01-16)
段落[0006]-[0016],図1-2
（ファミリーなし）

文献4:US 2014/7777777 A1（JHONSON）20.02.2014(2014-02-20)
段落[0010]-[0020],図1
& JP 2014-777777 A

文献5:日本国実用新案登録出願4-12222号(日本国実用新案登録出願公開5-2333号)の願書に添付した明細書及び図面の内容を記録したCD-ROM（XX工業株式会社）19.10.1993(1993-10-19)
全文,図1-3
（ファミリーなし）

請求項１に係る発明は・・・

国際調査報告で引用された文献１には・・・

様式 PCT/ISA/237（第Ｖ欄）（２０１５年１月）

※1　肯定的な見解を示す場合（新規性及び進歩性を否定しない場合）にも、見解の根拠となる先行技術文献を提示する。
※2　不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立てがある場合の取扱いについては、第 5 章を参照。　→ § 5.15（2）b.（c）
※3　先行技術文献を記載するに当たっては、以下の点に特に留意する。→ 別紙B
- 文献を引用する場合には、特に参照すべき箇所を特定する。
- 英語以外の特許文献を引用する場合には、英語のパテントファミリー文献が存在するのであれば、そのうち少なくとも 1 つの文献において、特に参照すべき箇所を特定する[GL15.69]。

a.　見解

各項目の「有」と「無」の欄に、それぞれ該当する請求項の番号を記載する。この見解は、請求項ごとに 3 つの要件全てについて示す。

- 「新規性（N）」の判断基準　→ § 4.4
- 「進歩性（IS）」の判断基準　→ § 4.5
- 「産業上の利用可能性（IA）」の判断基準　→ § 4.6

b.　見解についての説明

見解の根拠となる先行技術文献に続いて、国際出願の請求の範囲に記載されている発明の新規性、進歩性及び産業上の利用可能性に関する見解の具体的な説明を記載する。記載する見解の内容に応じて、以下の点に留意する。

（a）否定的な見解を示す場合

- 新規性又は進歩性を否定する場合には、その根拠となる先行技術の技術内容を具体的に記載する。その際、必要に応じて、先行技術文献中の具体的な参照箇所も付記する。
- 特に、進歩性を否定する場合には、先行技術の技術内容だけでなく、本願発明と先行技術の相違点を明確にした上で、複数の先行技術を組み合わせる動機付けなど、進歩性を否定する論理付けも具体的に記載する。
- 産業上の利用可能性を否定する場合には、その根拠を具体的に記載する。
- 同一の請求項に、新規性、進歩性又は産業上の利用可能性を否定する理由が複数ある場合には、当該理由を全て指摘する。

（b）肯定的な見解を示す場合

- 新規性及び進歩性を肯定する場合には、見解の根拠となる先行技術との関係に言及しつつ、そのように判断した根拠を具体的に記載する。例えば、以下の点を記載する。
  - 先行技術文献に記載も示唆もされていない具体的な事項の指摘
  - 複数の先行技術を組み合わせる動機付けが困難である理由の説明
  - 先行技術と比較した有利な効果の指摘

（c）その他

- 国際段階においては、審査官は、請求項に記載されている発明が、いずれかの国において特許を受けることができる発明に該当するかどうかについて、何も言及してはならない [A35(2), R43 の 2.1(b)]。
- 「国際調査における除外対象の検討」（→ § 2.3.5）における検討の結果、特定の請求項について、調査対象を限定した場合には、必要に応じて本欄で指摘する（→ § 2.7.1（1））。指摘するに当たっては、以下の内容を記載する。

  – 調査対象の具体的な範囲
  – 調査対象を限定した具体的な理由

- 優先権の主張に関する実体的判断の結果、いずれかの請求項について優先権の主張の効果が認められない場合には、その旨を本欄に記載してもよい（→ § 2.9（3））。

（7）第 VI 欄

ISA 見解書における E 又は O 文献（→§2.7.3（2））を引用する場合（表紙の 1. の「第 VI 欄」にチェックした場合）に使用する。使用しない場合には ISA 見解書に含めない。

ISA 見解書における E 文献（→§2.7.3（2））を記載する[R70.10, R43 の 2.1(b)]。なお、ここで挙げた E 文献に関して、本願発明との一致点や相違点についての説明を第 V 欄に記載してもよい。

引用する E 文献に係る出願が、先の出願に基づく優先権の主張を伴う場合には、当該文献に記載された「主張する優先日」を記載する（※2）。

書面による開示以外の開示の種類（口頭による開示、使用、展示等）とともに、ISA 見解書における O 文献（→§2.7.3（2））を記載する [R70.9, R43 の 2.1(b)]。なお、ここで挙げた O 文献に関して、本願発明と一致点や相違点についての説明を第 V 欄に記載してもよい。

国際調査機関の見解書

国際出願番号
PCT/JP2015/999999

第VI欄　ある種の引用文献

1. ある種の公表された文書（ＰＣＴ規則43の2.1及び70.10）

出願番号 特許番号	公知日 （日.月.年）	出願日 （日.月.年）	優先日（有効な優先権の主張） （日.月.年）
EP 8888888 A1	13.08.2014	24.01.2014	24.01.2013
JP 2015-999999 A	23.03.2015	13.09.2014	-

文献番号（※1）　公表日　出願日

2. 書面による開示以外の開示（ＰＣＴ規則43の2.1及び70.9）

書面による開示以外の開示の種類	書面による開示以外の開示の日付 （日.月.年）	書面による開示以外の開示に言及している書面の日付 （日.月.年）
BROWN,Thomas et al.,The Property of XX,Vol.1,No.2,The XYZJournal,2015.03.21,P.40-45,ISSN 1111-2222特にp.43,第５行-p.44,第10行	29.01.2014	21.03.2015

書面による開示以外の開示の種類及び書面による開示以外の開示に言及する文献名　書面による開示以外の開示の日付　書面による開示以外の開示に言及する文献の公表日

様式 PCT/ISA/237（第VI欄）（２０１５年１月）

※1　公表された出願又は特許が対象となるので、ISA 見解書で引用する E 文献の文献番号を記載する。出願番号は記載しない。
※2　先の出願に基づく優先権の主張を伴う E 文献を引用するに当たっては、「主張する優先日」が基準日前であるか否かの確認のみを行えばよく、その主張が認められるか否かの判断を行う必要はない。ただし、本願請求項に係る発明の新規性又は進歩性の判断に関連する事項が、E 文献には記載されているものの、優先権の主張の基礎となる先の出願の当初明細書等には記載されていないことを発見した場合には、その旨を第 V 欄において指摘することができる [R70.10]。

（8）第 VII 欄

国際出願の形式又は内容の欠陥を指摘する場合（表紙の 1. の「第 VII 欄」にチェックした場合）に使用する。使用しない場合には ISA 見解書に含めない。

国際調査機関の見解書

国際出願番号
PCT/JP2015/999999

第Ⅶ欄　　国際出願の欠陥

この国際出願の形式又は内容について、次の欠陥を発見した。

審査官は、国際出願の形式又は内容についての欠陥（例えば、PCT 規則 5 から 11 までに規定される要件を満たさないこと）を発見した場合には、本欄で指摘することができる [GL17.09, GL17.49]。

（欠陥の例）
- 明細書のページ番号が連続していない [R11.7(a)]。

ただし、審査官はこのような欠陥を発見するための追加的な作業を行う必要はない。

〈留意点〉
例えば以下のような場合における記載要件違反は、形式又は内容についての欠陥ではなく、実体的な記載要件違反に該当するので、本欄では指摘しない。
- 請求項に記載された用語の意味内容を理解できない場合
- 請求項の記載内容に技術的な欠陥がある場合

なお、実体的な記載要件違反のうち、「重要かつ関連する問題」を伴う記載要件違反については、第 VIII 欄で指摘する。

様式 PCT/ISA/237（第Ⅶ欄）（２０１５年１月）

（9）第 VIII 欄

国際出願の明細書、請求の範囲又は図面における「重要かつ関連する問題」を伴う記載要件違反を指摘する場合（表紙の 1. の「第 VIII 欄」にチェックした場合）に使用する。使用しない場合には ISA 見解書に含めない。

国際調査機関の見解書

国際出願番号
PCT/JP2015/999999

第Ⅷ欄　国際出願についての意見

請求の範囲、明細書及び図面の明瞭性又は請求の範囲の明細書による十分な裏付についての意見を次に示す。

本欄においては、「重要かつ関連する問題」を伴う記載要件違反（※）のみを指摘する［GL17.50］（→§2.7.1（1））。

指摘するに当たっては、以下の内容を記載する。

（i）「重要かつ関連する問題」を伴う記載要件違反の具体的な内容
（ii）調査対象の具体的な範囲

なお、（ii）については、本欄に記載した上で、第 V 欄にも記載してよい。

様式 PCT/ISA/237（第Ⅷ欄）（２０１５年１月）

※　「重要かつ関連する問題」を伴う記載要件違反とは、「明細書、請求の範囲又は図面が記載要件を満たさない結果、有意義な調査・審査を行うことができない発明」（→§4.1.2）に該当することを理由として、特定の請求項を除外対象とした場合や、特定の請求項について調査対象・審査対象を限定した場合において、そのような除外又は限定の原因となった記載要件違反を意味する。→§4.7（2）a.

（10）補充欄

他のページの続きを記載する場合に使用する。使用しない場合には ISA 見解書に含めない。

どの欄の続きであるのかを明記する。

国際調査機関の見解書

国際出願番号
PCT/JP2015/999999

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合
第Ⅲ欄の続き

様式 PCT/ISA/237（補充欄）（２０１５年１月）

2.10　ISR 等の送付の通知書（ISA/220）の作成要領

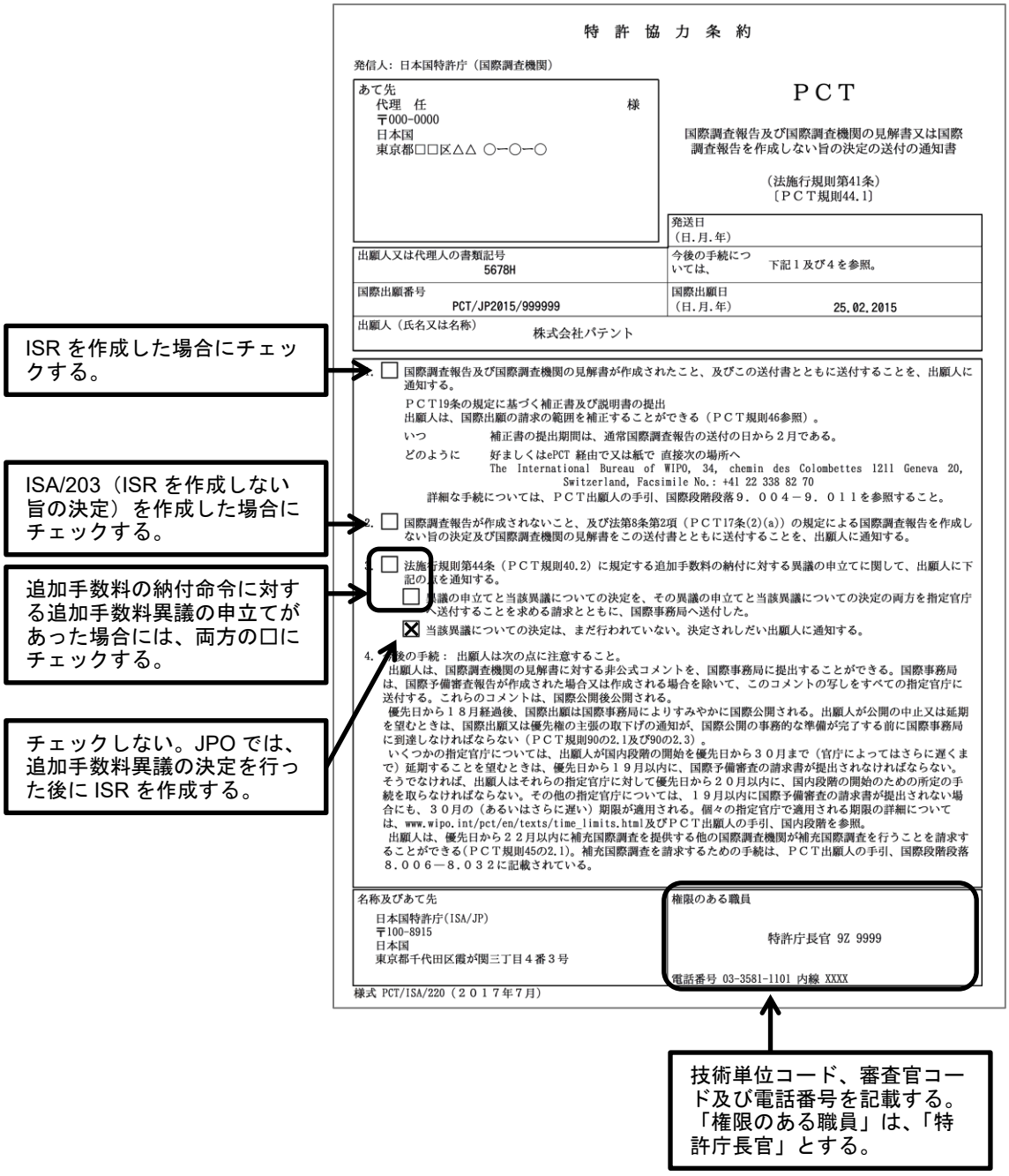

2.11　ISR 及び ISA 見解書の作成完了後の業務

審査官は、ISR 及び ISA 見解書の作成完了後であっても、以下のような業務が生じ得る点に留意する。

(1) 要約の修正

出願人は、ISR が発送された日から 1 月以内に、要約に対する修正案[1]、意見又はその両方を、ISA に提出することができる [R38.3]。

修正案や意見が提出された場合には、審査官は、その修正案や意見に基づいて要約を修正するかどうかを決定し、その結果を出願人及び IB に通知する [R38.3, S515]。

修正案や意見が提出された場合の対応の詳細は、第 5 章を参照。　→ § 5.8

(2) 明らかな誤りの訂正

明らかな誤りの訂正請求は、優先日から 26 月以内であれば、「権限のある機関」に提出できる [R91.2]。

したがって、出願人は、ISR 及び ISA 見解書を受領した後であっても、国際出願の明細書、請求の範囲又は図面にある明らかな誤りの訂正を、ISA に対して自発的に請求することができる。

明らかな誤りの訂正が請求された場合には、審査官は、速やかに訂正の可否を判断し、その判断結果を出願人及び IB に通知する。出願人から明らかな誤りの訂正が請求された場合の対応の詳細は、第 5 章を参照。　→ § 5.4.2

(3) ISR 及び ISA 見解書の訂正

ISR 及び ISA 見解書の作成完了後にそれらの訂正が必要となった場合には、審査官は、ISR 及び ISA 見解書を訂正する。例えば、以下のような場合には、ISR 及び ISA 見解書の記載事項に訂正が必要となる。

- 補充又は引用補充の結果、国際出願日に変更があった場合　→ § 5.13
- 優先権の主張の補充、追加又は取下げの結果、優先日に変更があった場合　→ § 5.14.1

---

[1] ISR において審査官が要約を承認した場合であっても、出願人は要約に対する修正案を提出することが可能である [R38.3]。

第３章

国際予備審査業務

第３章　国際予備審査業務

目次

3.1　序論……1
　3.1.1　国際予備審査の目的……1
　3.1.2　国際予備審査段階の手続の全体像……1
　3.1.3　秘密保持……5
3.2　国際予備審査段階における審査官の具体的な業務手順……6
3.3　国際予備審査開始に当たっての検討……7
　3.3.1　スケジュールの確認……7
　3.3.2　書誌的事項の確認……7
　3.3.3　国際調査の結果の考慮……7
　3.3.4　国際予備審査の基礎についての検討（補正及び訂正に関する検討）……8
　3.3.5　国際予備審査における除外対象の検討……12
　3.3.6　国際予備審査段階において作成すべき書類の確認……13
3.4　中間指令に関する検討……14
　3.4.1　請求の範囲の減縮又は追加手数料の納付命令（発明の単一性）……14
　3.4.2　明らかな誤りの訂正請求命令……15
　3.4.3　配列表の提出命令……15
3.5　国際予備審査における審査対象の決定……16
3.6　トップアップ調査……19
3.7　IPEA 見解書を作成するか否かの検討……20
3.8　IPEA 見解書又は IPER の作成に当たっての検討……22
3.9　IPEA 見解書の作成要領……28
3.10　IPER の作成要領……45
3.11　IPER の附属書類の添付……62
3.12　特許性に関する国際予備報告（特許協力条約第二章）（IPRP(II)）の送付の通知書（IPEA/416）の作成要領……66

3.13　IPEA 見解書又は IPER の作成完了後の業務 ……67
3.13.1　IPEA 見解書の作成完了後の業務 ……67
3.13.2　IPER の作成完了後の業務 ……67

3.1　序論

3.1.1　国際予備審査の目的

国際予備審査は国際出願における任意の手続であり、出願人から請求があった場合にのみ実施される [GL3.02]。

国際予備審査の目的は、請求の範囲に記載されている発明が新規性を有するもの、進歩性を有するもの、及び産業上の利用可能性を有するものと認められるかどうかの問題についての予備的なかつ拘束力のない見解を示すことである [A33(1)]。

国際予備審査に当たっては、ISR に列記された全ての文献を考慮に入れるものとし、さらに、本願に関連すると認められるその他の文献も考慮に入れることができる [A33(6)]。

3.1.2　国際予備審査段階の手続の全体像

国際予備審査段階における一般的な手続の全体像を、図 3-1 に示す。国際予備審査段階における手続は、大きく以下の 4 つの段階に分けられる。以下では、各段階の概略を説明する。

- 国際予備審査の開始　→（1）
- 中間指令　→（2）
- IPEA 見解書に関する手続　→（3）
- IPER の作成　→（4）

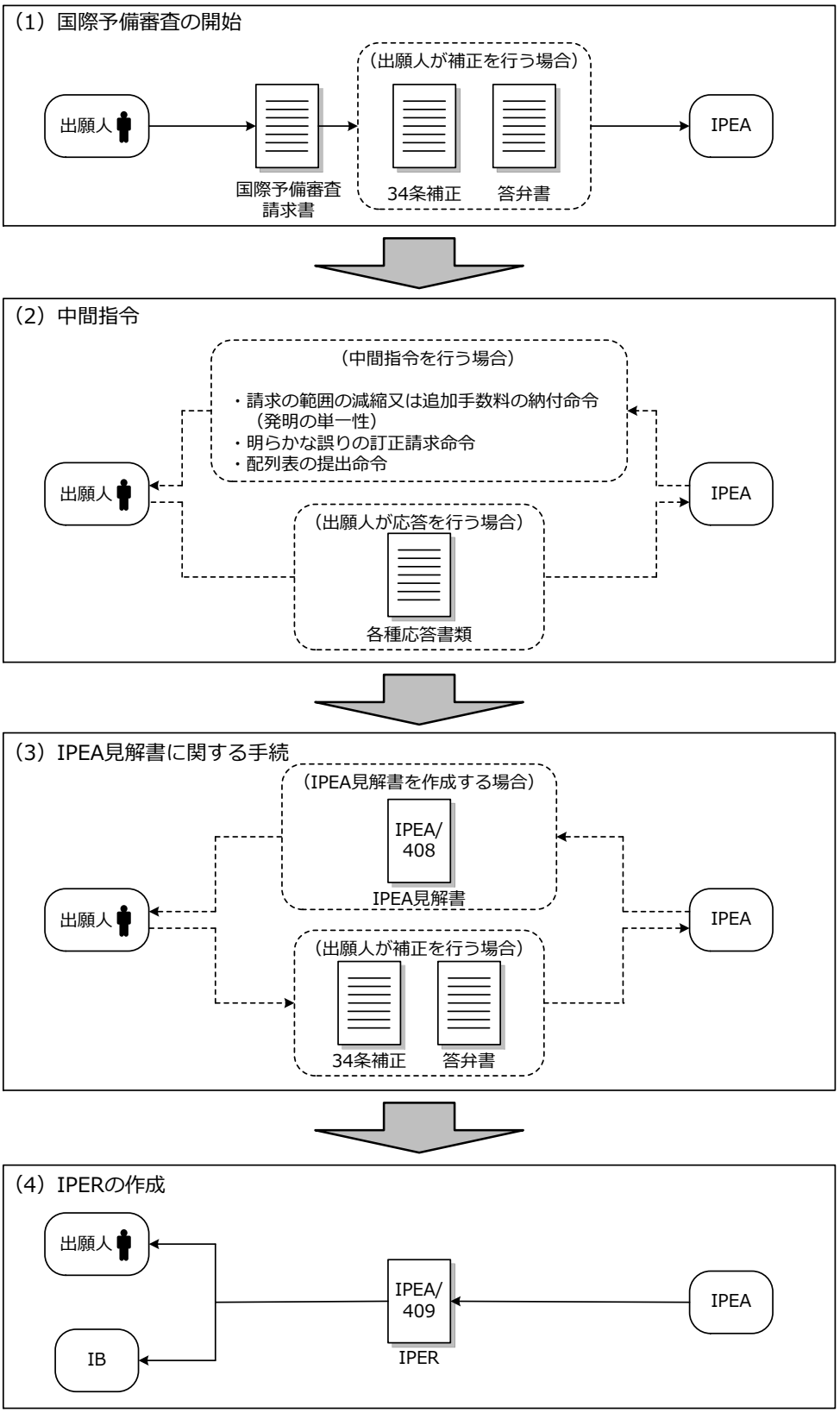

図 3-1　国際予備審査段階の手続の全体像

（1）国際予備審査の開始

出願人は、次の期間のうちいずれか遅く満了する期間までに国際予備審査の請求をすることができる[1] [R54の2.1(a)]。

（i）　出願人への ISR 及び ISA 見解書の送付から 3 月
（ii）　優先日から 22 月

IPEA は、以下の全てを受領した時に国際予備審査を開始する [R69.1(a)]。

- 国際予備審査請求書
- 取扱手数料及び予備審査手数料の支払うべき額の全額
- ISR 及び ISA 見解書

ただし、出願人からの希望に応じて、国際予備審査の開始時期に関する以下の a. から c. までの全ての規定に従う必要がある。

a. 出願人が明示的に国際予備審査の延期の開始を請求している場合 [R69.1(a)]	以下のいずれか遅く満了する期間が満了するまで国際予備審査を開始しない。 ・ ISR 及び ISA 見解書が送付された日から 3 月 ・ 優先日から 22 月
b. 出願人が 19 条補正の考慮を希望している場合 [R69.1(c)]	IPEA が 19 条補正書の写しを受領するまで国際予備審査を開始しない。
c. 34 条補正書を国際予備審査請求書とともに提出する旨の表示がされているが、実際には提出されていない場合 [R69.1(e)]	以下のいずれかが生じるまで国際予備審査を開始しない。 ・ IPEA による 34 条補正書の受領 ・ IPEA が出願人に 34 条補正書の提出を求めた際に指定した期間の満了 [R60.1(g)]

なお、ISA として行動する国内官庁が IPEA としても行動する場合には、その国内官庁が希望するときは、一定の条件の下、国際調査と国際予備審査を同時に開始することができる[2] [R69.1(b)]。

---

[1] ここでいう「ISR」は、国際調査段階で請求の範囲全体を国際調査における除外対象（→ § 2.3.5）としたために ISR を作成しなかった場合には、「ISA/203（ISR を作成しない旨の決定）」と読み替える。

[2] ただし、出願人が国際予備審査の開始の延期を希望している場合 [R69.1(d)]、又は 34 条補正書を国際予備審査請求書とともに提出する旨の表示がされている場合 [R69.1(e)] には、この限りではない。

しかしながら、JPO は、国際調査と国際予備審査の同時開始を希望するという選択肢を採用しない。

(2) 中間指令

IPEA は、以下の（i）から（iii）までのいずれかに該当する場合には、必要に応じて出願人に対して中間指令を行う。　→ § 3.4

（i）　発明の単一性の要件を満たさない場合
　→　請求の範囲の減縮又は追加手数料の納付命令［A34(3)(a), R13, R68］

（ii）　明らかな誤りが含まれる場合
　→　明らかな誤りの訂正請求命令［R91.1(h)］

（iii）　所定の基準を満たす配列表が提出されていない場合
　→　配列表の提出命令［R13の3.1, R13の3.2, S208, PCT 実施細則附属書 C］

(3) IPEA 見解書に関する手続

IPEA は、必要に応じて（→ § 3.7）IPEA 見解書を作成し、出願人に通知する［R66.2(a)］。

通知の際には、相当の期間を指定して、答弁書及び適当な場合には補正書の提出を出願人に求める［R66.2(c), (d)］。

出願人は、その求めに対して、補正書又は答弁書を提出することができる［R66.3(a)］。

(4) IPER の作成

IPEA は、所定の期間内に IPER を作成し、出願人及び IB に送付する［A35(1), R71.1］。

a.　IPER の概要

IPER には、請求の範囲に記載されている発明が、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性を有するものと認められるか否かについての見解を記載する［A35(2), R70］。IPER は、それに先立つ ISA 見解書又は IPEA 見解書に対して提出された補正書及び答弁書の内容を考慮して作成される［GL17.03］。

b.　IPER の作成期間満了日

IPER を作成するための期間の満了日は、次のうち最も遅く満了する日である [R69.2]。

（i）　優先日から 28 月
（ii）　国際予備審査の開始の時（→（1））から 6 月
（iii）　国際予備審査段階において提出された国際出願の翻訳文（→ § 1.5.5）を IPEA が受理した日から 6 月

3.1.3　秘密保持

IPEA は、いかなる時においても、いかなる者又は当局（IPER の作成の後は、EO を除く。）に対しても国際予備審査の一件書類につき知得されるようにしてはならない [A38(1)]。

ここで、「知得されるようにする」とは、手段のいかんを問わず第三者が知ることができるようにすることをいい、個別に通報すること及び一般に公表することを含む [A30(4), A38(1)]。

ただし、出願人の請求による場合、又はその承諾を得た場合には、この限りではない [A38(1)]。

3.2　国際予備審査段階における審査官の具体的な業務手順

国際予備審査段階において審査官が行う一般的な業務手順を図 3-2 に示す。以下では、各手順における具体的な業務内容について解説する。

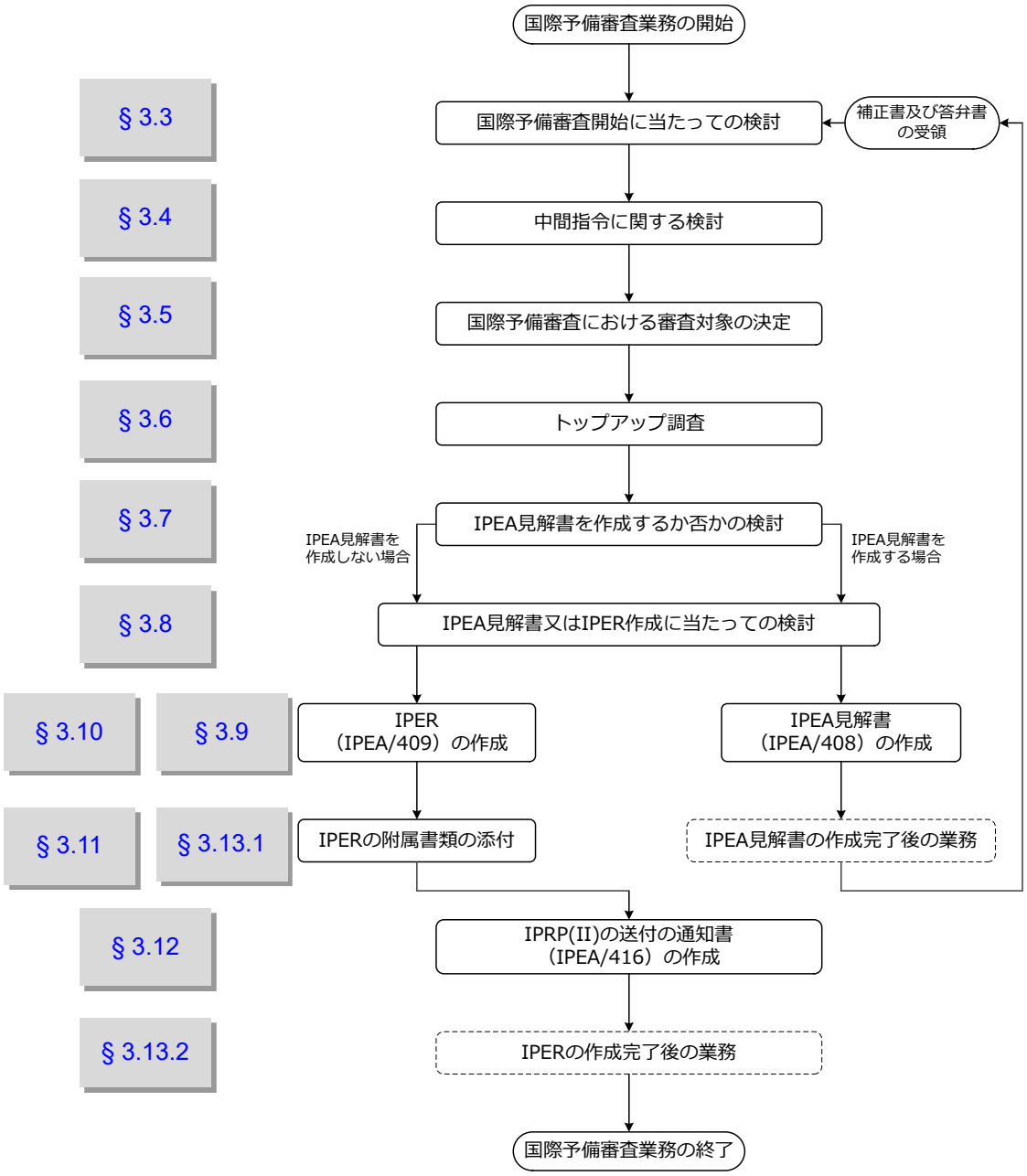

図 3-2　国際予備審査業務の一般的な業務手順

3.3　国際予備審査開始に当たっての検討

3.3.1　スケジュールの確認

審査官は、国際予備審査請求がなされた国際出願の受領後、速やかに国際予備審査段階のスケジュール票に示されている期限を確認し、期限を徒過しないよう適切に期間管理を行う。

また、国際予備審査段階における 2 回目以降の着手時にも、必ず国際予備審査段階のスケジュール票を確認する。

なお、ISR の発送前又は発送から 2 月以内に国際予備審査が請求された場合の取扱いについては、第 5 章を参照。　→ § 5.12

3.3.2　書誌的事項の確認

国際予備審査を開始（→ § 3.1.2（1)）した後であっても、以下のいずれかの書類が RO 又は IB から送付された場合には、優先権の主張に変更が伴うため、優先日が変更されることがある。詳細については、第 5 章を参照。
→ § 5.14.1

- 様式 PCT/RO/111　「優先権の主張に関する通知書」
- 様式 PCT/RO/136　「取り下げの通知書」
- 様式 PCT/IB/318　「Notification Relating to Priority Claim」
- 様式 PCT/IB/317　“Notification of Withdrawal of Priority Claim”

3.3.3　国際調査の結果の考慮

審査官は、国際予備審査を行うに当たって、国際調査の結果（ISR 及び ISA 見解書の内容）を考慮に入れる [A33(6)]。

なお、補充国際調査[1]が行われ、IB から補充国際調査報告（SISR）が送付されている場合には、その内容も考慮に入れる[2] [R45 の 2.8(b), S420(b)]。

---

[1] 補充国際調査とは、PCT 規則 45 の 2 に規定されている制度であり、出願人が IB に対して請求することにより、補充国際調査機関（SISA）から補充的な国際調査を受けることを可能とするものである。

[2] ただし、IPEA 見解書や IPER の作成を開始した後に SISR を受領した場合には、審査官は、その内容を考慮に入れる必要はない [R45 の 2.8(c)]。

3.3.4　国際予備審査の基礎についての検討（補正及び訂正に関する検討）

審査官は、出願人から 19 条補正書、34 条補正書又は明らかな誤りの訂正請求書が提出されているか否かを確認した上で、国際予備審査の基礎を決定する[1] [R66.1(c), (d), (d の 2)]。いずれの書類も提出されていない場合には、出願時の明細書、請求の範囲及び図面を基礎として、国際予備審査を行う。

他方、いずれかの書類が提出された場合には、以下のとおり検討を行い、国際予備審査の基礎を決定する。

（1）書類が提出された場合の対応

a.　19 条補正書が提出された場合

補正の実体的要件について検討する[2]。　→（2）

（参考）

19 条補正書は IB に提出される書類であるため（→ § 1.10.1（2））、審査官は、19 条補正書の写しを用いて国際予備審査の基礎を決定する。

19 条補正書の写しは、通常、IB から IPEA に送付されるが（様式 PCT/IB/337 が用いられる。）[R62.1(ii)]、それに先だって、出願人から IPEA に直接提出される場合もある（通常、国際予備審査請求書に添付されるが、条約第 19 条に規定される補正書の写しの提出書に添付される場合もある。）[R53.9(a)(i), R62.2]。審査官は、いずれの 19 条補正書の写しを用いて国際予備審査の基礎を決定してもよい。

b.　34 条補正書が提出された場合

出願人は、IPER が作成されるまでの間、34 条補正書を提出することができる [A34(2)(b)]。ただし、以下のいずれかの期間内に提出された場合とそれ以外の場合とで、その取扱いは異なる。

---

[1] 以下の用紙は、「出願時の国際出願書類」の一部であるとみなされる [GL17.16]。
- RO による補正命令に対する補正書として提出された差替え用紙（下部余白の中央に「SUBSTITUTE SHEET (RULE 26)」又は「差替え用紙（規則 26）」と記入された用紙
- 補充又は引用補充（→ § 5.13）によって後から RO に提出された書類

[2] 19 条補正書は IB に提出される書類であるため（→ § 1.10.1（2））、IPEA においては、補正書の提出時期についての検討は行わない。

- 国際予備審査請求書の提出時以後、IPEA 見解書又は IPER の作成を開始するまでの期間［R66.4 の 2］
- IPEA 見解書に対する応答期間［R66.2(c), (d)］
- 出願人の請求により審査官が認めた期間［R66.4(b)］

上記のいずれかの期間内に 34 条補正書が提出された場合には、審査官は、当該補正書による補正を考慮する必要がある［R66.1(d)］。

他方、それ以外の場合には、審査官は、補正を考慮することなく IPEA 見解書又は IPER を作成してもよい。ただし、審査官にとって過度の負担が生じないのであれば、できる限り補正を考慮するべきである。

（a）補正を考慮する場合

補正の実体的要件について検討する。　→（2）

（b）補正を考慮しない場合

補正前の明細書、請求の範囲及び図面を国際予備審査の基礎とする。

なお、この場合には、審査官は、様式 PCT/IPEA/432 を用いて、「補正を考慮しないことの通知書」（IPEA/432）を作成し、出願人に対して補正を考慮しなかった旨を通知する。　→ § 5.11

c.　明らかな誤りの訂正請求書が提出された場合

国際調査段階において審査官が明らかな誤りの訂正を許可した場合には、当該訂正を考慮して国際予備審査を行う［R66.1(d の 2)］。

国際予備審査の開始後に明らかな誤りの訂正請求書が提出された場合には、審査官は、速やかに訂正の可否を判断し、IPEA/412（明らかな誤りの訂正請求についての決定の通知書）を作成する。　→ § 5.4.2

国際予備審査段階において明らかな誤りの訂正を許可した場合には、当該訂正を考慮して国際予備審査を行う[1]［R66.1(d の 2)］。

[1] 出願時の明細書、請求の範囲又は図面に対する明らかな誤りの訂正を許可した場合には、当該訂正のための差替え用紙は、「出願時の国際出願書類」の一部であるとみなされる［GL17.16］。

(2) 補正の実体的要件についての検討

a.　実体的要件の判断

補正の実体的要件についての判断は、補正により、出願時における国際出願の開示の範囲を超える内容（以下「新規事項」という。）が追加されたか否かに基づいて行う。　→ § 4.8

補正が実体的要件を満たすか否かの判断は、以下の単位で行う。

- 明細書：　原則としてページごと [1]
- 請求の範囲：　請求項ごと
- 図面：　図ごと

補正後の明細書のページ、請求項又は図に新規事項が追加されていない場合には、当該明細書のページ、請求項又は図についての補正は実体的要件を満たすと判断する。他方、新規事項が追加されている場合には実体的要件を満たさないと判断する。

b.　判断後の対応

審査官は、補正が実体的要件を満たすと判断した場合には、当該補正後の明細書のページ、請求項又は図を国際予備審査の基礎に加える。他方、補正が実体的要件を満たさないと判断した場合には、当該補正がされなかったものとして国際予備審査の基礎を決定する [R70.2(c)]。

具体的には、以下の（i）から（iii）までの記載に基づいて対応する [2]。

(i)　補正後の明細書のページ、請求項又は図に新規事項が追加されていない場合には、当該明細書のページ、請求項又は図についての補正は実体的要件を満たすので、補正後のものを国際予備審査の基礎に加える。

(ii)　補正後の明細書のページ、請求項又は図に新規事項が追加されている場合には、当該明細書のページ、請求項又は図についての補正は

---

[1] ただし、同一ページ中で複数箇所の補正がされている場合であって、書簡における出願人による説明を考慮すると、それらを異なる補正として区別可能なときには、それらの実体的要件を別々に判断する。

[2] 以下の説明において「補正前」の明細書のページ、請求項又は図とは、新規事項が追加されていないものを意味する。補正書が複数回提出されており、直前の補正前の明細書のページ、請求項又は図に新規事項が追加されている場合には、それらを国際予備審査の基礎とはしない。

実体的要件を満たさないので、補正前のものを国際予備審査の基礎に加える[1]。

(iii) 差替え用紙が提出されておらず、削除もされていない明細書のページ又は図については、補正されていないので、補正前のものを国際予備審査の基礎に加える[2]。

なお、補正が行われた場合の国際予備審査の基礎の決定に関する、より詳細な説明及び具体例については別紙 C を参照。　→ 別紙 C

c.　補正の根拠が表示されていない場合の対応

補正のために提出された差替え用紙に添付された書簡（→ 参考）に補正の根拠[3]が表示されておらず、そのために、補正が実体的要件を満たすか否かを判断できない場合には、審査官は、出願人に対して非公式な連絡（→ § 5.3.2）を行い、補正の根拠について説明を求める。

非公式な連絡を行ったにもかかわらず、補正が実体的要件を満たすか否かを判断できる程度の説明がされなかった場合には、当該補正が行われなかったものとして取り扱う [R70.2(c の 2)]。具体的には、当該補正が実体的要件を満たさないと判断した場合（新規事項を追加する補正であると判断した場合）と同様に対応する。　→ b.

---

[1] ただし、明細書の同一ページ中の複数箇所の補正について、実体的要件を別々に判断した場合であって、当該ページ中に実体的要件を満たす補正と満たさない補正の両方が含まれるときには、実体的要件を満たさない補正がされなかったものとみなしつつ、補正後の明細書のページを国際予備審査の基礎に加える。　→ § C.2.2 例12

[2] 請求の範囲が補正される場合には、出願人から、完全な一式の請求の範囲を含む差替え用紙が提出される [R46.5(a), R66.8(c)]。したがって、差替え用紙が提出されていない請求項は生じない。

[3] 補正の根拠としては、具体的な記載箇所を特定できる程度の説明が求められる。例えば、「明細書参照」、「実施例参照」等の漠然とした説明では、補正の根拠が表示されているとは認められない。

（参考）

■　「書簡」とは

ここでいう「書簡」とは、19 条補正、34 条補正又は明らかな誤りの訂正のために、出願人から提出された差替え用紙を含む一式の書類のうち、差替え用紙及び「条約第 19 条（1）に基づく説明書」（→ § 1.10.1（4））を除いた書類を意味する。書誌的事項を記載した用紙（表紙）等も、当該「書簡」の一部を構成する。

「書簡」には、以下の内容が記載される［R66.8(a), (c), R46.5(b), R91.2, R26.4］。

（a）19 条補正又は 34 条補正における書簡

・ 補正前と補正後との相違についての注意喚起
・ 当該補正の根拠となる出願当初の国際出願（明細書、請求の範囲又は図面）の記載箇所の表示

（b）明らかな誤りの訂正のための書簡

・ 差し替えられる用紙と差替え用紙との相違についての注意喚起

3.3.5　国際予備審査における除外対象の検討

審査官は、国際予備審査における除外対象について検討する。

国際予備審査の基礎とした請求の範囲（→ § 3.3.4）に、以下のいずれかに該当するものが含まれる場合には、それらは国際予備審査における除外対象となり得る。審査官は、各参照先の記載に基づき、国際予備審査における除外対象を判断する。

・ 審査をすることを要しない対象　→ § 4.1.1
・ 明細書、請求の範囲又は図面が記載要件を満たさない結果、有意義な審査を行うことができない発明　→ § 4.1.2
・ 入手可能な配列表が存在しないため、有意義な審査を行うことができない発明　→ § 4.1.3
・ ISR が作成されていない発明　→ § 4.1.4

なお、国際調査段階（→ § 2.3.5）とは異なり、国際予備審査段階では、「ISR が作成されていない発明」（→ § 4.1.4）を除外対象とし得る。

上記判断の結果、特定の請求項を除外対象とした場合や、特定の請求項について審査対象を限定した場合には、以下の業務において考慮する。

- 中間指令に関する検討における発明の単一性についての判断[1]　→ § 3.4.1
- 国際予備審査における審査対象の決定[2]　→ § 3.5
- IPEA 見解書又は IPER における国際予備審査における除外対象等の指摘[3]　→ § 3.8（1）

3.3.6　国際予備審査段階において作成すべき書類の確認

審査官は、表 3-1 に照らして、国際予備審査段階において作成すべき書類を確認する。また、必要に応じて、これら以外の書類も作成する。

なお、IPEA としての JPO においては、国際調査段階と同様、国際出願の言語が日本語であれば日本語で書類を作成し、国際出願の言語が英語であれば英語で書類を作成する[4] [R70.17]（→ § 1.12.4（3））。

表 3-1　国際予備審査段階で作成する書類

書類名 【使用する様式：作成要領】	IPEA 見解書作成時 ※　必要な場合（→ § 3.7）に作成する	IPER 作成時
国際予備審査機関の見解書（IPEA 見解書） 【様式 PCT/IPEA/408：→ § 3.9】	○	－
国際予備審査報告（IPER） 【様式 PCT/IPEA/409：→ § 3.10】	－	○
特許性に関する国際予備報告（特許協力条約第二章）の送付の通知書（IPEA/416） 【様式 PCT/IPEA/416：→ § 3.12】	－	○

1 発明の単一性は、除外対象とした請求項を除いた後の請求の範囲に基づいて判断する（→ § 3.4.1）。
2 国際予備審査における審査対象は、除外対象とした請求項を除いた後の請求の範囲に基づいて決定する（→ § 3.5）。
3 特定の請求項を除外対象とした場合や、特定の請求項について審査対象を限定した場合には、IPEA 見解書又は IPER において指摘する（→ § 3.8（1））。
4 国際出願の言語が日本語でも英語でもない場合には、国際出願の翻訳文（→ § 1.5.5）の言語に基づいて作成する書類の言語を決定する。

3.4　中間指令に関する検討

国際予備審査段階における 1 回目の着手時において、審査官は、以下の（i）から（iii）までの中間指令について、その必要性を検討する。

（i）　請求の範囲の減縮又は追加手数料の納付命令　→ § 3.4.1
（ii）　明らかな誤りの訂正請求命令　→ § 3.4.2
（iii）　配列表の提出命令　→ § 3.4.3

審査官は、中間指令が必要と判断した場合には、国際予備審査段階のスケジュール票（→ § 3.3.1）に示されている期限までに必要な書類を作成する。

3.4.1　請求の範囲の減縮又は追加手数料の納付命令（発明の単一性）

審査官は、中間指令に関する検討として、国際予備審査の基礎とした請求の範囲（→ § 3.3.4）に基づき、国際出願の発明の単一性について判断する [1]。

検討の結果、国際出願が発明の単一性の要件を満たさないと判断した場合には、出願人に対し、請求の範囲の減縮、又は「追加発明」の数（「主発明」以外の発明の数）に対応する追加手数料の納付を求めることができる [2] [A34(3)(a)]。この際、様式 PCT/IPEA/405 を用いて、「請求の範囲の減縮又は追加して納付すべき手数料及び異議申立手数料（該当する場合）の納付命令書」（IPEA/405）を作成する [R68.2, GL10.74]。

ただし、全ての「追加発明」について、全く又はほとんど負担なく国際予備審査を行うことが可能であると審査官が判断した場合には、IPEA/405 を作成しない [3] [GL10.76]。

発明の単一性の要件の判断基準、及び発明の数の算定方法については、第 4 章を参照。　→ § 4.2

---

[1] 「国際予備審査における除外対象の検討」（→ § 3.3.5）において特定の請求項を除外対象とした場合には、当該請求項を除いた後の請求の範囲に基づいて発明の単一性を判断する。　→ § 4.2

[2] 出願人に対して請求の範囲の減縮又は追加手数料の納付を求めた結果、必要な追加手数料の全部が納付されるとともに、追加手数料異議の申立てがされる場合がある [R68.3(c)]。追加手数料異議の申立てがあった場合の対応については、第 5 章を参照。→ § 5.2.4

[3] なお、この場合であっても、IPEA 見解書又は IPER において、発明の単一性の要件を満たさないと判断した旨を指摘する [R68.1, GL10.76]。

IPEA/405 の作成要領等、追加手数料の納付命令に関する詳細については、第 5 章を参照。　→ § 5.2.2

3.4.2　明らかな誤りの訂正請求命令

審査官は、国際予備審査の基礎（→ § 3.3.4）とした明細書、請求の範囲又は図面に明らかな誤りがあることに気付いた場合には、出願人に対してその誤りの訂正のための請求をするよう求めることができる [R91.1(h)]。

「明らかな誤り」に該当するか否かの判断基準は、国際調査段階と同じである。　→ § 2.4.2

国際予備審査段階において、明らかな誤りに関する中間指令を行う際には、審査官は、様式 PCT/IPEA/411 を用いて、「明らかな誤りの訂正請求命令書」（IPEA/411）を作成する。

IPEA/411 の作成要領等、明らかな誤りの訂正請求命令に関する詳細については、第 5 章を参照 [1]。　→ § 5.4.1

3.4.3　配列表の提出命令

国際出願がヌクレオチド又はアミノ酸配列の開示を含む場合であって、所定の基準を満たす配列表が提出されていないとき[2]には、審査官は、その提出を出願人に求めるか否かについて検討する。提出を求める場合には、様式 PCT/IPEA/441を用いて、「ヌクレオチド及び／又はアミノ酸配列表提出命令書並びに遅延提出手数料の支払命令書」（IPEA/441）を作成する。

IPEA/441 の作成要領等、配列表の提出命令に関する詳細については、第 5 章を参照。　→ § 5.5.2

---

[1] IPEA/411 に対する応答として、出願人から「明らかな誤りの訂正請求書」が提出された場合には、審査官は、様式 PCT/IPEA/412 を用いて、「明らかな誤りの訂正請求についての決定の通知書」（IPEA/412）を作成する。また、「明らかな誤りの訂正請求書」は、出願人から自発的に提出されることもあり、その場合も、審査官は IPEA/412 を作成する。IPEA/412 の作成に関する詳細については、第 5 章を参照。　→ § 5.4.2

[2] 国際調査段階において所定の基準を満たす配列表が提出されている場合には、国際予備審査段階において当該配列表の提出を求めない [S610(f)]。

3.5　国際予備審査における審査対象の決定

審査官は、中間指令に関する検討として、発明の単一性についての判断（→ § 3.4.1）を行った時以後に請求の範囲が補正されたか否かに応じて、以下のとおり、国際予備審査における審査対象を決定する。

なお、審査対象は、原則として、国際予備審査の基礎とした請求の範囲（→ § 3.3.4）に基づいて決定するが、「国際予備審査における除外対象の検討」（→ § 3.3.5）において、特定の請求項を除外対象とした場合には、当該請求項を除いた後の請求の範囲に基づいて審査対象を決定する。

（1）中間指令に関する検討時以後に請求の範囲が補正されていない場合

審査官は、中間指令として、IPEA/405（請求の範囲の減縮又は追加手数料の納付命令書）を通知したか否かに応じて、以下のとおり、国際予備審査における審査対象を決定する。

a.　中間指令として IPEA/405 を通知しなかった場合

審査官は、全ての請求項を審査対象とする [1]。

b.　中間指令として IPEA/405 を通知した場合

審査官は、IPEA/405 の通知に対する出願人の応答の内容に応じて、以下のとおり審査対象を決定する。

（a）必要な追加手数料の全部が納付された場合

審査官は、全ての請求項を審査対象とする [2]。

（b）必要な追加手数料の一部又は全部が納付されなかった場合

審査官は、以下の請求項を審査対象とする。

(i)　IPEA/405 において「主発明」に区分した請求項

---

[1] 中間指令として IPEA/405 を通知しなかった場合には、発明の単一性の要件を満たさないと判断した場合であっても、全ての請求項を審査対象とする。

[2] 必要な追加手数料の全部が納付された場合には、出願人から追加手数料異議の申立てがされたとしても、全ての請求項を審査対象とする。

（ii）　IPEA/405 において「追加発明」に区分した請求項のうち、出願人から追加手数料が納付された「追加発明」[1]に区分した請求項

ただし、追加手数料が納付されなかった「追加発明」に区分した請求項であっても、追加の作業が全く又はほとんど必要でない場合には、それらの請求項を審査対象に加える。

（c）請求の範囲が減縮された場合

請求の範囲が減縮されることにより、出願人が希望する審査対象が示される（→ 参考）。請求の範囲が減縮された場合には、通常、審査官は、減縮後の請求の範囲に含まれる全ての請求項を審査対象とする。

ただし、減縮後の請求の範囲が発明の単一性の要件を満たさない場合には、減縮後の請求の範囲において「主発明」[2]に区分される請求項を審査対象とする[3] [A34(3)(c), R68.4]。

（参考）

■ **請求の範囲の減縮**

IPEA/405 の通知に対して出願人が請求の範囲を減縮する場合には、通常、「請求の範囲の減縮書」が提出される [省第 59 条]。

減縮（restriction）と補正（amendment）は異なる手続であって、請求の範囲が減縮されたとしても、出願人が正規の手続によって請求の範囲を補正しない限り、請求の範囲は変化しない。したがって、そのような場合には、国際予備審査の基礎となる請求の範囲（→ § 3.3.4）も変化しない。

（2）中間指令に関する検討時以後に請求の範囲が補正された場合

中間指令に関する検討時以後に請求の範囲が補正された場合であっても、それによって発明の単一性についての判断結果が大きく変化することはまれであ

---

1 必要な追加手数料の一部のみが納付された場合には、納付された手数料で充当し得る数の「追加発明」について、審査官が主要と認める順序（判断が困難な場合には、請求の範囲に記載されている順序）に従って手数料が納付されたものとみなす [省第 60 条]。

2 原則として、IPEA/405 における「主発明」に対応する「単一の一般的発明概念を形成するように連関している一群の発明」を、減縮後の請求の範囲における「主発明」とする。

3 なお、請求の範囲の減縮とともに追加手数料が納付された場合には、納付された手数料で充当し得る数の「追加発明」に区分される請求項についても審査対象とする。

る。したがって、このような場合においても、原則として、「請求の範囲が補正されていない場合」（→（1））に準じて審査対象を決定する[1]。

[1] ただし、中間指令に関する検討時以後に請求の範囲が補正された結果、請求の範囲に含まれる「追加発明」の数が増加した場合などであって、（1）に準じて審査対象を決定すると、審査官に過度な負担が生じるときには、中間指令の期限経過後であっても、IPEA/405 を作成してもよい。IPEA/405 を作成した場合には、それに対する出願人の応答を待って、審査対象を決定する。

3.6　トップアップ調査

トップアップ調査とは、ISR の作成後に発行された又は利用可能となった関連すると認められる文献を発見することを主な目的とする、国際予備審査段階において行う調査である［R66.1 の 3, GL19.19］。

審査官は、少なくとも国際予備審査段階における 1 回目の着手時に、トップアップ調査を行う必要がある。

なお、トップアップ調査を行うに当たっては、以下の点に留意する。

- 国際予備審査において審査対象とした請求項[1]（→ § 3.5）について、トップアップ調査を行う［GL19.17］。
- ISR を作成した日（又は前回トップアップ調査を行った日）の後に発行された又は利用可能となった文献のうち、「先行技術調査において発見すべき文献」（→ § 2.6.2（3））に該当する文献を発見するための調査を行う［R66.1 の 3, GL19.19］。
- 補正書又は答弁書が提出されたために必要となった追加の調査も、トップアップ調査に含まれる。

また、トップアップ調査の結果は、IPER の第 I 欄 6. に記載する。
→ § 3.10（2）b.

[1] 請求の範囲の全体を国際予備審査における除外対象（→ § 3.3.5）とした場合には、審査対象となる請求項が存在しないため、トップアップ調査を行う必要はない［GL19.15］。

3.7　IPEA 見解書を作成するか否かの検討

国際予備審査が請求された場合には、JPO においては、ISA 見解書は、1 回目の IPEA 見解書とみなされる[1]（→ § 1.12.3）。

審査官は、提出された補正書及び答弁書の内容、並びにトップアップ調査の結果を考慮しつつ、以下の記載に基づいて、2 回目以降の IPEA 見解書を作成するか否かを判断する。

（1）国際予備審査段階の 1 回目の着手時

否定的な見解が存在しており、以下のいずれかに該当する場合には、2 回目の IPEA 見解書（国際予備審査段階における 1 回目の見解書）を作成する。
→ 解説

（i）　ISA 見解書作成後に、請求の範囲に実質的に意味のある[2]補正がされている場合
（ii）　答弁書において、実質的に意味のある[2]反論がされている場合
（iii）　IPEA 見解書において、ISA 見解書で指摘していなかった新たな否定的な見解を指摘する場合

なお、本節における「否定的な見解」とは、以下のいずれかに該当する場合の見解を意味する。

- いずれかの補正について、補正の実体的要件を満たさない旨を指摘する場合（第 I 欄）
- いずれかの請求項を国際予備審査における除外対象とする場合（第 III 欄）
- いずれかの請求項について、新規性、進歩性又は産業上の利用可能性を否定する場合（第 V 欄）

---

[1] JPO と IB との取決め（→ § 1.6.1（4））の第 3 条及び附属書 A に基づき、JPO は、国際調査を JPO が行った場合に限り、IPEA として行動することができる。また、ISA として行動する官庁が、IPEA として行動する場合には、ISA 見解書は、IPEA 見解書とみなされる［R66.1 の 2(a), (b)］。したがって、JPO においては、ISA 見解書は 1 回目の IPEA 見解書とみなされる。

[2] 実質的に意味があるか否かは、出願人が否定的な見解を解消しようと努めていることが理解できるか否かを考慮して判断する。

- E, X 文献、E, Y 文献、O, X 文献、又は O, Y 文献を引用する場合（第 VI 欄）
- 「形式又は内容の不備」を指摘する場合（第 VII 欄）
- 「重要かつ関連する問題」を伴う記載要件違反を指摘する場合（第 VIII 欄）

（解説）
ISA 見解書が 1 回目の IPEA 見解書とみなされる場合には、仮に否定的な見解が存在する場合であっても、追加の見解書を作成することは義務ではない [GL19.24]。しかしながら、IPEA としての JPO においては、否定的な見解が存在しており、上記（i）から（iii）までのいずれかに該当するような場合には、否定的な見解を解消する機会を出願人に与えるために、2 回目の IPEA 見解書（国際予備審査段階における 1 回目の見解書）を作成することとする。

（2）国際予備審査段階の 2 回目以降の着手時

以下の（i）又は（ii）のいずれかに該当する場合には、3 回目以降の IPEA 見解書（国際予備審査段階における 2 回目以降の見解書）を作成することが好ましい。ただし、国際予備審査段階のスケジュール票に記載された見解書の起案期限を超えている場合には、IPEA 見解書は作成せず、IPER を作成する。

（i）　前回の着手時より後に行ったトップアップ調査（→ § 3.6）において、以下のいずれかに該当する文献を新たに発見した場合

- X 文献、Y 文献
- E, X 文献、E, Y 文献
- O, X 文献、O, Y 文献

（ii）　否定的な見解が依然として存在するものの、出願人が否定的な見解を解消しようと努めていることが理解でき（例：実質的に意味のある補正がされている場合、実験成績証明書が提出されている場合）、かつ、追加の見解書を通知することにより、否定的な見解が解消し得るとの心証が得られた場合

3.8　IPEA 見解書又は IPER の作成に当たっての検討

審査官は、IPEA 見解書又は IPER を作成するに当たり、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性について判断する。それぞれの判断基準については、第 4 章を参照。

- 新規性　→ § 4.4
- 進歩性　→ § 4.5
- 産業上の利用可能性　→ § 4.6

これらの判断に加えて、以下の点について検討を行う。

- 国際予備審査における除外対象等を指摘する様式・欄　→（1）
- 発明の単一性　→（2）
- 優先権　→（3）
- 国際予備審査の基礎とした配列表　→（4）

（1）国際予備審査における除外対象等を指摘する様式・欄

「国際予備審査における除外対象の検討」（→ § 3.3.5）における判断の結果、特定の請求項を除外対象とした場合[1]や、特定の請求項について審査対象を限定した場合には、審査官は、表 3-2 に示したとおり、その旨を IPER 等において指摘する。

[1] 請求項中の特定の選択肢を除外対象とした場合（→ § 4.1 留意点）を含む。

表 3-2　国際予備審査における除外対象等を指摘する様式・欄

ケース	除外又は限定の理由	様式・欄 指摘すべき事項
a. 特定の請求項を除外対象とした場合	全ての理由（→ § 4.1）	（様式・欄） IPEA 見解書　第 III 欄 IPER　第 III 欄 （指摘すべき事項） ・ 除外対象とした請求項の番号[1] ・ 除外対象とした具体的な理由
b. 特定の請求項について審査対象を限定した場合 例 1： 特定の請求項を除外対象とはしないものの、有意義な審査を行うことができる部分に限定して審査を行った場合 例 2： 特定の請求項を除外対象とはしないものの、補正後の請求項に含まれるであろうと合理的に予測される事項に基づいて審査を行った場合	b.1 ・ 「明細書、請求の範囲又は図面が記載要件を満たさない結果、有意義な審査を行うことができない発明」 （→ § 4.1.2）	（様式・欄） IPEA 見解書　第 VIII 欄[2] IPER　第 VIII 欄[2] （指摘すべき事項） ・ 審査対象の具体的な範囲 ・ 審査対象を限定した具体的な理由 （限定の原因となった記載要件違反の具体的な内容）
	b.2 ・ 「審査をすることを要しない対象」 （→ § 4.1.1）	（様式・欄） IPEA 見解書　第 V 欄 IPER　第 V 欄 （指摘すべき事項） ・ 審査対象の具体的な範囲 ・ 審査対象を限定した具体的な理由

（2）発明の単一性

審査官は、通常、中間指令に関する検討時の発明の単一性についての判断（→ § 3.4.1）に基づいて、IPEA 見解書又は IPER を作成する。ただし、上記検討時以後に請求の範囲が補正又は減縮された場合には、IPEA 見解書又は IPER の作成時に、発明の単一性の判断について再検討する。また、補正又は減縮されなかった場合であっても、必要に応じて、発明の単一性についての判

[1] 原則として、除外対象に該当するか否かの判断は請求項ごとに行う（→ § 4.1 留意点）。なお、請求項中の特定の選択肢を除外対象とした場合には、請求項の番号の指摘に加えて、除外対象とした選択肢も指摘する。

[2] 審査対象の具体的な範囲については、第 VIII 欄に記載した上で、第 V 欄にも記載してよい。

断に関して再検討してもよい[1]。また、出願人から追加手数料異議の申立てがなされた場合には、IPEA/420（追加手数料異議の決定）における判断結果に従う[2]。

発明の単一性の要件の判断基準、及び発明の数の算定方法については、第 4 章を参照。　→ § 4.2

審査官は、以下のいずれかに該当する場合には、IPEA 見解書又は IPER を作成する際に第 IV 欄を使用する。また、必要に応じて発明の単一性についての判断結果及びその理由を記載する。

- 中間指令として IPEA/405（請求の範囲の減縮又は追加手数料の納付命令書）を通知した場合（→ § 5.2.2（2）c.）
- 中間指令として IPEA/405 を通知しなかったが、IPEA 見解書又は IPER の作成時に発明の単一性の要件を満たさないと判断した場合

（3）優先権

a.　優先権の主張に関する検討の必要性

IPEA 見解書又は IPER において、以下の図 3-3 の（i）から（iii）、（v）又は（vii）に該当する文献を引用しようとする場合には、審査官は、優先権の主張に関する検討を行う必要がある。他方、それ以外の場合には、優先権の主張に関する検討を行わない [GL6.06]。

---

[1] 再検討の結果、中間指令に関する検討時の発明の単一性についての判断（→ § 3.4.1）とは異なる判断結果が得られた場合には、必要に応じて、再検討後の判断結果を IPEA 見解書又は IPER に記載する。ただし、再検討後の判断結果によらず、国際予備審査における審査対象は、「国際予備審査における審査対象の決定」（→ § 3.5）に基づいて決定される点に留意する。

[2] 追加手数料異議の申立てがなされた場合の対応については第 5 章を参照　→ § 5.2.4

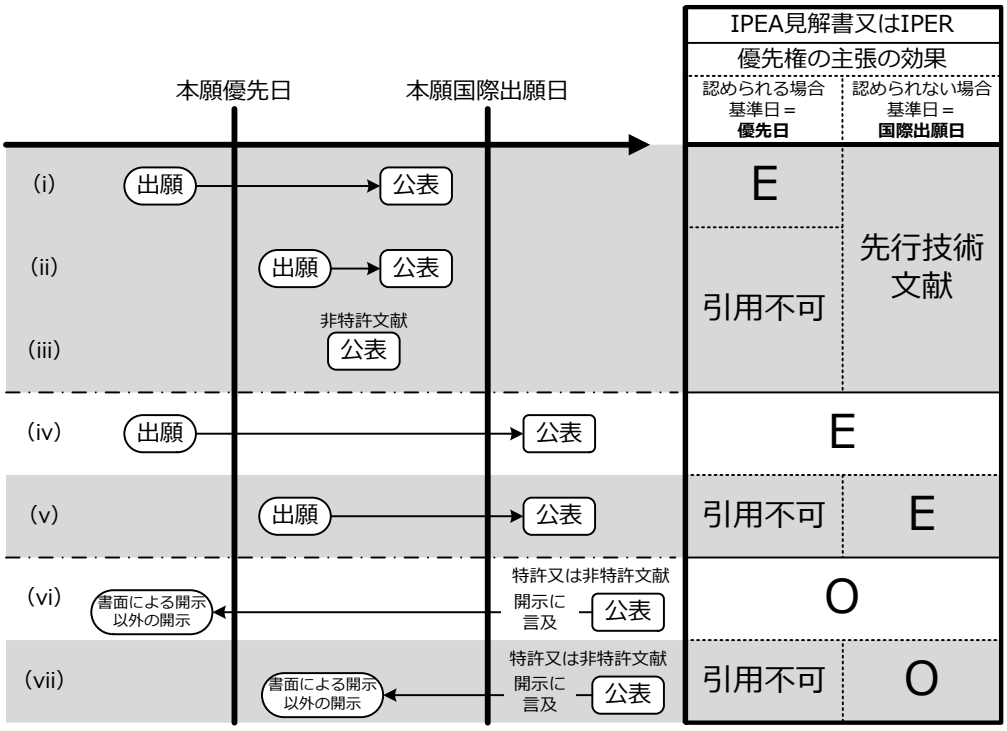

注１　（i）～（iii）、（v）又は（vii）のケース（網掛け部分）では、IPEA見解書又はIPERを作成するに当たり、優先権の主張の効果が認められるか否かの検討が必要となる。

注２　上記（出願）は、優先権の主張を伴う場合、その優先権の主張の基礎となる先の出願を意味する。

図 3-3　優先権の主張に関する検討が必要となる文献

〈留意点〉

- 優先権の主張の効果が認められるか否かの実体的判断は、原則として請求項ごとに行う（→ § 4.9）。したがって、ISA 見解書作成時に優先権の主張の効果についての実体的判断を行った場合（→ § 2.7.3（1）b.（b））であって、それ以後に請求の範囲が補正されなかった場合には、IPEA 見解書又は IPER においてもその判断結果を利用してよい。ただし、請求の範囲が補正された場合には、補正後の請求項について、優先権の主張の効果が認められるか否かを改めて判断する必要がある。
- 優先権の主張の効果についての実体的判断を行うに当たり、国際予備審査段階においては、国際調査段階と異なり、優先権の主張の基礎となる先の出願の内容を確認する必要がある［R66.7, GL6.06, GL17.29］。したがって、ISA 見解書作成時に先の出願の内容を確認していない場合

（→§2.7.3（1）b.（c））であっても、国際予備審査段階においては、その内容を確認した上で、優先権の主張の効果が認められるか否かの実体的判断を行う必要がある。

b.　優先権の主張に関する検討

（a）優先権の主張の効果が認められるか否かの判断

優先権の主張に関する検討に当たっては、国際調査段階と同様の手法により、優先権の主張の効果が認められるか否かについて判断する。

すなわち、まず、願書の記載事項を確認し（→§2.7.3（1）b.（a））、願書の記載事項に不備が発見されなかった場合には、優先権の主張の効果が認められるか否かの実体的判断を行う（→§2.7.3（1）b.（b））。

また、国際予備審査段階においては、国際調査段階と異なり、審査官は、優先権の主張の基礎となる先の出願の内容を確認する必要がある点に留意する［R66.7, GL6.06, GL17.29］。国際予備審査段階においては、通常、国際出願は既に国際公開されており、WIPO ウェブサイト[1]等において、先の出願の内容を確認することができる。

また、以下の判断についても、国際調査段階に準じて行う。

- IPER 又は IPEA 見解書の基準日の決定　→§2.7.3（1）c.
- IPER 又は IPEA 見解書における文献の取扱い　→§2.7.3（2）

[1] http://patentscope.wipo.int/search/ja/search.jsf

（b）優先権の主張に関して指摘すべき事項

上記（a）における検討の結果、以下のいずれかに該当する場合には、審査官は、その旨を IPEA 見解書又は IPER の第 II 欄において指摘する。

- いずれかの優先権の主張の効果を認めなかった場合（→（a））
- いずれかの優先権の主張の基礎となる先の出願の内容を確認できなかったために、優先権の主張の効果が認められるものと仮定した、又は優先権の主張がされなかったものとした場合 [1, 2, 3]

（4）国際予備審査の基礎とした配列表

国際出願がヌクレオチド又はアミノ酸配列の開示を含む場合には、審査官は、以下の業務を行う。

- 配列表の確認　→ § 5.5.1
- 国際予備審査の基礎とした配列表についての記載事項の確認　→ § 5.5.3

---

[1] 国際出願が国際公開されていないために、先の出願の内容を確認できない場合（→ § 2.7.3（1）b.（c））には、ISA 見解書作成時と同様に、優先権の主張の効果が認められるものと仮定して IPEA 見解書又は IPER を作成する。

[2] 国際出願が国際公開されているにもかかわらず、先の出願の内容を確認できない場合には、IB に対して先の出願の写し（優先権書類）を要請する。要請してもなお、先の出願の内容を確認できない場合には、優先権の主張がされなかったものとして IPEA 見解書又は IPER を作成することができる［R66.7(a)］。

[3] 優先権の主張の基礎となる先の出願の言語が日本語でも英語でもない場合には、審査官は出願人に対し、2 月以内に日本語又は英語の翻訳文の提出を求めることができる（→ § 5.9）。その翻訳文が当該期間内に提出されない場合には、優先権の主張がされなかったものとして IPEA 見解書又は IPER を作成することができる［R66.7(b)］。翻訳文の提出を求めた場合の取扱いの詳細については、第 5 章を参照。　→ § 5.9（2）b.

3.9　IPEA 見解書の作成要領

IPEA 見解書を構成するページ一覧は、表 3-3 に示すとおりである。以下、（1）から（11）において、IPEA 見解書のページごとに作成要領を示す。

表 3-3　IPEA 見解書を構成するページ一覧

ページ	主な記載事項	使用の条件	作成要領
表紙	・書誌的事項	必ず使用する。	→（1）
第 I 欄	・見解の基礎	必ず使用する。	→（2）
第 II 欄	・優先権の主張に関する判断	優先権の主張に関して指摘すべき事項（→§3.8（3）b.（b））がある場合に使用する。	→（3）
第 III 欄	・新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解を作成しなかった理由	特定の請求項を国際予備審査における除外対象（→§3.3.5）とした場合に使用する。	→（4）
第 IV 欄	・発明の単一性についての意見	中間指令として IPEA/405（請求の範囲の減縮又は追加手数料の納付命令書）を通知した場合、又は IPEA/405 を通知しなかったが、IPEA 見解書作成時に発明の単一性の要件を満たさないと判断した場合に使用する。	→（5）
第 V 欄	・新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についての見解、それを裏付ける文献及び説明	通常、使用する。ただし、請求の範囲の全体を国際予備審査における除外対象（→§3.3.5）とした場合には使用しない。	→（6）
第 VI 欄	・ある種の引用文献	IPEA 見解書における E 又は O 文献（→§3.8（3））を引用する場合に使用する。	→（7）
第 VII 欄	・形式又は内容の欠陥	形式又は内容の欠陥を指摘する場合に使用する。	→（8）
第 VIII 欄	・「重要かつ関連する問題」を伴う記載要件違反	「重要かつ関連する問題」を伴う記載要件違反を指摘する場合に使用する。	→（9）
配列表に関する補充欄	・配列表についての見解の基礎	国際出願がヌクレオチド又はアミノ酸配列を含む場合に使用する。	→（10）
補充欄	・他のページの補充	他のページの続きを記載する場合に使用する。	→（11）

（1）表紙

必ず使用し、IPEA 見解書に含める。

応答期間は、通常、発送日から２月を指定する（※1）。

本願発明の属する分野の国際特許分類、FI 及びファセット分類記号を記載する。→ a.

1. の□と、「みなされる。」の□にチェックする。「みなされない。」の□にはチェックしない [R66.1 の 2(b)]。→ § 3.7

何回目の見解書であるかを記載する（2 以上の数字を記載する）。（※2）

第 I 欄の□には、必ずチェックする。

第 II 欄から第 VIII 欄までのうち使用する欄の□にチェックする。また、使用する欄に必要事項を記載する。

審査官名、技術単位コード、審査官コード及び電話番号を記載する。

特　許　協　力　条　約

発信人：日本国特許庁（国際予備審査機関）

あて先
代理　任　　様
〒000-0000
日本国
東京都□□区△△ ○－○－○

PCT

国際予備審査機関の見解書

（法第13条）
（ＰＣＴ規則66）

発送日（日.月.年）	
出願人又は代理人の書類記号 5678H	応答期間　上記発送日から 2 月 以内

国際出願番号	国際出願日（日.月.年）	優先日（日.月.年）
PCT/JP2013/888888	20.12.2013	20.12.2012

国際特許分類（ＩＰＣ）
H04M 3/00(2006.01)i
FI: H04N3/00 A

出願人（氏名又は名称）　株式会社パテント

1. ☑ 国際調査機関の作成した見解書は、国際予備審査機関の見解書と
☑ みなされる。　☒ みなされない。

2. この 2 回目の見解書は、次の内容を含む。
☑ 第Ｉ欄　見解の基礎
☑ 第II欄　優先権
☑ 第III欄　新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
☑ 第IV欄　発明の単一性の欠如
☑ 第Ｖ欄　法第13条（ＰＣＴ規則66.2(a)(ii)）に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明
☑ 第VI欄　ある種の引用文献
☑ 第VII欄　国際出願の欠陥
☑ 第VIII欄　国際出願についての意見

3. 出願人は、この見解書に応答することが求められる。
いつ？　上記応答期間を参照すること。この応答期間に間に合わないときは、出願人は、法第13条（ＰＣＴ規則66.2(e)）に規定するとおり、その期間の経過前に国際予備審査機関に期間延長を請求することができる。ただし、期間延長が認められるのは、スケジュールに余裕がある場合に限られることに注意されたい。
どのように？　法第13条（ＰＣＴ規則66.3）の規定に従い、答弁書及び必要な場合には、補正書を提出する。補正書の様式及び言語については、法施行規則第62 条(ＰＣＴ規則55.3 及び66.8)を参照すること。
なお　補正書及び／又は答弁書の審査官による考慮については、ＰＣＴ規則66.4の2を参照すること。審査官との非公式な連絡については、ＰＣＴ規則66.6を参照すること。
補正書を提出する追加の機会については、法施行規則第61条の2(ＰＣＴ規則66.4)を参照すること。
応答がないときは、国際予備審査報告は、この見解書に基づき作成される。

名称及びあて先
日本国特許庁(IPEA/JP)
〒100-8915
日本国
東京都千代田区霞が関三丁目４番３号

権限のある職員（特許庁審査官）
9999 新崎　純 9Z 9999
電話番号 03-3581-1101 内線 XXXX

様式 PCT/IPEA/408（表紙）（２０１５年１月）

※1　ただし、応答期間を１月に短縮すれば追加の見解書の作成が可能となる場合には、出願人の合意を得ることを条件として、応答期間を１月に短縮してもよい [R66.2(d)]。その場合には、出願人との合意について、「出願人との非公式な連絡の記録」（→ § 5.3.2）を作成する。
なお、出願人から応答期間の延長が請求された場合の取扱いについては、第５章参照 → § 5.10

※2　国際予備審査が請求された場合には、JPO においては、ISA 見解書は、1 回目の IPEA 見解書とみなされる（→ § 3.7）。したがって、例えば、国際予備審査段階の 1 回目の着手時において作成される IPEA 見解書は、2 回目の IPEA 見解書となる。

国際予備審査機関の見解書

国際出願番号
PCT/JP2013/888888

4. 特許性に関する国際予備報告（特許協力条約第2章）作成の最終期限は、
ＰＣＴ規則69.2 の規定により 20.04.2015 である。

IPER の作成期間満了日（→§ 3.1.2（4）b.）を記載する。

様式 PCT/IPEA/408（表紙）（２０１５年１月）

a.　国際特許分類

国際予備審査の基礎（→ § 3.3.4）とした明細書、請求の範囲及び図面に基づき、本願発明の属する分野の国際特許分類（IPC）を、以下の要領で記載する［R70.5］。

- 国際出願の記載が不明瞭な場合であっても、可能な限り分類を付与する［GL7.06］。
- 請求の範囲に記載されている発明には、発明の単一性の要件を満足しているか否かにかかわりなく、全ての分類を付与する［GL7.07］。
- IPEA 見解書作成時において有効な IPC のバージョンを採用し、サブグループまで記載する。
- バージョン情報を記載し、発明情報[1]であれば i、付加情報[2]であれば n を付記する。

記載例：　B63B21/02(2006.01)i, B63B21/04(2006.01)n

また、本願発明の属する分野の FI[3]及びファセット分類記号[4]も併せて記載する［R70.5, S504(b)(c)］。

（参考）

■ IPEA 見解書作成時における国際特許分類の記載についての留意点

- ISR 及び ISA 見解書においては、「国際公開時」において有効な IPC のバージョンを採用するのに対し、IPEA 見解書においては、「IPEA 見解書作成時」において有効な IPC のバージョンを採用する。
- 補正後の明細書、請求の範囲及び図面を国際予備審査の基礎（→ § 3.3.4）とした場合には、IPEA 見解書作成時に、ISR 及び ISA 見解書において付与した分類を変更すべきか否かについて再検討する［R70.5(b)］。

[1] 従来技術への付加を表す、国際出願全体の完全な開示中にある技術情報。
[2] それ自体は従来技術への付加を示していないが、サーチャーに有用な情報を構成すると考えられる重要な技術情報。
[3] IPC を基礎として、日本独自に細展開した分類。
[4] FI の所定の範囲を、FI とは異なる観点から展開した分類記号。

（2）第 I 欄

必ず使用し、IPEA 見解書に含める。

出願時の明細書、請求の範囲及び図面を「国際予備審査の基礎」（→ § 3.3.4）とした場合にチェックする。

通常、1 番上の☐にチェックする。国際出願の翻訳文（→ § 1.5.5）に基づいて国際予備審査を行った場合には、2 番目及び 3 番目の☐にチェックして、下線部に翻訳文の言語を記載する。

補正後の明細書、請求の範囲又は図面を「国際予備審査の基礎」（→ § 3.3.4）とした場合に、該当する☐にチェックした上で、その内容を特定する。→ a.
なお、国際予備審査の基礎の決定に関する、詳細な説明及び具体例については別紙 C を参照。→ 別紙 C

国際出願がヌクレオチド又はアミノ酸配列の開示を含む場合にチェックする。また、「配列表に関する補充欄」に必要事項を記載する。
→（10）

補正が実体的要件（→ § 3.3.4（2））を満たさないと判断した場合にチェックする。
チェックした場合には、点線枠内の該当する☐にチェックした上で、要件を満たさないと判断した部分を特定する。また、そのように判断した理由を補充欄に記載する。→ a.

明らかな誤りの訂正を IPEA が許可した場合、又は明らかな誤りの訂正が IPEA に通知された場合には、両方の☐にチェックする（※1，※2）。

SISR（→ § 3.3.3）を考慮に入れて IPEA 見解書を作成した場合にチェックする。また、考慮した SISR を作成した補充国際調査機関（SISA）を下線部に記載する（例：SISA/EP）。

国際予備審査機関の見解書

国際出願番号
PCT/JP2013/888888

第Ⅰ欄　見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
☑ 出願時の言語による国際出願
☐ 出願時の言語から次の目的のための言語である ＿＿＿＿ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文
☐ 国際調査（ＰＣＴ規則12.3(a)及び23.1(b)）
☒ 国際公開（ＰＣＴ規則12.4(a)）
☒ 国際予備審査（ＰＣＴ規則55.2(a)及び／又は55.3(a)及び(b)）

2. この見解書は下記の出願書類に基づいて作成された。（法第6条（ＰＣＴ14条）の規定に基づく命令に応答するために提出された差替え用紙は、この見解書において「出願時」とする。）
☐ 出願時の国際出願書類
☑ 明細書:
第 1-9, 11-38 ページ、出願時に提出されたもの
第 10, 10/1, 10/2 ページ、 20.10.2014 付けで国際予備審査機関が受理したもの
☑ 請求の範囲:
第 ＿＿＿ 項、出願時に提出されたもの
第 ＿＿＿ 項、ＰＣＴ19条の規定に基づき補正されたもの
第 1-20 項、 20.10.2014 付けで国際予備審査機関が受理したもの
☑ 図面:
第 1-7 図、出願時に提出されたもの
第 ＿＿＿ ページ／図、＿＿＿ 付けで国際予備審査機関が受理したもの
第 ＿＿＿ ページ／図、＿＿＿ 付けで国際予備審査機関が受理したもの
☑ 配列表 － 配列表に関する補充欄を参照すること。

3. ☑ 補正により、下記の書類が削除された。
☐ 明細書　第 ＿＿＿ ページ
☐ 請求の範囲　第 ＿＿＿ 項
☑ 図面　第 8 図
☐ 配列表（具体的に記載すること）＿＿＿

4. ☑ この見解書は、補充欄に示したように、以下に示す補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認められるか、又は、以下に示す補正に出願時における国際出願中の補正の根拠を表示する書簡が添付されていなかったので、その補正がされなかったものとして作成した。（ＰＣＴ規則70.2(c)及び(c-bis)の2）
☑ 明細書　第 22 ページ
☐ 請求の範囲　第 ＿＿＿ 項
☐ 図面　第 ＿＿＿ ページ／図
☐ 配列表（具体的に記載すること）＿＿＿

5. ☐ この見解書は、ＰＣＴ規則91の規定により国際予備審査機関が認めた又は国際予備審査機関に通知された明らかな誤りの訂正を、
☐ 考慮に入れて作成された（ＰＣＴ規則66.1(d)の2）。
☒ 考慮に入れずに作成された（ＰＣＴ規則66.4の2）。

6. ☐ この見解書を作成するにあたり、補充国際調査機関である ＿＿＿ から受領した補充国際調査報告を考慮した。（ＰＣＴ規則45の2.8(b)及び(c)）

様式 PCT/IPEA/408（第Ⅰ欄）（２０１５年１月）

※1　IPEA 見解書の作成完了前に、明らかな誤りの訂正を IPEA が許可した場合、又は明らかな誤りの訂正が IPEA に通知された場合には、IPEA 見解書の作成において、当該訂正を考慮する必要がある（→ § 5.4.2（2）c.）。このため、5. の一番下の☐にはチェックしない。
※2　明らかな誤りの訂正を国際調査段階において許可した場合には、5. の☐にチェックしない。

a.　IPEA 見解書第 I 欄の記載における留意点

・ IPEA 見解書第 I 欄 2. に見解の基礎を記載するに当たっては、以下の点に留意する。

  – 補正後の請求項、明細書のページ又は図を国際予備審査の基礎とした場合には、「____付けで国際予備審査機関が受理したもの」欄に記載する。この際、「____付け」の部分には、補正書の受理日を記載する。
  – 第 I 欄 2. の様式に沿って記載できない場合には、「補充欄参照」と記載して、詳細を補充欄において説明する。　→ § C.2.2 例 12

・ IPEA 見解書第 I 欄 2.、3. 及び 4. において、図面の□にチェックした場合には、下線部に図の番号又はページ番号を記載する。

(3) 第 II 欄

優先権の主張に関して指摘すべき事項（→ § 3.8（3）b.（b））がある場合（表紙の 1. の「第 II 欄」にチェックした場合）に使用する。使用しない場合には IPEA 見解書に含めない。

〈ISA 見解書の作成要領との相違点〉

- ISA 見解書と異なり、IPEA 見解書においては、原則として、優先権の主張の基礎となる先の出願の内容を確認する必要がある [GL17.29]。このため、ISA 見解書と IPEA 見解書においては、優先権の主張に関して指摘すべき事項（→ § 2.7.3（1）b.（d），§ 3.8（3）b.（b））が異なる。

以下の場合であって、全ての優先権の主張がされなかったものとして IPEA 見解書を作成したときにチェックする [R66.7]。

(i) IB に対して先の出願の写し（優先権書類）を要請したにもかかわらず、優先権書類を入手できなかった場合
(ii) 出願人に対して優先権書類の翻訳文の提出を求めた（→ § 5.9）にもかかわらず、期間内に当該翻訳文を入手できなかった場合

チェックした場合には、点線枠内の該当する□にチェックする。

全ての優先権の主張に関して願書の記載事項に不備があるため、いずれの優先権の主張の効果も認めなかった場合（→ § 3.8（3）b.（a））にチェックする [GL17.30]。なお、優先権の主張の効果を認めなかった場合であっても、願書の記載事項に不備がなければチェックしない。

国際予備審査機関の見解書

国際出願番号
PCT/JP2013/888888

第Ⅱ欄　優先権

1. ☐ この見解書は、次の書類が所定の期間内に提出されなかったので、優先権の主張がされなかったものとして作成した。
☐ 優先権の主張の基礎となる先の出願の写し（ＰＣＴ規則66.7(a)）優
☐ 先権の主張の基礎となる先の出願の翻訳文（ＰＣＴ規則66.7(b)）

2. ☐ この見解書は、優先権の主張が無効であると認められるので、優先権の主張がされなかったものとして作成した（ＰＣＴ規則64.1）。したがって、この見解書においては、上記国際出願日を基準日とする。

3. 追加の意見（必要ならば）

様式 PCT/IPEA/408（第Ⅱ欄）（２０１５年１月）

1. 又は 2. に該当しない場合であって、以下のいずれかに該当するときに使用する。

- いずれかの優先権の主張の効果を認めなかった場合
- いずれかの優先権の主張の基礎となる先の出願の内容を確認できなかったために、優先権の主張の効果が認められるものと仮定した、又は優先権の主張がされなかったものとした場合

本欄を使用する際には、優先権の主張に関する審査官の判断を、出願人が理解できるように具体的に説明する。

〈3. を使用する場合の例〉

- 優先権の主張の効果が認められるか否かについて実体的判断を行った結果、いずれかの請求項について優先権の主張の効果が認められない場合（※）
- 特定の優先権の主張に関して願書の記載事項に不備があるが、他の優先権の主張の効果が認められるため、国際出願日以外の日が、IPEA 見解書の基準日になると判断した場合

※　実体的判断の結果、いずれかの請求項について優先権の主張の効果が認められない場合には、その旨を第 II 欄ではなく、第 V 欄に新規性等に関する見解の説明とともに記載してもよい。

（4）第 III 欄

特定の請求項を国際予備審査における除外対象（→ § 3.3.5）とした場合（表紙の 1. の「第 III 欄」にチェックした場合）に使用する。使用しない場合には IPEA 見解書に含めない。

〈ISA 見解書の作成要領との相違点〉

- ISA 見解書と異なり、IPEA 見解書においては、「ISR が作成されていない発明」（→ § 4.1.4）に該当することを理由に、特定の請求項を除外対象とし得る。

通常、下側の☐にチェックする（※1）。

該当する☐にチェックする。また、以下の内容を記載する

（i）　除外対象とした請求項の番号（※2）
（ii）　除外対象とした具体的な理由

「入手可能な配列表が存在せず…」の☐にチェックした場合には、点線枠内の一番上の☐にチェックする（※3）。

補充欄を使用する場合にチェックする。

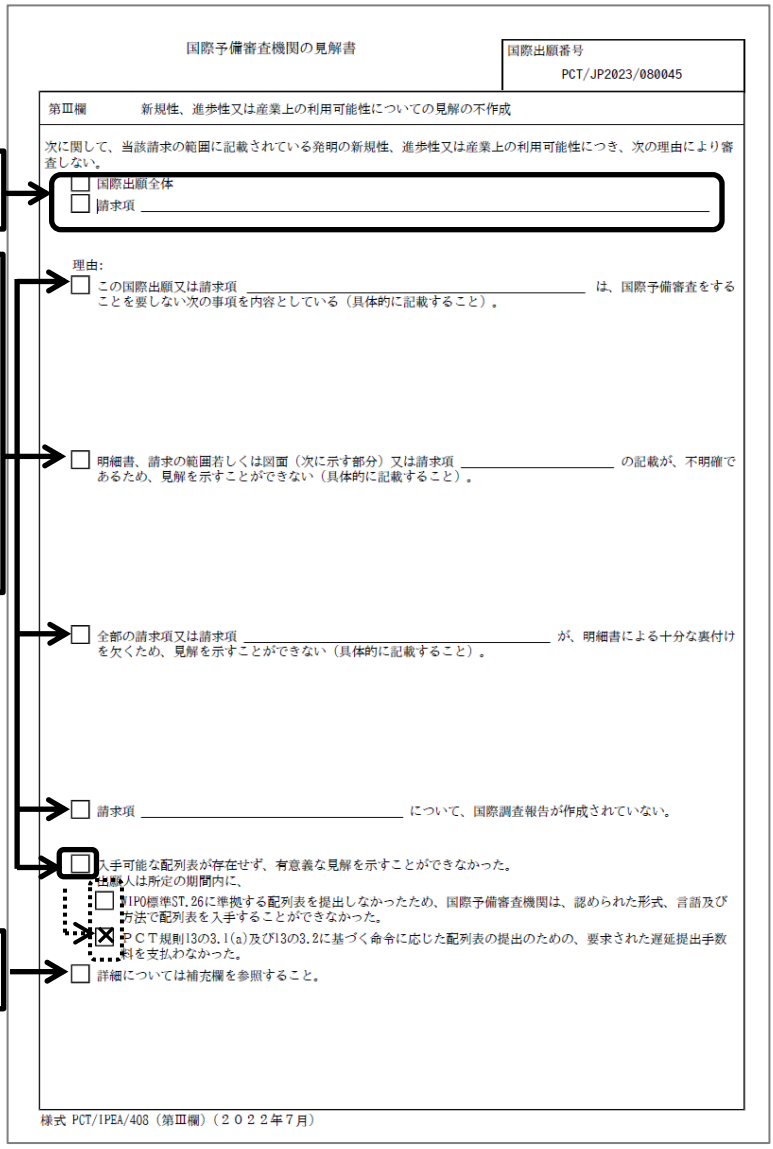

国際予備審査機関の見解書

国際出願番号
PCT/JP2023/080045

第Ⅲ欄　新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成

次に関して、当該請求の範囲に記載されている発明の新規性、進歩性又は産業上の利用可能性につき、次の理由により審査しない。

☐ 国際出願全体
☐ 請求項 _____

理由:

☐ この国際出願又は請求項 _____ は、国際予備審査をすることを要しない次の事項を内容としている（具体的に記載すること）。

☐ 明細書、請求の範囲若しくは図面（次に示す部分）又は請求項 _____ の記載が、不明確であるため、見解を示すことができない（具体的に記載すること）。

☐ 全部の請求項又は請求項 _____ が、明細書による十分な裏付けを欠くため、見解を示すことができない（具体的に記載すること）。

☐ 請求項 _____ について、国際調査報告が作成されていない。

☐ 入手可能な配列表が存在せず、有意義な見解を示すことができなかった。
出願人は所定の期間内に、
☐ WIPO標準ST.26に準拠する配列表を提出しなかったため、国際予備審査機関は、認められた形式、言語及び方法で配列表を入手することができなかった。
☒ PCT規則13の3.1(a)及び13の3.2に基づく命令に応じた配列表の提出のための、要求された遅延提出手数料を支払わなかった。

☐ 詳細については補充欄を参照すること。

様式 PCT/IPEA/408（第Ⅲ欄）（２０２２年７月）

※1　請求の範囲の全体を国際予備審査における除外対象（→ § 3.3.5）とした場合のみ、上側の☐にチェックする。
※2　請求項中の特定の選択肢を除外対象とした場合（→ § 4.1留意点）には、請求項の番号として「請求項　○の一部」等と記載するとともに、どの選択肢を除外対象としたかを特定する。
※3　JPO では、遅延提出手数料を求めていないので、点線枠内の一番下の☐にはチェックしない。

（5）第 IV 欄

中間指令として IPEA/405（請求の範囲の減縮又は追加手数料の納付命令書）を通知した場合（※）、又は IPEA/405 を通知しなかったが、IPEA 見解書作成時に発明の単一性の要件を満たさないと判断した場合（表紙の 1. の「第 IV 欄」にチェックした場合）に使用する。使用しない場合には IPEA 見解書に含めない。

〈ISA 見解書の作成要領との相違点〉

- ISA 見解書と異なり、IPEA 見解書においては、IPEA/405 に対する出願人の対応として、請求の範囲が減縮されることがある。また、請求の範囲が補正又は減縮された結果、発明の単一性の要件を満たすようになることがある。
- ISA 見解書と異なり、IPEA 見解書においては、中間指令として IPEA/405 を通知しなかったが、IPEA 見解書作成時に発明の単一性の要件を満たさないと判断したときのみ、発明の単一性についての判断結果を記載する。

中間指令として IPEA/405 を通知した場合にチェックする。
チェックした場合には、IPEA/405 に対する出願人の応答の内容に応じて、点線枠内の 5 つの☐（4 番目の☐は除く）のうち、該当するものにチェックする。
なお、必要な追加手数料の一部のみが納付された場合には、「追加手数料を納付した」にチェックする。

国際予備審査機関の見解書

国際出願番号
PCT/JP2013/888888

第Ⅳ欄　発明の単一性の欠如

1. ☑ 請求の範囲の減縮又は追加手数料の納付命令書（様式ＰＣＴ／ＩＰＥＡ／４０５）に対して、出願人は、規定期間内に、
- ☐ 請求の範囲を減縮した。
- ☐ 追加手数料を納付した。
- ☐ 追加手数料及び、該当する場合には、異議申立手数料の納付と共に、異議を申し立てた。
- ☒ 追加手数料の納付と共に異議を申し立てたが、規定の異議申立手数料を支払わなかった。
- ☑ 請求の範囲の減縮も、追加手数料の納付もしなかった。

2. ☐ 国際予備審査機関は、次の理由により発明の単一性の要件を満たしていないと判断したが、ＰＣＴ規則68.1の規定に従い、請求の範囲の減縮及び追加手数料の納付を出願人に求めないこととした。

中間指令として IPEA/405 を通知しなかったが、IPEA 見解書作成時に発明の単一性の要件を満たさないと判断した場合にチェックする。また、以下の事項を記載する。

（i）請求の範囲に含まれる発明の数
（ii）各発明に区分した請求項の番号
（iii）発明の単一性の要件を満たさないと判断した理由

該当する☐にチェックする。
下側の☐にチェックした場合には、国際予備審査において審査対象とした請求項の番号（→§ 3.5）を記載する。

3. したがって、国際出願の次の部分について、この見解書を作成した。
- ☐ すべての部分
- ☑ 請求項 1-7,11-15　に関する部分

様式 PCT/IPEA/408（第Ⅳ欄）（２０１５年１月）

※　IPEA/420（追加手数料異議の決定）において、国際出願が発明の単一性の要件を満たすと判断された場合であっても、本欄を使用する。

（6）第 V 欄

通常、使用する（表紙の 1. の「第 V 欄」にチェックする。）。ただし、請求の範囲の全体を国際予備審査における除外対象（→ § 3.3.5）とした場合には使用せず、IPEA 見解書に含めない。

〈ISA 見解書の作成要領との相違点〉

- ISA 見解書と異なり、IPEA 見解書においては、出願人の抗弁を考慮に入れて見解を説明する。

国際予備審査において審査対象とした全ての請求項（→ § 3.5）について、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性の有無に関する見解を示す。→ a.

1. で示した見解の根拠となる先行技術文献を記載する。

- 審査官は、国際予備審査において審査対象とした全ての請求項（→ § 3.5）に対して、新規性及び進歩性についての見解の根拠となる先行技術文献を提示しなければならない（※1，※2）[GL17.42]。
- 引用する先行技術文献を全て列挙する（周知技術を示す文献を引用する場合も含む。）。
- 先行技術文献の記載要領は、ISR における引用文献の記載要領と同様である（※3）。→ 別紙 B

1. で示した見解についての説明を記載する。→ b.

国際予備審査機関の見解書

国際出願番号
PCT/JP2013/888888

第Ｖ欄　新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての法第13条（ＰＣＴ規則66.2(a)(ii)）に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性（N）	請求項	11-15	有
	請求項	1-7	無
進歩性（IS）	請求項	14-15	有
	請求項	1-7,11-13	無
産業上の利用可能性（IA）	請求項	1-7,11-15	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献１：JP 2005-987654 A（XX株式会社）23.06.2005(2005-06-23)
段落 [0040] -[0045],図3
& US 2005/7777777 A1,段落[0042]-[0047],図3
& CN 8888888 A
文献２：EP 9999999 A1（XX CO., LTD.)15.12.2010(2010-12-15)
請求項1,図1
& US 2010/9999999 A1
文献３：日本国実用新案登録出願61-13333号(日本国実用新案登録出願公開62-24444号)の願書に添付した明細書及び図面の内容を記録したマイクロフィルム(有限会社XX)
14.02.1987(1987-02-14)
第7頁第10行-第9頁第3行,第5図
(ファミリーなし)

請求項１に係る発明は・・・

国際調査報告で引用されたで引用された文献１には・・・

トップアップ調査によって発見された文献２には・・・

様式 PCT/IPEA/408（第Ｖ欄）（２０１５年１月）

※1　肯定的な見解を示す場合（新規性及び進歩性を否定しない場合）であっても、見解の根拠となる先行技術文献を提示する。
※2　不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立てがある場合の取扱いについては、第 5 章を参照。　→ § 5.15（2）b.（c）
※3　先行技術文献を記載するに当たっては、以下の点に特に留意する。→ 別紙 B
- 文献を引用する場合には、特に参照すべき箇所を特定する。
- 英語以外の特許文献を引用する場合には、英語のパテントファミリー文献が存在するのであれば、そのうち少なくとも 1 つの文献において、特に参照すべき箇所を特定する[GL17.43]。

a.　見解

各項目の「有」と「無」の欄に、それぞれ該当する請求項の番号を記載する。この見解は、請求項ごとに 3 つの要件全てについて示す。

- 「新規性（N）」の判断基準　→ § 4.4
- 「進歩性（IS）」の判断基準　→ § 4.5
- 「産業上の利用可能性（IA）」の判断基準　→ § 4.6

b.　見解についての説明

見解の根拠となる先行技術文献に続いて、国際出願の請求の範囲に記載されている発明の新規性、進歩性及び産業上の利用可能性に関する見解の具体的な説明を記載する。記載する見解の内容に応じて、以下の点に留意する。

（a）否定的な見解を示す場合

- 新規性又は進歩性を否定する場合には、その根拠となる先行技術の技術内容を具体的に記載する。その際、必要に応じて、先行技術文献中の具体的な参照箇所も付記する。
- 特に、進歩性を否定する場合には、先行技術の技術内容だけでなく、本願発明と先行技術の相違点を明確にした上で、複数の先行技術を組み合わせる動機付けなど、進歩性を否定する論理付けも具体的に記載する。
- 産業上の利用可能性を否定する場合には、その根拠を具体的に記載する。
- 同一の請求項に、新規性、進歩性又は産業上の利用可能性を否定する理由が複数ある場合には、当該理由を全て指摘する。

（b）肯定的な見解を示す場合

- 新規性及び進歩性を肯定する場合には、見解の根拠となる先行技術との関係に言及しつつ、そのように判断した根拠を具体的に記載する。例えば、以下の点を記載する。

  – 先行技術文献に記載も示唆もされていない具体的な事項の指摘
  – 複数の先行技術を組み合わせる動機付けが困難である理由の説明
  – 先行技術と比較した有利な効果の指摘

（c）その他

- 見解書における審査官の見解に対して、出願人が答弁書において抗弁している場合には、当該抗弁を考慮に入れて見解を説明する。特に、審査官が当該抗弁に対して否定的な見解を述べる場合には、当該抗弁の要旨についても言及しつつ、それに対する審査官の判断を明確に記載する［GL19.31］。
- 国際段階においては、審査官は、請求項に記載されている発明が、いずれかの国において特許を受けることができる発明に該当するかどうかについて、何も言及してはならない［A35(2)］。
- 「国際予備審査における除外対象の検討」（→ § 3.3.5）における検討の結果、特定の請求項について、審査対象を限定した場合には、必要に応じて本欄で指摘する（→ § 3.8（1））。指摘するに当たっては、以下の内容を記載する。

  – 審査対象の具体的な範囲
  – 審査対象を限定した具体的な理由

- 優先権の主張に関する実体的判断の結果、いずれかの請求項について優先権の主張の効果が認められない場合には、その旨を本欄に記載してもよい（→ § 3.9（3））。

（7）第 VI 欄

IPEA 見解書における E 又は O 文献（→ § 3.8（3））を引用する場合（表紙の 1. の「第 VI 欄」にチェックした場合）に使用する。使用しない場合には IPEA 見解書に含めない。

IPEA 見解書における E 文献（→ § 3.8（3））を記載する [R70.10]。
なお、ここで挙げた E 文献に関して、本願発明との一致点や相違点についての説明を第 V 欄に記載してもよい。

引用する E 文献に係る出願が、先の出願に基づく優先権の主張を伴う場合には、当該文献に記載された「主張する優先日」を記載する（※2）。

書面による開示以外の開示の種類（口頭による開示、使用、展示等）とともに、IPEA 見解書における O 文献（→ § 3.8（3））を記載する [R70.9]。
なお、ここで挙げた O 文献に関して、本願発明との一致点や相違点についての説明を第 V 欄に記載してもよい。

国際予備審査機関の見解書

国際出願番号
PCT/JP2013/888888

第VI欄　ある種の引用文献

1. ある種の公表された文書（ＰＣＴ規則70.10）

出願番号 特許番号	公知日 （日.月.年）	出願日 （日.月.年）	優先日 （有効な優先権の主張） （日.月.年）
EP 4567890 A1	27.11.2013	23.05.2012	-
JP 2014-987123 A	29.05.2014	31.10.2013	14.11.2012

文献番号（※1）　公表日　出願日

2. 書面による開示以外の開示（ＰＣＴ規則70.9）

書面による開示以外の開示の種類	書面による開示以外の開示の日付 （日.月.年）	書面による開示以外の開示に言及している書面の日付 （日.月.年）

書面による開示以外の開示の種類及び書面による開示以外の開示に言及する文献名　書面による開示以外の開示の日付　書面による開示以外の開示に言及する文献の公表日

様式 PCT/IPEA/408（第VI欄）（２０１５年１月）

※1　公表された出願又は特許が対象となるので、IPEA 見解書で引用する E 文献の文献番号を記載する。出願番号は記載しない。
※2　先の出願に基づく優先権の主張を伴う E 文献を引用するに当たっては、「主張する優先日」が基準日前であるか否かの確認のみを行えばよく、その主張が認められるか否かの判断を行う必要はない。ただし、本願請求項に係る発明の新規性又は進歩性の判断に関連する事項が、E 文献には記載されているものの、優先権の主張の基礎となる先の出願の当初明細書等には記載されていないことを発見した場合には、その旨を第 V 欄において指摘することができる [R70.10]。

（8）第 VII 欄

国際出願の形式又は内容の欠陥を指摘する場合（表紙の 1. の「第 VII 欄」にチェックした場合）に使用する。使用しない場合には IPEA 見解書に含めない。

〈ISA 見解書の作成要領との相違点〉

- ISA 見解書と IPEA 見解書の作成要領における相違点はない。

国際予備審査機関の見解書

国際出願番号
PCT/JP2013/888888

第Ⅶ欄　国際出願の欠陥

この国際出願の形式又は内容について、次の欠陥を発見した。

審査官は、国際出願の形式又は内容についての欠陥（例えば、PCT 規則 5 から 11 までに規定される要件を満たさないこと）を発見した場合には、本欄で指摘することができる [GL17.09]。

（欠陥の例）

- 明細書のページ番号が連続していない [R11.7(a)]。

ただし、審査官はこのような欠陥を発見するための追加的な作業を行う必要はない。

〈留意点〉
例えば以下のような場合における記載要件違反は、形式又は内容についての欠陥ではなく、実体的な記載要件違反に該当するので、本欄では指摘しない。

- 請求項に記載された用語の意味内容を理解できない場合
- 請求項の記載内容に技術的な欠陥がある場合

なお、実体的な記載要件違反のうち、「重要かつ関連する問題」を伴う記載要件違反については、第 VIII 欄で指摘する。

様式 PCT/IPEA/408（第Ⅶ欄）（２０１５年１月）

（9）第 VIII 欄

国際出願の明細書、請求の範囲又は図面における「重要かつ関連する問題」を伴う記載要件違反を指摘する場合（表紙の 1. の「第 VIII 欄」にチェックした場合）に使用する。使用しない場合には IPEA 見解書に含めない。

〈ISA 見解書の作成要領との相違点〉

- ISA 見解書と IPEA 見解書の作成要領における相違点はない。
  （なお、ISA 見解書における「調査対象」は、IPEA 見解書における「審査対象」に対応する。）

国際予備審査機関の見解書

国際出願番号
PCT/JP2013/888888

第Ⅷ欄　国際出願についての意見

請求の範囲、明細書及び図面の明瞭性又は請求の範囲の明細書による十分な裏付についての意見を次に示す。

本欄においては、「重要かつ関連する問題」を伴う記載要件違反（※）のみを指摘する（→§3.8（1））。

指摘するに当たっては、以下の内容を記載する。

（i）「重要かつ関連する問題」を伴う記載要件違反の具体的な内容
（ii）　審査対象の具体的な範囲

なお、（ii）については、本欄に記載した上で、第 V 欄にも記載してよい。

様式 PCT/IPEA/408（第Ⅷ欄）（２０１５年１月）

※　「重要かつ関連する問題」を伴う記載要件違反とは、「明細書、請求の範囲又は図面が記載要件を満たさない結果、有意義な調査・審査を行うことができない発明」（→§4.1.2）に該当することを理由として、特定の請求項を除外対象とした場合や、特定の請求項について調査対象・審査対象を限定した場合において、そのような除外又は限定の原因となった記載要件違反を意味する。
→§4.7（2）a.

（10）配列表に関する補充欄

国際出願がヌクレオチド又はアミノ酸配列を含む場合に使用する。使用しない場合には IPEA 見解書に含めない。

〈ISA 見解書の作成要領との相違点〉

- ISA 見解書（第 I 欄 3. から 5. まで）と IPEA 見解書の作成要領における相違点はない。
  （なお、ISA 見解書における「国際調査の基礎」は、IPEA 見解書における「国際予備審査の基礎」に対応する。）

国際予備審査の基礎とした配列表について記載する。

国際予備審査機関の見解書

国際出願番号
PCT/JP2023/080045

配列表に関する補充欄

第 I 欄 2. の続き

1. この国際出願で開示されかつ請求の範囲に係る発明に必要なヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
   a. ☐ 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
   b. ☐ 国際出願日後に、国際調査及び／又は国際予備審査のために提出された配列表
      ☐ 配列表が出願時の国際出願の開示の範囲を超えるものではない旨の陳述書が添付されていた。
   c. ☐ ＰＣＴ34 条に基づく補正として _____ 付けで国際予備審査機関に提出された配列表

2. ☐ この国際出願で開示されかつ請求の範囲に係る発明に必要なヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、この見解書は、WIPO標準ST.26に準拠する配列表なしで有意義な見解を示すことができる限度において作成された。

3. 補足意見:

様式 PCT/IPEA/408（配列表に関する補充欄）（２０２２年７月）

（11）補充欄

他のページの続きを記載する場合に使用する。使用しない場合には IPEA 見解書に含めない。

〈ISA 見解書の作成要領との相違点〉

- ISA 見解書と IPEA 見解書の作成要領における相違点はない。

どの欄の続きであるのかを明記する。

国際予備審査機関の見解書

国際出願番号
PCT/JP2013/888888

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合
第Ⅲ欄の続き

様式 PCT/IPEA/408（補充欄）（２０１５年１月）

3.10　IPER の作成要領

IPER を構成するページ一覧は、表 3-4 に示すとおりである。以下、（1）から（11）において、IPER のページごとに作成要領を示す。

表 3-4　IPER を構成するページ一覧

ページ	主な記載事項	使用の条件	作成要領
表紙	・書誌的事項	必ず使用する。	→（1）
第 I 欄	・報告の基礎 ・トップアップ調査の結果	必ず使用する。	→（2）
第 II 欄	・優先権の主張に関する判断	優先権の主張に関して指摘すべき事項（→§3.8（3）b.（b））がある場合に使用する。	→（3）
第 III 欄	・新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解を作成しなかった理由	特定の請求項を国際予備審査における除外対象（→§3.3.5）とした場合に使用する。	→（4）
第 IV 欄	・発明の単一性についての意見	中間指令として IPEA/405（請求の範囲の減縮又は追加手数料の納付命令書）を通知した場合、又は IPEA/405 を通知しなかったが、IPER 作成時に発明の単一性の要件を満たさないと判断した場合に使用する。	→（5）
第 V 欄	・新規性、進歩性及び産業状の利用可能性についての見解、それを裏付ける文献及び説明	通常、使用する。ただし、請求の範囲の全体を国際予備審査における除外対象（→§3.3.5）とした場合には使用しない。	→（6）
第 VI 欄	・ある種の引用文献	IPER における E 又は O 文献（→§3.8（3））を引用する場合に使用する。	→（7）
第 VII 欄	・形式又は内容の欠陥	形式又は内容の欠陥を指摘する場合に使用する。	→（8）
第 VIII 欄	・「重要かつ関連する問題」を伴う記載要件違反	「重要かつ関連する問題」を伴う記載要件違反を指摘する場合に使用する。	→（9）
配列表に関する補充欄	・配列表についての報告の基礎	国際出願がヌクレオチド又はアミノ酸配列を含む場合に使用する。	→（10）
補充欄	・他のページの補充	他のページの続きを記載する場合に使用する。	→（11）

（1）表紙

必ず使用し、IPER に含める。

IPER のページ枚数を記載する。報告書自体の枚数を記入する。

本願発明の属する分野の国際特許分類、FI 及びファセット分類記号を記載する。→ a.

IPER に附属書類を添付する場合（→ § 3.11（1））にチェックする。

チェックした場合には、以下のとおり対応する。

- 附属書類の枚数を記入する。3/1 のような枝番のある場合もそれぞれを一枚に数える。
- 添付する附属書類の種類に応じて、点線枠内の該当する□にチェックする。（ただし、二番目の□にはチェックしない）（→ § 3.11（2））

附属書類に関する具体的な事例については別紙 D を参照。→ 別紙D

配列表について 34 条補正がされた場合には、チェックする。詳細は第 5 章を参照。

第 I 欄の□には、必ずチェックする。

第 II 欄から第 VIII 欄までのうち使用する欄の□にチェックする。また、使用する欄に必要事項を記載する。

国際予備審査の請求書を受理した日を記載する。

特　許　協　力　条　約

PCT

特許性に関する国際予備報告（特許協力条約第二章）
（法第12条、法施行規則第56条）
〔ＰＣＴ36条及びＰＣＴ規則70〕

出願人又は代理人の書類記号 TEST1		今後の手続については、様式ＰＣＴ／ＩＰＥＡ／４１６を参照すること。
国際出願番号 PCT/JP2023/080045	国際出願日（日.月.年） 29.09.2023	優先日（日.月.年） 22.05.2023
国際特許分類（ＩＰＣ） FI:		
出願人（氏名又は名称） 株式会社基幹業務		

1. この報告は、ＰＣＴ35条に基づきこの国際予備審査機関で作成された国際予備審査報告である。法施行規則第57条（ＰＣＴ36条）の規定に従い送付する。
2. この国際予備審査報告は、この表紙を含めて全部で 2 ページからなる。
3. この報告には次の附属物件も添付されている。
   a. ☑ 附属書類は全部で 1 ページである。
      ☐ 補正された明細書、請求の範囲及び／又は図面の用紙、及び／又はこの国際予備審査機関が許可した訂正を含む用紙（ただし、差し替えられ、又は取り消されたものを除く。）、並びに添付された書簡（ＰＣＴ規則46.5,66.8,70.16,91.2 及びＰＣＴ実施細則第607 号参照）
      ☒ この報告の作成開始時に、許可されていないか、この国際予備審査機関に通知されなかったために、国際予備審査機関によって考慮されなかった訂正を含む差替え用紙及び添付された書簡（ＰＣＴ規則66.4の2,70.2(e),70.16 及び91.2）
      ☐ 第１欄４．及び補充欄に示したように、国際予備審査機関が、補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認めたか、又は、出願時における国際出願中の補正の根拠を表示する書簡が添付されていないと認めた差替え用紙によって差し替えられた用紙及び添付された書簡（ＰＣＴ規則70.16(b)）
   b. ☐ 配列表を含む個別の電子ファイル（国際事務局のみに送付される）
4. この国際予備審査報告は、次の内容を含む。
   ☑ 第Ｉ欄　国際予備審査報告の基礎
   ☐ 第Ⅱ欄　優先権
   ☐ 第Ⅲ欄　新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての国際予備審査報告の不作成
   ☐ 第Ⅳ欄　発明の単一性の欠如
   ☐ 第Ⅴ欄　ＰＣＴ35条(2)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明
   ☐ 第Ⅵ欄　ある種の引用文献
   ☐ 第Ⅶ欄　国際出願の欠陥
   ☐ 第Ⅷ欄　国際出願についての意見

国際予備審査請求書を受理した日	国際予備審査報告を作成した日 06.11.2023
名称及びあて先 日本国特許庁(IPEA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目４番３号	権限のある職員（特許庁審査官） [illegible] 喜三郎 2B 3504 電話番号 03-3581-1101 内線 3267

様式 PCT/IPEA/409（表紙）（２０２２年７月）

IPER を作成した日付を記載する。

審査官名、技術単位コード、審査官コード及び電話番号を記載する。

a.　国際特許分類

国際予備審査の基礎（→ § 3.3.4）とした明細書、請求の範囲及び図面に基づき、本願発明の属する分野の国際特許分類（IPC）を、以下の要領で記載する［R70.5］。

- 国際出願の記載が不明瞭な場合であっても、可能な限り分類を付与する［GL7.06］。
- 請求の範囲に記載されている発明には、発明の単一性の要件を満足しているか否かにかかわりなく、全ての分類を付与する［GL7.07］。
- IPER 作成時において有効な IPC のバージョンを採用し、サブグループまで記載する。
- バージョン情報を記載し、発明情報[1]であれば i、付加情報[2]であれば n を付記する。

記載例：　B63B21/02(2006.01)i, B63B21/04(2006.01)n

また、本願発明の属する分野の FI[3]及びファセット分類記号[4]も併せて記載する［R70.5, S504(b)(c)］。

（参考）

■ IPER 作成時における国際特許分類の記載についての留意点

- ISR 及び ISA 見解書においては、「国際公開時」において有効な IPC のバージョンを採用するのに対し、IPER においては、「IPER 作成時」において有効な IPC のバージョンを採用する。
- 補正後の明細書、請求の範囲及び図面を国際予備審査の基礎（→ § 3.3.4）とした場合には、IPER 作成時に、ISR 及び ISA 見解書並びに IPEA 見解書において付与した分類を変更すべきか否かについて再検討する［R70.5(b)］。

---

1 従来技術への付加を表す、国際出願全体の完全な開示中にある技術情報。
2 それ自体は従来技術への付加を示していないが、サーチャーに有用な情報を構成すると考えられる重要な技術情報。
3 IPC を基礎として、日本独自に細展開した分類。
4 FI の所定の範囲を、FI とは異なる観点から展開した分類記号。

（2）第 I 欄

必ず使用し、IPER に含める。

〈IPEA 見解書の作成要領との相違点〉

- IPEA 見解書と異なり、IPER においてはトップアップ調査に関する情報を記載する。
  （なお、IPEA 見解書における「見解の基礎」は、IPER における「報告の基礎」に対応する。）

出願時の明細書、請求の範囲及び図面を「国際予備審査の基礎」（→§3.3.4）とした場合にチェックする。

通常、1 番上の□にチェックする。
国際出願の翻訳文（→§1.5.5）に基づいて国際予備審査を行った場合には、2 番目及び 3 番目の□にチェックして、下線部に翻訳文の言語を記載する。

補正後の明細書、請求の範囲又は図面を「国際予備審査の基礎」（→§3.3.4）とした場合に、該当する□にチェックした上で、その内容を特定する。→ a.
なお、国際予備審査の基礎の決定に関する、詳細な説明及び具体例については別紙 C を参照。→ 別紙C

国際出願がヌクレオチド又はアミノ酸配列の開示を含む場合にチェックする。また、「配列表に関する補充欄」に必要事項を記載する。
→（10）

補正が実体的要件（→§3.3.4（2））を満たさないと判断した場合にチェックする。
チェックした場合には、点線枠内の該当する□にチェックした上で、要件を満たさないと判断した部分を特定する。また、そのように判断した理由を補充欄に記載する。→ a.

明らかな誤りの訂正を IPEA が許可した場合、又は明らかな誤りの訂正が IPEA に通知された場合には、両方の□にチェックする（※1，※2）。

トップアップ調査（→§3.6）に関して該当する□にチェックする。→ b.

特許性に関する国際予備報告

国際出願番号
PCT/JP2013/888888

第 I 欄　報告の基礎

1. 言語に関し、この国際予備審査報告は以下のものを基礎とした。
- [V] 出願時の言語による国際出願
- [ ] 出願時の言語から次の目的のための言語である ＿＿＿＿＿語に翻訳された、この国際出願の翻訳文
  - [ ] 国際調査（ＰＣＴ規則12.3(a)及び23.1(b)）
  - [X] 国際公開（ＰＣＴ規則12.4(a)）
  - [X] 国際予備審査（ＰＣＴ規則55.2(a)及び／又は55.3(a)及び(b)）

2. この報告は下記の出願書類を基礎とした。（法第6条（ＰＣＴ14条）の規定に基づく命令に応答するために提出された差替え用紙は、この報告において「出願時」とし、この報告に添付していない。）
- [ ] 出願時の国際出願書類、又は、
- [V] 明細書:
  第 1-9,11-29,31-38 ページ、出願時に提出されたもの
  第 10,10/1,10/2 ページ*、 20.10.2014 付けで国際予備審査機関が受理したもの
  第 30,30/1 ページ*、 22.01.2015 付けで国際予備審査機関が受理したもの
- [V] 請求の範囲:
  第 ＿＿ 項、出願時に提出されたもの
  第 ＿＿ 項*、ＰＣＴ１９条の規定に基づき補正されたもの
  第 1,3-9,11-20 項*、 20.10.2014 付けで国際予備審査機関が受理したもの
- [V] 図面:
  第 1-7 図、出願時に提出されたもの
  第 ＿＿＿＿ ページ／図*、＿＿＿＿ 付けで国際予備審査機関が受理したもの
  第 ＿＿＿＿ ページ／図*、＿＿＿＿ 付けで国際予備審査機関が受理したもの
- [V] 配列表 － 配列表に関する補充欄を参照すること。

3. [V] 補正により、下記の書類が削除された。
- [ ] 明細書　第 ＿＿＿＿＿＿＿＿ ページ
- [V] 請求の範囲　第 2,10 項
- [V] 図面　第 8 図
- [ ] 配列表（具体的に記載すること）

4. [V] この報告は、補充欄に示したように、この報告に添付されかつ以下に示した補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認められるか、又は、この報告に添付されかつ以下に示した補正に出願時における国際出願中の補正の根拠を表示する書簡が添付されていなかったので、その補正がされなかったものとして作成した。（ＰＣＴ規則70.2(c)、(c の2)）
- [V] 明細書　第 22,31 ページ
- [ ] 請求の範囲　第 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 項
- [ ] 図面　第 ＿＿＿＿＿＿＿＿ ページ／図
- [ ] 配列表（具体的に記載すること）

5. [ ] この報告は、ＰＣＴ規則91の規定により国際予備審査機関が許可した又は国際予備審査機関に通知された明らかな誤りの訂正を、
- [ ] 考慮に入れて作成された（ＰＣＴ規則66.1(d の2)及び70.2(e)）。
- [X] 考慮に入れずに作成された（ＰＣＴ規則66.4の2及び70.2(e)）。

6. トップアップ調査について（ＰＣＴ規則66.1の3及び70.2(f)）
- [V] 国際予備審査機関は、 20.03.2015 付けでトップアップ調査を行った。
  - [V] トップアップ調査の結果、追加の関連する文献が発見された。
- [ ] トップアップ調査が何ら有益な目的に資さないため、国際予備審査機関はトップアップ調査を行わなかった。

7. [ ] この報告を作成するにあたり、補充国際調査機関である ＿＿＿＿＿＿＿＿ から受領した補充国際調査報告を考慮した。（ＰＣＴ規則45の2.8(b)及び(c)）

＊ 4. に該当する場合、その用紙に "superseded" と記入されることがある。

様式 PCT/IPEA/409（第 I 欄）（２０１５年１月）

SISR（→§3.3.3）を考慮に入れて IPER を作成した場合にチェックする。また、考慮した SISR を作成した補充国際調査機関（SISA）を下線部に記載する（例：SISA/EP）。

※1　IPER の作成完了前に、明らかな誤りの訂正を IPEA が許可した場合、又は明らかな誤りの訂正が IPEA に通知された場合には、IPER の作成において、当該訂正を考慮する必要がある（→§5.4.2（2）c.）。このため、5. の一番下の□にはチェックしない。
※2　明らかな誤りの訂正を国際調査段階において許可した場合には、5. の□にチェックしない。

a.　IPER 第 I 欄の記載における留意点

- IPER 第 I 欄 2. に報告の基礎を記載するに当たっては、以下の点に留意する。
  - 補正後の請求項、明細書のページ又は図を国際予備審査の基礎とした場合には、「____付けで国際予備審査機関が受理したもの」欄に記載する。この際、「____付け」の部分には、補正書の受理日を記載する。
  - 第 I 欄 2. の様式に沿って記載できない場合には、「補充欄参照」と記載して、詳細を補充欄において説明する。　→ § C.2.2 例12

- IPER 第 I 欄 2.、3. 及び 4. において、図面の□にチェックした場合には、下線部に図の番号又はページ番号を記載する。

b.　トップアップ調査

(a) トップアップ調査を行った日付

トップアップ調査を行った場合には、「国際予備審査機関は__付けでトップアップ調査を行った」の□にチェックした上で、トップアップ調査を行った日付として、以下の日付を記載する。

- IPEA 見解書の作成時にトップアップ調査を行った場合には、IPEA 見解書の作成日
- IPER の作成時にトップアップ調査を行った場合には、IPER の作成日

ただし、複数回トップアップ調査を行った場合には、上記のうち最も遅い日付を記載する。

(b) トップアップ調査の結果

トップアップ調査によって ISR において引用していなかった文献を新たに発見し、当該文献を IPER の第 V 欄又は第 VI 欄において引用する場合には、「トップアップ調査の結果、追加の関連する文献が発見された」の□にチェックする。

(c) トップアップ調査を行わなかった場合

トップアップ調査を行わなかった場合には、「トップアップ調査が何ら有益な目的に資さないため、国際予備審査機関はトップアップ調査を行わなかった」の□にチェックするとともに、その理由を補充欄に記載する。なお、トップアップ調査を行う必要がないのは、請求の範囲の全体を国際予備審査における除外対象（→ § 3.3.5）とした場合のみであり、それ以外の場合にはトップアップ調査を行う必要がある。

(3) 第 II 欄

優先権の主張に関して指摘すべき事項（→ § 3.8（3）b.（b））がある場合（表紙の 1. の「第 II 欄」にチェックした場合）に使用する。使用しない場合には IPER に含めない。

〈ISA 見解書又は IPEA 見解書の作成要領との相違点〉

- ISA 見解書と異なり、IPER においては、原則として、優先権の主張の基礎となる先の出願の内容を確認する必要がある [GL17.29]。このため、ISA 見解書と IPER においては、優先権の主張に関して指摘すべき事項（→ § 2.7.3（1）b.（d），§ 3.8（3）b.（b））が異なる。
- IPEA 見解書と IPER の作成要領における相違点はない。

以下の場合であって、全ての優先権の主張がされなかったものとして IPER を作成したときにチェックする [R66.7]。

（i）IB に対して先の出願の写し（優先権書類）を要請したにもかかわらず、優先権書類を入手できなかった場合

（ii）出願人に対して優先権書類の翻訳文の提出を求めた（→ § 5.9）にもかかわらず、期間内に当該翻訳文を入手できなかった場合

チェックした場合には、点線枠内の該当する☐にチェックする。

全ての優先権の主張に関して願書の記載事項に不備があるため、いずれの優先権の主張の効果も認めなかった場合（→ § 3.8（3）b.（a））にチェックする [GL17.30]。なお、優先権の主張の効果を認めなかった場合であっても、願書の記載事項に不備がなければチェックしない。

特許性に関する国際予備報告

国際出願番号
PCT/JP2013/888888

第Ⅱ欄　優先権

1. ☑ この報告は、次の書類が所定の期間内に提出されなかったので、優先権の主張がされなかったものとして作成した。
　☑ 優先権の主張の基礎となる先の出願の写し（ＰＣＴ規則66.7(a)）
　☐ 優先権の主張の基礎となる先の出願の翻訳文（ＰＣＴ規則66.7(b)）

2. ☐ この報告は、優先権の主張が無効であると認められるので、優先権の主張がされなかったものとして作成した。（ＰＣＴ規則64.1）
したがって、この報告においては、上記国際出願日を基準日とする。

3. 追加の意見（必要ならば）

様式 PCT/IPEA/409（第Ⅱ欄）（２０１５年１月）

1. 又は 2. に該当しない場合であって、以下のいずれかに該当するときに使用する。

- いずれかの優先権の主張の効果を認めなかった場合
- いずれかの優先権の主張の基礎となる先の出願の内容を確認できなかったために、優先権の主張の効果が認められるものと仮定した、又は優先権の主張がされなかったものとした場合

本欄を使用する際には、優先権の主張に関する審査官の判断を、出願人が理解できるように具体的に説明する。

〈3. を使用する場合の例〉

- 優先権の主張の効果が認められるか否かについて実体的判断を行った結果、いずれかの請求項について優先権の主張の効果が認められない場合（※）
- 特定の優先権の主張に関して願書の記載事項に不備があるが、他の優先権の主張の効果が認められるため、国際出願日以外の日が、IPER の基準日になると判断した場合

※　実体的判断の結果、いずれかの請求項について優先権の主張の効果が認められない場合には、その旨を第 II 欄ではなく、第 V 欄に新規性等に関する見解の説明とともに記載してもよい。

（4）第 III 欄

特定の請求項を国際予備審査における除外対象（→ § 3.3.5）とした場合（表紙の 1. の「第 III 欄」にチェックした場合）に使用する。使用しない場合には IPER に含めない。

〈ISA 見解書又は IPEA 見解書の作成要領との相違点〉

- ISA 見解書と異なり、IPER においては、「ISR が作成されていない発明」（→ § 4.1.4）に該当することを理由に、特定の請求項を除外対象とし得る。
- IPEA 見解書と IPER の作成要領における相違点はない。

通常、下側の☐にチェックする（※1）。
下側の☐にチェックした場合には、除外対象とした請求項（→ § 3.8（1））の番号を記載する（※2）。

該当する☐にチェックする。また、以下の内容を記載する（必要に応じて補充欄を使用する。）。

（i）除外対象とした請求項の番号（※2）
（ii）除外対象とした具体的な理由

「入手可能な配列表が存在せず…」の☐にチェックした場合には、点線枠内の一番上の☐にチェックする（※3）。

補充欄を使用する場合にチェックする。

特許性に関する国際予備報告

国際出願番号
PCT/JP2023/080045

第Ⅲ欄　新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成

次に関して、当該請求の範囲に記載されている発明の新規性、進歩性又は産業上の利用可能性につき、次の理由により審査しない。

☐ 国際出願全体
☐ 請求項 ＿＿＿＿＿＿＿＿

理由:

☐ この国際出願又は請求項 ＿＿＿＿＿＿＿＿ は、国際予備審査をすることを要しない次の事項を内容としている（具体的に記載すること）。

☐ 明細書、請求の範囲若しくは図面（次に示す部分）又は請求項 ＿＿＿＿＿＿＿＿ の記載が、不明確であるため、見解を示すことができない（具体的に記載すること）。

☐ 全部の請求項又は請求項 ＿＿＿＿＿＿＿＿ が、明細書による十分な裏付けを欠くため、見解を示すことができない（具体的に記載すること）。

☐ 請求項 ＿＿＿＿＿＿＿＿ について、国際調査報告が作成されていない。

☐ 入手可能な配列表が存在せず、有意義な見解を示すことができなかった。
出願人は所定の期間内に、
☐ WIPO標準ST.26に準拠する配列表を提出しなかったため、国際予備審査機関は、認められた形式、言語及び方法で配列表を入手することができなかった。
☒ ＰＣＴ規則13の3.1(a)及び13の3.2に基づく命令に応じた配列表の提出のための、要求された遅延提出手数料を支払わなかった。

☐ 詳細については補充欄を参照すること。

様式 PCT/IPEA/409（第Ⅲ欄）（２０２２年７月）

※1　請求の範囲の全体を国際予備審査における除外対象（→ § 3.3.5）とした場合のみ、上側の☐にチェックする。
※2　請求項中の特定の選択肢を除外対象とした場合（→ § 4.1 留意点）には、請求項の番号として「請求項○の一部」等と記載するとともに、どの選択肢を除外対象としたかを特定する。
※3　JPO では、遅延提出手数料を求めていないので、点線枠内の一番下の☐にはチェックしない。

（5）第 IV 欄

中間指令として IPEA/405（請求の範囲の減縮又は追加手数料の納付命令書）を通知した場合（※1）、又は IPEA/405 を通知しなかったが、IPER 作成時に発明の単一性の要件を満たさないと判断した場合（表紙の 1. の「第 IV 欄」にチェックした場合）に使用する。使用しない場合には IPER に含めない。

〈ISA 見解書又は IPEA 見解書の作成要領との相違点〉

- ISA 見解書と異なり、IPER においては、IPEA/405 に対する出願人の対応として、請求の範囲が減縮されることがある。また、請求の範囲が補正又は減縮された結果、発明の単一性の要件を満たすようになることがある。
- IPEA 見解書と異なり、IPER においては、本欄を使用する場合には、常に発明の単一性についての判断結果を記載する。

中間指令として IPEA/405 を通知した場合にチェックする。
チェックした場合には、IPEA/405 に対する出願人の応答の内容に応じて、点線枠内の 5 つの□（4 番目の□は除く）のうち、該当するものにチェックする。
なお、必要な追加手数料の一部のみが納付された場合には、「追加手数料を納付した」にチェックする。

中間指令として IPEA/405 を通知しなかったが、IPER 作成時に発明の単一性の要件を満たさないと判断した場合にチェックする。

発明の単一性の要件を満たしていないと判断した場合には、下側の□にチェックする。
また、以下のいずれかに該当する場合には、上側の□にチェックする。

- 請求の範囲を補正又は減縮したことにより、発明の単一性の要件を満たすようになった場合
- IPEA/420（追加手数料異議の決定）において、発明の単一性を満たすと判断された場合

特許性に関する国際予備報告

国際出願番号
PCT/JP2013/888888

第Ⅳ欄　発明の単一性の欠如

1. ☑ 請求の範囲の減縮又は追加手数料の納付命令書に対して、出願人は、規定期間内に、
- ☐ 請求の範囲を減縮した。
- ☐ 追加手数料を納付した。
- ☐ 追加手数料及び、該当する場合には、異議申立手数料の納付と共に、異議を申し立てた。
- ☒ 追加手数料の納付と共に異議を申し立てたが、規定の異議申立手数料を支払わなかった。
- ☑ 請求の範囲の減縮も、追加手数料の納付もしなかった。

2. ☐ 国際予備審査機関は、発明の単一性の要件を満たしていないと判断したが、ＰＣＴ規則68.1の規定に従い、請求の範囲の減縮及び追加手数料の納付を出願人に求めないこととした。

3. 国際予備審査機関は、ＰＣＴ規則13.1、13.2及び13.3に規定する発明の単一性を次のように判断する。
- ☐ 満足する。
- ☑ 以下の理由により満足しない。

発明の単一性の要件を満たしていないと判断した場合、以下の事項を記載する。

（i）　請求の範囲に含まれる発明の数
（ii）　各発明に区分した請求項の番号
（iii）　発明の単一性の要件を満たさないと判断した理由

また、どの発明について IPER を作成したかを特定する。

該当する□にチェックする。下側の□にチェックした場合には、国際予備審査において審査対象とした請求項の番号（→ § 3.5）を記載する（※2）。

4. したがって、国際出願の次の部分について、この報告を作成した。
- ☐ すべての部分
- ☑ 請求項 1,3-7,11-15 に関する部分

様式 PCT/IPEA/409（第Ⅳ欄）（２０１５年１月）

※1　IPEA/420（追加手数料異議の決定）において、国際出願が発明の単一性の要件を満たすと判断された場合であっても、本欄を使用する。
※2　発明の単一性について、中間指令に関する検討時とは異なる判断結果を記載する場合には、国際予備審査における審査対象が、「国際予備審査における審査対象の決定」（→ § 3.5）に基づいて決定される点に留意しつつ、どの請求項を審査対象としたかを、本欄の 3. において出願人が理解できるように説明する。

（6）第 V 欄

通常、使用する（表紙の 1. の「第 V 欄」にチェックする。）。ただし、請求の範囲の全体を国際予備審査における除外対象（→ § 3.3.5）とした場合には使用せず、IPER に含めない。

〈ISA 見解書又は IPEA 見解書の作成要領との相違点〉

- ISA 見解書と異なり、IPER においては、出願人の抗弁を考慮に入れて見解を説明する。
- IPEA 見解書と IPER の作成要領における相違点はない。

国際予備審査において審査対象とした全ての請求項（→ § 3.5）について、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性の有無に関する見解を示す。→ a.

1. で示した見解の根拠となる先行技術文献を記載する。

- 審査官は、国際予備審査において審査対象とした全ての請求項（→ § 3.5）に対して、新規性及び進歩性についての見解の根拠となる先行技術文献を提示しなければならない（※1，※2）[GL17.42]。
- 引用する先行技術文献を全て列挙する（周知技術を示す文献を引用する場合も含む。）。
- 先行技術文献の記載要領は、ISR における引用文献の記載要領と同様である（※3）。→ 別紙B

1. で示した見解についての説明を記載する。→ b.

特許性に関する国際予備報告

国際出願番号
PCT/JP2013/888888

第Ｖ欄　新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての法第12条（ＰＣＴ35条(2)）に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性（N）	請求項	1,3-7,11-15	有
	請求項		無
進歩性（IS）	請求項	14-15	有
	請求項	1,3-7,11-13	無
産業上の利用可能性（IA）	請求項	1,3-7,11-15	有
	請求項		無

2. 文献及び説明(ＰＣＴ規則70.7):

文献１：JP 2005-987654 A（XX株式会社）23.06.2005(2005-06-23)
段落［0040］-［0045］,図3
& US 2005/7777777 A1 段落[0042]-[0047],図3
& CN 8888888 A
文献２：EP 9999999 A1（XX CO., LTD.)15.12.2010(2010-12-15)
請求項1,図1
& US 2008/9999999 A1 請求項1,図1
文献３：日本国実用新案登録出願61-13333号(日本国実用新案登録出願公開62-24444号)の願書に添付した明細書及び図面の内容を記録したマイクロフィルム(有限会社XX)
14.02.1987(1987-02-14)
第7頁第10行-第9頁第3行,第5図
(ファミリーなし)

請求項１に係る発明は・・・

国際調査報告で引用された文献１には・・・

トップアップ調査によって発見された文献２には・・・

様式 PCT/IPEA/409（第Ｖ欄）（２０１５年１月）

※1　肯定的な見解を示す場合（新規性及び進歩性を否定しない場合）であっても、見解の根拠となる先行技術文献を提示する。
※2　不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立てがある場合の取扱いについては、第 5 章を参照。　→ § 5.15（2）b.（c）
※3　先行技術文献を記載するに当たっては、以下の点に特に留意する。→ 別紙B
- 文献を引用する場合には、特に参照すべき箇所を特定する。
- 英語以外の特許文献を引用する場合には、英語のパテントファミリー文献が存在するのであれば、そのうち少なくとも 1 つの文献において、特に参照すべき箇所を特定する[GL17.43]。

a.　見解

各項目の「有」と「無」の欄に、それぞれ該当する請求項の番号を記載する。この見解は、請求項ごとに 3 つの要件全てについて示す。

- 「新規性（N）」の判断基準　→ § 4.4
- 「進歩性（IS）」の判断基準　→ § 4.5
- 「産業上の利用可能性（IA）」の判断基準　→ § 4.6

b.　見解についての説明

見解の根拠となる先行技術文献に続いて、国際出願の請求の範囲に記載されている発明の新規性、進歩性及び産業上の利用可能性に関する見解の具体的な説明を記載する。記載する見解の内容に応じて、以下の点に留意する。

（a）否定的な見解を示す場合

- 新規性又は進歩性を否定する場合には、その根拠となる先行技術の技術内容を具体的に記載する。その際、必要に応じて、先行技術文献中の具体的な参照箇所も付記する。
- 特に、進歩性を否定する場合には、先行技術の技術内容だけでなく、本願発明と先行技術の相違点を明確にした上で、複数の先行技術を組み合わせる動機付けなど、進歩性を否定する論理付けも具体的に記載する。
- 産業上の利用可能性を否定する場合には、その根拠を具体的に記載する。
- 同一の請求項に、新規性、進歩性又は産業上の利用可能性を否定する理由が複数ある場合には、当該理由を全て指摘する。

（b）肯定的な見解を示す場合

- 新規性及び進歩性を肯定する場合には、見解の根拠となる先行技術との関係に言及しつつ、そのように判断した根拠を具体的に記載する。例えば、以下の点を記載する。

  – 先行技術文献に記載も示唆もされていない具体的な事項の指摘
  – 複数の先行技術を組み合わせる動機付けが困難である理由の説明
  – 先行技術と比較した有利な効果の指摘

（c）その他

- 見解書における審査官の見解に対して、出願人が答弁書において抗弁している場合には、当該抗弁を考慮に入れて見解を説明する。特に、審査官が当該抗弁に対して否定的な見解を述べる場合には、当該抗弁の要旨についても言及しつつ、それに対する審査官の判断を明確に記載する［GL19.31］。
- 国際段階においては、審査官は、請求項に記載されている発明が、いずれかの国において特許を受けることができる発明に該当するかどうかについて、何も言及してはならない［A35(2)］。
- 「国際予備審査における除外対象の検討」（→ § 3.3.5）における検討の結果、特定の請求項について、審査対象を限定した場合には、必要に応じて本欄で指摘する（→ § 3.8（1））。指摘するに当たっては、以下の内容を記載する。

  – 審査対象の具体的な範囲
  – 審査対象を限定した具体的な理由

- 優先権の主張に関する実体的判断の結果、いずれかの請求項について優先権の主張の効果が認められない場合には、その旨を本欄に記載してもよい（→ § 3.10（3））。

（7）第 VI 欄

IPER における E 又は O 文献（→ § 3.8（3））を引用する場合（表紙の 1. の「第 VI 欄」にチェックした場合）に使用する。使用しない場合には IPER に含めない。

IPER における E 文献（→ § 3.8（3））を記載する [R70.10]。
、なお、ここで挙げた E 文献に関して、本願発明との一致点や相違点についての説明を第 V 欄に記載してもよい。

引用する E 文献に係る出願が、先の出願に基づく優先権の主張を伴う場合には、当該文献に記載された「主張する優先日」を記載する（※2）。

書面による開示以外の開示の種類（口頭による開示、使用、展示等）とともに、IPER における O 文献（→ § 3.8（3））を記載する [R70.9]。
なお、ここで挙げた O 文献に関して、本願発明との一致点や相違点についての説明を第 V 欄に記載してもよい。

特許性に関する国際予備報告

国際出願番号
PCT/JP2013/888888

第VI欄　ある種の引用文献

1. ある種の公表された文書（ＰＣＴ規則70.10）

出願番号 特許番号	公知日 （日.月.年）	出願日 （日.月.年）	優先日 （有効な優先権の主張） （日.月.年）
EP 4567890 A1	27.11.2013	23.05.2012	-
JP 2014-999999 A	29.05.2014	31.10.2013	14.11.2012

文献番号（※1）　公表日　出願日

2. 書面による開示以外の開示（ＰＣＴ規則70.9）

書面による開示以外の開示の種類	書面による開示以外の開示の日付 （日.月.年）	書面による開示以外の開示に言及している書面の日付 （日.月.年）

書面による開示以外の開示の種類及び書面による開示以外の開示に言及する文献名　書面による開示以外の開示の日付　書面による開示以外の開示に言及する文献の公表日

様式 PCT/IPEA/409（第VI欄）（２０１５年１月）

※1　公表された出願又は特許が対象となるので、IPER で引用する E 文献の文献番号を記載する。出願番号は記載しない。
※2　先の出願に基づく優先権の主張を伴う E 文献を引用するに当たっては、「主張する優先日」が基準日前であるか否かの確認のみを行えばよく、その主張が認められるか否かの判断を行う必要はない。ただし、本願請求項に係る発明の新規性又は進歩性の判断に関連する事項が、E 文献には記載されているものの、優先権の主張の基礎となる先の出願の当初明細書等には記載されていないことを発見した場合には、その旨を第 V 欄において指摘することができる [R70.10]。

（8）第 VII 欄

国際出願の形式又は内容の欠陥を指摘する場合（表紙の 1. の「第 VII 欄」にチェックした場合）に使用する。使用しない場合には IPER に含めない。

〈ISA 見解書又は IPEA 見解書の作成要領との相違点〉

- ISA 見解書及び IPEA 見解書と IPER の作成要領における相違点はない。

特許性に関する国際予備報告

国際出願番号
PCT/JP2013/888888

第Ⅶ欄　国際出願の欠陥

この国際出願の形式又は内容について、次の欠陥を発見した。

審査官は、国際出願の形式又は内容についての欠陥（例えば、PCT 規則 5 から 11 までに規定される要件を満たさないこと）を発見した場合には、本欄で指摘することができる [GL17.09]。

（欠陥の例）

- 明細書のページ番号が連続していない [R11.7(a)]。

ただし、審査官はこのような欠陥を発見するための追加的な作業を行う必要はない。

〈留意点〉
例えば以下のような場合における記載要件違反は、形式又は内容についての欠陥ではなく、実体的な記載要件違反に該当するので、本欄では指摘しない。

- 請求項に記載された用語の意味内容を理解できない場合
- 請求項の記載内容に技術的な欠陥がある場合

なお、実体的な記載要件違反のうち、「重要かつ関連する問題」を伴う記載要件違反については、第 VIII 欄で指摘する。

様式 PCT/IPEA/409（第Ⅶ欄）（２０１５年１月）

（9）第 VIII 欄

国際出願の明細書、請求の範囲又は図面における「重要かつ関連する問題」を伴う記載要件違反を指摘する場合（表紙の 1. の「第 VIII 欄」にチェックした場合）に使用する。使用しない場合には IPER に含めない。

〈ISA 見解書又は IPEA 見解書の作成要領との相違点〉

- ISA 見解書及び IPEA 見解書と IPER の作成要領における相違点はない。
  （なお、ISA 見解書における「調査対象」は、IPEA 見解書及び IPER における「審査対象」に対応する。）

特許性に関する国際予備報告

国際出願番号
PCT/JP2013/888888

第Ⅷ欄　国際出願についての意見

請求の範囲、明細書及び図面の明瞭性又は請求の範囲の明細書による十分な裏付についての意見を次に示す。

本欄においては、「重要かつ関連する問題」を伴う記載要件違反（※）のみを指摘する（→§3.8（1））。

指摘するに当たっては、以下の内容を記載する。

（i）「重要かつ関連する問題」を伴う記載要件違反の具体的な内容
（ii）審査対象の具体的な範囲

なお、（ii）については、本欄に記載した上で、第 V 欄にも記載してよい。

様式 PCT/IPEA/409（第Ⅷ欄）（２０１５年１月）

※　「重要かつ関連する問題」を伴う記載要件違反とは、「明細書、請求の範囲又は図面が記載要件を満たさない結果、有意義な調査・審査を行うことができない発明」（→§4.1.2）に該当することを理由として、特定の請求項を除外対象とした場合や、特定の請求項について調査対象・審査対象を限定した場合において、そのような除外又は限定の原因となった記載要件違反を意味する。
→§4.7（2）a.

（10）配列表に関する補充欄

国際出願がヌクレオチド又はアミノ酸配列を含む場合に使用する。使用しない場合には IPER に含めない。

〈ISA 見解書又は IPEA 見解書の作成要領との相違点〉
- ISA 見解書（第 I 欄 3. から 5. まで）及び IPEA 見解書と IPER の作成要領における相違点はない。
  （なお、ISA 見解書における「国際調査の基礎」は、IPEA 見解書及び IPER における「国際予備審査の基礎」に対応する。）

国際予備審査の基礎とした配列表について記載する。

特許性に関する国際予備報告

国際出願番号
PCT/JP2023/080045

配列表に関する補充欄

第 I 欄 2．の続き

1. この国際出願で開示されかつ請求の範囲に係る発明に必要なヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき国際予備報告を作成した。
   a. ☐ 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
   b. ☐ 国際出願日後に、国際調査及び／又は国際予備審査のために提出された配列表
      ☐ 配列表が出願時の国際出願の開示の範囲を超えるものではない旨の陳述書が添付されていた。
   c. ☐ ＰＣＴ34 条に基づく補正*として _____ 付けで国際予備審査機関に提出された配列表
2. ☐ この国際出願で開示されかつ請求の範囲に係る発明に必要なヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、この国際予備報告は、WIPO標準ST.26に準拠する配列表なしで特許協力条約第33条(1)に規定する有意義な見解を示すことができる限度において作成された。
3. 補足意見:

＊第 I 欄 4．に該当する場合、国際予備審査報告の基礎となる配列表に"superseded"と記入されることがある。

様式 PCT/IPEA/409（配列表に関する補充欄）（２０２２年７月）

（11）補充欄

他のページの続きを記載する場合に使用する。使用しない場合には IPER に含めない。

〈ISA 見解書又は IPEA 見解書の作成要領との相違点〉

- ISA 見解書及び IPEA 見解書と IPER の作成要領における相違点はない。

どの欄の続きであるのかを明記する。

特許性に関する国際予備報告

国際出願番号
PCT/JP2013/888888

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合
第Ⅲ欄の続き

様式 PCT/IPEA/409（補充欄）（２０１５年１月）

3.11　IPER の附属書類の添付

（1）IPER に添付する附属書類

以下の（i）から（iii）までの補正書又は訂正請求書がいずれも提出されていない場合には、審査官は、IPER に附属書類を添付しない。

他方、（i）から（iii）までの補正書又は訂正請求書のいずれかが提出されている場合には、以下の a. 又は b. のとおり、当該補正又は訂正のために提出された差替え用紙及び書簡（→ 参考 1）を附属書類として添付する。

なお、具体的な事例については別紙 D を参照。　→ 別紙 D

（i）　19 条補正書 [1]（→ 参考 2）
（ii）　34 条補正書 [2]
（iii）　IPEA が許可した明らかな誤りの訂正請求書 [3]

a.　上記補正書又は訂正請求書の提出が 1 回のみの場合

当該補正又は訂正のために提出された全ての差替え用紙及び書簡を添付する [4]。

b.　上記補正書又は訂正請求書の提出が 2 回以上の場合

補正又は訂正のために提出された差替え用紙及び書簡は、原則として添付する [A36(1), R70.16]。ただし、以下の点に留意する。

（i）　後の補正によって差し替えられた、又は取り消されたとみなされる差替え用紙及び書簡については、当該後の補正が、補正の実体的要件を満たすと判断されるか否か（→ § 3.3.4（2））に応じて、以下のとおり取り扱う。

---

[1] 「条約第 19 条（1）に基づく説明書」（→ § 1.10.1（4））は、差替え用紙にも書簡にも該当しないため、添付しない。

[2] IPEA/432（補正を考慮しないことの通知書）を作成し、出願人に対して補正を考慮しなかった旨を通知した場合（→ § 5.11）には、当該補正のために提出された差替え用紙及び書簡は、IPER に添付しない。

[3] 明らかな誤りの訂正請求書が提出されている場合であっても、その請求を国際調査段階において ISA が許可した場合や、国際予備審査段階において IPEA が許可しなかった場合には、当該請求のために提出された差替え用紙及び書簡は、IPER に添付しない。

[4] 補正の適否は最終的には各選択国において判断されることであるから、IPEA が補正の実体的要件を満たさないと判断した場合であっても、当該補正のために提出された差替え用紙及び書簡を IPER に添付する。

- 当該後の補正が、補正の実体的要件を満たすと判断される場合には添付しない [R70.16(a)]。
  - 書簡とともに提出された全ての差替え用紙を添付しない場合には、当該書簡も添付しない。
- 当該後の補正が、補正の実体的要件を満たさないと判断される場合には添付する [R70.16(b)]。
  なお、この場合には、以下のとおり対応する [S602(a)(iv)]。
  - 差替え用紙の下部余白の中央に、「SUPERSEDED REPLACEMENT SHEET (RULE 70.16(b))」と記入する。
  - 書簡の下部余白の中央に、「ACCOMPANYING LETTER (RULE 70.16(b))」と記入する。

(ii)　後の訂正（IPEA が許可した訂正）によって差し替えられた、又は取り消されたとみなされる差替え用紙は添付しない [R70.16(a)]。

(iii)　請求の範囲の補正のために提出された差替え用紙を添付する場合には、請求の範囲全体の差替え用紙及び書簡を添付する [1] [R46.5(a), R66.8(c)]。

[1] ただし、後の訂正によって差し替えられた差替え用紙は添付しない。
→ § D.4例17，例 18

（参考 1）

■ 「書簡」とは

ここでいう「書簡」とは、19 条補正、34 条補正又は明らかな誤りの訂正のために、出願人から提出された差替え用紙を含む一式の書類のうち、差替え用紙及び「条約第 19 条（1）に基づく説明書」（→ § 1.10.1（4））を除いた書類を意味する。書誌的事項を記載した用紙（表紙）等も、当該「書簡」の一部を構成する。

「書簡」には、以下の内容が記載される [R66.8(a), (c), R46.5(b), R91.2, R26.4]。

（a）19 条補正又は 34 条補正における書簡

- 補正前と補正後との相違についての注意喚起
- 当該補正の根拠となる出願当初の国際出願（明細書、請求の範囲又は図面）の記載箇所の表示

（b）明らかな誤りの訂正のための書簡

- 差し替えられる用紙と差替え用紙との相違についての注意喚起

（参考 2）

■ 19 条補正書の添付

19 条補正書の写しは、通常、IB から IPEA に送付されるが（様式 PCT/IB/337 が用いられる。）[R62.1(ii)]、それに先だって、出願人から IPEA に直接提出される場合もある（通常、国際予備審査請求書に添付されるが、条約第 19 条に規定される補正書の写しの提出書に添付される場合もある。）[R53.9(a)(i), R62.2]。審査官は、いずれか 1 つの 19 条補正書の写しとして受領した差替え用紙及び書簡を IPER の附属書類として添付する。

なお、19 条補正書を添付する際に、様式 PCT/IB/337 を用いる場合には、当該様式の表紙は附属書類として添付しない点に留意する。

（2）IPER に添付する附属書類の種類

審査官は、表 3-5 に照らして、IPER に添付する附属書類の種類を確認する。また、その結果を IPER の表紙に記載する。　→ § 3.10（1）

表 3-5　IPER に添付する附属書類の種類

附属書類の種類	差替え用紙及び書簡
(a)　補正された、明細書、請求の範囲及び／又は図面の用紙及び／又はこの国際予備審査機関が許可した訂正を含む用紙（差替えられ、又は取り消されたものを除く）及び添付された書簡（PCT 規則 46.5, 66.8, 70.16, 91.2 及び実施細則第 607 号参照）	以下に示す（c）以外の差替え用紙及び書簡
(b)　この報告の作成開始時に、許可されていないか、この国際予備審査機関に通知されなかったために、国際予備審査機関によって考慮されなかった訂正を含む用紙及び添付された書簡（PCT 規則 66.4 の 2, 70.2(e), 70.16 及び 91.2）	なし　→ 解説
(c)　第 I 欄 4. 及び補充欄に示したように、国際予備審査機関が、補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認めたか、又は、出願時における国際出願中の補正の根拠を表示する書簡が添付されていないと認めた差替え用紙によって差替えられた用紙及び添付された書簡（PCT 規則 70.16(b)参照）	「SUPERSEDED REPLACEMENT SHEET (RULE 70.16(b))」と記入した差替え用紙 及び 「ACCOMPANYING LETTER (RULE 70.16(b))」と記入した書簡

（解説）

PCT 規則 70.16(a)(iv)には、IPER に添付すべき附属書類として、「報告が 70.2(e)に規定する表示を含む場合には、66.4 の 2 の規定に従って考慮しない明白な誤記の訂正に関する用紙及び書簡」が挙げられている。表 3-5 の（b）は、上記規定に基づいて添付する附属書類を意味するものと解されるが、IPEA としての JPO においては、「70.2(e)に規定する表示」（IPER の第 I 欄 5.）をする場合には、PCT 規則 66.4 の 2 の規定に関わらず、常に明らかな誤りの訂正を考慮することとしている（→ § 5.4.2（2）c.）。したがって、(b）に該当する附属書類が生ずることはない。

3.12　特許性に関する国際予備報告（特許協力条約第二章）（IPRP(II)）の送付の通知書（IPEA/416）の作成要領

本様式には、書誌的事項のみを記載すればよい。

特　許　協　力　条　約

発信人：日本国特許庁（国際予備審査機関）

あて先
代理　任　様
〒000-0000
日本国
東京都□□区△△ ○ー○ー○

PCT

特許性に関する国際予備報告（特許協力条約第二章）の送付の通知書

（法施行規則第57条）
［ＰＣＴ規則71.1］

発送日（日.月.年）		
出願人又は代理人の書類記号 5678H	重要な通知	
国際出願番号 PCT/JP2013/888888	国際出願日（日.月.年） 20.12.2013	優先日（日.月.年） 20.12.2012
出願人（氏名又は名称） 株式会社パテント		

1. 国際予備審査機関は、この国際出願に関して特許性に関する国際予備報告及び付属書類が作成されている場合には、それらをこの送付書とともに送付することを、出願人に通知する。

2. 国際予備報告及び付属書類が作成されている場合には、すべての選択官庁に通知するために、それらの写しを国際事務局に送付する。

3. 選択官庁から要求があったときは、国際事務局は国際予備報告（付属書類を除く）の英語の翻訳文を作成し、それをその選択官庁に送付する。

4. 注 意

出願人は、各選択官庁に対し優先日から３０月以内に（官庁によってはもっと遅く）所定の手続（翻訳文の提出及び国内手数料の支払い）をしなければならない（ＰＣＴ39条（１））（様式ＰＣＴ／ＩＢ／３０１とともに国際事務局から送付された注を参照）。

国際出願の翻訳文が選択官庁に提出された場合には、その翻訳文は、特許性に関する国際予備報告の付属書類の翻訳文を含まなければならない。この翻訳文を作成し、関係する選択官庁に直接送付するのは出願人の責任である。

選択官庁が適用する期間及び要件の詳細については、ＰＣＴ出願人の手引き第Ⅱ巻を参照すること。

出願人はＰＣＴ第33条(5)に注意する。すなわち、ＰＣＴ第33条(2)から(4)までに規定する新規性、進歩性及び産業上利用可能性の基準は国際予備審査にのみ用いるものであり、締約国は、請求の範囲に記載されている発明が自国において特許を受けることができる発明であるかどうかを決定するに当たっては、追加の又は異なる基準を適用することができる（ＰＣＴ第27条(5)も併せて参照）。そのような追加の基準は、例えば、実施可能要件や特許請求の範囲の明確性又は裏付け要件を、特許要件から免除することも含む。

名称及びあて先 日本国特許庁(IPEA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目４番３号	権限のある職員 特許庁長官 9Z 9999 電話番号 03-3581-1101 内線 XXXX

様式 PCT/IPEA/416（２００４年１月）

技術単位コード、審査官コード及び電話番号を記載する。「権限のある職員」は、「特許庁長官」とする。

3.13　IPEA 見解書又は IPER の作成完了後の業務

3.13.1　IPEA 見解書の作成完了後の業務

審査官は、IPEA 見解書の作成完了後であっても、以下のような業務が生じ得る点に留意する。

(1) 出願人からの指定期間延長請求

IPEA 見解書において指定した答弁のための期間は、出願人が期間の満了前に延長する旨を請求した場合には、延長することができる [R66.2(e)]。

IPEA 見解書に対する応答期間の満了前に、当該応答期間の延長が出願人から請求された場合には、審査官は、可能な限り速やかに延長の認否を判断し、その判断結果を出願人に通知する。出願人から指定期間の延長が請求された対応の詳細は、第 5 章を参照。　→ § 5.10

(2) 補正を考慮しなかった旨の通知

IPEA 見解書の作成完了とすれ違いで 34 条補正書が提出された場合には、審査官は、様式 PCT/IPEA/432 を用いて、「補正を考慮しないことの通知書」（IPEA/432）を作成し、IPEA 見解書の作成時に当該補正を考慮しなかった旨を出願人に通知する。　→ § 5.11

ただし、審査官は、次回の着手時に当該補正書による補正を考慮する必要がある点に留意する。

3.13.2　IPER の作成完了後の業務

審査官は、IPER の作成完了後であっても、以下のような業務が生じ得る点に留意する。

(1) 明らかな誤りの訂正

明らかな誤りの訂正請求は、優先日から 26 月以内の期間であれば、「権限のある機関」に提出可能である [R91.2]。

したがって、出願人は、IPER を受領した後であっても、上記期間内であれば、国際出願の書類中の明らかな誤りの訂正を自発的に請求することができる。

明らかな誤りの訂正が請求された場合には、審査官は、速やかに訂正の可否を判断し、その判断結果を出願人及び IB に通知する。出願人から明らかな誤りの訂正が請求された場合の対応の詳細は、第 5 章を参照。　→ § 5.4.2

（2）補正を考慮しなかった旨の通知

IPER の作成完了とすれ違いで 34 条補正書が提出された場合には、審査官は、様式 PCT/IPEA/432 を用いて、「補正を考慮しないことの通知書」（IPEA/432）を作成し、IPER 作成時に補正を考慮しなかった旨を出願人に通知する。　→ § 5.11

（3）IPER の訂正

IPER の作成完了後にその訂正が必要となった場合には、審査官は IPER を訂正する。例えば、以下のような場合には、IPER の記載事項の訂正が必要となる [GL19.34]。

- 審査官が、補正を考慮する必要がある期間内（→ § 3.3.4（1）b.）に提出された補正書による補正を考慮せずに、IPER を作成した場合

ただし、単に、審査官が作成した IPER に対して、出願人が異議を唱えているという理由では、IPER を訂正しない [GL19.34]。

第４章

国際段階における
実体的要件の判断基準

第４章　国際段階における実体的要件の判断基準

目次

4.1　調査・審査における除外対象 ……1
4.1.1　調査・審査をすることを要しない対象 ……2
4.1.2　明細書、請求の範囲又は図面が記載要件を満たさない結果、有意義な調査・審査を行うことができない発明 ……9
4.1.3　入手可能な配列表が存在しないため、有意義な調査・審査を行うことができない発明 ……15
4.1.4　ISR が作成されていない発明 ……17
4.2　発明の単一性 ……22
4.3　先行技術（新規性及び進歩性の判断の根拠となる開示） ……32
4.4　新規性 ……37
4.5　進歩性 ……40
4.6　産業上の利用可能性 ……43
4.7　明細書及び請求の範囲の記載要件 ……46
4.8　補正 ……52
4.9　優先権 ……54

〈本章の概要〉

本章では、国際段階において審査官が判断すべき事項（実体的要件）についての判断基準を解説する。

各実体的要件について、国際段階において従うべき規定等の概要を「(1) 関連する条約、規則、ガイドライン等の概要」にまとめるとともに、その内容を前提として、JPO の審査官がどのように判断すべきかを、「(2) 国際段階における判断基準」に具体的に記載した。

特に、日本国内において類似の要件が存在する項目については、「特許・実用新案審査基準」（以下「国内審査基準」という。）における判断基準との相違点を明記した。

〈ハイパーリンクについて〉

本章の説明において、国内審査基準を参照している箇所には、[F, A] や [F] との表記で、国内審査基準へのハイパーリンクを設置した。「F」は国内審査基準の全文（Full Text：特許庁ホームページに掲載されている PDF ファイル）へのリンクを、「A」は概要（Abstract：本章の各節末に記載する「関連する国内審査基準の概要」）へのリンクを意味する。

例：JPGL 第 III 部第 1 章 2.1.5（2）（情報の単なる提示）[F, A]

〈「関連する国内審査基準の概要」について〉

本章の各節末に記載する「関連する国内審査基準の概要」は、各実体的要件の判断結果を予見する上で重要と考えられる国内審査基準の一部の記載を要約・抜粋したものである。これらは、出願人の利便性の向上のため、参考となる情報を提供することを意図しているが、要約・抜粋という性格上、全ての関連情報を網羅的に含むものではない点に留意が必要である。

国内審査基準の正確な理解のためには、「F」のリンクを用いて、国内審査基準の全文を参照されたい。

なお、国内審査基準の全文は、以下の URL からも参照可能である。

日本語原文：https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/index.html

英語仮訳：https://www.jpo.go.jp/e/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/index.html

4.1　調査・審査における除外対象

国際出願の請求の範囲に以下の（i）から（iv）までのいずれかに該当するものが含まれる場合には、それらは国際調査及び国際予備審査（以下単に「調査・審査」という。）における除外対象となり得る。

以下、§ 4.1.1 から § 4.1.4 までにおいて、それぞれどのように判断すべきかについて解説する。

（i）　調査・審査をすることを要しない対象　→ § 4.1.1
（ii）　明細書、請求の範囲又は図面が記載要件を満たさない結果、有意義な調査・審査を行うことができない発明　→ § 4.1.2
（iii）　入手可能な配列表が存在しないため、有意義な調査・審査を行うことができない発明　→ § 4.1.3
（iv）　ISR が作成されていない発明　→ § 4.1.4

なお、（iv）「ISR が作成されていない発明」（→ § 4.1.4）については、国際予備審査段階においてのみ除外対象とすることが可能である。

また、調査・審査における除外対象を検討するに当たっては、審査官は、以下の点に留意する。

〈留意点〉

- 原則として、除外対象に該当するか否かの判断は請求項ごとに行う。ただし、以下の例の請求項 3 のような場合には、選択肢ごとに判断してもよい。

  例：請求項 1　A を有する○○（除外対象に該当する）
  　　請求項 2　B を有する○○（除外対象に該当しない）
  　　請求項 3　さらに C を有する請求項 1 又は 2 に記載の○○

- 可能な限り、除外対象が最小限となるように判断する。

4.1.1　調査・審査をすることを要しない対象

(1) 関連する条約、規則、ガイドライン等の概要

- PCT 規則 39.1 及び 67.1 に規定される特定の対象（subject matter）については、ISA/IPEA は調査・審査することを要しない [A17(2)(a)(i), A34(4)(a)(i), R39.1, R67.1]。上記の対象は、調査・審査から除外してもよいが、必ずしも除外しなくてもよい。ISA/IPEA は、上記の対象が国内法令において特許を受けることができないとされている場合であっても、上記の対象について調査・審査を行ってもよい[GL9.02]。
- 従属請求項について、二以上の他の請求項を引用する従属請求項（「多数従属請求項」）は、他の多数従属請求項のための基礎として用いてはならず、国内法令が同様にこれを禁止している場合、違反する請求項について ISA/IPEA は調査・審査しないことができる[A17(2)(a)(i), A34(4)(b), R6.4(a), GL9.41, GL16.28]。
- 各 ISA/IPEA が調査・審査する対象は、各 ISA/IPEA と IB との間の取決め（→ § 1.6.1 (4)）において規定されており、除外される対象は各 ISA/IPEA により異なる [GL9.02]。
- 一般原則として、調査は、実施可能な場合には常に実施すべきである [GL9.03]。
- 国際調査は、可能かつ合理的である限り、請求の範囲に含まれる事項の全体又は補正後の請求の範囲に含まれるであろうと合理的に予測される事項の全体について行う [R33.3(b), GL15.66]。

(2) 国際段階における判断基準

審査官は、表 4-1 に照らして除外対象とする請求項[1]を判断する。

PCT 規則 39.1 及び 67.1 には、調査・審査を要しない特定の対象が列記されているが、ISA/IPEA としての JPO においては、請求項に記載されたものがこれらに該当したとしても、直ちには調査・審査における除外対象とはしない。

従属請求項について、多数従属請求項は、他の多数従属請求項のための基礎として用いてはならず、国内法令が同様にこれを禁止している場合、違反する請求項について ISA/IPEA は調査・審査しないことができるとされているが、ISA/IPEA としての JPO においては、当該違反する請求項について、調査・審

[1] 原則として、除外対象に該当するか否かの判断は請求項ごとに行う（→ § 4.1 留意点）。

査における除外対象とはしない。

なお、原則として、調査・審査は、実施可能な場合には常に実施するべきであり [GL9.03]、除外対象が最小限となるように判断する。

例えば、特定の請求項を除外対象とし得る場合であっても、補正後の請求項に含まれるであろうと合理的に予測される事項を考慮すれば、有意義な調査・審査が可能となる場合には、当該請求項を除外対象とはしない。補正後の請求項に含まれるであろうと合理的に予測される事項に基づき、調査・審査を行う [R33.3(b), GL15.66]。

表 4-1 「調査・審査をすることを要しない対象」に関する除外対象の判断基準

R39.1/R67.1	除外の可否	判断基準
(i) 科学及び数学の理論	除外対象とし得る。	(i) に該当することが明らかな請求項のみ除外対象としてもよい。 (i) に該当するか否かが明らかでない請求項は除外対象とはしない。 → 解説 (a)
(ii) 植物及び動物の品種又は植物及び動物の生産の本質的に生物学的な方法	除外対象とはしない。 → 解説 (b)	–
(iii) 事業活動、純粋に精神的な行為の遂行又は遊戯に関する計画、法則又は方法	除外対象とし得る［GL A9.07[2]］。	(iii) に該当することが明らかな請求項のみ除外対象としてもよい。 (iii) に該当するか否かが明らかでない請求項は除外対象とはしない。 → 解説 (a)
(iv) 手術又は治療による人体又は動物の体の処置方法及び人体又は動物の体の診断方法	除外対象とはしない。 → 解説 (b), (c)	–
(v) 情報の単なる提示	除外対象とし得る。	JPGL 第 III 部第 1 章 2.1.5 (2) (情報の単なる提示) [F, A] に基づいて (v) に該当するか否かを判断する。 (v) に該当する請求項のみ除外対象としてもよい。
(vi) コンピューター・プログラムのうち国際調査機関が当該プログラムについて先行技術を調査する態勢にある範囲外のもの	除外対象とはしない［GL A9.15[2]］。	– ※ ただし、(i)、(iii) 又は (v) のいずれかに該当する請求項は、そのことを理由として除外対象としてもよい。 → 解説 (d)
R6.4(a)	**除外の可否**	**判断基準**
(vii) 他の多数従属請求項を基礎として用いる多数従属請求項	除外対象とはしない［GL A5.16[2]］。 → 解説 (e)	–

（解説）

(a)　(i) 及び (iii) については、国内審査基準において明確に対応する類型は存在しないことから、国内審査基準に基づいて適切に運用することは困難である。そこで、除外対象が最小限となるように判断する、という原則を考慮して、明らかに (i) 又は (iii) に該当すると判断できる請求項のみを除外対象としてもよいこととする。

(b)　(ii) の全体、及び (iv) のうち「手術又は治療による動物の体の処置方法及び動物の体の診断方法」については、国内審査基準において調査対象・審査対象としているものである。ISA/IPEA としての JPO においては、IB との間の取決め（第 4 条及び附属書 C）（→ § 1.6.1 (4)）に基づき、日本国の国内出願で調査対象・審査対象としているものについては、除外対象とはできない [GL9.02]。したがって、これらに該当する請求項であっても、調査・審査における除外対象とはしない。

(c)　(iv) のうち「手術又は治療による人体の処置方法及び人体の診断方法」については、日本国の国内出願では調査対象・審査対象から除外することが可能である。しかしながら、多くの場合において、医療機器や医薬について調査・審査を実施すれば、当該方法についての調査・審査も実質的に終了する。また、これらを国内段階において調査対象・審査対象としている国もあることから、これらを国際段階において調査・審査することは意義がある。したがって、ISA/IPEA としての JPO においては、IB との間の取決め（第 4 条及び附属書 C）（→ § 1.6.1 (4)）に基づき、(iv) に該当する請求項であっても、そのことを理由として除外対象とはしないこととする。

(d)　(vi) について、国内出願において先行技術の調査を行わないものの多くは、請求項の形式又は種類にとらわれず、その内容を考慮すれば、(i)、(iii) 又は (v) のいずれかに該当する。したがって、(vi) に該当する請求項であっても、そのことのみを理由として除外対象とはしない。

例：　実質的には数学的アルゴリズムのみに特徴があるプログラム　→ (i)
ビジネスの手法そのものに特徴があるプログラム　→ (iii)
プログラム・リスト　→ (v)

(e)　(vii) について、日本国の国内出願では、多数従属請求項は、他の多数従属請求項のための基礎として用いてはならず、違反する請求項は調査対象・審査対象から除外する。しかしながら、国内段階において多数従属請求項を他の多数従属請求項のための基礎として用いることを制限しておらず、当該請求項を調査対象・審査対象としている国もあることから、このような請求項を国際段階において調査・審査することは意義がある。したがって、(vii) に該当する請求項であっても、そのことを理由として除外対象とはしないこととする。

（3）留意事項

〈ISR・見解書等[1]の作成時に使用する様式・欄について〉

上記（2）に基づく判断の結果、以下の a. 又は b. のいずれかに該当する場合には、その旨を ISR、見解書等において指摘する[2]。

→ § 2.7.1（1），§ 3.8（1）

a.　特定の請求項を除外対象とした場合[3]

ISR の第 II 欄や見解書等の第 III 欄において指摘する。

b.　特定の請求項について調査対象・審査対象を限定した場合

見解書等の第 V 欄において指摘する。

例：特定の請求項を除外対象とはしないものの、補正後の請求項に含まれるであろうと合理的に予測される事項に基づいて調査・審査を行った場合

【参考】関連する国内審査基準の概要

JPGL 第 III 部第 1 章　発明該当性及び産業上の利用可能性（特許法第 29 条第 1 項柱書）[F]

2.1　「発明」に該当しないものの類型 [F]

2.1.5（2）情報の単なる提示 [F]

情報の単なる提示（提示される情報の内容にのみ特徴を有するものであって、情報の提示を主たる目的とするもの）は、「発明」に該当しない。

以下の例は、情報の単なる提示に当たる。

- 機械の操作方法又は化学物質の使用方法についてのマニュアル
- 録音された音楽にのみ特徴を有する CD
- デジタルカメラで撮影された画像データ
- 文書作成装置によって作成した運動会のプログラム

---

[1] 以下、本章において「見解書等」とは、「ISA 見解書、IPEA 見解書又は IPER」を意味する。

[2] 国際調査段階において請求の範囲の全体を除外対象とした場合には、ISA/203（ISR を作成しない旨の決定）及び ISA 見解書の第 III 欄において指摘する（ISR は作成しない。）。

[3] 請求項中の特定の選択肢を除外対象とした場合（→ § 4.1 留意点）を含む。

- コンピュータプログラムリスト（コンピュータプログラムの、紙への印刷、画面への表示等による提示（リスト）そのもの）

なお、情報の提示（提示それ自体、提示手段、提示方法等）に技術的特徴があるものは、情報の単なる提示に当たらない。

4.1.2　明細書、請求の範囲又は図面が記載要件を満たさない結果、有意義な調査・審査を行うことができない発明

(1) 関連する条約、規則、ガイドライン等の概要

- 明細書、請求の範囲又は図面が記載要件を満たさない[1]結果、有意義な調査・審査を行うことができない発明は、調査・審査における除外対象とすることができる [A17(2)(a)(ii), A34(4)(a)(ii)]。
- 特定の請求項について調査・審査が全く不可能な状況は例外的であり、請求項の一部が要件を満たさない場合であっても、明細書、請求の範囲又は図面が十分に理解できる範囲で調査・審査を行う [GL9.01, GL9.19, GL9.26]。
- 出願が規定の要件を満たしていなかったとしても、それを克服する適当な補正を考慮に入れることにより、請求項の全体又は一部について有意義な調査・審査が可能である場合は、その部分について調査・審査を行う [R33.3(b), GL9.26]。

(2) 国際段階における判断基準

a.　基本的な考え方

特定の請求項の**全体**について、「明細書、請求の範囲又は図面が記載要件を満たさない結果、有意義な調査・審査を行うことができない」と判断した場合には、当該請求項を調査・審査における除外対象としてもよい[2] [A17(2)(a)(ii), A34(4)(a)(ii)]。

他方、特定の請求項の**一部のみ**について「明細書、請求の範囲又は図面が記載要件を満たさない結果、有意義な調査・審査を行うことができない」と判断した場合には、当該請求項を除外対象とはしない。ただし、有意義な調査・審査を行うことができる部分に限定して調査・審査を行ってもよい。
→ b.（a）

「明細書、請求の範囲又は図面が記載要件を満たさない結果、有意義な調査・審査を行うことができない」と判断してもよいのは、以下の表 4-2 の（i）から（iii）までのいずれかに該当する部分のみである。それ以外の部分については、調査・審査を行う。

---

[1] PCT 第 5 条又は第 6 条に規定する要件を欠く場合に、明細書、請求の範囲又は図面が記載要件を満たさないと判断される。　→ § 4.7

[2] 原則として、除外対象に該当するか否かの判断は請求項ごとに行う（→ § 4.1 留意点）。

表 4-2　有意義な調査・審査を行うことができないと判断してもよい部分

(i)	実施可能要件を満たさない場合	請求項に係る発明に関し、明細書が、当業者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載されていないことが明らかな場合において、当業者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載されていない部分
(ii)	明確性要件を満たさない場合	請求項に係る発明のうち、明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識を参酌しても明確に把握することができない部分
(iii)	サポート要件を満たさない場合	請求項に係る発明が、明細書において発明の課題が解決できることを当業者が認識できる程度に記載された範囲を超えていることが明らかな場合において、その「記載された範囲を超えている」部分

なお、可能な限り、除外対象が最小限となるように判断する。

例えば、特定の請求項を除外対象とし得る場合であっても、補正後の請求項に含まれるであろうと合理的に予測される事項を考慮すれば、有意義な調査・審査が可能となる場合には、当該請求項を除外対象とはしない。補正後の請求項に含まれるであろうと合理的に予測される事項に基づき、調査・審査を行う [R33.3(b), GL9.26]。　→ b.（b）

b.　具体的な判断手法

上記表 4-2 の（i）から（iii）までに該当するか否かの判断は、以下の国内審査基準の記載に基づいて行う。　→ § 4.7（2）

（i）　JPGL 第 II 部第 1 章第 1 節 [1]（実施可能要件）[F, A]
（ii）　JPGL 第 II 部第 2 章第 3 節（明確性要件）[F, A]
（iii）　JPGL 第 II 部第 2 章第 2 節（サポート要件）[F, A]

（a）請求項に有意義な調査・審査を行うことができる部分が含まれる場合

特定の請求項の一部が上記（i）から（iii）までのいずれかに該当する場合であっても、当該請求項に有意義な調査・審査を行うことができる部分が含まれる場合には、当該請求項を除外対象とはしない。有意義な調査・審査を行うことができる部分に限定して調査・審査を行う。

[1] ただし、微生物等の寄託が所定の要件を満たしていないとしても実施可能要件違反とは判断しない。　→ § 4.7（2）

事例 1：
請求項 1　X 試験法によりエネルギー効率を測定した場合に、電気で走行中のエネルギー効率が a～b % であるハイブリッドカー。

（前提）
- ハイブリッドカーの技術分野においては、通常、電気で走行中のエネルギー効率は a % よりはるかに低い x % 程度であって、a～b % なる高いエネルギー効率を実現することは困難であることが出願時の技術常識である。
- 明細書に記載されている具体的な実施例は、「ベルト式無段変速機に対して Y 制御を行う制御手段を備えたハイブリッドカー」のみである。
- 明細書の記載及び出願時の技術常識を考慮すると、ベルト式以外の形式の無段変速機に対して Y 制御を適用した場合にも、同様の高いエネルギー効率を達成できることが理解できる。

（説明）
明細書の記載及び出願時の技術常識を考慮すると、上記請求項には、(i) 又は (iii) に該当する部分が含まれるが、少なくとも、「無段変速機に対して Y 制御を行う制御手段を有するハイブリッドカー」に関する部分については有意義な調査・審査を行うことができるため、上記請求項を除外対象とはしない。審査官は、上記部分を含め、有意義な調査・審査を行うことができる部分に限定して、当該請求項についての調査・審査を行う。
なお、このように特定の請求項について調査対象・審査対象を限定した場合には、見解書等の第 VIII 欄（及び、必要に応じて第 V 欄）において指摘する。 →（3）b.

(b) 合理的に予測される補正を考慮すれば、有意義な調査・審査が可能となる場合

特定の請求項が上記 (i) から (iii) までのいずれかに該当する場合であっても、明細書（特に実施例）及び図面の記載を参酌して、補正後の請求項に含まれるであろうと合理的に予測される事項を考慮すれば、有意義な調査・審査が可能となる場合には、当該請求項を除外対象とはしない。補正後の請求項に含まれるであろうと合理的に予測される事項に基づき、調査・審査を行う。

事例 2：
請求項 1　回動可能なキャスター、座部、及び該座部に傾倒自在に設けられた、図 1 に示されるような背もたれを有することを特徴とするリクライニングチェア。

（前提）
- 図 1 には、背もたれを有するリクライニングチェアが記載されており、明細書及び図面の記載を参酌すると、「図 1 に示されるような背もたれ」は「背中の形の凹部が設けられた背もたれ」を意味するものと予測できる。
- しかしながら、図 1 の記載からは、「図 1 に示されるような背もたれ」が、それ以外の事項（例：「ばねを内蔵する背もたれ」）を意味する可能性も否定できない。

（説明）
「図 1 に示されるような背もたれ」との記載では、図 1 に示されるいずれの事項を意味しているのか明確でない。しかしながら、明細書及び図面の記載を参酌すると、上記の記載は、「背中の形の凹部が設けられた背もたれ」と補正されることが合理的に予測できるので、上記請求項を除外対象とはしない。審査官は、そのような予測される補正後の請求項に基づき、当該請求項についての調査・審査を行う。
なお、このように特定の請求項について調査対象・審査対象を限定した場合には、見解書等の第 VIII 欄（及び、必要に応じて第 V 欄）において指摘する。　→（3）b.

〈特記事項〉
特定の請求項を除外対象とするのは、以下の例のように、補正後の請求項に含まれるであろうと合理的に予測される事項を考慮しても、請求項に有意義な調査・審査を行うことができる部分が全く含まれないという例外的な場合のみである [GL9.26, GL9.28]。

事例 3：
請求項 1　私の発明は 100 万ドルの価値がある。

（前提）
- 明細書及び図面の記載、並びに出願時の技術常識を参酌しても、上記請求項が具体的にどのような発明を意図しているかを把握することができない。

（説明）
明細書及び図面の記載、並びに出願時の技術常識を参酌しても、請求項 1 に係る

発明を明確に把握することができない。また、有意義な調査・審査が可能となるような補正を予測することもできない。したがって、請求項 1 には、有意義な調査・審査を行うことができる部分が全く含まれておらず、請求項 1 を除外対象としてもよい。
　なお、特定の請求項を除外対象とした場合には、ISR の第 II 欄や見解書等の第 III 欄において指摘する。　→（3）a.

（3）留意事項

〈ISR・見解書等の作成時に使用する様式・欄について〉

　上記（2）に基づく判断の結果、以下の a. 又は b. のいずれかに該当する場合には、その旨を ISR や見解書等において指摘する [1]。
→ § 2.7.1（1），§ 3.8（1）

a.　特定の請求項を除外対象とした場合 [2]

ISR の第 II 欄や見解書等の第 III 欄において指摘する。

例：　補正後の請求項に含まれるであろうと合理的に予測される事項を考慮しても、特定の請求項に有意義な調査・審査が可能となる部分が全く含まれない場合（→（2）事例 3）

b.　特定の請求項について調査対象・審査対象を限定した場合

見解書等の第 VIII 欄（及び必要に応じて第 V 欄）において指摘する。

例 1：特定の請求項を除外対象とはしないものの、有意義な調査・審査を行うことができる部分に限定して調査・審査を行った場合（→（2）事例 1）

例 2：特定の請求項を除外対象とはしないものの、補正後の請求項に含まれるであろうと合理的に予測される事項に基づいて調査・審査を行った場合（→（2）事例 2）

---

[1] 国際調査段階において請求の範囲の全体を除外対象とした場合には、ISA/203（ISR を作成しない旨の決定）及び ISA 見解書の第 III 欄において指摘する（ISR は作成しない。）。

[2] 請求項中の特定の選択肢のみを除外対象とした場合（→ § 4.1 留意点）を含む。

〈非公式な明確化〉

有意義な調査・審査を行うことができない程度に、明細書、請求の範囲又は図面が記載要件を満たさない場合には、審査官は必要に応じて、出願人に対して非公式に明確化を求めることができる［GL9.34, GL9.35］。

国際調査段階で出願人との間で非公式な明確化を行った場合には、ISA/207 を作成する。詳細については第 5 章を参照。　→ § 5.3.1

【参考】関連する国内審査基準の概要

JPGL 第 I 部第 2 章　審査の手順

第 2 節　先行技術調査及び新規性・進歩性等の判断［F］

2.3　調査対象から除外され得る発明［F］

以下の類型（i）から（vi）までのいずれかに該当する発明は、調査対象から除外され得る。

（i）　新規事項が追加されていることが明らかな発明（第 17 条の 2 第 3 項違反）

（ii）　不特許事由があることが明らかな発明（第 32 条違反）

（iii）　第 2 条に規定された「発明」に該当しないことが明らかなもの又は産業上利用することができる発明に該当しないことが明らかである発明（第 29 条第 1 項柱書違反）

（iv）　発明の詳細な説明及び図面の記載並びに出願時の技術常識を参酌しても発明を把握することができないほどに記載が明確でない請求項に係る発明（第 36 条第 6 項第 2 号違反）

（v）　請求項に係る発明に関し、発明の詳細な説明において、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者(以下この部において「当業者」という。)がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載されていないことが明らかな場合において、当業者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載されていない部分に係る発明（第 36 条第 4 項第 1 号違反）

（vi）　請求項に係る発明に関し、発明の詳細な説明において、発明の課題が解決できることを当業者が認識できる程度に記載された範囲を超えていることが明らかな場合において、その「記載された範囲を超えている」部分に係る発明（第 36 条第 6 項第 1 号違反）

4.1.3　入手可能な配列表が存在しないため、有意義な調査・審査を行うことができない発明

（1）関連する条約、規則、ガイドライン等の概要

- 国際出願がヌクレオチド又はアミノ酸配列（以下単に「配列」という。）の開示を含む場合には、PCT 実施細則附属書 C [S208] に定める基準を満たす配列表の提出が必要である [R5.2(a)]。
- 出願人が、上記の基準を満たし、かつ、言語依存フリーテキストを含む場合は言語依存フリーテキストを ISA/IPEA が認める言語（ISA/IPEA が JPO の場合は英語）で記載した配列表を提出していない場合には、ISA/IPEA は、調査・審査のために、その提出を出願人に求めることができる [R13 の 3.1(a), R13 の 3.2, PCT 実施細則附属書 C 段落 19]。
- ISA/IPEA は、出願人が要求された配列表を提出しない場合には、配列表なしで有意義な調査・審査を行うことができる限度においてのみ、国際出願の調査・審査を行うことを要する [R13 の 3.1(d), R13 の 3.2]。

（2）国際段階における判断基準

審査官は、国際出願が以下の全ての要件に該当する場合には、「ヌクレオチド及び／又はアミノ酸配列表提出命令書並びに遅延提出手数料の支払命令書」（ISA/225 又は IPEA/441）を作成し、出願人に配列表の提出を求めることができる（→ § 5.5.2）。

（i）　国際出願が配列の開示を含む
（ii）　所定の基準を満たす配列表が提出されていない（→ § 5.5.1（2））
（iii）　配列表なしでは有意義な調査・審査を行うことができない発明が存在する

そして、ISA/225 又は IPEA/441 を通知したにもかかわらず、出願人が配列表を提出しない場合に限り、審査官は、配列表なしでは有意義な調査・審査を行うことができない請求項を除外対象とすることができる [1]。

ただし、可能な限り、除外対象が最小限となるように留意する。

[1] 原則として、除外対象に該当するか否かの判断は請求項ごとに行う（→ § 4.1 留意点）。

（3）留意事項

〈ISR・見解書等の作成時に使用する様式・欄について〉

上記（2）に基づく判断の結果、特定の請求項を除外対象とした場合には、その旨を ISR の第 II 欄や見解書等の第 III 欄において指摘する [1]。

→ § 2.7.1（1），§ 3.8（1）

[1] 国際調査段階において請求の範囲の全体を除外対象とした場合には、ISA/203（ISR を作成しない旨の決定）及び ISA 見解書の第 III 欄において指摘する（ISR は作成しない。）。

4.1.4　ISR が作成されていない発明

(1) 関連する条約、規則、ガイドライン等の概要

- ISR が作成されていない発明に関する請求項は、国際予備審査の対象とすることを必要としない [R66.1(e), GL19.25]。

(2) 国際段階における判断基準

a.　基本的な考え方

審査官は、請求の範囲の全体について国際予備審査を行うことが可能な場合には、「ISR が作成されていない発明」が含まれているか否かについての検討を行うことを要しない。

「ISR が作成されていない発明」が含まれているか否かについて検討を行う場合には、審査官は、以下のとおり対応する。

- 「具体的な判断手法」（→ b.）に基づいて、請求の範囲に「ISR が作成されていない発明」が含まれているか否かを判断する。
  - この際、他の理由によって除外対象とした請求項（→ § 4.1.1, § 4.1.2, § 4.1.3）を除いた後の請求の範囲（本節においては、以下、単に「請求の範囲」という。）を対象として判断を行う。
- 国際調査段階（ISR 及び ISA 見解書の作成時）においては、この検討は行わない。

検討の結果、「ISR が作成されていない発明」が発見された場合には、当該発明に関する請求項を国際予備審査における除外対象としてもよい[1]。

ただし、可能な限り、除外対象が最小限となるように留意する。

b.　具体的な判断手法

(a) 請求の範囲が補正されていない場合

ISR の作成時から請求の範囲が補正されていない場合には、国際調査において調査対象とした請求項（→ § 2.5）に係る発明は、「ISR が作成されている発明」であり、それ以外の請求項に係る発明を、「ISR が作成されていない発明」と判断する。

[1] 原則として、除外対象に該当するか否かの判断は請求項ごとに行う（→ § 4.1 留意点）。

(b) 請求の範囲が補正された場合

ISR の作成時から請求の範囲が補正された場合において、以下のいずれかに該当する請求項に係る発明は「ISR が作成されている発明」であり、それ以外の請求項に係る発明を、「ISR が作成されていない発明」と判断する。

- ISR における「主発明」[1]に対して発明の単一性を有する請求項に係る発明
- ISR において国際調査を行った「追加発明」[2, 3]に対して発明の単一性を有する請求項に係る発明

すなわち、補正後の請求項に係る発明のうち、ISR において国際調査が行われた「主発明」又は「追加発明」のいずれに対しても発明の単一性を有しない請求項に係る発明を、「ISR が作成されていない発明」と判断する。　→ 解説

具体的には、審査官は、以下に示すような、JPGL 第 IV 部第 3 章（発明の特別な技術的特徴を変更する補正）の 3.1（具体的な判断手順）[F, A] に準じた手順に沿って判断を行う。

〈「ISR が作成されていない発明」の判断手順〉

以下の（i）及び（ii）のいずれにおいても「ISR が作成されている発明」とは判断されなかった請求項に係る発明を、「ISR が作成されていない発明」と判断する。

なお、(i) において、補正後の全ての請求項に係る発明が「ISR が作成されている発明」と判断された場合には、(ii) の判断を行うことは要しない。

---

1 「主発明」とは、追加手数料の納付の有無にかかわらず、必ず調査・審査を行う「単一の一般的発明概念を形成するように連関している一群の発明」である [A17(3)(a), A34(3)(c), R13.1]。　→ § 4.2

2 「追加発明」とは、請求の範囲に記載されている、「主発明」以外の「単一の一般的に発明概念を形成するように連関している一群の発明」である。　→ § 4.2

3 追加手数料が納付されなかったが、追加の先行技術調査が全く又はほとんど必要でなかったため国際調査を行った「追加発明」については、ISR 作成時に「追加発明」の全体について調査を行った場合のみ、「ISR において国際調査を行った「追加発明」」に該当すると解する。

(i)　補正後の全ての請求項に係る発明が、ISR において「主発明」に区分された全ての請求項に係る発明の後に続けて記載されていたと仮定して、発明の単一性の要件を満たすか否かを判断する。発明の単一性の判断は § 4.2 に示されている手順に沿って行う。
→ § 4.2（2）
この判断の結果、ISR における「主発明」に対して発明の単一性を有する請求項に係る発明は、「ISR が作成されている発明」と判断する。

(ii)　ISR において、「主発明」のみならず、一又は複数の「追加発明」についても国際調査を行った場合には、それらの「追加発明」のそれぞれについて、(i) と同様の判断を行う。すなわち、補正後の全ての請求項に係る発明が、ISR においてそれぞれの「追加発明」に区分された全ての請求項に係る発明の後に続けて記載されていたと仮定して、発明の単一性の要件を満たすか否かを判断する [1]。

（解説）
ISR において国際調査が行われた「主発明」又は「追加発明」に対して発明の単一性を有する補正後の請求項に係る発明は、補正前の請求の範囲に記載されていたと仮定した場合には、それらの「主発明」又は「追加発明」に区分されていたはずの発明である。
このような請求項に係る発明を「ISR が作成されていない発明」と判断し、国際予備審査における除外対象とすることは妥当ではない。したがって、ISR において国際調査が行われた「主発明」又は「追加発明」のいずれに対しても発明の単一性を有しない請求項に係る発明のみを、「ISR が作成されていない発明」と判断する。

(3) 留意事項

〈ISR・見解書等の作成時に使用する様式・欄について〉

上記（2）に基づく判断の結果、特定の請求項を除外対象とした場合には、IPEA 見解書や IPER の第 III 欄において指摘する。　→ § 3.8（1）

[1] 例えば、ISR における「追加発明」が 3 個であって、全ての追加発明について ISR を作成していた場合には、上記（ii）の判断を 3 回行う。

【参考】関連する国内審査基準の概要

JPGL 第 IV 部第 3 章　発明の特別な技術的特徴を変更する補正（特許法第 17 条の 2 第 4 項）[F]

1.　概要 [F]

発明の特別な技術的特徴を変更する補正とは、以下の（i）及び（ii）の発明の間で発明の単一性の要件を満たさないものとなる補正であり、第 17 条の 2 第 4 項は、第 37 条の発明の単一性の要件を、補正前と補正後の特許請求の範囲に記載された発明の間に拡張するものである。

（i）　補正前の特許請求の範囲に記載されていた発明のうち、拒絶理由通知において特許をすることができないものか否かについての判断が示された全ての発明
（ii）　補正後の特許請求の範囲に記載される事項により特定される全ての発明

発明の特別な技術的特徴を変更する補正がされると、審査官がそれまでになされた先行技術調査、審査の結果を有効に活用することができなくなる場合がある。その場合は、審査官が先行技術調査、審査をやり直すこととなるため、迅速、的確な権利付与に支障が生じる。また、出願間の取扱いの公平性も、十分に確保されなくなる。こうした観点を踏まえ、特許法は、第 17 条の 2 第 4 項の規定を設けている。

3.1　具体的な判断手順 [F]

審査官は、以下の（1）から（3）までの手順により、補正が発明の特別な技術的特徴を変更する補正であるか否かを判断する。

（1）　補正後の特許請求の範囲に記載される事項により特定される全ての発明が、拒絶理由通知において特許をすることができないものか否かについての判断が示された全ての発明の後に続けて記載されていたと仮定する。
（2）　そのように仮定した場合において、補正後の発明が、「第 II 部第 3 章　発明の単一性」の 2. に照らして、第 37 条の要件以外の要件についての審査対象となるか否かを判断する。
（3）　（2）の判断の結果、審査対象とならない発明があった場合は、当該補正は、発明の特別な技術的特徴を変更する補正であると判断す

る。

　また、(2) の判断において、審査対象となる発明を、第 17 条の 2 第 4 項以外の要件についての審査対象とする。

4.2　発明の単一性

(1) 関連する条約、規則、ガイドライン等の概要

- 国際出願には、一の発明又は単一の一般的発明概念を形成するように連関している一群の発明のみを含ませることができる（「発明の単一性の要件」）[R13.1, GL10.01]。
- 一群の発明が同一の国際出願の請求の範囲に記載されている場合には、これらの発明の間に、一又は二以上の同一の又は対応する「特別な技術的特徴」を含む技術的な関係があるときに限り、発明の単一性の要件は満たされる [R13.2, GL10.01]。
  - 「特別な技術的特徴」とは、各発明が全体として先行技術に対して行う貢献を明示する技術的特徴をいう [R13.2, GL10.01]。
- 発明の単一性の欠如は、明らかな場合には確かに提起すべきであるが、狭義的、文言的、あるいは学問的なアプローチで提起したり固執したりすべきではない。また、各事案においては、「疑わしきは出願人の利益にする」を考慮して発明の単一性の有無を判断する [GL10.04, GL10.04A]。

(2) 国際段階における判断基準

a.　基本的な考え方

審査官は、以下の手順に従って、発明の単一性に関する判断を行う。

なお、発明の単一性は、通常は、「請求項に係る発明」の間で判断する。ただし、一の請求項において形式上又は事実上の選択肢が存在する場合には、「選択肢に基づいて把握される発明」の間でも判断する。以下、本節（§ 4.2）においては、「請求項に係る発明」間で判断する場合について解説するが、「選択肢に基づいて把握される発明」の間で判断する場合も同様である。

(i)　下記「『主発明』の認定方法」（→ b.（a））に基づいて、「主発明」[1] を認定する。

(ii)　認定の結果、「主発明」に区分されなかった請求項に係る発明が請求の範囲に存在する場合には、その国際出願は、発明の単一性の要

[1] 「主発明」とは、追加手数料の納付の有無にかかわらず、必ず調査・審査を行う「単一の一般的発明概念を形成するように連関している一群の発明」である [A17(3)(a), A34(3)(c), R13.1]。

件を満たさないと判断する。

(iii)　国際出願が発明の単一性の要件を満たさないと判断した場合には、下記「発明の数の算定方法」（→ b.（b））の記載に基づいて、請求の範囲に含まれる「追加発明」[1]の数を算定する。

b.　具体的な判断手法

(a)「主発明」の認定方法

JPGL 第 II 部第 3 章 4.（審査対象の具体的な決定手順）[F] の手順に沿って判断した結果、「審査対象」となる請求項に係る発明を、国際段階における「主発明」に区分する。

ただし、以下の点で国際段階の判断基準と国内審査基準が相違していることに留意する。

〈国内審査基準との相違点〉

- 国際段階において「主発明」を認定するに当たっては、必ずしも先行技術調査を行う必要はない [GL10.08]。先行技術調査を行ったか否かによらず、判断時点において把握している先行技術に基づいて、特別な技術的特徴を認定する。
- 発明の単一性は、除外対象とした請求項[2]（→ § 4.1）を除いた後の請求の範囲（本節においては、以下、単に「請求の範囲」という。）に基づいて判断する。
- 表 4-3 に示すとおり、国際段階においては、JPGL 第 II 部第 3 章 4.2（審査の効率性に基づく審査対象の決定）のうち、4.2（1）及び（2）(i)，(ii)，(iii) についてのみ判断する。
  （4.2（2）(iv) 又は (v) に該当する発明や、その他の「まとめて審査を行うことが効率的である発明」は、国際段階における「主発明」には区分しない。）　→ 解説

なお、本節末の【参考】に、上記認定方法の詳細な手順を示す。
→【参考】

---

[1] 「追加発明」とは、請求の範囲に記載されている、「主発明」以外の「単一の一般的に発明概念を形成するように連関している一群の発明」である。
[2] 除外対象とした請求項は、ISR の第 II 欄や見解書等の第 III 欄において指摘する。

表 4-3　国内審査基準と国際段階での判断基準の対応関係

<table>
<tr><th colspan="3">国内審査基準において「審査対象」となる発明
（JPGL 第 II 部第 3 章）</th><th>国際段階において
「主発明」に区分する
請求項に係る発明</th></tr>
<tr><td colspan="3">4.1　特別な技術的特徴に基づく審査対象の決定</td><td>手順 A
STF に基づく「主発明」の判断　→【参考】</td></tr>
<tr><td colspan="3">4.2　審査の効率性に基づく審査対象の決定</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td>（1）</td><td>特許請求の範囲の最初に記載された発明の発明特定事項を全て含む同一カテゴリーの請求項に係る発明（※ただし、一部を除く。）</td><td>手順 B
独立請求項と従属請求項間の単一性判断　→【参考】</td></tr>
<tr><td>（2）
（i）～（iii）[1]</td><td rowspan="2">上記 4.1 及び 4.2（1）に基づいて審査対象とした発明について審査をした結果、実質的に追加的な先行技術調査又は判断を必要とすることなく審査をすることが可能である発明</td><td>手順 C
実質同一又はそれに準ずる発明の判断　→【参考】</td></tr>
<tr><td>（2）
（iv）、（v）[2]</td><td>×</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>審査対象とした発明とまとめて審査を行うことが効率的である発明のうち、4.2（1）及び（2）（i）から（v）までのいずれにも該当しない発明</td><td>×</td></tr>
</table>

1　（i）　上記 4.1 及び 4.2（1）に基づいて審査対象とした発明と表現上の差異があるだけの他の発明
（ii）　上記 4.1 及び 4.2（1）に基づいて審査対象とした発明に対し、周知技術、慣用技術の付加、削除、転換等をした他の発明であって、新たな効果を奏するものではないもの
（iii）　上記 4.1 及び 4.2（1）に基づいて審査対象とした発明との差異が「技術の具体的適用に伴う設計変更」又は「数値範囲の最適化又は好適化」である他の発明であって、その差異が引用発明と比較した有利な効果を奏するものでもないことを容易に判断できるもの

2　（iv）　上記 4.1 及び 4.2（1）に基づいて審査対象とした発明を審査した結果、その発明が新規性又は進歩性を有しないことが判明した場合において、その発明を包含する広い概念の他の発明
（v）　上記 4.1 及び 4.2（1）に基づいて審査対象とした発明を審査した結果、ある発明特定事項を有する点で、その発明が新規性及び進歩性を有していることが判明した場合において、その発明特定事項を含む他の発明

（解説）
国内審査基準においては、4.2（2）（i），（ii），（iii）以外の「まとめて審査を行うことが効率的な発明」を特定するためには、それまでに審査対象とした発明についての先行技術調査及び審査を完了する必要がある（例：4.2（2）（iv），（v））。しかしながら、上述のとおり、国際段階においては発明の単一性の判断に当たって、必ずしも先行技術調査を行うことを要しないため、そのような発明を国際段階における「主発明」には区分しない。
また、まとめて審査を行うことが効率的であるか否かという観点は、PCT 規則に規定されている発明の単一性の要件である「単一の一般的発明概念を形成するように連関している」という要件［R13.1］を満たすか否かという観点とは、異なる観点である。このことから、特定の請求項に係る発明が、「主発明」とまとめて審査を行うことが効率的であったとしても、その理由のみで「主発明」には区分しない。

（b）発明の数の算定方法

国際出願が発明の単一性の要件を満たさないと判断した場合には、以下の（i）から（vi）までの手順に沿って、請求の範囲に含まれる「発明の数」を算定する。また、各「追加発明」それぞれに区分する請求項に係る発明を特定する。

（i）　上記「『主発明』の認定方法」（→（a））において「主発明」に区分した請求項に係る発明を除いた後の請求の範囲を対象として、「『主発明』の認定方法」（→（a））を行う。
（ii）　上記（i）の結果、「審査対象」となる請求項に係る発明を、一の「追加発明」に区分する。
（iii）　それまでに「主発明」又は「追加発明」に区分した請求項に係る発明を除いた後の請求の範囲を対象として、上記（i）と同様の判断を行い、その結果に基づき、（ii）と同様の認定を行う。
（iv）　全ての請求項に係る発明が、「主発明」又はいずれかの「追加発明」に区分されるまで、（iii）の手順を繰り返す。
（v）　（ii）から（iv）までで認定した追加発明の数を、請求の範囲に含まれる「追加発明」の数として算定する。
（vi）　（v）で認定した「追加発明」の数に、「主発明」の数である 1 を加えた値を、請求の範囲に含まれる「発明の数」として算定する。

(3) 留意事項

〈発明の単一性の判断に関連する業務〉

発明の単一性の判断に関連する業務（中間指令、ISR の作成等）を行うに当たっては、以下の参照先における記載内容にも留意する。

- 国際調査段階
  - 中間指令の検討時　→ § 2.4.1
  - 調査対象の決定時　→ § 2.5
  - ISR 及び ISA 見解書の作成時　→ § 2.7.1（2）
- 国際予備審査段階
  - 中間指令の検討時　→ § 3.4.1
  - 審査対象の決定時　→ § 3.5
  - IPEA 見解書又は IPER 作成時　→ § 3.8（2）

【参考】「主発明」の認定方法の詳細な手順

上記「『主発明』の認定方法」（→（2）b.（a)）に記載のとおり、審査官は、JPGL 第 II 部第 3 章 4. の記載に基づいて「主発明」を認定することが可能である。しかしながら、JPGL 第 II 部第 3 章 4. には、PCT 規則や PCT 実施細則に則した解説は記載されておらず、また、用いられている用語も国際段階での運用を意図したものとなっていない。

そこで、国際段階における運用を意図した用語を用いて、上記（2）b.（a）に示した「主発明」の認定方法の詳細な手順を、手順 A から 手順 C までに分割して以下に示す。また、PCT 規則や PCT 実施細則に則した解説も付記する。

〈具体的な判断手法〉

審査官は、「主発明」を認定するため、以下の 手順 A から 手順 C までの判断を行う。これらのいずれかの手順において「主発明」に区分した請求項に係る発明を、国際段階における「主発明」として認定する。

なお、この判断に当たっては、審査官は、判断時点において把握している先行技術に基づいて特別な技術的特徴（special technical feature：以下単に「STF」という。）を認定する。

手順 A　STF に基づく「主発明」の判断（JPGL 第 II 部第 3 章　4.1 [F]）

以下の（1）から（4）までの手順により、「主発明」に区分する請求項に係る発明を判断する。なお、以下の手順における「従属請求項」とは、独立請求項に係る発明の発明特定事項を全て含む（**注 1**）同一カテゴリーの請求項を意味する [GL10.06]。

（1）　請求項 1 に係る発明（**注 2**）について、STF の有無を判断する。

（2）　請求項 1 に係る発明が STF を有しない場合は、請求項 1 の従属請求項に係る発明があるか否かを判断する。そのような発明がある場合は、そのうち、請求項に付した番号が最も小さい請求項に係る発明について、STF の有無を判断する（**注 3**）。

（3）　既に STF の有無を判断した請求項に係る発明が STF を有しない場合は、直前に STF の有無を判断した請求項の従属請求項に係る発明があるか否かを判断する。そのような発明がある場合は、そのうち、請求項に付した番号の最も小さい請求項に係る発明を選択して、STF の有無を判断する（**注 3**）。この手順を、STF が発見されるか、又は直前に STF の有無を判断した請求項の従属請求項に係る発明が存在しなくなるまで繰り返す。

（4）　手順（1）から（3）までにおいて、STF が発見された場合は、以下の（i）及び（ii）を「主発明」に区分する。手順（1）から（3）までにおいて、STF が発見されなかった場合は、以下の（i）を「主発明」に区分する。

　　（i）　それまでに STF の有無を判断した請求項に係る発明

　　（ii）　発見された STF と同一の又は対応する STF を有する請求項に係る発明

（**注 1**）発明の「発明特定事項を全て含む」場合とは、例えば、以下の（i）から（iv）までのいずれかの場合である。発明特定事項を全て含むか否かの判断においては、審査官は、請求項が形式的に独立形式であるか引用形式であるかにとらわれずに判断する。

　（i）　その発明に別の発明特定事項を付加した場合

　（ii）　その発明について一部又は全部の発明特定事項を下位概念化した場合

　（iii）　その発明に択一的に記載された要素がある場合に、その択一的に記

載された要素の一部を削除した場合

（iv）　その発明について発明特定事項の一部が数値範囲である場合に、それを更に限定した場合

（注 2）　請求項 1 の発明特定事項が選択肢で表現されている場合は、原則として、最初の選択肢を選んで把握される発明である。ただし、マーカッシュ形式で記載された化学物質に係る発明等の場合は、審査官は、実施例等の記載を考慮して、適切な選択肢を選んで把握される発明とする。

（注 3）　次に STF の有無を判断しようとする請求項に係る発明が以下の（i）及び（ii）の両方に該当する場合は、審査官は、更に STF の有無を判断することを要しない。

（i）　直前に STF の有無を判断した請求項に係る発明に、技術的関連性の低い技術的特徴を追加したものである場合

（ii）　追加された技術的特徴から把握される、発明が解決しようとする具体的な課題も、関連性の低いものである場合

（解説）

PCT 実施細則によれば、発明の単一性はまず、従属請求項ではなく、独立請求項との関連においてのみ考慮されなければならない、とされている［S206, PCT 実施細則附属書 B (c)］。

したがって、請求項 1 に係る発明と他の独立請求項に係る発明とが、同一の又は対応する STF を有する場合には、両者は同一の発明群に属し、そうでない場合には、両者を別々の発明群に属すると判断することも可能である。

しかしながら、ISA/IPEA としての JPO においては、出願人の利益を考慮して、両者が同一の又は対応する STF を有しない場合であっても、以下の（a）又は（b）に示される請求項に係る発明については、「主発明」に区分する。

（a）　請求項 1 に係る発明と、他の独立請求項に係る発明が同一の又は対応する STF を有していない場合であっても、その独立請求項に従属する請求項に係る発明のうち、請求項 1 に係る発明と同一の又は対応する STF を有する発明を「主発明」に区分する。

（b）　請求項 1 に係る発明が STF を有していない場合であっても、原則として、請求項 1 の従属請求項に係る発明から STF を有する発明を見つけ出し、その請求項に係る発明と同一の又は対応する STF を有する請求項に係る発明を「主発明」に区分する。

上記（1）から（4）までの手順は、このような考え方に基づき、「主発明」に区分する請求項に係る発明を効率的に判断できるように再構成したものである。

手順 B 独立請求項と従属請求項間の単一性判断

（JPGL 第 II 部第 3 章　4.2（1）[F]）

請求項 1 に係る発明が STF を有するか否かにかかわらず、請求項 1 の従属請求項[1]に係る発明は、原則として「主発明」に区分する。

ただし、請求項 1 に係る発明が STF を有しない場合において、以下の（i）又は（ii）に該当する請求項に係る発明については、「主発明」に区分しなくてもよい。

（i）　請求項 1 に係る発明が解決しようとする課題（**注 1**）と、その発明に対して追加された技術的特徴から把握される、発明が解決しようとする具体的な課題との関連性が低い請求項に係る発明

（ii）　請求項 1 に係る発明の技術的特徴（**注 2**）と、その発明に対して追加された技術的特徴との技術的関連性が低い請求項に係る発明

（i）の関連性及び（ii）の技術的関連性については、明細書、特許請求の範囲及び図面の記載並びに出願時の技術常識（**注 3**）に加え、先行技術調査の観点を考慮して判断する。

なお、請求項 1 の従属請求項に係る発明のうち、手順 B においては上記（i）又は（ii）のいずれかに該当するため「主発明」に区分しなかった請求項に係る発明であっても、手順 A によって「主発明」に区分する場合がある点に留意する[2]。

（**注 1**）審査官は、請求項 1 に係る発明が解決しようとする課題を、明細書、特許請求の範囲及び図面の記載並びに出願時の技術常識（**注 3**）を考慮して把握する。把握された課題が複数ある場合は、審査官は、上記 手順 A において「主発明」に区分した他の請求項に係る発明が解決しようとする課題も考慮して、一の課題を把握する。把握された課題が既に解決済みの周知のものである場合も、同様の手法で課題を把握する。

（**注 2**）請求項 1 に係る発明が出願時の技術常識（**注 3**）に属するものである場合は、上記 手順 A において「主発明」に区分した他の請求項に係る発明の技術的特徴も考慮して、請求項 1 に係る発明の技術的特徴を把握する。

---

[1] この手順における「従属請求項」についても、手順 A と同様、独立請求項に係る発明の発明特定事項を全て含む同一カテゴリーの請求項を意味する [GL10.06]。

[2] このため、独立請求項が 1 つしかない場合であっても、手順 B の判断のみでは不十分であり、手順 A から 手順 C までの全ての判断を行う必要がある。

（注 3）「技術常識」とは、当業者に一般的に知られている技術（周知技術及び慣用技術を含む。）又は経験則から明らかな事項をいう。

（解説）
PCT 実施細則によると、独立請求項に係る発明が先行技術を回避し、発明の単一性の要件を満たす場合には、この独立請求項に従属する請求項に係る発明に関しては、単一性欠如の問題は生じない。他方、独立請求項に係る発明が先行技術を回避しない場合には、当該請求項に従属する全ての請求項に係る発明の間には依然として、発明の連関（inventive link）が存在するか否かの問題を慎重に検討する必要がある、とされている [S206, PCT 実施細則附属書 B(c)]。
ISA/IPEA としての JPO においては、請求項 1 に係る発明が先行技術を回避しない場合であっても、原則として、当該請求項に従属する全ての請求項に係る発明の間には、発明の連関（inventive link）が存在すると判断する。ただし、請求項 1 に係る発明が STF を有しない場合において、上記（i）又は（ii）に該当する請求項に係る発明については、請求項 1 に係る発明に対して発明の連関（inventive link）を有しないと判断してもよいこととする。

手順 C　実質同一又はそれに準ずる発明の判断

（JPGL 第 II 部第 3 章 4.2（2）（i），（ii），（iii）[F]）

以下の（i）から（iii）までのいずれかに該当する請求項に係る発明は、「主発明」に区分する。

（i）　上記 手順 A 又は 手順 B において「主発明」に区分した請求項に係る発明と表現上の差異があるだけの他の請求項に係る発明。

（ii）　上記 手順 A 又は 手順 B において「主発明」に区分した請求項に係る発明に対し、周知技術、慣用技術の付加、削除、転換等をした他の請求項に係る発明であって、新たな効果を奏するものではないもの。

（iii）　上記 手順 A 又は 手順 B において「主発明」に区分した請求項に係る発明との差異が「技術の具体的適用に伴う設計変更」又は「数値範囲の最適化又は好適化」である他の請求項に係る発明であって、その差異が先行技術と比較した有利な効果を奏するものでもないことを容易に判断できるもの。

（解説）

上記（i）から（iii）までのいずれかに該当する請求項に係る発明は、上記 手順 A 又は 手順 B において「主発明」に区分した請求項に係る発明と、実質同一又はそれに準ずる関係にあるから、「主発明」に区分する。

4.3　先行技術（新規性及び進歩性の判断の根拠となる開示）

（1）関連する条約、規則、ガイドライン等の概要

- 先行技術とは、世界のいずれかの場所において、基準日より前に、「書面による開示（written disclosure）（図面、図解を含む）」によって公衆が利用可能となった全てのものを意味する［R33.1(a), R64.1(a), GL11.01, GL A12.02[2]］。
  - 「書面による開示」に含まれる情報が公衆に利用可能となった地理的場所、言語、方法に関して全く制限はない。したがって、インターネット又はオンライン・データベースで開示された情報も、先行技術に含まれる［GL11.01, GL11.13］。
- 関連のある先行技術とは、上記の先行技術のうち、請求項に係る発明の新規性及び進歩性を判断するに当たって役立ち得る全てのものをいう［R33.1(a)］。

（2）国際段階における判断基準

「先行技術」とは、PCT 規則 33.1(a) 及び 64.1(a) の記載に基づき、以下の全ての要件を満たすものを意味する。

場所	世界のいずれかの場所において	公衆が利用可能となった全てのもの
時間	基準日（→ 参考）より前に	
手段	書面による開示（written disclosure）によって	

審査官は、国際段階における上記「先行技術」と、国内審査基準における「先行技術」（JPGL 第 III 部第 2 章第 3 節 3.1（先行技術）［F, A］）とが、以下の点で相違していることに留意する。

〈国内審査基準との相違点〉

- 「公然知られた発明」（第 29 条第 1 項第 1 号に掲げる発明に相当）及び「公然実施された発明」（第 29 条第 1 項第 2 号に掲げる発明に相当）は、「書面による開示」には該当しないため、国際段階においては先行技術とならない。
- 基準日と同日に公開された文献は、「基準日より前に」との要件を満たさないため、国際段階においては先行技術とならない。

表 4-4　国際段階と国内審査基準における「先行技術」の相違点

	国際段階	国内審査基準	相違点
場所	世界のいずれかの場所において	日本国内又は外国において	なし
時間	基準日より前に （同日は含まれない）	特許出願前に （時、分、秒まで考慮）	あり
開示の種類	―	公然知られた発明	あり
	―	公然実施された発明	あり
	• 書面による開示（図面、図解を含む。） • インターネット又はオンライン・データベースにおいて開示された情報	• 頒布された刊行物に記載された発明 • 電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明	なし

（参考）

■ 基準日（→§2.1.3（2））

基準日は、ISR と見解書等で異なり得る［R33.1(a), R64.1(b), R43 の 2.1(b), GL11.02］。

- ISR の基準日は、常に国際出願日である
- ISA 見解書、IPEA 見解書及び IPER の基準日は、通常[1]、優先日である

■ 優先日（→§2.1.3（1））

国際出願の優先日とは、以下のいずれかの日を意味する。

(i)　国際出願が一の優先権の主張を伴う場合：
優先権の主張の基礎となる出願の出願日

(ii)　国際出願が二以上の優先権の主張を伴う場合：
優先権の主張の基礎となる二以上の出願のうち最先の出願の出願日

(iii)　国際出願が優先権の主張を伴わない場合：
国際出願日

[1] 優先権の主張に関する検討を行った結果、基準日が優先日以外の日になることがある。
→§2.7.3（1），§3.8（3）

(3) 留意事項

〈「公然知られた発明」等の取扱い〉

以下のような発明等は、日本国においては拒絶理由の根拠となり得るが、国際段階においては先行技術とならない。

以下のような発明等を発見した場合の取扱いについては、別紙 A を参照。
→ § A.2

- 特許法第 29 条第 1 項第 1 号の規定に基づく拒絶理由の根拠となり得る「公然知られた発明」
- 特許法第 29 条第 1 項第 2 号の規定に基づく拒絶理由の根拠となり得る「公然実施された発明」
- 特許法第 29 条の 2 の規定に基づく拒絶理由の根拠となり得る「他の出願」
- 特許法第 39 条の規定に基づく拒絶理由の根拠となり得る「先願」又は「同日の他の出願」

【参考】関連する国内審査基準の概要

JPGL 第 III 部第 2 章　新規性・進歩性（特許法第 29 条第 1 項・第 2 項）
第 3 節　新規性・進歩性の審査の進め方 [F]
3.1　先行技術 [F]

先行技術は、本願の出願時より前に、日本国内又は外国において、3.1.1 から 3.1.4 までのいずれかに該当したものである。本願の出願時より前か否かの判断は、時、分、秒まで考慮してなされる。外国で公知になった場合については、日本時間に換算した時刻で比較してその判断がなされる。

3.1.1　頒布された刊行物に記載された発明（第 29 条第 1 項第 3 号）[F]

「頒布された刊行物に記載された発明」とは、不特定の者が見得る状態に置かれた（注 1）刊行物（注 2）に記載された発明をいう。

（注 1）現実に誰かが見たという事実を必要としない。
（注 2）「刊行物」とは、公衆に対し、頒布により公開することを目的として複製された文書、図面その他これに類する情報伝達媒体をいう。

3.1.2　電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明（第 29 条第 1 項第 3 号）[F]

「電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明」とは、電気通信回線（注 1）を通じて不特定の者が見得るような状態に置かれた（注 2）ウェブページ等（注 3）に掲載された発明をいう。

（注 1）「回線」とは、一般に往復の通信路で構成された、双方向に通信可能な伝送路を意味する。一方向にしか情報を送信できない放送は、「回線」には含まれない。双方向からの通信を伝送するケーブルテレビ等は、「回線」に該当する。

（注 2）現実に誰かがアクセスしたという事実を必要としない。具体的には、以下の（i）及び（ii）の両方を満たすような場合は、公衆に利用可能となった（不特定の者が見得る状態に置かれた）ものといえる。

（i）インターネットにおいて、公知のウェブページ等からリンクをたどることで到達でき、検索エンジンに登録され、又はアドレス（URL）が公衆への情報伝達手段（例えば、広く一般的に知られている新聞、雑誌等）に載っていること。

（ii）公衆からのアクセス制限がなされていないこと。

（注 3）「ウェブページ等」とは、インターネット等において情報を掲載するものをいう。「インターネット等」とは、インターネット、商用データベース、メーリングリスト等の電気通信回線を通じて情報を提供するものをいう。

3.1.3　公然知られた発明（第 29 条第 1 項第 1 号）[F]

「公然知られた発明」とは、不特定の者に秘密でないものとしてその内容が知られた発明をいう（注）。

（注）守秘義務を負う者から秘密でないものとして他の者に知られた発明は、「公然知られた発明」である。このことと、発明者又は出願人の秘密にする意思の有無とは関係しない。

学会誌などの原稿は、一般に、その原稿が受け付けられても不特定の者に知られる状態に置かれるものではない。したがって、その原稿の内容が公表されるまでは、その原稿に記載された発明は、「公然知られた発明」とはならない。

3.1.4　公然実施をされた発明（第 29 条第 1 項第 2 号）[F]

「公然実施をされた発明」とは、その内容が公然知られる状況又は公然知られるおそれのある状況で実施をされた発明をいう（**注**）。

（**注**）　その発明が実施をされたことにより、公然知られた事実もある場合は、第 29 条第 1 項第 1 号の「公然知られた発明」にも該当する。

4.4　新規性

(1) 関連する条約、規則、ガイドライン等の概要

- 請求項に係る発明は、「先行技術」のうちに該当するものがない場合に、新規性を有すると判断する [A33(2)]。
  - 「先行技術」とは、世界のいずれかの場所において、基準日より前に、書面による開示（written disclosure）（図面、図解を含む）によって公衆が利用可能となった全てのものを意味する [R33.1(a), R64.1(a), GL11.01]。なお、インターネット又はオンライン・データベースで開示された情報も、「先行技術」に含まれる [GL11.01, GL11.13]。　→ § 4.3
- 請求項に係る発明が、先行技術に明示的（explicitly）又は本来的（inherently）に開示されている場合には、新規性を欠く [GL12.01, GL A5.20[1], GL A5.26[1]]。

(2) 国際段階における判断基準

審査官は、JPGL 第 III 部第 2 章第 1 節（新規性）[F, A] に基づいて新規性の判断を行う。

ただし、国際段階における「先行技術」と、国内審査基準における「先行技術」とが、以下の点で相違していることに留意する（→ § 4.3（2)）。

〈国内審査基準との相違点〉

- 「公然知られた発明」（第 29 条第 1 項第 1 号に掲げる発明に相当）及び「公然実施された発明」（第 29 条第 1 項第 2 号に掲げる発明に相当）は、国際段階においては先行技術とならない。したがって、国際段階では、そのような発明を根拠として新規性を否定しない。
- 基準日と同日に公開された文献は、国際段階においては先行技術とならない。したがって、国際段階ではそのような文献を根拠として新規性を否定しない。

〈特記事項〉

一般に「用途発明」とは、(i) ある物の未知の属性を発見し、(ii) この属性により、その物が新たな用途への使用に適することを見いだしたことに基づく発明のことをいう。そして、国内審査基準に基づくと、上記「用途発明」は、

たとえその物自体が公知であったとしても、新規性を有し得る（JPGL 第 III 部第 2 章第 4 節 3.2.3 [F, A]）。

国際段階における「用途発明」に関する新規性の判断は、上述のとおり国内審査基準に基づいて行う。すなわち、用途限定が付された物の発明において、たとえその物自体が公知であったとしても、新規性を有し得る。

ただし、用途限定が付された物の発明において、その物自体が公知であった場合には、ISR 又は見解書等において、そのことを裏付ける先行技術について明示的に言及する。特に、新規性及び進歩性を肯定する場合であっても、審査官は、ISR において当該先行技術を A 文献として提示する。また、見解書等において、当該先行技術を提示しつつ、新規性及び進歩性を有すると判断した理由を記載する。

（解説）

PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインにおいては、例えば、「疾病 Y を治療するための組成物 X」のような形式で記載される、手術、治療又は診断方法における既知の組成物の最初の使用に向けられた請求項に係る発明は、当該既知の組成物が存在しても新規性が認められ得る旨が記載されている [GL5.21]。このような運用は、国内審査基準における用途発明の運用と結果的に一致している。PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインにおいては、このような運用が上記のような特定の請求項に係る発明に限られるとは規定されていないことから、ISA/IPEA としての JPO においては、用途発明全般に対して、国内審査基準と同様の運用を採用する。

ただし、物自体が既知であった場合には、新規性を否定するという運用を採用している国も多い。したがって、出願人及び他庁審査官への適切な情報提供のため、そのことを裏付ける先行技術について、ISR 又は見解書等において明示的に言及することとする。

【参考】関連する国内審査基準の概要

JPGL 第 III 部第 2 章　新規性・進歩性（特許法第 29 条第 1 項・第 2 項）

第 1 節　新規性 [F]

2.　新規性の判断 [F]

新規性の判断の対象となる発明は、請求項に係る発明である。

審査官は、請求項に係る発明が新規性を有しているか否かを、請求項に係る発明と、新規性及び進歩性の判断のために引用する先行技術（引用発明）とを対比した結果、請求項に係る発明と引用発明との間に相違点があるか否か

により判断する。相違点がある場合は、審査官は、請求項に係る発明が新規性を有していると判断する。相違点がない場合は、審査官は、請求項に係る発明が新規性を有していないと判断する。

第 4 節　特定の表現を有する請求項等についての取扱い［F］

3.1　請求項に係る発明の認定［F］

3.1.2　用途限定が付された物の発明を用途発明と解すべき場合の考え方［F］

用途発明とは、(i) ある物の未知の属性を発見し、(ii) この属性により、その物が新たな用途への使用に適することを見いだしたことに基づく発明のことをいう。以下に示す用途発明の考え方は、一般に、物の構造又は名称からその物をどのように使用するかを理解することが比較的困難な技術分野（例：化学物質を含む組成物の用途の技術分野）において適用される。

(1) 請求項に係る発明が用途発明といえる場合

この場合は、審査官は、用途限定が請求項に係る発明を特定するための意味を有するものとして、請求項に係る発明を、用途限定の点も含めて認定する。

(2) 請求項中に用途限定があるものの、請求項に係る発明が用途発明といえない場合

未知の属性を発見したとしても、その技術分野の出願時の技術常識を考慮し、その物の用途として新たな用途を提供したといえない場合は、請求項に係る発明は、用途発明に該当しない。

3.2　新規性の判断［F］

3.2.3　請求項に係る発明が 3.1.2 の用途発明に該当する場合［F］

この場合は、たとえその物自体が公知であったとしても、請求項に係る発明は、その公知の物に対し新規性を有している（注）。

（注）　新規性を有している用途発明であっても、既知の属性、物の構造等に基づいて、当業者がその用途を容易に想到することができたといえる場合は、その用途発明の進歩性は否定される。

4.5　進歩性

(1) 関連する条約、規則、ガイドライン等の概要

- 請求項に係る発明は、基準日において、「当業者」にとって「先行技術」からみて「自明」のものではない場合には、進歩性を有すると判断する [A33(3), R65.2, GL13.01]。
  - ある技術分野における「当業者」とは、基準日において、その技術分野における通常の技量を持ち、かつ、その技術分野におけるよく知られた一般知識を持ち合わせている仮想人物と推定されるべきである。当業者は、「先行技術」におけるあらゆるもの、特に ISR において引用されている文献を利用でき、かつ、日常的な実験のための通常の手段及び機能を自由に使用することができたと推定されるべきである。当業者は、個人ではなくグループ、例えば、研究又は生産チームという観点から考える方がよい場合もある [GL13.11]。
  - 「先行技術」とは、世界のいずれかの場所において、基準日より前に、書面による開示（written disclosure）（図面、図解を含む）によって公衆が利用可能となった全てのものを意味する [R33.1(a), R64.1(a), GL11.01]。なお、インターネット又はオンライン・データベースで開示された情報も、「先行技術」に含まれる [GL11.01, GL11.13]。　→ § 4.3
  - 「自明」とは、技術の通常の進歩の範囲を超えず、先行技術から明らかに、かつ、論理的に得られること、すなわち、当業者に期待できる程度を超えた技量又は能力の行使を含まないものを意味する [GL13.03]。

(2) 国際段階における判断基準

審査官は、JPGL 第 III 部第 2 章第 2 節（進歩性）[F, A] に基づいて進歩性の判断を行う。

ただし、国際段階における「先行技術」と、国内審査基準における「先行技術」とが、以下の点で相違していることに留意する（→ § 4.3（2)）。

〈国内審査基準との相違点〉

- 「公然知られた発明」（第 29 条第 1 項第 1 号に掲げる発明に相当）及び「公然実施された発明」（第 29 条第 1 項第 2 号に掲げる発明に相当）は、

国際段階においては先行技術とならない。したがって、国際段階では、そのような発明を根拠として進歩性を否定しない。

- 基準日と同日に公開された文献は、国際段階においては先行技術とならない。したがって、国際段階ではそのような文献を根拠として進歩性を否定しない。

【参考】関連する国内審査基準の概要

JPGL 第 III 部第 2 章　新規性・進歩性

第 2 節　進歩性 [F]

2.　進歩性の判断に係る基本的な考え方 [F]

進歩性の判断の対象となる発明は、請求項に係る発明である。

審査官は、請求項に係る発明の進歩性の判断を、先行技術に基づいて、当業者が請求項に係る発明を容易に想到できたことの論理の構築（論理付け）ができるか否かを検討することにより行う。

当業者が請求項に係る発明を容易に想到できたか否かの判断には、進歩性が否定される方向に働く諸事実及び進歩性が肯定される方向に働く諸事実を総合的に評価することが必要である。そこで、審査官は、これらの諸事実を法的に評価することにより、論理付けを試みる。

「当業者」とは、以下の（i）から（iv）までの全ての条件を備えた者として、想定された者をいう。当業者は、個人よりも、複数の技術分野からの「専門家からなるチーム」として考えた方が適切な場合もある。

（i）　請求項に係る発明の属する技術分野の出願時の技術常識を有していること。

（ii）　研究開発（文献解析、実験、分析、製造等を含む。）のための通常の技術的手段を用いることができること。

（iii）　材料の選択、設計変更等の通常の創作能力を発揮できること。

（iv）　請求項に係る発明の属する技術分野の出願時の技術水準にあるもの全てを自らの知識とすることができ、発明が解決しようとする課題に関連した技術分野の技術を自らの知識とすることができること。

3.　進歩性の具体的な判断［F］

審査官は、先行技術の中から、論理付けに最も適した一の引用発明を選んで主引用発明とし、主引用発明から出発して、当業者が請求項に係る発明に容易に到達する論理付けができるか否かを判断する。

論理付けができないと判断した場合は、審査官は、請求項に係る発明が進歩性を有していると判断する。

論理付けができたと判断した場合は、審査官は、請求項に係る発明が進歩性を有していないと判断する。

4.6　産業上の利用可能性

(1) 関連する条約、規則、ガイドライン等の概要

- 請求項に係る発明が、いずれかの「産業」の分野において、技術的な意味において生産し又は使用することができる場合には、産業上の利用可能性を有すると判断する [A33(4), GL14.01, GL A14.01[2]]。
  - 「産業」は、工業所有権の保護に関するパリ条約と同様に、最も広い意味で解釈する [A33(4), GL14.02]。
- 確立した自然法則の観点から明らかに実施不能の発明は、産業上の利用可能性を有しない [GL14.03]。
- ほとんどの場合において、産業上の利用可能性は自明である [GL14.05]。

(2) 国際段階における判断基準

審査官は、請求項に係る発明が以下のいずれかに該当する場合に、産業上の利用可能性を有しないと判断する。

(i)　業として利用できない発明
(ii)　実際上、明らかに実施できない発明

(i) については、JPGL 第 III 部第 1 章 3.1.2（業として利用できない発明）[F, A] に基づいて判断を行う。

また、(ii) については、JPGL 第 III 部第 1 章 3.1.3（実際上、明らかに実施できない発明）[F, A] に基づいて判断を行う。

なお、上述の国際段階での判断基準は、国内における特許法第 29 条第 1 項柱書違反の拒絶理由が通知されるか否かの判断基準（JPGL 第 III 部第 1 章（発明該当性及び産業上の利用可能性）[F, A]）と、以下の点で相違していることに留意する。

〈国内審査基準との相違点〉

- JPGL 第 III 部第 1 章 2.1 に規定される「『発明』に該当しないものの類型」[F, A] のいずれかに該当する場合であっても、上記 (i) 又は (ii) のいずれにも該当しないときには、国際段階においては産業上の利用可能性を有すると判断する。　→ 解説
- JPGL 第 III 部第 1 章 3.1.1 に規定される「人間を手術、治療又は診断する方法の発明」[F, A] に該当する場合であっても、上記 (i) 又は (ii) のい

ずれにも該当しないときには、国際段階においては産業上の利用可能性を有すると判断する。

（解説）
国内審査基準における「発明」に該当するか否かと、国際段階における産業上の利用可能性の有無とは、直接的に関係しない。したがって、国内審査基準に照らして「発明」に該当しないからといって、直ちに産業上の利用可能性が否定されるわけではない。他方、国内審査基準に照らして「発明」に該当するか否かによらず、上記（i）又は（ii）のいずれかに該当する場合には、産業上の利用可能性が否定される。例えば、「自然法則に反するもの」は、（ii）に該当するため、産業上の利用可能性が否定される。

【参考】関連する国内審査基準の概要

JPGL 第 III 部第 1 章　発明該当性及び産業上の利用可能性（特許法第 29 条第 1 項柱書）[F]

2.1　「発明」に該当しないものの類型 [F]

「発明」といえるためには、「自然法則を利用した技術的思想の創作」である必要がある。以下の（i）から（vi）までの類型に該当するものは、「自然法則を利用した技術的思想の創作」ではないから、「発明」に該当しない。

（i）　自然法則自体（2.1.1 参照）
（ii）　単なる発見であって創作でないもの（2.1.2 参照）
（iii）　自然法則に反するもの（2.1.3 参照）
（iv）　自然法則を利用していないもの（2.1.4 参照）
（v）　技術的思想でないもの（2.1.5 参照）
（vi）　発明の課題を解決するための手段は示されているものの、その手段によっては、課題を解決することが明らかに不可能なもの（2.1.6 参照）

3.1　産業上の利用可能性の要件を満たさない発明の類型

3.1.1　人間を手術、治療又は診断する方法の発明 [F]

人間を手術、治療又は診断する方法は、通常、医師（医師の指示を受けた者を含む。）が人間に対して手術、治療又は診断を実施する方法であって、いわゆる「医療行為」といわれているものである。

以下の（i）から（iii）までのいずれかに該当する方法は、「人間を手術、

治療又は診断する方法の発明」に該当する。

（i）　人間を手術する方法
（ii）　人間を治療する方法
（iii）　人間を診断する方法

3.1.2　業として利用できない発明［F］

以下の（i）又は（ii）に該当する発明は、「業として利用できない発明」に該当する。

（i）　個人的にのみ利用される発明（例：喫煙方法）
（ii）　学術的、実験的にのみ利用される発明

3.1.3　実際上、明らかに実施できない発明［F］

理論的にはその発明を実施することが可能であっても、その実施が実際上考えられない発明は、「実際上、明らかに実施できない発明」に該当する。

例：　オゾン層の減少に伴う紫外線の増加を防ぐために、地球表面全体を紫外線吸収プラスチックフイルムで覆う方法

4.7　明細書及び請求の範囲の記載要件

（1）関連する条約、規則、ガイドライン等の概要

a.　明細書の記載要件

- 明細書には、当該技術分野の専門家が実施することができる程度に明確かつ十分に、発明を開示しなければならない [A5, GL4.02, GL5.45]。
- 請求項に係る発明の開示は、それが、国際出願日における当業者が過度の実験を伴うことなく当該発明を実施することができるように十分な情報を提供する場合には、十分に明確かつ完全なものと判断される [GL5.45]。

b.　請求の範囲の記載要件

- 請求の範囲は、明確かつ簡潔に記載されていなければならない。請求の範囲は、明細書により十分な裏付けがされていなければならない [A6]。

（a）明確性

- 請求の範囲の明確性は、保護を求める対象を定義するという請求項の機能を考えると、請求項に係る発明が新規性を有し、進歩性を有し、そして産業上の利用可能性を有するか否かの問題に関する見解を形成するために最も重要である [GL5.31]。
- 各請求項は、保護を求める発明の範囲を合理的な程度の明確性をもって規定するものでなければならない。当業者が請求項に係る発明の境界を合理的な程度の明確性をもって決定できる場合には、当該請求項は明確性の要件を満たす [GL5.32]。

（b）明細書による裏付け

- 請求の範囲は、「明細書により十分に裏付けがされていなければならない」。これは、当該明細書の中に全ての請求項に係る発明の根拠が存在しなければならないこと、及び、それらの請求項に係る発明の範囲が、明細書及び図面の許す範囲を超えてはならないことを意味する [GL5.43]。

- 適切な請求項は、出願人が開示した発明を逸脱するほど広くなく、かつ、出願人の発明の開示に対する正当な利益を出願人から奪うほど狭くない請求項である [GL5.52]。

c.　国際段階において指摘すべき記載要件違反

- 請求の範囲、明細書及び図面の明確性、又は請求の範囲が明細書により十分な裏付けをされているか否かの問題についての意見を要すると認める場合には、ISA/IPEA は、見解書等にその旨の見解を記載することができる [R70.12(ii), R43 の 2.1(b)]。

(2) 国際段階における判断基準

審査官は、JPGL 第 II 部第 1 章（発明の詳細な説明の記載要件）[F, A] 、及び同第 2 章（特許請求の範囲の記載要件）[F, A] に基づいて、明細書及び請求の範囲の記載要件についての判断を行う [1]。

〈特記事項〉

国際段階において記載要件に関する判断を行うに際しては、審査官は、以下の a. 及び b. に留意する。

a.　「重要かつ関連する問題」を伴う記載要件違反

見解書等の第 VIII 欄（国際出願についての意見）においては、「重要かつ関連する問題」を伴う記載要件違反のみを指摘し、それ以外の記載要件違反は指摘しない。　→ 解説

「重要かつ関連する問題」を伴う記載要件違反とは、「明細書、請求の範囲又は図面が記載要件を満たさない結果、有意義な調査・審査を行うことができない発明」（→ § 4.1.2）に該当することを理由として、特定の請求項を除外対象とした場合（→ 表 4-5 (i)）や、特定の請求項について調査対象・審査対象を限定した場合（→ 表 4-5 (ii)）において、そのような除外又は限定の原因となった記載要件違反を意味する。

---

[1] ただし、国内審査基準においては、微生物等の寄託が所定の要件を満たしていない場合には、実施可能要件違反となることがあるが、国際段階においては、そのような寄託の要件が満たされていない場合であっても、実施可能要件違反とは判断しない [GL4.19]。

表 4-5　「重要かつ関連する問題」を伴う記載要件違反を指摘する様式・欄

ケース （→ § 4.1.2）	記載要件違反を 指摘する様式・欄 （→ § 2.7.1（1），§ 3.8（1））
(i)　特定の請求項の**全体**について、「明細書、請求の範囲又は図面が記載要件を満たさない結果、有意義な調査・審査を行うことができない」と判断したために、当該請求項を調査・審査における除外対象とした場合 [1]	ISR　第 II 欄 2. ISA 見解書　第 III 欄 IPEA 見解書　第 III 欄 IPER　第 III 欄
(ii)　特定の請求項の**一部**について「明細書、請求の範囲又は図面が記載要件を満たさない結果、有意義な調査・審査を行うことができない」と判断したために、当該請求項について、有意義な調査・審査を行うことができる部分に限定して調査・審査を行った場合	ISA 見解書　第 VIII 欄 IPEA 見解書　第 VIII 欄 IPER　第 VIII 欄

（解説）

見解書等の第 VIII 欄（国際出願についての意見）において、どのような記載要件違反を指摘するかは ISA/IPEA の裁量である［R66.2(a)(v), R70.12(ii), R43 の 2.1(b)］。したがって、ISA/IPEA としての JPO では、見解書等の第 VIII 欄「国際出願についての意見」においては、「重要かつ関連する問題」を伴う記載要件違反のみを指摘することとする。

なお、見解書等の第 III 欄（新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成）において指摘した「重要かつ関連する問題」を伴う記載要件違反（表 4-5 (i)）については、見解書等の第 VIII 欄において重畳的に指摘することは要しない。

b.　国際段階において判断すべき記載要件

国際段階において判断すべき記載要件は、以下の 3 種類のみである。

- 実施可能要件（JPGL 第 II 部第 1 章第 1 節［F, A］）
- 明確性要件（JPGL 第 II 部第 2 章第 3 節［F, A］）
- サポート要件（JPGL 第 II 部第 2 章第 2 節［F, A］）

国内審査基準における上記以外の記載要件（委任省令要件等）については、それらに違反することのみをもって、「重要かつ関連する問題」が生じ

[1] 原則として、除外対象に該当するか否かの判断は請求項ごとに行う（→ § 4.1 留意点）。

ることはほとんど想定されない。したがって、上記以外の記載要件は、国際段階において判断することを要しない［GL A5.42[2]］。

国際段階においては、上記 3 種類の記載要件違反についてのみ判断すればよく、判断の結果、「重要かつ関連する問題」を伴う記載要件違反が発見された場合には、見解書等の第 VIII 欄において指摘する（→ a.）。

【参考】関連する国内審査基準の概要

JPGL 第 II 部第 1 章　発明の詳細な説明の記載要件

第 1 節　実施可能要件（特許法第 36 条第 4 項第 1 号）

1.　概要［F］

特許法第 36 条第 4 項は、明細書の発明の詳細な説明の記載要件を規定しており、同項第 1 号は主に、明細書が技術文献としての役割を果たすために必要な事項を規定したものである。発明の詳細な説明の記載が明確になされていないときは、発明の公開の意義も失われ、ひいては、上記のような特許制度の目的も失われてくることになる。その意味で、本項は極めて重要な規定である。

2.　実施可能要件についての判断に係る基本的な考え方［F］

発明の詳細な説明は、請求項に係る発明について、当業者が実施できる程度に明確かつ十分に記載されていなければならない。

当業者が、明細書及び図面に記載された発明の実施についての説明と出願時の技術常識とに基づいて、請求項に係る発明を実施しようとした場合に、どのように実施するかを理解できないときには、当業者が実施することができる程度に発明の詳細な説明が記載されていないことになる。

3.1　発明のカテゴリーごとの判断［F］

審査官は、請求項に係る発明のカテゴリーを把握した上で、発明の詳細な説明の記載が実施可能要件を満たすか否かを判断する。

- 物の発明について実施をすることができるとは、その物を作れ、かつ、その物を使用できることである。
- 方法の発明について実施をすることができるとは、その方法を使用できることである。
- 方法の発明が「物を生産する方法」に該当する場合は、「その方法を使用

できる」というのは、その方法により物を生産できることである。

JPGL 第 II 部第 2 章　特許請求の範囲の記載要件

第 2 節　サポート要件（特許法第 36 条第 6 項第 1 号）

1.　概要［F］

特許法第 36 条第 6 項第 1 号は、請求項に係る発明が発明の詳細な説明に記載した範囲を超えるものであってはならない旨を規定している。

発明の詳細な説明に記載していない発明を特許請求の範囲に記載することになれば、公開されていない発明について権利が発生することになるからである。

2.1　サポート要件についての審査に係る基本的な考え方［F］

請求項に係る発明が、「発明の課題が解決できることを当業者が認識できるように記載された範囲」を超えていると判断された場合は、請求項に係る発明と、発明の詳細な説明に発明として記載されたものとが、実質的に対応しているとはいえず、特許請求の範囲の記載はサポート要件を満たしていないことになる。

2.2　サポート要件違反の類型［F］

以下に、特許請求の範囲の記載がサポート要件を満たさないと判断される類型（1）から（4）までを示す。

（1）　請求項に記載されている事項が、発明の詳細な説明中に記載も示唆もされていない場合

（2）　請求項及び発明の詳細な説明に記載された用語が不統一であり、その結果、両者の対応関係が不明瞭となる場合

（3）　出願時の技術常識に照らしても、請求項に係る発明の範囲まで、発明の詳細な説明に開示された内容を拡張ないし一般化できるとはいえない場合

（4）　請求項において、発明の詳細な説明に記載された、発明の課題を解決するための手段が反映されていないため、発明の詳細な説明に記載した範囲を超えて特許を請求することになる場合

第 3 節　明確性要件（特許法第 36 条第 6 項第 2 号）

1.　概要［F］

特許法第 36 条第 6 項第 2 号は、特許請求の範囲の記載について、特許を受けようとする発明が明確でなければならないこと（明確性要件）を規定する。

特許請求の範囲の記載は、これに基づいて新規性、進歩性等が判断され、これに基づいて特許発明の技術的範囲が定められるという点において、重要な意義を有するものであり、一の請求項から発明が明確に把握されることが必要である。

2.1　明確性要件についての判断に係る基本的な考え方［F］

請求項に係る発明が明確に把握されるためには、請求項に係る発明の範囲が明確であること、すなわち、ある具体的な物や方法が請求項に係る発明の範囲に入るか否かを当業者が理解できるように記載されていることが必要である。また、その前提として、発明特定事項の記載が明確である必要がある。

2.2　明確性要件違反の類型［F］

特許請求の範囲の記載が明確性要件を満たさない場合の例として、以下に類型（1）から（5）までを示す。

（1）　請求項の記載自体が不明確である結果、発明が不明確となる場合
（2）　発明特定事項に技術的な不備がある結果、発明が不明確となる場合
（3）　請求項に係る発明の属するカテゴリーが不明確であるため、又はいずれのカテゴリーともいえないため、発明が不明確となる場合
（4）　発明特定事項が選択肢で表現されており、その選択肢同士が類似の性質又は機能を有しないため、発明が不明確となる場合
（5）　範囲を曖昧にし得る表現がある結果、発明の範囲が不明確となる場合

4.8　補正

(1) 関連する条約、規則、ガイドライン等の概要

- 補正は、出願時における国際出願の開示の範囲を超えてしてはならない [A19(2), A34(2)(b), GL A4.05[1], GL A20.21[2]]。
- 補正により、当初の出願に明示的に存在していない情報であって、明示的に記載されていた事項から当業者において暗示的な事項を考慮した上で当初の出願に「本来的に」(inherently) 存在していたともいえない情報がもたらされる場合には、当該補正は、出願時の開示の範囲を超える内容を導入するものであり、認められない [GL20.12]。
  - 「本来的に」(inherently) という用語は、記載が欠けている事項が、開示において必然的に存在すべきものであり、かつ、そうであることが当業者により認められることを必要とする。単に、ある事項が一定の状況において生じ得るというだけでは不十分であり、蓋然性や可能性のみにより確立することはできない [GL20.12]。

(2) 国際段階における判断基準

審査官は、JPGL 第 IV 部第 2 章（新規事項を追加する補正）[F, A] に基づいて、補正により、出願時における国際出願の開示の範囲を超える内容が追加されたか否かを判断する。

【参考】関連する国内審査基準の概要

JPGL 第 IV 部第 2 章　新規事項を追加する補正（特許法第 17 条の 2 第 3 項）[F]

2.　新規事項の判断に係る基本的な考え方 [F]

審査官は、補正が「当初明細書等に記載した事項」との関係において、新たな技術的事項を導入するものであるか否かにより、その補正が新規事項を追加する補正であるか否かを判断する。「当初明細書等に記載した事項」とは、当業者によって、当初明細書等の全ての記載を総合することにより導かれる技術的事項である。

補正が「当初明細書等に記載した事項」との関係において、新たな技術的事項を導入しないものである場合は、その補正は、新規事項を追加する補正でない。他方、補正が新たな技術的事項を導入するものである場合は、その補正は、新規事項を追加する補正である。

3.　新規事項の具体的な判断

3.1　当初明細書等に明示的に記載された事項にする補正［F］

補正された事項が「当初明細書等に明示的に記載された事項」である場合には、その補正は、新たな技術的事項を導入するものではないから許される。したがって、審査官は、この場合には、補正が新規事項を追加するものでないと判断する。

3.2　当初明細書等の記載から自明な事項にする補正［F］

補正された事項が「当初明細書等の記載から自明な事項」である場合には、当初明細書等に明示的な記載がなくても、その補正は、新たな技術的事項を導入するものではないから許される。したがって、審査官は、この場合には、補正が新規事項を追加するものでないと判断する。

4.9　優先権

（1）関連する条約、規則、ガイドライン等の概要

- 請求項に対し、優先権書類に基づく優先日が認められるか否かを判断するための基本的な基準は、出願に対する補正が PCT 第 34 条(2)(b) に規定する要件（→ § 4.8）を満たしているか否かの基準と同じである［GL6.09］。

（2）国際段階における判断基準

審査官は、JPGL 第 V 第 1 章（パリ条約による優先権）［F, A］に基づいて、国際段階において優先権の主張の効果が認められるか否かの実体的判断を行う。

【参考】関連する国内審査基準の概要

JPGL 第 V 部第 1 章　パリ条約による優先権［F］

3.1.2　判断の対象［F］

審査官は、パリ条約による優先権の主張の効果について、原則として請求項ごとに判断する。ただし、一の請求項において発明特定事項が選択肢で表現されている場合は、審査官は、各選択肢に基づいて把握される発明についてパリ条約による優先権の主張の効果を判断する。

3.1.3　第一国出願の出願書類の全体に記載した事項との対比及び判断［F］

日本出願の明細書、特許請求の範囲及び図面が第一国出願について補正されたものであると仮定した場合において、その補正がされたことにより、日本出願の請求項に係る発明が、「第一国出願の出願書類全体に記載した事項」との関係において、新規事項の追加されたものとなる場合には、パリ条約による優先権の主張の効果が認められない。すなわち、当該補正が、請求項に係る発明に、「第一国出願書類全体に記載した事項」との関係において、新たな技術的事項を導入するものであった場合には、優先権の主張の効果が認められない。

第５章

国際段階における
その他の業務

第５章　国際段階におけるその他の業務

目次

5.1　先の調査等の結果の利用（番外２）……1
5.2　追加手数料の納付命令 ……13
　5.2.1　国際調査段階における追加手数料の納付命令（ISA/206）……13
　5.2.2　国際予備審査段階における請求の範囲の減縮又は追加手数料の納付命令（IPEA/405）……19
　5.2.3　国際調査段階における追加手数料異議の決定（ISA/212）……23
　5.2.4　国際予備審査段階における追加手数料異議の決定（IPEA/420）……28
5.3　出願人との面接等の応対 ……32
　5.3.1　国際調査における非公式な明確化（ISA/207）……32
　5.3.2　国際予備審査における出願人との非公式な連絡（IPEA/428・IPEA/429）……35
5.4　明らかな誤りの訂正……40
　5.4.1　明らかな誤りの訂正請求命令（ISA/216・IPEA/411）……40
　5.4.2　明らかな誤りの訂正請求についての決定（ISA/217・IPEA/412）……43
5.5　配列表……48
　5.5.1　配列表の確認 ……48
　5.5.2　配列表提出命令 ……53
　5.5.3　ISR 等における配列表についての記載事項……58
5.6　ISR を作成しない旨の決定（ISA/203）……62
5.7　使用してはならない表現等に関する通知（ISA/218）……64
5.8　ISR の送付後における要約の修正（ISA/205）……66
5.9　優先権の主張の基礎となる先の出願の翻訳文の提出命令（IPEA/414）……69
5.10　見解書に対する応答期間の延長（IPEA/427）……72
5.11　補正を考慮しないことの通知（IPEA/432）……75
5.12　ISR の発送前又は発送から２月以内に国際予備審査が請求された場合の取扱い……77

5.13　補充及び引用補充……80
5.14　優先権の主張についての確認……86
5.14.1　優先権の主張の補充等の確認 ……86
5.14.2　先の出願の出願日から国際出願日までの期間の確認 ……88
5.15　新規性喪失の例外に関する申立て……91
5.16　第三者情報提供制度……94

5.1　先の調査等の結果の利用（番外 2）

（1）関連する条約、規則、ガイドライン等の概要

ISA が国際調査を行うに当たり、PCT 規則 41.1 の規定に従って先の調査の結果を利用する場合には、ISA は、当該 ISA と IB との取決め（→ § 1.6.1（4））に基づいて、納付された調査手数料の一部を返還する[R16.3]。

なお、ISA としての JPO（ISA/JP）においては、JPO と IB との取決め、及び国際出願法施行規則第 50 条に規定される返還の条件及び返還金額に基づいて、納付された調査手数料の一部を返還する。

（2）具体的な業務手順

国際出願が、以下の（i）又は（ii）のいずれかに該当する場合には、先の調査等の結果を利用できるか否かについて検討し、様式番外 2 を用いて「先の調査等の結果の利用状況に関する通知書」（番外 2）を作成する。

（i）　願書の第 VII 欄において、先の調査等の結果の利用請求がされている場合　→ a.

（ii）　本願における優先権の主張の基礎となる出願[1]として、ISA が JPO である先の国際出願が存在する場合　→ b.

[1] 優先権の主張の基礎となる出願は、通常は、願書の第 VI 欄に記載されている。ただし、本願出願後における優先権の主張の補充、追加又は取下げ（→ § 5.14.1）によって、願書の第 VI 欄の記載から優先権の主張に変更が生じる場合がある点に留意する。

先の調査等の結果を利用できるか否かについて検討を行った結果、利用できると判断した場合[1]には、その結果を利用して本願の ISR を作成すると同時に、利用できる旨を記載した番外 2 を作成する。他方、利用できないと判断した場合には、本願の ISR 作成と同時に、利用できない旨を記載した番外 2 を作成する（図 5-1 参照）。

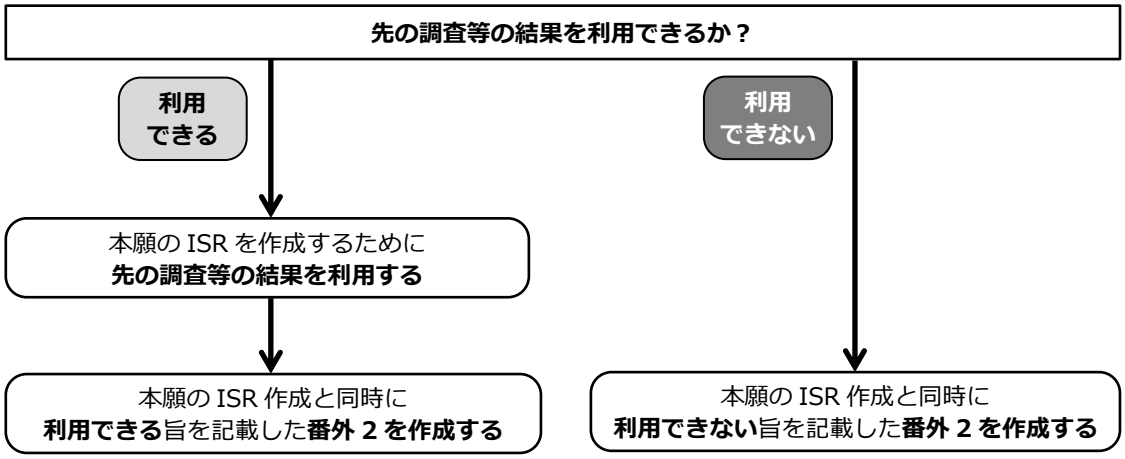

図 5-1　先の調査等の結果の利用についての業務手順

以下では、上記（i）の場合（→ a.）と上記（ii）の場合（→ b.）とに分けて、先の調査等の結果を利用できるか否かについての判断手法を説明する。

a.　願書の第 VII 欄において、先の調査等の結果の利用請求がされている場合の判断手法

審査官は、以下に示す手順 a-1 から手順 a-4 に沿って、先の調査等の結果を利用できるか否かを検討する（図 5-2 参照）。

[1] 上記（i）又は（ii）に該当する出願が複数存在する場合には、先の調査等の結果を利用できると判断した出願が 1 つでもあれば、番外 2 に利用できる旨を記載する。

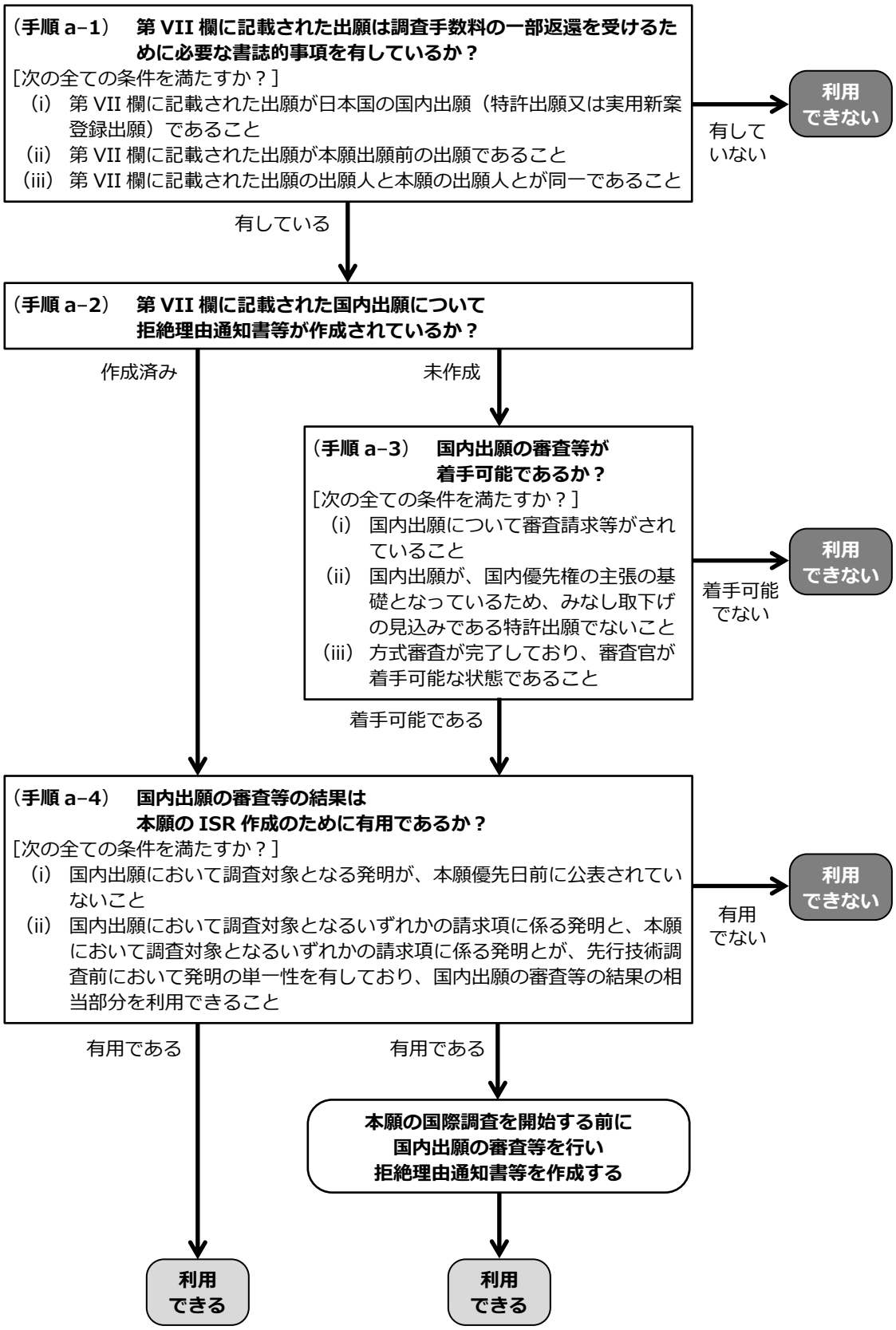

図 5-2　国内出願の審査等の結果を利用できるか否かの判断手順

（手順 a-1）　第 VII 欄に記載された出願は調査手数料の一部返還を受けるために必要な書誌的事項を有しているか？

審査官は、次に示す条件（i）から（iii）までを満たすか否かを確認する。

全ての条件を満たす場合には、第 VII 欄に記載された出願は調査手数料の一部返還を受けるために必要な書誌的事項を有していると判断する［省第 50 条第 2 項，省第 15 条第 6 号］。他方、いずれかの条件を満たさない場合には、必要な書誌的事項を有していないと判断する。

必要な書誌的事項を有していると判断した場合には、手順 a-2 に進む。他方、必要な書誌的事項を有していないと判断した場合には、先の調査等の結果を利用できないと判断し、番外 2 において「上記先の国内出願が調査手数料の一部返還を受けるために必要な書誌的事項を有していない。」の□にチェックする。

〈条件〉

（i）　第 VII 欄に記載された出願が日本国の国内出願（特許出願又は実用新案登録出願）であること

（ii）　第 VII 欄に記載された出願が本願出願前の出願であること

（iii）　第 VII 欄に記載された出願の出願人と本願の出願人とが同一であること

〈説明〉

（i）　第 VII 欄に記載された出願が国際出願である場合には、ISA/JP が国際調査を行う国際出願[1]であっても、本条件を満たさない。

（ii）　第 VII 欄に記載された出願と本願が同日出願である場合には、原則として本条件を満たす。ただし、第 VII 欄に記載された出願の時点が本願出願の時点より後であることが明らかな場合には、本条件を満たさない。

（iii）　出願人同一の判断は、特許法第 29 条の 2 の規定における出

[1] ISA/JP が国際調査を行う国際出願が、本願における優先権の主張の基礎となる先の出願である場合には、b. の記載に基づいて、先の調査等の結果の利用について検討する。→ b.

願人同一の判断と同様に行う[1]。

（手順 a-2）　第 VII 欄に記載された国内出願について拒絶理由通知書等が作成されているか？

審査官は、第 VII 欄に記載された国内出願（以下単に「国内出願」という。）の審査等の結果として、拒絶理由通知書等が作成されているか否かを確認する。

国内出願について拒絶理由通知書等が未作成の場合には手順 a-3 に進み、作成済みの場合には手順 a-4 に進む。

なお、上記の「審査等」とは、特許出願の審査、又は実用新案登録出願若しくは実用新案登録についての実用新案技術評価［実用新案法第 12 条第 4 項］を意味する。また、「拒絶理由通知書等」とは、特許出願についての拒絶理由通知書若しくは特許査定、又は実用新案登録出願若しくは実用新案登録についての実用新案技術評価書を意味する。

（手順 a-3）　国内出願の審査等が着手可能であるか？

審査官は、次に示す条件（i）から（iii）までを満たすか否かを確認する。

全ての条件を満たす場合には、国内出願の審査等が着手可能であると判断する。他方、いずれかの条件を満たさない場合には、着手可能でないと判断する。

着手可能であると判断した場合には、手順 a-4 に進む。他方、着手可能でないと判断した場合には、先の調査等の結果を利用できないと判断し、番外 2 において「上記先の国際出願の国際調査又は上記先の国内出願の審査等が着手可能でない。」の□にチェックする。

〈条件〉

（i）　国内出願について審査請求等がされていること

（ii）　国内出願が、国内優先権の主張の基礎となっているため、みなし取下げ[2]の見込みである特許出願でないこと

（iii）　方式審査が完了しており、審査官が着手可能な状態であること

---

[1] 出願人が複数である場合には、全員が完全に一致するときに出願人同一に該当する。また、出願人同一の判断は、本願の出願時点の出願人に基づいて行う。

[2] 特許法第 42 条第 1 項, 実用新案法第 9 条第 1 項

〈説明〉

(i)　「審査請求等」とは、特許出願についての出願審査の請求、又は実用新案登録出願若しくは実用新案登録についての実用新案技術評価の請求を意味する。

(ii)　国内出願が、いずれの出願（他の国内出願又は国際出願）の優先権の主張の基礎となる特許出願にも該当しない場合には、本条件を満たす。

国内出願が、他の**国内出願**の優先権の主張の基礎となる特許出願である場合には、本条件を満たさない。

国内出願がいずれかの**国際出願**の優先権の主張の基礎となる特許出願である場合には、次のいずれかに該当するときは本条件を満たす。他方、いずれにも該当しないときは本条件を満たさない。

- 当該国際出願の願書の第 V 欄において、日本国の指定が除外されている。
- 当該国際出願において、日本国の指定を取り下げる旨の「指定国の指定取下書」が提出されている。
- 当該国際出願において、国内優先権の主張を取り下げる旨の「上申書」が提出されている。

(iii)　国内出願が方式審査中であって、審査官が着手可能な状態にない場合には、方式審査が完了し審査官が着手可能な状態になる（すなわち、本条件を満たす）まで待ってから業務を行うこととする。ただし、着手可能な状態になるまで待つと、国際調査のスケジュール票（→ § 2.3.1）に示されている期限を徒過するおそれがある場合には、本条件を満たさないものとする。

（手順 a-4）　国内出願の審査等の結果は本願の ISR 作成のために有用であるか？

審査官は、次に示す条件（i）及び（ii）を満たすか否かを確認する。

全ての条件を満たす場合には、国内出願の審査等の結果は本願の ISR 作成のために有用であると判断する。他方、いずれかの条件を満たさない場合には、有用でないと判断する。

有用であると判断した場合には、先の調査等の結果を利用できると判断し、番外 2 において「先の調査等の結果の相当部分を利用することができ

る。」の□にチェックする。ただし、国内出願について拒絶理由通知書等が未作成の場合には、本願の国際調査を開始する前に国内出願の審査等を行い[1]、拒絶理由通知書等を作成した上で、先の調査等の結果を利用できると判断する[2]。他方、有用でないと判断した場合には、先の調査等の結果を利用できないと判断し、番外 2 において「上記先の国際出願の国際調査報告又は上記先の国内出願の審査等の結果がこの国際出願の国際調査報告の作成のために有用でない。」の□にチェックする。

〈条件〉

(i)　国内出願及びそのパテントファミリー出願がいずれも本願優先日以前に未公開であること

(ii)　国内出願において調査対象となるいずれかの請求項に係る発明と、本願において調査対象となるいずれかの請求項に係る発明とが、先行技術調査前において発明の単一性を有しており、国内出願の審査等の結果の相当部分を利用できること

〈説明〉

(i)　本願優先日と同日に公開された場合も本条件を満たす。

(ii)　国内出願が本願における優先権の主張の基礎となる出願である場合（図 5-3 参照）、又は国内出願と本願が同一の出願を優先権の主張の基礎とする場合（図 5-4 参照）には、通常は、本条件は満たされる。なお、国内出願又は本願において調査対象となる請求項に係る発明が存在しない場合には、本条件を満たさない[3]。

---

[1] 第 VII 欄に著しく多数の出願が記載されており、その全ての出願の審査等を行った後に本願の国際調査を行うと、国際調査のスケジュール票に示されている期限を徒過するおそれがある場合には、先に審査等を行う出願を一部の出願に限定することができる。

[2] 本願の ISR に記載する「国際調査を完了した日」（→ § 2.8（5））は、拒絶理由通知書等に記載した起案日又は作成日以後（同日の場合を含む。）となることに留意する。

[3] 本願について、ISR に代えて ISA/203（ISR を作成しない旨の決定）を作成する場合には、調査対象となる請求項に係る発明が存在しないので、本条件を満たさない。なお、この場合には、ISA/203 の作成と同時に、先の調査等の結果を利用できない旨を記載した番外 2 を作成する。

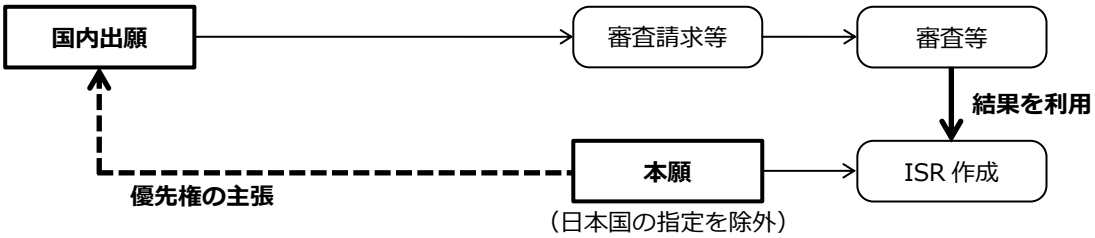

図 5-3　国内出願が本願における優先権の主張の基礎出願である場合

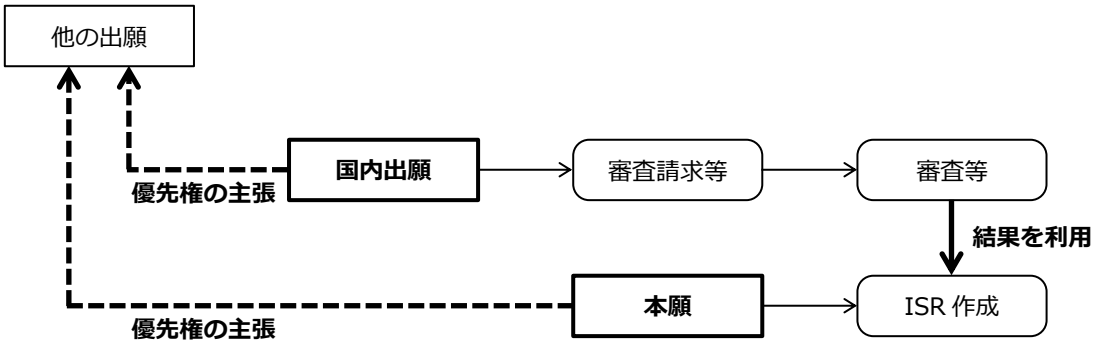

図 5-4　国内出願と本願が同一の出願を優先権の主張の基礎とする場合

b.　本願の優先権の主張の基礎となる出願として、ISA が JPO である先の国際出願が存在する場合の判断手法

審査官は、以下に示す手順 b-1 から手順 b-3 に沿って、先の調査等の結果を利用できるか否かを検討する（図 5-5 参照）。

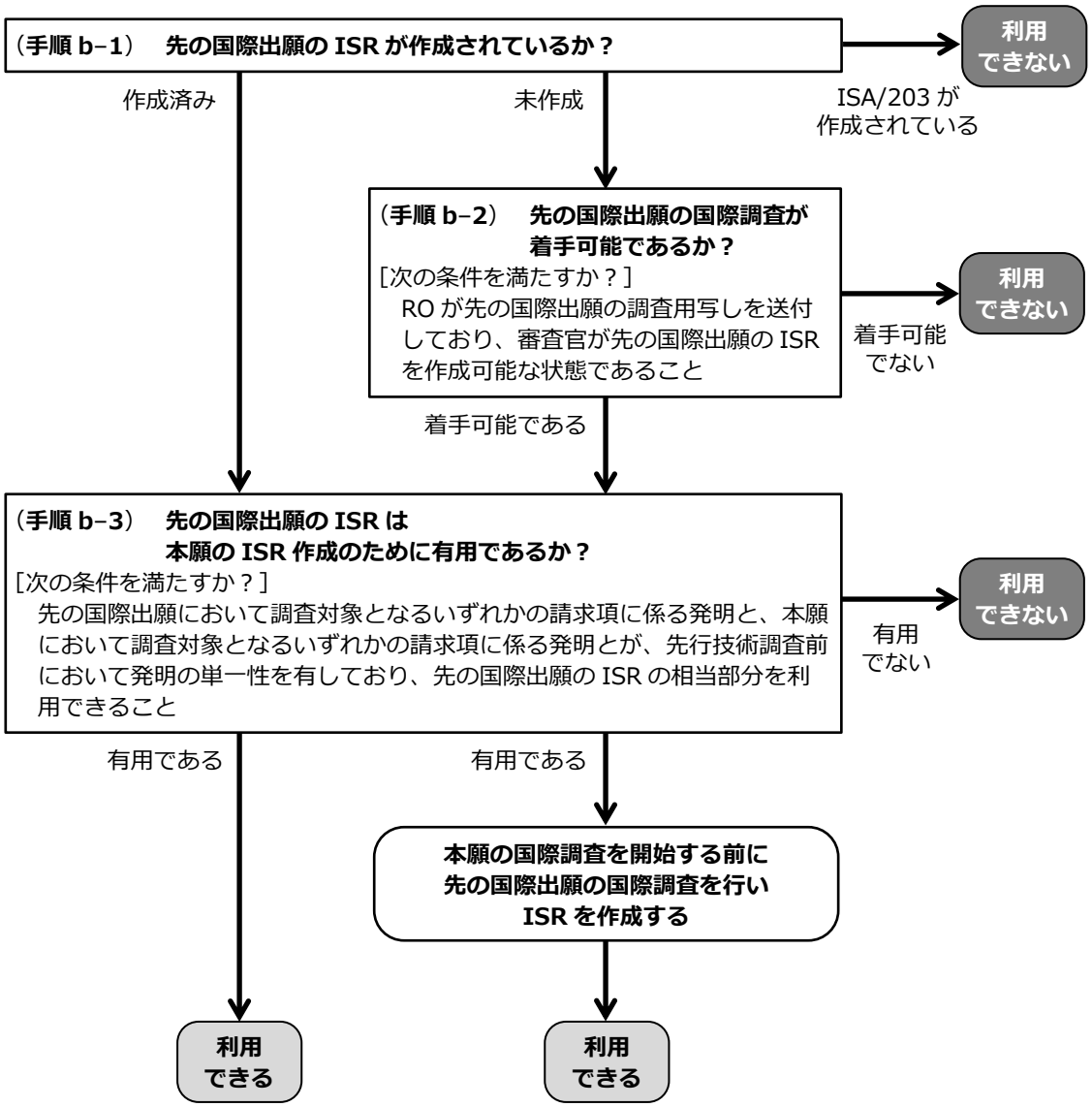

図 5-5　先の国際出願の ISR を利用できるか否かの判断手順

（手順 b-1）　先の国際出願の ISR が作成されているか？

審査官は、ISA が JPO である先の国際出願（以下単に「先の国際出願」という。）の ISR が作成されているか否かを確認する。

先の国際出願の ISR が未作成の場合には手順 b-2 に進み、作成済みの場合には手順 b-3 に進む。ISR に代えて ISA/203（ISR を作成しない旨の決定）が作成されている場合には、先の調査等の結果を利用できないと判断し、番外 2 において「上記先の国際出願について国際調査報告を作成しない旨の決定がされている。」の□にチェックする。

（手順 b-2）　先の国際出願の国際調査が着手可能であるか？

審査官は、次に示す条件を満たすか否かを確認する。

条件を満たす場合には、先の国際出願の国際調査が着手可能であると判断する。他方、条件を満たさない場合には、着手可能でないと判断する。

着手可能であると判断した場合には、手順 b-3 に進む。他方、着手可能でないと判断した場合には、先の調査等の結果を利用できないと判断し、番外 2 において「上記先の国際出願の国際調査又は上記先の国内出願の審査等が着手可能でない。」の□にチェックする。

〈条件〉 RO が先の国際出願の調査用写しを送付しており、審査官が先の国際出願の ISR を作成可能な状態であること

〈説明〉

RO が先の国際出願の方式要件を点検中であって、審査官が先の国際出願の ISR を作成可能な状態でない場合には、RO が先の国際出願の調査用写しを送付し（→ § 1.8.3（2））、審査官が先の国際出願の ISR を作成可能な状態になる（すなわち、本条件を満たす）まで待ってから業務を行うこととする。ただし、作成可能な状態になるまで待つと、本願の国際調査のスケジュール票（→ § 2.3.1）に示されている期限を徒過するおそれがある場合には、本条件を満たさないものとする。

（手順 b-3）　先の国際出願の ISR は本願の ISR 作成のために有用であるか？

審査官は、次に示す条件を満たすか否かを確認する。

条件を満たす場合には、先の国際出願の ISR は本願の ISR 作成のために有用であると判断する。他方、条件を満たさない場合には、有用でないと判断する。

有用であると判断した場合には、先の調査等の結果を利用できると判断し、番外 2 において「先の調査等の結果の相当部分を利用することができる。」の□にチェックする。ただし、先の国際出願の ISR が未作成の場合には、本願の国際調査を開始する前に先の国際出願の国際調査を行い、先の国際出願の ISR を作成した上で、先の調査等の結果を利用できると判断する[1]。他方、有用でないと判断した場合には、先の調査等の結果を利用できないと判断し、番外 2 において「上記先の国際出願の国際調査報告又は上記先の国内出願の審査等の結果がこの国際出願の国際調査報告の作成のために有用でない。」の□にチェックする。

〈条件〉

先の国際出願において調査対象となるいずれかの請求項に係る発明と、本願において調査対象となるいずれかの請求項に係る発明とが、先行技術調査前において発明の単一性を有しており、先の国際出願の ISR の相当部分を利用できること

〈説明〉

先の国際出願は本願における優先権の主張の基礎となる出願であるので、通常は、本条件は満たされる。

なお、先の国際出願又は本願において調査対象となる請求項に係る発明が存在しない場合には、本条件を満たさない[2]。

---

[1] 本願の ISR に記載する「国際調査を完了した日」（→ § 2.8（5））は、先の国際出願の ISR に記載した「国際調査を完了した日」以後（同日の場合を含む。）となることに留意する。

[2] 先の国際出願又は本願について、ISR に代えて ISA/203（ISR を作成しない旨の決定）を作成する場合には、調査対象となる請求項に係る発明が存在しないので、本条件を満たさない。なお、本願について ISA/203 を作成する場合には、ISA/203 の作成と同時に、先の調査等の結果を利用できない旨を記載した番外 2 を作成する。

（3）番外 2 の作成要領

出願の種類に応じて、該当する□にチェックし、出願番号を記載する。

同一種類で複数の出願が存在する場合には、当該出願のうち、願書に最初に表示されたものを記載し、最後に「等」を付ける。
記載例：
特願 2015–123456　等

利用状況について、いずれかにチェックする。

複数の出願が存在する場合には、先の調査等の結果を利用できると判断した出願が 1 つでもあれば、1. にチェックする。

2. にチェックした場合に、いずれか 1 つにチェックする。

特　許　協　力　条　約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先
代理　任　様
〒000-0000
日本国
東京都□□区△△ ○ー○ー○

PCT

先の調査等の結果の利用状況に関する通知書

（法施行規則第50条）
〔ＰＣＴ規則16.3及び41.1〕

出願人又は代理人の書類記号 45926W0	発送日（日.月.年） 通　知
国際出願番号 PCT/JP2017/999999	国際出願日（日.月.年） 04.01.2019
出願人（氏名又は名称） 株式会社パテント	

先の国際出願又は願書に表示された国内出願の出願番号
☐ PCT/
☐ 特願
☐ 実願

利用状況
1. ☐ 先の調査等の結果の相当部分を利用することができる。
2. ☐ 次の理由により、上記１に該当しない。
☐ 上記先の国内出願が調査手数料の一部返還を受けるために必要な書誌的事項を有していない。
☐ 上記先の国際出願について国際調査報告を作成しない旨の決定がされている。
☐ 上記先の国際出願の国際調査又は上記先の国内出願の審査等が着手可能でない。
☐ 上記先の国際出願の国際調査報告又は上記先の国内出願の審査等の結果がこの国際出願の国際調査報告の作成のために有用でない。

名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目４番３号	権限のある職員 特許庁長官 9Z 9999 電話番号 03-3581-1101 内線 XXXX

様式／番外２（２０１７年１月）

5.2　追加手数料の納付命令

5.2.1　国際調査段階における追加手数料の納付命令（ISA/206）

（1）関連する条約、規則、ガイドライン等の概要

ISA は、国際出願が発明の単一性の要件を満たしていないと認めた場合には、出願人に対し、追加手数料の支払を求める［A17(3)(a)］。この際、様式 PCT/ISA/206 を用いて、「追加して納付すべき手数料及び異議申立手数料（該当する場合）の納付命令書」（ISA/206）を作成する［R40.1, GL10.60］。

また、「主発明」について先行技術調査を行った場合には、部分的な調査報告（部分 ISR）を作成し、ISA/206 に添付することができる［GL10.61］。

（2）具体的な業務手順

a.　ISA/206 を作成するか否かの判断

審査官は、国際調査段階の中間指令に関する検討における発明の単一性についての判断（→ § 2.4.1）の結果、国際出願が発明の単一性の要件を満たしていないと判断した場合には、国際調査のスケジュール票に示されている中間指令の期限までに、ISA/206 を作成する［A17(3)(a)］。

ただし、全ての「追加発明」について、全く又はほとんど負担なく先行技術調査を行うことが可能であると審査官が判断した場合には、ISA/206 を作成しない［GL10.65］。

発明の単一性の要件の判断基準、及び発明の数の算定方法については、第 4 章を参照。　→ § 4.2

b.　ISA/206 を作成するに当たっての検討

審査官は、部分 ISR を作成するか否かを検討する。

ISA/206 を作成するに当たり、先行技術調査を行わなかった場合[1]には、部分 ISR を作成しない。他方、「主発明」について先行技術調査（→ § 2.6）を行った場合には、部分 ISR を作成することが好ましい[2]。

---

[1] 国際調査段階の中間指令時における発明の単一性についての判断に当たっては、必ずしも先行技術調査を行う必要はない（→ § 2.4.1）。

[2] 部分的な国際調査の結果は、出願人が他の部分について国際調査を受けるために追加調査手数料を支払うべきかどうかを判断する際に非常に有益である［GL10.61］。したがって、審査官は、「主発明」について先行技術調査を行った場合には、部分 ISR を作成することが好ましい。

c.　ISA/206 の作成後の留意点

ISA/206 の通知後、出願人から必要な追加手数料の全部が納付されるとともに、追加手数料異議の申立てがされた場合には、審査官は、必要な業務を行う。　→ § 5.2.3

また、以下の点にも留意する。

- ISA/206 に対する出願人の応答の内容に応じて、国際調査における調査対象を決定する。　→ § 2.5
- ISR の第 III 欄を使用する場合[1]には、1.、3. 又は 4. のいずれか該当する□にチェックする。　→ § 2.8（3）
- ISA 見解書の第 IV 欄を使用し、1. の□にチェックするとともに、ISA/206 に対する出願人の応答の内容に応じて、該当する□にチェックする。　→ § 2.9（5）

[1] ISA/212（追加手数料異議の決定）において、発明の単一性の要件を満たすと判断された場合を除き、ISR の第 III 欄を使用する。　→ § 2.7.1（2）

(3) ISA/206 の作成要領

ISA/206 を構成するページ一覧は、表 5-1 に示すとおりである。以下、a. から e. において、ページごとに作成要領を示す。

表 5-1　ISA/206 を構成するページ一覧

ページ	主な記載事項	使用の条件	作成要領
本紙	・国際出願に含まれる発明の数 ・追加手数料の金額	必ず使用する。	→ a.
付属書類 1 ページ	・関連すると認められる文献	部分 ISR を作成する場合に使用する。	→ b.
パテントファミリー用別紙	・パテントファミリーに関する情報	引用文献のパテントファミリーに関する情報を、記載する場合に使用する。	→ c.

a.　本紙

必ず使用する。

納付期間は納付命令書の発送日から１月とする [R40.1(ii)]。

請求の範囲に含まれる発明の数を記載する。

発明の単一性についての判断を行った請求項の番号を記載する（※1）。

以下の事項を記載する。
- 請求の範囲に含まれる発明の数
- 各発明に区分した請求項の番号
- 発明の単一性の要件を満たさないと判断した理由（発明の単一性の判断基準 → § 4.2）

部分 ISR を作成する場合には、上側の□にチェックし、付属書類に必要事項を記載する。
部分 ISR を作成しない場合には、下側の□にチェックし、「主発明」に区分した請求項の番号を記載する。

「105000」と記載する [令第 2 条第 6 項第 1 号]（※2）。

空欄にする。
ISA としての JPO では、異議申立手数料を求めていない。

特定の請求項を除外対象とした場合（→ § 2.3.5）にチェックする。また、除外対象とした請求項の番号を記載する（※3）。

特　許　協　力　条　約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先
代理　任　様
〒000-0000
日本国
東京都□□区△△ ○−○−○

PCT

追加して納付すべき手数料及び異議申立手数料（該当する場合）の納付命令書

（法第8条第4項、法施行規則第43条第1項）
［ＰＣＴ17条(3)(a)、ＰＣＴ規則40.1及び40.2(e)］

出願人又は代理人の書類記号 45926W0	発送日（日.月.年）
	納付期間 上記発送日から 1 月 以内
国際出願番号 PCT/JP2017/999999	国際出願日（日.月.年） 04.01.2019
出願人（氏名又は名称） 株式会社パテント	

1. この国際調査機関は、
(i)　次に示す請求の範囲に記載されている国際出願の発明の数は　であり、

(ii)　次に示す理由により、この国際出願は発明の単一性の要件（法施行規則第13条（ＰＣＴ規則13.1、13.2及び13.3））を満たしていないと認める。

(iii) ☑ 部分的に調査報告を作成した（付属書類参照）。
□ 請求の範囲に最初に記載されている発明に係る部分（請求項 _____ ）について国際調査報告を作成する。

(iv)　追加手数料が納付された場合にのみ、かつ納付された範囲に限り、国際出願のその他の部分について国際調査報告を作成する。

2. したがって、出願人に、上記期間内に、次に示す追加手数料を納付することを命じる。
_____ x _____ = _____ 円
1 の追加発明の手数料　追加発明の数　追加手数料の総額

3. 出願人は、法施行規則第44条（ＰＣＴ規則40.2(c)）の規定により、異議の申立て、すなわち、この国際出願が発明の単一性の要件を満たしている旨又は要求された追加手数料の額が過大である旨の理由を示した陳述書の提出とともに、該当する場合には異議申立手数料を支払うことを条件として、追加手数料の納付をすることができる。
異議の申立てとともに追加手数料を納付する場合には、出願人に上記期間内に異議申立手数料（ＰＣＴ規則40.2(e)）_____ 円を支払うことを命じる。
出願人が上記期間内に要求された異議申立手数料を支払わなかった場合には、その異議申立ては行われなかったものとみなされ、国際調査機関はその旨を宣言する。

4. □ 請求項 _____ は、法第8条第2項各号の一に該当し（ＰＣＴ17条(2)）、国際調査を行うことができないので、どの発明にも含まれていない。

名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目４番３号	権限のある職員 特許庁長官 9Z 9999 電話番号 03-3581-1101 内線 XXXX

様式 PCT/ISA/206（表紙）（２００５年４月）

請求の範囲に含まれる「追加発明の数」を記入する。
なお、「追加発明の数」は、請求の範囲に含まれる発明の数（→ § 4.2（2）b.（b））から、1 を減じた数である。

「1 の追加発明の手数料」と「追加発明の数」の積を記載する。

※1　除外対象とした請求項（様式中の 4. 参照）を除いた後の請求の範囲に含まれる請求項の番号を記載する。　→ § 4.2
※2　英語 PCT 案件の場合は「168000」と記載する [令第 2 条第 6 項第 2 号]。
※3　請求項中の特定の選択肢を除外対象とした場合（→ § 4.1 留意点）には、請求項の番号として「請求項　○の一部」等と記載するとともに、どの選択肢を除外対象としたかを指摘する。

b.　付属書類 1 ページ

部分 ISR を作成する場合に使用する。

「主発明」に区分した請求項の番号を記載する。

部分的な国際調査の結果に関する通知

国際出願番号
PCT/JP2017/999999

1. この通知は追加して納付すべき手数料及び異議申立手数料（該当する場合）の納付命令書(様式ＰＣＴ／ＩＳＡ／２０６）の別紙である。この通知は、請求の範囲に最初に記載されている発明に係る部分（請求項＿＿＿＿＿＿＿＿）について作成された部分的国際調査の結果の通知である。
2. この通知は法第8条、法施行規則第40条（ＰＣＴ第18条、ＰＣＴ規則43）に規定されている国際調査報告ではない。
3. もし、出願人が追加手数料を納付しない場合には、この通知に示された内容が国際調査の結果とみなされ、国際調査報告に含まれる。
4. もし、出願人が追加手数料を納付した場合には、国際調査報告は、この通知に示された内容と追加手数料を支払った国際出願のその他の部分についてなされた国際調査の結果の両方を含む。

関連すると認められる文献

引用文献のカテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する請求項の番号

「主発明」に関連すると認められる文献についての情報を記載する。
その記載要領は ISR と同様。
→ § 2.8（5）

このページに全ての文献を記載しきれず、「付属書類 1 ページのつづき」を使用する場合にチェックする。

「パテントファミリーに関する別紙」を使用する場合にチェックする。

☐ この欄の続きにも文献が列挙されている。

☑ パテントファミリーに関する別紙を参照。

* 引用文献のカテゴリー
"A" 特に関連のある文献ではなく、一般的な技術水準を示すもの
"E" 国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以後に公表されたもの
"L" 優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献（理由を付す）
"O" 口頭による開示、使用、展示等に言及する文献
"P" 国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願の日の後に公表された文献

"T" 国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と抵触するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの
"X" 特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの
"Y" 特に関連のある文献であって、当該文献と他の１以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの
"&" 同一パテントファミリー文献

様式 PCT/ISA/206（付属書類１ページ）（２００５年４月）

c.　パテントファミリー用別紙

引用文献のパテントファミリーに関する情報を記載する場合に使用する。

パテントファミリー用別紙
パテントファミリーに関する情報

国際出願番号
PCT/JP2017/999999

引用文献	公表日	パテントファミリー文献	公表日

パテントファミリー用別紙の記載要領は、ISR と同様。　→§2.8（7）

様式 PCT/ISA/206（パテントファミリー用別紙）（２００５年４月）

5.2.2　国際予備審査段階における請求の範囲の減縮又は追加手数料の納付命令（IPEA/405）

（1）関連する条約、規則、ガイドライン等の概要

IPEA は、国際出願が発明の単一性の要件を満たしていないと認めた場合には、出願人に対し、請求の範囲の減縮又は追加手数料の支払を求めることができる［A34(3)(a)］。この際、様式 PCT/IPEA/405 を用いて、「請求の範囲の減縮又は追加して納付すべき手数料及び異議申立手数料（該当する場合）の納付命令書」（IPEA/405）を作成する［R68.2, GL10.74］。

なお、IPEA/405 においては、IPEA の見解によれば発明の単一性の要件が満たされることとなる減縮の少なくとも一の可能性を明示する［R68.2(i)］。

（2）具体的な業務手順

a.　IPEA/405 を作成するか否かの判断

審査官は、国際予備審査段階の中間指令に関する検討における発明の単一性についての判断（→ § 3.4.1）の結果、国際出願が発明の単一性の要件を満たしていないと判断した場合には、IPEA/405 を作成してもよい［A34(3)(a)］。作成する場合には、国際予備審査のスケジュール票に示されている中間指令の期限を徒過しないよう留意する。

ただし、全ての「追加発明」について、全く又はほとんど負担なく国際予備審査を行うことが可能であると審査官が判断した場合には、IPEA/405 を作成しない［GL10.76］。

発明の単一性の要件の判断基準、及び発明の数の算定方法については、第 4 章を参照。　→ § 4.2

b.　IPEA/405 を作成するに当たっての検討

審査官は、IPEA/405 の作成に当たっては、以下の（a）及び（b）について検討し、IPEA/405 の別紙に記載する。

（a）「主発明」に区分した請求項

審査官は、**最も主要であると認める**「単一の一般的発明概念を形成するように連関している一群の発明」を、国際予備審査段階における「主発明」とする［A34(3)(c), 省第 60 条］。

ただし、いずれが「主発明」であるかを定めることができない場合には、**請求の範囲に最初に記載されている**「単一の一般的発明概念を形成するように連関している一群の発明」を「主発明」とする［R68.5, 省第 60 条］。

審査官は、IPEA/405 において、上記「主発明」に区分した請求項を明示する。

（参考） 国際調査段階における「主発明」は、**請求の範囲に最初に記載されている**「単一の一般的発明概念を形成するように連関している一群の発明」であるため［A17(3)(a), R13.1］、国際予備審査段階の「主発明」とは必ずしも一致しない。

（b）請求の範囲の減縮の提案

審査官は、IPEA/405 において、発明の単一性の要件を満たすような請求の範囲の減縮の例を、少なくとも一つ以上提案する［R68.2(i)］。通常は、審査官が「主発明」に区分した請求項（→（a））への減縮を提案すればよい。

c.　IPEA/405 の作成後の留意点

IPEA/405 の通知後、出願人から必要な追加手数料の全部が納付されるとともに、追加手数料異議の申立てがされた場合には、審査官は、必要な業務を行う。　→ § 5.2.4

また、以下の点にも留意する。

- IPEA/405 に対する出願人の応答の内容に応じて、国際予備審査における審査対象を決定する。　→ § 3.5
- IPEA 見解書を作成する場合には、第 IV 欄を使用し、1. の□にチェックするとともに、IPEA/405 に対する出願人の応答の内容に応じて、該当する□にチェックする。2. にはチェックしない。　→ § 3.9（5）
- IPER の第 IV 欄を使用し、1. の□にチェックするとともに、IPEA/405 に対する出願人の応答の内容に応じて、該当する□にチェックする。→ § 3.10（5）

（3）IPEA/405 の作成要領

a.　本紙

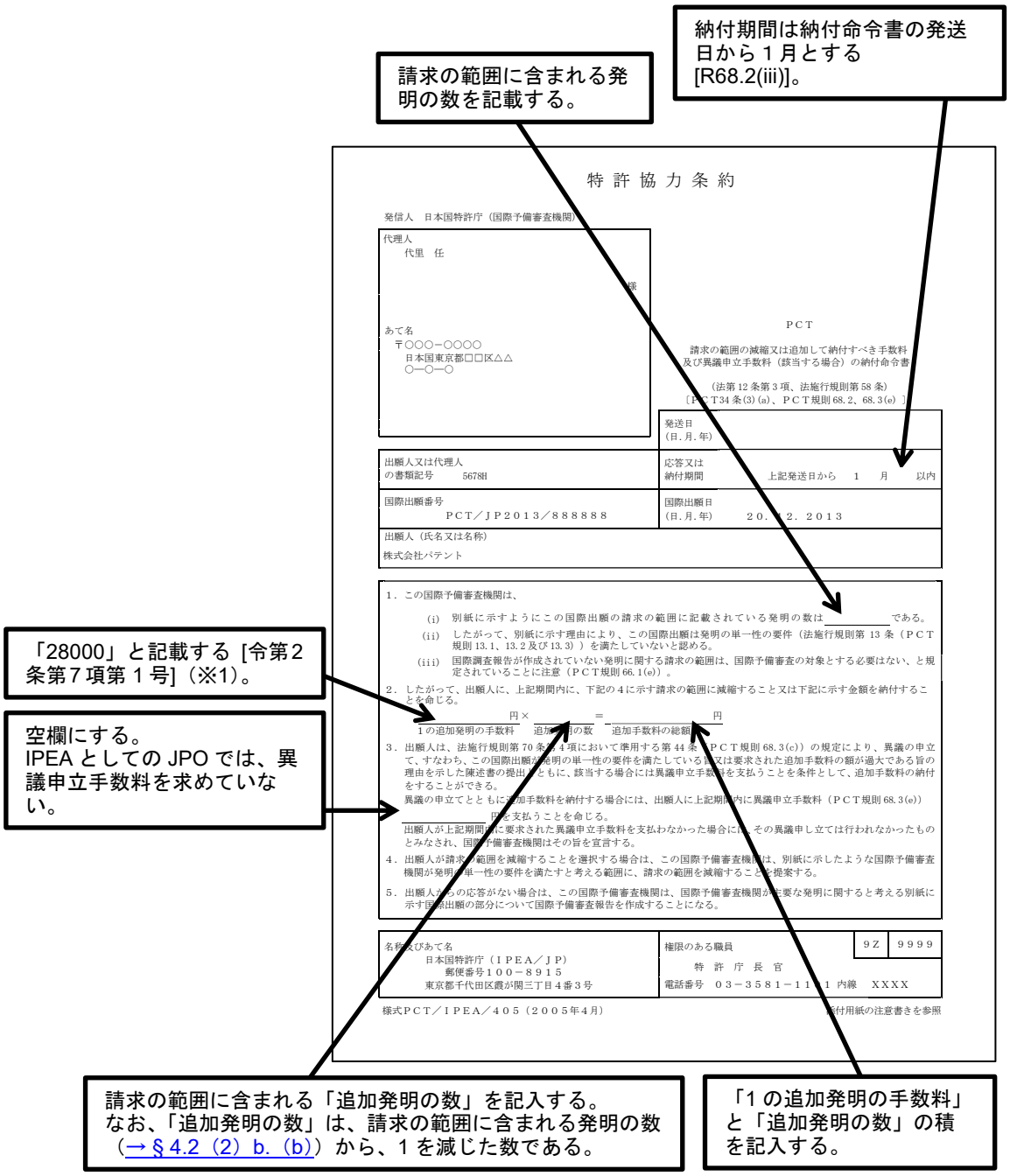

※1　英語 PCT 案件の場合は「45000」と記載する [令第２条第７項第２号]。

b.　別紙

様式ＰＣＴ／ＩＰＥＡ／４０５の別紙　国際出願番号 ＰＣＴ／ＪＰ２０１３／８８８８８８

- 1. の続きとして、以下の事項を記載する。
  - 請求の範囲に含まれる発明の数
  - 各発明に区分した請求項の番号
  - 発明の単一性の要件を満たさないと判断した理由

  （発明の単一性の判断基準　→ § 4.2）

- 4. 及び 5. の続きとして、「主発明」に区分した請求項（→（2）b.（a））を明示するとともに、当該請求項への減縮の提案（→（2）b.（b））を行う。

様式ＰＣＴ／ＩＰＥＡ／４０５（別紙）（２００５年４月）

5.2.3　国際調査段階における追加手数料異議の決定（ISA/212）

（1）関連する条約、規則、ガイドライン等の概要

出願人は、ISA から追加手数料の支払を求められた場合には、必要な追加手数料の全部を納付するとともに、追加手数料異議の申立てをすることができる[R40.2(c), 省第 44 条]。

出願人から追加手数料異議の申立てがあった場合には、ISA の枠組みにおいて設置される検査機関が審理するものとし、この機関は、異議を正当と認める限度において追加手数料の全部又は一部を出願人に払い戻すことを命ずる[R40.2(c)]。

なお、ISA としての JPO においては、出願人から追加手数料異議の申立てがあった場合には、審査官 3 名の合議体により、当該申立てについての決定を行う [省第 45 条第 1 項]。

（2）具体的な業務手順

a.　追加手数料異議の申立ての確認

出願人が追加手数料異議の申立てを行う場合には、以下の（i）及び（ii）が提出される。

（i）　必要な追加手数料の全部を納付する「手数料追加納付書」
（ii）　追加手数料異議の申立ての「陳述書」

審査官は、これらの書類が提出されたことを確認した場合には、国際調査段階における業務を中断し、速やかに合議体の構成、及び ISA/212 の作成を依頼する。

（参考）

国際出願法施行規則第 44 条には、出願人が「命じられた金額の手数料を追加して納付」した場合に、追加手数料異議の申立てをすることができる旨が規定されている。したがって、ISA としての JPO においては、「命じられた金額の手数料」、すなわち、「必要な追加手数料の全部」が納付された場合にのみ、追加手数料異議の申立てを認めている [省第 44 条]。必要な追加手数料の一部又は全部が納付されなかった場合には、追加手数料異議の申立ては認めていない。

b.　合議体による ISA/212 の作成

合議体は、追加手数料異議の申立てについて審査を行い、様式 PCT/ISA/212 を用いて、「追加手数料異議の申立ての決定又は異議申立てが行われなかったものとみなす宣言の通知書」（ISA/212）を作成する [GL10.70]。

上記審査における発明の単一性の要件の判断基準、及び発明の数の算定方法については、第 4 章を参照。　→ § 4.2

c.　ISA/212 が作成された後の留意点

合議体によって ISA/212 が作成された後、審査官は、その内容を確認の上、国際調査段階における業務を再開する。

この際には、以下の点に留意する。

- ISA/212 が作成された場合には、必要な追加手数料の全部が納付されているので、ISA/212 における判断結果によらず、全ての請求項[1]を調査対象とする。　→ § 2.5
- ISA/212 において発明の単一性の要件を満たさないと判断された場合には、ISR の第 III 欄を使用し、以下のとおり記載する。　→ § 2.8（3）
  - ISA/212 における判断結果に従って、発明の単一性についての判断結果を記載する。
  - 1. の□にチェックする。
  - 「追加手数料の異議の申立てに関する注意」において、一番上の□（「追加調査手数料及び、該当する場合には、異議申立手数料の納付と共に、出願人から異議申立てがあった。」）にチェックする。
- ISA/212 において発明の単一性の要件を満たすと判断された場合には、ISR の第 III 欄は使用しない。　→ § 2.7.1（2）
- 発明の単一性の要件の判断結果によらず、ISA 見解書の第 IV 欄を使用し、以下のとおり記載する。　→ § 2.9（5）
  - 1. の□にチェックするとともに、上から 2 番目の□（「追加調査手数料及び、該当する場合には、異議申立手数料の納付と共に、異議を申立てた。」）にチェックする。

[1] ただし、除外対象とした請求項（→ § 2.3.5）を除く。

  – ISA/212 における判断結果に従って 3. を記載する [1]。
- ISA/220 を作成するに当たっては、3. にチェックする（→ § 2.10）。

[1] ISA/212 において発明の単一性の要件を満たすと判断された場合には、「満足する。」の□にチェックする。発明の単一性の要件を満たすと判断された理由を記載する必要はない。

（3）ISA/212 の作成要領

a.　本紙

必ずチェックする。

手数料の全部又は一部を申立人に返還する場合にチェックする。
チェックした場合には、点線枠内の該当する□にチェックする。
手数料の一部を申立人に返還する場合には、返還する金額を記載する。

手数料を申立人に返還しない場合にチェックする。

チェックしない。
ISA としての JPO では、異議申立手数料を求めていない。

特 許 協 力 条 約

発信人　日本国特許庁（国際調査機関）

代理人
代里　任
様

あて名
〒○○○－○○○○
日本国東京都□□区△△
○－○－○

ＰＣＴ

追加手数料異議の申立ての決定又は異議申立てが行われなかったものとみなす宣言の通知書
（法施行規則第 45 条）
［ＰＣＴ規則 40.2(c)(e)、実施細則 502 号］

発送日 (日.月.年)	
出願人又は代理人 の書類記号　5678H	重要な通知
国際出願番号 ＰＣＴ／ＪＰ２０１５／９９９９９９	国際出願日 (日.月.年)　２５．０２．２０１５
出願人（氏名又は名称） 株式会社パテント	

☑ この国際調査機関は、追加手数料異議の申立ての審査の結果、以下のとおりに決定したことを出願人に通知する。

1. ☐ 異議の申立ては次の範囲で正当であると決定した。
　☐ 追加して納付された手数料及び、該当する場合には、異議申立手数料の全部を返還すべきものとする。
　☐ 追加して納付された手数料の一部＿＿＿＿＿＿＿＿ 円を、別紙に示す理由により返還すべきものとする。

2. ☐ 異議の申立ては正当でないと決定した。
追加して納付された手数料及び、該当する場合には、異議申立手数料は、別紙に示す理由により返還しない。

3. ☒ 国際調査機関は、出願人が納付命令書（様式ＰＣＴ／ＩＳＡ／２０６）に示した期限である＿＿＿＿＿＿＿＿
までに異議申立手数料を支払わなかったので、異議申立てが行われなかったものとみなすことを宣言する。

注意
追加手数料異議の申立て及びその決定の写しが指定官庁へ送付されることを望むときは、出願人は直ちに国際事務局へ通知しなければならない。

この通知書の写しは、国際事務局に送付した。

名称及びあて先 日本国特許庁（ＩＳＡ／ＪＰ） 郵便番号１００－８９１５ 東京都千代田区霞が関三丁目４番３号	権限のある職員 特　許　庁　長　官 電話番号　０３－３５８１－１１０１　内線　ＸＸＸＸ	９Ｚ　９９９９

様式ＰＣＴ／ＩＳＡ／２１２（２００５年４月）

b.　別紙

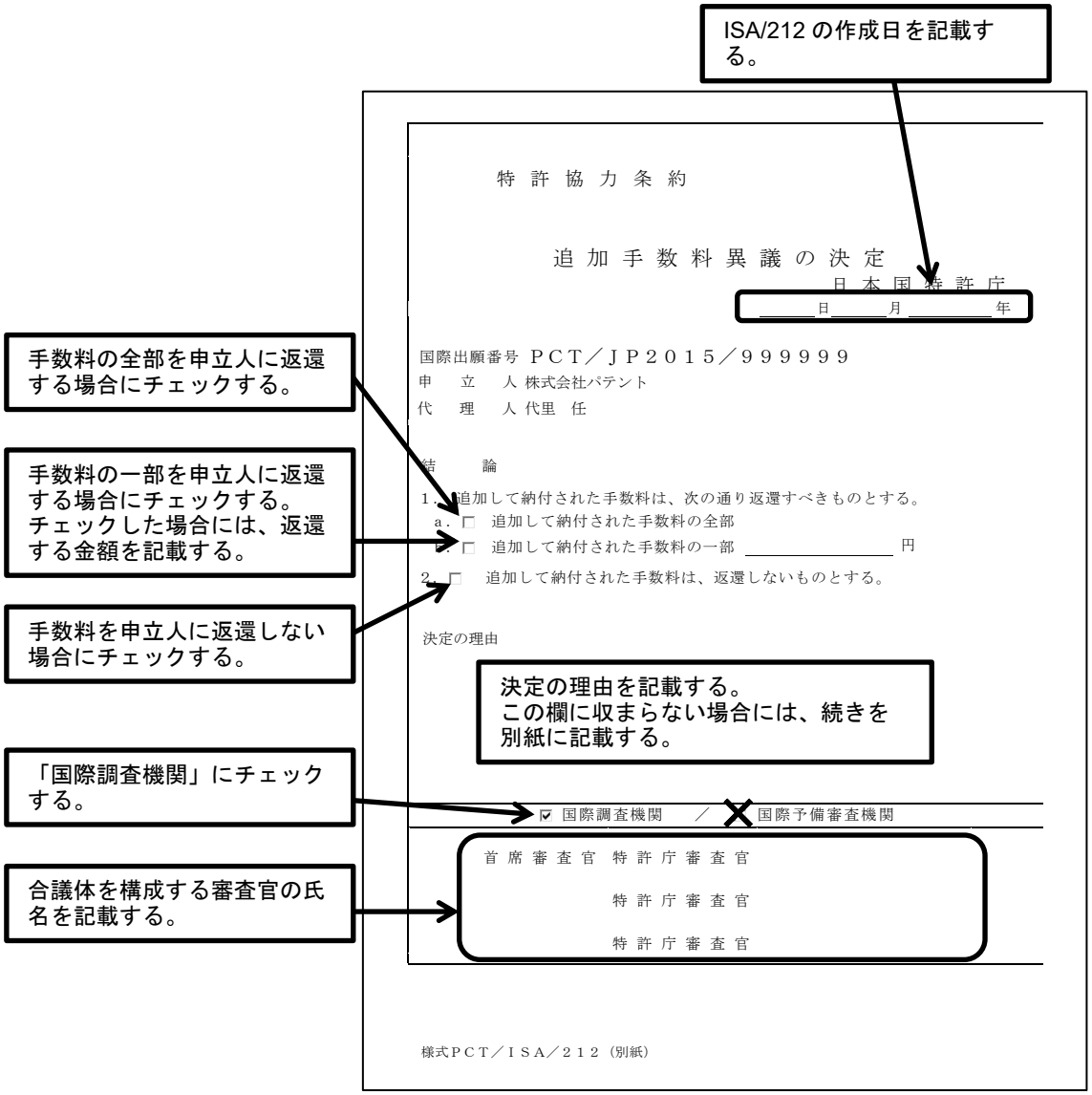
ISA/212 の作成日を記載する。
手数料の全部を申立人に返還する場合にチェックする。
手数料の一部を申立人に返還する場合にチェックする。
チェックした場合には、返還する金額を記載する。
手数料を申立人に返還しない場合にチェックする。
「国際調査機関」にチェックする。
合議体を構成する審査官の氏名を記載する。
特 許 協 力 条 約
追 加 手 数 料 異 議 の 決 定
日 本 国 特 許 庁
日 月 年
国際出願番号 ＰＣＴ／ＪＰ２０１５／９９９９９９
申　立　人 株式会社パテント
代　理　人 代里　任
結　論
１．追加して納付された手数料は、次の通り返還すべきものとする。
a. ☐ 追加して納付された手数料の全部
b. ☐ 追加して納付された手数料の一部 円
2. ☐ 追加して納付された手数料は、返還しないものとする。
決定の理由
決定の理由を記載する。
この欄に収まらない場合には、続きを別紙に記載する。
☑ 国際調査機関 ／ ☒ 国際予備審査機関
首 席 審 査 官 特 許 庁 審 査 官
特 許 庁 審 査 官
特 許 庁 審 査 官
様式ＰＣＴ／ＩＳＡ／２１２（別紙）

5.2.4　国際予備審査段階における追加手数料異議の決定（IPEA/420）

（1）関連する条約、規則、ガイドライン等の概要

出願人は、IPEA から追加手数料の支払を求められた場合には、必要な追加手数料の全部を納付するとともに、追加手数料異議の申立てをすることができる［R68.3(c), 省第 70 条第 4 項, 省第 44 条］。

出願人から追加手数料異議の申立てがあった場合には、IPEA の枠組みにおいて設置される検査機関が審理するものとし、この機関は、異議を正当と認める限度において追加手数料の全部又は一部を出願人に払い戻すことを命ずる［R68.3(c)］。

なお、IPEA としての JPO においては、出願人から追加手数料異議の申立てがあった場合には、審査官 3 名の合議体により、当該申立てについての決定を行う［省第 70 条第 4 項, 省第 45 条第 1 項］。

（2）具体的な業務手順

a.　追加手数料異議の申立ての確認

出願人が追加手数料異議の申立てを行う場合には、以下の（i）及び（ii）が提出される。

（i）　必要な追加手数料の全部を納付する「手数料追加納付書」
（ii）　追加手数料異議の申立ての「陳述書」

審査官は、これらの書類が提出されたことを確認した場合には、国際予備審査段階における業務を中断し、速やかに合議体の構成、及び IPEA/420 の作成を依頼する。

（参考）

国際出願法施行規則第 70 条第 4 項において準用される同施行規則第 44 条には、出願人が「命じられた金額の手数料を追加して納付」した場合に、追加手数料異議の申立てをすることができる旨が規定されている。したがって、IPEA としての JPO においては、「命じられた金額の手数料」、すなわち、「必要な追加手数料の全部」が納付された場合にのみ、追加手数料異議の申立てを認めている［省第 70 条第 4 項, 省第 44 条］。必要な追加手数料の一部又は全部が納付されなかった場合には、追加手数料異議の申立ては認めていない。

b.　合議体による IPEA/420 の作成

合議体は、追加手数料異議の申立てについて審査を行い、様式 PCT/IPEA/420 を用いて、「追加手数料異議の申立ての決定又は異議申立てが行われなかったものとみなす宣言の通知書」（IPEA/420）を作成する。

上記審査における発明の単一性の要件の判断基準、及び発明の数の算定方法については、第 4 章を参照。　→ § 4.2

c.　IPEA/420 が作成された後の留意点

合議体によって IPEA/420 が作成された後、審査官は、その内容を確認の上、国際予備審査段階における業務を再開する。

その際には、以下の点に留意する。

- IPEA/420 が作成された場合には、必要な追加手数料の全部が納付されているので、原則として、IPEA/420 における判断結果によらず、全ての請求項[1]を審査対象とする。　→ § 3.5
- IPEA 見解書を作成するに当たっては、第 IV 欄を使用し、以下のとおり記載する。　→ § 3.9（5）
  - 1. の□にチェックするとともに、上から 3 番目の□（「追加調査手数料及び、該当する場合には、異議申立手数料の納付と共に、異議を申立てた。」）にチェックする。
  - 2. にはチェックしない。
- IPER を作成するに当たっては、第 IV 欄を使用し、以下のとおり記載する。　→ § 3.10（5）
  - 1. の□にチェックするとともに、上から 3 番目の□（「追加調査手数料及び、該当する場合には、異議申立手数料の納付と共に、異議を申立てた。」）にチェックする。
  - IPEA/420 における判断結果に従って 3. を記載する[2]。ただし、IPEA/420 の作成後に請求の範囲が補正又は減縮された場合には、IPEA/420 における判断結果を考慮に入れた上で、発明の単一性の判断について再検討し、その結果を 3. に記載する。

---

[1] ただし、除外対象とした請求項（→ § 3.3.5）を除く。

[2] IPEA/420 において発明の単一性の要件を満たすと判断された場合には、「満足する。」の□にチェックする。発明の単一性の要件を満たすと判断された理由を記載する必要はない。

（3）IPEA/420 の作成要領

a.　本紙

必ずチェックする。

手数料の全部又は一部を申立人に返還する場合にチェックする。
チェックした場合には、点線枠内の該当する□にチェックする。
手数料の一部を申立人に返還する場合には、返還する金額を記載する。

手数料を申立人に返還しない場合にチェックする。

チェックしない。
IPEA としての JPO では、異議申立手数料を求めていない。

特 許 協 力 条 約

発信人　日本国特許庁（国際予備審査機関）

代理人
代里　任

様

あて名
〒○○○－○○○○
日本国東京都□□区△△
○－○－○

ＰＣＴ

追加手数料異議の申立ての決定又は異議申立てが行われなかったものとみなす宣言の通知書
（法施行規則第70条第4項において準用する第45条）
〔ＰＣＴ規則 68.3(c)(e)、実施細則 603 号〕

発送日 (日. 月. 年)	
出願人又は代理人の書類記号　5678H	重要な通知
国際出願番号 ＰＣＴ／ＪＰ２０１３／８８８８８８	国際出願日 (日. 月. 年)　２０．１２．２０１３
出願人（氏名又は名称） 株式会社パテント	

☑ この国際予備審査機関は、追加手数料異議の申立ての審査の結果、以下のとおりに決定したことを出願人に通知する。

1．☐ 異議の申立ては次の範囲で正当であると決定した。
☐ 追加して納付された手数料及び、該当する場合には、異議申立手数料の全部を返還すべきものとする。
☐ 追加して納付された手数料の一部 ＿＿＿＿＿＿ 円を、別紙に示す理由により返還すべきものとする。

2．☐ 異議の申立ては正当でないと決定した。
追加して納付された手数料及び、該当する場合には、異議申立手数料は、別紙に示す理由により返還しない。

3．☒ 国際予備審査機関は、出願人が納付命令書（様式ＰＣＴ／ＩＰＥＡ／４０５）に示した期限である＿＿＿＿＿＿までに異議申立手数料を支払わなかったので、異議申立てが行われなかったものとみなすことを宣言する。

注意
追加手数料異議の申立て及びその決定の写しが選択官庁へ送付されることを望むときは、出願人は直ちに国際事務局へ通知しなければならない。

この通知書の写しを国際事務局に送付した。

名称及びあて先 日本国特許庁（ＩＰＥＡ／ＪＰ） 郵便番号１００－８９１５ 東京都千代田区霞が関三丁目４番３号	権限のある職員 特　許　庁　長　官 電話番号　０３－３５８１－１１０１　内線　ＸＸＸＸ	９Ｚ　９９９９

様式ＰＣＴ／ＩＰＥＡ／４２０（２００５年４月）

b.　別紙

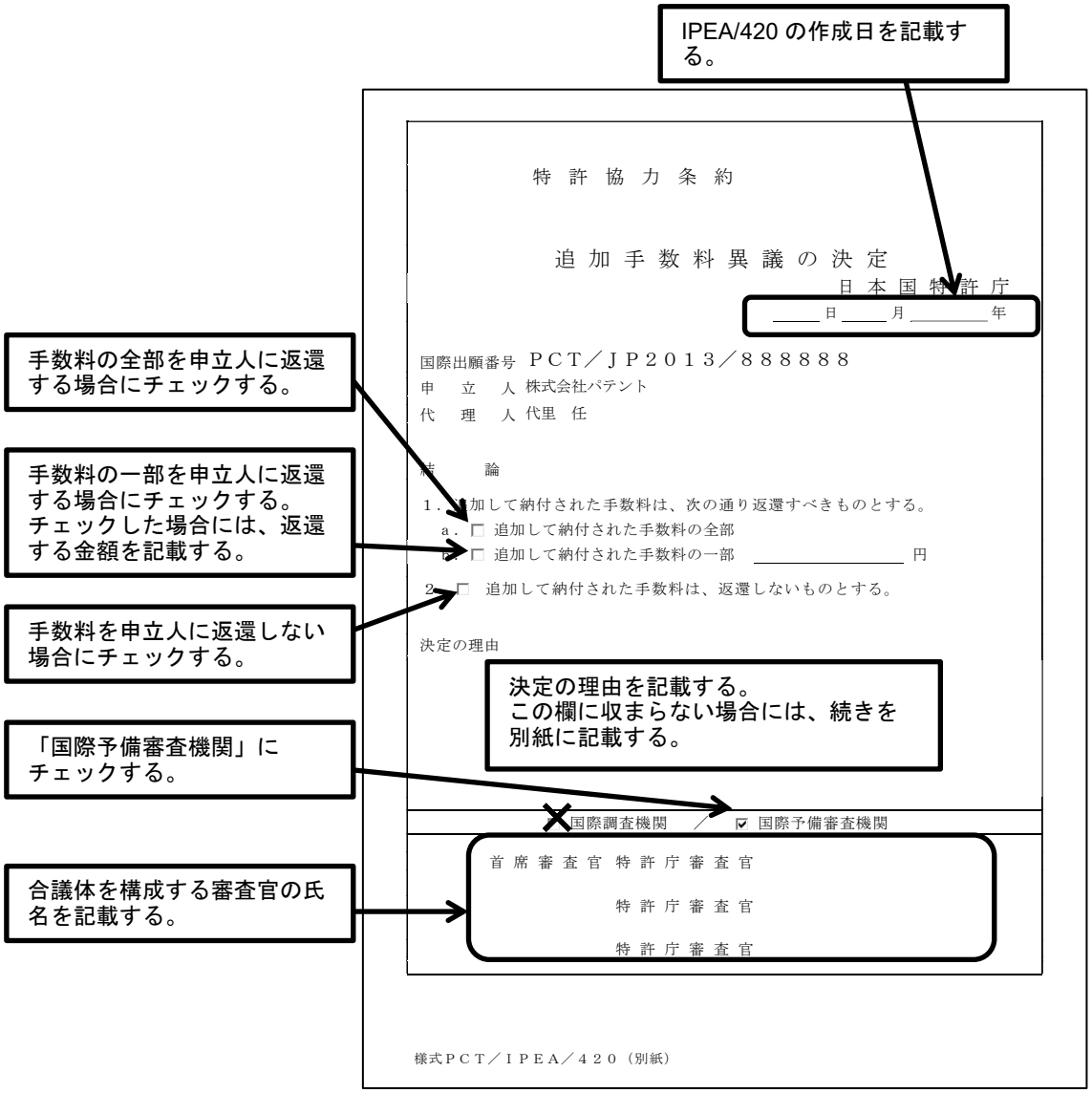
IPEA/420 の作成日を記載する。
手数料の全部を申立人に返還する場合にチェックする。
手数料の一部を申立人に返還する場合にチェックする。チェックした場合には、返還する金額を記載する。
手数料を申立人に返還しない場合にチェックする。
「国際予備審査機関」にチェックする。
合議体を構成する審査官の氏名を記載する。
特 許 協 力 条 約
追 加 手 数 料 異 議 の 決 定
日 本 国 特 許 庁
日 月 年
国際出願番号 ＰＣＴ／ＪＰ２０１３／８８８８８８
申 立 人 株式会社パテント
代 理 人 代里 任
結 論
１．追加して納付された手数料は、次の通り返還すべきものとする。
ａ． 追加して納付された手数料の全部
ｂ． 追加して納付された手数料の一部 円
２． 追加して納付された手数料は、返還しないものとする。
決定の理由
決定の理由を記載する。この欄に収まらない場合には、続きを別紙に記載する。
国際調査機関 ／ 国際予備審査機関
首 席 審 査 官 特 許 庁 審 査 官
特 許 庁 審 査 官
特 許 庁 審 査 官
様式ＰＣＴ／ＩＰＥＡ／４２０（別紙）

5.3　出願人との面接等の応対

5.3.1　国際調査における非公式な明確化（ISA/207）

（1）関連する条約、規則、ガイドライン等の概要

明細書、請求の範囲又は図面が記載要件などを満たさない結果、有意義な調査を行うことができない場合には、ISA は、出願人に対し非公式に明確化を求めることができる［GL9.34］。

（2）具体的な業務手順

審査官は、国際調査段階において、明細書、請求の範囲又は図面が記載要件を満たさない結果、有意義な調査を行うことができない場合などには、面接や電話、電子メール等の手段によって、出願人に対して非公式に連絡を取り、明確化を求めることができる。

a.　非公式な連絡における対応

代理人が選任されている場合には、審査官は、当該代理人に対して連絡する。代理人が選任されていない場合には、出願人に対して連絡する。

なお、出願人から非公式な連絡があった場合には、国際予備審査段階と同様に対応する [1]。　→ § 5.3.2（2）a.（b）

b.　非公式な連絡の記録

国際調査段階において出願人との間で非公式な連絡を行った場合には、審査官は、様式 PCT/ISA/207 を用いて、「非公式な明確化の記録」（ISA/207）を作成する [2]。ただし、非公式な連絡の内容が単なる事務連絡（面接日時や場所の調整、面接の出席者等の連絡等）である場合など、出願内容に関わらないものである場合には、ISA/207 を作成する必要はない。

ISA/207 を作成する場合には、当該連絡の内容や結果を具体的に記載する。また、以下の点にも留意する。

---

[1] この場合においても、「非公式な連絡の記録」（→ b.）の記載に基づき、ISA/207 を作成する。

[2] ISR 発送後であっても、国際予備審査請求書の受領前に出願人との間で非公式な連絡を行った場合には、ISA/207 を作成する。なお、国際予備審査段階で出願人との間で非公式な連絡を行った場合には、審査官は、IPEA/428（出願人との非公式な連絡の記録）を作成する。　→ § 5.3.2

- 面接を行った場合には、手書きで ISA/207 を作成してもよい。
- ISA としての JPO では、ISA/207 を出願人に発送しないが、面接を行った場合には、作成した ISA/207 を複写し、出願人側応対者に手交する。
- 非公式な連絡において、出願人から書面の資料が提出された場合には、その写しを ISA/207 に添付する。代理人から当該連絡についての委任状が提出された場合にも、書面の資料と同様にその写しを ISA/207 に添付する。

（3）ISA/207 の作成要領

空欄にする。
ISA としての JPO では、
ISA/207 を出願人に発送することで連絡を取る運用は行わない。

特 許 協 力 条 約

発信人　日本国特許庁（国際調査機関）

代理人
代里　任
様

あて名
〒○○○－○○○○
日本国東京都□□区△△
○－○－○

ＰＣＴ
非公式な明確化の記録

（特許協力条約第 17 条(2)、ＰＣＴ国際調査及び国際予備審査ガイドライン第 9.34、9.35 段落）

出願人又は代理人の書類記号　5678H	発送日（日.月.年）
国際出願番号　ＰＣＴ／ＪＰ２０１５／９９９９９９	国際出願日（日.月.年）　２５．０２．２０１５
出願人（氏名又は名称）株式会社パテント	

この国際出願の明細書、請求の範囲又は図面は、国際調査機関が、有意義な調査ができる程度に特許協力条約の要件に従っていない（条約第 17 条(2)(a)(ii)）

1．☑ この国際調査機関は、出願人と出願に関して非公式に議論し、明確化を図るために、＿＿年＿＿月＿＿日に、出願人と連絡をとった。

連絡方法
☐ 電話
☐ 面接
☐ 電子メール
☐ ファクシミリ
☐ 郵便

応対者
☐ 出願人：＿＿＿＿＿＿＿＿
☐ 代理人：＿＿＿＿＿＿＿＿
☐ 審査官：＿＿＿＿＿＿＿＿

☐ 本人確認　☐ 委任事項確認　☐ 面識あり

議論の概要は、3．に記載されている。

この国際調査機関は、3．に示されている件に関し、この通知の発送日から＿＿＿以内に出願人に非公式な明確化をするよう求める。

重要：期間内に応答がなかった場合、及び／又は、国際調査機関により要求された明確化が行われなかった場合、特許協力条約第 17 条(2)(a)(ii)に基づき、国際調査報告において特定の請求項について調査ができないことが示されるか、国際調査報告が作成されない旨の宣言がなされる。

3．☐ 非公式な明確化が要請される論点の概要（必要な場合、この様式の追加ページに続く。）

名称及びあて先 日本国特許庁（ＩＳＡ／ＪＰ） 郵便番号１００－８９１５ 東京都千代田区霞が関三丁目４番３号	特許庁審査官（権限のある職員） 新崎　純 電話番号　０３－３５８１－１１０１　内線　ＸＸＸＸ	９Ｚ　９９９９

様式ＰＣＴ／ＩＳＡ／２０７（２０１１年８月）

必ずチェックし、出願人との間で非公式な連絡を行った日付を記載する。

連絡方法として該当する全ての☐にチェックする。

チェックしない。
ISA としての JPO では、
ISA/207 を出願人に発送することで連絡を取る運用は行わない。

必ずチェックし、連絡の内容や結果を具体的に記載する。

この欄に収まらない場合には、続きを追加ページに記載する。その際、「追加ページ参照」、「追加ページに続く」等と記載し、続きが追加ページに記載されていることを明確にする。

応対者名を記載する。

応対者に審査官補が含まれる場合には、審査官補名も記載する。（例：「審査官：○○　○○　審査官補：△△　△△」）

面接を行った場合には、該当する☐にチェックする。
それ以外の場合にはチェック不要。

5.3.2　国際予備審査における出願人との非公式な連絡（IPEA/428・IPEA/429）

（1）関連する条約、規則、ガイドライン等の概要

出願人は、IPEA と口頭及び書面で連絡する権利を有する［A34(2)(a)］。

IPEA は、電話、書面又は面談により、随時、出願人と非公式の連絡をすることができる［R66.6］。

（2）具体的な業務手順

審査官は、国際予備審査段階において、面接や電話、電子メール等の手段によって、出願人に対して非公式に連絡を取ることができる。また、出願人からの非公式な連絡を受けることができる。

なお、出願人との間で非公式な連絡を行うに当たっては、国際予備審査のスケジュール票に示されている期限を徒過しないよう十分に留意する。

a.　非公式な連絡における対応

（a）審査官から非公式な連絡をする場合

代理人が選任されている場合には、審査官は、当該代理人に対して連絡する。代理人が選任されていない場合には、出願人に対して連絡する。

（b）出願人から非公式な連絡があった場合

出願人から非公式な連絡があった場合には、審査官は、以下のとおり対応する。なお、出願人側応対者が代理人である場合には、当該代理人が代理権を有することを確認した上で対応する。

- 電話、電子メール等による応対の要請があった場合には、原則として受諾する。
- 面接の要請があった場合には、原則として一回は面接を受諾する。
- ただし、審査長又は技術担当室長と協議し、出願人の要請を受諾することが適当でないと判断した場合には、受諾しなくてもよい。

〈出願人の要請を受諾しなくてもよい例〉

- 出願人からの要請を受諾すると、スケジュール票に示されている期限を徒過するおそれがある場合
- 審査官に対して事前連絡がなかった場合

例：事前連絡なく来庁して面接を要請された場合
例：事前連絡なく電子メール等により補正案が送付された場合

– 具体的な案（補正案等）を準備することなく、どのように対応すべきかについて問合せがあった場合
– 多数の補正案を提示された場合であって、それらに対して見解を示すことが合理的でないと審査官が判断した場合
例：一回の電子メールで多数の補正案が提示され、審査官が最も妥当と考える補正案を選択するよう依頼された場合
例：面接時に次々と補正案が提示され、各補正案に対する見解を求められた場合
– 短期間に複数回の面接を要請された場合
– 2 回目以降の面接要請であって、出願人側が予定している問合せ内容が、前回の内容と実質的に同じものである場合
– 出願人側応対者の中に、責任ある対応をなし得る者[1]がいない場合

b.　非公式な連絡の記録

国際予備審査段階において出願人との間で非公式な連絡を行った場合には、審査官は、様式 PCT/IPEA/428 を用いて、「出願人との非公式な連絡の記録」（IPEA/428）を作成する[2]。また、必要な場合[3]には、更に「出願人との非公式な連絡に関する通知書」（IPEA/429）を作成する。ただし、非公式な連絡の内容が単なる事務連絡（面接日時や場所の調整、面接の出席者等の連絡等）である場合など、出願内容に関わらないものである場合には、いずれも作成する必要はない。

IPEA/428 を作成する場合には、当該連絡の内容や結果を具体的に記載する [GL19.42-19.46]。

また、非公式な連絡において、出願人から書面の資料が提出された場合に

---

[1] 責任ある応対をなし得る者とは、(i) 出願等の手続についての知識と、(ii) 当該出願に関わる発明についての技術的知識を有し、さらに、(iii) 当該出願の取扱いについての出願人の意思を的確に表示できる者をいう。

[2] 国際予備審査請求書の受領前に非公式に連絡を取った場合には、ISA/207 を作成する。→ § 5.3.1

[3] 例えば、審査官が補正書を考慮に入れるために、次回の着手時までに出願人が補正書を提出することについて、出願人との間で合意が得られた場合であって、補正書の提出期限を明確化する場合。

は、その写しを IPEA/428 に添付する。代理人から当該連絡についての委任状が提出された場合にも、書面の資料と同様にその写しを IPEA/428 に添付する。

さらに、以下の点にも留意する。

(a) 面接を行った場合の留意点

- 面接を行った場合には、手書きで IPEA/428 を作成してもよい。
- 作成した IPEA/428 を複写し、出願人側応対者に手交する。

(b) 出願人に答弁の機会を与える場合の留意点

- 審査官は、非公式な連絡の結果、出願人に答弁の機会を与えることとした場合には、新たな IPEA 見解書又は IPEA/429 を作成する。
- IPEA/429 を作成する場合には、IPEA/429 に対する応答期間を、IPEA 見解書又は IPER の起案期限までの月数に応じて指定することとし、起案期限まで 3 月以上の場合、応答期間を 2 月に、起案期限まで 2 月以上 3 月未満の場合、応答期間を 1 月に指定する。
- IPEA 見解書又は IPER の起案期限まで 2 月未満の場合、IPEA/429 を作成しない。
- IPEA/429 を作成する場合には、IPEA/428 を同時に作成する。また、IPEA/429 とともに送付される旨を IPEA/428 に明示する。

(c) 見解書に対する応答期間の延長を請求された場合の留意点

- 出願人との非公式な連絡において、見解書に対する応答期間の延長を請求された場合には、IPEA/428 とともに、IPEA/427（期間延長の通知書）を作成する（→ § 5.10）。
- IPEA/427 において期間延長を認めた場合には、その旨を IPEA/428 に明示する。

（3）IPEA/428 の作成要領

面接を行った場合には、該当する□にチェックする。
それ以外の場合にはチェック不要。

出願人との間で非公式な連絡を行った日付を記載する。

連絡方法として該当する□にチェックする。
なお、連絡方法が電話、面接以外の方法（例：電子メール）である場合には、いずれにもチェックせず、「面接、電話等による連絡の記録」欄にその旨を記載する。

応対者名を記載する。

応対者に審査官補が含まれる場合には、審査官補名も記載する。（例：「審査官：○○　○○　審査官補：△△　△△」）

連絡の内容や結果を具体的に記載する。

IPEA/428 とともに IPEA/427（期間延長の通知書）を作成した場合にチェックする。

IPEA/428 とともに IPEA/429（出願人との非公式な連絡に関する通知書）を作成した場合にチェックする。

特 許 協 力 条 約

P C T
出願人との非公式な連絡の記録
〔ＰＣＴ規則 66.6〕

国際出願番号	出願人又は代理人の書類記号	非公式な連絡の日（日．月．年）
ＰＣＴ／ＪＰ２０１３／８８８８８	5678H	

出願人（氏名又は名称）
株式会社パテント

連絡方法
□ 電話
□ 面接

応対者　□ 本人確認　□ 委任事項確認　□ 面識あり
□ 出願人：
□ 代理人：
□ 審査官：

面接、電話等による連絡の記録

□ 期間延長を認める（様式ＰＣＴ／ＩＰＥＡ／４２７）。
□ この記録の写しは、様式ＰＣＴ／ＩＰＥＡ／４２９とともに出願人に送付される。

出頭者（出願人／代理人）	特許庁審査官（権限のある職員）	９Ｚ	９９９９
	新崎　準		
	電話番号　０３－３５８１－１１０１内線　ＸＸＸＸ		

様式ＰＣＴ／ＩＰＥＡ／４２８（１９９２年７月）

- 面接を行った場合には、出願人側応対者のうち一人の氏名を記載する。
- 電話、電子メール等を利用した場合には記入不要。

（4）IPEA/429 の作成要領

応答期間は、起案期限までの月数に応じて指定する。（→ （2）b.（b））

出願人との間で非公式な連絡を行った日付を記載する。

出願人側応対者として該当する□にチェックする。

特 許 協 力 条 約

発信人　日本国特許庁（国際予備審査機関）

代理人
代里　任
様

あて名
〒○○○－○○○○
日本国東京都□□区△△
○－○－○

ＰＣＴ
出願人との非公式な連絡に関する通知書
（ＰＣＴ規則 66.6）

	発送日（日.月.年）
出願人又は代理人の書類記号　5678H	応答期間　上記発送日から　月　以内
国際出願番号　ＰＣＴ／ＪＰ２０１３／８８８８８８	国際出願日（日.月.年）　２０．１２．２０１３
出願人（氏名又は名称）株式会社パテント	

１．＿＿＿＿＿＿＿＿付けで、下記の者と、

☐ 出願人
☐ 代理人

との間で非公式の連絡が行われた。
この国際予備審査機関は、この連絡の記録の写し（様式ＰＣＴ／ＩＰＥＡ／４２８）を送付する。

２．国際出願のさらなる審査の結果、添付された記録に説明されたとおり、この出願はＰＣＴ及び規則の要件を満たしていないことが判明した。

３．出願人は、上記に表示された期間内に答弁書に補正書を添えて提出することを求められる。

４．もし、応答がなかった場合には、国際予備審査報告は、この国際予備審査機関の見解のみを反映したものとなるであろう。

名称及びあて先 日本国特許庁（ＩＰＥＡ／ＪＰ） 郵便番号１００－８９１５ 東京都千代田区霞が関三丁目４番３号	権限のある職員 新崎　純 電話番号　０３－３５８１－１１０１　内線　ＸＸＸＸ	９Ｚ　９９９９

様式ＰＣＴ／ＩＰＥＡ／４２９（１９９２年７月）

5.4　明らかな誤りの訂正

5.4.1　明らかな誤りの訂正請求命令（ISA/216・IPEA/411）

（1）関連する条約、規則、ガイドライン等の概要

RO、ISA、IPEA 又は IB が、国際出願又は他の書類において訂正することができる明らかな誤りと認められるものを発見した場合には、当該関係当局は出願人に対し、PCT 規則 91 の規定に基づいて、訂正のための請求をするよう求めることができる［R91.1(h)］。

（2）具体的な業務手順

国際調査又は国際予備審査の基礎とした明細書、請求の範囲又は図面に明らかな誤りを発見した場合（→ § 2.4.2, § 3.4.2）には、審査官は、様式 PCT/ISA/216 又は様式 PCT/IPEA/411 を用いて、「明らかな誤りの訂正請求命令書」（ISA/216 又は IPEA/411）を速やかに作成し、出願人に通知することができる［R91.1(h), GL8.13］。

この際、審査官は、出願人が本来意図していたと認められる記載を提示しつつ、明らかな誤りを指摘する。

〈留意点〉

- ISA/216 又は IPEA/411 は、スケジュール票に示されている中間指令の期限までに作成する。
- ISA/216 又は IPEA/411 の通知後、出願人から明らかな誤りの訂正が請求された場合には、その内容を確認し、訂正の可否を検討する。　→ § 5.4.2
- 明らかな誤りは、国際調査を行う上で妨げにはならないため、審査官が、明らかな誤りの訂正のための請求を出願人に求めることは、通常は想定されない［GL8.13］

（3）ISA/216 の作成要領

審査官は、出願人が本来意図していたと認められる記載を提示しつつ、明らかな誤りを指摘する。
別紙にて指摘する場合には、上の□にチェックする。
本欄において指摘する場合には、下の□にチェックする。

訂正の請求の提出先として、ISA を指定する。

特 許 協 力 条 約

発信人　日本国特許庁（国際調査機関）

代理人
代理　任

様

あて名
〒○○○－○○○○
日本国東京都□□区△△
○－○－○

ＰＣＴ

明らかな誤りの訂正請求命書

（法施行規則第 77 条第３項）
［ＰＣＴ規則 91.1(h)及び 91.2］

	発送日 (日.月.年)
出願人又は代理人 の書類記号　5678H	応答期間 下記２及び注意を参照
国際出願番号 ＰＣＴ／ＪＰ２０１５／９９９９９９	国際出願日 (日.月.年)　２５．０２．２０１５

出願人（氏名又は名称）
株式会社パテント

1．出願人が提出した国際出願その他の書類に明らかな誤りがあることを発見した。
☐ 添付した別紙の写しに示すとおり。
☐ 以下に示すとおり：

2．訂正の請求を次の機関に提出することを出願人に求める。
☒ 受理官庁　☑ 国際調査機関　☒ 国際事務局
THE INTERNATIONAL BUREAU OF WIPO
34 chemin des Colombettes
1211 Geneva 20,Switzerland

誤りの訂正方法
誤りが願書にある場合を除き、訂正は差替え用紙の提出により行わなければならず、その差替え用紙を添付する書簡において、差し替えられる用紙と差替え用紙との相違について注意を喚起する。誤りが願書にある場合、願書の記録原本に明確に書き換えできるときは、訂正は、書簡において記載することができる。
（法施行規則第 77 条第２項及び第５項（ＰＣＴ規則 26.4））

注意
訂正は、上記管轄機関の明示の許可がない限り行うことができない。訂正請求は、優先日から 26 月以内に、当該機関に提出しなければならない。
（法施行規則第 77 条第１項（ＰＣＴ規則 91.2））

名称及びあて先 日本国特許庁（ＩＳＡ／ＪＰ） 郵便番号１００－８９１５ 東京都千代田区霞が関三丁目４番３号	権限のある職員　９Ｚ　９９９９ 特　許　庁　長　官 電話番号　０３－３５８１－１１０１　内線 ＸＸＸＸ

様式ＰＣＴ／ＩＳＡ／２１６（２００７年４月）　　添付用紙の注意書きを参照

（4）IPEA/411 の作成要領

審査官は、出願人が本来意図していたと認められる記載を提示しつつ、明らかな誤りを指摘する。
別紙にて指摘する場合には、上の□にチェックする。
本欄において指摘する場合には、下の□にチェックする。

訂正の請求の提出先として、IPEA を指定する。

特 許 協 力 条 約

発信人　日本国特許庁（国際予備審査機関）

代理人
代理　任
様
あて名
〒○○○－○○○○
日本国東京都□□区△△
○－○－○

ＰＣＴ
明らかな誤りの訂正請求命令書
（法施行規則第 77 条第３項）
［ＰＣＴ規則 91.1(h)及び 91.2］

	発送日 (日.月.年)
出願人又は代理人 の書類記号　5678H	応答期間 下記２及び注意を参照
国際出願番号 ＰＣＴ／ＪＰ２０１５／９９９９９９	国際出願日 (日.月.年)　２５．０２．２０１５
出願人（氏名又は名称） 株式会社パテント	

１．出願人が提出した国際出願その他の書類に明らかな誤りがあることを発見した。

☐ 添付した別紙の写しに示すとおり。
☐ 以下に示すとおり：

２．訂正の請求を次の機関に提出することを出願人に求める。

☒ 受理官庁　☑ 国際予備審査機関　☒ 国際事務局
PCT Administration Division
INTERNATIONAL BUREAU OF WIPO
34 chemin des Colombettes
1211 Geneva 20, Switzerland

誤りの訂正方法
誤りが願書にある場合を除き、訂正は差替え用紙の提出により行わなければならず、その差替え用紙を添付する書簡において、差し替えられる用紙と差替え用紙との相違について注意を喚起する。誤りが願書にある場合、願書の記録原本に明確に書き換えできるときは、訂正は、書簡において記載することができる。
（法施行規則第 77 条第２項及び第５項（ＰＣＴ規則 26.4））

注意
訂正は、上記管轄機関の明示の許可がない限り行うことができない。訂正請求は、優先日から 26 月以内に、当該機関に提出しなければならない。
（法施行規則第 77 条第１項（ＰＣＴ規則 91.2））

名称及びあて先 日本国特許庁（ＩＰＥＡ／ＪＰ） 郵便番号１００－８９１５ 東京都千代田区霞が関三丁目４番３号	権限のある職員　９Ｚ　９９９９ 特 許 庁 長 官 電話番号　０３－３５８１－１１０１　内線　ＸＸＸＸ

様式ＰＣＴ／ＩＰＥＡ／４１１（２００７年４月）　　添付用紙の注意書きを参照

5.4.2　明らかな誤りの訂正請求についての決定（ISA/217・IPEA/412）

（1）関連する条約、規則、ガイドライン等の概要

国際出願又は出願人が提出した他の書類の中の明らかな誤りは、出願人が請求する場合は PCT 規則 91 に従って訂正することができる [R91.1(a)]。訂正のための請求は、優先日から 26 月以内に「権限のある機関」に提出しなければならない [R91.2]。

訂正のための請求が「権限のある機関」に提出された場合には、「権限のある機関」は、PCT 規則 91.1 の規定に基づく訂正を許可するか拒否するかどうかを速やかに決定し、出願人及び IB に許可又は拒否について及び、拒否する場合には、その理由を速やかに通知する [R91.3(a)]。

国際調査又は国際予備審査の基礎とした明細書、請求の範囲又は図面について明らかな誤りの訂正を行う際には、ISA 又は IPEA[1]が「権限のある機関」となる [R91.1(b)]。

（2）具体的な業務手順

出願人から明らかな誤りの訂正が請求された場合には、審査官は、速やかに訂正の可否を判断し、その判断結果を出願人及び IB に通知する。また、訂正を許可する場合には、当該訂正を考慮して ISR、見解書又は IPER を作成する。具体的には、審査官は、以下の記載に基づいて業務を行う。

a.　出願人からの訂正請求

出願人は、明らかな誤りの訂正を請求するに当たっては、「明らかな誤りの訂正請求書」を提出することができる [省第 77 条第 5 項]。　→ 参考

上記請求書を受理した場合には、審査官は、速やかに以下の b. 及び c. の業務を行う。なお、ISR、見解書又は IPER の作成を開始している場合であっても、作成が完了していない場合には、原則として、作成の完了までに b. 及び c. の業務を行う。　→ 解説

[1] IPEA が「権限のある機関」となるのは、国際予備審査の請求が行われ、取り下げられておらず、かつ、国際予備審査を開始する日が過ぎている場合に限られる [R91.1(b)(iii)]。

（参考）
明らかな誤りの訂正請求書は、訂正のための差替え用紙と、訂正箇所について説明する書簡からなる［R91.2, R26.4］。

b.　訂正の可否の判断

（a）訂正を判断する単位

出願人から請求された明らかな誤りの訂正の可否の判断は、原則としてページごとに行う[1]。

（b）明らかな誤りの訂正を許可するか否かの判断基準

国際調査又は国際予備審査の基礎となる明細書、請求の範囲又は図面の誤りについて、出願人から提示された訂正が、以下の両方の条件を満たす場合には、審査官は、当該訂正を許可する［R91.1(c)］。

（i）　誤りが生じていることが、当業者にとって明らかであること。
（ii）　提出された訂正が、出願人が本来意図していた記載であることが、当業者にとって明らかであること。

なお、上記判断は、誤りが含まれる書類が提出された日を基準として行う［R91.1(f)］。

c.　「明らかな誤りの訂正請求についての決定の通知書」の作成

審査官は、訂正の可否によらず、様式 PCT/ISA/217 又は PCT/IPEA/412 を用いて、「明らかな誤りの訂正請求についての決定の通知書」（ISA/217 又は IPEA/412）を作成する。

明らかな誤りの訂正を許可した場合には、審査官は、それ以後に作成する ISR、見解書又は IPER において当該訂正を考慮する。ISR、見解書又は IPER の作成を開始していた場合であっても、作成完了前に明らかな誤りの訂正を許可した場合には、当該訂正を考慮して書類を作成する。他方、ISR 又は IPER の作成完了後に明らかな誤りの訂正を許可した場合には、当該訂正を考慮しなくてもよい。　→ 解説

[1] ただし、同一ページ中で複数箇所の訂正がされている場合であって、書簡における出願人による説明を考慮すると、これらを異なる訂正として区別可能なときには、これらの訂正の可否を別々に判断する。

明らかな誤りの訂正を考慮した場合には、ISA/217 又は IPEA/412 にその旨を表示するとともに、ISR、見解書又は IPER にもその旨を表示する[1] [R43.6 の 2(a), R43 の 2.1(b), R66.1(d の 2), R70.2(e)]。　→§ 2.8（1），§ 2.9（2），§ 3.9（2），§ 3.10（2）

（解説）

PCT 規則によると、ISA/IPEA は、ISR、見解書又は IPER の作成を開始した後に明らかな誤りの訂正が許可又は通知された場合には、それらの書類の作成のために当該訂正を考慮に入れる必要はない、とされている [R43.6 の 2(b), R43 の 2.1(b), R66.4 の 2]。

しかしながら、明らかな誤りの訂正の可否を判断することや、訂正を許可した明らかな誤りを考慮して国際調査又は国際予備審査を行うことは、通常は、審査官にとって過度な負担を伴うものではない。

したがって、出願人から明らかな誤りの訂正が請求された場合には、原則として、審査官は速やかに訂正の可否を判断し、訂正を許可した場合には、ISR 又は IPER の作成が既に完了している場合を除き、国際調査又は国際予備審査のために考慮する。

d.　IPEA/412 を作成した場合の留意点

国際予備審査段階において、IPER 作成前に IPEA/412 を作成した場合には、以下の点に留意する。

- 訂正を許可した場合には、原則として、当該訂正のために提出された差替え用紙及び書簡を、IPER に附属書類として添付する[2] [R70.16(a)(iii)]。　→§ 3.11
- 訂正を許可しなかった場合には、差替え用紙及び書簡は、IPER に添付しない。

[1] 出願時の明細書、請求の範囲又は図面に対する明らかな誤りの訂正を許可した場合には、当該訂正のための差替え用紙は、「出願時の国際出願書類」の一部であるとみなされる [GL17.16]。

[2] ただし、後の補正又は訂正によって差し替えられた、又は取り消されたとみなされる差替え用紙及び書簡については、添付の必要性について検討する必要がある。

（3）ISA/217 の作成要領

訂正の請求の全部又は一部を許可する場合にチェックする。
チェックした場合は点線枠内の該当する□にチェックする。
訂正の請求の一部のみを許可する場合には、「次の範囲において認める。」の□にチェックする。また、訂正を許可する範囲を具体的に記載する。

訂正の請求の全部又は一部を許可した場合（1.a. の□にチェックした場合）には、必ずいずれかにチェックする。
通常は、上側の□にチェックするが、ISR 及び ISA 見解書の作成完了後に明らかな誤りの訂正を許可した場合のみ、下側の□にチェックする。

訂正の請求を一部でも許可しない場合にチェックする。
チェックした場合には、訂正を許可しない理由を記載する。

特　許　協　力　条　約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先
代理　任　様
〒000-0000
日本国
東京都□□区△△ ○ー○ー○

PCT

明らかな誤りの訂正請求についての決定の通知書

（法施行規則第77条第4項）
〔PCT規則91.3(a)及び(d)〕

出願人又は代理人の書類記号 45926W0	発送日（日.月.年）
	応答不要　ただし、下記の最後の段落を参照
国際出願番号 PCT/JP2017/999999	国際出願日（日.月.年） 04.01.2019
出願人（氏名又は名称） 株式会社パテント	

出願人が提出した国際出願その他の書類の「明らかな誤りの訂正請求」について、次のとおり決定したことを通知する。

1. a. □ 出願人が請求した訂正について
　□ 請求したとおり認める。
　□ 次の範囲において認める。＊

　b. □ 訂正が国際調査のために考慮される又は考慮された。（ＰＣＴ規則43.6の2(a)）
　□ 国際調査報告の作成開始後に訂正が認められたため、訂正は考慮されなかった。（ＰＣＴ規則43.6の2(b)）

2. □ 次の理由により出願人が請求した訂正の全部又は一部は認めることができない。＊

この通知書の写し及び明らかな誤りの訂正請求書は受理官庁及び国際事務局に送付した。

＊　訂正請求の全部又は一部が拒否された場合、出願人は、国際事務局に対して、拒否の日から２月以内に、特別の手数料の支払を条件として、訂正のための請求、当該機関による拒否の理由及び出願人が提出する簡単な意見書を国際出願とともに公表するよう要請することができる。（ＰＣＴ規則91.3(d)参照。手数料については「ＰＣＴ出願人の手引き」第Ｉ巻・附属書Ｂ２（ＩＢ）を参照。）

名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目４番３号	権限のある職員 特許庁長官 9Z 9999 電話番号 03-3581-1101 内線 XXXX

様式 PCT/ISA/217（２００７年４月）

（4）IPEA/412 の作成要領

訂正の請求の全部又は一部を許可する場合にチェックする。
チェックした場合は点線枠内の該当する□にチェックする。
訂正の請求の一部のみを許可する場合には、「次の範囲において認める。」の□にチェックする。また、訂正を許可する範囲を具体的に記載する。

この欄に収まらない場合には、別紙を追加して記載する。その際、「別紙参照」、「別紙に続く」等と記載し、続きが別紙に記載されていることを明確にする。

訂正の請求の全部又は一部を許可した場合（1.a. の□にチェックした場合）には、必ずいずれかにチェックする。通常は、上側の□にチェックするが、IPER の作成完了後に明らかな誤りの訂正を許可した場合のみ、下側の□にチェックする。

訂正の請求を一部でも許可しない場合にチェックする。
チェックした場合には、訂正を許可しない理由を記載する。

この欄に収まらない場合には、別紙を追加して記載する。その際、「別紙参照」、「別紙に続く」等と記載し、続きが別紙に記載されていることを明確にする。

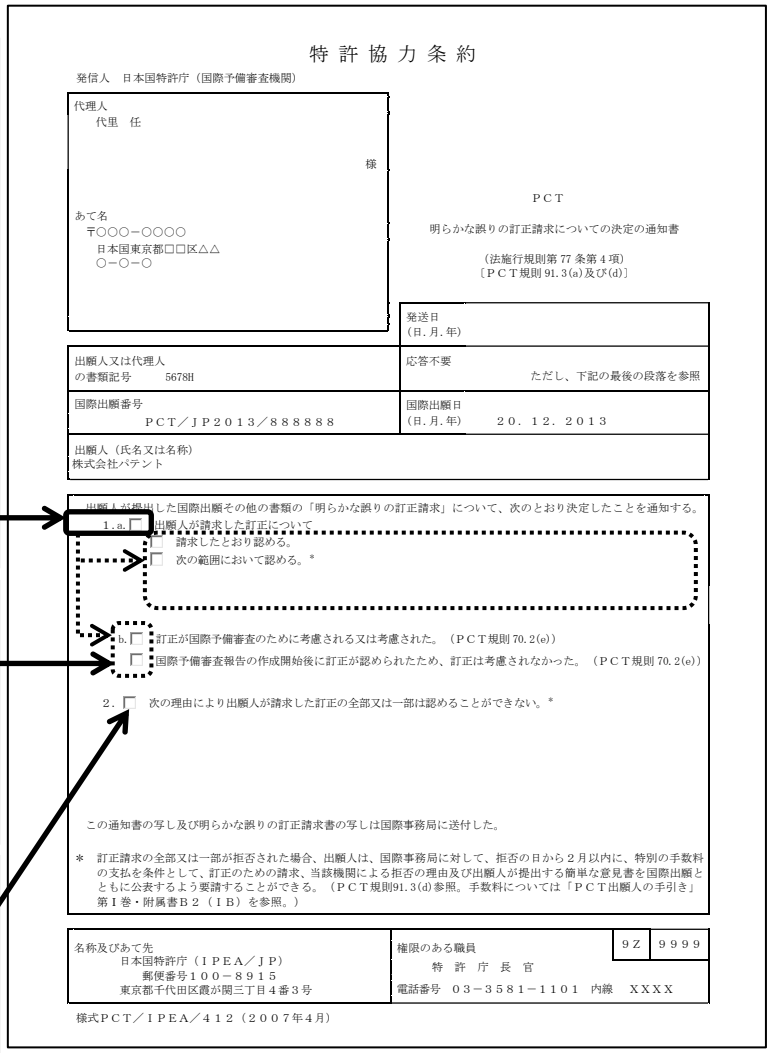

特 許 協 力 条 約

発信人　日本国特許庁（国際予備審査機関）

代理人
代里　任
様

あて名
〒○○○－○○○○
日本国東京都□□区△△
○－○－○

ＰＣＴ

明らかな誤りの訂正請求についての決定の通知書

（法施行規則第 77 条第 4 項）
［ＰＣＴ規則 91.3(a)及び(d)］

	発送日 (日.月.年)
出願人又は代理人の書類記号　5678H	応答不要　ただし、下記の最後の段落を参照
国際出願番号　ＰＣＴ／ＪＰ２０１３／８８８８８８	国際出願日 (日.月.年)　２０．１２．２０１３
出願人（氏名又は名称）株式会社パテント	

出願人が提出した国際出願その他の書類の「明らかな誤りの訂正請求」について、次のとおり決定したことを通知する。

1.a. □ 出願人が請求した訂正について、
□ 請求したとおり認める。
□ 次の範囲において認める。*

b. □ 訂正が国際予備審査のために考慮される又は考慮された。（ＰＣＴ規則 70.2(e)）
□ 国際予備審査報告の作成開始後に訂正が認められたため、訂正は考慮されなかった。（ＰＣＴ規則 70.2(e)）

2. □ 次の理由により出願人が請求した訂正の全部又は一部は認めることができない。*

この通知書の写し及び明らかな誤りの訂正請求書の写しは国際事務局に送付した。

＊　訂正請求の全部又は一部が拒否された場合、出願人は、国際事務局に対して、拒否の日から２月以内に、特別の手数料の支払を条件として、訂正のための請求、当該機関による拒否の理由及び出願人が提出する簡単な意見書を国際出願とともに公表するよう要請することができる。（ＰＣＴ規則91.3(d)参照。手数料については「ＰＣＴ出願人の手引き」第Ｉ巻・附属書Ｂ２（ＩＢ）を参照。）

名称及びあて先 日本国特許庁（ＩＰＥＡ／ＪＰ） 郵便番号１００－８９１５ 東京都千代田区霞が関三丁目４番３号	権限のある職員 特　許　庁　長　官	９Ｚ　９９９９
	電話番号　０３－３５８１－１１０１　内線　ＸＸＸＸ	

様式ＰＣＴ／ＩＰＥＡ／４１２（２００７年４月）

5.5　配列表

5.5.1　配列表の確認

(1) 関連する条約、規則、ガイドライン等の概要

国際出願がヌクレオチド又はアミノ酸配列（以下単に「配列」という。）の開示を含む場合には、PCT 実施細則附属書 C [S208] に定める基準を満たす配列表の提出が必要である [R5.2(a)]。

出願人が、上記の基準を満たし、かつ、言語依存フリーテキストを含む場合は言語依存フリーテキストを ISA/IPEA が認める言語（ISA/IPEA が JPO の場合は英語）で記載した配列表を提出していない場合には、ISA/IPEA は、国際調査又は国際予備審査のために、その提出を出願人に求めることができる [R13 の 3.1(a), R13 の 3.2, PCT 実施細則附属書 C 段落 19]。

ISA/IPEA は、配列表の提出を求める場合には、様式 PCT/ISA/225 又は PCT/IPEA/441 を用いて「ヌクレオチド及び／又はアミノ酸配列表提出命令書並びに遅延提出手数料の支払命令書」（ISA/225 又は IPEA/441）を作成し、出願人に送付する [GL15.12, GL18.18]。

(2) 具体的な業務手順

国際出願が配列の開示を含む場合には、国際調査業務又は国際予備審査業務において、審査官は、以下の点についての検討が必要となる。

- ISA/225 又は IPEA/441（配列表提出命令書）の通知の必要性についての検討（→ § 5.5.2）
- 国際調査又は国際予備審査の基礎とした配列表の確認（→ § 5.5.3）

このため、国際出願が配列の開示を含む場合には、審査官は、願書の第 IX 欄（照合欄）に記載された内容に基づき、配列表の提出の有無について確認する。確認方法は、国際出願が電子出願の場合（→ a.）と書面による出願の場合（→ b.）とで異なる。

a.　国際出願が電子出願の場合

RO としての JPO（RO/JP）に対する国際出願の場合には、願書の第 IX 欄（照合欄）において、「添付された電子データ」列が表示されており、当該列において「願書」、「明細書」等の行の欄にチェックがされていれば、当

該国際出願は電子出願に該当する（図 5-6 参照）。

「願書」、「明細書」等の「添付された電子データ」列にチェックがある
→　電子出願

IX	照合欄	用紙の枚数	添付された電子データ
IX-1	願書（申立てを含む）	4	✓
IX-2	明細書	38	✓
IX-3	請求の範囲	1	✓
IX-4	要約	1	✓
IX-5	図面	6	✓
IX-6a	明細書の配列表（国際調査のためにも利用される）	–	✓
IX-7	合計	50	

「明細書の配列表」行の「添付された電子データ」列にチェックがある
→　「国際出願の一部を構成する配列表」として配列表が提出されている

図 5-6　願書第 IX 欄（照合欄）の記載例（電子出願）

〈配列表の提出の有無の確認方法〉

審査官は、第 IX 欄（照合欄）において、「添付された電子データ」列の「明細書の配列表」行の欄にチェックがされているか否かを確認する（図 5-6 参照）。

（a）上記欄にチェックがある場合

「国際出願の一部を構成する配列表」として配列表が提出されている。

（参考）
この提出された配列表を国際調査の基礎とした場合には、ISR（第 I 欄 1.）及び ISA 見解書（第 I 欄 3.）で a.「出願時における国際出願の一部を構成する配列表」にチェックする。

（b）上記欄にチェックがない、又は「明細書の配列表」行が存在しない場合

出願時に配列表は提出されていない。この場合には、審査官は ISA/225 又は IPEA/441（配列表提出命令書）の通知の必要性について検討する（→ § 5.5.2）。

b.　国際出願が書面による出願の場合

RO/JP に対する国際出願の場合には、願書の第 IX 欄（照合欄）の標題に「書面による出願用」との表記が含まれていれば、当該国際出願は書面による出願に該当する（図 5-7 参照）。

第ＩＸ欄　照合欄　書面による出願用－この用紙は、書面により国際出願をする場合にのみ使用する

この国際出願は次のものを含む。	用紙の枚数
(a) 願書様式 PCT/RO/101（申立て及び追記用紙を含む）：	… 枚
(b) 明細書：	… 枚
(c) 請求の範囲：	… 枚
(d) 要約書：	… 枚
(e) （提出する場合には）図面：	… 枚
用紙の合計：	枚
(f) WIPO 標準 ST. 26XML ファイル形式で、明細書のうち配列表を記載した部分（物理媒体の種類及びその数を記載すること）：	… 枚

この国際出願には、以下にチェックしたものが添付されている。	数
1. ☐ 手数料計算用紙	:
☐ 納付する手数料に相当する特許印紙を貼付した書面	:
2. ☐ 個別の委任状の原本	:
3. ☐ 包括委任状の原本	:
4. ☐ 包括委任状の写し	:
5. ☐ 優先権書類（上記第 VI 欄の（　）の番号を記載する）：	:
6. ☐ 国際出願の翻訳文（翻訳に使用した言語名を記載する）	:
7. ☐ 寄託した微生物又は他の生物材料に関する書面	:
8. ☐ 先の調査の結果の写し（規則１２の２．１（ａ））	:
9. ☐ その他（書類名を具体的に記載）	:
	:

左欄の「(f)WIPO 標準 ST. 26XML ファイル形式で、明細書のうち配列表を記載した部分（物理媒体の種類及びその枚数を記載すること）」において、物理媒体の種類及びその数の記載がある
→　「国際出願の一部を構成する配列表」として配列表が提出されている

図 5-7　願書第 IX 欄（照合欄）の記載例（書面による出願）

〈配列表の提出の有無の確認方法〉

審査官は、第 IX 欄（照合欄）の左欄の(f)において、物理媒体の種類及びその数の記載があるか否かを確認する（図 5-7 参照）。

(i) 第 IX 欄（照合欄）の左欄(f)に記載がある場合

「国際出願の一部を構成する配列表」として配列表を記録した磁気ディスクが提出されている。

（参考）
　この提出された磁気ディスクに記録された配列表を国際調査の基礎とした場合には、ISR（第 I 欄 1.）及び ISA 見解書（第 I 欄 3.）で a.「出願時における国際出願の一部を構成する配列表」にチェックする。

（ii）第 IX 欄（照合欄）の左欄(f)に記載がない場合

　出願時に配列表は提出されていない。この場合には、審査官は ISA/225 又は IPEA/441（配列表提出命令書）の通知の必要性について検討する（→ § 5.5.2）。

5.5.2　配列表提出命令

(1) 関連する条約、規則、ガイドライン等の概要

出願人が、PCT 実施細則附属書 C [S208] に定める基準を満たす配列表を提出していない場合には、ISA/IPEA は、国際調査又は国際予備審査のために、その提出を出願人に求めることができる [R13 の 3.1(a), R13 の 3.2]。

ISA/IPEA は、配列表の提出を求める場合には、様式 PCT/ISA/225 又は PCT/IPEA/441 を用いて「ヌクレオチド及び／又はアミノ酸配列表提出命令書並びに遅延提出手数料の支払命令書」(ISA/225 又は IPEA/441) を作成し、出願人に送付する [GL15.12, GL18.18]。

ISA/IPEA は、出願人が要求された配列表を提出しない場合には、配列表なしで有意義な調査又は予備審査を行うことができる限度においてのみ、国際出願の調査又は予備審査を行うことを要する [R13 の 3.1(d), R13 の 3.2]。

(2) 具体的な業務手順

a.　国際調査段階

審査官は、国際出願が以下の全ての要件に該当する場合には、ISA/225 を作成し、出願人に配列表の提出を求めることができる。

(i)　国際出願が配列の開示を含む
(ii)　配列表が提出されていない
　(→ § 5.5.1 (2))
(iii)　配列表なしでは有意義な調査を行うことができない発明が存在する

〈留意点〉

- 上記 (i) 及び (ii) に該当しても、(iii) に該当しない (すなわち、有意義な調査を行うことができる) 場合には、出願人に配列表の提出を求めない。
- 配列表なしでは有意義な調査を行うことができない発明であっても、出願人に配列表の提出を求めることなく、国際調査における除外対象 (→ § 4.1.3) とすることはできない。

審査官は、配列表の提出を求める必要があると判断した場合には、ISA/225 を作成し、出願人に通知する。ISA/225 の作成は、原則として、国際調査のスケジュール票 (→ § 2.3.1) に示されている中間指令の期限までに行う。

〈ISA/225 通知後の業務〉

ISA/225 の通知後、審査官は、ISA/225 に対する応答期限の期間管理を行い、ISA/225 の通知に対する応答の有無に基づき国際調査段階の業務を進める。

（a）ISA/225 の通知に対して応答があった場合

ISA/225 の通知に対して、配列表を記録した磁気ディスクが提出された場合には、当該配列表は「国際出願の一部を構成しない配列表」に該当する。

（参考）
この提出された磁気ディスクに記録された配列表を国際調査の基礎とした場合には、ISR（第 I 欄 1.）及び ISA 見解書（第 I 欄 3.）で b.「国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表」にチェックする。
陳述書の提出があれば、「配列表が出願時の国際出願の開示の範囲を超えるものではない旨の陳述書が添付されていた。」にもチェックする。

（b）ISA/225 の通知に対して応答がなかった場合

ISA/225 の通知に対する応答がなく、配列表が提出されなかった場合には、審査官は、配列表なしでは有意義な調査を行うことができない発明について、国際調査における除外対象とすることができる（→ § 4.1.3）。

b.　国際予備審査段階

国際予備審査段階における業務手順は、出願人に配列表の提出を求めること（IPEA/441 の通知）ができる要件を含め、上記 a. の国際調査段階の場合と同様である。

なお、国際調査段階において所定の基準を満たす配列表が提出されている場合には、国際予備審査段階において当該配列表の提出を求めない[S610(f)]。

国際予備審査段階において有意義な審査を行うために必要な配列表は、通常は、国際調査段階において提出されているため、IPEA/441 の通知が必要となる場合はまれである。

（3）ISA/225 の作成要領

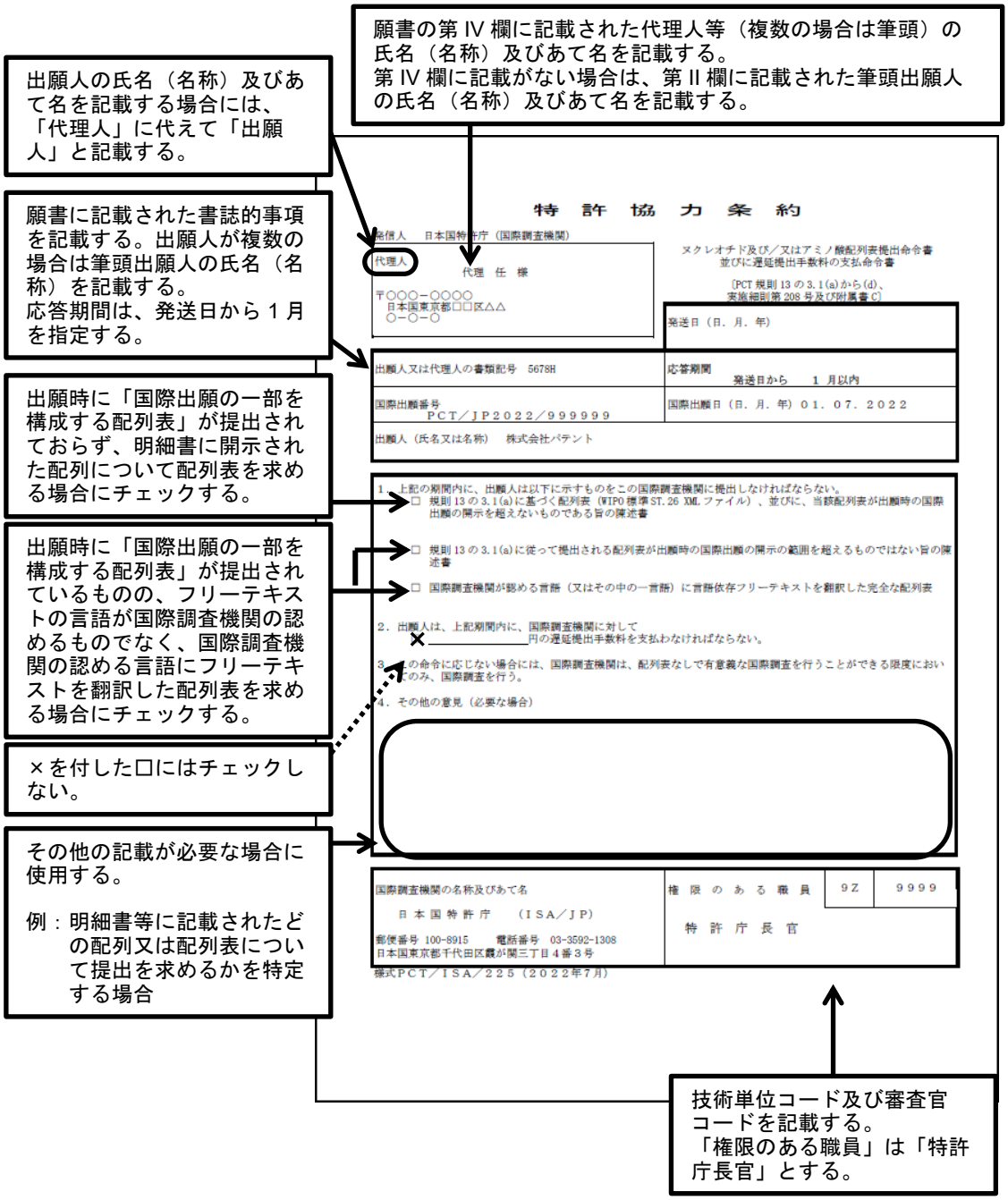

（4）IPEA/441 の作成要領

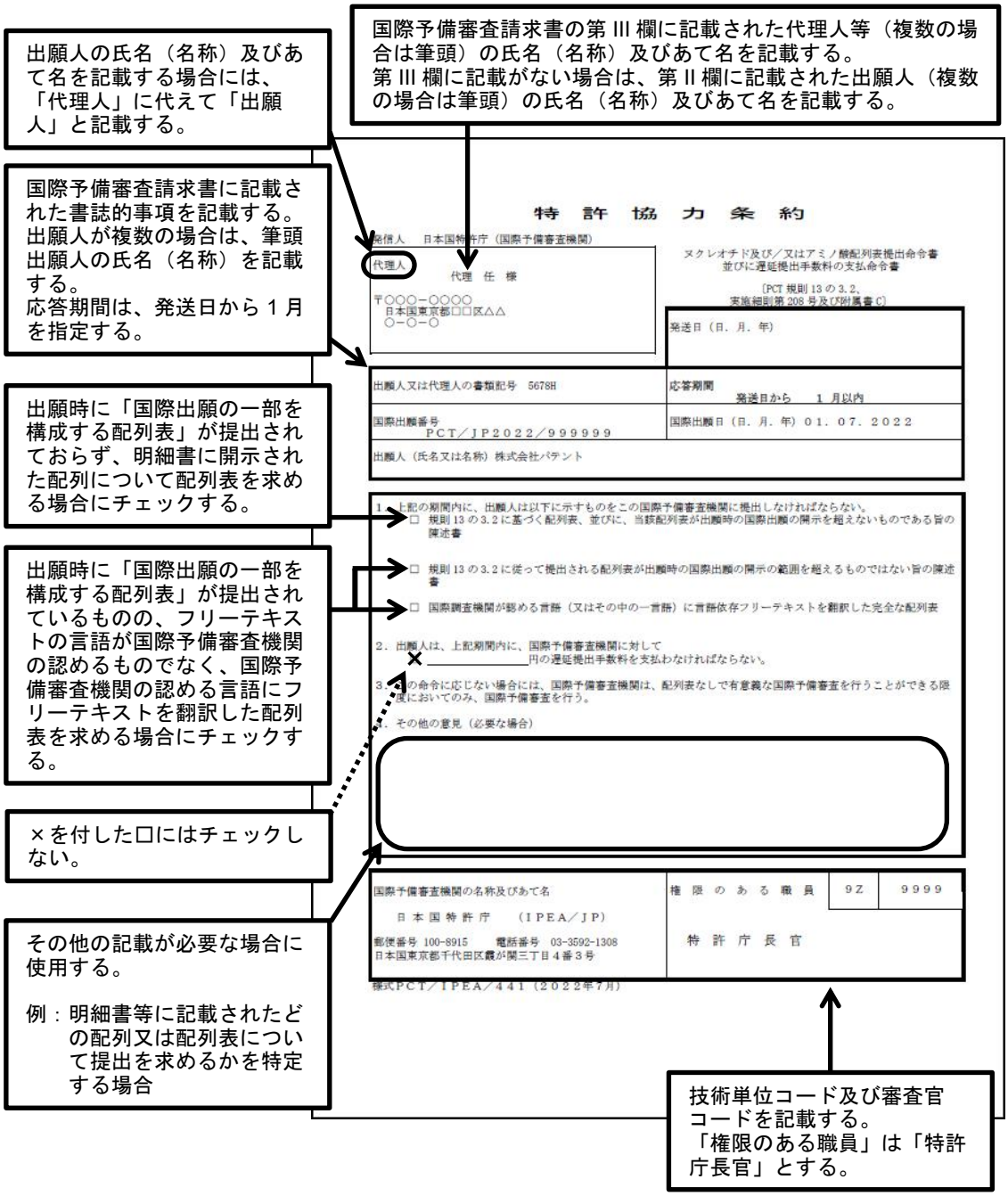

5.5.3　ISR 等における配列表についての記載事項

（1）関連する条約、規則、ガイドライン等の概要

国際出願が配列の開示を含む場合には、ISR、ISA 見解書、IPEA 見解書及び IPER において、国際調査又は国際予備審査の基礎とした配列表について記載する［S513(b), S610(a), GL16.26, GL17.21］。

（2）具体的な業務手順

国際出願が配列の開示を含む場合には、審査官は、次に示す各書類の所定の欄において、国際調査又は国際予備審査の基礎とした配列表について記載する。

- 国際調査段階
  - ISR：　第 I 欄（→ § 2.8（2））
  - ISA 見解書：　第 I 欄（→ § 2.9（2））
- 国際予備審査段階
  - IPEA 見解書：第 I 欄及び配列表に関する補充欄（→ § 3.9（10））
  - IPER：　第 I 欄及び配列表に関する補充欄（→ § 3.10（10））

（参考）

■ **配列表についての 34 条補正**

「国際出願の一部を構成する配列表」について 34 条補正がされた場合の取扱いは以下のとおりである。

（a）国際予備審査の基礎とした配列表

34 条補正がされた「国際出願の一部を構成する配列表」を国際予備審査の基礎とした場合には、IPEA 見解書又は IPER（配列表に関する補充欄）で「PCT34 条に基づく補正として、_____付けで国際予備審査機関に提出された配列表」（下線部に 34 条補正書の受理日を記載）にチェックする。

（b）「国際出願の一部を構成する配列表」の IPER への添付

IPER（表紙）で次のとおり記載する。

- 3.a.：　配列表は IPER の附属書類のページ数に含めない
- 3.b.：　チェックする

（解説）

JPO に提出された「国際出願の一部を構成する配列表」について補正等[1]をするときは、当該補正等がされた配列表を記録した磁気ディスクを添付した補正書等[2]を提出する必要がある［省第 50 条の 3 第 3 項及び第 5 項］。この場合は、当該補正等がされた配列表を記載した書面（差替え用紙）の提出は不要である。また、この場合において、当該磁気ディスクに記録された配列表は、「国際出願の一部を構成する配列表」に該当し、陳述書の提出は不要である。

[1] 34 条補正［A34(2)(b)］、明らかな誤りの訂正［R91］又は補充［R26］を意味する。
[2] 明らかな誤りの訂正［R91］を請求する場合は、訂正請求書を意味する。

5.6　ISR を作成しない旨の決定（ISA/203）

（1）関連する条約、規則、ガイドライン等の概要

請求の範囲の全体が国際調査における除外対象に該当すると判断した場合には、ISA は、「国際調査報告を作成しない旨の決定」（ISA/203）を作成し、出願人及び IB に対し、ISR を作成しない旨を通知する［A17(2)(a), GL9.40］。

ISA/203 の作成期間満了日は、ISR を作成する場合（→ § 2.1.2（3）c.）と同じである［R42.1］。

（2）具体的な業務手順

国際調査における除外対象についての検討（→ § 2.3.5）を行った結果、請求の範囲の全体が除外対象に該当すると判断した場合には、審査官は、ISR に代えて ISA/203 を作成する。

〈留意点〉

ISR に代えて ISA/203 を作成する場合であっても、ISA/203 の作成と同時に以下の書類を作成する［R43 の 2.1(a)］。

- ISA 見解書：
  第 III 欄において「国際調査全体」にチェックし、除外対象とした具体的な理由を記載する（→ § 2.9（4））。
- ISR 等の送付の通知書（ISA/220）：
  2. にチェックする（→ § 2.10）。

（3）ISA/203 の作成要領

除外対象とした理由に応じて、以下のとおり該当する☐にチェックする。

- 調査をすることを要しない対象（→ § 4.1.1）：
  → 1. にチェック（さらに a. から m. までのうち該当する☐にチェック）
- 明細書、請求の範囲又は図面が記載要件を満たさない結果、有意義な調査を行うことができない発明（→ § 4.1.2）：
  → 2. にチェック（さらに該当する☐にチェック）
- 入手可能な配列表が存在しないため、有意義な調査を行うことができない発明（→ § 4.1.3）：
  → 3. にチェック

なお、右図で×を付した☐にはチェックしない。

請求の範囲全体が除外対象に該当すると判断した具体的な理由を記載する。

特　許　協　力　条　約

PCT

国際調査報告を作成しない旨の決定
（法第8条第2項、法施行規則第42条、第50条の3第7項）
［ＰＣＴ17条(2)(a)、ＰＣＴ規則13の3.1(c)及び(d)、39］

出願人又は代理人の書類記号 TEST1	重要決定
国際出願番号 PCT/JP2023/080045	発送日（日.月.年）
国際出願日（日.月.年） 29.09.2023	優先日（日.月.年） 22.05.2023
国際特許分類（ＩＰＣ） FI:	
出願人（氏名又は名称） 株式会社基幹業務	

この出願については、法第8条第2項（ＰＣＴ17条(2)(a)）の規定に基づき、次の理由により国際調査報告を作成しない旨の決定をする。

1. ☐ この国際出願は、次の事項を内容としている。
   - a. ☐ 科学の理論
   - b. ☐ 数学の理論
   - c. ☒ 植物の品種
   - d. ☒ 動物の品種
   - e. ☒ 植物及び動物の生産の本質的に生物学的な方法（微生物学的方法による生産物及び微生物学的方法を除く。）
   - f. ☐ 事業活動に関する計画、法則又は方法
   - g. ☐ 純粋に精神的な行為の遂行に関する計画、法則又は方法
   - h. ☐ 遊戯に関する計画、法則又は方法
   - i. ☒ 人の身体の手術又は治療による処置方法
   - j. ☒ 動物の身体の手術又は治療による処置方法
   - k. ☒ 人又は動物の身体の診断方法
   - l. ☐ 情報の単なる提示
   - m. ☒ この国際調査機関が先行技術を調査できないコンピューター・プログラム
2. ☐ この国際出願の次の部分が所定の要件を満たしていないので、有効な国際調査をすることができない。
   ☐ 明細書　☐ 請求の範囲　☐ 図面
3. ☐ 入手可能な配列表が存在せず、有意義な調査を行うことができなかった。
   出願人は所定の期間内に、
   - ☐ WIPO標準ST.26に準拠する配列表を提出しなかったため、国際調査機関は、認められた形式、言語及び方法で配列表を入手することができなかった。
   - ☒ ＰＣＴ規則13の3.1(a)に基づく命令に応じた配列表の提出のための、要求された遅延提出手数料を支払わなかった。
4. 附記:

名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目４番３号	権限のある職員（特許庁審査官） 喜三郎 2B 3504 電話番号 03-3581-1101 内線 3237

様式 PCT/ISA/203（２０２２年７月）

5.7　使用してはならない表現等に関する通知（ISA/218）

（1）関連する条約、規則、ガイドライン等の概要

国際出願において使用してはならない表現、図面又は記述（以下「使用してはならない表現等」という。）[R9.1] が使用されている場合には、ISA 又は RO は、出願人に対して自発的に訂正するように示唆することができる[1] [R9.2]。

ISA は、上記示唆を行う場合には、様式 PCT/ISA/218 を用いて、「国際出願において使用してはならない表現等に関する通知書」（ISA/218）を作成し、出願人に送付するとともに、RO 及び IB に通知する [GL15.35]。

（2）具体的な業務手順

審査官は、国際出願に「使用してはならない表現等」が使用されていると判断した場合（→ § 2.4.3）には、ISA/218 を作成する。

〈留意点〉

- ISA/218 は、国際調査のスケジュール票に示されている中間指令の期限までに作成することが望ましいが、期限の経過後でも作成できる。
- 審査官は、期限の経過後に、「使用してはならない表現等」が国際出願で使用されていることを指摘する場合には、可能な限り速やかに ISA/218 を作成する。

[1] 出願人が自発的に訂正を行わない場合であっても、IB は、使用してはならない表現等を国際公開から省略することができる [A21(6)]。

（3）ISA/218 の作成要領

応答期間は、発送日から１月を指定する。

該当する□にチェックする。また、使用してはならない表現等が記載されている場所を特定する。

なお、右図で×を付した□にはチェックしない。

「使用してはならない表現等」に該当すると判断した理由を具体的に記載する。

この欄に収まらない場合は、別紙を追加して記載する。その際、「別紙参照」、「別紙に続く」等と記載し、続きが別紙に記載されていることを明確にする。

特 許 協 力 条 約

発信人　日本国特許庁（国際調査機関）

代理人
代理　任
様

あて名
〒○○○－○○○○
日本国東京都□□区△△
○－○－○

ＰＣＴ

国際出願において使用してはならない表現等に
関する通知書
（法施行規則第４条）
［ＰＣＴ規則９］

発送日 （日.月.年）	
出願人又は代理人 の書類記号　5678H	応答期間 上記発送日から　１　月　以内
国際出願番号 ＰＣＴ／ＪＰ２０１５／９９９９９９	国際出願日 （日.月.年）　２５．０２．２０１５
出願人（氏名又は名称） 株式会社パテント	

この国際出願は、次の理由により法施行規則第４条（ＰＣＴ規則９.１）の規定を満たしていないので通知する。

１．☐　善良の風俗に反する表現又は図面が記載されている。
＿＿＿＿＿＿ページ ＿＿＿＿＿＿ 行 ＿＿＿＿＿＿ 図参照。
２．☐　公の秩序に反する表現又は図面が記載されている。
＿＿＿＿＿＿ページ ＿＿＿＿＿＿ 行 ＿＿＿＿＿＿ 図参照。
３．☐　出願人以外の特定の者の生産物又は方法をひぼうする記述が記載されている。
＿＿＿＿＿＿ページ ＿＿＿＿＿＿ 行 ＿＿＿＿＿＿ 図参照。
４．☐　出願人以外の特定の者の出願又は特許の利点若しくは有効性をひぼうする記述が記載されている。
＿＿＿＿＿＿ページ ＿＿＿＿＿＿ 行 ＿＿＿＿＿＿ 図参照。
５．☒　国際出願に記載した事項と関連性のない又は不必要な記述が記載されている。
＿＿＿＿＿＿ページ ＿＿＿＿＿＿ 行 ＿＿＿＿＿＿ 図参照。

その他の意見（必要ならば）

訂正の推奨：
出願人に対し、上記の期間内に、国際出願を自発的に訂正するよう、ここに推奨する。
訂正の方法：
訂正は、この国際調査機関に提出されなければならない。出願人は、その訂正を示す差替え用紙及び差替え用紙に添付された書簡を提出しなければならない。この書簡は、差し替えられる用紙と差替え用紙との相違について注意を喚起しなければならない。その訂正が、訂正がなされた用紙の明瞭さ及び直接複製の可能性に悪影響を及ぼすことなく記録原本に書き換えられることができるような性質のものである場合は、書簡において記載することができる（ＰＣＴ規則26.4）。
出願人が訂正をしないときは：
国際事務局は、省略する語又は図面の箇所及び数を表示して、上に指摘した表現、図面及び記述を国際公開することを省略することができ、請求により個別に省略箇所の写しを交付する（ＰＣＴ21条(6)）。

この通知書の写しは、国際事務局及び受理官庁に送付した。

名称及びあて先 日本国特許庁（ＩＳＡ／ＪＰ） 郵便番号１００－８９１５ 東京都千代田区霞が関三丁目４番３号	権限のある職員 特　許　庁　長　官 電話番号　０３－３５８１－１１０１　内線　ＸＸＸＸ	９Ｚ　９９９９

様式ＰＣＴ／ＩＳＡ／２１８（２０１６年７月）

5.8　ISR の送付後における要約の修正（ISA/205）

（1）関連する条約、規則、ガイドライン等の概要

ISR を受領した出願人は、ISR の送付の日から 1 月以内に、次のいずれかを ISA に提出することができる［R38.3］。

（i）　ISA が ISR において、出願人が提出した要約を承認した場合：
ISA が承認した要約に対する修正案

（ii）　ISA が ISR において、要約を作成した場合：
ISA が作成した要約に対する修正案、意見又はその両方

ISA は、当該要約をそれに応じて修正するか否かを決定し、その結果を出願人及び IB に通知する［R38.3, S515］。

（2）具体的な業務手順

a.　要約の修正についての検討

ISR の送付後に、出願人から要約の修正案が示された場合[1]には、審査官は、速やかに要約の修正について検討する。審査官は、修正案が「要約に関する規定」（→§ 2.7.2（2）a.）に従っていないと認めた場合を除き、修正案を採用する[2]。従っていないと認めた場合であっても、当該規定に従うように修正案を一部変更した上で採用することが好ましい。

なお、審査官は、修正案が当該規定に従っているか否かについて、厳格な判断を行う必要はなく、上記の検討を行うに当たっては、出願人から示された修正案を可能な限り尊重する。

b.　ISA/205 の作成

審査官は、様式 PCT/ISA/205 を用いて、「国際調査機関が先に承認した要約書の修正の通知書」（ISA/205）を作成し、要約を修正するかどうかの決定を通知する。なお、修正案を採用しない場合であっても、ISA/205 を作成する必要があることに留意する。

---

[1] 要約の修正案は、通常は、「意見書（第 47 条第 3 項の規定による意見）」によって提出される［省第 47 条第 4 項］。要約全文の修正案が示されるとは限らない点に留意する（例：「A」を「B」に変更したい旨の意見）。

[2] ISR において審査官が承認又は作成した要約が、当該規定に従っているか否かにかかわらず、出願人から示された修正案について検討する。

PCT 規則では ISA/205 の作成期限は定められていないが、審査官は、要約の修正が国際公開[1]に間に合うよう[2]、速やかに ISA/205 を作成する。

[1] 国際公開は、原則として優先日から 18 月を経過した後速やかに行われる（→ § 1.11.1）。

[2] 要約の修正が国際公開に間に合わない場合には、修正後の要約が掲載された、国際公開の表紙の訂正版（文献種別コード A8）が再公開される（→ § 1.11.3）。

（3）ISA/205 の作成要領

修正案を採用しなかった場合にチェックする。

この場合には、修正案を採用しない理由をこのページの下部又は別紙に記載する。
「以下／別紙」には、いずれかに二重取消し線を付す
（例：「~~以下／~~別紙」）。

修正案を採用した場合（一部変更した場合を含む）にチェックする。

この場合には、修正後の要約（全文）をこのページの下部又は別紙に記載する。
「以下／別紙」には、いずれかに二重取消し線を付す
（例：「~~以下／~~別紙」）。

別紙を使用しない場合には、別紙のページを削除し、ISA/205 に含めない。

特 許 協 力 条 約

発信人　日本国特許庁（国際調査機関）

代理人
代里　任

様

あて名
〒○○○－○○○
日本国東京都□□区△△
○－○－○

ＰＣＴ

国際調査機関が先に承認した要約書の
修正の通知書

（法施行規則第 47 条）
〔ＰＣＴ規則 38.3､実施細則 515 号〕

出願人又は代理人の書類記号　5678H	発送日（日.月.年） 通知
国際出願番号　ＰＣＴ／ＪＰ２０１５／９９９９９９	国際出願日（日.月.年）　０１．０２．２０１５
出願人（氏名又は名称） 株式会社パテント	

この国際調査機関は、要約書に対する出願人の意見を考慮して、次のように決定したことを出願人に通知する。

☐ 要約書は、以下／別紙　に示す理由によりこの国際調査機関が先に作成した又は承認した（様式ＰＣＴ／ＩＳＡ／２１０）とおりとする。

☐ 要約書を、出願人の意見書を考慮して、以下／別紙　に示すように変更した。

以下の事項を記載する（この部分ではなく、別紙に記載してもよい。）。

- 修正案を採用しなかった場合：その具体的な理由
- 修正案を採用した場合：修正後の要約（全文）
  （修正案を一部変更して採用した場合には、その具体的な理由を付記する。）

この通知書の写し（該当する場合には、別紙を含む）は国際事務局に送付した。

名称及びあて先 日本国特許庁（ＩＳＡ／ＪＰ） 郵便番号１００－８９１５ 東京都千代田区霞が関三丁目４番３号	特許庁審査官（権限のある職員） 新崎　純 電話番号　０３－３５８１－１１０１　内線　３１１３	２Ｋ　３４００

様式ＰＣＴ／ＩＳＡ／２０５（２００９年１月）

5.9　優先権の主張の基礎となる先の出願の翻訳文の提出命令（IPEA/414）

（1）関連する条約、規則、ガイドライン等の概要

優先権の主張を伴う国際出願について、その主張の基礎となる出願の言語が IPEA の特定する言語以外の言語である場合において、当該優先権の主張の有効性が新規性又は進歩性の判断に関連するときには、IPEA は、出願人に対し、2 月以内に IPEA の特定する言語のうち一の言語による翻訳文を提出することを求めることができる。また、その翻訳文が当該期間内に提出されない場合には、優先権の主張がなされなかったものとして IPER を作成することができる［R66.7(b)］。

（2）具体的な業務手順

国際予備審査段階において優先権の主張に関する検討が必要な場合（→ § 3.8（3）a.）において、優先権の主張の基礎となる先の出願の言語が日本語でも英語でもない場合には、審査官は出願人に対し、2 月以内に日本語又は英語の翻訳文の提出を求めることができる［R66.7(b), 省第 64 条］。

ただし、以下のいずれかに該当する場合には、出願人に翻訳文の提出を求めない。

- 出願人に翻訳文の提出を求めなくても、優先権の主張に関する検討が可能な場合
- 出願人の応答期間（2 月）を考慮すると、国際予備審査のスケジュール票（→ § 3.3.1）に記載された期限までに IPER を作成することが困難となる場合

翻訳文の提出を求める場合には、審査官は、様式 PCT/IPEA/414 を用いて、「優先権の主張の基礎となる出願の翻訳文の提出命令書」（IPEA/414）を作成する。

a.　提出を求める翻訳文の言語

提出を求める翻訳文の言語は、以下のとおり、国際出願の言語に基づいて決定する[1]。

- 国際出願の言語が日本語の場合には、日本語による翻訳文の提出を求める。
- 国際出願の言語が英語の場合には、英語による翻訳文の提出を求める。

b.　IPEA/414 通知後における留意点

- IPEA/414 を通知した場合には、その応答期間（2 月）が満了するか、翻訳文が提出されるまでは IPER を作成しない。ただし、応答期間中であっても、IPEA 見解書は作成してもよい。
- 応答期間中に IPEA 見解書を作成する場合には、審査官は、優先権の主張の効果が認められるか否かの実体的判断を行うことなく、優先権の主張の効果が認められるものと仮定して IPEA 見解書を作成する [GL6.17, GL17.29(d)]。なお、優先権の主張の効果が認められるものと仮定した場合には、IPEA 見解書の第 II 欄 3. において、その旨を指摘する（→ § 3.9（3））。
- 応答期間が満了しても先の出願の翻訳文が提出されない場合には、審査官は、当該先の出願に基づく優先権の主張がなされなかったものとして IPEA 見解書又は IPER を作成することができる [R66.7(b)]。なお、優先権の主張がなされなかったものとした場合には、IPEA 見解書又は IPER の第 II 欄 1. において、その旨を指摘する（→ § 3.9（3），§ 3.10（3））。

[1] 国際出願の言語が日本語でも英語でもない場合には、国際出願の翻訳文（→ § 1.5.5）の言語に基づいて提出を求める翻訳文の言語を決定する。

（3）IPEA/414 の作成要領

応答期間は発送日から２月。

提出を求める翻訳文の言語（→（2）a.）を記載する。日本語で書類を作成する場合には、「日本語」と記載する。

特 許 協 力 条 約

発信人　日本国特許庁（国際予備審査機関）

代理人
代里　任
様

あて名
〒○○○－○○○○
日本国東京都○○区△△
○－○－○

ＰＣＴ
優先権の主張の基礎となる出願の翻訳文の提出命令書
（法施行規則第 64 条）
〔PCT 規則 66.7(b)〕

出願人又は代理人の書類記号　5678H	発送日（日.月.年）
	応答期間　上記発送日から２月以内
国際出願番号　ＰＣＴ／ＪＰ２０１３／８８８８８８	国際出願日（日.月.年）２０．１２．２０１３
出願人（氏名又は名称）株式会社パテント	

出願人は、この国際出願の優先権の主張の基礎となる先の出願（以下に示す）の 日本語 への翻訳文を提出されたい。

翻訳文がこの期間内に提出されないときは、国際予備審査報告は、優先権の主張がされなかったものとして作成する。

国名	優先日	優先番号
IB	20.12.2012	PCT/IB2012/999999

翻訳文の提出を求める先の出願の「国名」、「優先日」、及び「優先番号」（出願番号）を記載する。

名称及びあて先 日本国特許庁（ＩＰＥＡ／ＪＰ） 郵便番号１００－８９１５ 東京都千代田区霞が関三丁目４番３号	権限のある職員　９Ｚ　９９９９ 特 許 庁 長 官 電話番号 ０３－３５８１－１１０１　内線　ＸＸＸＸ

様式ＰＣＴ／ＩＰＥＡ／４１４（１９９２年７月）

5.10　見解書に対する応答期間の延長（IPEA/427）

（1）関連する条約、規則、ガイドライン等の概要

IPEA 見解書に応答するための期間は、出願人が期間の満了前に延長する旨を請求した場合には、延長することができる［R66.2(e)］[1]。

（2）具体的な業務手順

IPEA 見解書に対する応答期間の満了前に、当該応答期間の延長が出願人から請求された場合には、審査官は、可能な限り速やかに延長の認否を判断し、その判断結果を出願人に通知する。

具体的には、審査官は、以下の記載に基づいて業務を行う。

a.　出願人からの延長請求

出願人は、IPEA 見解書に対する応答期間の延長を請求するに当たっては、「期間延長請求書」を提出することができる。また、電話や面接などの非公式な連絡（→ § 5.3.2）において延長を請求することもできる。

いずれの手段によって請求された場合であっても、審査官は、「延長の認否の判断」（→ b.）の記載に基づいて延長の認否を判断する。

b.　延長の認否の判断

審査官は、国際予備審査のスケジュールを勘案し、以下の範囲で、出願人の請求した応答期間の延長を認める。ただし、延長を認める期間は 2 月を限度とする。

- IPEA 見解書又は IPER 起案期限まで 3 月以上の場合、延長期間を 1 月又は 2 月とする。
- IPEA 見解書又は IPER 起案期限まで 2 月以上 3 月未満の場合、延長期間を 1 月とする。
- IPEA 見解書又は IPER 起案期限まで 2 月未満の場合、延長を認めない。
- 複数回の延長請求があったとしても、延長を認める期間は、合計 2 月までとする。

[1] ISA 見解書に対しては、この規定は適用されない［R43 の 2.1(b)］。

c.　「期間延長の通知書」の作成

審査官は、延長の認否によらず、様式 PCT/IPEA/427 を用いて、「期間延長の通知書」（IPEA/427）を作成する。

なお、電話や面接などの非公式な連絡において延長が請求された場合には、審査官は、IPEA/427 と同時に、IPEA/428（出願人との非公式な連絡の記録）も作成する。　→ § 5.3.2（2）b.（c）

（3）IPEA/427 の作成要領

応答期間の延長を認める場合には、□にチェックした上で、以下の内容を記載する。

- 延長の請求があった日付
- 直前の見解書が何回目の見解書であるか（2 以上の数字を記入する）（※1）
- 延長前の応答期間の満了日（※2）
- 延長を認める期間（1 月又は 2 月）

応答期間の延長を認めない場合にチェックする。

特 許 協 力 条 約

発信人　日本国特許庁（国際予備審査機関）

代理人
代里　任

様

あて名
〒○○○－○○○○
日本国東京都□□区△△
○－○－○

ＰＣＴ

期間延長の通知書

（法施行規則第61条2項）
［ＰＣＴ規則 66.2(d)］

	発送日 (日.月.年)
出願人又は代理人 の書類記号　5678H	重要な通知
国際出願番号 ＰＣＴ／ＪＰ２０１３／８８８８８８	国際出願日 (日.月.年)　２０．１２．２０１３
出願人（氏名又は名称） 株式会社パテント	

1．□　出願人の ＿＿＿＿＿＿＿＿ 付の請求により、＿＿＿ 回目の見解書に対する応答期間を ＿＿＿＿＿＿＿＿ から ＿＿＿ 月延長する。

□　応答期間の延長は認められないので、応答期間は先に指定されたとおりである。

名称及びあて先 日本国特許庁（ＩＰＥＡ／ＪＰ） 郵便番号１００－８９１５ 東京都千代田区霞が関三丁目４番３号	特許庁審査官（権限のある職員） 新崎　純 電話番号　０３－３５８１－１１０１　内線　ＸＸＸＸ	９Ｚ　９９９９

様式ＰＣＴ／ＩＰＥＡ／４２７（１９９２年７月）

※1　国際予備審査が請求された場合には、JPO においては、ISA 見解書は、1 回目の IPEA 見解書とみなされる（→ § 1.12.3）。したがって、例えば、国際予備審査段階の 1 回目の着手時において作成される IPEA 見解書は、2 回目の IPEA 見解書となる。
※2　通常は、直前の見解書の発送日から 2 月の日を記載する（閉庁日に該当する場合には、翌開庁日を記載する）。

5.11　補正を考慮しないことの通知（IPEA/432）

（1）関連する条約、規則、ガイドライン等の概要

IPEA は、IPEA 見解書又は IPER の作成を開始した後に補正書を受理した場合には、IPEA 見解書又は IPER のために当該補正書を考慮に入れることを必要としない [R66.4 の 2]。

IPEA が補正書を考慮しなかった場合には、その事実を出願人に伝える [GL22.58(iii)]。

（2）具体的な業務手順

出願人から提出された 34 条補正書についての検討を行った結果、当該補正書による補正を考慮しない場合[1]（→§ 3.3.4（1）b.（b））には、審査官は、様式 PCT/IPEA/432 を用いて、「補正を考慮しないことの通知書」（IPEA/432）を作成する。

〈留意点〉

- IPEA 見解書又は IPER の作成開始後、作成完了までの間に補正書を受理したが、補正を考慮しなかった場合には、IPEA 見解書又は IPER と同時に IPEA/432 を作成する。IPEA 見解書又は IPER においては、補正を考慮しなかった旨を指摘する必要はない。
- IPEA 見解書又は IPER の作成完了後、すれ違いで補正書を受理した場合には、可能な限り速やかに IPEA/432 を作成する。
- IPEA 見解書の作成時に補正を考慮しなかった場合には、次回の着手時に、当該補正書による補正を考慮する必要がある。

---

[1] 審査官にとって過度の負担が生じないのであれば、できる限り補正を考慮するべきである点に留意する。　→§ 3.3.4（1）b.

（3）IPEA/432 の作成要領

補正書が提出された日付を記載する。

IPEA 見解書の作成時に補正を考慮しなかった場合には、□にチェックした上で、何回目の見解書の作成時であるかを特定する（2 以上の数字を記入する）（※）。

IPER の作成時に補正を考慮しなかった場合にチェックする。

特 許 協 力 条 約

発信人　日本国特許庁（国際予備審査機関）

代理人
代里　任
様

あて名
〒○○○－○○○○
日本国東京都□□区△△
○－○－○

ＰＣＴ

補正を考慮しないことの通知書

〔ＰＣＴ規則 66.4 の 2〕

発送日 （日.月.年）	
出願人又は代理人 の書類記号　5678H	通　知
国際出願番号 ＰＣＴ／ＪＰ２０１３／８８８８８８	国際出願日 （日.月.年）　２０．１２．２０１３
出願人（氏名又は名称） 株式会社パテント	

この国際予備審査機関は、次のことを開始した後にこの補正を受理したから、＿＿＿＿＿＿＿＿ 付の書簡とともに提出されたＰＣＴ34 条補正を考慮しなかったことを出願人に通知する。

□ ＿＿＿＿＿ 回目の見解書の作成

出願人は、希望により、この見解書に対して再度この補正を提出することができる。

□ 国際予備審査報告書の作成

国際段階においては、出願人は、この国際予備審査報告書に対して補正をすることはできない。

ただし、出願人は、各選択国に対して国内段階に移行する際に補正を提出することができる（ＰＣＴ41 条、ＰＣＴ規則 78）。

名称及びあて先 日本国特許庁（ＩＰＥＡ／ＪＰ） 郵便番号１００－８９１５ 東京都千代田区霞が関３丁目４番３号	特許庁審査官（権限のある職員）　９Ｚ　９９９９ 新崎　純 電話番号　０３－３５８１－１１０１　内線　ＸＸＸＸ

様式ＰＣＴ／ＩＰＥＡ／４３２（１９９２年７月）

※　国際予備審査が請求された場合には、JPO においては、ISA 見解書は、1 回目の IPEA 見解書とみなされる（→ § 1.12.3）。したがって、例えば、国際予備審査段階の 1 回目の着手時において作成される IPEA 見解書は、2 回目の IPEA 見解書となる。

5.12　ISR の発送前又は発送から 2 月以内に国際予備審査が請求された場合の取扱い

(1) 関連する条約、規則、ガイドライン等の概要

IPEA は、以下の全てを受領した時に国際予備審査を開始する [R69.1(a)]。

- 国際予備審査請求書
- 取扱手数料及び予備審査手数料の支払うべき額の全額
- ISR[1]及び ISA 見解書

ただし、出願人からの希望に応じて、国際予備審査の開始時期に関する以下の a. から c. までの全ての規定に従う必要がある。

a. 出願人が明示的に国際予備審査の延期を請求した場合 [R69.1(a)]	以下のいずれか遅く満了する期間が満了するまで国際予備審査を開始しない。 ・ ISR 及び ISA 見解書が送付された日から 3 月 ・ 優先日から 22 月
b. 出願人が 19 条補正の考慮を希望している場合 [R69.1(c)]	IPEA が 19 条補正書の写しを受領するまで国際予備審査を開始しない。
c. 34 条補正書を国際予備審査請求書とともに提出する旨の表示がされているが、実際には提出されていない場合 [R69.1(e)]	以下のいずれかが生じるまで国際予備審査を開始しない。 ・ IPEA による 34 条補正書の受領 ・ IPEA が出願人に 34 条補正書の提出を求めた際に指定した期間の満了 [R60.1(g)]

また、ISA として行動する国内官庁が IPEA としても行動する場合には、その国内官庁が希望するときは、国際調査と国際予備審査を同時に開始することができる [R69.1(b)][2]。

なお、JPO は、国際調査と国際予備審査の同時開始を希望するという選択肢を採用しない。

---

[1] 本節においては、国際調査段階で請求の範囲全体を国際調査における除外対象（→ § 2.3.5）としたために ISR を作成しなかった場合には、「ISR」を「ISA/203（ISR を作成しない旨の決定）」と読み替える。

[2] ただし、出願人が国際予備審査の開始の延期を希望している場合 [R69.1(d)]、又は 34 条補正書を国際予備審査請求書とともに提出する旨の表示がされている場合 [R69.1(e)] には、この限りではない。

(2) 具体的な業務手順

審査官は、ISR の発送前又は発送から 2 月以内に国際予備審査が請求された場合には、以下の点に留意しつつ業務を行う。

a.　ISR の発送前に国際予備審査が請求された場合

ISR の発送前に国際予備審査が請求された場合であっても、審査官は、ISR 及び ISA 見解書が出願人に発送されるまでは、国際予備審査業務を開始しない。　→ 解説 1

また、ISR 及び ISA 見解書の発送と同時に、又は発送後すぐに国際予備審査を開始した場合であっても、審査官は、原則として、ISR 及び ISA 見解書の発送日から 2 月の間は IPEA 見解書又は IPER の作成を開始しない。
→ 解説 2

（解説 1）

ISR の発送前に国際予備審査が請求され、以下の全ての要件を満たす場合には、JPO が希望すれば、国際調査と国際予備審査を同時に開始することができる [R69.1(b)]。

- IPEA が国際予備審査請求書を受領している [R69.1(a)(i)]。
- IPEA が取扱手数料及び予備審査手数料の全額を受領している[R69.1(a)(ii)]。
- 出願人が明示的に国際予備審査の早期の開始を請求している [R69.1(a)]。
- 出願人が国際予備審査の開始の延期を希望していない [R69.1(d)]。
- 34 条補正書を国際予備審査請求書とともに提出する旨を出願人が表示していない、又は表示しているが既に補正書を提出している [R69.1(e)]。

しかしながら、JPO は、国際調査と国際予備審査の同時開始を希望するという選択肢を採用しない。上記の全ての要件を満たす場合には、ISR 及び ISA 見解書の発送と同時に国際予備審査を開始する [R69.1(a)]

b.　ISR の発送から 2 月以内に国際予備審査が請求された場合

ISR の発送から 2 月以内に国際予備審査が請求され、国際予備審査を開始した場合であっても、審査官は、原則として、ISR 及び ISA 見解書の発送日から 2 月の間は IPEA 見解書又は IPER の作成を開始しない。　→ 解説 2

（解説 2）

国際予備審査を開始した場合には、通常は、審査官は直ちに IPEA 見解書又は IPER の作成を開始することができる。しかしながら、上記 a. 又は b. に該当する場合には、ISR 及び ISA 見解書の発送からの期間が必ずしも十分ではないため、このような対応では、出願人が適切な補正書や答弁書を提出することが困難となる場合があり得る。したがって、IPEA としての JPO においては、出願人の便宜を考慮して、ISR 及び ISA 見解書の発送日から 2 月の間は IPEA 見解書又は IPER の作成を開始しないこととする。

ただし、出願人との間で合意が得られた場合[1]には、ISR 及び ISA 見解書の発送日から 2 月以内であっても、IPEA 見解書又は IPER の作成を開始してもよい。

[1] この場合には、審査官は、IPEA/428（出願人との非公式な連絡の記録）を作成する。
→ § 5.3.2

5.13　補充及び引用補充

(1) 関連する条約、規則、ガイドライン等の概要

a.　欠落部分又は誤って提出された要素若しくは部分に対する補充

出願人は、明細書、請求の範囲又は図面中の欠落部分又は誤って提出された要素若しくは部分（以下、「欠落部分等」という。）を補充する書面を所定期間内（→ c.）に RO に提出することができる。

当該書面が提出された場合には、補充された欠落部分等は国際出願に含まれるものとし、国際出願日は、RO によって当該書面を受理した日に訂正される［R20.5(c), R20.5 の 2(c)］（図 5-8 参照）。

国際出願日が訂正された場合には、出願人は、その訂正後の国際出願日の通知日から 1 月以内に限り、補充した欠落部分等を無視するよう RO に請求することができる。当該請求がされた場合には、欠落部分等を補充する書面は提出されなかったものとみなされ、国際出願日は訂正前の日に戻る［R20.5(e), R20.5 の 2(e)］。

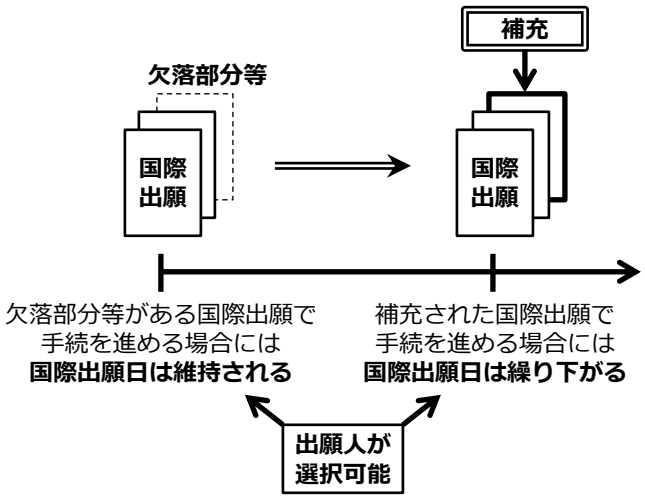

図 5-8　欠落部分等に対する補充

b.　欠落部分等に対する引用補充

出願人は、国際出願が先の出願に基づく優先権の主張を伴う場合において、当該国際出願の欠落部分等について引用補充（当該先の出願からの引用によって国際出願に含めること）を RO に求めることができる［R4.18, R20.3(a)(ii), R20.5(a)(ii), R20.5 の 2(a)(ii), R20.6(a)］。RO が、欠落部分等が当該先の出願に完全に記載されていることを認めた場合には、当該欠落部分

等は、最初に国際出願として提出された書類に記載されていたものとみなされる［R20.6(b)］。

出願人が、明細書、請求の範囲又は図面中の欠落部分等を引用補充する書面を所定期間内（→ c.）に RO に提出し、RO がその引用補充を認めた場合には、最初に認定された国際出願日が維持される［R20.5(d), R20.5 の 2(d)］（図 5-9 参照）。他方、RO が引用補充を認めない場合には、当該引用補充は補充（→ a.）として扱われる［R20.6(c)］。

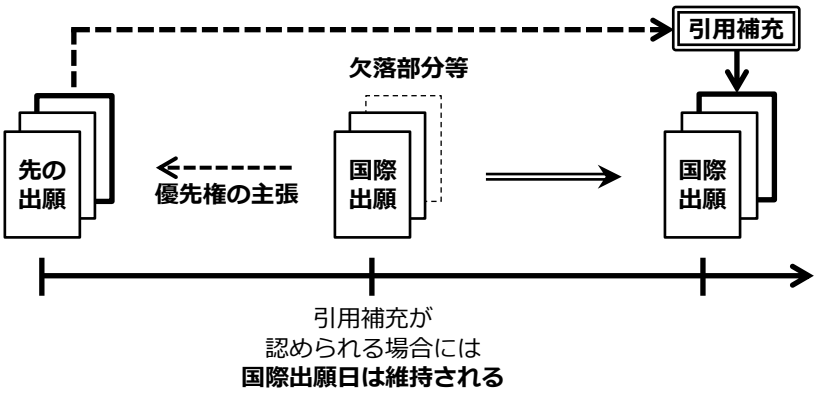

図 5-9　欠落部分等に対する引用補充

c.　補充又は引用補充ができる期間

補充又は引用補充ができる期間は以下のとおりである［R20.7(a)］。

- RO が補充の求めを出願人に発出している場合：
  その求めの日から 2 月
- RO が補充の求めを出願人に発出していない場合：
  国際出願として提出された書類を RO が最初に受理した日から 2 月

(2) 具体的な業務手順

ISA が国際出願の調査用写しを受領（→ § 2.1.2（1））した後に、欠落部分等に対する補充又は引用補充がされた場合には、補充又は引用補充によって後から提出された明細書、請求の範囲又は図面の各用紙、及び以下の書類が RO か

ら ISA に送付される[1] [S309(b)(v), (c)(v), S310(b)(v), S310 の 2(a)(ii), (b)(v)]。

- 補充の場合：
  様式 PCT/RO/126「国際出願に関して後に提出された用紙に関する通知」
- 引用補充の場合：
  様式 PCT/RO/114「要素又は部分を引用により含まれることの確認に関する決定の通知」

上記の用紙及び書類を審査官が受領した場合には、審査官は、補充又は引用補充がされた後の明細書等の内容、及び国際出願日の訂正の有無を確認し、その確認結果に基づいてその後の業務を行う[2]。特に、国際出願日が訂正された場合には、以下の事項に変更が生じ得ることに留意が必要である。

- 引用文献のカテゴリー（→ § A.1）
- 見解書等[3]における基準日（→ § 2.7.3（1）c.，§ 3.8（3）b.（a））

なお、補充によって国際出願日が繰り下がることにより、優先権の主張の基礎となる先の出願の出願日から訂正後の国際出願日までの期間が 14 月を超える場合が生じ得る点に留意する（→ § 2.7.3（1）b.（a）（iii），§ 5.14.2）。

---

[1] 調査用写しが RO から ISA に送付される前に補充又は引用補充がされた場合には、様式 PCT/RO/126 及び PCT/RO/114 は RO から ISA に送付されない。補充又は引用補充によって後から提出された明細書等の各用紙は、調査用写しに添付されて ISA に送付される [S309(b)(vi), (c)(vi), S310(b)(vi), S310 の 2(a)(ii)]。

[2] ISR 及び ISA 見解書の送付後に、補充又は引用補充がされた場合には、ISR 及び ISA 見解書の訂正の必要性を検討する（→ § 2.11（3））。国際出願日が訂正された場合には、ISR 及び ISA 見解書の記載事項に訂正が必要となる。

[3] 「見解書等」とは、ISA 見解書、IPEA 見解書又は IPER を意味する。

（参考）

■　欠落要素（Missing Element）、欠落部分（Missing Part）、誤って提出された要素（Erroneously Filed Element）及び誤って提出された部分（Erroneously Filed Part）に対する補充（Correction）及び引用補充（Incorporation by Reference）

RO が、国際出願として提出された書類を受理した日を国際出願日として認定するためには、当該受理の時において、少なくとも次の要素が含まれている必要がある [A11(1)(iii), R20.2(a)]。

（i）　国際出願をする意思の表示
（ii）　少なくとも一の締約国の指定
（iii）　出願人の氏名又は名称の所定の表示
（iv）　明細書であると外見上認められる部分
（v）　請求の範囲であると外見上認められる部分

RO は、上記に示したいずれかの要素が含まれていないと認める場合には、出願人に対し必要な補充をすることを求める [A11(2)(a), R20.3(a)(i)]。

ただし、表 5-3 に示す「欠落要素」、「欠落部分」、「誤って提出された要素」又は「誤って提出された部分」のいずれかが存在する場合には、RO は、当該欠落要素・部分又は誤って提出された要素・部分に対して補充又は引用補充のいずれかを選択して行うよう出願人に求める [R20.3(a), R20.5(a), R20.5 の 2(a)]。

表 5-3　欠落要素・部分及び誤って提出された要素・部分

	種類	補充された場合の国際出願日	引用補充された場合の国際出願日
欠落要素	「(iv) 明細書であると外見上認められる部分」がない（明細書の全てが欠落している）	補充する書面を RO が受理した日に認定される [R20.3(b)(i)]	最初に国際出願として提出された書類を RO が受理した日に認定される [R20.3(b)(ii)]
	「(v) 請求の範囲であると外見上認められる部分」がない（請求の範囲の全てが欠落している）		
欠落部分	明細書の一部が欠落している	最初に認定された国際出願日（欠落部分がある国際出願を RO が受理した日）から、補充する書面を受理した日に訂正される [R20.5(c)]	最初に認定された国際出願日が維持される [R20.5(b)]
	請求の範囲の一部が欠落している		
	図面の全て又は一部が欠落している		
誤って提出された要素・部分	「(iv) 明細書であると外見上認められる部分」が誤って提出されている（明細書の全体が誤って提出されている） 明細書の一部が誤って提出されている	最初に認定された国際出願日（誤って提出された部分がある国際出願を RO が受理した日）から、補充する書面を受理した日に訂正される [R20.5 の 2(c)]	最初に認定された国際出願日が維持される [R20.5 の 2(b)]
	「(v) 請求の範囲であると外見上認められる部分」が誤って提出されている（請求の範囲の全体が誤って提出されている） 請求の範囲の一部が誤って提出されている		
	図面の全て又は一部が誤って提出されている		

出願人が引用補充を選択した場合において、引用補充が要件を満たしていないと RO が認めた場合（例：欠落要素・部分又は誤って提出された要素・部分が先の出願に完全に記載されていない場合）には、当該引用補充は補充として扱われる [R20.6(c)]。

また、国際出願日が認定されるまでは、国際出願の調査用写しは ISA に送付されない [R23.1(a), R22.1(a)]。欠落要素が存在する場合には国際出願日が認定されないので、補充又は引用補充がされる前には、ISA に調査用写しが送付されることはない。したがって、審査官が調査用写しを受領した後に、補充又は引用補充がされるのは、欠落部分又は誤って提出された要素・部分を対象とするものである。

■ 補充又は引用補充に伴う願書及び明細書等の用紙の取扱い

RO は、補充又は引用補充によって後から提出された明細書、請求の範囲又は図面の各用紙の上部右隅に、国際出願番号、及び当該用紙の実際の受理の日付を記入する[S308 の 2]。

また、表 5-4 及び表 5-5 に示すとおり、RO は必要に応じて、願書の「国際出願日」欄を訂正し、明細書等の各用紙の下部余白の中央に特定の語句を記入する。

表 5-4　RO による願書の「国際出願日」欄の訂正

場合	訂正内容
欠落部分又は **誤って提出された** **要素・部分**に対する **補充**の場合	国際出願日の訂正 （補充前に記入した国際出願日に取消し線を付し、当該補充を行う書面を受理した日を記入する） [S310 の 2(a), S310(b)(i), S309(c)(i)]
出願人が**補充**した **欠落部分**又は **誤って提出された要素・部分**を**無視**するよう 請求した場合	国際出願日の再訂正（訂正前の国際出願日に戻す） [S310 の2(b)(i)]

表 5-5　RO による明細書等の各用紙への記入

場合	各用紙の下部余白の中央に記入する語句
RO が**欠落要素・部分** 又は**誤って提出された** **要素・部分**に対する **引用補充**を認めた場合	「INCORPORATED BY REFERENCE (RULE 20.6)」 又は国際出願の国際公開言語におけるその同義語※ [S309(b)(i)] ※ RO/JP が記入する日本語における同義語は 「引用により含まれる（規則 20.6）」
出願人が**補充**した **欠落部分**を**無視**するよう 請求した場合	「NOT TO BE CONSIDERED (RULE 20.5(e))」 又は国際出願の国際公開言語におけるその同義語※ [S310 の2(b)(ii)] ※ RO/JP が記入する日本語における同義語は 「考慮されない（規則 20.5(e)）」
出願人が**補充**した **誤って提出された要素・部分**を**無視**するよう 請求した場合	「NOT TO BE CONSIDERED (RULE 20.5*bis*(e))」 又は国際出願の国際公開言語におけるその同義語※ [S310 の2(b)(ii)] ※ RO/JP が記入する日本語における同義語は 「考慮されない（規則 20.5 の 2(e)）」

5.14　優先権の主張についての確認

5.14.1　優先権の主張の補充等の確認

(1) 関連する条約、規則、ガイドライン等の概要

a.　優先権の主張の補充、追加又は取下げ

出願人は、国際出願後に、優先権の主張の補充、追加又は取下げ（以下「補充等」という。）をすることができる（表 5-6 参照）[R26 の 2.1, R90 の 2.3]。

表 5-6　優先権の主張の補充、追加又は取下げ

	補充又は追加 [R26 の 2.1]	取下げ [R90 の 2.3]
提出先	RO 又は IB	RO、IB 又は IPEA
提出できる期間	国際出願日から 4 月以内、又は 次のうちいずれか早く満了する期間内 ・ 補充又は追加前の優先日から 16 月の期間 ・ 補充又は追加後の優先日から 16 月の期間	優先日から 30 月を経過する前まで

b.　優先日に変更が生じる場合における期間の計算

優先権の主張の補充等によって、優先日に変更が生じる場合には、変更前の優先日から起算した場合にまだ満了していない期間は、原則として、変更後の優先日から起算する[1] [R26 の 2.1(c), R90 の 2.3(d)]。

(2) 具体的な業務手順

ISA が国際出願の調査用写しを受領（→ § 2.1.2 (1)）した後に、優先権の主張の補充等があった場合には、以下の書類が RO 又は IB から ISA に送付される [S314(b), S326(b), S402(c), S415(a)]。

[1] ただし、国際公開の技術的な準備が完了した後に、優先権の主張の取下げの通告が出願人、RO 又は IPEA から IB に到達した場合には、IB は、もとの優先日から起算して国際公開を行うことができる [R90 の 2.3(e)]。

- 様式 PCT/RO/111　「優先権の主張に関する通知書」
- 様式 PCT/RO/136　「取り下げの通知書」
- 様式 PCT/IB/318　「Notification Relating to Priority Claim」
- 様式 PCT/IB/317　「Notification of Withdrawal of Priority Claim」

審査官が上記のいずれかの書類を受領した場合には、優先権の主張の補充等によって変更された後の優先権の主張及び優先日を確認し、それに基づいてその後の業務を行う[1]。特に、以下の事項に変更が生じ得ることに留意が必要である。

- 引用文献のカテゴリー（→ § A.1）
- 見解書等[2]における基準日（→ § 2.7.3（1）c.，§ 3.8（3）b.（a））

[1] ISR 及び ISA 見解書の送付後に、優先権の主張の補充等があった場合には、ISR 及び ISA 見解書の訂正の必要性を検討する（→ § 2.11（3））。例えば、優先日に変更が生じた場合には、ISR 及び ISA 見解書の記載事項に訂正が必要となる。

[2] 「見解書等」とは、ISA 見解書、IPEA 見解書又は IPER を意味する。

5.14.2　先の出願の出願日から国際出願日までの期間の確認

(1) 関連する条約、規則、ガイドライン等の概要

a.　見解書等の基準日

先の出願に基づく優先権の主張を伴う国際出願が、当該先の出願の出願日から 12 月の期間（以下「優先期間」という [R2.4(a)]。）を徒過した出願であっても、優先期間の満了の日から 2 月の期間内に出願されている場合には、ほかに当該優先権の主張の効果が認められない理由がない限り、当該先の出願の出願日が見解書等の基準日となる [R64.1(b)(iii), R43 の2.1(b)]。

→ 参考

他方、優先期間の満了の日から 2 月の期間を超えて出願されている場合には、見解書等において、当該先の出願に基づく優先権の主張の効果は認められず、国際出願日が見解書等の基準日となる [R64.1(b)(i), R43 の2.1(b)]。

（参考）

■ 優先権の回復

先の出願に基づく優先権の主張を伴う国際出願が、優先期間を徒過した出願であっても、優先期間の満了の日から 2 月の期間内に出願された場合には、RO 又は DO は、出願人の請求により、国際出願を優先期間内に出願できなかった理由が当該 RO 又は DO が適用する回復のための基準を満たすと認めたときには、優先権の回復を認める [R26 の 2.3, R49 の 3.2]。

RO が認めた優先権の回復が効力を有するのは、国内段階においてのみである [R49 の 3.1]。他方、国際段階においては、次に説明する「優先権の主張の自動的維持」と呼ばれる規定が導入されている。

■ 優先権の主張の自動的維持

国際段階においては、優先権の回復請求がされているか否か、また、優先権の回復が認められるか否かにかかわらず、優先期間の満了の日から 2 月以内の徒過のみを理由として、優先権の主張は無効とはみなされない [R26 の 2.2(c)(iii)]。また、ほかに当該優先権の主張の効果が認められない理由がない限り、先の出願の出願日を基準日として見解書等が作成される [R64.1(b)(iii)]。

上記の規定により、国際段階における出願人の手続及び RO、ISA 等における業務は、優先権の回復が認められるか否か（その結果、優先権の主張又は優先日に変更が生じるか否か）によって影響を受けることがなく、国際段階における手続等の安定が確保されている。

b.　期間の計算

一般的な期間の計算は PCT 規則 80 に規定されている。以下に示す規定は、優先期間の満了の日から 2 月の期間の計算にも適用される。

- 期間を定めるのに月をもってしている場合には、期間は、当該事象が生じた日の翌日から起算し、該当するその後の月において当該事象が生じた日に応当する日に満了する。ただし、その月に応当する日がないときは、その月の末日に満了する［R80.2］。
- 国内官庁又は政府間機関（以下「国内官庁等」という。）に文書又は手数料が到達すべき期間の末日が、当該国内官庁等の閉庁日等に当たる場合には、当該期間は、当該国内官庁等の閉庁日等に該当しない後続の最初の日に満了する［R80.5］。

（2）具体的な業務手順

優先権の主張に関する検討（→§ 2.7.3（1）b.，§ 3.8（3）b.）を行うに当たり、先の出願の出願日から本願の国際出願日までの期間が 14 月を超えている場合（→§ 2.7.3（1）b.（a）（iii））には、上記（1）b. の規定に従い、この期間が、優先期間の満了の日から 2 月の期間を超えているか否かを確認する必要がある。具体的には、審査官は、国際出願が出願された RO の閉庁日[1]を考慮して、次の 2 つの期間が満了する日を順に確認する。

（i）　先の出願の出願日から 12 月の期間
（ii）　上記（i）の期間が満了する日[2]から 2 月の期間

なお、国際出願日が上記（ii）の期間が満了する日より後である場合には、当該先の出願に基づく優先権の主張の効果を認めることなく、見解書等を作成する（→§ 2.7.3（1）b.（a）（iii））。

---

[1] 国内官庁等の閉庁日は、WIPO ウェブサイトで確認できる。
「IPO Closed Dates」
http://www.wipo.int/pct/dc/closeddates/faces/page/index.xhtml

[2] 先の出願の出願日から 12 月後において当該出願日に応当する日が RO の閉庁日である場合には、次の開庁日が上記（i）の期間が満了する日となり、上記（ii）の期間はその翌日から起算されることに留意が必要である。

例：RO が JPO である国際出願の場合

- 先の出願の出願日：　2014 年 7 月 18 日
- 上記（i）の期間が満了する日：　2015 年 7 月 21 日
  （2015 年 7 月 18 日から 20 日が閉庁日のため）
- 上記（ii）の期間が満了する日：2015 年 9 月 24 日
  （2015 年 9 月 21 日から 23 日が閉庁日のため）

国際出願日が 2015 年 9 月 25 日以後である場合には、当該先の出願に基づく優先権の主張の効果を認めることなく、見解書等を作成する。

5.15　新規性喪失の例外に関する申立て

(1) 関連する条約、規則、ガイドライン等の概要

出願人は、願書の第 VIII 欄（v）に、不利にならない開示又は新規性の喪失の例外に関する申立てを含めることができる[1] [R4.17(v)]。

上記申立てによって提示された文献は、適切なカテゴリー（X，Y，A 等）を付与して ISR において引用しなければならず、また、ISA 見解書及び国際予備審査において考慮することができる [GL16.76]。

(2) 具体的な業務手順

以下、国際調査・国際予備審査段階において、上記申立てによって文献が提示された場合（以下当該文献を「提示された文献」という。）の取扱いについて説明する。

a.　提示された文献の入手

審査官は、提示された文献の入手を試みる。入手できた場合は、次のとおり取り扱う[2]（→ b.）。

b.　提示された文献を入手した場合の取扱い

(a) 先行技術調査

審査官は、見解書等[3]において、新規性及び進歩性の見解の根拠となる先行技術としては、提示された文献を用いてはならない（→（c））。したがって、審査官は、調査対象とした各請求項について、新規性及び進歩性についての見解の根拠となる文献を、提示された文献以外に少なくとも 1 つ以上発見する必要がある（→ § 2.6.2（3））。

---

[1] 出願人は、優先日から 16 月以内であれば IB に書面を提出することによって、上記申立てを願書に補充又は追加することができる [R26の3.1]。当該補充又は追加があった場合には、IB は、RO 及び ISA に速やかに通知する（様式 PCT/IB/371）[S419(b)]。この申立ての手続については、次の特許庁ホームページを参照。
「PCT 第 4.17 規則に規定する申立て手続の導入」
https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/tt1303-044_qanda.html

[2] 提示された文献の入手を試みたにもかかわらず、入手できなかった場合には、ISR 等において当該文献を引用しない。

[3] ISA 見解書、IPEA 見解書及び IPER を意味する。

（b）ISR の作成

提示された文献は、適切なカテゴリー（X，Y，A 等）を付与して ISR において引用する［GL16.76］。

（c）見解書等の作成

審査官は、見解書等において、新規性及び進歩性の見解の根拠となる先行技術としては、提示された文献を用いてはならない[1]。したがって、審査官は、提示された文献以外の文献のみを根拠として、見解書等の第 V 欄において、新規性及び進歩性の見解を示す。

ただし、提示された文献について、全ての指定国において新規性喪失の例外規定が適用されるとは限らないため、同欄「2. 文献及び説明」において、出願人から申立てがあった文献であることを明記した上で、提示された文献を先行技術として用いた場合における見解を、「なお書き」として付記する[2]。

---

[1] ISA 見解書及び国際予備審査における提示された文献の考慮は、ISA 及び IPEA の裁量事項とされている［GL16.76］。したがって、ISA 及び IPEA としての JPO では、見解書等において示す見解の根拠となる先行技術として、提示された文献を用いないこととする。

[2] 提示された文献が、見解書等において先行技術として用いることができない場合には、この付記は行わない。例えば、ISR における P 文献は、見解書等において先行技術として用いることができない場合がある（→ § 2.7.3（1）a.）。

（参考）

■ 指定国における申立ての効果

出願人が、願書の第 VIII 欄（v）に、不利にならない開示又は新規性の喪失の例外に関する申立てを記載した場合には、当該申立ての各指定国における効果は、当該指定国の国内法令に基づき DO によって決定される [1]。また、DO は、当該指定国の国内法令に基づき、不利にならない開示又は新規性の喪失の例外に関する書類又は証拠を出願人に要求することができる［R51 の2.1(a)(v)］。

■ 日本国の国内段階における新規性喪失の例外規定

特許法第 30 条第 2 項の規定の適用を受けようとする出願人は、当該規定の適用を受けたい旨を記載した書面を特許出願と同時に提出し、かつ当該規定の適用を受けるための証明書を特許出願の日から 30 日以内に提出しなければならない [2]［特許法第 30 条第 3 項］。

しかし、国際特許出願 [3]では、上記書面及び証明書の提出について特例が設けられている。国際特許出願の出願人は、特許法第 30 条第 3 項の規定にかかわらず、日本国への国内段階移行の際に上記書面及び証明書を提出することができる［特許法第 184 条の 14］。

■ 日本国の国内段階における申立ての効果

国際出願の願書において、不利にならない開示又は新規性の喪失の例外に関する申立てが含まれる場合には、日本国の国内段階においては、特許法第 30 条第 2 項の規定の適用を受けたい旨を記載した書面を提出したものと取り扱われる。この場合には、日本国への国内段階移行の際に当該書面を提出する必要はない。ただし、当該規定の適用を受けるための証明書の提出は必要である。

---

[1] PCT Applicant's Guide（PCT 出願人の手引）の International Phase（国際段階）パラグラフ 5.081 参照。
http://www.wipo.int/pct/en/appguide/text.jsp?page=ip05.html#_5.081

[2] 手続の詳細については、次の特許庁ホームページを参照。
「発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続について」
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/hatumei_reigai.html

[3] 日本国における特許出願とみなされた国際出願［特許法第 184 条の 3 第 2 項］

5.16　第三者情報提供制度

（1）関連する条約、規則、ガイドライン等の概要

a.　国際段階における第三者情報提供制度（Third Party Observation System）

PCT では、国際段階における第三者情報提供制度が設けられており、第三者は、IB に対し、国際出願の請求の範囲に記載されている発明の新規性又は進歩性の有無に関連すると考えられる先行技術について、情報提供を行うことができる[1] [S802(a)]。

情報提供に当たっては、新規性又は進歩性に関する簡単な説明や、先行技術文献の写しを含めることができる [S801(b)(ii)]。また、匿名（anonymous）による情報提供も可能である [S801(b)(i), S803(b)]。

情報提供できる期間は、国際公開日以後、優先日から 28 月以内である [S802(a)(ii)]。

b.　出願人に対する通知及び出願人による意見

IB は、最初の第三者情報提供を受領した時に、出願人に通知する。その後 IB が更に第三者情報提供を受領した場合は、優先日から 28 月の期間満了後に出願人に通知する [S804(a)]。

出願人は、優先日から 30 月以内に、受領した第三者情報提供に対する応答として意見を提出することができる [S804(b)]。

c.　ISA 又は IPEA への送付

IB は、ISR 又は IPER を既に受領した場合を除き、第三者から提供された情報及び出願人による意見を速やかに ISA 又は IPEA に送付する [S805(a)]。

d.　WIPO ウェブサイトへの掲載

第三者から提供された情報（ただし、提出された先行技術文献の写しを除く。）及び出願人による意見は、提出後速やかに WIPO ウェブサイトに掲載

---

[1] 情報提供者の手続については、次の特許庁ホームページを参照。
「特許協力条約（PCT）に基づく第三者による情報提供制度の導入について」
https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/pct_third.html

され、公衆に利用可能となる［S803(a), S804(b)］。提出された先行技術文献の写しは、出願人、ISA、IPEA 及び DO のみが利用可能である［S803(a)］。

（2）具体的な業務手順

国際調査・国際予備審査段階において第三者から情報提供がされた場合には、当該情報が記載された書面[1]が、IB から ISA 又は IPEA に送付され（→（1）c.）、当該国際出願の国際調査・国際予備審査を担当する審査官に届けられる。以下、この場合の取扱いについて説明する。

a.　提供された情報の考慮

ISR 又は見解書等[2]の作成前[3]に、第三者情報提供によって審査官に利用可能となった情報については、先行技術文献の写しが含まれているか、審査官が容易に入手できる場合に限り、審査官は、当該文献を考慮に入れ、必要があれば ISR 又は見解書等において引用する［GL15.68, GL17.69］。

なお、日本国の国内出願に対する情報提供制度と異なり、国際段階における第三者情報提供では、情報提供者に対するフィードバックは行わない。

b.　ISR における調査範囲の記載

情報提供された先行技術文献を ISR で引用する場合であって、審査官が行った先行技術調査の範囲に当該文献が含まれない場合には、ISR の第 2 ページ「最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの」欄に、「（日．月．年）に提出された第三者情報提供」（例：31.12.2014 に提出された第三者情報提供）と記載してもよい［GL16.57］。

---

1 IB から送付される書面の記載例は、WIPO ウェブサイトに掲載されている「第三者情報提供制度　ePCT システム上でのご利用方法―第三者情報提供のためのユーザガイド」の「附属書（第三者提供情報のサンプル）」を参照。
http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/epct/pdf/epct_observations.pdf#page=30

2 ISA 見解書、IPEA 見解書及び IPER を意味する。

3 ISR 及び ISA 見解書は、通常は、国際公開前に作成されるので、ISR 及び ISA 見解書の作成前に第三者情報提供が審査官に利用可能となることは極めてまれである。

c.　見解書等における第三者情報提供を考慮した旨の言及

審査官は、見解書等の第 V 欄において、特定の日付に提出された第三者情報提供を新規性及び進歩性に対する見解を作成するために考慮したことについて記載[1]してもよい [GL17.69]。

[1] 例えば、「31.12.2014 に提出された第三者情報提供を新規性及び進歩性に対する見解を作成するために考慮した。」等と記載してもよい。

別紙 A

引用文献のカテゴリー

別紙Ａ　引用文献のカテゴリー

目次

A.1　カテゴリーの定義 ……1
A.2　日本国において拒絶理由の根拠となり得る発明等の取扱い……5

（2020.01）

A.1　カテゴリーの定義

審査官が ISR 及び見解書等[1]において文献を引用する際に付与するカテゴリーについて説明する。

(1) カテゴリーX

単独で使用された場合に、本願発明が新規性又は進歩性を有すると認められないこととなる文献に付与する [S505(b)]。

(2) カテゴリーY

他の一以上の文献と組み合わせて使用された場合に、本願発明が進歩性を有すると認められないこととなる文献に付与する [S505(c)]。

特定の文献にカテゴリーY を付与する場合には、当該文献と組み合わせる他の一以上の文献にも、同時にカテゴリーY を付与する。

(3) カテゴリーA

カテゴリーX 及びカテゴリーY のいずれにも該当しないが、一般的技術水準を示す文献に付与する [S507(c)]。

(4) カテゴリーP

本願の優先日（出願人の主張する優先日[2]）以後であって、国際出願日前に公表された文献に付与する（→ 図 A-1）。常に、文献の関連性を表示するカテゴリー（X、Y 又は A）と併せて付与する（例：「P, X」、「P, Y」又は「P, A」）[S507(d), GL16.71]。

なお、カテゴリーP が使用されるのは、ISR のみであって、見解書等では使用されない。

---

[1] ISA 見解書、IPEA 見解書及び IPER を意味する。

[2] 本願の優先権の主張の効果が認められるか否かによらず、出願人の主張する優先日に基づいて判断する。ただし、RO 又は IB が優先権の主張を無効とみなしている場合、又は出願人が優先権の主張を取り下げている場合には、この限りではない。

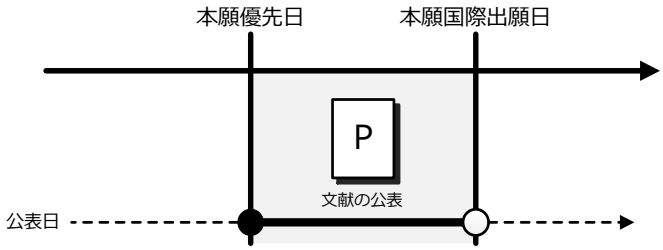

図 A-1　カテゴリーP を付与する文献

（5）カテゴリーE

出願日（該当する場合は、その主張する優先日 [1]）が基準日より前の出願又は特許 [2]を公表する特許文献であって、基準日以後に公表された特許文献に付与する［R33.1(c), R64.3, S507(b), GL16.73］（→ 図 A-2）。常に、文献の関連性を表示するカテゴリー（X、Y 又は A）と併せて付与する（例：「E, X」、「E, Y」又は「E, A」）。

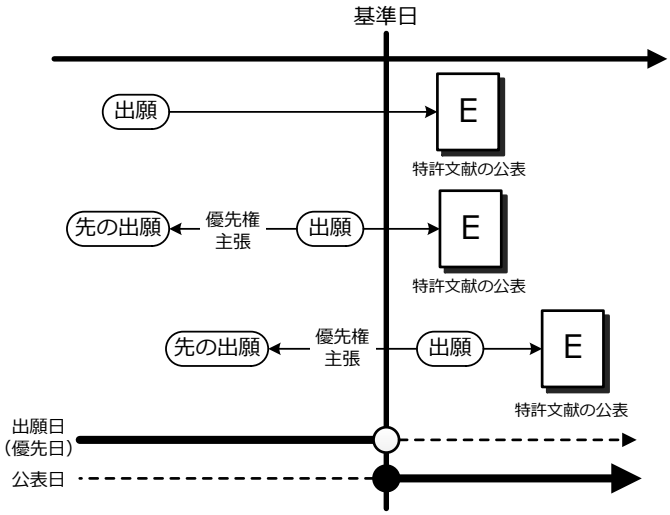

図 A-2　カテゴリーE を付与する文献

---

[1] 先の出願に基づく優先権の主張を伴う E 文献を引用するに当たっては、「主張する優先日」が基準日より前であるか否かの確認のみを行えばよく、その主張が認められるか否かの判断を行う必要はない。ただし、本願請求項に係る発明の新規性又は進歩性の判断に関連する事項が、E 文献には記載されているものの、優先権の主張の基礎となる先の出願の当初明細書等には記載されていないことを発見した場合には、その旨を見解書等の第Ⅴ欄において指摘することができる［R70.10］。

[2] ここでいう「出願」には、特許のみならず、実用新案の出願も含まれる［A2(i)］。また、「特許」には、実用新案も含まれる［A2(ii)］。

（6）カテゴリーO

基準日前になされた口頭による開示、使用、展示等（書面による開示以外の開示[1]）に言及する文献であって、基準日以後に公表された文献に付与する（→ 図A-3）。常に、文献の関連性を表示するカテゴリー（X、Y 又は A）と併せて付与する（例：「O, X」、「O, Y」又は「O, A」）[R33.1(b), R64.2, S507(a), GL16.70, GL17.46]。

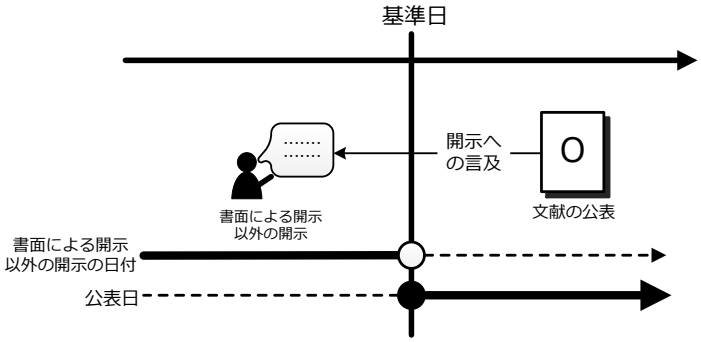

図 A-3　カテゴリーO を付与する文献

（7）カテゴリーT

公表日が本願の国際出願日又は優先日よりも後である文献であって、発明の基礎を成す原理又は理論をよりよく理解する上で有用な文献、あるいは発明の基礎を成す推論又は事実が正しくないことを示すために引用する文献に付与する [S507(e), GL16.72]。

（8）カテゴリーL

以下に例示するような、他のカテゴリーが付与できない文献に付与する。なお、当該文献を引用する際には、引用する理由を示す [S507(f)]。

- 優先権の主張に疑義を提起する文献 [S507(f), GL16.75(a)]
- 他の文献の発行日を確立するための文献 [S507(f), GL16.75(b)]
- 公表の日付が明確でないため、他のカテゴリーを付与できない文献 [GL15.64]
- 本願と出願日が同一の出願であって、少なくとも 1 つの請求項に係る発明が本願と同一である出願を公表する特許文献 [GL11.10]

[1] インターネット又はオンライン・データベースによる開示は、「書面による開示（written disclosure）」に該当するので、「書面による開示以外の開示」には含まれない [GL11.01, GL11.13]。

（9）カテゴリーD

調査を行う特許出願の明細書中に記載された文献であって、国際調査報告に引用する文献に付与する。常に、文献の関連性を表示するカテゴリー（X、Y又はA）と併せて付与する（例：「D, X」、「D, Y」又は「D, A」）[S507(e-*bis*), GL16.74]。

A.2　日本国において拒絶理由の根拠となり得る発明等の取扱い

日本国において拒絶理由の根拠となり得る発明等を発見したとしても、必ずしもそれらを国際段階において引用できるとは限らない。特に、以下の規定に基づく拒絶理由の根拠については注意が必要である。

- 特許法第 29 条第 1 項第 1 号（公然知られた発明）及び同項第 2 号（公然実施された発明）
- 特許法第 29 条の 2（拡大先願）
- 特許法第 39 条（先願又は同日出願）

そこで、以下、(1) から (3) において、これらの規定に基づく拒絶理由の根拠を発見した場合の国際段階における取扱いについて解説する。

(1) 特許法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 号

審査官は、日本国において特許法第 29 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定に基づく拒絶理由の根拠となり得る「公然知られた発明」又は「公然実施された発明」を発見した場合には、当該発明について言及している文献が存在しているか否かを確認する。

そして、その確認結果に基づき、以下に示すとおり取り扱う（→ 表 A-1）。

表 A-1　「公然知られた発明」又は「公然実施された発明」を発見した場合の取扱い

<table>
<tr><th colspan="2">ケース</th><th>対応</th></tr>
<tr><td colspan="2">「公然知られた発明」又は「公然実施された発明」について言及している文献が存在しない場合</td><td>引用不可</td></tr>
<tr><td rowspan="2">「公然知られた発明」や「公然実施された発明」について言及している文献が存在している場合</td><td>当該文献の公開日が基準日前の場合</td><td>当該文献は先行技術に該当する。
当該文献に記載された事項に基づいてカテゴリー（「X」，「Y」，「A」）を付与する。</td></tr>
<tr><td>当該文献の公開日が基準日以後（同日含む）の場合</td><td>当該文献は O 文献に該当する。
当該文献に記載された事項に基づいてカテゴリー（「O, X」，「O, Y」，「O, A」）を付与する。</td></tr>
</table>

〈留意点〉

- ISR 及び見解書等において引用可能であるのは「書面による開示（written disclosure）」のみであるので、「公然知られた発明」や「公然実施された発明」について言及している文献が存在している場合のみ、その文献を ISR 及び見解書等において引用することができる。
- あくまでも文献自体の記載に基づいてカテゴリーを付与する。（すなわち、文献に記載された事項に基づいて、新規性や進歩性を否定できるかどうかを判断する。）

（2）特許法第 29 条の 2

審査官は、日本国において特許法第 29 条の 2 の規定に基づく拒絶理由の根拠となり得る「他の出願」を発見した場合には、通常、当該「他の出願」の公開公報又は特許公報を E, X 文献として引用する [1]。

ただし、本願発明と同一又は実質同一の発明が、当該「他の出願」の当初明細書等には記載されているが、公開公報又は特許公報に記載されていない場合には、E, X 文献として引用しない（E, A 文献としては引用してもよい。）。

〈留意点〉

- あくまでも文献自体の記載に基づいてカテゴリーを付与するため、本願発明と同一又は実質同一の発明が公開公報又は特許公報に記載されていない場合には、E, X 文献には該当しない。

（3）特許法第 39 条

審査官は、日本国において特許法第39条の規定に基づく拒絶理由の根拠となり得る「先願」を発見した場合には、通常、当該「先願」の公開公報又は特許公報を、E, X 文献として引用する[1]。ただし、当該「先願」が未公開の場合には引用しない。

日本国において特許法第 39 条の規定に基づく拒絶理由の根拠となり得る「同日の他の出願」を発見した場合には、当該「同日の他の出願」が公開済みの場合 [2]のみ、L 文献として引用する。

---

[1] ただし、当該文献の公開日が本願の優先日以後であって国際出願日前の場合には、ISR においては、P, X 文献として引用する。

[2] 当該「同日の他の出願」が ISR 作成時に公開されていることはまれである。

（参考）

■ 特許法第 29 条の 2 及び第 39 条と E, X 文献との関係の整理

日本国における特許法第 29 条の 2 及び第 39 条の規定に基づく拒絶理由の根拠となる出願と、国際段階における E, X 文献との関係を整理すると、以下の表 A-2 のとおりとなる（なお、表 A-2 は、本願が優先権の主張を伴わない場合を前提としている）。

表 A-2　特許法第 29 条の 2 及び第 39 条と E, X 文献との関係の整理

	特許法第 29 条の 2 における「他の出願」	特許法第 39 条における「先願」又は「同日の他の出願」	国際段階における E, X 文献
対象出願	国内出願のみ [1]	国内出願のみ[1]	海外の出願も含む
対象出願の出願時期	本願の出願日前（同日は含まない）	本願の出願日と同日又はそれより前	本願の出願日前（同日は含まない）
対象出願の公開時期	本願出願後	規定なし	本願の出願日と同日又はそれより後
対象出願の出願人及び発明者	出願人及び発明者が本願と異なる場合のみ適用可能	規定なし [2]	規定なし
判断の対象	当該出願の当初明細書等に記載された発明	当該出願の請求項に係る発明	当該文献に記載された発明
判断の基準	本願発明と同一又は実質同一の発明が記載されていること	本願発明と同一又は実質同一の発明が記載されていること	当該文献のみで本願発明の新規性又は進歩性を否定できること

[1] 以下のような国際出願も、特許法第 29 条の 2 における「他の特許出願」、若しくは特許法第 39 条における「先願」又は「同日の他の出願」となり得る［特許法第 184 条の 3, 同法第 184 条の 4, 同法第 184 条の 13］。
- 日本語でされた国際出願のうち、指定国として日本国を含むもの
- 外国語でされた国際出願のうち、指定国として日本国を含み、かつ、所定期間内に明細書及び請求の範囲の翻訳文が提出されたもの

[2] ただし、特許法第 29 条の 2 の規定を適用できる場合には、特許法第 39 条の規定を適用しない（JPGL 第 III 部第 4 章 4.）。

別紙 B

引用文献の記載要領

別紙 B　引用文献の記載要領

目次

B.1　特許文献 ……1
B.2　非特許文献 ……5
B.2.1　書籍 ……5
B.2.2　定期刊行物の記事 ……7
B.2.3　標準関連文書 ……9
B.2.4　インターネットから得られた一次文献情報 ……11
B.2.5　オンライン・データベースから得られた二次文献情報 ……13
B.2.6　日本語の非特許文献を引用する際の留意事項 ……14

ISR、見解書又は IPER において引用文献を記載する際には、以下の記載要領に従う［S503, S611, GL16.78, GL16.78A, GL17.42, WIPO 標準 [1]ST.14］。

B.1　特許文献

（1）記載形式及びその説明

〈記載形式〉

JP（a）　2008-110011（b）　A（c）　(株式会社××)（d）
27.03.2008(2008-03-27)（e），　段落［0030］-［0037］，図 3（f）
& US 2008/0123456 A1，段落［0040］-［0047］，図 5（g）

（a）　官庁名
（b）　文献に付された番号
（c）　文献種別
（d）　出願人名又は特許権者名
（e）　公表日
（f）　特に参照すべき箇所
（g）　文献のパテントファミリー

〈説明〉

（a）　官庁名

- 文献を発行した官庁名を記載する。
- 国家、その他の組織及び政府間機関を表示するための WIPO 標準 ST.3 に示す 2 文字の符号で表示する。

（b）　文献に付された番号

- 文献を発行した官庁がその文献に付した番号を記載する。

（c）　文献種別

- 特許文献の識別のための WIPO 標準 ST.16 に示す符号で表示する。

[1] WIPO 標準は、http://www.wipo.int/standards/en/part_03_standards.html で参照可能。

（d） **出願人名又は特許権者名**

- 括弧内に記載する。
- 複数の出願人又は特許権者がいる場合には、その筆頭者以外の名前は省略してもよい。
- 国際出願の言語が日本語である場合において、日本語の特許文献を引用するときには日本語で名前を記載し、日本語以外の特許文献を引用するときにはアルファベットで名前を記載する。
- 国際出願の言語が英語である場合において、特許文献を引用するときには、その言語によらず、アルファベットで名前を記載する。
- 自然人の氏名をアルファベットで記載する場合には、名又はイニシャルよりも前に姓を記載する。その場合には、姓及びイニシャルは全て大文字、名は最初は大文字でその後は小文字で記載する（例：JOHNSON, Samuel）。
- 法人の名称をアルファベットで記載する場合には、全て大文字で記載する。CORP. 等の省略形を使用してもよい。

（e） **公表日**

- 「日（2 桁）.月（2 桁）. 年（4 桁）(年（4 桁）-月（2 桁）-日（2 桁）)」の形式で記載する。

（f） **特に参照すべき箇所**

- 本願発明の新規性及び進歩性を判断するに当たって、特に参照すべき先行技術が開示されている箇所を特定する。ただし、A 文献を引用する場合には、必ずしも記載する必要はない。
- ページ、欄、段落、行、図の番号等を用いて特定する。

（g） **文献のパテントファミリー**

- 引用文献にパテントファミリーが存在する場合には、ISR においてはパテントファミリー用別紙に、見解書又は IPER においては引用文献の後に、「&」を付し、それに続いてパテントファミリー文献（官庁名、文献に付された番号及び文献種別）を記載する。
- 必ずしも全てのパテントファミリー文献を記載する必要はないが、各国の読み手にとって最も使いやすい言語の文献を提示するため、可能な限り多様な言語のパテントファミリー文献を記載するよう心掛ける [GL16.82]。

- パテントファミリーに複数の言語の文献が含まれている場合には、国際出願の言語と同じ言語の文献を優先して引用し[1, 2]、その他の文献をパテントファミリー文献として記載する[GL15.69]。
- 英語以外の特許文献を引用する場合には、英語のパテントファミリー文献が存在するのであれば、そのうち少なくとも 1 つの文献において、特に参照すべき箇所を特定する[GL15.69, GL17.43]。
- 引用文献にパテントファミリーが存在しない場合には、ISR においてはパテントファミリー用別紙に、見解書又は IPER においては引用文献の後に括弧を付して「(ファミリーなし)」、「(Family: none)」と記載する。

(2) 記載例（見解書等）

記載例 1： JP 2012-333333 A (××株式会社)
18.10.2012(2012-10-18) 段落 [0020]-[0032], 図 2
& CN 111222333 A & KR 10-2012-0222111 A

記載例 2： JP 4-234567 A (××コーポレーション)
29.07.1992(1992-07-29) 第 3 頁左上欄第 3 行-第 4 頁左下欄第 10 行, 第 1 図
& US 5555555 A 第 10 欄第 5 行-第 11 欄第 19 行
& EP 0456789 A1

記載例 3： US 2005/0222222 A1 (JONES et al.)
24.11.2005(2005-11-24) 段落 [0070]-[0080], 図 4
& WO 03/099999 A1

記載例 4： DE 10200789 A1 (AAAA GMBH)
18.10.2001(2001-10-18) 段落 [0062]-[0068], 図 1-3
(ファミリーなし)

記載例 5： JP 2000-987654 A (特実太郎)
26.07.2000(2000-07-26) 全文

---

[1] ただし、国際出願の言語と同じ言語の文献が、P 又は E 文献に該当する場合であって、その他の言語の文献を X, Y 又は A 文献として引用可能なときには、その他の言語の文献を優先して引用する。

[2] 国際出願の言語が日本語でも英語でもない場合には、国際出願の翻訳文（→ § 1.5.3, § 1.5.5）の言語と同じ言語の文献を引用する。

& US 2000/0999999 A1 全文
& EP 1999999 A1

(3) 留意点

日本国の実用新案登録出願の願書に添付した明細書及び図面の内容を記録した CD-ROM 又は撮影したマイクロフィルムを引用する場合には、以下のように記載する。

記載例 1： 日本国実用新案登録出願 4-12222 号（日本国実用新案登録出願公開 5-23333 号）の願書に添付した明細書及び図面の内容を記録した CD-ROM (有限会社××)
19.10.1993(1993-10-19), 段落 [0025]-[0035], 図 1-3
(ファミリーなし)

記載例 2： 日本国実用新案登録出願 54-11111 号（日本国実用新案登録出願公開 55-99999 号）の願書に添付した明細書及び図面の内容を撮影したマイクロフィルム（有限会社××）
28.08.1980(1980-08-28), 明細書第 7 頁第 10 行-第 9 頁第 3 行, 第 5 図
(ファミリーなし)

B.2　非特許文献

B.2.1　書籍

（1）記載形式及びその説明

〈記載形式〉

L. アダムス　ほか著，真崎準三訳，（a）　××技術入門，（c）　第 2 版，（d）
東京：××出版，（e）　2010，（f）　ISBN 978-4-1111-1111-4，（g）　p. 182-183（h）

（a）　著者名又は寄稿者名
（b）　寄稿記事の名称（寄稿の場合のみ）
（c）　書籍の名称
（d）　版数
（e）　発行場所及び発行者
（f）　発行年
（g）　国際標準図書番号（ISBN）（可能な限り）
（h）　特に参照すべき箇所

〈説明〉

（a）　著者名又は寄稿者名

- 複数の著者がいる場合において、その筆頭者以外の名前を省略するときには、筆頭者の名前に続いて、「ほか」、「et al.」などと記載する。
- 著者又は寄稿者の氏名をアルファベットで記載する場合には、名又はイニシャルよりも前に姓を記載する。その場合には、姓及びイニシャルを全て大文字、名を最初は大文字でその後は小文字で記載する（例：JOHNSON, Samuel）。
- 翻訳書の場合には、原著者名（又は原編者名）を記載し、それに続いて翻訳者名を記載する。

（b）　寄稿記事の名称

- 寄稿の場合のみ記載する。
- 寄稿記事の名称の後には「In:」をつけ、それに続いて、書籍の名称（→（c））を記載する。

（c） **書籍の名称**

- 書籍の名称は省略せずに記載する。
- 書籍が講座、全集等の場合には、書名の前にその講座又は全集名及びその巻数を記載する。
- 寄稿の場合には、書籍の名称に加えて書籍の編者名も記載する。

（d） **版数**

- 版数が表示されている場合には記載する。

（e） **発行場所及び発行者**

- 発行場所の記載がないが、発行者の住所は掲載されている場合には、発行者の住所を発行場所として記載する。
- 会社による発行の場合はその名称・住所を記載する。

（f） **発行年**

- 4 桁で記載する。
- 本願の国際出願日又は優先日との関係で必要な場合は、月日まで記載する。その際には、原則として「年（4 桁）.月（2 桁）.日（2 桁）」の形式で記載する。
- 発行年月日が不明な場合には受入日を記載してもよい。ただし、その場合には、その旨を明瞭に記載する。

（g） **国際標準図書番号（ISBN）**

- 可能な限り記載する（例：ISBN 987-4-7654-0537-9）。

（h） **特に参照すべき箇所**

- 本願発明の新規性及び進歩性を判断するに当たって、特に参照すべき先行技術が開示されている箇所を特定する。ただし、A 文献を引用する場合には、必ずしも記載する必要はない。
- ページ、欄、段落、行、図の番号等を用いて特定する。

（2）**記載例**

記載例 1：××学会編, ××基礎講座（第 9 巻）××の計測方法（上）,
東京：××出版, 2008.09.15, ISBN 978-4-9876-5432-6, p. 456

記載例 2：新先順一, 応用××学（上）, 大阪：××出版, 1959.10.05,
ISBN 4-9999-9999-6, p. 748-749

記載例 3： WALTON, Herrmann, Microwave Quantum Theory, London: Sweet and Maxwell, 1973, Vol.2, ISBN 5-1234-5678-9, p. 138-192, 特に p. 146-148.

記載例 4： SMITH et al., Digital demodulator for electrical impedance imaging, In: IEEE Engineering in Medicine & Biology Society, 11th Annual Conference, Edited by Y. Kim et al., New York: IEEE, 1989, Vol. 6, p. 1744-5, 特に p. 1744, 第 1-25 行

（3）留意点

ISBN を記載しない場合には、書籍の特定を可能とするために、（a）から（c）までの情報を原則として原語で記載する。

B.2.2　定期刊行物の記事

（1）記載形式及びその説明

〈記載形式〉

$\underbrace{\text{眞崎潤子,}}_{\text{(a)}}$ $\underbrace{\text{機械設計の具体例,}}_{\text{(b)}}$ $\underbrace{\text{××学会誌,}}_{\text{(c)}}$
$\underbrace{\text{1990.03.30, 第 11 巻, 第 3 号, p. 74-78,}}_{\text{(d)}}$ $\underbrace{\text{ISSN 1111-2222,}}_{\text{(e)}}$
$\underbrace{\text{特に p. 75, 第 5-15 行}}_{\text{(f)}}$

（a） 著者名
（b） 記事の名称
（c） 定期刊行物の名称
（d） 発行年、巻号、ページ番号
（e） 国際標準逐次刊行物番号（ISSN）（可能な限り）
（f） 特に参照すべき箇所

〈説明〉

（a） 著者名

- 複数の著者がいる場合は、可能な限り全員の名前を記載することが好ましい。そうでなければ、最初の著者名に続いて、「ほか」、「et al.」などと記載する。

- 著者の氏名をアルファベットで記載する場合には、名又はイニシャルよりも前に姓を記載する。その場合には、姓及びイニシャルは全て大文字、名は最初は大文字でその後は小文字で記載する（例：JOHNSON, Samuel）。

（b） **記事の名称**

- 刊行物中の記事の名称を記載する。

（c） **定期刊行物の名称**

- 国際的に認められた略称を使用してもよい[1]。

（d） **発行年、巻号、ページ番号**

- 発行年は 4 桁で記載する。
- 本願の国際出願日又は優先日との関係で必要な場合は、月日まで記載する。その際には、原則として「年（4 桁）.月（2 桁）.日（2 桁）」の形式で記載する。
- 発行年月日が不明な場合には受入日を記載してもよい。ただし、その場合には、その旨を明瞭に記載する。
- ページは原則として通巻ページを数字で示す。通巻ページが示されていない場合にはその号のページを記載する。

（e） **国際標準逐次刊行物番号（ISSN）**

- 可能な限り記載する（例：ISSN 1045-1064）。

（f） **特に参照すべき箇所**

- 本願発明の新規性及び進歩性を判断するに当たって、特に参照すべき先行技術が開示されている箇所を特定する。ただし、A 文献を引用する場合には、必ずしも記載する必要はない。
- ページ、欄、段落、行、図の番号等を用いて特定する。

（2）記載例

記載例 1： DROP, J.G., Integrated Circuit Personalization at the Module Level, IBM tech. dis. bull., 1974, Vol. 17, No. 5, p. 1344-1345, ISSN 2345-6789, 特に p. 1345, 第 3-10 行

---

[1] 「PCT Minimum Documentation - List of Periodicals」（下記 URL を参照。）の非特許文献リストに文献名の省略形が掲載されている。
http://www.wipo.int/export/sites/www/standards/en/pdf/04-02-01.pdf

（3）留意点

ISSN を記載しない場合には、記事の特定を可能とするために、（a）から（c）までの情報を原則として原語で記載する。

B.2.3　標準関連文書 [1]

（1）記載形式及びその説明

〈記載形式〉

SPENCER, M et al.,（a） IAX: Inter-Asterisk eXchange. Version2.,（b）
IETF　RFC5456,（c） 2010.02.27,（d） ISSN: 2070-1721,（e） 全文（f）

（a） 著者名（可能な限り）
（b） 標準関連文書の名称（可能な限り）
（c） 標準化団体の名称、及び標準関連文書の識別番号
（d） 発行日
（e） 国際標準逐次刊行物番号（ISSN）（可能な限り）
（f） 特に参照すべき箇所

〈説明〉

（a） 著者名

- 可能な限り記載する。
- 複数の著者がいる場合は、可能な限り全員の名前を記載することが好ましい。そうでなければ、最初の著者名に続いて、「ほか」、「et al.」などと記載する。
- 著者の氏名をアルファベットで記載する場合には、名又はイニシャルよりも前に姓を記載する。その場合には、姓及びイニシャルは全て大文字、名は最初は大文字でその後は小文字で記載する（例：JOHNSON, Samuel）。

（b） 標準関連文書の名称

- 可能な限り記載する。

[1] 技術標準を策定するプロセスにおける、策定された規格の他、採択に付される規格案、標準化の参加者により提出される規格提案文書（寄書）など様々な技術文書の総称。

（c） **標準化団体の名称、及び標準関連文書の識別番号**

- 標準化団体の名称、及び標準関連文書の識別番号を記載する。両者をカンマで区切る必要はない。
- 標準化団体の名称については、標準化団体の正式名称又はよく知られた略称を記載する。可能であれば、関連する会議名やワーキンググループ名も併せて記載する。
- 標準関連文書の識別番号については、当該標準化団体において用いられる、標準関連文書を特定するための識別番号を記載する（id、version など）。

（d） **発行日**

- 発行年月日（公表年月日）を「年（4 桁）.月（2 桁）.日（2 桁）」の形式で記載する。
- 発行年月日（公表年月日）が不明な場合には受入日を記載してもよい。ただし、その場合には、その旨を明瞭に記載する。

（e） **国際標準逐次刊行物番号（ISSN）**

- 可能な限り記載する（例：ISSN 2070-1721）。

（f） **特に参照すべき箇所**

- 本願発明の新規性及び進歩性を判断するに当たって、特に参照すべき先行技術が開示されている箇所を特定する。ただし、A 文献を引用する場合には、必ずしも記載する必要はない。
- ページ、欄、段落、行、図の番号等を用いて特定する。

（2） **記載例**

記載例 1：IP Multimedia Call Control Protocol based on Session Initiation Protocol (SIP) and Session Description Protocol (SDP) Stage 3, 3GPP TS24.403 V1.8.1, 2007.12.01, p.3-5

記載例 2：EL-KHATIB, K. et al., Multiplexing Scheme for RTP Flows between Access Routers, INTERNET ENGINEERING TASK FORCE draft-ietf-avt-multiplexing-rtp-01, 1999.06.24, 全文

記載例 3：GILADI, Alex et al., Segment Integrity and Authenticity for DASH, ISO/IEC JTC1/SC29/WG11 MPEG2012/m24716, 2012.05.03, 全文

B.2.4　インターネットから得られた一次文献情報

（1）記載形式及びその説明

〈記載形式〉

神崎淳司　ほか，新技術の動向，××学会 [オンライン]，（a）
1998.04.15 [検索日 2015.01.22]，（b）
インターネット: <URL：http://www.xx-gakkai.or.jp/info/newtech.html>，（c）
<DOI: 10.9999/xx1234567>，（d） 第 2 章，第 5-7 段落

インターネットから得られた一次文献情報の特定を行うに当たっては、上記 § B.1、§ B.2.1、§ B.2.2 又は§ B.2.3 の情報に加え、以下の情報も記載する。

（a） 媒体のタイプ
（b） 検索を行った日
（c） 情報源
（d） 識別番号（可能な限り）

〈説明〉

（a） 媒体のタイプ
- 媒体のタイプを［　］内に入れて記載する（例：[online]，[オンライン]）。

（b） 検索を行った日
- 検索を行った日を［　］内に入れて記載する
  （例：[検索日　2015.05.22]，[retrieved on 2015.05.22]）。

（c） 情報源
- インターネットから得られた旨及び URL を記載する
  （例：Retrieved from the Internet: <URL: http://……>，
  インターネット: <URL: http://……>）。

（d） 識別番号
- 可能な限り、DOI（Digital Object Identifier）を記載する。

（2）記載例

記載例 1:　××社製品仕様一覧, ××社 [オンライン], 2012
[検索日 2015.02.24],
インターネット:<URL: http://www.xx.co.jp/products/dsheets/400347.html>, 表 2

記載例 2：WALLACE, S, and BAGHERZADEH, N, Multiple Branch and Block Prediction, Third International Symposium on High-Performance Computer Architecture [online], 1997 [retrieved on 2014.07.18],
Retrieved from the Internet: <URL: http://ieeexplore.ieee.org/xpl/freeabs_all.jsp?tp=&arnumber=569645&isnumber=12370> <DOI: 10.1109/HPCA.1997.569645>, 全文

記載例 3：National Research Council, Board on Agriculture, Committee on Animal Nutrition, Subcommittee on Beef Cattle Nutrition, Nutrient Requirements of Beef Cattle [online], 7th revised edition, Washington, DC: National Academy Press, 1996 [retrieved on 2015.07.19],
Retrieved from the Internet: <URL: http://books.nap.edu/openbook.php?record_id=9791&page=24>, Chapter 3, page 24, table 3-1

記載例 4：OWEN, RW et al., Olive-oil consumption and health: the possible role of antioxidants. Lancet Oncology, Vol. 1, No. 2, 2000, p. 107-112 [online], [retrieved on 2015.07.18],
Retrieved from the Internet: <URL: http://www.ingentaconnect.com/content/els/14702045/2000/00000001/00000002/art0001> <DOI: 10.1016/S1470-2045(00)00015-2>, p.108-109

記載例 5：Samsung, Review Issue List (RIL) in preparation for REL-10 ASN.1 freeze (Step 2) [online],
3GPP TSG-RAN2#74 R2-113153, 2011.05.02,
[検索日 2016.11.21], インターネット: <URL: http://www.3gpp.org/ftp/tsg_ran/WG2_RL2/TSGR2_74/Docs/R2-113153.zip>, p.3-5

B.2.5　オンライン・データベースから得られた二次文献情報

（1）記載形式及びその説明

〈記載形式〉

SU 1511467 A1 (PROIZV OB BRYANSKIJ MASHINOSTR)

1989.09.30 (abstract) Derwent World Patents Index (a), [online] (b),
Clarivate Analytics (Japan) Co., Ltd. (c), [retrieved on 2018.02.23] (d),
Retrieved from: Derwent Innovation (e), Accession No. 1990-121923 (f),
全文

オンライン・データベースから得られた二次文献情報の特定を行うに当たっては、上記 § B.1、§ B.2.1、§ B.2.2 又は§ B.2.3 の情報に加え、以下の情報も記載する。

（a） 使用したデータベース名
（b） 媒体のタイプ
（c） データベース提供者の居所及び名称
（d） 検索を行った日
（e） 情報源
（f） 識別番号（可能な限り）

〈説明〉

（a） 使用したデータベース名
- 検索に使用したデータベース名を記載する。

（b） 媒体のタイプ
- 媒体のタイプを［　］内に入れて記載する（例：[online]，[オンライン]）。

（c） データベース提供者の居所及び名称
- データベース提供者の名称を記載する。必要に応じて、それに先だってデータベース提供者の居所も記載する。

（d） 検索を行った日

- 検索を行った日を［　］内に入れて記載する（例：[検索日 2015.05.22], [retrieved on 2015.05.22]）。

（e） 情報源

- オンライン・データベースへのアクセスに用いたサービス名を記載する（例：Retrieved from: STN）。

（f） 識別番号

- 可能な限り、使用したデータベース（→（a））におけるアクセッション番号（Accession No.）を記載する。

（2）記載例

記載例 1： SHETULOV D. I., Surface Effects During Metal Fatigue, Fiz-Him. Meh. Mater., 1971, Vol. 7, No. 2, p. 7-11, (abstract) CAplus [online], US: American Chemical Society [retrieved on 2015.04.24], Retrieved from: STN, Accession No.1971:520718, 全文

B.2.6　日本語の非特許文献を引用する際の留意事項

日本語の非特許文献を引用する際、当該文献中に英語の書誌事項（著者名、記事名、定期刊行物名等）が記載されている場合など、当該文献の書誌事項について公式の英訳を特定できる場合は、当該英訳を上記 § B.2.1～§ B.2.5 の情報に続けて、（　）内に入れて記載することができる。

記載例 1（著者名、記事名、定期刊行物名の公式の英訳を特定できる場合）：
永田治樹，ライブラリーコンソーシアムの歴史と現状，情報の科学と技術. 1997.11.01, 47(11), ISSN: 0913-3801, p. 566-573 (NAGATA, Haruki, Library Consortia: Past and Present, The Journal of Information Science and Technology Association.)

記載例 2（著者名と記事名のみ、公式の英訳を特定できる場合）：
永田治樹，ライブラリーコンソーシアムの歴史と現状，情報の科学と技術. 1997.11.01, 47(11), ISSN: 0913-3801, p. 566-573 (NAGATA, Haruki, Library Consortia: Past and Present)

別紙 C

補正が行われた場合の
国際予備審査の基礎の決定

別紙Ｃ　補正が行われた場合の国際予備審査の基礎の決定

目次

C.1　基本的な考え方 ……1
C.2　事例 ……5
C.2.1　請求の範囲について補正が行われた場合 ……5
例 1：補正後の請求の範囲に新規事項が追加されていない場合 ……5
例 2：補正後の請求の範囲に新規事項が追加されている場合
（補正前の同じ番号の請求項が存在する場合（1）） ……6
例 3：補正後の請求の範囲に新規事項が追加されている場合
（補正前の同じ番号の請求項が存在する場合（2）） ……8
例 4：補正後の請求の範囲に新規事項が追加されている場合
（補正前の同じ番号の請求項が存在する場合（3）） ……10
例 5：補正後の請求の範囲に新規事項が追加されている場合
（補正前の同じ番号の請求項が存在する場合（4）） ……12
例 6：補正後の請求の範囲に新規事項が追加されている場合
（補正前の同じ番号の請求項が存在しない場合） ……14
例 7：補正後の請求の範囲に新規事項が追加されている場合
（補正前の請求項が他の請求項を引用している場合（1）） ……16
例 8：補正後の請求の範囲に新規事項が追加されている場合
（補正前の請求項が他の請求項を引用している場合（2）） ……18
C.2.2　明細書について補正が行われた場合 ……20
例 9：補正後の明細書に新規事項が追加されていない場合（1） ……20
例 10：補正後の明細書に新規事項が追加されていない場合（2） ……21
例 11：補正後の明細書に新規事項が追加されている場合（1） ……22
例 12：補正後の明細書に新規事項が追加されている場合（2）
（補正後の明細書の同一ページ中に実体的要件を満たす補
正と満たさない補正の両方が含まれる場合） ……24
例 13：補正後の明細書のページが削除されている場合 ……26

C.2.3　図面について補正が行われた場合 ……28
例 14：補正後の図面に新規事項が追加されていない場合 ……28
例 15：補正後の図面に新規事項が追加されている場合（1）　……29
例 16：補正後の図面に新規事項が追加されている場合（2）　……31

C.1　基本的な考え方

補正の実体的要件についての判断は、補正により、出願時における国際出願の開示の範囲を超える内容（以下「新規事項」という。）が追加されたか否かに基づいて行う（→ § 4.8）。

補正が実体的要件を満たすか否かの判断は、以下の単位で行う。

- 明細書：　原則としてページごと [1]
- 請求の範囲：　請求項ごと
- 図面：　図ごと

補正後の明細書のページ、請求項又は図に新規事項が追加されていない場合には、当該明細書のページ、請求項又は図についての補正は実体的要件を満たすと判断する。他方、新規事項が追加されている場合には、実体的要件を満たさないと判断する。

審査官は、補正が実体的要件を満たすと判断した場合には、当該補正後の明細書のページ、請求項又は図を国際予備審査の基礎に加える。他方、補正が実体的要件を満たさないと判断した場合には、当該補正がされなかったものとして国際予備審査の基礎を決定する [2] [R70.2(c), (c の 2)]。

以下では、補正が行われた場合の国際予備審査の基礎の決定について、請求の範囲、明細書及び図面のそれぞれについて補正が行われた場合に分けて、具体例を用いて説明する [3, 4]。

---

[1] ただし、同一ページ中で複数箇所の補正がされている場合であって、書簡における出願人による説明を考慮すると、それらを異なる補正として区別可能なときには、それらの実体的要件を別々に判断する。

[2] 書簡に補正の根拠が表示されておらず、そのために、補正が実体的要件を満たすか否かを判断できない場合において、非公式な連絡を行ったにもかかわらず、補正が実体的要件を満たすか否かを判断できる程度の説明がされなかったときにも、当該補正が実体的要件を満たさないと判断した場合（新規事項を追加する補正であると判断した場合）と同様に対応する。　→ § 3.3.4（2）c.

[3] 以下の説明において「補正前」の明細書のページ、請求項又は図とは、新規事項が追加されていないものを意味する。補正書が複数回提出されており、直前の補正前の明細書のページ、請求項又は図に新規事項が追加されている場合には、それらを国際予備審査の基礎とはしない。

[4] 以下に示す具体的な事例においては、明示した補正書以外の補正書及び訂正請求書は提出されていないものとする。

(1) 請求の範囲の補正

請求の範囲が補正される場合には、出願人から、完全な一式の請求の範囲を含む差替え用紙が提出される [R46.5(a), R66.8(c)]。審査官は、請求の範囲の補正が実体的要件を満たすか否かの判断を、補正後の請求項ごとに行い、以下のとおり国際予備審査の基礎を決定する。

(i) 補正後の請求項に新規事項が追加されていない場合には、当該請求項についての補正は実体的要件を満たすので、補正後の請求項を国際予備審査の基礎に加える。　→ 例 1

- 補正前と同一の内容である補正後の請求項には、新規事項が追加されていないので、補正後の請求項を国際予備審査の基礎に加える。

(ii) 補正後の請求項に新規事項が追加されている場合には、当該請求項についての補正は実体的要件を満たさない。

- 当該請求項についての補正がされなかったものとして、補正前の同じ番号の請求項を国際予備審査の基礎に加える。
  → 例2, 例 3, 例4, 例5
- ただし、補正前に同じ番号の請求項が存在しなかった場合には、補正前後のいずれの請求項も国際予備審査の基礎として加えない。　→ 例 6
- 国際予備審査の基礎に加えた補正前の請求項が他の請求項を引用しているときには（例：「さらに A を有することを特徴とする請求項〇に記載の装置」）、補正前の当該他の請求項を引用していると解釈する。　→ 例7, 例8

(2) 明細書の補正

明細書が補正される場合には、出願人から、補正される明細書のページの差替え用紙が提出される（ただし、補正により削除される明細書のページを除く [1]）。審査官は、明細書の補正が実体的要件を満たすか否かの判断を、原則として、差替え用紙が提出されたページごとに行い、以下のとおり国際予備審査

[1] 補正によって明細書のページが削除された場合には、書簡においてその旨が説明されるが、差替え用紙は提出されない [R66.8(b)]。なお、明細書のページを削除する補正によって新規事項が追加されていない場合には、当該ページを削除する補正は実体的要件を満たすので、当該削除されたページを国際予備審査の基礎に加えない。　→ 例 13

の基礎を決定する。

ただし、明細書の同一ページ中で複数箇所の補正がされている場合であって、書簡における出願人による説明を考慮すると、それらを異なる補正として区別可能なときには、それらの実体的要件を別々に判断する。

(i) 補正後の明細書のページに新規事項が追加されていない場合には、当該ページについての補正は実体的要件を満たすので、補正後のページを国際予備審査の基礎に加える。　→ 例 9

・ 国際予備審査の基礎とした明細書のページは、枝番のページも記載する。　→ 例10

(ii) 補正後の明細書のページに新規事項が追加されている場合には、当該ページについての補正は実体的要件を満たさないので、当該ページについての補正がされなかったものとして、補正前のページを国際予備審査の基礎に加える。　→ 例11

・ ただし、明細書の同一ページ中の複数箇所の補正について、実体的要件を別々に判断した場合であって、当該ページ中に実体的要件を満たす補正と満たさない補正の両方が含まれるときには、実体的要件を満たさない補正がされなかったものとみなしつつ、補正後のページを国際予備審査の基礎に加える。なお、この場合にはその旨を補充欄に明記する。　→ 例12

(iii) 差替え用紙が提出されておらず、削除もされていない明細書のページについては、補正されていないので、補正前のページを国際予備審査の基礎に加える。

(3) 図面の補正

図面が補正される場合には、出願人から、補正される図を含む図面のページの差替え用紙が提出される（ただし、補正により削除される図面のページを除く [1]）。審査官は、図面の補正が実体的要件を満たすか否かの判断を、上記差替え用紙に含まれる図ごとに行い、以下のとおり国際予備審査の基礎を決定する。

---

[1] 補正によって図面のページが削除された場合には、書簡においてその旨が説明されるが、差替え用紙は提出されない [R66.8(b)]。なお、図面のページを削除する補正によって新規事項が追加されていない場合には、当該ページに含まれていた図を削除する補正は実体的要件を満たすので、それらの削除された図を国際予備審査の基礎に加えない。

(i)　補正後の図に新規事項が追加されていない場合には、当該図についての補正は実体的要件を満たすので、補正後の図を国際予備審査の基礎に加える。　→ 例 14，例15

・ 補正前と同一の内容である補正後の図には、新規事項が追加されていないので、補正後の図を国際予備審査の基礎に加える。

(ii)　補正後の図に新規事項が追加されている場合には、当該図についての補正は実体的要件を満たさないので、当該図についての補正がされなかったものとして、補正前の図を国際予備審査の基礎に加える。
→ 例15，例 16

(iii)　差替え用紙に含まれておらず、削除もされていない図については、補正されていないので、補正前の図を国際予備審査の基礎に加える。

C.2　事例

C.2.1　請求の範囲について補正が行われた場合

例 1：補正後の請求の範囲に新規事項が追加されていない場合

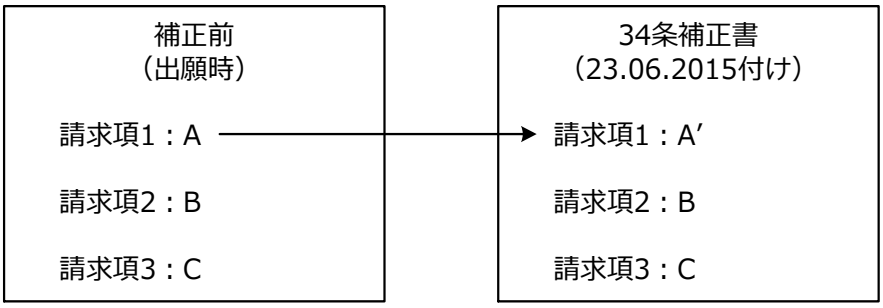

（前提）

- 請求項 1 における A を A’ とする補正は新規事項を追加するものではない。
- 請求項 2 及び 3 は補正の前後で同一の内容である。

〈審査官の判断〉

補正後の請求項 1-3 には新規事項が追加されていないので、国際予備審査の基礎に加える。

したがって、審査官は、以下の請求の範囲を国際予備審査の基礎とする。

請求項 1：補正後の請求項 1 ＝ A’
請求項 2：補正後の請求項 2 ＝ B
請求項 3：補正後の請求項 3 ＝ C

〈IPEA 見解書又は IPER の第 I 欄の記載〉

（2. の記載）

２．この見解書は下記の出願書類に基づいて作成された。（法第 6 条（ＰＣＴ14 条）の規定に基づく命令に応答するために提出された差替え用紙は、この見解書において「出願時」とする。）

☑ 請求の範囲

第＿＿＿＿＿＿項、出願時に提出されたもの
第＿＿＿＿＿＿項、ＰＣＴ19 条の規定に基づき補正されたもの
第1-3＿＿＿＿＿＿項、23. 06. 2015＿＿＿＿＿＿付けで国際予備審査機関が受理したもの
第＿＿＿＿＿＿項、＿＿＿＿＿＿付けで国際予備審査機関が受理したもの

例 2：補正後の請求の範囲に新規事項が追加されている場合
（補正前の同じ番号の請求項が存在する場合（1））

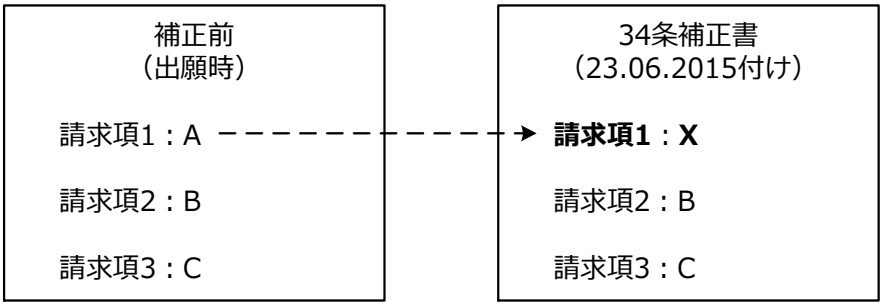

（前提）

- 請求項 1 における A を X とする補正は新規事項を追加するものである。
- 請求項 2 及び 3 は補正の前後で同一の内容である。

〈審査官の判断〉

補正後の請求項 1 には新規事項が追加されているので、国際予備審査の基礎に加えない。当該請求項についての補正がされなかったものとして、補正前の請求項 1 を国際予備審査の基礎に加える。

補正後の請求項 2 及び 3 には新規事項が追加されていないので、国際予備審査の基礎に加える。

したがって、審査官は、以下の請求の範囲を国際予備審査の基礎とする。

請求項 1：補正**前**の請求項 1 ＝ A
請求項 2：補正後の請求項 2 ＝ B
請求項 3：補正後の請求項 3 ＝ C

〈IPEA 見解書又は IPER の第 I 欄の記載〉

（2. の記載）

2．この見解書は下記の出願書類に基づいて作成された。（法第 6 条（ＰＣＴ14 条）の規定に基づく命令に応答するために提出された差替え用紙は、この見解書において「出願時」とする。）

☑ 請求の範囲

第1 項、出願時に提出されたもの
第 項、ＰＣＴ19 条の規定に基づき補正されたもの
第2-3 項、23. 06. 2015 付けで国際予備審査機関が受理したもの
第 項、 付けで国際予備審査機関が受理したもの

（4. の記載）

4．☑ この見解書は、補充欄に示したように、以下に示す補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認められるか、又は、以下に示す補正に出願時における国際出願中の補正の根拠を表示する書簡が添付されていなかったので、その補正がされなかったものとして作成した。（ＰＣＴ規則 70. 2(c)、(c の 2)）

☐ 明細書　第 ページ
☑ 請求の範囲　第1 項
☐ 図面　第 ページ／図
☐ 配列表（具体的に記載すること）

（補充欄の記載例）

第 I 欄の続き

〈第 I 欄の 4. の続き〉

23.06.2015 付けで国際予備審査機関が受理した 34 条補正により、請求項 1 において、A を X とする補正がなされた。

しかしながら、……。

したがって、請求項 1 においてされた上記補正は、出願時における開示の範囲を超えてされたものである。

なお、請求項 1 については、上記補正がされなかったものとして、出願時の請求項 1 を見解［報告］の基礎とした。

例 3：補正後の請求の範囲に新規事項が追加されている場合
（補正前の同じ番号の請求項が存在する場合（2））

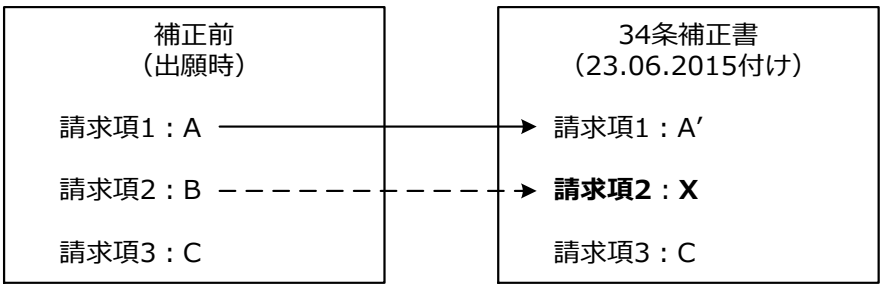

（前提）

- 請求項 1 における A を A’ とする補正は新規事項を追加するものではない。
- 請求項 2 における B を X とする補正は新規事項を追加するものである。
- 請求項 3 は補正の前後で同一の内容である。

〈審査官の判断〉

補正後の請求項 1 及び 3 には新規事項が追加されていないので、国際予備審査の基礎に加える。

補正後の請求項 2 には新規事項が追加されているので、国際予備審査の基礎に加えない。当該請求項についての補正がされなかったものとして、補正前の請求項 2 を国際予備審査の基礎に加える。

したがって、審査官は、以下の請求の範囲を国際予備審査の基礎とする。

請求項 1：補正後の請求項 1 ＝ A’
請求項 2：補正**前**の請求項 2 ＝ B
請求項 3：補正後の請求項 3 ＝ C

〈IPEA 見解書又は IPER の第 I 欄の記載〉

（2. の記載）

2．この見解書は下記の出願書類に基づいて作成された。（法第 6 条（ＰＣＴ14 条）の規定に基づく命令に応答するために提出された差替え用紙は、この見解書において「出願時」とする。）

☑ 請求の範囲

第2＿＿＿＿＿＿＿＿項、出願時に提出されたもの
第＿＿＿＿＿＿＿＿項、ＰＣＴ19 条の規定に基づき補正されたもの
第1，3＿＿＿＿＿＿＿＿項、23.06.2015＿＿＿＿付けで国際予備審査機関が受理したもの
第＿＿＿＿＿＿＿＿項、＿＿＿＿＿＿付けで国際予備審査機関が受理したもの

（4. の記載）

4．☑ この見解書は、補充欄に示したように、以下に示す補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認められるか、又は、以下に示す補正に出願時における国際出願中の補正の根拠を表示する書簡が添付されていなかったので、その補正がされなかったものとして作成した。（ＰＣＴ規則 70.2(c)、(c の 2)）

☐ 明細書　第＿＿＿＿＿＿＿＿ページ
☑ 請求の範囲　第2＿＿＿＿＿＿＿＿項
☐ 図面　第＿＿＿＿＿＿＿＿ページ／図
☐ 配列表（具体的に記載すること）＿＿＿＿＿＿＿＿

（補充欄の記載例）

第 I 欄の続き

〈第 I 欄の 4. の続き〉

23.06.2015 付けで国際予備審査機関が受理した 34 条補正により、請求項 2 において、B を X とする補正がなされた。

しかしながら、……。

したがって、請求項 2 においてされた上記補正は、出願時における開示の範囲を超えてされたものである。

なお、請求項 2 については、上記補正がされなかったものとして、出願時の請求項 2 を見解［報告］の基礎とした。

例 4：補正後の請求の範囲に新規事項が追加されている場合
（補正前の同じ番号の請求項が存在する場合（3））

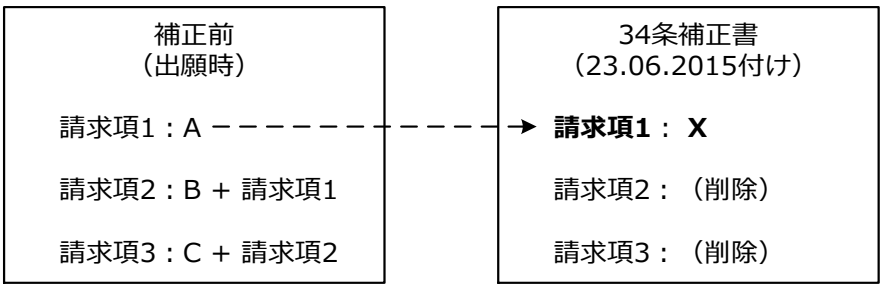

（前提）

- 請求項 1 における A を X とする補正は新規事項を追加するものである。
- 請求項 2 及び 3 は削除されている。

〈審査官の判断〉

補正後の請求項 1 には新規事項が追加されているので、国際予備審査の基礎に加えない。当該請求項についての補正がされなかったものとして、補正前の請求項 1 を国際予備審査の基礎に加える。

また、削除された請求項 2 及び 3 は、国際予備審査の基礎に加えない。

したがって、審査官は、以下の請求の範囲を国際予備審査の基礎とする。

請求項 1：補正**前**の請求項 1 ＝ A

〈IPEA 見解書又は IPER の第 I 欄の記載〉

（2. の記載）

2．この見解書は下記の出願書類に基づいて作成された。（法第 6 条（ＰＣＴ14 条）の規定に基づく命令に応答するために提出された差替え用紙は、この見解書において「出願時」とする。）

☑ 請求の範囲
第1＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿項、出願時に提出されたもの
第＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿項、ＰＣＴ19 条の規定に基づき補正されたもの
第＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿項、＿＿＿＿＿＿＿＿付けで国際予備審査機関が受理したもの
第＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿項、＿＿＿＿＿＿＿＿付けで国際予備審査機関が受理したもの

（3. の記載）

3．☑ 補正により、下記の書類が削除された。
☐ 明細書　第＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ページ
☑ 請求の範囲　第2-3＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿項
☐ 図面　第＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ページ／図
☐ 配列表（具体的に記載すること）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（4. の記載）

4．☑ この見解書は、補充欄に示したように、以下に示す補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認められるか、又は、以下に示す補正に出願時における国際出願中の補正の根拠を表示する書簡が添付されていなかったので、その補正がされなかったものとして作成した。（ＰＣＴ規則 70.2(c)、(c の 2)）
☐ 明細書　第＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ページ
☑ 請求の範囲　第1＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿項
☐ 図面　第＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ページ／図
☐ 配列表（具体的に記載すること）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（補充欄の記載例）

第 I 欄の続き

〈第 I 欄の 4. の続き〉

23.06.2015 付けで国際予備審査機関が受理した 34 条補正により、請求項 1 において、A を X とする補正がなされた。

しかしながら、……。

したがって、請求項 1 においてされた上記補正は、出願時における開示の範囲を超えてされたものである。

なお、請求項 1 については、上記補正がされなかったものとして、出願時の請求項 1 を見解［報告］の基礎とした。

例 5：補正後の請求の範囲に新規事項が追加されている場合
（補正前の同じ番号の請求項が存在する場合（4））

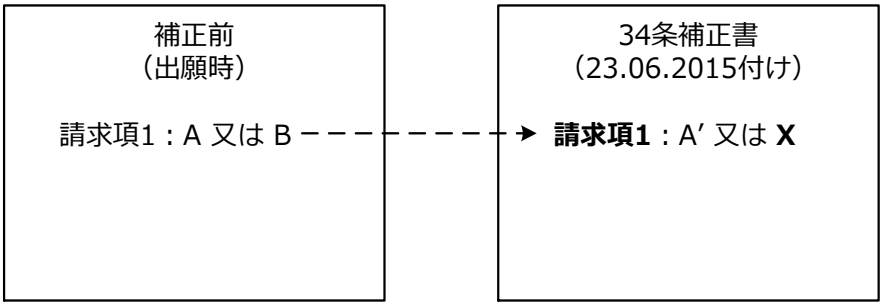

（前提）

・ 請求項 1 における A を A'とする補正は新規事項を追加するものではないが、B を X とする補正は新規事項を追加するものである。

〈審査官の判断〉

補正後の請求項 1 には新規事項が追加されているので、国際予備審査の基礎に加えない。当該請求項についての補正がされなかったものとして、補正前の請求項 1 を国際予備審査の基礎に加える。

したがって、審査官は、以下の請求の範囲を国際予備審査の基礎とする。

請求項 1：補正**前**の請求の範囲における請求項 1 ＝ A 又は B

〈IPEA 見解書又は IPER の第 I 欄の記載〉

（2. の記載）

2．この見解書は下記の出願書類に基づいて作成された。（法第 6 条（ＰＣＴ14 条）の規定に基づく命令に応答するために提出された差替え用紙は、この見解書において「出願時」とする。）

☑ 出願時の国際出願書類

（4. の記載）

4．☑ この見解書は、補充欄に示したように、以下に示す補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認められるか、又は、以下に示す補正に出願時における国際出願中の補正の根拠を表示する書簡が添付されていなかったので、その補正がされなかったものとして作成した。（ＰＣＴ規則 70.2(c)、(c の 2)）

☐ 明細書　第＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ページ
☑ 請求の範囲　第1＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 項
☐ 図面　第＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ページ／図
☐ 配列表（具体的に記載すること）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（補充欄の記載例）

第 I 欄の続き

〈第 I 欄の 4. の続き〉

23.06.2015 付けで国際予備審査機関が受理した 34 条補正により、請求項 1 において、B を X とする補正がなされた。

しかしながら、……。

したがって、請求項 1 においてされた上記補正は、出願時における開示の範囲を超えてされたものである。

なお、請求項 1 については、上記補正がされなかったものとして、出願時の請求項 1 を見解［報告］の基礎とした。

例 6：補正後の請求の範囲に新規事項が追加されている場合
（補正前の同じ番号の請求項が存在しない場合）

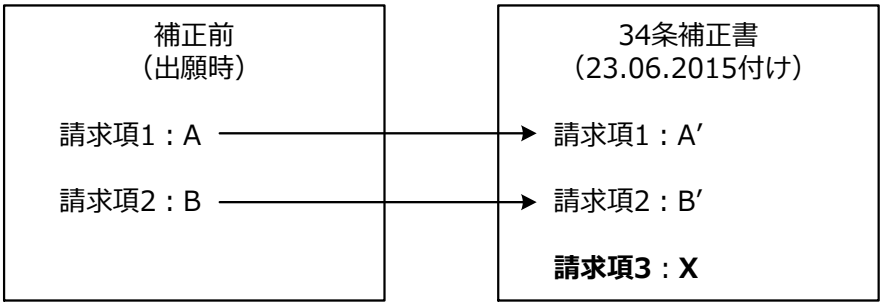

（前提）

- 請求項 1 における A を A’ とする補正、及び請求項 2 における B を B’ とする補正は新規事項を追加するものではない。
- 請求項 3 として X を新たに追加する補正は新規事項を追加するものである。

〈審査官の判断〉

補正後の請求項 1 及び 2 には新規事項が追加されていないので、国際予備審査の基礎に加える。

補正後の請求項 3 には新規事項が追加されているので、国際予備審査の基礎に加えない。また、補正前の同じ番号の請求項が存在しないので、いずれの請求項も国際予備審査の基礎に加えない。

したがって、審査官は、以下の請求の範囲を国際予備審査の基礎とする。

請求項 1：補正後の請求項 1 ＝ A’
請求項 2：補正後の請求項 2 ＝ B’
請求項 3：なし

〈IPEA 見解書又は IPER の第 I 欄の記載〉

（2. の記載）

2．この見解書は下記の出願書類に基づいて作成された。（法第 6 条（ＰＣＴ14 条）の規定に基づく命令に応答するために提出された差替え用紙は、この見解書において「出願時」とする。）

☑ 請求の範囲
第＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿項、出願時に提出されたもの
第＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿項、ＰＣＴ19 条の規定に基づき補正されたもの
第1-2＿＿＿＿＿＿＿＿項、23. 06. 2015＿＿＿＿付けで国際予備審査機関が受理したもの
第＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿項、＿＿＿＿＿＿付けで国際予備審査機関が受理したもの

（4. の記載）

4．☑ この見解書は、補充欄に示したように、以下に示す補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認められるか、又は、以下に示す補正に出願時における国際出願中の補正の根拠を表示する書簡が添付されていなかったので、その補正がされなかったものとして作成した。（ＰＣＴ規則 70. 2(c)、(c の 2)）
☐ 明細書　第＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ページ
☑ 請求の範囲　第3＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿項
☐ 図面　第＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ページ／図
☐ 配列表（具体的に記載すること）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（補充欄の記載例）

第 I 欄の続き

〈第 I 欄の 4. の続き〉

23.06.2015 付けで国際予備審査機関が受理した 34 条補正により、請求項 3 を新たに追加する補正がなされた。

しかしながら、……。

したがって、請求項 3 においてされた上記補正は、出願時における開示の範囲を超えてされたものである。

なお、上記補正がされなかったものとして、補正後の請求項 1-2 のみを見解［報告］の基礎とした。

例 7：補正後の請求の範囲に新規事項が追加されている場合
（補正前の請求項が他の請求項を引用している場合（1））

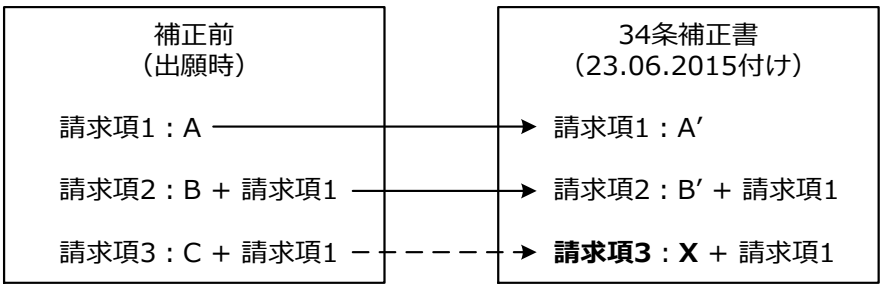

（前提）

- 請求項 1 における A を A’ とする補正、及び請求項 2 における B を B’ とする補正は新規事項を追加するものではない
- 請求項 3 における C を X とする補正は新規事項を追加するものである。

〈審査官の判断〉

補正後の請求項 1 及び 2 には新規事項が追加されていないので、国際予備審査の基礎に加える。

補正後の請求項 3 には新規事項が追加されているので、国際予備審査の基礎に加えない。当該請求項についての補正がされなかったものとして、補正前の請求項 3 を国際予備審査の基礎に加える。

したがって、審査官は、以下の請求の範囲を国際予備審査の基礎とする。

請求項 1：補正後の請求項 1 ＝ A’
請求項 2：補正後の請求項 2 ＝ B’ + 補正後の請求項 1 ＝ B’ + A’
請求項 3：補正**前**の請求項 3 ＝ C + 補正**前**の請求項 1 ＝ C + A

なお、補正前の請求項 3 において引用されている請求項 1 は、補正前の請求項 1 を意味していると解釈する。

〈IPEA 見解書又は IPER の第 I 欄の記載〉

（2. の記載）

2．この見解書は下記の出願書類に基づいて作成された。（法第 6 条（ＰＣＴ14 条）の規定に基づく命令に応答するために提出された差替え用紙は、この見解書において「出願時」とする。）

☑ 請求の範囲

第3 項、出願時に提出されたもの
第 項、ＰＣＴ19 条の規定に基づき補正されたもの
第1-2 項、23. 06. 2015 付けで国際予備審査機関が受理したもの
第 項、 付けで国際予備審査機関が受理したもの

（4. の記載）

4．☑ この見解書は、補充欄に示したように、以下に示す補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認められるか、又は、以下に示す補正に出願時における国際出願中の補正の根拠を表示する書簡が添付されていなかったので、その補正がされなかったものとして作成した。（ＰＣＴ規則 70. 2(c)、(c の 2)）

☐ 明細書　第 ページ
☑ 請求の範囲　第3 項
☐ 図面　第 ページ／図
☐ 配列表（具体的に記載すること）

（補充欄の記載例）

第 I 欄の続き

〈第 I 欄の 4. の続き〉

23.06.2015 付けで国際予備審査機関が受理した 34 条補正により、請求項 3 において、C を X とする補正がなされた。

しかしながら、……。

したがって、請求項 3 においてされた上記補正は、出願時における開示の範囲を超えてされたものである。

なお、請求項 3 については、上記補正がされなかったものとして、出願時の請求項 3 を見解［報告］の基礎とした。ただし、出願時の請求項 3 において引用される請求項 1 は、出願時の請求項 1 である。

例 8：補正後の請求の範囲に新規事項が追加されている場合
（補正前の請求項が他の請求項を引用している場合（2））

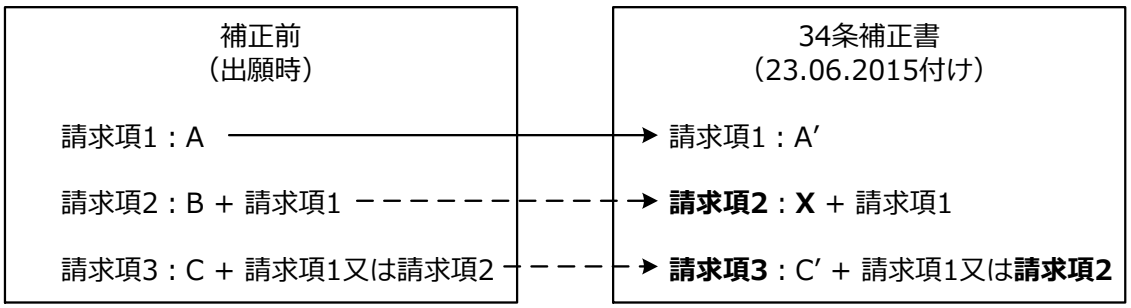

（前提）

- 請求項 1 における A を A’ とする補正、及び請求項 3 における C を C’ とする補正は新規事項を追加するものではない。
- 請求項 2 における B を X とする補正は新規事項を追加するものである。

〈審査官の判断〉

補正後の請求項 1 には新規事項が追加されていないので、国際予備審査の基礎に加える。

補正後の請求項 2 及びそれを引用する補正後の請求項 3 には新規事項が追加されているので、国際予備審査の基礎に加えない。当該請求項についての補正がされなかったものとして、補正前の請求項 2 及び 3 を国際予備審査の基礎に加える。

したがって、審査官は、以下の請求の範囲を国際予備審査の基礎とする。

請求項 1：補正後の請求項 1 ＝ A’
請求項 2：補正**前**の請求項 2 ＝ B + 補正**前**の請求項 1 ＝ B + A
請求項 3：補正**前**の請求項 3 ＝ C + 補正**前**の請求項 1 又は請求項 2
＝ C + A 又は C + A + B

なお、補正前の請求項 2 又は 3 において引用されている請求項 1 又は 2 は、それぞれ補正前の請求項 1 又は 2 を意味していると解釈する。

〈IPEA 見解書又は IPER の第 I 欄の記載〉

（2. の記載）

2．この見解書は下記の出願書類に基づいて作成された。（法第 6 条（ＰＣＴ14 条）の規定に基づく命令に応答するために提出された差替え用紙は、この見解書において「出願時」とする。）

☑ 請求の範囲

第2-3 項、出願時に提出されたもの
第 項、ＰＣＴ19 条の規定に基づき補正されたもの
第1 項、23. 06. 2015 付けで国際予備審査機関が受理したもの
第 項、 付けで国際予備審査機関が受理したもの

（4. の記載）

4．☑ この見解書は、補充欄に示したように、以下に示す補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認められるか、又は、以下に示す補正に出願時における国際出願中の補正の根拠を表示する書簡が添付されていなかったので、その補正がされなかったものとして作成した。（ＰＣＴ規則 70. 2(c)、(c の 2)）

☐ 明細書　第 ページ
☑ 請求の範囲　第2-3 項
☐ 図面　第 ページ／図
☐ 配列表（具体的に記載すること）

（補充欄の記載例）

第 I 欄の続き

〈第 I 欄の 4. の続き〉

23.06.2015 付けで国際予備審査機関が受理した 34 条補正により、請求項 2 及びそれを引用する請求項 3 において、B を X とする補正がなされた。

しかしながら、……。

したがって、請求項 2 及び 3 においてされた上記補正は、出願時における開示の範囲を超えてされたものである。

なお、請求項 2 及び 3 については、上記補正がされなかったものとして、出願時の請求項 2 及び 3 を見解［報告］の基礎とした。ただし、出願時の請求項 2 又は 3 において引用される請求項 1 又は 2 は、それぞれ出願時の請求項 1 又は 2 である。

C.2.2　明細書について補正が行われた場合

例 9：補正後の明細書に新規事項が追加されていない場合（1）

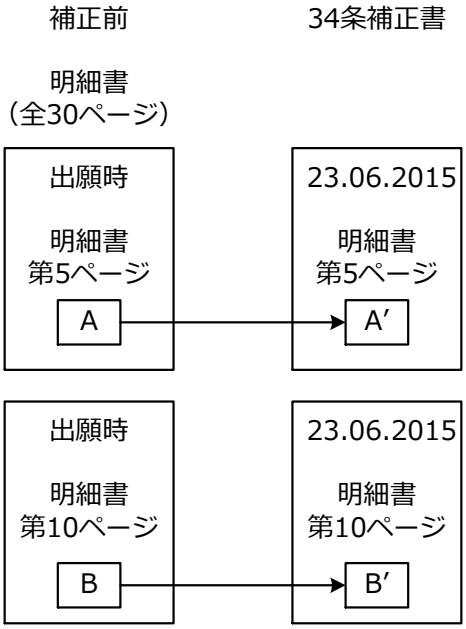

（前提）

・ 明細書の第 5 ページにおける A を A'とする補正、及び明細書の第 10 ページにおける B を B'とする補正は、いずれも新規事項を追加するものではない。

〈審査官の判断〉

補正後の明細書の第 5 ページ及び第 10 ページには新規事項が追加されていないので、国際予備審査の基礎に加える。

それ以外の明細書のページは補正されていないので、補正前の明細書のページを国際予備審査の基礎に加える。

〈IPEA 見解書又は IPER の第 I 欄の記載〉

（2. の記載）

2．この見解書は下記の出願書類に基づいて作成された。（法第 6 条（ＰＣＴ14 条）の規定に基づく命令に応答するために提出された差替え用紙は、この見解書において「出願時」とする。）

☑ 明細書

第1-4，6-9，11-30 ページ、出願時に提出されたもの
第5，10 ページ、23. 06. 2015 付けで国際予備審査機関が受理したもの
第＿＿＿＿ ページ、＿＿＿＿ 付けで国際予備審査機関が受理したもの

例 10：補正後の明細書に新規事項が追加されていない場合（2）

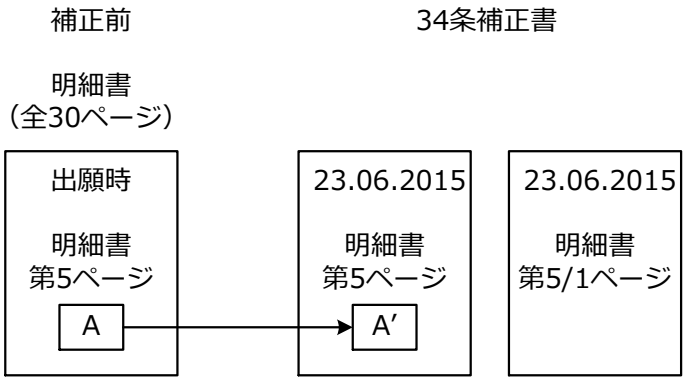

（前提）

- 明細書の第 5 ページにおける A を A’ とする補正は新規事項を追加するものではない。
- 明細書の第 5 ページにおける A を A’ とする補正に伴い、第 5 ページの続きとして第 5 / 1 ページが追加された。

〈審査官の判断〉

補正後の明細書の第 5 ページ及び第 5 / 1 ページには新規事項が追加されていないので、国際予備審査の基礎に加える。

それ以外の明細書のページは補正されていないので、補正前の明細書のページを国際予備審査の基礎に加える。

〈IPEA 見解書又は IPER の第 I 欄の記載〉

（2. の記載）

２．この見解書は下記の出願書類に基づいて作成された。（法第 6 条（ＰＣＴ14 条）の規定に基づく命令に応答するために提出された差替え用紙は、この見解書において「出願時」とする。）

☑ 明細書

第1-4, 6-30 ページ、出願時に提出されたもの
第5, 5/1 ページ、23.06.2015 付けで国際予備審査機関が受理したもの
第＿＿＿＿ ページ、＿＿＿＿ 付けで国際予備審査機関が受理したもの

※　国際予備審査の基礎とした明細書のページは、枝番のページも記載する。

例 11：補正後の明細書に新規事項が追加されている場合（1）

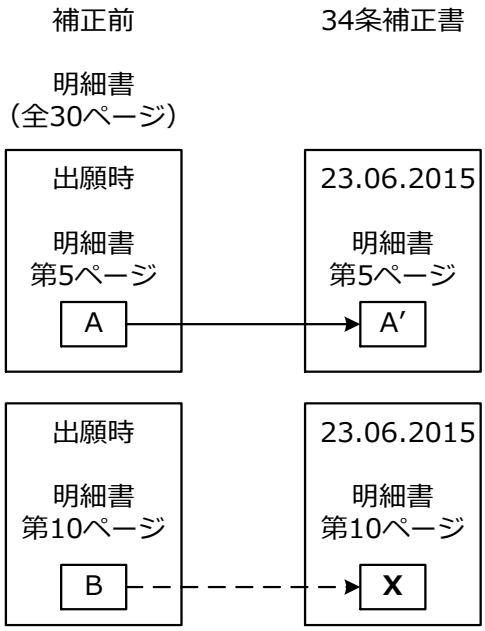

（前提）

- 明細書の第 5 ページにおける A を A’ とする補正は新規事項を追加するものではない。
- 明細書の第 10 ページにおける B を X とする補正は新規事項を追加するものである。

〈審査官の判断〉

補正後の明細書の第 5 ページには新規事項が追加されていないので、国際予備審査の基礎に加える。

補正後の明細書の第 10 ページには新規事項が追加されているので、国際予備審査の基礎に加えない。当該ページについての補正がされなかったものとして、補正前の明細書の第 10 ページを国際予備審査の基礎に加える。

それ以外の明細書のページは補正されていないので、補正前の明細書のページを国際予備審査の基礎に加える。

〈IPEA 見解書又は IPER の第 I 欄の記載〉

（2. の記載）

2．この見解書は下記の出願書類に基づいて作成された。（法第 6 条（ＰＣＴ14 条）の規定に基づく命令に応答するために提出された差替え用紙は、この見解書において「出願時」とする。）

☑ 明細書

第1-4, 6-30 ページ、出願時に提出されたもの
第5 ページ、23. 06. 2015 付けで国際予備審査機関が受理したもの
第 ページ、 付けで国際予備審査機関が受理したもの

（4. の記載）

4．☑ この見解書は、補充欄に示したように、以下に示す補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認められるか、又は、以下に示す補正に出願時における国際出願中の補正の根拠を表示する書簡が添付されていなかったので、その補正がされなかったものとして作成した。（ＰＣＴ規則 70. 2(c)、(c の 2)）

☑ 明細書　第10 ページ
☐ 請求の範囲　第 項
☐ 図面　第 ページ／図
☐ 配列表（具体的に記載すること）

（補充欄の記載例）

第 I 欄の続き

〈第 I 欄の 4. の続き〉

23.06.2015 付けで国際予備審査機関が受理した 34 条補正により、明細書の第 10 ページにおいて、B を X とする補正がなされた。

しかしながら、……。

したがって、明細書の第 10 ページにおいてされた上記補正は、出願時における開示の範囲を超えてされたものである。

なお、明細書の第 10 ページについては、上記補正がされなかったものとして、出願時の明細書の第 10 ページを見解［報告］の基礎とした。

例 12：補正後の明細書に新規事項が追加されている場合（2）（補正後の明細書の同一ページ中に実体的要件を満たす補正と満たさない補正の両方が含まれる場合）

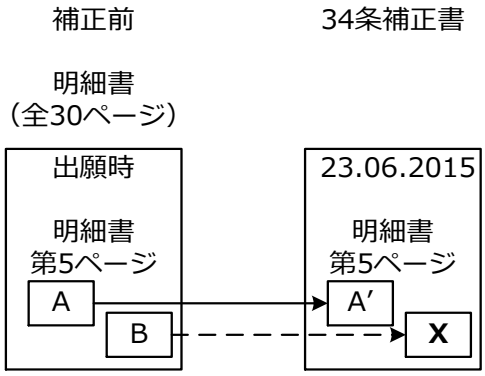

（前提）

- 明細書の第 5 ページにおいては、二箇所の補正がされており、書簡における出願人による説明を考慮すると、それらを異なる補正として明確に区別可能である。
- 明細書の第 5 ページにおける、A を A’ とする補正は新規事項を追加するものではないが、B を X とする補正は新規事項を追加するものである。

〈審査官の判断〉

補正後の明細書の第 5 ページには新規事項が追加されている。しかしながら、同一ページ中に実体的要件を満たす補正と満たさない補正の両方が含まれているので、実体的要件を満たさない補正（B を X とする補正）がされなかったものとみなしつつ、補正後の明細書の第 5 ページを国際予備審査の基礎に加える。

それ以外の明細書のページは補正されていないので、補正前の明細書のページを国際予備審査の基礎に加える。

〈IPEA 見解書又は IPER の第 I 欄の記載〉

（2. の記載）

2．この見解書は下記の出願書類に基づいて作成された。（法第 6 条（ＰＣＴ14 条）の規定に基づく命令に応答するために提出された差替え用紙は、この見解書において「出願時」とする。）

☑ 明細書

第 補充欄参照 ページ、出願時に提出されたもの
第 ページ、 付けで国際予備審査機関が受理したもの
第 ページ、 付けで国際予備審査機関が受理したもの

（4. の記載）

4．☑ この見解書は、補充欄に示したように、以下に示す補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認められるか、又は、以下に示す補正に出願時における国際出願中の補正の根拠を表示する書簡が添付されていなかったので、その補正がされなかったものとして作成した。（ＰＣＴ規則 70.2(c)、(c の 2)）

☑ 明細書　第5 ページ
☐ 請求の範囲　第 項
☐ 図面　第 ページ／図
☐ 配列表（具体的に記載すること）

（補充欄の記載例）

第 I 欄の続き

〈第 I 欄の 2. の続き〉

明細書の第 1-4，6-30 ページについては、出願時に提出されたものを見解［報告］の基礎とした。

明細書の第 5 ページについては、23.06.2015 付けで国際予備審査機関が受理したものを見解［報告］の基礎としたが、B を X とする補正はされなかったものとみなした。

〈第 I 欄の 4. の続き〉

23.06.2015 付けで国際予備審査機関が受理した 34 条補正により、明細書の第 5 ページにおいて、A を A’ とする補正、及び B を X とする補正がなされた。

しかしながら、……。

したがって、明細書の第 5 ページにおいてされた B を X とする補正は、出願時における開示の範囲を超えてされたものである。

なお、明細書の第 5 ページについては、補正後の明細書の第 5 ページを見解［報告］の基礎としたが、B を X とする補正はされなかったものとみなした。

例 13：補正後の明細書のページが削除されている場合

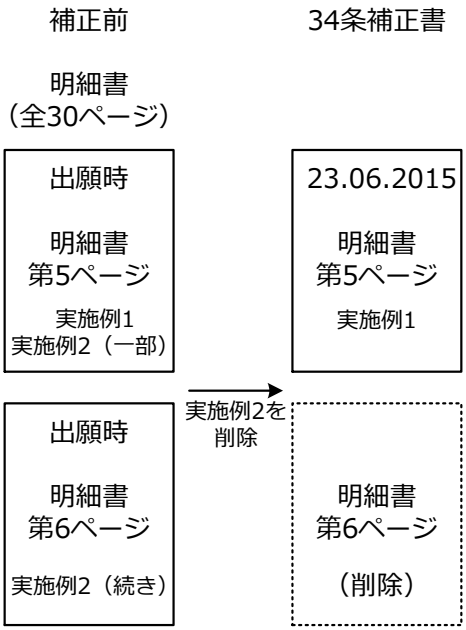

（前提）

- 補正前の明細書の第 5 ページには実施例 1 及び実施例 2 の一部が記載され、補正前の明細書の第 6 ページには実施例 2 の続きが記載されている。
- 補正により実施例 2 が削除され、それに伴って明細書の第 6 ページが削除されたが、これらの補正は新規事項を追加するものではない。
- 34 条補正書の書簡において、明細書の第 6 ページを削除する旨が説明されている。

〈審査官の判断〉

補正後の明細書の第 5 ページには新規事項が追加されていないので、国際予備審査の基礎に加える。

削除された明細書の第 6 ページは国際予備審査の基礎に加えない。

それ以外の明細書のページは補正されていないので、補正前の明細書のページを国際予備審査の基礎に加える。

〈IPEA 見解書又は IPER の第 I 欄の記載〉

（2. の記載）

2．この見解書は下記の出願書類に基づいて作成された。（法第 6 条（ＰＣＴ14 条）の規定に基づく命令に応答するために提出された差替え用紙は、この見解書において「出願時」とする。）

☑ 明細書

第1-4, 7-30 ページ、出願時に提出されたもの
第5 ページ、23.06.2015 付けで国際予備審査機関が受理したもの
第 ページ、 付けで国際予備審査機関が受理したもの

（3. の記載）

3．☑ 補正により、下記の書類が削除された。

☑ 明細書　第6 ページ
☐ 請求の範囲　第 項
☐ 図面　第 ページ／図
☐ 配列表（具体的に記載すること）

C.2.3　図面について補正が行われた場合

例 14：補正後の図面に新規事項が追加されていない場合

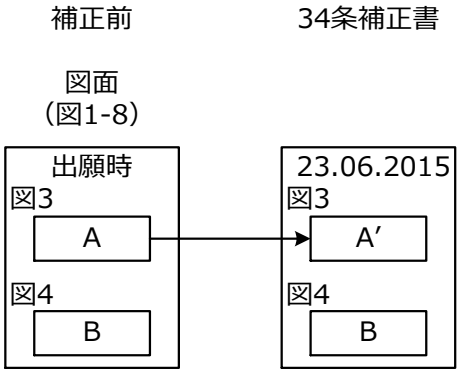

（前提）

- 図 3 における A を A’ とする補正は新規事項を追加するものではない。
- 図 4 は補正の前後で同一の内容である。

〈審査官の判断〉

補正後の図 3 及び図 4 には新規事項が追加されていないので、国際予備審査の基礎に加える。

それ以外の図は補正されていないので、補正前の図を国際予備審査の基礎に加える。

〈IPEA 見解書又は IPER の第 I 欄の記載〉

（2. の記載）

2．この見解書は下記の出願書類に基づいて作成された。（法第 6 条（ＰＣＴ14 条）の規定に基づく命令に応答するために提出された差替え用紙は、この見解書において「出願時」とする。）

☑ 図面

第1-2，5-8 図 、 出願時に提出されたもの
第3-4 図 、23.06.2015 付けで国際予備審査機関が受理したもの
第 ページ／図 、 付けで国際予備審査機関が受理したもの

例 15：補正後の図面に新規事項が追加されている場合（1）

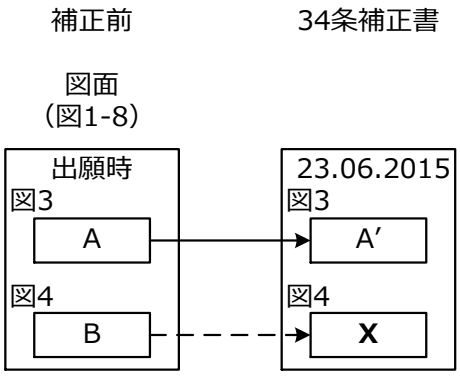

（前提）

- 図 3 における A を A'とする補正は新規事項を追加するものではない。
- 図 4 における B を X とする補正は新規事項を追加するものである。

〈審査官の判断〉

補正後の図 3 には新規事項が追加されていないので、国際予備審査の基礎に加える。

補正後の図 4 には新規事項が追加されているので、国際予備審査の基礎に加えない。当該図についての補正がされなかったものとして、補正前の図 4 を国際予備審査の基礎に加える。

それ以外の図は補正されていないので、補正前の図を国際予備審査の基礎に加える。

〈IPEA 見解書又は IPER の第 I 欄の記載〉

（2. の記載）

2．この見解書は下記の出願書類に基づいて作成された。（法第 6 条（ＰＣＴ14 条）の規定に基づく命令に応答するために提出された差替え用紙は、この見解書において「出願時」とする。）

☑ 図面
第1-2，4-8 図 、 出願時に提出されたもの
第3 図 、23. 06. 2015 付けで国際予備審査機関が受理したもの
第 ページ／図 、 付けで国際予備審査機関が受理したもの

（4. の記載）

4．☐ この見解書は、補充欄に示したように、以下に示す補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認められるか、又は、以下に示す補正に出願時における国際出願中の補正の根拠を表示する書簡が添付されていなかったので、その補正がされなかったものとして作成した。（ＰＣＴ規則 70. 2(c)、(c の 2)）
☐ 明細書　第 ページ
☐ 請求の範囲　第 項
☑ 図面　第4 図
☐ 配列表（具体的に記載すること）

（補充欄の記載例）

第 I 欄の続き

〈第 I 欄の 4. の続き〉

23.06.2015 付けで国際予備審査機関が受理した 34 条補正により、図 4 において、B を X とする補正がなされた。

しかしながら、……。

したがって、図 4 においてされた上記補正は、出願時における開示の範囲を超えてされたものである。

なお、図 4 については、上記補正がされなかったものとして、出願時の図 4 を見解［報告］の基礎とした。

例 16：補正後の図面に新規事項が追加されている場合（2）

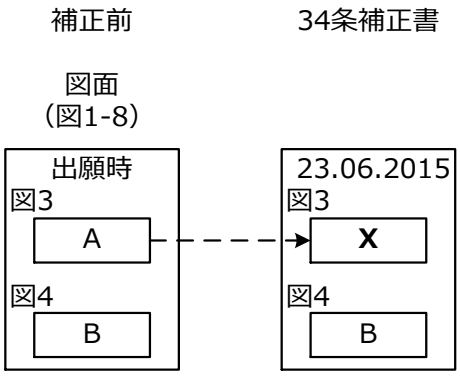

（前提）

- 図 3 における A を X とする補正は新規事項を追加するものである。
- 図 4 は補正の前後で同一の内容である。

〈審査官の判断〉

補正後の図 3 には新規事項が追加されているので、国際予備審査の基礎に加えない。当該図についての補正がされなかったものとして、補正前の図 3 を国際予備審査の基礎に加える。

補正後の図 4 には新規事項が追加されていないので、国際予備審査の基礎に加える。

それ以外の図は補正されていないので、補正前の図を国際予備審査の基礎に加える。

〈IPEA 見解書又は IPER の第 I 欄の記載〉

（2. の記載）

2．この見解書は下記の出願書類に基づいて作成された。（法第 6 条（ＰＣＴ14 条）の規定に基づく命令に応答するために提出された差替え用紙は、この見解書において「出願時」とする。）

☑ 図面

第1-3，5-8 図 、 出願時に提出されたもの
第4 図 、23.06.2015 付けで国際予備審査機関が受理したもの
第 ページ／図 、 付けで国際予備審査機関が受理したもの

（4. の記載）

4．☑ この見解書は、補充欄に示したように、以下に示す補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認められるか、又は、以下に示す補正に出願時における国際出願中の補正の根拠を表示する書簡が添付されていなかったので、その補正がされなかったものとして作成した。（ＰＣＴ規則 70.2(c)、(c の 2)）

☐ 明細書　第 ページ
☐ 請求の範囲　第 項
☑ 図面　第3 図
☐ 配列表（具体的に記載すること）

（補充欄の記載例）

第 I 欄の続き

〈第 I 欄の 4. の続き〉

23.06.2015 付けで国際予備審査機関が受理した 34 条補正により、図 3 において、A を X とする補正がなされた。

しかしながら、……。

したがって、図 3 においてされた上記補正は、出願時における開示の範囲を超えてされたものである。

なお、図 3 については、上記補正がされなかったものとして、出願時の図 3 を見解［報告］の基礎とした。

別紙 D

IPER の附属書類の
添付に関する事例

別紙 D　IPER の附属書類の添付に関する事例

目次

D.1　請求の範囲について補正が行われた事例……1
例 1：請求の範囲についての補正書が 1 回のみ提出されており、当該補正書による全ての補正が実体的要件を満たす場合 ……1
例 2：請求の範囲についての補正書が 1 回のみ提出されており、当該補正書に実体的要件を満たさない補正が含まれる場合 ……3
例 3：請求の範囲についての補正書が 2 回提出されており、それらの補正書による全ての補正が実体的要件を満たす場合 ……5
例 4：請求の範囲についての補正書が 2 回提出されており、先の補正書に実体的要件を満たさない補正が含まれる場合 ……7
例 5：請求の範囲についての補正書が 2 回提出されており、後の補正書に実体的要件を満たさない補正が含まれる場合 ……9
例 6：請求の範囲についての補正書が 2 回提出されており、両方の補正書に実体的要件を満たさない補正が含まれる場合 ……12
D.2　明細書について補正が行われた事例……15
例 7：明細書についての補正書が 1 回のみ提出されており、当該補正書による全ての補正が実体的要件を満たす場合 ……15
例 8：明細書についての補正書が 1 回のみ提出されており、当該補正書に実体的要件を満たさない補正が含まれる場合 ……17
例 9：明細書についての補正書が 2 回提出されており、それらの補正書による全ての補正が実体的要件を満たす場合（1） ……19
例 10：明細書についての補正書が 2 回提出されており、それらの補正書による全ての補正が実体的要件を満たす場合（2） ……21
例 11：明細書についての補正書が 2 回提出されており、後の補正書に実体的要件を満たさない補正が含まれる場合（1） ……23
例 12：明細書についての補正書が 2 回提出されており、後の補正書に実体的要件を満たさない補正が含まれる場合（2） ……26
例 13：明細書についての補正書が 2 回提出されており、両方の補正書に実体的要件を満たさない補正が含まれる場合 ……28

D.3　図面について補正が行われた事例……30
例 14：図面についての補正書が 1 回のみ提出されており、当該補正書による全ての補正が実体的要件を満たす場合 ……30
例 15：図面についての補正書が 1 回のみ提出されており、当該補正書に実体的要件を満たさない補正が含まれる場合 ……32
D.4　明らかな誤りの訂正請求書が提出された事例……34
例 16：明らかな誤りの訂正請求書のみが提出された場合 ……34
例 17：請求の範囲についての補正書の提出後に明らかな誤りの訂正請求書が提出された場合 ……36
例 18：明細書についての補正書の提出後に明らかな誤りの訂正請求書が提出された場合……38

以下では、IPER に添付する附属書類についての事例を示す[1]。

なお、IPER に添付する附属書類に関する考え方については、第 3 章を参照。　→ § 3.11

D.1　請求の範囲について補正が行われた事例

例 1：請求の範囲についての補正書が 1 回のみ提出されており、当該補正書による全ての補正が実体的要件を満たす場合

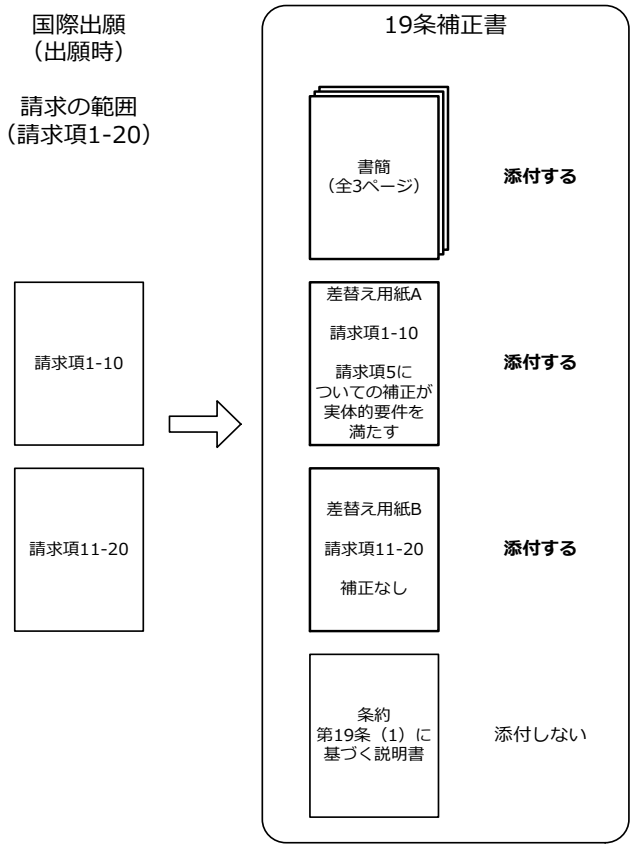

（前提）

- 19 条補正書による補正では、請求項 5 が補正されており、当該請求項についての補正は実体的要件を満たす。

[1] 以下に示す具体的な事例においては、明示した補正書又は訂正請求書以外の補正書及び訂正請求書は提出されていないものとする。また、補正又は訂正された請求項に従属する請求項はないものとする。

〈審査官の判断〉

補正書が 1 回のみ提出されている場合には、当該補正書による補正が実体的要件を満たすか否かによらず、当該補正のために提出された全ての差替え用紙及び書簡を添付する。

なお、請求の範囲の補正のために提出された差替え用紙を添付する場合には、請求の範囲全体の差替え用紙及び書簡を添付する。したがって、19 条補正後の請求項 11-20 は補正前と同一の内容であるが、差替え用紙 B も添付する。

「条約第 19 条（1）に基づく説明書」は書簡に該当しないので、添付しない。　→ § 3.11（1）参考 1

以上のとおり、添付する附属書類は、全部で 5 ページ（= 書簡（3 ページ）+ 差替え用紙 A 及び B（2 ページ））である。

〈IPER の記載〉

（表紙 3.a. の記載）

3．この報告には次の附属物件も添付されている。
a．☑（出願人又は国際事務局に送付される）附属書類は全部で 5 ページである。
☑ 補正された、明細書、請求の範囲及び／又は図面の用紙及び／又はこの国際予備審査機関が認めた訂正を含む用紙（差替えられ、又は取り消されたものを除く）及び添付された書簡（ＰＣＴ規則 46.5，66.8，70.16，91.2 及び実施細則第 607 号参照）
☐ この報告の作成時に、受理されていないか、この国際予備審査機関に通知されなかったために、国際予備審査機関によって考慮されなかった訂正を含む用紙及び添付された書簡（ＰＣＴ規則 66.4 の 2，70.2(e)，70.16 及び 91.2）
☐ 第Ｉ欄４．及び補充欄に示したように、国際予備審査機関が、補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認めたか、又は、出願時における国際出願中の補正の根拠を表示する書簡が添付されていないと認めた差替え用紙によって差替えられた用紙及び添付された書簡（ＰＣＴ規則 70.16(b) 参照）

（第Ｉ欄 2. の記載）

2．この報告は下記の出願書類を基礎とした。（法第6条（ＰＣＴ14条）の規定に基づく命令に応答するために提出された差替え用紙は、この報告において「出願時」とし、この報告に添付していない。）

☑ 請求の範囲　第 ＿＿ 項、出願時に提出されたもの
第 1-20 項*、ＰＣＴ１９条の規定に基づき補正されたもの
第 ＿＿ 項*、＿＿ 付けで国際予備審査機関が受理したもの

例 2：請求の範囲についての補正書が 1 回のみ提出されており、当該補正書に実体的要件を満たさない補正が含まれる場合

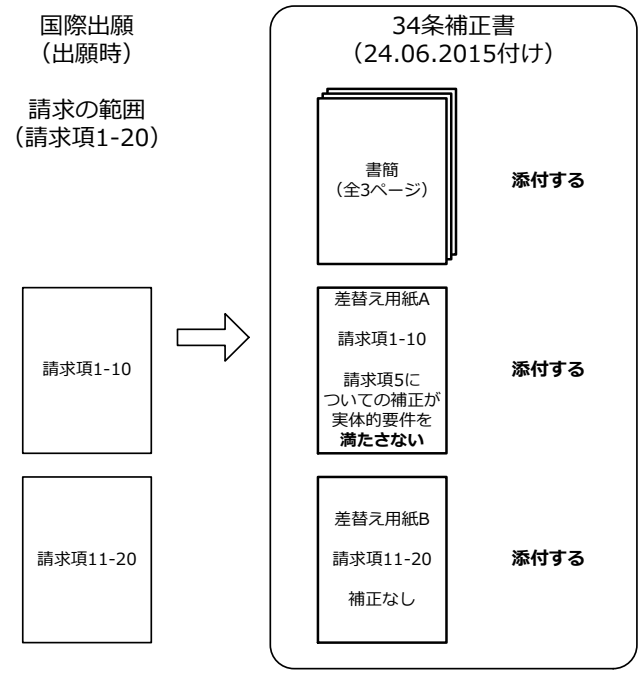

（前提）

- 34 条補正書による補正では、請求項 5 が補正されているが、当該請求項についての補正は実体的要件を満たさない。

〈審査官の判断〉

補正書が 1 回のみ提出されている場合には、当該補正書による補正が実体的要件を満たすか否かによらず、当該補正のために提出された全ての差替え用紙及び書簡を添付する。

なお、請求の範囲の補正のために提出された差替え用紙を添付する場合には、請求の範囲全体の差替え用紙及び書簡を添付する。したがって、34 条補正後の請求項 11-20 は補正前と同一の内容であるが、差替え用紙 B も添付する。

以上のとおり、添付する附属書類は、全部で 5 ページ（= 書簡（3 ページ）+ 差替え用紙 A 及び B（2 ページ））である。

〈IPER の記載〉

（表紙 3.a. の記載）

3．この報告には次の附属物件も添付されている。
a．☑（出願人及び国際事務局に送付される）附属書類は全部で 5 ページである。
☑ 補正された、明細書、請求の範囲及び／又は図面の用紙及び／又はこの国際予備審査機関が許可した訂正を含む用紙（差替えられ、又は取り消されたものを除く）及び添付された書簡（ＰＣＴ規則 46.5，66.8，70.16，91.2 及び実施細則第 607 号参照）
☐ この報告の作成開始時に、許可されていないか、この国際予備審査機関に通知されなかったために、国際予備審査機関によって考慮されなかった訂正を含む用紙及び添付された書簡（ＰＣＴ規則 66.4 の 2，70.2(e)，70.16 及び 91.2）
☐ 第Ｉ欄４．及び補充欄に示したように、国際予備審査機関が、補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認めたか、又は、出願時における国際出願中の補正の根拠を表示する書簡が添付されていないと認めた差替え用紙によって差替えられた用紙及び添付された書簡（ＰＣＴ規則 70.16(b)参照）

（第Ｉ欄 2. の記載）

2．この報告は下記の出願書類を基礎とした。（法第6条（ＰＣＴ14条）の規定に基づく命令に応答するために提出された差替え用紙は、この報告において「出願時」とし、この報告に添付していない。）

☑ 請求の範囲　第 5 項、出願時に提出されたもの
第 ＿＿ 項*、ＰＣＴ１９条の規定に基づき補正されたもの
第 1-4，6-20 項*、24.06.2015 付けで国際予備審査機関が受理したもの

（第Ｉ欄 4. の記載）

4．☑ この報告は、補充欄に示したように、この報告に添付されかつ以下に示した補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認められるか、又は、この報告に添付されかつ以下に示した補正に出願時における国際出願中の補正の根拠を表示する書簡が添付されていなかったので、その補正がされなかったものとして作成した。（ＰＣＴ規則 70.2(c)、(c の 2)）
☐ 明細書　第 ＿＿ ページ
☑ 請求の範囲　第 5 項
☐ 図面　第 ＿＿ ページ／図
☐ 配列表（具体的に記載すること）

（補充欄の記載例）

第 Ｉ 欄の続き

〈第Ｉ欄の 4. の続き〉

24.06.2015 付けで国際予備審査機関が受理した 34 条補正により、請求項 5 において、……を……とする補正がなされた。

しかしながら……。

したがって、請求項 5 においてされた上記補正は、出願時における開示の範囲を超えてされたものである。

なお、請求項 5 については、上記補正がされなかったものとして、出願時の請求項 5 を報告の基礎とした。

例 3：請求の範囲についての補正書が 2 回提出されており、それらの補正書による全ての補正が実体的要件を満たす場合

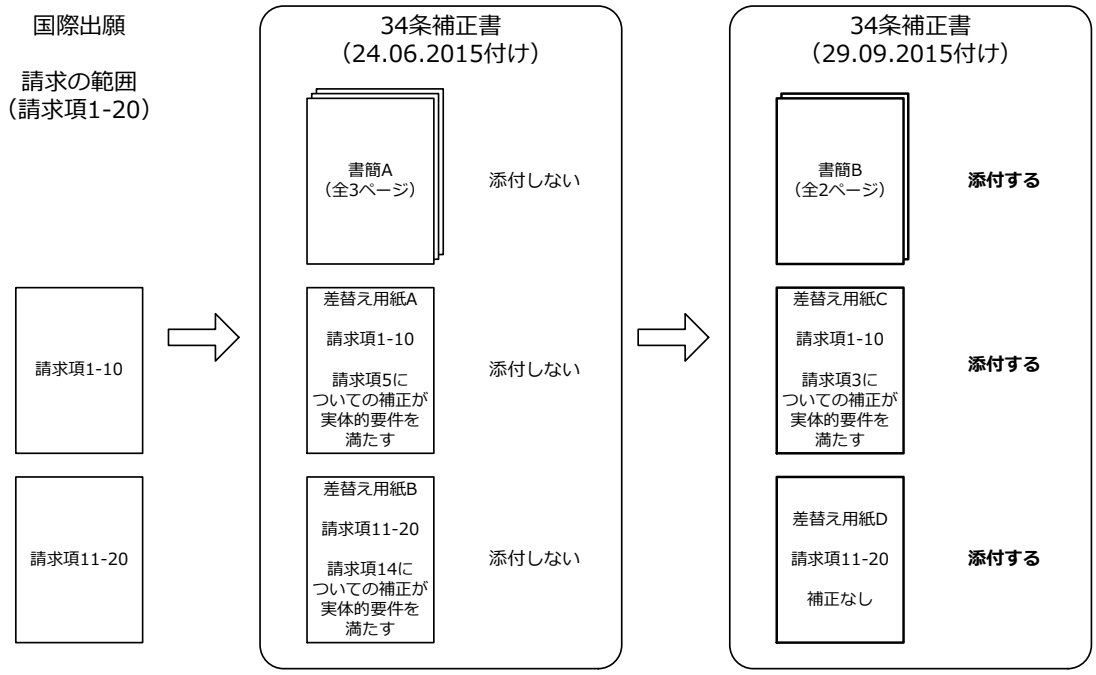

（前提）

- 24.06.2015 付け 34 条補正書による補正では、請求項 5 及び請求項 14 が補正されており、いずれの請求項についての補正も実体的要件を満たす。
- 29.09.2015 付け 34 条補正書による補正では、請求項 3 が補正されており、当該請求項についての補正は実体的要件を満たす。

〈審査官の判断〉

差替え用紙 A 及び B は、その後に提出された差替え用紙 C 及び D によって差し替えられており、かつ、当該差替え用紙 C 及び D における補正は実体的要件を満たすものである。したがって、差替え用紙 A 及び B は添付しない。

また、書簡 A とともに提出された全ての差替え用紙（差替え用紙 A 及び B）を添付しないので、書簡 A も添付しない。

差替え用紙 C 及び D、並びに書簡 B は添付する。

なお、請求の範囲の補正のために提出された差替え用紙を添付する場合には、請求の範囲全体の差替え用紙及び書簡を添付する。したがって、2 回目の 34 条補正後の請求項 11-20 は補正前と同一の内容であるが、差替え用紙 D も添付する。

以上のとおり、添付する附属書類は、全部で 4 ページ（= 書簡 B（2 ページ）+ 差替え用紙 C 及び D（2 ページ））である。

〈IPER の記載〉

（表紙 3.a. の記載）

３．この報告には次の附属物件も添付されている。
ａ．☑（出願人及び国際事務局に送付される）附属書類は全部で 4 ページである。
☑ 補正された、明細書、請求の範囲及び／又は図面の用紙及び／又はこの国際予備審査機関が許可した訂正を含む用紙（差替えられ、又は取り消されたものを除く）及び添付された書簡（ＰＣＴ規則 46.5, 66.8, 70.16, 91.2 及び実施細則第 607 号参照）
☐ この報告の作成開始時に、許可されていないか、この国際予備審査機関に通知されなかったために、国際予備審査機関によって考慮されなかった訂正を含む用紙及び添付された書簡（ＰＣＴ規則 66.4 の 2, 70.2(e), 70.16 及び 91.2）
☐ 第Ｉ欄４．及び補充欄に示したように、国際予備審査機関が、補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認めたか、又は、出願時における国際出願中の補正の根拠を表示する書簡が添付されていないと認めた差替え用紙によって差替えられた用紙及び添付された書簡（ＰＣＴ規則 70.16(b) 参照）

（第Ｉ欄 2. の記載）

２．この報告は下記の出願書類を基礎とした。（法第6条（ＰＣＴ14条）の規定に基づく命令に応答するために提出された差替え用紙は、この報告において「出願時」とし、この報告に添付していない。）

☑ 請求の範囲　第 ＿＿＿ 項、出願時に提出されたもの
第 ＿＿＿ 項*、ＰＣＴ１９条の規定に基づき補正されたもの
第 1-20 項*、29.09.2015 付けで国際予備審査機関が受理したもの

例 4：請求の範囲についての補正書が 2 回提出されており、先の補正書に実体的要件を満たさない補正が含まれる場合

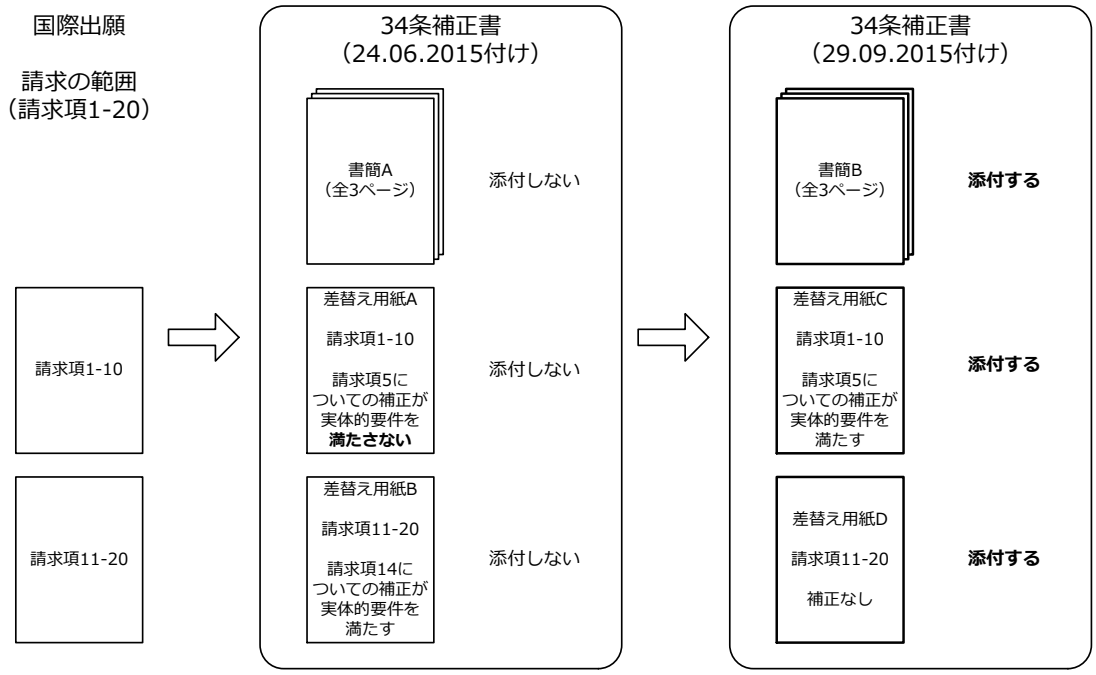

（前提）

- 24.06.2015 付け 34 条補正書による補正では、請求項 5 及び請求項 14 が補正されており、請求項 14 についての補正は実体的要件を満たすが、請求項 5 についての補正は実体的要件を満たさない。
- 29.09.2015 付け 34 条補正書による補正では、請求項 5 が補正されており、当該請求項についての補正は実体的要件を満たす。

〈審査官の判断〉

差替え用紙 A 及び B は、その後に提出された差替え用紙 C 及び D によって差し替えられており、かつ、当該差替え用紙 C 及び D における補正は実体的要件を満たすものである。したがって、差替え用紙 A 及び B は添付しない。

また、書簡 A とともに提出された全ての差替え用紙（差替え用紙 A 及び B）を添付しないので、書簡 A も添付しない。

差替え用紙 C 及び D、並びに書簡 B は添付する。

なお、請求の範囲の補正のために提出された差替え用紙を添付する場合には、請求の範囲全体の差替え用紙及び書簡を添付する。したがって、2 回目の

34 条補正後の請求項 11-20 は補正前と同一の内容であるが、差替え用紙 D も添付する。

以上のとおり、添付する附属書類は、全部で 5 ページ（= 書簡 B（3 ページ）+ 差替え用紙 C 及び D（2 ページ））である。

〈IPER の記載〉

（表紙 3.a. の記載）

3．この報告には次の附属物件も添付されている。
a．☑（出願人及び国際事務局に送付される）附属書類は全部で 5 ページである。
☑ 補正された、明細書、請求の範囲及び／又は図面の用紙及び／又はこの国際予備審査機関が許可した訂正を含む用紙（差替えられ、又は取り消されたものを除く）及び添付された書簡（ＰＣＴ規則 46.5, 66.8, 70.16, 91.2 及び実施細則第 607 号参照）
☐ この報告の作成開始時に、許可されていないか、この国際予備審査機関に通知されなかったために、国際予備審査機関によって考慮されなかった訂正を含む用紙及び添付された書簡（ＰＣＴ規則 66.4 の 2, 70.2(e), 70.16 及び 91.2）
☐ 第Ｉ欄４．及び補充欄に示したように、国際予備審査機関が、補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認めたか、又は、出願時における国際出願中の補正の根拠を表示する書簡が添付されていないと認めた差替え用紙によって差替えられた用紙及び添付された書簡（ＰＣＴ規則 70.16(b) 参照）

（第 I 欄 2. の記載）

2．この報告は下記の出願書類を基礎とした。（法第6条（ＰＣＴ14条）の規定に基づく命令に応答するために提出された差替え用紙は、この報告において「出願時」とし、この報告に添付していない。）

☑ 請求の範囲　第＿＿＿＿項、出願時に提出されたもの
第＿＿＿＿項*、ＰＣＴ１９条の規定に基づき補正されたもの
第 1-20 項*、29.09.2015 付けで国際予備審査機関が受理したもの

例 5：請求の範囲についての補正書が 2 回提出されており、後の補正書に実体的要件を満たさない補正が含まれる場合

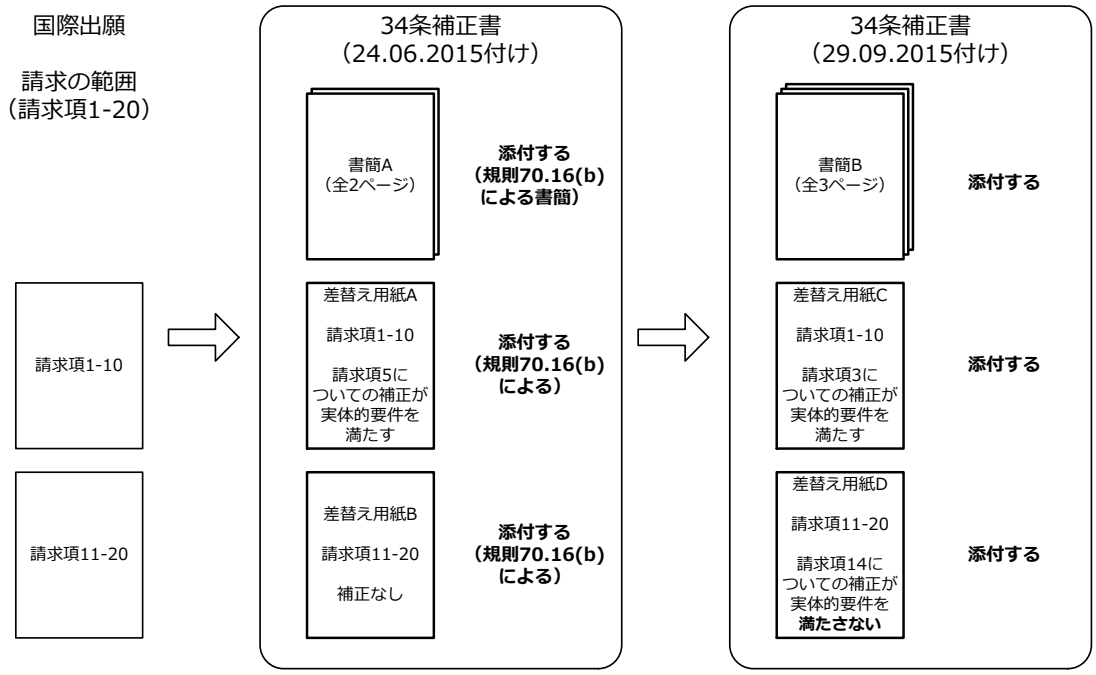

（前提）

- 24.06.2015 付け 34 条補正書による補正では、請求項 5 が補正されており、当該請求項についての補正は実体的要件を満たす。
- 29.09.2015 付け 34 条補正書による補正では、請求項 3 及び請求項 14 が補正されており、請求項 3 についての補正は実体的要件を満たすが、請求項 14 についての補正は実体的要件を満たさない。

〈審査官の判断〉

差替え用紙 A 及び B は、その後に提出された差替え用紙 C 及び D によって差し替えられているが、当該差替え用紙 D における補正は実体的要件を満たさないので、差替え用紙 B を添付する。また、請求の範囲の補正のために提出された差替え用紙を添付する場合には、請求の範囲全体の差替え用紙及び書簡を添付するので、差替え用紙 A 及び書簡 A も添付する。

さらに、差替え用紙 C 及び D、並びに書簡 B も添付する。

なお、差替え用紙 A 及び B は、その後に提出された差替え用紙によって差し替えられたものであるので、添付する際には、用紙の下部余白の中央に、「SUPERSEDED REPLACEMENT SHEET (RULE 70.16(b))」と記入する。

また、同様に、書簡 A には、「ACCOMPANYING LETTER (RULE 70.16(b))」と記入する。

以上のとおり、添付する附属書類は、全部で 9 ページ（= 書簡 A（2 ページ）+ 書簡 B（3 ページ）+ 差替え用紙 A-D（4 ページ））である。

〈IPER の記載〉

（表紙 3.a. の記載）

3．この報告には次の附属物件も添付されている。
a．☑（出願人及び国際事務局に送付される）附属書類は全部で ＿9＿ ページである。
☑ 補正された、明細書、請求の範囲及び／又は図面の用紙及び／又はこの国際予備審査機関が許可した訂正を含む用紙（差替えられ、又は取り消されたものを除く）及び添付された書簡（ＰＣＴ規則 46.5, 66.8, 70.16, 91.2 及び実施細則第 607 号参照）
☐ この報告の作成開始時に、許可されていないか、この国際予備審査機関に通知されなかったために、国際予備審査機関によって考慮されなかった訂正を含む用紙及び添付された書簡（ＰＣＴ規則 66.4 の 2, 70.2(e), 70.16 及び 91.2）
☑ 第Ｉ欄４．及び補充欄に示したように、国際予備審査機関が、補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認めたか、又は、出願時における国際出願中の補正の根拠を表示する書簡が添付されていないと認めた差替え用紙によって差替えられた用紙及び添付された書簡（ＰＣＴ規則 70.16(b) 参照）

※　PCT 規則 70.16(b) に規定される差替え用紙及び書簡の添付をする際には、1 番下の☐にもチェックする。

（第Ｉ欄 2. の記載）

2．この報告は下記の出願書類を基礎とした。（法第6条（ＰＣＴ14条）の規定に基づく命令に応答するために提出された差替え用紙は、この報告において「出願時」とし、この報告に添付していない。）

☑ 請求の範囲　第＿＿＿＿＿＿項、出願時に提出されたもの
第＿＿＿＿＿＿項*、ＰＣＴ１９条の規定に基づき補正されたもの
第＿補充欄参照＿項*、＿＿＿＿＿＿付けで国際予備審査機関が受理したもの

（第Ｉ欄 4. の記載）

4．☑ この報告は、補充欄に示したように、この報告に添付されかつ以下に示した補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認められるか、又は、この報告に添付されかつ以下に示した補正に出願時における国際出願中の補正の根拠を表示する書簡が添付されていなかったので、その補正がされなかったものとして作成した。（ＰＣＴ規則 70.2(c)、(c の 2)）
☐ 明細書　第＿＿＿＿＿＿ページ
☑ 請求の範囲　第 14 項
☐ 図面　第＿＿＿＿＿＿ページ／図
☐ 配列表（具体的に記載すること）＿＿＿＿＿＿

（補充欄の記載例）

第 I 欄の続き

〈第 I 欄の 2. の続き〉

請求項 14 については、24.06.2015 付けで国際予備審査機関が受理したものを報告の基礎とした。

請求項 1-13,15-20 については、29.09.2015 付けで国際予備審査機関が受理したものを報告の基礎とした。

〈第 I 欄の 4. の続き〉

29.09.2015 付けで国際予備審査機関が受理した 34 条補正により、請求項 14 において、……を……とする補正がなされた。

しかしながら……。

したがって、請求項 14 においてされた上記補正は、出願時における開示の範囲を超えてされたものである。

なお、請求項 14 については、上記補正がされなかったものとして、24.06.2015 付けで国際予備審査機関が受理した請求項 14 を報告の基礎とした。

例 6：請求の範囲についての補正書が 2 回提出されており、両方の補正書に実体的要件を満たさない補正が含まれる場合

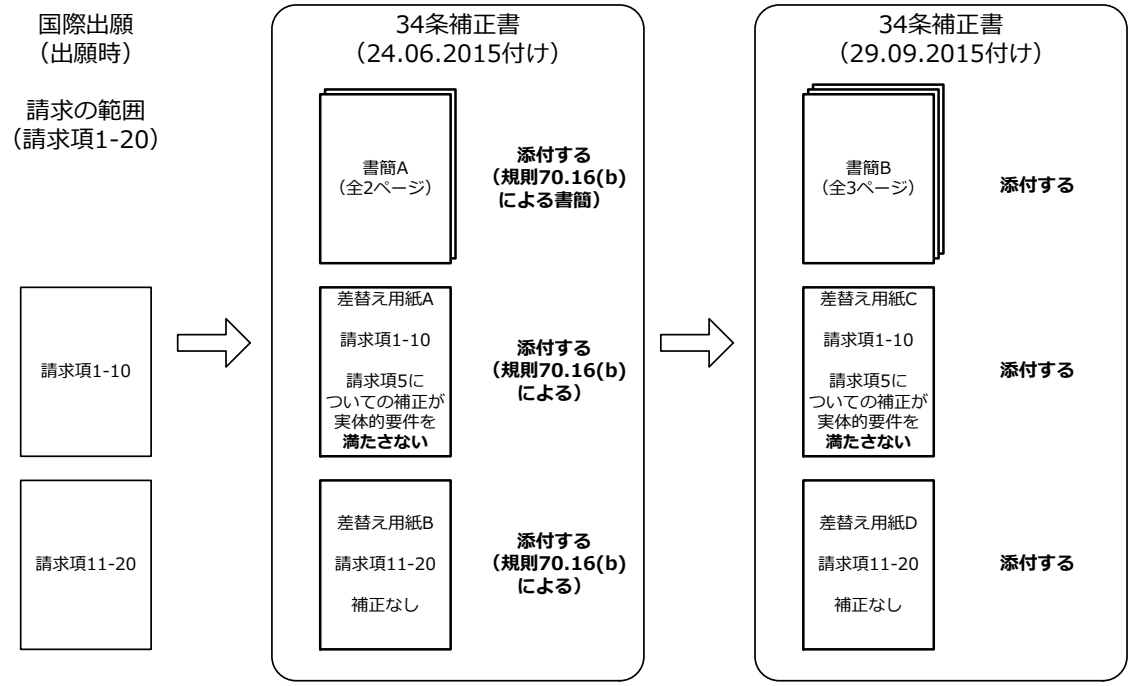

（前提）

- 24.06.2015 付け 34 条補正書による補正では、請求項 5 が補正されているが、当該請求項についての補正は実体的要件を満たさない。
- 29.09.2015 付け 34 条補正書による補正では、請求項 5 が補正されているが、当該請求項についての補正は実体的要件を満たさない。

〈審査官の判断〉

差替え用紙 A 及び B は、その後に提出された差替え用紙 C 及び D によって差し替えられているが、当該差替え用紙 C における補正は実体的要件を満たさないので、差替え用紙 A を添付する。また、請求の範囲の補正のために提出された差替え用紙を添付する場合には、請求の範囲全体の差替え用紙及び書簡を添付するので、差替え用紙 B 及び書簡 A も添付する。

さらに、差替え用紙 C 及び D、並びに書簡 B も添付する。

なお、差替え用紙 A 及び B は、その後に提出された差替え用紙によって差し替えられたものであるので、添付する際には、用紙の下部余白の中央に、「SUPERSEDED REPLACEMENT SHEET (RULE 70.16(b))」と記入する。

また、同様に、書簡 A には、「ACCOMPANYING LETTER (RULE 70.16(b))」と記入する。

以上のとおり、添付する附属書類は、全部で 9 ページ（= 書簡 A（2 ページ）+ 書簡 B（3 ページ）+ 差替え用紙 A-D（4 ページ））である。

〈IPER の記載〉

（表紙 3.a. の記載）

3．この報告には次の附属物件も添付されている。
a．☑（出願人及び国際事務局に送付される）附属書類は全部で 9 ページである。
☑ 補正された、明細書、請求の範囲及び／又は図面の用紙及び／又はこの国際予備審査機関が許可した訂正を含む用紙（差替えられ、又は取り消されたものを除く）及び添付された書簡（ＰＣＴ規則 46.5，66.8，70.16，91.2 及び実施細則第 607 号参照）
☐ この報告の作成開始時に、許可されていないか、この国際予備審査機関に通知されなかったために、国際予備審査機関によって考慮されなかった訂正を含む用紙及び添付された書簡（ＰＣＴ規則 66.4 の 2，70.2(e)，70.16 及び 91.2）
☑ 第Ｉ欄４．及び補充欄に示したように、国際予備審査機関が、補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認めたか、又は、出願時における国際出願中の補正の根拠を表示する書簡が添付されていないと認めた差替え用紙によって差替えられた用紙及び添付された書簡（ＰＣＴ規則 70.16(b)参照）

※　PCT 規則 70.16(b)に規定される差替え用紙及び書簡の添付をする際には、1 番下の☐にもチェックする。

（第Ｉ欄 2. の記載）

2．この報告は下記の出願書類を基礎とした。（法第6条（ＰＣＴ14条）の規定に基づく命令に応答するために提出された差替え用紙は、この報告において「出願時」とし、この報告に添付していない。）

☑ 請求の範囲　第 5 項、出願時に提出されたもの
第 ＿ 項*、ＰＣＴ１９条の規定に基づき補正されたもの
第 1-4，6-20 項*、29.09.2015 付けで国際予備審査機関が受理したもの

（第Ｉ欄 4. の記載）

4．☑ この報告は、補充欄に示したように、この報告に添付されかつ以下に示した補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認められるか、又は、この報告に添付されかつ以下に示した補正に出願時における国際出願中の補正の根拠を表示する書簡が添付されていなかったので、その補正がされなかったものとして作成した。（ＰＣＴ規則 70.2(c)、(c の 2)）
☐ 明細書　第 ＿ ページ
☑ 請求の範囲　第 5 項
☐ 図面　第 ＿ ページ／図
☐ 配列表（具体的に記載すること）

（補充欄の記載例）

第 I 欄の続き

〈第 I 欄の 4. の続き〉

24.06.2015 付けで国際予備審査機関が受理した 34 条補正により、請求項 5 において、……を……とする補正がなされた。また、29.09.2015 付けで国際予備審査機関が受理した 34 条補正により、当該部分を……とする補正がなされた。

しかしながら、……。

したがって、請求項 5 においてされた上記補正は、いずれも出願時における開示の範囲を超えてされたものである。

なお、請求項 5 については、上記いずれの補正もされなかったものとして、出願時の請求項 5 を報告の基礎とした。

D.2　明細書について補正が行われた事例

例 7：明細書についての補正書が 1 回のみ提出されており、当該補正書による全ての補正が実体的要件を満たす場合

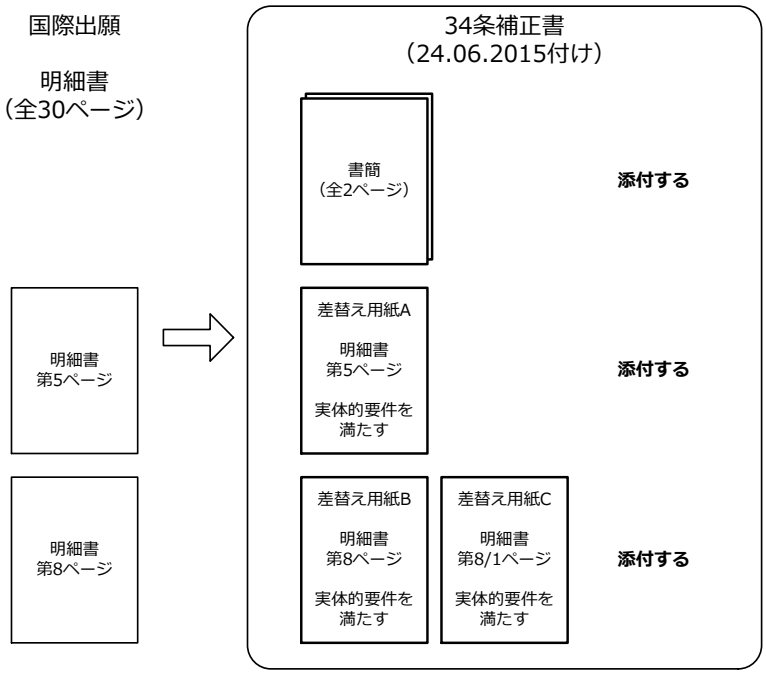

（前提）

- 34 条補正書による補正では、明細書の第 5 ページ及び第 8 ページが補正されており、いずれのページについての補正も実体的要件を満たす。
- 明細書の第 8 ページの補正に伴い、第 8 ページの続きとして第 8 / 1 ページが追加された。

〈審査官の判断〉

補正書が 1 回のみ提出されている場合には、当該補正書による補正が実体的要件を満たすか否かによらず、当該補正のために提出された全ての差替え用紙及び書簡を添付する。

以上のとおり、添付する附属書類は、全部で 5 ページ（= 書簡（2 ページ）+ 差替え用紙 A-C（3 ページ））である。

〈IPER の記載〉

（表紙 3.a. の記載）

３．この報告には次の附属物件も添付されている。
ａ．☑（出願人及び国際事務局に送付される）附属書類は全部で 5 ページである。
☑ 補正された、明細書、請求の範囲及び／又は図面の用紙及び／又はこの国際予備審査機関が許可した訂正を含む用紙（差替えられ、又は取り消されたものを除く）及び添付された書簡（ＰＣＴ規則 46.5，66.8，70.16，91.2 及び実施細則第 607 号参照）
☐ この報告の作成開始時に、許可されていないか、この国際予備審査機関に通知されなかったために、国際予備審査機関によって考慮されなかった訂正を含む用紙及び添付された書簡（ＰＣＴ規則 66.4 の 2，70.2(e)，70.16 及び 91.2）
☐ 第Ｉ欄４．及び補充欄に示したように、国際予備審査機関が、補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認めたか、又は、出願時における国際出願中の補正の根拠を表示する書簡が添付されていないと認めた差替え用紙によって差替えられた用紙及び添付された書簡（ＰＣＴ規則 70.16(b)参照）

（第Ｉ欄 2. の記載）

２．この報告は下記の出願書類を基礎とした。（法第6条（ＰＣＴ14条）の規定に基づく命令に応答するために提出された差替え用紙は、この報告において「出願時」とし、この報告に添付していない。）

☑ 明細書　第 1-4，6-7，9-30 ページ、出願時に提出されたもの
第 5，8，8/1 ページ*、24.06.2015 付けで国際予備審査機関が受理したもの
第 ページ*、 付けで国際予備審査機関が受理したもの

※　国際予備審査の基礎とした明細書のページは、枝番のページも記載する。

例 8：明細書についての補正書が 1 回のみ提出されており、当該補正書に実体的要件を満たさない補正が含まれる場合

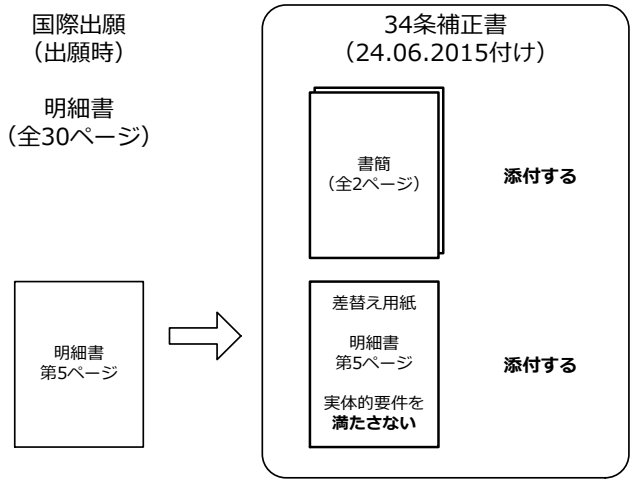

（前提）

・ 34 条補正書による補正では、明細書の第 5 ページが補正されているが、当該ページについての補正は実体的要件を満たさない。

〈審査官の判断〉

補正書が 1 回のみ提出されている場合には、当該補正書による補正が実体的要件を満たすか否かによらず、当該補正のために提出された全ての差替え用紙及び書簡を添付する。

以上のとおり、添付する附属書類は、全部で 3 ページ（= 書簡（2 ページ）+差替え用紙（1 ページ））である。

〈IPER の記載〉

（表紙 3.a. の記載）

3．この報告には次の附属物件も添付されている。
a．☑（出願人及び国際事務局に送付される）附属書類は全部で 3 ページである。
☑ 補正された、明細書、請求の範囲及び／又は図面の用紙及び／又はこの国際予備審査機関が許可した訂正を含む用紙（差替えられ、又は取り消されたものを除く）及び添付された書簡（ＰＣＴ規則 46.5，66.8，70.16，91.2 及び実施細則第 607 号参照）
☐ この報告の作成開始時に、許可されていないか、この国際予備審査機関に通知されなかったために、国際予備審査機関によって考慮されなかった訂正を含む用紙及び添付された書簡（ＰＣＴ規則 66.4 の 2，70.2(e)，70.16 及び 91.2）
☐ 第Ｉ欄４．及び補充欄に示したように、国際予備審査機関が、補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認めたか、又は、出願時における国際出願中の補正の根拠を表示する書簡が添付されていないと認めた差替え用紙によって差替えられた用紙及び添付された書簡（ＰＣＴ規則 70.16(b)参照）

（第 I 欄 2. の記載）

2．この報告は下記の出願書類を基礎とした。（法第6条（ＰＣＴ14条）の規定に基づく命令に応答するために提出された差替え用紙は、この報告において「出願時」とし、この報告に添付していない。）

☑ 出願時の国際出願書類

（第 I 欄 4. の記載）

4．☑ この報告は、補充欄に示したように、この報告に添付されかつ以下に示した補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認められるか、又は、この報告に添付されかつ以下に示した補正に出願時における国際出願中の補正の根拠を表示する書簡が添付されていなかったので、その補正がされなかったものとして作成した。（ＰＣＴ規則 70.2(c)、(c の 2)）

☑ 明細書　第 5 ページ
☐ 請求の範囲　第 ＿＿ 項
☐ 図面　第 ＿＿ ページ／図
☐ 配列表（具体的に記載すること）

（補充欄の記載例）

第 I 欄の続き

〈第 I 欄の 4. の続き〉

24.06.2015 付けで国際予備審査機関が受理した 34 条補正により、明細書の第 5 ページにおいて、……を……とする補正がなされた。

しかしながら……。

したがって、明細書の第 5 ページにおいてされた上記補正は、出願時における開示の範囲を超えてされたものである。

なお、明細書の第 5 ページについては、上記補正がされなかったものとして、出願時の明細書の第 5 ページを報告の基礎とした。

例 9：明細書についての補正書が 2 回提出されており、それらの補正書による全ての補正が実体的要件を満たす場合（1）

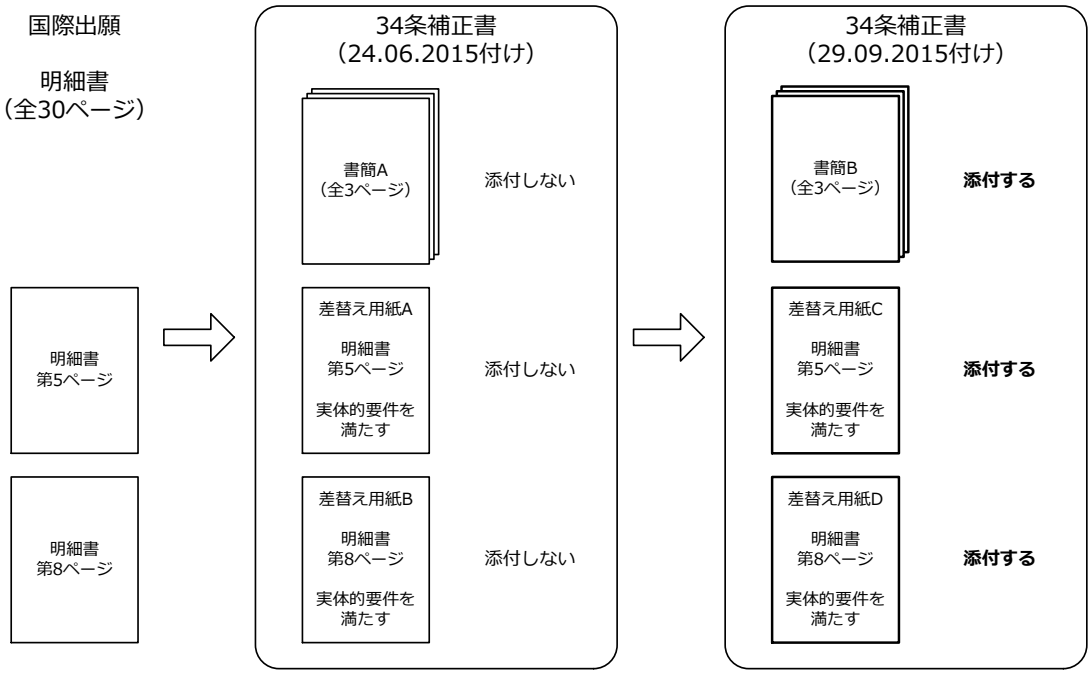

（前提）

- いずれの 34 条補正書による補正においても、明細書の第 5 ページ及び第 8 ページが補正されており、いずれのページについての補正も実体的要件を満たす。

〈審査官の判断〉

差替え用紙 A 及び B は、その後に提出された差替え用紙 C 及び D によって差し替えられており、かつ、当該差替え用紙 C 及び D における補正は実体的要件を満たすものである。したがって、差替え用紙 A 及び B は添付しない。

また、書簡 A とともに提出された全ての差替え用紙（差替え用紙 A 及び B）を添付しないので、書簡 A も添付しない。

差替え用紙 C 及び D、並びに書簡 B は添付する。

以上のとおり、添付する附属書類は、全部で 5 ページ（= 書簡 B（3 ページ）+ 差替え用紙 C 及び D（2 ページ））である。

〈IPER の記載〉

（表紙 3.a. の記載）

3．この報告には次の附属物件も添付されている。
a．☑（出願人及び国際事務局に送付される）附属書類は全部で 5 ページである。
☑ 補正された、明細書、請求の範囲及び／又は図面の用紙及び／又はこの国際予備審査機関が許可した訂正を含む用紙（差替えられ、又は取り消されたものを除く）及び添付された書簡（ＰＣＴ規則 46.5，66.8，70.16，91.2 及び実施細則第 607 号参照）
☐ この報告の作成開始時に、許可されていないか、この国際予備審査機関に通知されなかったために、国際予備審査機関によって考慮されなかった訂正を含む用紙及び添付された書簡（ＰＣＴ規則 66.4 の 2，70.2(e)，70.16 及び 91.2）
☐ 第Ｉ欄４．及び補充欄に示したように、国際予備審査機関が、補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認めたか、又は、出願時における国際出願中の補正の根拠を表示する書簡が添付されていないと認めた差替え用紙によって差替えられた用紙及び添付された書簡（ＰＣＴ規則 70.16(b) 参照）

（第Ｉ欄 2. の記載）

2．この報告は下記の出願書類を基礎とした。（法第6条（ＰＣＴ14条）の規定に基づく命令に応答するために提出された差替え用紙は、この報告において「出願時」とし、この報告に添付していない。）

☑ 明細書　第 1-4，6-7，9-30 ページ、出願時に提出されたもの
第 5，8 ページ*、29.09.2015 付けで国際予備審査機関が受理したもの
第 ＿＿ ページ*、＿＿ 付けで国際予備審査機関が受理したもの

例 10：明細書についての補正書が 2 回提出されており、それらの補正書による全ての補正が実体的要件を満たす場合（2）

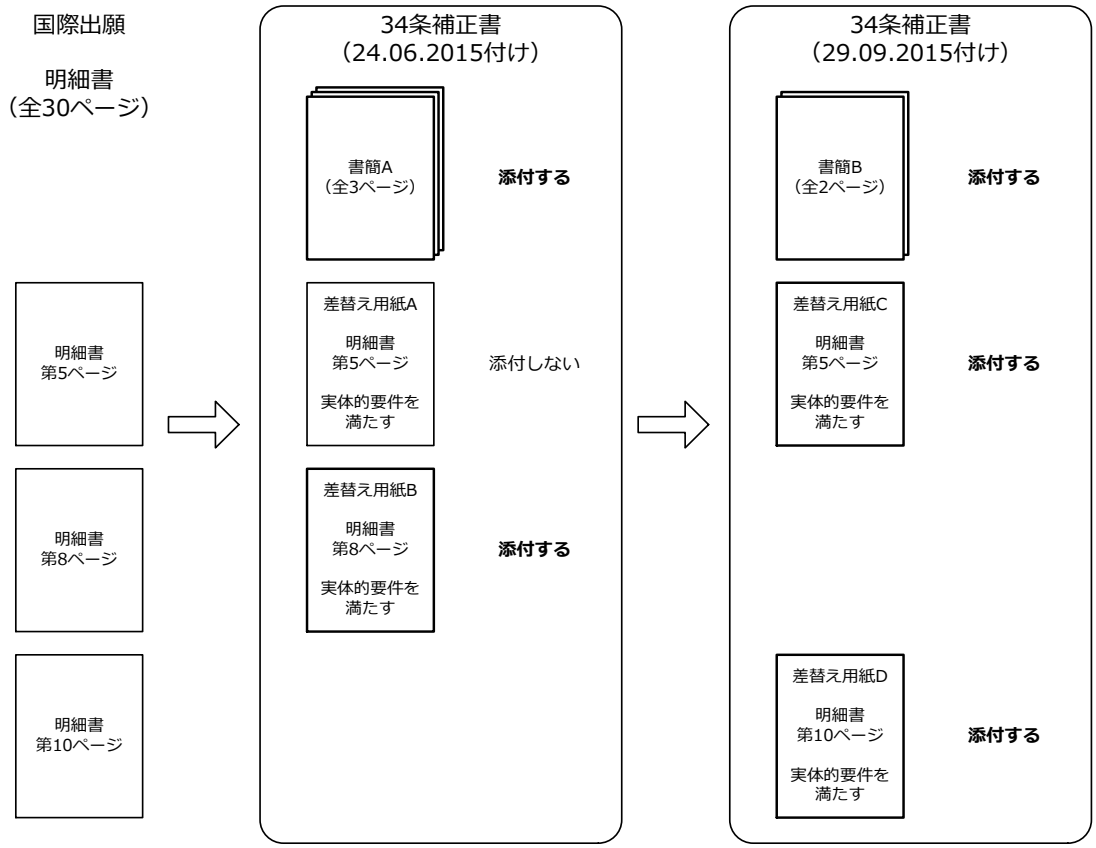

（前提）

- 24.06.2015 付け 34 条補正書による補正においては、明細書の第 5 ページ及び第 8 ページが補正されており、いずれのページについての補正も実体的要件を満たす。
- 29.09.2015 付け 34 条補正書による補正においては、明細書の第 5 ページ及び第 10 ページが補正されており、いずれのページについての補正も実体的要件を満たす。

〈審査官の判断〉

差替え用紙 A は、その後に提出された差替え用紙 C によって差し替えられており、かつ、当該差替え用紙 C における補正は実体的要件を満たすものである。したがって、差替え用紙 A は添付しない。

差替え用紙 B-D、並びに書簡 A 及び B は添付する。

以上のとおり、添付する附属書類は、全部で 8 ページ（= 書簡 A（3 ページ）+ 書簡 B（2 ページ）+ 差替え用紙 B-D（3 ページ））である。

〈IPER の記載〉

（表紙 3.a. の記載）

3．この報告には次の附属物件も添付されている。
a．☑（出願人及び国際事務局に送付される）附属書類は全部で 8 ページである。
☑ 補正された、明細書、請求の範囲及び／又は図面の用紙及び／又はこの国際予備審査機関が許可した訂正を含む用紙（差替えられ、又は取り消されたものを除く）及び添付された書簡（ＰＣＴ規則 46.5，66.8，70.16，91.2 及び実施細則第 607 号参照）
☐ この報告の作成開始時に、許可されていないか、この国際予備審査機関に通知されなかったために、国際予備審査機関によって考慮されなかった訂正を含む用紙及び添付された書簡（ＰＣＴ規則 66.4 の 2，70.2(e)，70.16 及び 91.2）
☐ 第Ｉ欄４．及び補充欄に示したように、国際予備審査機関が、補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認めたか、又は、出願時における国際出願中の補正の根拠を表示する書簡が添付されていないと認めた差替え用紙によって差替えられた用紙及び添付された書簡（ＰＣＴ規則 70.16(b) 参照）

（第 I 欄 2. の記載）

2．この報告は下記の出願書類を基礎とした。（法第6条（ＰＣＴ14条）の規定に基づく命令に応答するために提出された差替え用紙は、この報告において「出願時」とし、この報告に添付していない。）

☑ 明細書　第 1-4，6-7，9，11-30 ページ、出願時に提出されたもの
第 8 ページ*、24.06.2015 付けで国際予備審査機関が受理したもの
第 5，10 ページ*、29.09.2015 付けで国際予備審査機関が受理したもの

例 11：明細書についての補正書が 2 回提出されており、後の補正書に実体的要件を満たさない補正が含まれる場合（1）

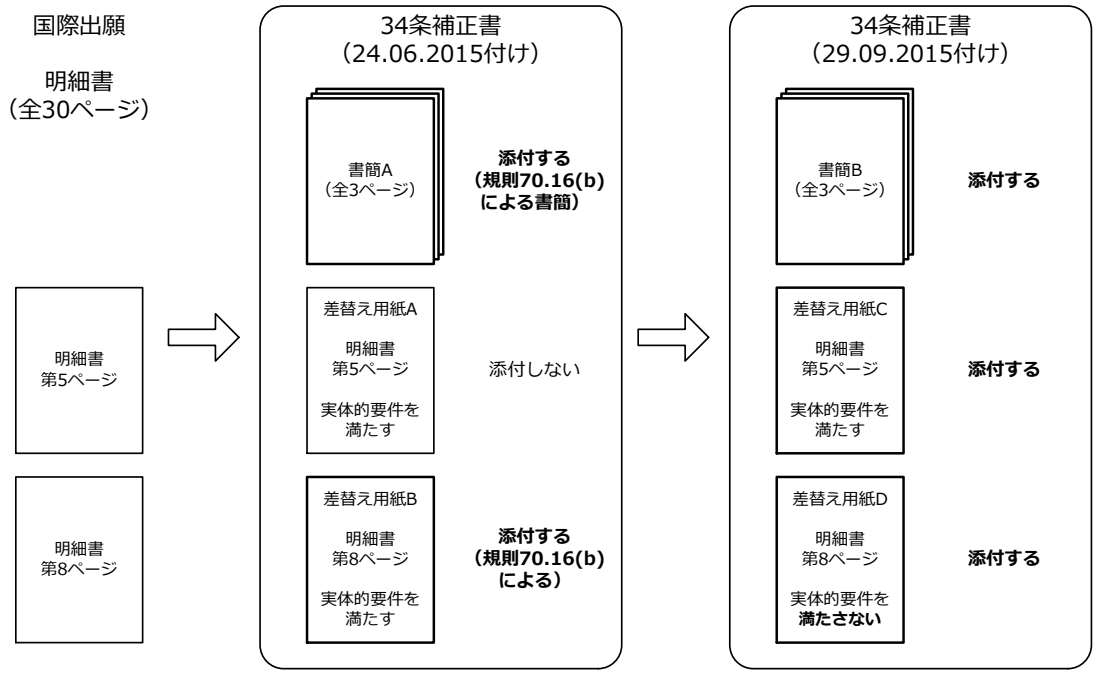

（前提）

- 24.06.2015 付け 34 条補正書による補正においては、明細書の第 5 ページ及び第 8 ページが補正されており、いずれのページについての補正も実体的要件を満たす。
- 29.09.2015 付け 34 条補正書による補正においては、明細書の第 5 ページ及び第 8 ページが補正されており、第 5 ページについての補正は実体的要件を満たすが、第 8 ページについての補正は実体的要件を満たさない。

〈審査官の判断〉

差替え用紙 A は、その後に提出された差替え用紙 C によって差し替えられており、かつ、当該差替え用紙 C における補正は実体的要件を満たすものである。したがって、差替え用紙 A は添付しない。

差替え用紙 B は、その後に提出された差替え用紙 D によって差し替えられているが、当該差替え用紙 D における補正は実体的要件を満たさないので、差替え用紙 B 及び書簡 A を添付する。

また、差替え用紙 C 及び D、並びに書簡 B も添付する。

なお、差替え用紙 B は、その後に提出された差替え用紙によって差し替えられたものであるので、添付する際には、用紙の下部余白の中央に、「SUPERSEDED REPLACEMENT SHEET (RULE 70.16(b))」と記入する。また、同様に、書簡 A には、「ACCOMPANYING LETTER (RULE 70.16(b))」と記入する。

以上のとおり、添付する附属書類は、全部で 9 ページ（= 書簡 A（3 ページ）+ 書簡 B（3 ページ）+ 差替え用紙 B-D（3 ページ））である。

〈IPER の記載〉

（表紙 3.a. の記載）

3．この報告には次の附属物件も添付されている。
a．☑（出願人及び国際事務局に送付される）附属書類は全部で 9 ページである。
☑ 補正された、明細書、請求の範囲及び／又は図面の用紙及び／又はこの国際予備審査機関が許可した訂正を含む用紙（差替えられ、又は取り消されたものを除く）及び添付された書簡（ＰＣＴ規則 46.5，66.8，70.16，91.2 及び実施細則第 607 号参照）
☐ この報告の作成開始時に、許可されていないか、この国際予備審査機関に通知されなかったために、国際予備審査機関によって考慮されなかった訂正を含む用紙及び添付された書簡（ＰＣＴ規則 66.4 の 2，70.2(e)，70.16 及び 91.2）
☑ 第Ｉ欄４．及び補充欄に示したように、国際予備審査機関が、補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認めたか、又は、出願時における国際出願中の補正の根拠を表示する書簡が添付されていないと認めた差替え用紙によって差替えられた用紙及び添付された書簡（ＰＣＴ規則 70.16(b) 参照）

※　PCT 規則 70.16(b)に規定される差替え用紙及び書簡の添付をする際には、1 番下の☐にもチェックする。

（第 I 欄 2. の記載）

2．この報告は下記の出願書類を基礎とした。（法第6条（ＰＣＴ14条）の規定に基づく命令に応答するために提出された差替え用紙は、この報告において「出願時」とし、この報告に添付していない。）

☑ 明細書　第 1-4，6-7，9-30 ページ、出願時に提出されたもの
第 8 ページ*、24. 06. 2015 付けで国際予備審査機関が受理したもの
第 5 ページ*、29. 09. 2015 付けで国際予備審査機関が受理したもの

（第 I 欄 4. の記載）

4．☑ この報告は、補充欄に示したように、この報告に添付されかつ以下に示した補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認められるか、又は、この報告に添付されかつ以下に示した補正に出願時における国際出願中の補正の根拠を表示する書簡が添付されていなかったので、その補正がされなかったものとして作成した。（ＰＣＴ規則 70.2(c)、(c の 2)）
☑ 明細書　第 8 ページ
☐ 請求の範囲　第　項
☐ 図面　第　ページ／図
☐ 配列表（具体的に記載すること）

（補充欄の記載例）

第 I 欄の続き

〈第 I 欄の 4. の続き〉

29.09.2015 付けで国際予備審査機関が受理した 34 条補正により、明細書の第 8 ページにおいて、……を……とする補正がなされた。

しかしながら……。

したがって、明細書の第 8 ページにおいてされた上記補正は、出願時における開示の範囲を超えてされたものである。

なお、明細書の第 8 ページについては、上記補正がされなかったものとして、24.06.2015 付けで国際予備審査機関が受理した明細書の第 8 ページを報告の基礎とした。

例 12：明細書についての補正書が 2 回提出されており、後の補正書に実体的要件を満たさない補正が含まれる場合（2）

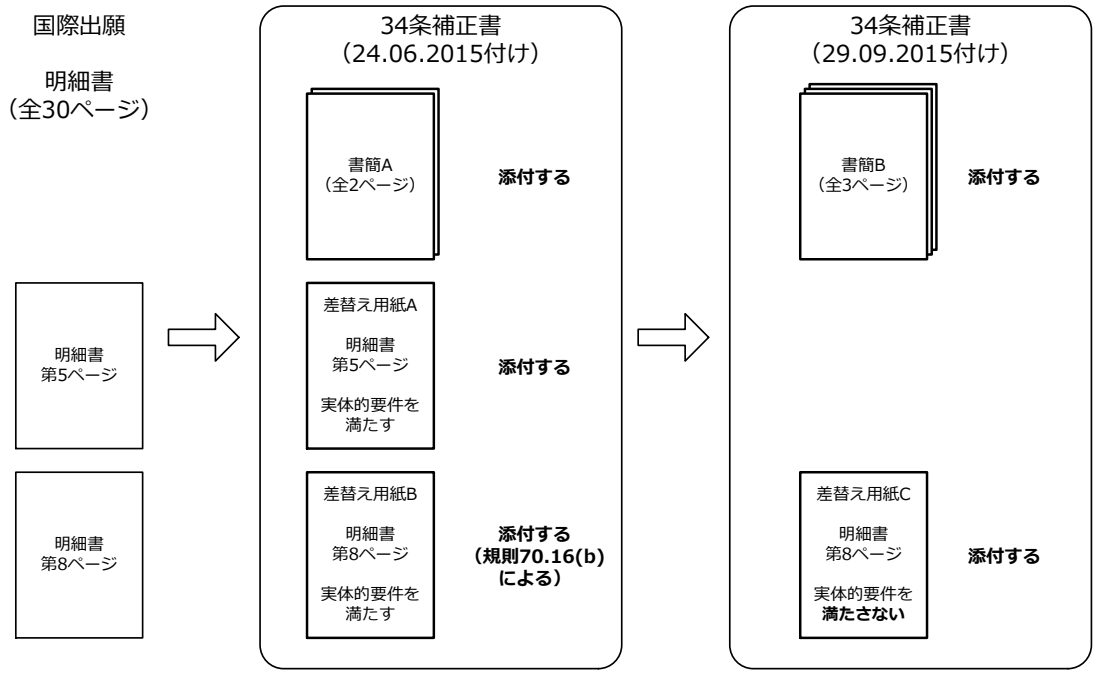

（前提）

- 24.06.2015 付け 34 条補正書による補正においては、明細書の第 5 ページ及び第 8 ページが補正されており、いずれのページについての補正も実体的要件を満たす。
- 29.09.2015 付け 34 条補正書による補正においては、明細書の第 8 ページが補正されているが、当該ページについての補正は実体的要件を満たさない。

〈審査官の判断〉

差替え用紙 B は、その後に提出された差替え用紙 C によって差し替えられているが、当該差替え用紙 C における補正は実体的要件を満たさないので、差替え用紙 B を添付する。

また、差替え用紙 A 及び C、並びに書簡 A 及び B も添付する。

なお、差替え用紙 B は、その後に提出された差替え用紙によって差し替えられたものであるので、添付する際には、用紙の下部余白の中央に、「SUPERSEDED REPLACEMENT SHEET (RULE 70.16(b))」と記入する。

以上のとおり、添付する附属書類は、全部で 8 ページ（= 書簡 A（2 ページ）+ 書簡 B（3 ページ）+ 差替え用紙 A-C（3 ページ））である。

〈IPER の記載〉

（表紙 3.a. の記載）

3．この報告には次の附属物件も添付されている。
a．☑（出願人及び国際事務局に送付される）附属書類は全部で 8 ページである。
☑ 補正された、明細書、請求の範囲及び／又は図面の用紙及び／又はこの国際予備審査機関が許可した訂正を含む用紙（差替えられ、又は取り消されたものを除く）及び添付された書簡（ＰＣＴ規則 46.5，66.8，70.16，91.2 及び実施細則第 607 号参照）
☐ この報告の作成開始時に、許可されていないか、この国際予備審査機関に通知されなかったために、国際予備審査機関によって考慮されなかった訂正を含む用紙及び添付された書簡（ＰＣＴ規則 66.4 の 2，70.2(e)，70.16 及び 91.2）
☑ 第Ｉ欄４．及び補充欄に示したように、国際予備審査機関が、補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認めたか、又は、出願時における国際出願中の補正の根拠を表示する書簡が添付されていないと認めた差替え用紙によって差替えられた用紙及び添付された書簡（ＰＣＴ規則 70.16(b)参照）

※　PCT 規則 70.16(b)に規定される差替え用紙及び書簡の添付をする際には、1 番下の☐にもチェックする。

（第Ｉ欄 2. の記載）

2．この報告は下記の出願書類を基礎とした。（法第6条（ＰＣＴ14条）の規定に基づく命令に応答するために提出された差替え用紙は、この報告において「出願時」とし、この報告に添付していない。）

☑ 明細書　第 1-4，6-7，9-30 ページ、出願時に提出されたもの
第 5，8 ページ*、24.06.2015 付けで国際予備審査機関が受理したもの
第 ＿＿ ページ*、＿＿ 付けで国際予備審査機関が受理したもの

（第Ｉ欄 4. の記載）

4．☑ この報告は、補充欄に示したように、この報告に添付されかつ以下に示した補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認められるか、又は、この報告に添付されかつ以下に示した補正に出願時における国際出願中の補正の根拠を表示する書簡が添付されていなかったので、その補正がされなかったものとして作成した。（ＰＣＴ規則 70.2(c)、(c の 2)）
☑ 明細書　第 8 ページ
☐ 請求の範囲　第 ＿＿ 項
☐ 図面　第 ＿＿ ページ／図
☐ 配列表（具体的に記載すること）＿＿

（補充欄の記載例）

第 Ｉ 欄の続き

〈第Ｉ欄の 4. の続き〉

29.09.2015 付けで国際予備審査機関が受理した 34 条補正により、明細書の第 8 ページにおいて、……を……とする補正がなされた。

しかしながら……。

したがって、明細書の第 8 ページにおいてされた上記補正は、出願時における開示の範囲を超えてされたものである。

なお、明細書の第 8 ページについては、上記補正がされなかったものとして、24.06.2015 付けで国際予備審査機関が受理した明細書の第 8 ページを報告の基礎とした。

例 13：明細書についての補正書が 2 回提出されており、両方の補正書に実体的要件を満たさない補正が含まれる場合

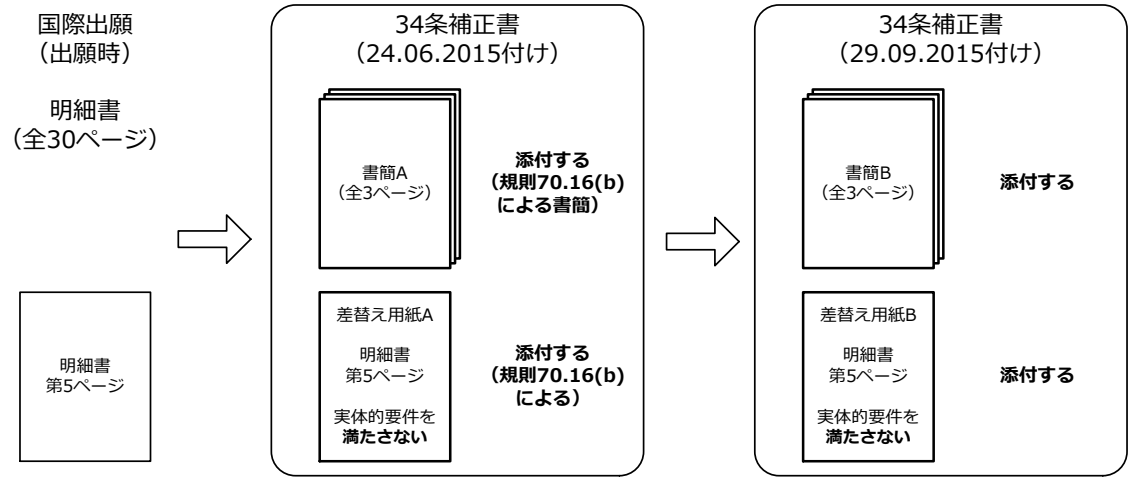

（前提）

- 24.06.2015 付け 34 条補正書による補正では、明細書の第 5 ページが補正されているが、当該ページについての補正は実体的要件を満たさない。
- 29.09.2015 付け 34 条補正書による補正では、明細書の第 5 ページが補正されているが、当該ページについての補正は実体的要件を満たさない。

〈審査官の判断〉

差替え用紙 A は、その後に提出された差替え用紙 B によって差し替えられているが、当該差替え用紙 B における補正は実体的要件を満たさないので、差替え用紙 A 及び書簡 A を添付する。

また、差替え用紙 B 及び書簡 B も添付する。

なお、差替え用紙 A は、その後に提出された差替え用紙によって差し替えられたものであるので、添付する際には、用紙の下部余白の中央に、「SUPERSEDED REPLACEMENT SHEET (RULE 70.16(b))」と記入する。また、同様に、書簡 A には、「ACCOMPANYING LETTER (RULE 70.16(b))」と記入する。

以上のとおり、添付する附属書類は、全部で 8 ページ（= 書簡 A（3 ページ）+ 書簡 B（3 ページ）+ 差替え用紙 A 及び B（2 ページ））である。

〈IPER の記載〉

（表紙 3.a. の記載）

3．この報告には次の附属物件も添付されている。
a．☑（出願人及び国際事務局に送付される）附属書類は全部で 8 ページである。
☑ 補正された、明細書、請求の範囲及び／又は図面の用紙及び／又はこの国際予備審査機関が許可した訂正を含む用紙（差替えられ、又は取り消されたものを除く）及び添付された書簡（ＰＣＴ規則 46.5，66.8，70.16，91.2 及び実施細則第 607 号参照）
☐ この報告の作成開始時に、許可されていないか、この国際予備審査機関に通知されなかったために、国際予備審査機関によって考慮されなかった訂正を含む用紙及び添付された書簡（ＰＣＴ規則 66.4 の 2，70.2(e)，70.16 及び 91.2）
☑ 第Ｉ欄４．及び補充欄に示したように、国際予備審査機関が、補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認めたか、又は、出願時における国際出願中の補正の根拠を表示する書簡が添付されていないと認めた差替え用紙によって差替えられた用紙及び添付された書簡（ＰＣＴ規則 70.16(b)参照）

※　PCT 規則 70.16(b)に規定される差替え用紙及び書簡の添付をする際には、1 番下の☐にもチェックする。

（第Ｉ欄 2. の記載）

2．この報告は下記の出願書類を基礎とした。（法第6条（ＰＣＴ14条）の規定に基づく命令に応答するために提出された差替え用紙は、この報告において「出願時」とし、この報告に添付していない。）

☑ 出願時の国際出願書類

（第Ｉ欄 4. の記載）

4．☑ この報告は、補充欄に示したように、この報告に添付されかつ以下に示した補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認められるか、又は、この報告に添付されかつ以下に示した補正に出願時における国際出願中の補正の根拠を表示する書簡が添付されていなかったので、その補正がされなかったものとして作成した。（ＰＣＴ規則 70.2(c)、(c の 2)）
☑ 明細書　第 5 ページ
☐ 請求の範囲　第 ＿＿ 項
☐ 図面　第 ＿＿ ページ／図
☐ 配列表（具体的に記載すること）＿＿＿＿

（補充欄の記載例）

第 Ｉ 欄の続き

〈第Ｉ欄の 4. の続き〉

24.06.2015 付けで国際予備審査機関が受理した 34 条補正により、明細書第 5 ページにおいて、……を……とする補正がなされた。また、29.09.2015 付けで国際予備審査機関が受理した 34 条補正により、当該部分を……とする補正がなされた。

しかしながら……。

したがって、明細書第 5 ページにおいてされた上記補正は、いずれも出願時における開示の範囲を超えてされたものである。

なお、明細書第 5 ページについては、上記いずれの補正もされなかったものとして、出願時の明細書第 5 ページを報告の基礎とした。

D.3　図面について補正が行われた事例

例 14：図面についての補正書が 1 回のみ提出されており、当該補正書による全ての補正が実体的要件を満たす場合

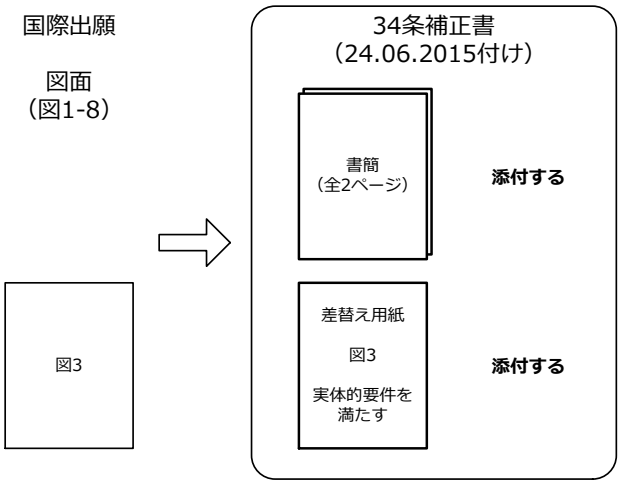

（前提）

- 34 条補正書による補正では、図 3 が補正されており、当該図についての補正は実体的要件を満たす。

〈審査官の判断〉

補正書が 1 回のみ提出されている場合には、当該補正書による補正が実体的要件を満たすか否かによらず、当該補正のために提出された全ての差替え用紙及び書簡を添付する。

以上のとおり、添付する附属書類は、全部で 3 ページ（= 書簡（2 ページ）+ 差替え用紙（1 ページ））である。

〈IPER の記載〉

（表紙 3.a. の記載）

3．この報告には次の附属物件も添付されている。
a．☑（出願人及び国際事務局に送付される）附属書類は全部で 3 ページである。
☑ 補正された、明細書、請求の範囲及び／又は図面の用紙及び／又はこの国際予備審査機関が許可した訂正を含む用紙（差替えられ、又は取り消されたものを除く）及び添付された書簡（ＰＣＴ規則 46.5，66.8，70.16，91.2 及び実施細則第 607 号参照）
☐ この報告の作成開始時に、許可されていないか、この国際予備審査機関に通知されなかったために、国際予備審査機関によって考慮されなかった訂正を含む用紙及び添付された書簡（ＰＣＴ規則 66.4 の 2，70.2(e)，70.16 及び 91.2）
☐ 第Ｉ欄４．及び補充欄に示したように、国際予備審査機関が、補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認めたか、又は、出願時における国際出願中の補正の根拠を表示する書簡が添付されていないと認めた差替え用紙によって差替えられた用紙及び添付された書簡（ＰＣＴ規則 70.16(b)参照）

（第 I 欄 2. の記載）

2．この報告は下記の出願書類を基礎とした。（法第6条（ＰＣＴ14条）の規定に基づく命令に応答するために提出された差替え用紙は、この報告において「出願時」とし、この報告に添付していない。）

☑ 図面　第 1-2, 4-8 ページ／図、出願時に提出されたもの
第 3 ページ／図＊、24.06.2015 付けで国際予備審査機関が受理したもの
第 ＿＿＿ ページ／図＊、＿＿＿ 付けで国際予備審査機関が受理したもの

例 15：図面についての補正書が 1 回のみ提出されており、当該補正書に実体的要件を満たさない補正が含まれる場合

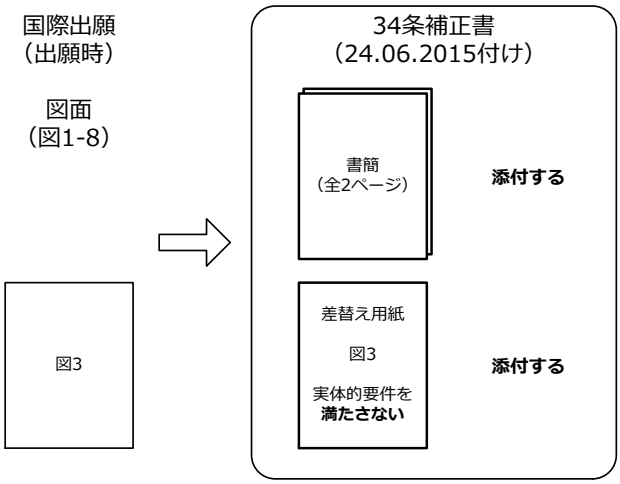

（前提）

・ 34 条補正書による補正では、図 3 が補正されているが、当該図についての補正は実体的要件を満たさない。

〈審査官の判断〉

補正書が 1 回のみ提出されている場合には、当該補正書による補正が実体的要件を満たすか否かによらず、当該補正のために提出された全ての差替え用紙及び書簡を添付する。

以上のとおり、添付する附属書類は、全部で 3 ページ（= 書簡（2 ページ）+ 差替え用紙（1 ページ））である。

〈IPER の記載〉

（表紙 3.a. の記載）

３．この報告には次の附属物件も添付されている。
ａ．☑（出願人及び国際事務局に送付される）附属書類は全部で 3 ページである。
☑ 補正された、明細書、請求の範囲及び／又は図面の用紙及び／又はこの国際予備審査機関が許可した訂正を含む用紙（差替えられ、又は取り消されたものを除く）及び添付された書簡（ＰＣＴ規則 46.5，66.8，70.16，91.2 及び実施細則第 607 号参照）
☐ この報告の作成開始時に、許可されていないか、この国際予備審査機関に通知されなかったために、国際予備審査機関によって考慮されなかった訂正を含む用紙及び添付された書簡（ＰＣＴ規則 66.4 の 2，70.2(e)，70.16 及び 91.2）
☐ 第Ｉ欄４．及び補充欄に示したように、国際予備審査機関が、補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認めたか、又は、出願時における国際出願中の補正の根拠を表示する書簡が添付されていないと認めた差替え用紙によって差替えられた用紙及び添付された書簡（ＰＣＴ規則 70.16(b)参照）

（第 I 欄 2. の記載）

2．この報告は下記の出願書類を基礎とした。（法第6条（ＰＣＴ14条）の規定に基づく命令に応答するために提出された差替え用紙は、この報告において「出願時」とし、この報告に添付していない。）

☑ 出願時の国際出願書類

（第 I 欄 4. の記載）

4．☑ この報告は、補充欄に示したように、この報告に添付されかつ以下に示した補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認められるか、又は、この報告に添付されかつ以下に示した補正に出願時における国際出願中の補正の根拠を表示する書簡が添付されていなかったので、その補正がされなかったものとして作成した。（ＰＣＴ規則 70.2(c)、(c の 2)）

☐ 明細書　第＿＿＿＿＿＿＿＿ ページ
☐ 請求の範囲　第＿＿＿＿＿＿＿＿ 項
☑ 図面　第3＿＿＿＿＿＿＿＿ 図
☐ 配列表（具体的に記載すること）＿＿＿＿＿＿＿＿

（補充欄の記載例）

第 I 欄の続き

〈第 I 欄の 4. の続き〉

24.06.2015 付けで国際予備審査機関が受理した 34 条補正により、図 3 において、……を……とする補正がなされた。

しかしながら……。

したがって、図 3 においてされた上記補正は、出願時における開示の範囲を超えてされたものである。

なお、図 3 については、上記補正がされなかったものとして、出願時の図 3 を報告の基礎とした。

D.4　明らかな誤りの訂正請求書が提出された事例

例 16：明らかな誤りの訂正請求書のみが提出された場合

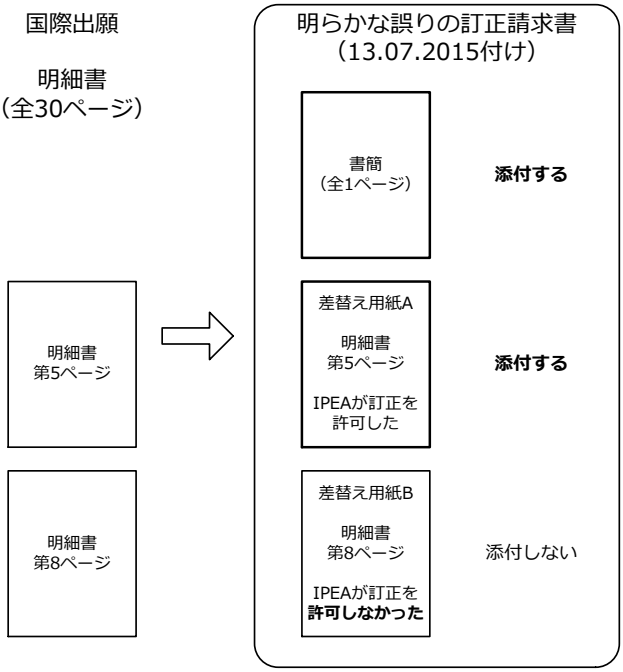

（前提）

- 出願時の明細書の第 5 ページ及び第 8 ページについて、明らかな誤りの訂正が請求されており、IPEA は、第 5 ページについての訂正を許可したが、第 8 ページについての訂正を許可しなかった。

〈審査官の判断〉

明らかな誤りの訂正請求書が 1 回のみ提出されている場合には、IPEA が許可した明らかな誤りの訂正のために提出された差替え用紙及び書簡を添付する。

差替え用紙 A 及び書簡は、IPEA が許可した明らかな誤りの訂正のために提出された差替え用紙及び書簡であるので、添付する。

差替え用紙 B は、IPEA が許可しなかった明らかな誤りの訂正のために提出された差替え用紙であるので、添付しない。

以上のとおり、添付する附属書類は、全部で 2 ページ（= 書簡（1 ページ）+ 差替え用紙 A（1 ページ））である。

〈IPER の記載〉

（表紙 3.a. の記載）

3．この報告には次の附属物件も添付されている。
a．☑（出願人及び国際事務局に送付される）附属書類は全部で 2 ページである。
☑ 補正された、明細書、請求の範囲及び／又は図面の用紙及び／又はこの国際予備審査機関が許可した訂正を含む用紙（差替えられ、又は取り消されたものを除く）及び添付された書簡（ＰＣＴ規則 46.5，66.8，70.16，91.2 及び実施細則第 607 号参照）
☐ この報告の作成開始時に、許可されていないか、この国際予備審査機関に通知されなかったために、国際予備審査機関によって考慮されなかった訂正を含む用紙及び添付された書簡（ＰＣＴ規則 66.4 の 2，70.2(e)，70.16 及び 91.2）
☐ 第Ｉ欄４．及び補充欄に示したように、国際予備審査機関が、補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認めたか、又は、出願時における国際出願中の補正の根拠を表示する書簡が添付されていないと認めた差替え用紙によって差替えられた用紙及び添付された書簡（ＰＣＴ規則 70.16(b)参照）

（第Ｉ欄 2. の記載）

2．この報告は下記の出願書類を基礎とした。（法第6条（ＰＣＴ14条）の規定に基づく命令に応答するために提出された差替え用紙は、この報告において「出願時」とし、この報告に添付していない。）

☑ 出願時の国際出願書類

※　出願時における国際出願についての明らかな誤りの訂正を IPEA が許可した場合には、当該訂正を含む差替え用紙は出願時の国際出願の一部であるとみなされる[R91.3(c)(i)]。したがって、IPEA が訂正を許可した明細書第 5 ページも、出願時に提出されたものを基礎とする。

（第Ｉ欄 5. の記載）

5．☑ この報告は、ＰＣＴ規則 91 の規定により国際予備審査機関が許可した又は国際予備審査機関に通知された明らかな誤りの訂正を、
☑ 考慮に入れて作成した（ＰＣＴ規則66.1(dの2)及び70.2(e)）。
☐ 考慮に入れずに作成した（ＰＣＴ規則66.4の2及び70.2(e)）。

例 17：請求の範囲についての補正書の提出後に明らかな誤りの訂正請求書が提出された場合

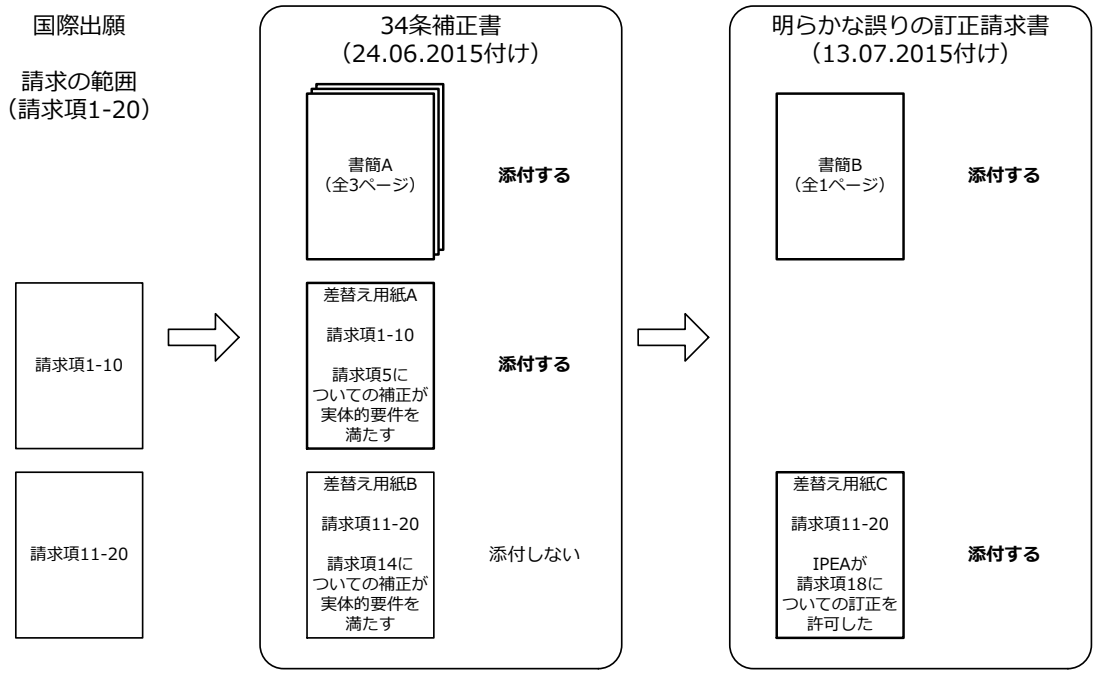

（前提）

- 34 条補正書による補正では、請求項 5 及び請求項 14 が補正されており、当該請求項についての補正は実体的要件を満たす。
- 34 条補正書による補正後の請求項 18 について、明らかな誤りの訂正が請求されており、IPEA は当該訂正を許可した。

〈審査官の判断〉

差替え用紙 B は、その後に提出された差替え用紙 C（IPEA が許可した明らかな誤りの訂正のために提出された差替え用紙）によって差し替えられている。したがって、差替え用紙 B は添付しない。

差替え用紙 A 及び C、並びに書簡 A 及び B は添付する。

なお、請求の範囲の補正のために提出された差替え用紙を添付する場合には、通常は、請求の範囲全体の差替え用紙を添付するが、後の訂正によって差し替えられた差替え用紙（差替え用紙 B）は添付しない。

以上のとおり、添付する附属書類は、全部で 6 ページ（= 書簡 A（3 ページ）+ 書簡 B（1 ページ）+ 差替え用紙 A 及び C（2 ページ））である。

〈IPER の記載〉

（表紙 3.a. の記載）

3．この報告には次の附属物件も添付されている。
a．☑（出願人及び国際事務局に送付される）附属書類は全部で 6 ページである。
☑ 補正された、明細書、請求の範囲及び／又は図面の用紙及び／又はこの国際予備審査機関が許可した訂正を含む用紙（差替えられ、又は取り消されたものを除く）及び添付された書簡（ＰＣＴ規則 46.5, 66.8, 70.16, 91.2 及び実施細則第 607 号参照）
☐ この報告の作成開始時に、許可されていないか、この国際予備審査機関に通知されなかったために、国際予備審査機関によって考慮されなかった訂正を含む用紙及び添付された書簡（ＰＣＴ規則 66.4 の 2, 70.2(e), 70.16 及び 91.2）
☐ 第Ｉ欄４．及び補充欄に示したように、国際予備審査機関が、補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認めたか、又は、出願時における国際出願中の補正の根拠を表示する書簡が添付されていないと認めた差替え用紙によって差替えられた用紙及び添付された書簡（ＰＣＴ規則 70.16(b) 参照）

（第Ｉ欄 2. の記載）

2．この報告は下記の出願書類を基礎とした。（法第6条（ＰＣＴ14条）の規定に基づく命令に応答するために提出された差替え用紙は、この報告において「出願時」とし、この報告に添付していない。）

☑ 請求の範囲　第 ＿＿＿ 項、出願時に提出されたもの
第 ＿＿＿ 項*、ＰＣＴ１９条の規定に基づき補正されたもの
第 1-20 項*、24.06.2015 付けで国際予備審査機関が受理したもの

※　補正書についての明らかな誤りの訂正を IPEA が許可した場合には、当該訂正を含む差替え用紙は、当該補正書の提出時における補正書の一部であるとみなされる [R91.3(c)(ii)]。したがって、IPEA が訂正を許可した請求項 18 は、24.06.2015 付けで IPEA が受理したものを基礎とする。

（第Ｉ欄 5. の記載）

5．☑ この報告は、ＰＣＴ規則 91 の規定により国際予備審査機関が許可した又は国際予備審査機関に通知された明らかな誤りの訂正を、
☑ 考慮に入れて作成した（ＰＣＴ規則66.1(dの2)及び70.2(e)）。
☐ 考慮に入れずに作成した（ＰＣＴ規則66.4の2及び70.2(e)）。

例 18：明細書についての補正書の提出後に明らかな誤りの訂正請求書が提出された場合

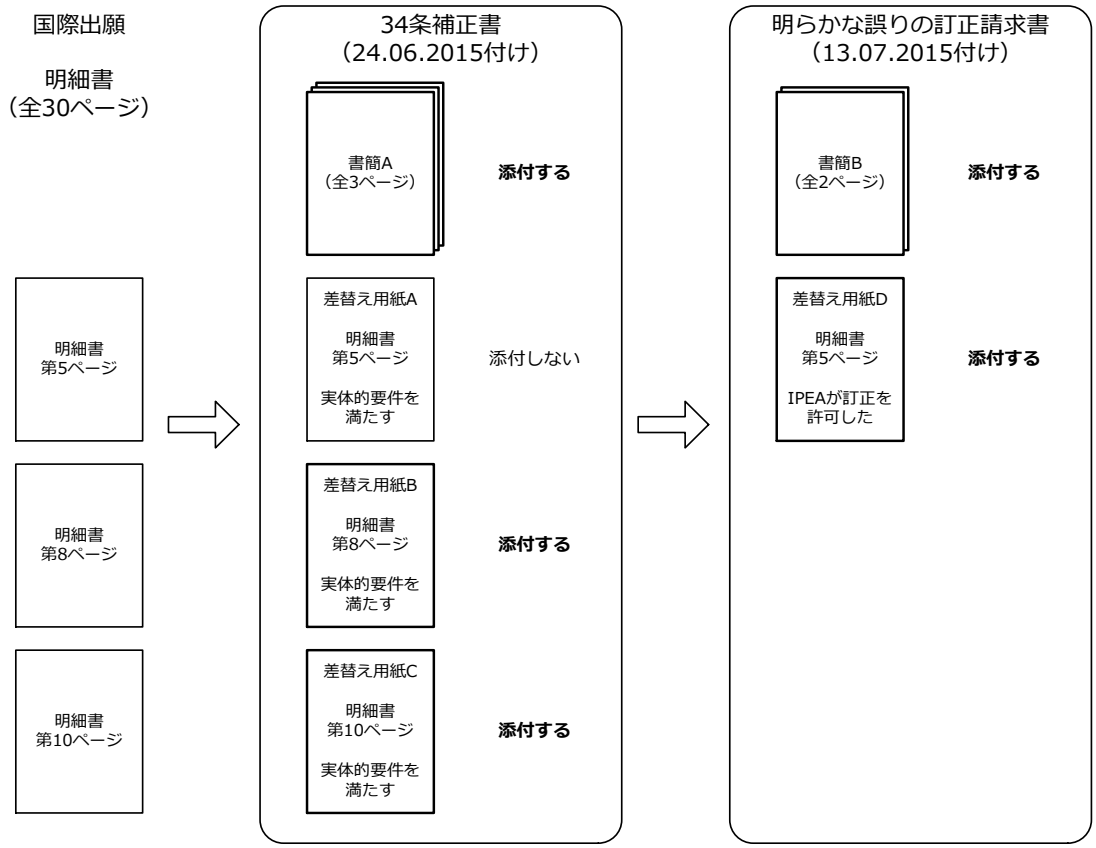

（前提）

- 34 条補正書による補正では、明細書の第 5 ページ、第 8 ページ及び第 10 ページが補正されており、いずれのページについての補正も実体的要件を満たす。
- 34 条補正による補正後の明細書の第 5 ページ（差替え用紙 A）について、明らかな誤りの訂正が請求されており、IPEA は当該訂正を許可した。

〈審査官の判断〉

差替え用紙 A は、その後に提出された、差替え用紙 D（IPEA が許可した明らかな誤りの訂正のために提出された差替え用紙）によって差し替えられている。したがって、差替え用紙 A は添付しない。

差替え用紙 B-D、並びに書簡 A 及び B は添付する。

以上のとおり、添付する附属書類は、全部で 8 ページ（= 書簡 A（3 ページ）+ 書簡 B（2 ページ）+ 差替え用紙 B-D（3 ページ））である。

〈IPER の記載〉

（表紙 3.a. の記載）

３．この報告には次の附属物件も添付されている。
ａ．☑（出願人及び国際事務局に送付される）附属書類は全部で 8 ページである。
☑ 補正された、明細書、請求の範囲及び／又は図面の用紙及び／又はこの国際予備審査機関が許可した訂正を含む用紙（差替えられ、又は取り消されたものを除く）及び添付された書簡（ＰＣＴ規則 46.5，66.8，70.16，91.2 及び実施細則第 607 号参照）
☐ この報告の作成開始時に、許可されていないか、この国際予備審査機関に通知されなかったために、国際予備審査機関によって考慮されなかった訂正を含む用紙及び添付された書簡（ＰＣＴ規則 66.4 の 2，70.2(e)，70.16 及び 91.2）
☐ 第Ｉ欄４．及び補充欄に示したように、国際予備審査機関が、補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認めたか、又は、出願時における国際出願中の補正の根拠を表示する書簡が添付されていないと認めた差替え用紙によって差替えられた用紙及び添付された書簡（ＰＣＴ規則 70.16(b)参照）

（第Ｉ欄 2. の記載）

２．この報告は下記の出願書類を基礎とした。（法第6条（ＰＣＴ14条）の規定に基づく命令に応答するために提出された差替え用紙は、この報告において「出願時」とし、この報告に添付していない。）

☑ 明細書　第 1-4，6-7，9，11-30 ページ、出願時に提出されたもの
第 5，8，10 ページ*、24.06.2015 付けで国際予備審査機関が受理したもの
第 ＿＿＿ ページ*、＿＿＿ 付けで国際予備審査機関が受理したもの

※　補正書についての明らかな誤りの訂正を IPEA が許可した場合には、当該訂正を含む差替え用紙は、当該補正書の提出時における補正書の一部であるとみなされる[R91.3(c)(ii)]。したがって、IPEA が訂正を許可した明細書第 5 ページは、24.06.2015 付けで IPEA が受理したものを基礎とする。

（第Ｉ欄 5. の記載）

５．☑ この報告は、ＰＣＴ規則 91 の規定により国際予備審査機関が許可した又は国際予備審査機関に通知された明らかな誤りの訂正を、
☑ 考慮に入れて作成した（ＰＣＴ規則66.1(dの2)及び70.2(e)）。
☐ 考慮に入れずに作成した（ＰＣＴ規則66.4の2及び70.2(e)）。